



練馬区勢概要

令和2年版（2020年版）



練馬区の歌

—— わが街・練馬 ——

作詞 補作 作曲
子いち悦 幸一祥 野永崎 久松川

一、花と緑につつまれて
わが街・練馬をあるいてごらん
春がきたよと こぶし咲き
梅の香りの漂うなかで
きつと元気が出るでしょう

二、朝の光に照らされて
わが街・練馬をあるいてごらん
夏がくるよと つつじ咲き
土の香りの漂うなかで
きつと元気が出るでしょう

三、かわいい声に囲まれて
わが街・練馬をあるいてごらん
秋の実りよ 子供たち
虹の七色輝くなかで
きつと元気が出るでしょう

四、錦の落葉踏みしめて
わが街・練馬をあるいてごらん
冬鳥たちも 飛んできて
地球の明日を夢みるなかで
きつと元気が出るでしょう

♩ = 116

mf

1 はなと 一みどりに つつ 一まれ て } 1~4 わ が まちねりま
(2 あさ) の 一ひかりに て 一され て
(3 かわ) い いこえーに か 一まれ て
(4 にし) き のおちー ぶ 一しめ て

mp (V)

を ある いて ご ら ん { は る が き た よ と こ
な つ が く る よ と つ
あ き の み の り よ
ふ ゆ ど り た ち も こ

mf *Vf*

ぶ 一し さ き う め の か お り の た だ よ う な か で } 1~4 き っ
つ 一じ さ き つ ち の か お り の た だ よ う な か で
ど 一も た ち に じ の な い ろ か が や く な か で
ん 一で き て ち き ゆ う の あ し た を ゆ め み る な か で

1. 2. 3. 4.

と げん き が で る で し ょ う 2 あ さ う
3 か わ
4 に し

「練馬区の歌—わが街・練馬—」は、歌を通じて、区民に、ふるさと練馬への親しみと地域とのふれあいを深めてもらうために作られた。この歌は、区民代表や学識経験者などで構成する「区の歌制作委員会」が制作をしたもので、歌詞は区民から公募し、曲も区内在住の作曲家によって作られた区民参加による手づくりの歌である。平成元年10月8日、今後、広く区民に愛唱されることを願って、「ふるさと練馬まつり」の席で発表された。

練馬区勢概要

令和2年版
(2020年版)

練馬区

この区勢概要は、「第2次 みどりの風吹くまちビジョン」でお示した施策の体系に沿って、令和元年度に実施した事業を紹介しています。多くの皆様に、区政について一層のご理解を頂ければ幸いに存じます。

本書の編集に際し、区内の各官公署やその他の機関から資料を提供して頂くなど、多くのご協力を頂きました。心から御礼申し上げます。

<凡例>

- 1 本書の構成は、「第2次みどりの風吹くまちビジョン」の施策の体系を基本とした。本書では、名称を『ビジョン』と省略する（序章の「1 区の計画」を除く。）。
各章内は、章・大見出し・中見出し・小見出しで構成される。各章は『ビジョン』の施策の柱と、各大見出しは『ビジョン』における施策名・番号と対応する（一部、省内の施策全般に係る内容を記載した部分を除く。）。
施策の体系（施策の柱および施策名・番号）は、28～29ページ〔施策の体系と戦略計画・個別計画の関連図（第2次みどりの風吹くまちビジョン）〕に掲載している。
- 2 本書は、ほかの区域と区別する必要のない限り、「練馬区」の名称を省略する。
- 3 グラフ・表等の資料の出所は、練馬区の各部課において作成したものについては省略する。
- 4 本書は、平成31年、令和元年または元年度の統計資料を基準とし、併せて、以前のものも比較対象のため掲載する。なお、一部令和2年度以降の内容も掲載している。
- 5 統計表の基準時・期間はつぎのとおりとする。
「年次」暦年間（1月～12月）
「年度」会計年度間（4月～翌年3月）
- 6 統計表中の符号の用途はつぎのとおりとする。
「－」皆無または該当数値なし
「---」資料なし
「0」単位未満
「△」減
- 7 統計表中の数値の単位未満は、四捨五入することを原則とした。したがって、合計と内訳が一致しない場合もある。
- 8 練馬区の発行している事業案内冊子の誌名・発行元等を「関連文書一覧」として掲載した。

目 次

練馬区この1年	1
---------------	---

練馬区のあらまし	9
----------------	---

1 地勢	10
位置、面積／地形／地質／町名図／地名の 由来／区の紋章／区の花と木	
2 歴史	12
原始・古代／中世／近世／近代	
3 人口	14
人口の推移／世帯数と人口の推移／人口構 成／世帯の状況／人口密度／本籍人口／住 民基本台帳	
4 気象	21

序章 区政の推進と財政	25
-------------------	----

1 区の計画	26
(1) 第2次みどりの風吹くまちビジョン	26
位置付け／『第2次ビジョン』の構成	
(2) 区政改革計画	27
(3) グランドデザイン構想	27
位置付け／構成	
(4) 区民の要望	27
区民意識意向調査／施策の体系と戦略計 画・個別計画の関連図（第2次みどりの風吹 くまちビジョン）	
2 区政のしくみ	30
(1) 議決機関（区議会）	30
区議会のはたらき／本会議と委員会／31年～ 令和2年の区議会／練馬区議会議員名簿	
(2) 執行機関（区長・行政委員会など）	35
区長と補助機関／行政委員会、行政委員／ 練馬区機構図／練馬区の附属機関	
(3) 参政の状況	43
選挙権と選挙人名簿登録者数／選挙区／ 参議院議員選挙／東京都知事選挙／明るい 選挙のために／主権者教育	
(4) 新たな区政の創造	46
特別区制度改革／地方分権の推進	
3 財政	47
(1) 特別区財政制度の現状	47
都区財政調整制度／起債の発行／地方交 付税／国庫支出金	
(2) 令和2年度当初予算	47

当初予算編成に当たっての基本方針／一般 会計／特別会計／令和2年度一般会計予算 ／令和2年度特別会計予算／令和2年度『ビ ジョン』に掲げた施策の柱と重点的取組	
(3) 30年度決算	58
一般会計／特別会計／財政指標／30年度 一般会計決算／30年度特別会計決算	
4 税・財産	61
(1) 区政を支える特別区税	61
特別区税	
(2) 都税	62
(3) 国税	63
(4) 区税負担の公平性を確保する	63
適正な課税／確実な収納事務	
(5) 財産	63
(6) 健全な財政運営を行う	64
公有財産等の活用と管理／練馬区土地開 発公社／地価公示	
5 医療保険・年金制度	65
(1) 国民健康保険	65
国民健康保険の役割と運営主体／加入状 況／保険給付の概要／医療費／国民健康保 険料／財政状況／安定した事業運営のために ／保健事業	
(2) 後期高齢者医療制度	67
制度の運営／被保険者／保険給付の概要 ／保健事業／後期高齢者医療保険料	
(3) 国民年金	69
国民年金事業の運営／年金加入状況／国民 年金保険料／年金等の給付／練馬年金事務所	
6 区内の公共機関	71
(1) 警察	71
(2) 消防	71

第1章 子どもたちの笑顔輝くまち 73

10 教育・子育てに関する施策の方針と計画 ...	74
(1) 練馬区総合教育会議による教育・子育て 行政のさらなる活性化	74
練馬区総合教育会議と「練馬区教育・子育 て大綱」	
(2) 練馬区教育振興基本計画	74
練馬区教育振興基本計画	
(3) 練馬区子ども・子育て支援事業計画	74
練馬区子ども・子育て支援事業計画	

11 幼児教育・保育サービスの充実	76
(1) 就学前の子どもの成長を支える	76
区立保育所・私立保育所／地域型保育事業／その他の保育制度／待機児童の解消を目指して／私立保育所等への助成の充実／幼稚園の現況／練馬こども園	
12 子どもと子育て家庭を地域で支える	79
(1) 地域で子育てを支える	79
相談支援体制／親子で交流できる場／多様な子育て支援事業／区立保育所子育て支援事業／練馬こどもまつり	
(2) 手当・助成	81
児童手当等の支給	
13 子どもの居場所と成長環境の充実	82
(1) 学童期の子どもの成長を支える	82
学童クラブ／学校応援団／練馬型放課後児童対策事業「ねりっこクラブ」／夏休み居場所づくり事業／放課後児童等の広場（民間学童保育）事業／児童館（室）	
14 教育の質の向上	84
(1) 幼稚園・保育所と小学校との連携推進	84
接続期（幼児期から児童期）を円滑にするための取組	
(2) 小・中学校の教育内容を充実する	84
人権教育および豊かな心を育成する教育を推進するために／教育指導の充実／教員の資質向上と理科教育の振興のために／教育情報の発信／確かな学力の定着・向上と主体的に学ぶことができる子どもを育てる教育を推進するために／小中一貫教育の推進	
(3) 教育環境を充実する	85
施設の整備／小・中学校の現況／学校選択制度／教材等の整備／ICT 環境の整備／区立学校の適正配置の推進	
(4) 児童・生徒の健やかな体の成長を促す	87
校外学習／学校災害／アレルギー疾患対策／学校給食	
15 家庭や地域と連携した教育の推進	88
(1) 学校との連携を推進する	88
家庭および地域社会に開かれ、信頼される学校づくりを推進するために／学校評議員制度／学校安全安心ボランティア事業／学校安全対策事業／教育委員と児童・生徒、保護者との意見交換会／広報活動	
(2) 家庭・学校・地域で連携して青少年の健全育成を推進する	88
青少年育成活動方針目標／家庭・地域社会の教育力の向上／練馬区青少年問題協議会	

／練馬区青少年対策連絡会／練馬区青少年育成地区委員会／練馬区青少年委員会／健全で安全な社会環境づくりと非行防止の推進／学習の機会の充実

- (3) 青少年の自主的な活動を支援する
- 社会参加の促進／青少年の活動の場／少年自然の家／青少年館

16 支援が必要な子どもたちへの取組の充実 ... 93

- (1) 支援が必要な子どもと子育て家庭を応援する
- 児童虐待防止／相談と指導／就学援助／いじめ・不登校などへの対応／学習支援事業／特別支援教育／母子生活支援施設／練馬区ひとり親家庭自立応援プロジェクトの実施

第2章 高齢者が住み慣れた地域で暮らせるまち 97

21 高齢者の在宅生活を支える仕組みづくり ... 98

- (1) 「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定
- 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
- (2) 地域での生活を支援するサービス等を拡充
- ＜地域で高齢者を支える＞

 地域包括支援センターの設置／包括的支援事業／高齢者の総合相談・医療と介護の相談窓口／高齢者支え合いサポーター育成研修の実施／生活支援コーディネーターの配置／高齢者見守りネットワークの構築／ひとり暮らし高齢者等訪問支援事業

 ＜高齢者等への支援＞

 地域支援事業／三療サービス／ひとり暮らし高齢者等に対する給付／高齢者自立支援用具給付および住宅改修給付事業／緊急一時宿泊事業（緊急保護利用）／車いす等の貸与事業

 ＜要介護・要支援高齢者への支援＞

 介護保険制度／相談・苦情／保険給付／利用者負担の軽減／要介護高齢者の在宅支援サービス／高齢者在宅生活あんしん事業／認知症対策事業／家族介護者教室

 ＜在宅療養の推進＞

 在宅療養に従事する多職種連携の推進／サービス提供体制の充実／区民への啓発、家族への支援

22 介護施設の整備と介護人材の確保 104

- (1) 介護施設の整備と介護人材の確保
- 老人ホーム／介護老人保健施設／地域密

着型サービス／事業者状況／社会福祉法人
練馬区社会福祉事業団／介護人材の確保・育
成・定着支援

23 元気高齢者の社会参加・介護予防の推進 … 107

- (1) 高齢者の多様な社会参加の促進 …… 107
老人クラブ・文化祭など／高齢者サークル
事業助成／公益社団法人練馬区シルバー人
材センター／高齢者就業・社会参加支援事業
／高齢者の生活ガイド／シニアナビねりま／
高齢者いきいき健康事業／敬老祝品／高齢
者施設
- (2) 介護予防の推進 …… 108
介護予防・日常生活支援総合事業

第3章 安心を支える福祉と医療の まち …… 109

31 障害者の地域生活を支える …… 110

- (1) 総合相談体制を構築する …… 110
相談支援の充実／手帳の交付
- (2) サービス提供体制を拡充する …… 111
障害者総合支援法／「障害者総合支援法」
による障害福祉サービス等／「障害者総合支
援法」以外の障害福祉サービス／障害者計画・
障害者福祉計画・障害児福祉計画の推進／福
祉園／就労継続支援B型事業所／谷原フレンド
／心身障害者福祉センター（中村橋福祉ケ
アセンター）／しらゆり荘および大泉つつじ
荘／障害者グループホーム／こども発達支援
センター
- (3) 障害者の就労を推進する …… 115
就労支援体制の強化／練馬区障害者就労
支援センター（レインボーワーク）／就労移
行支援事業所／就労定着支援事業所
- (4) 障害者の社会生活を支援する …… 115
精神保健福祉／心身障害者福祉集会所／
福祉手当と年金、医療費助成／啓発活動等
の推進／福祉大会

32 生活の安定に向けた自立の応援 …… 117

- (1) 生活の安定に向けた自立支援を行う …… 117
生活保護／法外援護／生活困窮者自立支
援事業／戦争犠牲者の援助／中国残留邦人
等への支援／各種資金貸付制度などの運営
／生活の安定と自立のために

33 地域福祉の推進 …… 120

- (1) 「ともに支え合う
ずっと住みたいやさしいまち」 …… 120
練馬区地域福祉計画

- (2) 区民との協働と地域の支え合いを
推進する …… 120

民生・児童委員／地域福祉パワーアップカ
レッジねりま／地域福祉コーディネーターに
よる地域福祉の基盤づくり／やさしいまちづ
くり支援事業／非営利地域福祉活動団体への
補助金交付／福祉有償運送の支援

- (3) 福祉サービスを利用しやすい
環境をつくる …… 121

福祉サービス指導監査・検査および社会福
祉法人の設立認可／保健福祉サービス苦情調
整委員の設置／避難行動要支援者支援の充実

- (4) 多様な人の社会参加に対する理解を
促進する …… 121

第3回「ねりまユニバーサルフェス」／小
学生ユニバーサルデザイン体験教室／情報
通信技術を活用した情報バリアフリーの推進
／ユニバーサルデザイン推進ひろばの運営

- (5) 権利擁護が必要な人への支援体制を
整備する …… 121

権利擁護センター「ほっとサポートねりま」
／市民後見人の養成と支援／地域福祉権利
擁護事業等の実施

- (6) 練馬区社会福祉協議会との連携 …… 122
社会福祉法人練馬区社会福祉協議会（社協）

34 医療環境の充実 …… 123

- (1) 医療機関の役割分担と連携 …… 123
休日・夜間救急医療／心身障害者（児）・
要介護高齢者歯科診療
- (2) 病床の確保 …… 123
順天堂大学医学部附属練馬病院／公益社
団法人地域医療振興協会練馬光が丘病院／
高野台新病院の整備
- (3) 人材の確保 …… 124
看護職員フェア
- (4) 在宅療養の推進 …… 124
- (5) 災害時医療救護体制の構築 …… 124
医療機関の役割分担と連携／医療救護所
訓練の実施

35 健康づくりの推進 …… 125

- (1) 健康づくりを支援する …… 125
健康都市練馬区宣言／健康づくりサポート
プラン／乳幼児と親の健康づくり／学校保健
の充実／成人の健康推進
- (2) 食育を推進する環境づくり …… 129
練馬区食育推進ネットワーク会議／生涯を
通じた食育の推進／食育推進ボランティア
- (3) 健康に関する危機管理を行う …… 129

予防接種／感染症対策

- (4) 安全な衛生環境を確保する …………… 131
食品衛生／食品衛生普及啓発活動／環境衛生／ペット動物の飼養／ねずみ・害虫対策／医療監視・指導／薬事衛生／免許申請などの取扱い

第4章 安全・快適、 みどりあふれるまち …………… 133

40-1 良好な地域環境を作る …………… 134

- (1) まちづくりで環境に配慮する …………… 134
(2) 公害問題の解決を図り、地球環境の保全・改善を推進する …………… 134
大気汚染／練馬区アスベスト飛散防止条例／事業所の有害化学物質適正管理に関する規制指導／事業所の土壌汚染対策に関する規制指導／放射線量の測定／水質汚濁／公害に関する苦情および陳情の処理事務
(3) まちの美化を進める …………… 136
「ポイ捨て・落書防止条例」および「歩行喫煙等の防止条例」の施行／空き家およびいわゆる「ごみ屋敷」対策の推進／あき地管理／カラス対策／アライグマ・ハクビシン対策

40-2 地域特性を活かしたまちづくりの 推進 …………… 138

- (1) 計画的な土地利用を誘導し、良好な市街地を形成する …………… 138
地域地区制度／地区計画制度によるまちづくり／「練馬区風致地区条例」に基づく事務／優良宅地、優良住宅の認定審査
(2) 区民・事業者とともにまちづくりを進める …………… 139
練馬区まちづくり条例／区民・事業者・区の協働によるまちづくり／「練馬区まちづくり条例」に基づく開発調整／建築紛争の予防・調整／建築協定／「練馬区福祉のまちづくり推進条例」によるバリアフリー整備／公益財団法人練馬区環境まちづくり公社
(3) 調和のとれた都市景観を形成する …………… 141
景観形成のルールづくり／景観まちづくり／景観に関する届出

41 災害に強い安全なまちづくり …………… 142

- (1) まちの防災性を向上する …………… 142
防災まちづくりの推進／都市計画道路事業に合わせた延焼遮断帯の形成／土地区画整理事業の推進／建築物の規制と誘導
(2) 災害に強いまちをつくる …………… 143

密集住宅市街地整備促進事業／防災まちづくり事業／無電柱化の推進／河川の改修／雨水貯留浸透施設の増設／雨水流出抑制施設の整備／地下室等設置に係る浸水対策の届出／ねりま情報メール【防災気象情報】／橋りょう／街路灯の省エネルギー化促進

- (3) 災害に強いまちの実現に向けた取組を支援する …………… 144
「練馬区耐震改修促進計画」および耐震化に係る助成および支援事業／ブロック塀等撤去費用助成について／狭あい道路の拡幅などに係る費用の助成等

- (4) 上・下水道の整備 …………… 145
上水道／下水道

42 地域防災力の向上 …………… 147

- (1) 自然災害に対する態勢を強化する …………… 147
練馬区災害対策条例／災害対応力の向上／災害対策関連計画／防災センター／備蓄対策／飲料水の確保／区民防災組織／防災訓練／防災功労者・功労団体表彰／普及啓発活動／ねりま防災カレッジ事業／各種団体との協定

43 安全・安心な地域づくり …………… 151

- (1) 犯罪等に対する態勢を強化する …………… 151
練馬区民の安全と安心を推進する条例／「街かど安全 72 万区民の目」警戒運動／地域防犯防火連携組織／パトロール団体／消防団／防犯設備整備費および防犯カメラ維持管理費の補助制度／ねりま情報メール【安全・安心情報】／安全・安心パトロールカー／街頭消火器の設置

- (2) 安全な道路環境の整備 …………… 152
交通安全啓発／交通安全実施計画／区民交通傷害保険

44 鉄道・道路など都市インフラの整備 …………… 153

- (1) 公共交通を充実する …………… 153
区内交通の現状と「練馬区都市交通マスタープラン」／都営大江戸線／西武池袋線／西武新宿線／東武東上線／東京メトロ有楽町線・副都心線／鉄道駅のバリアフリー化／エイトライナー／バス交通

- (2) 道路交通ネットワークを形成し、沿道を整備する …………… 156
区内の道路事情／都市計画道路の整備状況／東京外かく環状道路／都市計画道路沿道地域のまちづくり／沿道地区計画／生活幹線道路の整備／生活道路／私道整備助成制度
(3) 快適な道路環境を整備する …………… 158

自転車の適正利用のための環境整備／自動車駐車場の運営	
45 地域生活を支える駅周辺のまちづくり …	161
(1) まちの拠点機能を向上させる ……	161
駅周辺地区の整備／練馬駅周辺整備／石神井公園駅周辺整備／上石神井駅周辺整備／生活拠点の整備	
46 みどりの保全と創出 ……	164
(1) みどりのネットワークの形成 ……	164
みどりのネットワーク形成の推進／練馬区緑化委員会／特色ある公園の整備／区立公園等の維持管理／公共施設の樹木管理／民有樹林地の保全／みどりの美しい街並みづくり／緑化計画の事前協議／樹木等伐採の届出	
(2) みどりを育むムーブメントの輪を広げる ……	166
個人のみどりを地域で守る仕組み／みどりを守り育てる人材や団体の育成／練馬みどりの葉っぱ基金／みどりの普及啓発施設	
47 自立分散型エネルギー社会の構築 ……	167
(1) 練馬区エネルギービジョン ……	167
理念／4つの柱立て	
(2) 環境にやさしいまちをつくる ……	167
「練馬区環境基本条例」と「環境都市練馬区宣言」／練馬区環境審議会／練馬区環境基本計画／再生可能エネルギー・省エネルギー設備設置等補助制度／自立分散型エネルギー設備設置補助制度／練馬区地球温暖化対策地域協議会（ねり☆エコ）の活動	
(3) 区民・事業者と地球温暖化防止に取り組む ……	168
エコライフチェック事業／環境月間行事／環境学習事業／ねりまエコスタイルフェア／オール東京62市区町村共同事業／環境情報の提供事業／環境報告書「ねりまのかんきょう」の発行	
(4) 区が率先して地球温暖化防止に取り組む ……	169
区の事務事業における環境配慮活動の着実な推進	
48 リサイクルの推進とごみの発生抑制 ……	170
(1) ごみの発生を抑制する ……	170
ごみの発生抑制の計画的推進／普及啓発の推進／生ごみの発生抑制／食品ロス削減の取組／リサイクルセンター／再使用の促進	
(2) リサイクルを進める ……	171
庁舎等区立施設でのリサイクルの推進／効率的な資源回収システムの構築／練馬区資源	

循環センター	
(3) ごみの適正処理を進める ……	173
ごみの収集・運搬事業の推進／ごみ排出ルールの確立／資源・ごみの排出実態調査／清掃事務所における排出指導／一般廃棄物処理業の許可	
49 住まい確保のサポート ……	175
(1) 良質な住まいづくりを支援する ……	175
第3次練馬区住宅マスタープラン／分譲マンションに関する支援事業／住宅修築資金の融資あっせん／長期優良住宅の認定	
(2) 公共賃貸住宅を管理・運営する ……	175
区が管理する住宅／他の公共住宅	
(3) だれもが安心して暮らせる住まいづくりを促進する ……	176
区立高齢者集合住宅／他の高齢者向け公共住宅	
(4) 住まい探しを支援する ……	176
住まい確保支援事業／住宅確保要配慮者専用賃貸住宅への補助制度／練馬区居住支援協議会	

第5章 いきいきと心豊かに暮らせるまち …… 177

51 地域特性を活かした区内企業の活性化 …	178
(1) 練馬区の産業振興施策 ……	178
「練馬区産業振興ビジョン」の策定／区の産業構造と特性／一般社団法人練馬区産業振興公社との連携	
(2) 中小企業の経営を支援する ……	179
産業融資による支援／練馬ビジネスサポートセンターによる支援／商工業団体との連携強化、各種団体への支援／中小企業等地域貢献事業補助／アニメ産業への支援／練馬産業見本市の開催／練馬ビジネスチャンス交流会／練馬区伝統工芸展／ねりま漬物物産展／区民・産業プラザの運営	
(3) 中小企業の勤労者と就労を支援する …	182
福利厚生事業への支援／勤労者への支援／勤労福祉会館およびサンライフ練馬の運営	
(4) 消費者の自立を支援する ……	183
消費者意識の啓発／消費者の安全の確保／石神井公園区民交流センターの運営	
52 魅力ある商店街づくり ……	185
(1) 魅力的な商店街づくりを進める ……	185
魅力ある個店づくり／特色のある商店街づくり／商店街振興への取組／商店街連合会等	

との連携	
53 都市農業の振興と都市農地の保全 ……	186
(1) 農の活きるまち練馬 ……	186
意欲的な都市型農業経営の支援／練馬の都市農業の特色を活かした魅力の発信／都市農地の保全に向けた取組の推進	
54 文化・生涯学習・スポーツの振興 ……	191
(1) 区民の文化芸術・生涯学習活動を支援する ……	191
文化芸術・生涯学習施策の推進／文化芸術の振興に関する事業／公益財団法人練馬区文化振興協会／練馬文化センター／大泉学園ホール（大泉学園ゆめりあホール）／美術館／石神井公園ふるさと文化館／生涯学習センター／向山庭園／学習の機会の充実／学校施設の地域開放推進	
(2) 読書活動を支援する ……	195
図書館	
(3) 文化財を保存・活用・継承する ……	197
文化財保護の推進／文化財の指定・登録／文化財保護のための主な事業／文化財保護推進員／尾崎遺跡資料展示室	
(4) スポーツ活動を支援する ……	198
スポーツの機会の充実／地域スポーツ指導者の育成／総合型地域スポーツクラブの育成／スポーツ施設の整備／練馬こぼしハーフマラソン／東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組	
55 練馬の魅力づくりと練馬ならではの観光の推進 ……	202
(1) 「練馬ならではの魅力」の発信 ……	202
広報キャンペーンの実施	
(2) 「練馬ならではの観光」の推進 ……	202
練馬の魅力を体感できる仕組みづくり	
(3) 練馬の魅力を感じるイベントづくり ……	202
第 42 回 練馬まつり／第 32 回 照姫まつり／練馬区花火フェスタ	
(4) 風を感じるまちづくり ……	203
散策しやすいまちづくり／シェアサイクル事業の社会実験	
56 多文化共生、国際・都市交流の推進 ……	204
(1) 各国文化の相互理解 ……	204
相互理解の促進と生活支援／海外友好都市等との交流	
57 平和と人権の尊重、男女共同参画の推進 ……	206
(1) 平和を尊ぶ心を育む ……	206
平和推進事業	

(2) 人権の尊重と男女共同参画を進める ……	206
人権尊重の理解を深めるための啓発／男女共同参画社会の実現に向けて／男女共同参画に係る総合的な施策の推進／配偶者からの暴力防止に係る啓発や被害者支援の推進／男女共同参画センターの運営	

第6章 区民とともに区政を進める … 211

61 地域コミュニティの活性化と協働の推進 …	212
(1) 区民の自主的な活動を尊重した支援と連携 ……	212
町会・自治会の活動支援／地域活動団体の支援／区民協働交流センター／相談情報ひろば／地域情報コーナー／地域おこしプロジェクト／つながるカレッジねりま／地区祭補助事業	
(2) 地域活動を支える機会・場の充実を行う ……	213
活動と交流の場の提供／区役所会議室の活用／指定保養施設助成事業／指定葬儀場使用料助成事業	
62 区政改革の推進 ……	216
(1) 区政の改革に向けて ……	216
区政改革推進会議	
(2) デジタル化による区民サービスの向上と効率的な区政運営の推進 ……	216
情報システムの現状／デジタル化の推進	
(3) 開かれた区政に向けた情報発信の充実と区民要望への迅速な対応 ……	217
主な広報出版物／その他の広報活動／区民情報ひろばの運営／区政資料管理体制の整備／情報公開と個人情報保護／主な広聴活動／区民相談	
(4) 行政需要に柔軟に対応するための人材育成・体制整備 ……	220
職員の人材育成／職員報の発行／施設の適切な管理・活用	
(5) 基礎的な住民サービスを効率的に提供する ……	221
区民事務所等のサービスの拡充と事務の効率化／マイナンバーカードの交付／コンビニ交付サービスの実施／住居表示	

資料編 …… 223

区内の指定・登録文化財 ……	224
練馬区の年表 ……	226
関連文書一覧 ……	240

練馬区この1年

平成31年4月～令和2年3月



世界都市農業サミットでの意見交換会

31 年 4 月

1 日 ひとり親家庭のための弁護士による法律相談・専門相談員による出張相談を開始

ひとり親家庭総合相談窓口には弁護士を配置し、離婚前後に関することや養育費についての法律相談を開始した。また、ひとり親家庭の自宅に専門相談員が訪問し、支援制度の案内等を行う出張相談を開始した。

1 日 クレジットカードや電子マネーで住民税・軽自動車税種別割が支払えるサービスを開始

スマートフォンのアプリを利用して、特別区民税・都民税（住民税）の普通徴収と軽自動車税種別割（軽自動車・二輪車の所有に対する税）が、クレジットカードや電子マネーで納付できるサービスを開始した。

1 日 練馬総合運動場公園がリニューアルオープン 写真①

公認陸上競技場を備えた公園として練馬総合運動場公園がリニューアルオープンした。前日のオープニングフェスティバルでは、北京オリンピック 400 メートルリレー銀メダリストの朝原宣治さんらアスリートを招いて、陸上競技とラグビーのイベントを行った。

21 日 第 19 回区議会議員（定数 50 人）選挙

任期満了に伴い、第 19 回区議会議員選挙を行った。任期は元年 5 月 30 日から 4 年。

4 月 練馬区みどりの総合計画策定

区のみどりに関する施策の総合的・計画的な推進を図るため、「練馬区みどりの総合計画」を策定した。本計画では、みどりに関する 30 年後の目標と、今後 10 年間の施策を明らかにしている。



↑ ① 朝原宣治さんと子どもたちによる「陸上トラック走り初め」



↑ ② カップルの新たな門出を祝う記念写真撮影スポット

令和元年 5 月

1 日 令和改元日に婚姻届専用の臨時窓口と記念写真撮影スポットを設置 写真②

改元当日となる 5 月 1 日に、婚姻届専用の臨時窓口を開設した。また、臨時窓口を訪れたカップルの新たな門出を祝うため、記念写真撮影スポットも設置した。

24 日 みずほ銀行等と高齢者の見守りに関する事業連携協定を締結 写真③

みずほ銀行、みずほ信託銀行およびみずほ証券の区内 8 支店と「高齢者見守りネットワーク事業協定」を締結した。この協定は従業員が支援の必要な認知症高齢者等を発見した際に、地域包括支援センターへ連絡し、緊急性があると判断した場合は、警察・消防へ通報するというもの。

6 月

3 日 住まい確保支援事業を開始

年齢や身体状況などを理由に賃貸アパートへの入居を断られやすい高齢者等を対象に、物件情報を提供する「住まい確保支援事業」を開始した。

3 日 都児童相談センターと子ども家庭支援センターがテレビ会議を導入

都と区の連携強化の一環として、子ども家庭支援センターと都児童相談センターをつなぐテレビ会議システムを導入した。本システムの導入は、都内自治体では初めての取組。



↑ ③ 高齢者見守りネットワーク事業協定

13日 第71代議長に上野ひろみ氏、第73代副議長に宮原よしひこ氏が就任

第二回区議会定例会で、新議長に上野ひろみ氏（自民党）、新副議長に宮原よしひこ氏（公明党）が選出された。

18日 「練馬こどもカフェ」をタリーズコーヒー大泉学園店で初開催 写真④

在宅で子育てをする世帯を対象に、子どもが学び、遊ぶ機会や、保護者が交流したりリラックスできる環境を提供する「練馬こどもカフェ」事業を開始した。民間カフェ事業者と協働し、店舗を活用する取組は全国初。

28日 第2次みどりの風吹くまちビジョンアクションプラン〔年度別取組計画〕を策定

「第2次みどりの風吹くまちビジョン基本計画およびアクションプラン（戦略計画）」の策定を受けて、3か年の具体的な取組と事業費を明らかにする「年度別取組計画」を策定した。

7月

4日 「街かどケアカフェ」をコンビニエンスストア・薬局でも開始 写真⑤

高齢者や地域の人が気軽に立ち寄り、お茶を飲みながら介護予防について学んだり健康について相談できる集いの場である「街かどケアカフェ」を、新たにコンビニエンスストア、薬局でも開始した。



↑ ④ 練馬こどもカフェ



↑ ⑤ コンビニエンスストアで実施された街かどケアカフェ

10日 区と株式会社テクノプロ・スマイル、社会福祉法人練馬区社会福祉協議会が「協働ネットワークによる障害者雇用促進に関する協定」を締結

障害者雇用を促進するための環境づくりに取り組むことを目的に、特例子会社である(株)テクノプロ・スマイル、(福)練馬区社会福祉協議会と「協働ネットワークによる障害者雇用促進に関する協定」を締結した。

11日 振込詐欺撃退のため自動通話録音機貸与の事前受付開始

振込詐欺被害の減少を図るため、区内に住む65歳以上の人のみの世帯を対象に、自動通話録音機を無償で貸出するための事前受付を開始した。

23日 主任ケアマネジャーによる地域同行型研修を開始 写真⑥

経験年数が3年以内のケアマネジャーを対象に、主任ケアマネジャーの資格を持つ者が、マンツーマンで業務に同行し、必要な指導・助言を行う地域同行型研修を開始した。事業所の枠組みを超えて行うところが特徴的で、都内で唯一の取組。

24日 澤穂希さんらを招いて親子サッカー体験教室開催 写真⑦

東京2020大会の機運醸成を目的に、サッカー日本女子代表で活躍した澤穂希さんのほか、日テレ・東京ヴェルディベレーザの岩清水梓選手、有吉佐織選手、清水梨紗選手、長谷川唯選手をゲストに迎え、練馬総合運動場公園で親子サッカー体験教室を開催した。



↑ ⑥ 主任ケアマネジャーが同行して指導・助言を行う地域同行型研修



↑ ⑦ 親子サッカー体験教室

8月

3日 夏休み親子パラリンピック競技体験会を開催

写真⑧

小学校3～6年生の児童とその保護者を対象に、親子でパラリンピック競技を体験し、競技への理解を深めるとともに、東京2020大会に向けた更なる機運醸成を図った。

9月

1日 シニア職場体験事業開始

高齢者が永年培ってきた技能や知識・経験を活かして働けるよう、就職の機会を拡大するシニア職場体験事業をハローワークと連携して開始した。

7日 順天堂練馬病院と連携し、がん啓発事業を実施 「がんを知る」「がんと生きる」をテーマに、順天堂練馬病院と連携し、出張講座&交流会を実施した。

12日 台風15号で停電中の南房総市へ区から支援物資を提供

台風15号の影響で市内ほぼ全域が停電している千葉県南房総市に、ペットボトル水、乳児用粉ミルクおよび紙おむつを支援物資として送った。

同市内には、練馬区立岩井少年自然の家（呼称「ベルデ岩井」）があり、小・中学校の移動教室や臨海学校等の学校事業で利用されている他、一般保養の区民も利用していることから、区から同市へ支援の申し出を行った。



↑ ⑧ 夏休み親子パラリンピック競技体験会



↑ ⑨ 世界都市農業サミット PR アニメ「まちなかの農」のワンシーン

27日 世界都市農業サミット PR アニメ公開 写真⑨

世界都市農業サミットをアピールする短編アニメを制作した。アニメは、主人公が区内の農地をめぐり、都市・農・食が融合する「練馬の農」の魅力を表現している。

28日 ラグビーワールドカップ2019日本代表戦の パブリックビューイング開催 写真⑩

石神井区民交流センターでラグビーワールドカップ2019日本大会のアイランド戦のパブリックビューイングを開催した。10月5日には、ココネリでサモア戦、20日には練馬文化センターで南アフリカ戦のパブリックビューイングを開催した。

10月

1日 練馬区プレミアム付商品券「ねり丸お買物券」 の販売開始 写真⑪

消費税率が8%から10%に引き上げられたのに合わせて、住民税非課税者・子育て世帯を対象に区内2,000店舗以上で利用することができる「ねり丸お買物券」の販売を開始した。身近な場所で購入できるように、都内では最多となる102か所の販売窓口を用意した。

1日 幼児教育・保育の無償化を開始

認可保育所、幼稚園、認定こども園などを利用する3歳から5歳までの全ての子どもと、0歳から2歳までの住民税非課税世帯で、保育の必要性のある子どもの利用料の無償化を開始した。

9日 練馬区と富士通㈱が住民税業務へのAI導入に 向けた共同実証を開始

現在、職員が手作業で行っている課税資料の確認や修正作業をAIに学習させ、修正内容の提案や処理不要判定を担わせることで、作業の効率化を図るとともに、ベテラン職員の知見を組織で共有し、問合せ対応などの区民サービスの更なる向上を目指す。全国の自治体では初めての取組。



↑ ⑩ 石神井区民交流センターで行われたパブリックビューイング



↑ ⑪ 「ねり丸お買物券」取扱店舗のステッカー

11月 ねりコレ 2020 区民投票を初めて開始 写真⑫

ねりま観光センターは、ねりコレ（ねりまのオススメ商品コレクション）エントリー商品の区民投票を開始した。区民投票は観光センターのホームページ上で行うウェブ投票と、練馬まつり等で行うイベント投票により実施した。区民投票を行うのは、本事業では初めて。

23日 はつらつシニア活躍応援塾事業開始

高齢者がこれまでに得た知識や技術を効果的に教える手法を学ぶ「はつらつシニア活躍応援塾事業」を開始した。

11月

29日 世界都市農業サミット開催 写真⑬⑭⑮

都市農業が持つ魅力や可能性を世界に発信するため、都市農業について積極的な取組を行っている海外の5都市を招き、「世界都市農業サミット」を開催した。サミットでは、国際会議（分科会・シンポジウム）の開催にあわせて「世界都市農業サミット記念コンサート World JAZZ」、「練馬大根引っこ抜き競技大会」、「ねりマルシェ」および「ねりまワールドフェスティバル」を開催した。最終日の12月1日には「世界都市農業サミット宣言」を発表した。サミット宣言では、農のある都市で暮らすことに誇りを持ち、持続可能で豊かな都市生活を送るために、都市農業の意義と可能性を確認し、3つの内容を宣言した。

12月

4日 区が利用する民間データセンターの機器故障で区の20システムに障害が発生

利用している民間データセンターの機器故障により、区の20システムに障害が発生した。

12日 みどりの葉っぱい基金に3つのプロジェクトがスタート

みどりの保全と回復を目的とする「練馬みどりの葉っぱい基金」をリニューアルし、「ローズガーデンプロジェクト」、「中里郷土の森プロジェクト」および「区民の森プロジェクト」の3つの具体的なプロジェクトから寄付者が応援したい事業を選べるようにした。

27日 都が『未来の東京』戦略ビジョンで大江戸線の延伸を位置付け

都は、都政全体の構想である『未来の東京』戦略ビジョンの中で、大江戸線の延伸について、「関係者と事業化について協議・調整を進める」と位置付けた。

令和2年1月

4日 順天堂大学練馬病院の外来棟が完成し、外来診療開始

順天堂大学練馬病院の外来棟（3号館）が令和元年12月24日に完成し、診察室の増加、待合室の拡張など外来診療の環境がより充実した。

1. “都市農業”は、いのちを育む

都市農業は、農産物の生産によって、都市に暮らす人間のいのちの糧を提供している。また、気候変動の緩和・適応のための重要な手段となりうる。それだけでなく、都市の持続可能性を高め、多くの生き物のいのちを育てている。

2. “都市農業”は、歴史と文化を育む

都市農業は、人と人とのつながり、そして、人と自然とのつながりを創り出す。そのつながりをもとに、都市の人びとは、歴史と文化を継承、創造し、発展させている。

3. “都市農業”は、公正で開かれた社会を育む

都市農業は、誰もが等しく農に触れ、耕し、農の恵みを楽しむ場となりうる。それは、社会的課題を解決し、公正で開かれた社会を創り出す。

↑⑬ 世界都市農業サミット宣言文



↑⑫ ねりコレ 2020 のロゴ



↑⑭ ねりマルシェ



↑⑮ 世界都市農業サミット記念第13回練馬大根引っこ抜き競技大会

4日 窓口情報提供システムを導入

インターネットで窓口の混雑情報や自分の受付状況をリアルタイムで確認できる「窓口情報提供システム」を練馬区民事務所のほか15か所の窓口を導入し、計17か所に拡大した。

15日 都市農地保全推進自治体協議会が都市農地の重要性を訴えて農水省に要望書を提出 写真⑬

協議会の会長である前川耀男会長（練馬区長）は、農林水産省の河野義博農林水産大臣政務官を訪問し、相続税納税猶予制度の拡大、基礎自治体の農地買取に係る財政支援、および就農希望者や農地を拡大したい農業者への財政支援について要望した。

25日 つながるカレッジねりま公開プレ講座実施

写真⑭

ハンマー投げでオリンピック4大会連続日本代表の室伏重信さんを招き「始めるに遅すぎることはない」と題した基調講演のほか、地域活動団体の事例紹介や福祉・防災・農・みどり・環境の5つの学習分野を紹介した。

2日 「練馬区資源・ごみ分別アプリ」配信開始

写真⑮

資源・ごみの分け方や出し方などを簡単に調べることができるスマートフォン用アプリ「練馬区資源・ごみ分別アプリ」の配信を開始した。

2日 練馬区が第1回上手な医療のかかり方アワードチラシ部門特別賞（厚生労働省医政局長賞）を受賞 写真⑯

医師会、歯科医師会および薬剤師会と協力して令和元年10月に発行したミニガイドが、厚生労働省「上手な医療のかかり方プロジェクト」の主催する『第1回上手な医療のかかり方アワード』において、厚生労働省医政局長賞（チラシ部門特別賞）を受賞した。

24日 地域医療振興協会と「地域コジェネレーションシステム整備に関する協定」を締結

区の避難拠点であり、医療救護所でもある光が丘秋の陽小学校体育館が災害時に停電した際、練馬光が丘病院（災害拠点病院）から電力を供給するため、同病院を運営する（公社）地域医療振興協会と協定を締結した。

2月

「令和2年1月～3月までの新型コロナウイルス感染症に対する区の対応」については次の頁のとおり

3月

1日 新たな「防災の手引」と「水害ハザードマップ」を全世帯に配布

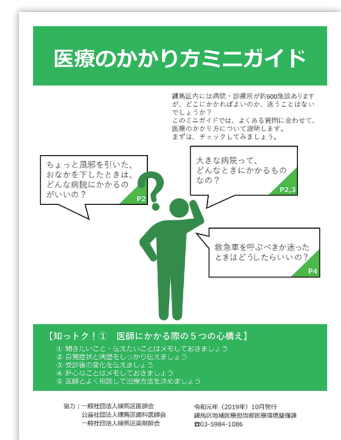
防災の手引の全面改定にともない、大雨の時に浸水が予想される区域や避難所がわかる水害ハザードマップと併せて、区内の全世帯に配布した。



↑ ⑮ 前川耀男会長（練馬区長）と河野義博農林水産大臣政務官



← ⑮ 「練馬区資源・ごみ分別アプリ」の起動画面



↑ ⑯ 厚生労働省医政局長賞を受賞した医療のかかり方ミニガイド



↑ ⑭ 室伏重信さんによる基調講演

令和2年1月～3月までの 新型コロナウイルス感染症に対する区の対応

令和2年1月

30日 新型コロナウイルス感染症を踏まえ、健康危機管理対策本部を設置

新型コロナウイルス感染拡大防止と区民の不安解消のため、健康危機管理対策本部を設置した。

2月

4日 練馬区コールセンターを開設

区民の不安解消や医療機関からの問い合わせに応じるため、コールセンターを開設した。

26日 区長を本部長とする危機管理対策本部を設置し、区主催イベント等に関する対応方針を決定

国内において感染者が散発的に発生し、感染拡大の可能性があることから、2月25日、国は新型コロナウイルス感染症対策の基本方針を決定、26日、都は新型コロナウイルス感染症に関する集中的取組を示した。これを受け、区として全庁的な対応が必要となることから、区長を本部長とする練馬区危機管理対策本部を設置し、3月末までの区が主催するイベント等に関して、以下の対応方針を決定した。

〔対応方針〕

- ・屋内イベントは、食事を提供するもの、不特定多数の人が集まる大規模なイベント（概ね100人以上が一堂に集まるもの）は原則として延期または中止する。
- ・屋内での大規模なイベントであっても、実施する必要があるものは、できる限りの感染予防対策を講じたうえで実施する。事業によっては、式典を簡素化するなど内容を工夫する。
- ・屋外イベントも、食事を提供するもの、特に大規模なもの（概ね1,000人以上が一か所に集まるもの）は原則として延期または中止する。
- ・その他のイベントについては、事業ごとに感染リスクの評価を行い判断する。そのうえで開催する場合は、できる限りの感染予防対策を講じる。

28日 区立小・中学校で、3月2日から春季休業まで臨時休業の実施を決定

国が設置した新型コロナウイルス感染症対策本

部の要請に基づき、以下の対応方針を決定した。

〔対応方針〕

- ・区立小・中学校は、3月2日から春季休業まで臨時休業を実施する。
- ・子どもの居場所確保および社会経済活動を考慮し、学童クラブおよび児童館は、感染防止対策を講じた上で、春休みと同様の体制で開室（館）する。
- ・区立幼稚園、保育所等保育施設、および練馬こども園は感染防止対策を講じた上で開所（園）する。

3月

11日 新型コロナウイルス感染症対応特別貸付の実施事業活動に影響を受けている区内中小事業者を支援するため、「新型コロナウイルス感染症対応特別貸付」を実施した。

利子の一部と信用保証料の全額を区が負担することで、中小事業者を支援する。

23日 4月以降の区主催イベント・事業等に関する対応方針を決定

3月19日に公表された政府専門家会議の提言および20日に示された国の方針を踏まえ、4月末日までの区主催イベント・事業等に関して、以下の対応方針を決定した。

〔対応方針〕

- ・区民の命と健康を守ることを第一に対応し、合わせて、社会・経済への影響を最小限とするよう努める。
- ・全てのイベント・事業等について、専門家会議から示された3つの要素を基準にリスク評価を行い、その結果、リスクへの対応が整わないものは延期または中止する。感染リスクを低減させることが可能で、かつ実施の必要性が高いものは順次開催する。その際は、手洗いや咳エチケットなど基本的な感染症対策の徹底に加え、専門家会議で示された「多くの人が参加する場での感染対策のあり方の例」を十分参考にする。
- ・高齢者や基礎疾患を有する人など、重症化のリスクが高いとされる人を対象とするイベント・事業等は、より一層慎重に対応する。

27日 新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針を決定

新型コロナウイルス感染症の急速な感染拡大を受け、3月26日、国と都はそれぞれ、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型コロナウイルス感染症対策本部を設置した。これを踏まえ、区の基本的な考え方と具体的な対応策を明記した「新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針」を以下のとおり決定した。

〔方針〕

- ・区民の命と健康を守ることを第一に対応し、合せて、社会・経済への影響を最小限とするよう努める。
- ・感染リスクが高まる3つの要素が重ならないよう対策を徹底する。
- ・区内の患者発生に関する情報を個人情報保護に配慮したうえで公表する。

〔対応策〕

- ・新学期を迎える学校については、4月から再開する。
- ・保育所・学童クラブ等は4月以降も運営を継続する。
- ・区主催事業については、4月中は原則、延期または中止する。
- ・美術館・図書館等について、4月12日までの土日は休館とする。
- ・区立施設の貸出についても、4月12日までの土日の利用の自粛を呼びかける。
- ・区民へのお願いとして、不要不急の外出およびイベント等への参加を可能な限り控えるよう呼びかける。

なお、30日に、区立施設の貸出しについては、「土日の利用自粛」から「土日の利用休止」へと対応策の一部を見直した。

合わせて、区ホームページ・SNS および安全・安心パトロールカーで、感染リスクが高まる3つの要素を避ける行動、不要不急の外出を控えるよう呼びかけた。

練馬区のあらし

1	地勢		10
2	歴史		12
3	人口		14
4	気象		21



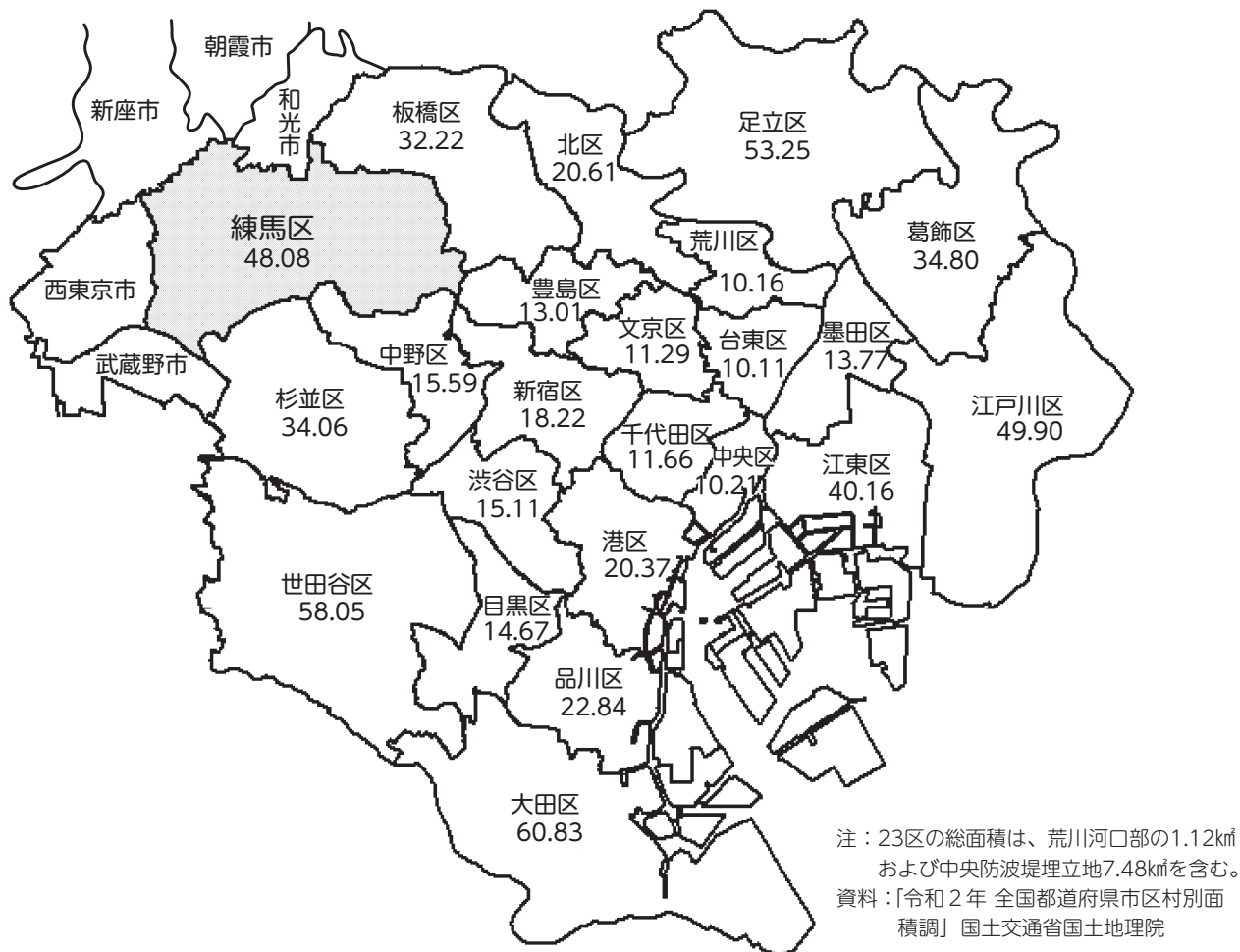
寄贈された写真から「南田中にあった積田牧場周辺（昭和 40 年代）」

1 地 勢

〔23区の位置と面積〕（単位：km²）

23区の総面積 627.57km²

令和2年1月1日現在



●位置、面積

練馬区は、東京都23区の北西部に位置し、北東から南にかけては板橋区、豊島区、中野区、杉並区に接し、西から南西にかけては西東京市、武蔵野市との境を持ち、北は埼玉県の新座市、朝霞市、和光市に接している。

経・緯度でみると、東経139度40分52秒～139度33分46秒、北緯35度42分43秒～35度46分46秒に位置している。なお、練馬区役所の位置は、東経139度39分8秒、北緯35度44分8秒である。

一方、練馬区の面積は48.08km²で東西約10km、南北約4～7kmのほぼ長方形である。

東京都の総面積2,193.96km²に対し、練馬区はその約2.2%、23区の総面積627.57km²に対し約7.7%に当たり、23区の中では大田区、世田谷区、足立区、江戸川区に次いで5番目の広さである。

●地 形

練馬区は、ほとんど高低差のないならかな地形をしている。

地盤高でみると、西側が高く東側へ行くにつれて低くなっている。水準基標によると、関町北四丁目（石神井高校内）では海拔54.02m、羽沢三丁目（開進第四中学校内）では海拔26.01mとなり、平均すると、30～50m程度の起伏の少ない台地状となっている（資料：「平成31年水準基標測量成果表」東京都土木技術支援・人材育成センター）。

この台地は武蔵野台地といわれる洪積台地である。

●地 質

練馬区の地質は、地質年代からみると比較的新しい時代に形成された地層で、台地は洪積層、低地は沖積層からなっている。

〔町名図〕



洪積層は、上部の関東ローム層、中部の粘土砂の互層、下部の砂礫層から構成されている。この台地の洪積層と、低地の沖積層の基盤になっているのが第三紀層である。

武蔵野台地の表面は、ローム層で厚く覆われていて水を得ることができないが、ローム層の下には粘土と小石の累層があって水を含んでおり、そうした層が谷の底、谷の側壁、段丘の崖の下などに露出して湧水となる。三宝寺池、富士見池や井頭池（弁天池）は、こうした湧水からできた池である（資料：「昭和44年練馬区地下水調査報告書」）。

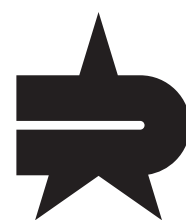
●地名の由来

「ねりま」という地名の由来には、『関東ローム層の赤土を黏ったところを「黏場」といった』、『石神井川流域の低地の奥まったところに沼＝「根沼」が多かった』、『奈良時代、武蔵国に「乗瀧」^{のりぬま}という宿駅があった』、『中世、豊島氏の家臣に馬術の名人がおり、馬を馴らすことを「ねる」といった』などの諸説があり、定説はない。

●区の紋章

ネリマの「ネ」の字と「馬のひづめ」を組み合わせで図案化したもので、約900点の応募作品から選定された。

練馬区が平和で、健康で、明るいまちに発展していくようにという願いをこめて、昭和28年12月に制定された。



〔区の紋章〕

●区の花と木

美しい花と豊かなみどりの住みよいまちづくりを進めるために、区のシンボルとなる花と木を区民から公募し、昭和46年4月、花は「ツツジ」、木は「コブシ」を選定した。



〔区の花 ツツジ〕



〔区の木 コブシ〕

2 歴 史

●原始・古代

練馬に人が住み始めたのは、約3万年前の旧石器時代からとされている。これを示すものとして、石神井川や白子川流域などから旧石器時代の遺跡が発見されている。

旧石器時代に続く縄文時代の遺跡は、石神井川、白子川、中新井川（江古田川）流域などで発見されており、池淵遺跡（石神井町五丁目、一部が公園として保存されている。）などがある。数は少ないが、弥生時代の遺跡も石神井川や白子川流域で発見されており、人々が川沿いに定住していたと考えられる。

このほか、古墳時代から歴史時代にかけての遺跡も区内各所で発見されている。氷川台一丁目の城北中央公園内の栗原遺跡には、7～8世紀ごろの竪穴住居が復元されており、古代の住居が点在していた当時の集落の様子を語っている。

大化の改新後、律令制が徐々に整い、地方には国府を中心に国郡の制度が敷かれた。練馬は、律令国家の行政区域では、武蔵国豊島郡に属した。豊島郡は現在の千代田・中央・台東・文京・荒川・北・板橋・新宿・豊島・練馬の10区にまたがる広い地域を占めていた。この当時、練馬地域は石神井川や白子川流域など、限られた地域に集落が営まれたものの、大半は原野だったと推測されている。

●中 世

平安時代末期、武蔵国豊島郡においては、秩父平氏の豊島氏が勢力を広げていった。豊島氏は最初の拠点として、荒川沿岸で石神井川河口に近い現在の北区上中里に平塚城を築いた。さらに、豊島氏の領主的支配の手が石神井川流域をさかのぼり、練馬の地域に進出したのは南北朝時代と伝えられている。室町時代頃までには、練馬城（豊島園内）や石神井城（三宝寺池南側台地）を築いた。

豊島氏による練馬の開発の様子は明らかでないが、城が築かれたところは豊かな水源地であった。また、この時代の城は、武士の居館の周囲に土塁を積み上げたり、空堀を巡らす程度の規模の小さいものであったとされている。15世紀半ば、鎌倉公方（古河公方）足利氏と関東管領上杉氏が対立し、関東は戦国時代^{どうかん}に入ります。その中で、石神井城主豊島泰経と太田道灌の戦いも起きた。

この戦いで、長年にわたって練馬の地を支配してきた豊島氏は滅び、太田氏の支配を受けることとなった。

その後、小田原北条氏の支配へと移り変わった。

●近 世

天正18年（1590年）、徳川家康が江戸城に入った。江戸幕府開府後、練馬の村々は、大部分が天領に、一部が大名と旗本の知行地になった。

この当時の練馬の農業は、水に恵まれない土地柄で田の面積も限られていたため、農地のほとんどが畑であり、練馬の農民は幕府が開発した上水を利用した。玉川上水から分水して造られた千川上水は、宝永4年（1707年）に農業用水として用いることが許され、練馬の農業にとっては貴重な水資源となった。



〔暗きよになる前の千川上水〕

江戸時代中期には、江戸の発展に伴い、大根、ゴボウ、ナス、イモなどを江戸市中に供給する一大近郊農村となった。特に大根は、黒ボク土といわれるきめ細かい土壌に適していた。また、保存食としてのたくあん漬が根付いたのもこのころであった。

●近 代

慶応3年（1867年）10月大政奉還となり、明治新政府が京都の地に生まれた。この京都の新政府が討幕達成のために東征の軍を江戸に下した。慶応4年（1868年）4月の江戸城開城により、江戸は新政府の手に握られ、同年7月17日、東京と改称された。同年同月、府政機関として東京府を新設した。同年9月8日、元号を明治と改めた。

練馬の村々も明治元年（1868年）武蔵県に、翌2年に品川県に編入されるなどの経緯を経たのち、明治11年（1878年）には、「郡区町村編制法」で東京府北豊島郡の一部へと移り変わった。

東京が日本の首都、政治の中心として発展するに従い、練馬は東京市民への野菜の供給地として重要性を増し、有名なたくあん漬も軍隊などの需要増加により、盛んに生産されるようになった。

※独立後の年表は、226 ページを参照



〔練馬大根干し風景（昭和 10 年頃）〕

大正期に営業を開始した東武東上線や武蔵野鉄道（現在の西武池袋線）は利用者が少なく、一時は貨物の運搬が中心だったといわれている。



〔大泉学園駅周辺の様子（大正 14 年頃）〕

練馬の人口は明治 7 年（1874 年）に約 1 万 2 千人、50 年後の大正 14 年（1925 年）には約 3 万人と緩やかな増加ぶりであった。

しかし、大正 12 年（1923 年）の関東大震災を境に、都心から周辺地域への人口の流出、交通の発達に伴う工場の進出等により、練馬は次第に姿を変えた。

昭和 7 年（1932 年）、東京市が 35 区制になると、練馬地区を含む板橋区が成立した。

昭和 21 年 9 月、第 1 次の地方制度の改革があり、主権在民の地方自治制度に改められた。昭和 22 年 3 月 15 日、それまでの東京 35 区制は 22 区制となった。練馬地区はこのとき、まだ板橋区に属していたが、独立を求める人々の努力が実を結び、昭和 22 年 8 月 1 日、練馬区は板橋区から独立し、23 番目の特別区となった。



〔独立当時の区役所庁舎（開進第三小学校講堂）〕

3 人 口

区の人口・世帯数は、住民基本台帳によると令和2年1月1日現在739,435人、377,837世帯である。

23区別に見ると、人口は世田谷区の約91万7千人に次いで2番目となっている。

なお、練馬区における外国人住民数は、令和2年1月1日現在21,490人で、区の総人口に占める割合は約2.9%となっている。

●人口の推移

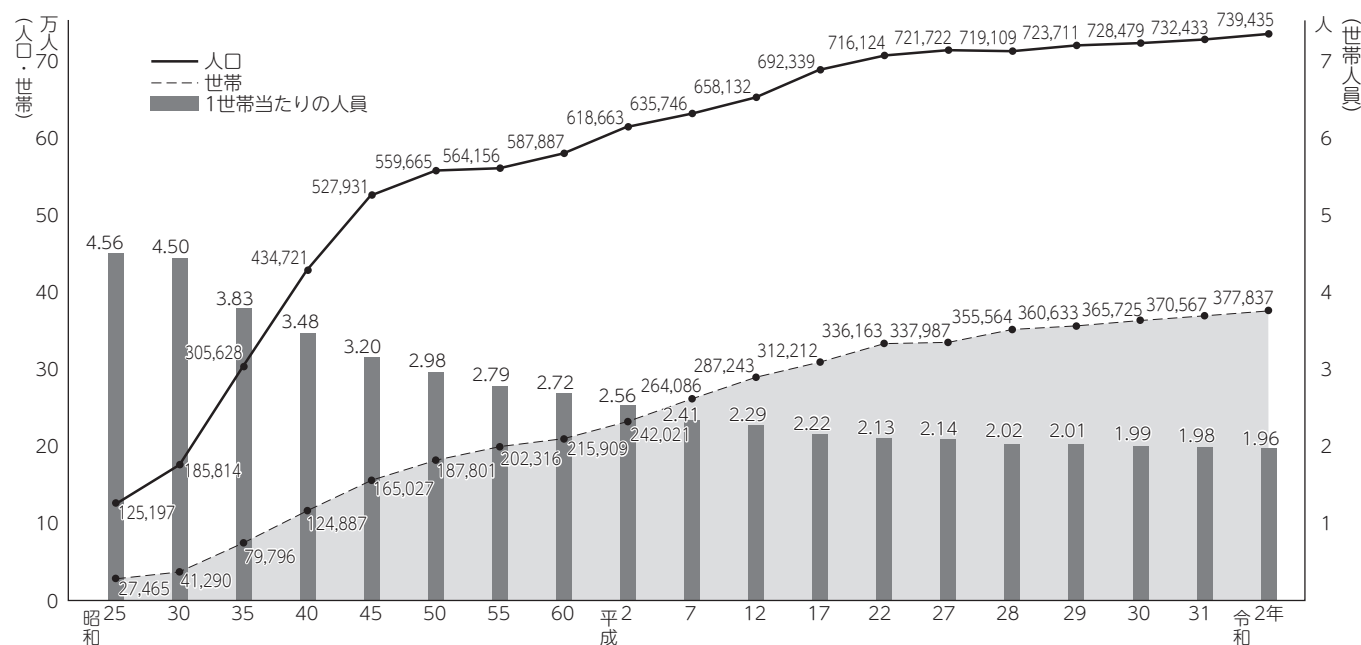
区の人口は、昭和22年の独立当時は約11万人であった。人口増加は30年代前半から40年代半ばにかけての高度経済成長に呼応して著しく、毎年2～3万人の増加で推移した。40年代に入ると、それまでの急激な

人口増加の要因であった社会増（転入超過）は急減し、46年からは社会減（転出超過）に転じている。また自然増加（出生数－死亡数）人口も47年から減少し始め、53年から56年に、わずかではあるが人口が減少した時期もあった。

61年、光が丘地区等の開発に伴い約1万1千人が増加し、都内でも際立って大きい伸びを示した。その後も今日まで通増し続け、平成20年4月には総人口70万人を突破した。

24年7月から外国人が住民基本台帳の適用対象となった。そのため住民基本台帳の人口は、外国人住民を加えた数となっている。

〔国勢調査による人口・世帯数の推移〕



注：平成28年～令和2年は1月1日現在の住民基本台帳の数値である。

資料：国勢調査結果報告

〔各年中の人口動態〕

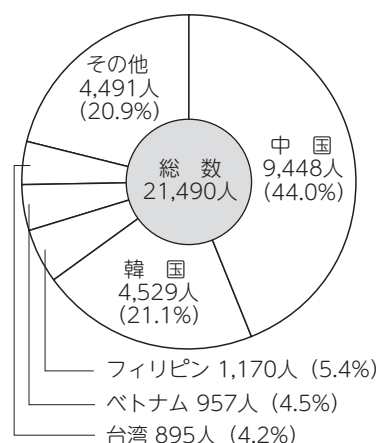
(単位：人) 各年1～12月

年次	全体の増減人口	他県との移動			都内間の移動増減人口	自然動態			その他の増減人口
		転出・入の差	転入	転出		自然増加人口	出生	死亡	
26	3,444	2,769	22,294	19,525	△583	673	6,177	5,504	585
27	4,453	2,920	23,189	20,269	303	483	6,241	5,758	747
28	4,602	2,538	22,919	20,381	668	363	6,225	5,862	1,033
29	4,768	2,789	23,268	20,479	651	△138	6,028	6,166	1,466
30	3,954	3,095	23,502	20,407	161	△350	5,836	6,186	1,048
令和元	7,002	4,864	25,284	20,420	1,436	△608	5,634	6,242	1,310

注：「その他の増減人口」は、職権による記載・消除、海外との転出入数である。

資料：「人口の動き」（都総務局統計部）

〔外国人住民人口〕 令和2年1月1日



〔世帯数と人口の推移〕

各年1月1日現在

年 次	世帯数 (世帯)	総人口 (人)	日本人の人口 (人)			外国人の人口 (人)			対前年比増加人口	
			総 数	男	女	総 数	男	女	実数 (人)	率 (%)
昭和 22 年	24,399	111,792	111,792	58,322	53,470	—	—	—	—	—
30	42,629	174,795	173,950	88,410	85,540	845	—	—	11,720	7.19
40	125,086	407,033	404,629	206,180	198,449	2,404	—	—	23,036	6.00
45	172,317	514,440	511,334	262,498	248,836	3,106	1,726	1,380	14,834	2.97
48	177,749	522,649	519,517	266,847	252,670	3,132	1,744	1,388	8,209	1.60
49	183,408	530,999	527,692	270,924	256,768	3,307	1,824	1,483	8,350	1.60
50	194,579	548,235	544,961	278,366	266,595	3,274	1,808	1,466	3,610	0.66
51	197,971	553,147	549,881	280,372	269,509	3,266	1,792	1,474	4,912	0.90
52	200,640	557,971	554,735	282,397	272,338	3,236	1,771	1,465	4,824	0.87
53	202,918	561,452	558,119	283,595	274,524	3,333	1,798	1,535	3,481	0.62
54	204,237	561,239	558,015	283,102	274,913	3,224	1,726	1,498	△ 213	△ 0.04
55	204,764	560,249	556,944	282,177	274,767	3,305	1,782	1,523	△ 990	△ 0.18
56	205,804	559,716	556,482	282,284	274,198	3,234	1,758	1,476	△ 533	△ 0.10
57	207,350	559,368	556,003	282,016	273,987	3,365	1,831	1,534	△ 348	△ 0.06
58	209,939	561,868	558,387	283,535	274,852	3,481	1,860	1,621	2,500	0.45
59	214,723	569,759	566,055	287,170	278,885	3,704	1,992	1,712	7,891	1.40
60	220,105	578,920	574,885	291,388	283,497	4,035	2,131	1,904	9,161	1.61
61	222,874	587,326	583,031	294,614	288,417	4,295	2,229	2,066	8,406	1.45
62	229,415	599,134	594,325	300,039	294,286	4,809	2,474	2,335	11,808	2.01
63	234,583	606,007	600,655	303,546	297,109	5,352	2,684	2,668	6,873	1.15
64	239,297	613,258	606,501	306,491	300,010	6,757	3,681	3,076	7,251	1.20
平成 2 年	243,366	616,826	609,645	307,637	302,008	7,181	3,775	3,406	3,568	0.58
3	247,600	620,679	612,975	309,084	303,891	7,704	3,950	3,754	3,853	0.62
4	253,516	627,269	618,402	311,631	306,771	8,867	4,567	4,300	6,590	1.06
5	258,219	630,759	621,140	312,543	308,597	9,619	4,971	4,648	3,490	0.56
6	261,193	632,478	622,415	312,575	309,840	10,063	5,135	4,928	1,719	0.27
7	264,547	634,785	624,754	313,408	311,346	10,031	5,046	4,985	2,307	0.36
8	268,548	637,448	627,662	314,412	313,250	9,786	4,916	4,870	2,663	0.42
9	272,482	641,017	631,140	315,654	315,486	9,877	4,848	5,029	3,569	0.56
10	277,532	645,859	635,827	317,822	318,005	10,032	4,864	5,168	4,842	0.76
11	282,976	651,901	641,821	320,505	321,316	10,080	4,870	5,210	6,042	0.94
12	287,745	657,119	646,729	322,436	324,293	10,390	4,968	5,422	5,218	0.80
13	292,305	662,383	651,618	324,905	326,713	10,765	5,065	5,700	5,264	0.80
14	297,517	668,842	657,377	327,636	329,741	11,465	5,332	6,133	6,459	0.98
15	302,605	674,912	662,885	330,328	332,557	12,027	5,640	6,387	6,070	0.91
16	306,942	679,863	667,512	332,385	335,127	12,351	5,740	6,611	4,951	0.73
17	310,889	684,365	672,251	334,398	337,853	12,114	5,492	6,622	4,502	0.66
18	314,248	686,237	674,123	334,898	339,225	12,114	5,488	6,626	1,872	0.27
19	318,925	691,230	678,869	337,029	341,840	12,361	5,554	6,807	4,993	0.73
20	324,194	697,174	684,107	339,385	344,722	13,067	5,825	7,242	5,944	0.86
21	329,290	702,922	689,187	341,481	347,706	13,735	6,145	7,590	5,748	0.82
22	332,307	706,449	692,450	342,512	349,938	13,999	6,202	7,797	3,527	0.50
23	333,414	707,280	693,368	342,158	351,210	13,912	6,035	7,877	831	0.12
24	335,465	707,903	694,886	342,261	352,625	13,017	5,679	7,338	623	0.09
25	344,228	709,262	696,522	342,647	353,875	12,740	5,613	7,127	1,359	0.19
26	347,096	711,212	698,354	343,353	355,001	12,858	5,741	7,117	1,950	0.27
27	350,732	714,656	701,104	344,156	356,948	13,552	6,138	7,414	3,444	0.48
28	355,564	719,109	704,447	345,341	359,106	14,662	6,659	8,003	4,453	0.62
29	360,633	723,711	707,289	346,119	361,170	16,422	7,566	8,856	4,602	0.64
30	365,725	728,479	710,239	346,719	363,520	18,240	8,438	9,802	4,768	0.66
31	370,567	732,433	712,780	347,090	365,690	19,653	9,189	10,464	3,954	0.54
令和 2 年	377,837	739,435	717,945	349,021	368,924	21,490	9,925	11,565	7,002	0.96

注：①昭和 22 年 1 月 1 日は、練馬区独立以前のため、数値は独立後の 22 年 10 月 1 日の臨時国勢調査時のものである。

②昭和 30 年～平成 24 年の「世帯数」は外国人を含まない。

③昭和 30 年～42 年の「日本人の人口」は住民登録による数値であり、43 年以降は住民基本台帳の日本人の数値である。

④昭和 30 年～平成 24 年の「外国人の人口」は外国人登録による数値であり、25 年からは住民基本台帳の外国人住民の数値である。

資料：「東京都統計年鑑」（都総務局統計部調整課）

●人口構成

住民基本台帳による令和2年1月1日現在の人口(外国人住民を含む。)構成はつぎのとおりである。

1 男女別構成

男性 358,946 人 (48.5%)、女性 380,489 人 (51.5%) で前年と比較すると男性は 2,667 人増加し、女性は 4,335 人増加している。人口性比(女性 100 人に対する男性の数)は 94.3 で、23 区平均の 96.5 よりも低くなっている。

2 年齢構成

年齢構成では 40 歳代が 116,675 人 (15.8%) と最も多く、次いで 50 歳代 104,161 人 (14.1%)、30 歳代 103,227 人 (14.0%)、20 歳代 97,199 人 (13.1%) の順になっている。

年齢 3 区分別人口構成では、年少人口 (0 ～ 14 歳) が 88,000 人 (11.9%) で、前年より 45 人の増、生産年齢人口 (15 ～ 64 歳) は 490,944 人 (66.4%) で 5,987 人の増、老年人口 (65 歳以上) は、160,491 人 (21.7%) で 970 人の増となっている。また、平均年齢は 44.60 歳で、前年に比べ 0.1 歳上昇している。

●世帯の状況

住民基本台帳による令和2年1月1日現在の世帯数は 377,837 世帯である。一世帯当たりの人員数は 1.96 人で、23 区平均 1.90 人と比べて 0.06 人多くなっている。

●人口密度

住民基本台帳による令和2年1月1日現在の人口密度は 15,379 人／km²であり、町丁別では下図のような分布となっている。

●本籍人口

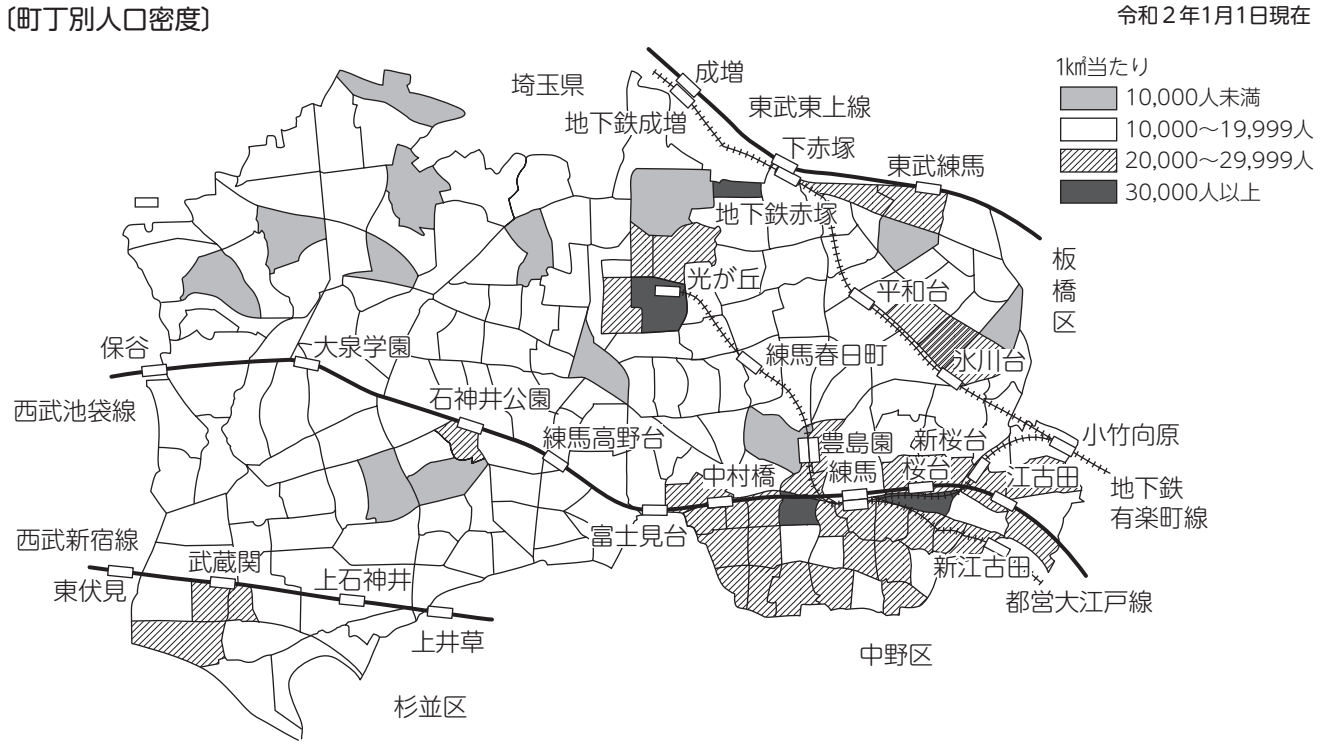
戸籍制度は、国民の出生から死亡までの親子関係、婚姻関係などの重要な身分関係を公に記録・証明するものである。戸籍事務は、全国統一的手続を必要とするため国の事務とされてきたが、12 年 4 月 1 日から、区市町村による法定受託事務とされた。

令和元年度末現在、本籍数 235,221 戸、本籍人口 571,943 人で、前年同期に比べ 1,996 戸の増、2,404 人の増となっている。

区の戸籍事務としては、婚姻届、離婚届、出生届など諸届の受理と、身分関係を公証する戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)、戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)、記載事項証明書等の発行を行っている。

なお、13 年 1 月 1 日に戸籍の電算化を行った。
また、虚偽の届出による戸籍の偽造事件や、他人になりすましての戸籍証明書の不正取得を防止するため、15 年 6 月から来庁者の本人確認を実施している。20 年 5 月 1 日から、この本人確認は「戸籍法」に規定される制度となった。

〔町丁別人口密度〕



〔戸籍の届出件数〕

(単位：件) 令和元年度

届出別	件数
出生届	7,356
死亡届	7,757
婚姻届	8,146
離婚届	1,737
転籍届	3,818
その他の届	3,562

●住民基本台帳

住民基本台帳制度は、住民の届出により、その居住関係を公に記録・証明するものである。

区では、選挙、国民健康保険、国民年金事務など、住民に関する事務に利用している。

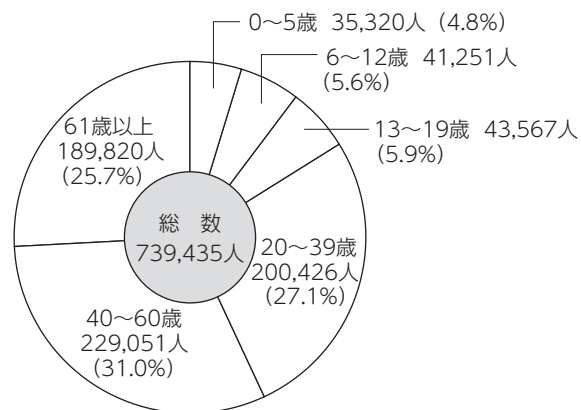
〔住民基本台帳事務の取扱件数〕

(単位：件) 令和元年度

届出別	件数
転入届	40,418
転出届	35,922
転居届	14,090
世帯変更届	3,863

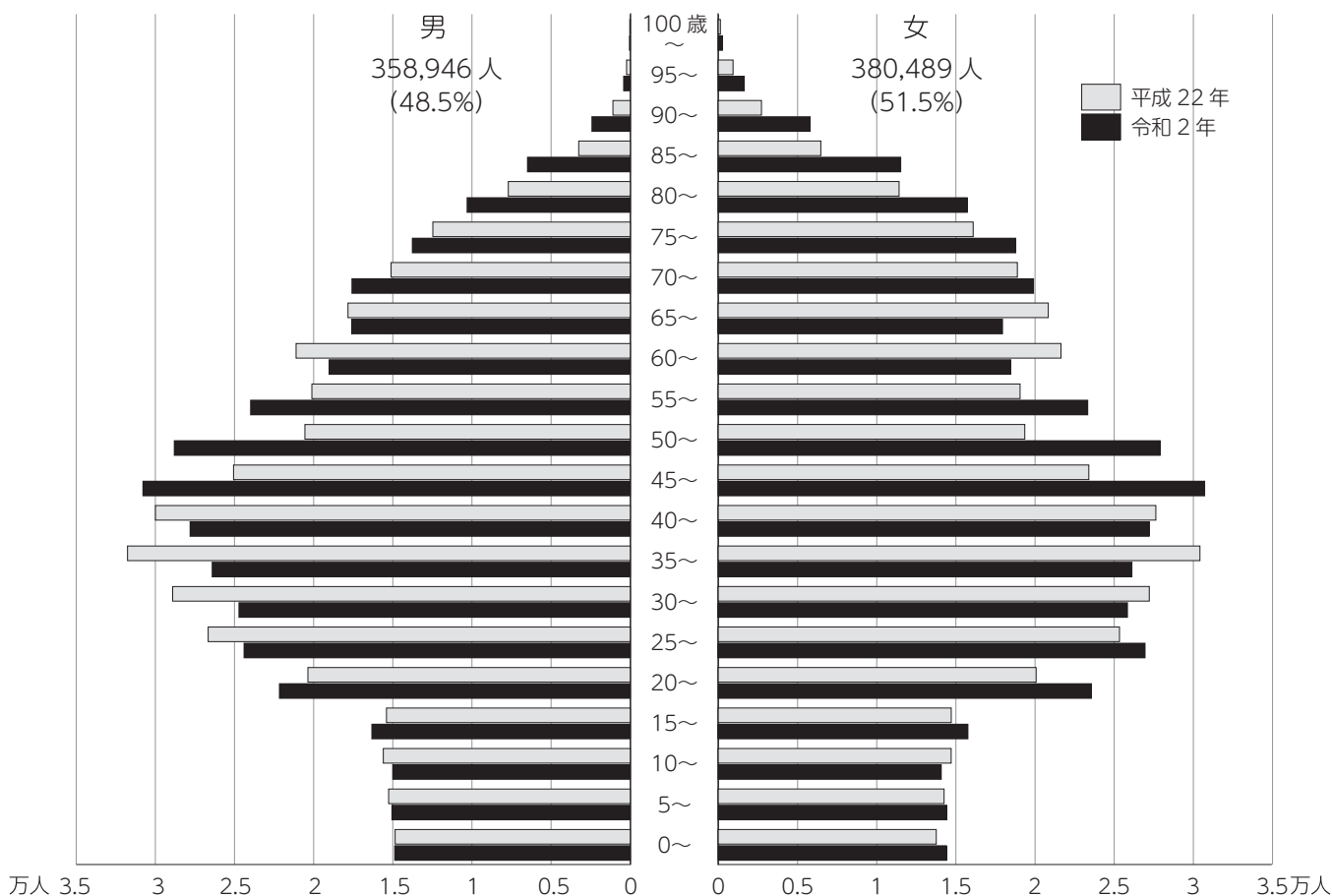
〔住民基本台帳年齢別人口（外国人住民を含む。）〕

令和2年1月1日



〔住民基本台帳による男女別・年齢別人口（平成22年・令和2年比較）〕

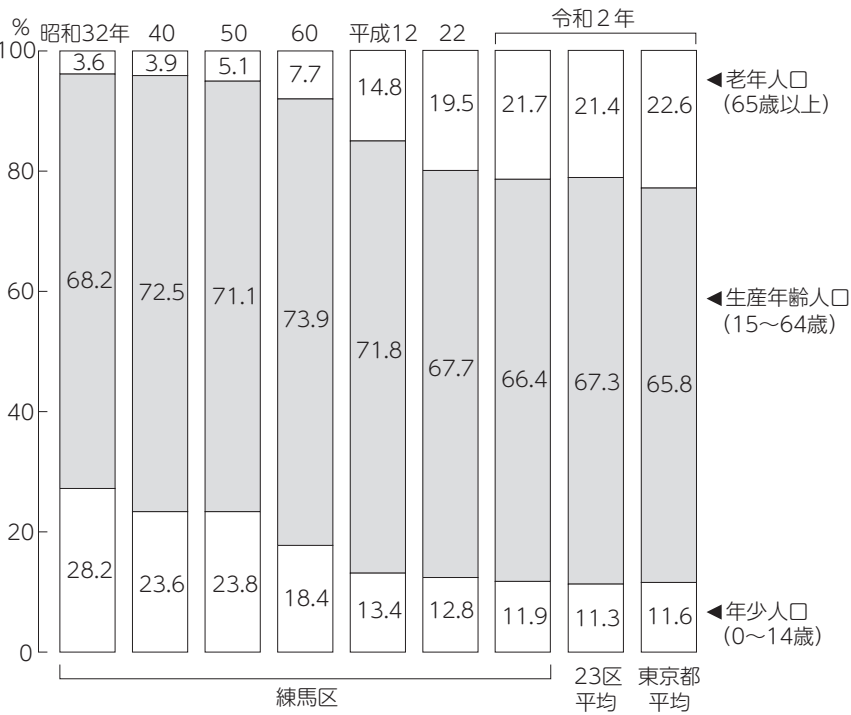
各年1月1日現在



注：実数は令和2年の人口数。令和2年は、外国人住民を含んだ人口数（平成22年の人口数は日本人のみ）

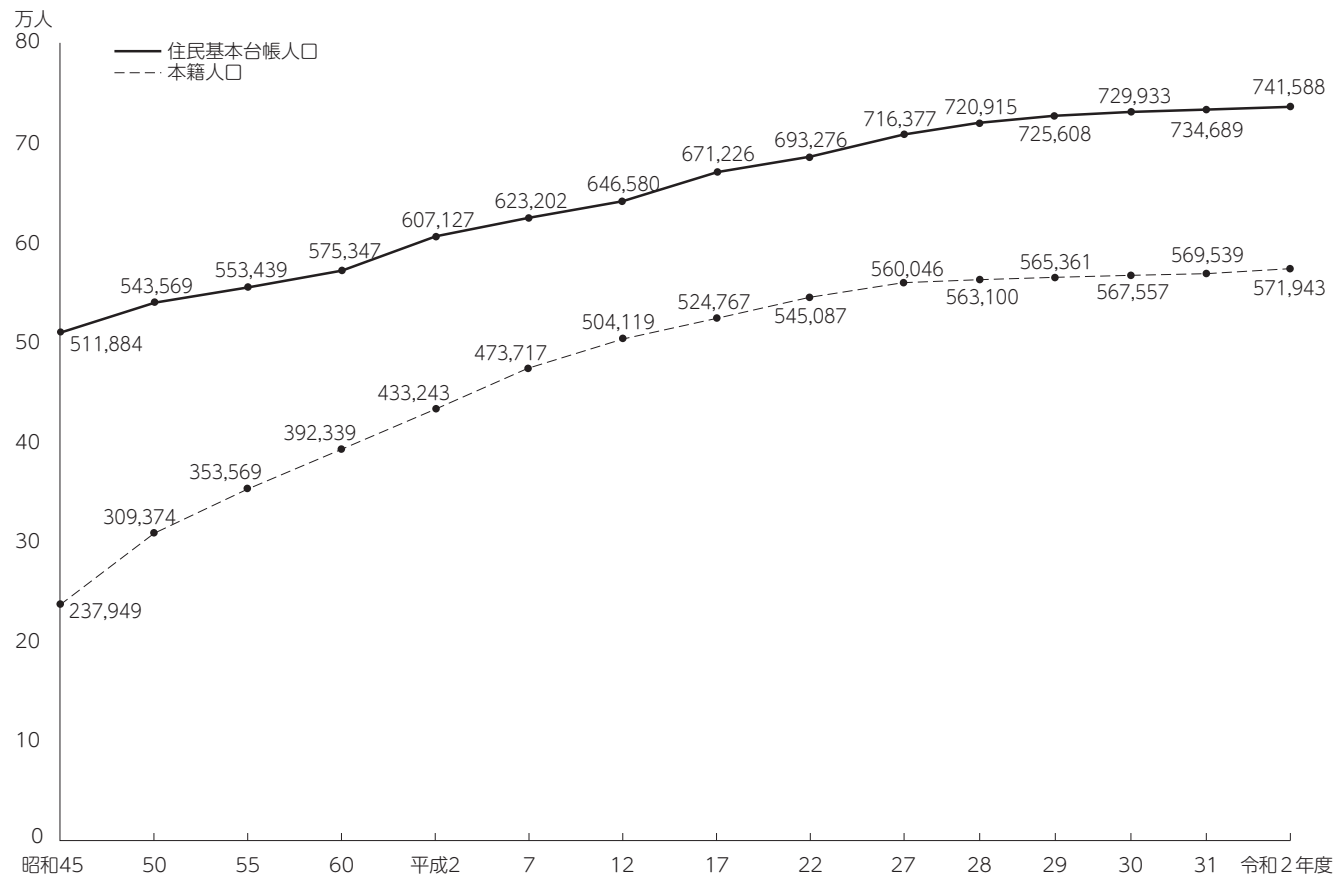
資料：「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」（都総務局統計部）

〔住民基本台帳による年齢3区分別人口構成の推移〕 各年1月1日現在



注：24年7月の法改正により、25年から住民基本台帳人口は、外国人住民を含む。
資料：「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」（都総務局統計部）

〔本籍人口と住民基本台帳人口の推移〕 各年4月1日現在



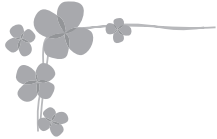
注：24年7月の法改正により、25年から住民基本台帳人口は、外国人住民を含む。

〔町丁別の面積、世帯数、人口、人口密度（外国人住民を含む。）〕

令和2年1月1日現在

町丁目	面積 (km ²)	世帯数 (世帯)	人口 (人)	人口密度 (人／km ²)	町丁目	面積 (km ²)	世帯数 (世帯)	人口 (人)	人口密度 (人／km ²)
総 計	48.080	377,837	739,435	15,379					
旭 丘 1丁目	0.218	3,343	4,919	22,564	貫 井 4丁目	0.266	2,228	4,293	16,139
2丁目	0.193	1,537	2,466	12,777	5丁目	0.146	1,403	2,476	16,959
小 竹 町 1丁目	0.248	3,039	5,167	20,835	錦 1丁目	0.200	1,806	3,548	17,740
2丁目	0.269	2,592	4,318	16,052	2丁目	0.152	1,287	2,587	17,020
栄 町	0.167	2,430	3,936	23,569	氷 川 台 1丁目	0.149	119	237	1,591
羽 沢 1丁目	0.071	903	1,347	18,972	2丁目	0.161	1,421	3,026	18,795
2丁目	0.229	1,907	3,305	14,432	3丁目	0.232	2,822	5,147	22,185
3丁目	0.165	996	1,916	11,612	4丁目	0.240	2,776	5,243	21,846
豊 玉 上 1丁目	0.174	1,526	2,364	13,586	平 和 台 1丁目	0.198	1,744	3,599	18,177
2丁目	0.138	2,835	4,190	30,362	2丁目	0.158	1,572	3,085	19,525
豊 玉 中 1丁目	0.135	1,389	2,459	18,215	3丁目	0.199	2,011	4,338	21,799
2丁目	0.154	1,837	3,153	20,474	4丁目	0.170	1,443	2,934	17,259
3丁目	0.147	1,933	3,151	21,435	早 宮 1丁目	0.328	3,054	5,950	18,140
4丁目	0.103	887	2,007	19,485	2丁目	0.310	2,143	4,185	13,500
豊 玉 南 1丁目	0.109	1,250	2,382	21,853	3丁目	0.295	2,300	4,779	16,200
2丁目	0.155	1,077	1,967	12,690	4丁目	0.253	2,073	4,421	17,474
3丁目	0.194	2,117	4,285	22,088	春 日 町 1丁目	0.394	2,113	4,350	11,041
豊 玉 北 1丁目	0.121	1,690	2,650	21,901	2丁目	0.305	2,218	4,507	14,777
2丁目	0.120	1,531	2,471	20,592	3丁目	0.245	2,142	4,071	16,616
3丁目	0.155	2,200	3,291	21,232	4丁目	0.306	2,231	4,465	14,592
4丁目	0.154	2,643	4,032	26,182	5丁目	0.261	2,209	4,506	17,264
5丁目	0.143	2,602	3,868	27,049	6丁目	0.247	1,945	3,926	15,895
6丁目	0.121	1,831	3,248	26,843	高 松 1丁目	0.229	1,502	3,075	13,428
中 村 1丁目	0.148	1,208	2,483	16,777	2丁目	0.208	1,146	2,500	12,019
2丁目	0.156	1,566	3,319	21,276	3丁目	0.218	1,276	3,235	14,839
3丁目	0.193	2,218	4,155	21,528	4丁目	0.229	1,513	3,494	15,258
中 村 南 1丁目	0.215	2,102	4,308	20,037	5丁目	0.235	1,386	2,789	11,868
2丁目	0.168	2,115	3,694	21,988	6丁目	0.263	1,422	3,070	11,673
3丁目	0.131	1,521	3,024	23,084	北 町 1丁目	0.260	2,761	4,536	17,446
中 村 北 1丁目	0.122	2,183	3,795	31,107	2丁目	0.250	3,253	6,256	25,024
2丁目	0.124	1,712	3,071	24,766	3丁目	0.134	1,598	2,803	20,918
3丁目	0.080	1,292	1,997	24,963	4丁目	0.248	994	994	4,008
4丁目	0.122	1,697	2,869	23,516	5丁目	0.139	1,310	2,420	17,410
桜 台 1丁目	0.206	3,271	5,075	24,636	6丁目	0.178	1,520	2,575	14,466
2丁目	0.244	2,679	4,782	19,598	7丁目	0.210	1,588	2,882	13,724
3丁目	0.285	2,432	4,714	16,540	8丁目	0.215	2,193	3,762	17,498
4丁目	0.151	2,104	3,410	22,583	田 柄 1丁目	0.275	2,457	5,085	18,491
5丁目	0.241	2,024	3,975	16,494	2丁目	0.399	3,772	7,242	18,150
6丁目	0.258	1,763	3,587	13,903	3丁目	0.318	2,452	5,759	18,110
練 馬 1丁目	0.206	2,642	4,092	19,864	4丁目	0.414	3,109	7,281	17,587
2丁目	0.267	1,782	2,976	11,146	5丁目	0.255	1,861	4,133	16,208
3丁目	0.134	2,359	3,587	26,769	光 が 丘 1丁目	0.071	1,564	2,676	37,690
4丁目	0.187	2,173	3,796	20,299	2丁目	0.256	2,598	5,466	21,352
向 山 1丁目	0.091	1,117	1,764	19,385	3丁目	0.287	3,978	9,058	31,561
2丁目	0.155	1,338	2,588	16,697	4丁目	0.609	—	—	0
3丁目	0.285	1,252	2,439	8,558	5丁目	0.164	1,614	3,348	20,415
4丁目	0.223	2,091	4,239	19,009	6丁目	0.078	475	1,055	13,526
貫 井 1丁目	0.207	2,721	5,118	24,725	7丁目	0.206	2,564	5,826	28,282
2丁目	0.184	2,159	3,533	19,201	旭 町 1丁目	0.246	1,892	4,214	17,130
3丁目	0.266	2,783	4,868	18,301	2丁目	0.295	2,580	4,571	15,495

町丁目	面積 (km ²)	世帯数 (世帯)	人口 (人)	人口密度 (人／km ²)	町丁目	面積 (km ²)	世帯数 (世帯)	人口 (人)	人口密度 (人／km ²)
旭 町 3丁目	0.229	2,287	4,152	18,131	下石神井 3丁目	0.173	1,106	2,429	14,040
土支田 1丁目	0.244	1,604	3,564	14,607	4丁目	0.224	1,973	3,571	15,942
2丁目	0.294	1,304	2,926	9,952	5丁目	0.159	1,288	2,632	16,553
3丁目	0.310	1,753	4,086	13,181	6丁目	0.229	1,580	3,535	15,437
4丁目	0.333	1,425	3,294	9,892	立野町	0.357	2,403	5,258	14,728
富士見台 1丁目	0.168	1,553	3,130	18,631	関町東 1丁目	0.222	2,042	3,712	16,721
2丁目	0.232	2,332	4,256	18,345	2丁目	0.096	964	1,518	15,813
3丁目	0.256	2,177	4,168	16,281	関町南 1丁目	0.173	1,338	2,507	14,491
4丁目	0.303	1,858	4,098	13,525	2丁目	0.277	2,152	4,279	15,448
南田中 1丁目	0.174	1,228	2,523	14,500	3丁目	0.272	2,040	4,203	15,452
2丁目	0.171	879	1,763	10,310	4丁目	0.326	3,327	6,926	21,245
3丁目	0.189	1,419	2,657	14,058	関町北 1丁目	0.142	2,154	3,587	25,261
4丁目	0.201	1,593	3,227	16,055	2丁目	0.206	2,784	4,678	22,709
5丁目	0.193	1,363	2,425	12,565	3丁目	0.361	2,215	4,205	11,648
高野台 1丁目	0.196	1,783	3,546	18,092	4丁目	0.352	2,123	4,120	11,705
2丁目	0.164	1,517	3,166	19,305	5丁目	0.283	2,424	5,610	19,823
3丁目	0.237	1,492	2,948	12,439	東大泉 1丁目	0.270	2,426	4,764	17,644
4丁目	0.144	1,203	2,488	17,278	2丁目	0.417	2,977	6,075	14,568
5丁目	0.183	1,359	2,938	16,055	3丁目	0.324	2,624	4,795	14,799
谷原 1丁目	0.231	939	2,086	9,030	4丁目	0.224	1,683	2,900	12,946
2丁目	0.141	830	1,775	12,589	5丁目	0.350	2,024	3,829	10,940
3丁目	0.163	839	2,044	12,540	6丁目	0.442	3,325	6,385	14,446
4丁目	0.191	771	1,965	10,288	7丁目	0.402	2,825	5,967	14,843
5丁目	0.227	1,326	2,980	13,128	西大泉町	0.002	13	33	16,500
6丁目	0.178	999	2,313	12,994	西大泉 1丁目	0.274	1,939	4,096	14,949
三原台 1丁目	0.237	1,963	4,255	17,954	2丁目	0.329	1,297	2,988	9,082
2丁目	0.156	872	2,043	13,096	3丁目	0.298	1,680	3,635	12,198
3丁目	0.235	1,358	3,062	13,030	4丁目	0.350	1,495	3,646	10,417
石神井町 1丁目	0.237	1,788	3,152	13,300	5丁目	0.382	2,203	4,872	12,754
2丁目	0.275	2,367	4,526	16,458	6丁目	0.183	1,272	2,900	15,847
3丁目	0.163	1,925	3,282	20,135	南大泉 1丁目	0.333	2,154	4,783	14,363
4丁目	0.196	1,759	3,460	17,653	2丁目	0.281	1,918	4,471	15,911
5丁目	0.301	930	1,776	5,900	3丁目	0.337	2,225	4,804	14,255
6丁目	0.208	1,620	3,118	14,990	4丁目	0.365	3,068	6,363	17,433
7丁目	0.248	2,127	4,208	16,968	5丁目	0.362	2,267	4,740	13,094
8丁目	0.305	2,232	4,458	14,616	6丁目	0.121	837	1,950	16,116
石神井台 1丁目	0.366	717	1,615	4,413	大泉町 1丁目	0.495	2,281	5,305	10,717
2丁目	0.313	2,130	4,642	14,831	2丁目	0.467	2,180	4,752	10,176
3丁目	0.311	2,748	5,532	17,788	3丁目	0.409	1,726	3,862	9,443
4丁目	0.284	2,258	4,742	16,697	4丁目	0.344	1,651	3,805	11,061
5丁目	0.261	1,760	3,957	15,161	5丁目	0.227	1,043	2,201	9,696
6丁目	0.224	1,350	2,979	13,299	6丁目	0.136	1,143	2,371	17,434
7丁目	0.225	2,174	3,775	16,778	大泉学園町 1丁目	0.235	1,487	3,217	13,689
8丁目	0.257	1,693	3,815	14,844	2丁目	0.333	1,941	3,996	12,000
上石神井 1丁目	0.340	3,449	5,479	16,115	3丁目	0.362	1,346	3,238	8,945
2丁目	0.309	2,339	4,280	13,851	4丁目	0.382	1,887	4,358	11,408
3丁目	0.344	2,251	4,229	12,294	5丁目	0.383	2,096	4,802	12,538
4丁目	0.353	2,624	4,739	13,425	6丁目	0.426	2,275	5,128	12,038
上石神井南町	0.177	1,086	2,187	12,356	7丁目	0.399	2,327	4,973	12,464
下石神井 1丁目	0.166	1,310	2,761	16,633	8丁目	0.355	2,147	4,694	13,223
2丁目	0.214	1,572	3,379	15,790	9丁目	0.336	70	70	208



4 気 象



1月：

上旬は、冬型の気圧配置となる日が多く、晴れの日が多くなった。中旬は、前半は低気圧と高気圧が交互に通過し、数日の周期で天気に変化したが、後半は冬型の気圧配置や高気圧に覆われたため、晴れの日が多くなった。12月24日から続いていた降水の無い期間は1月11日までの19日間となり、寒候期では2000年以降、2005年とともに一番長い記録となった。下旬は、冬型の気圧配置や高気圧に覆われたため、晴れの日が多くなった。31日は南岸低気圧や前線の影響で雨となり、雪の降ったところがあった。なお、東京では12日に初雪を観測した。(平年より9日遅く、昨年より12日遅い)。東京(北の丸公園)の月平均気温は平年並、月間日照時間はかなり多く、月降水量は少なくなった。

2月：

上旬は、前半は冬型の気圧配置や高気圧に覆われて、晴れの日が多くなった。後半は低気圧と高気圧が交互に通過し、数日の周期で天気に変化した。4日は暖かい空気に覆われて晴れたため、日最高気温が4月中旬並となり、練馬では日最高気温19.2℃を観測した。9日は南岸低気圧の影響で雪となり、気温が低くなり、練馬では日最高気温2.6℃を観測した。中旬は、高気圧と低気圧が交互に通過し、数日の周期で天気に変化した。前半は寒気の影響で気温が低くなったが、後半は暖気の影響で気温が高くなった。練馬では20日に日最高気温19.3℃を観測した。下旬は、前半は高気圧に覆われて、晴れの日が多くなり、後半は低気圧や気圧の谷の影響で曇りや雨の日となった。東京(北の丸公園)の月平均気温はかなり高く、月間日照時間は少なく、月降水量は平年並となった。

3月：

上旬は、高気圧と低気圧が交互に通過し、数日の周期で天気に変化した。9日は日本海の低気圧が発達しながら東へ進んだため、関東地方では南よりの風が強まり、気温も高くなり、練馬では、日最高気温18.0℃を観測した。関東地方で「春一番」が吹いた。中旬は、高気圧に覆われて、晴れの日が多くなった。11日は、関東沿岸を発達しながら北東に進んだ低気圧の影響で雨が降った。下旬は、高気圧と低気圧が交互に通過し、数日の周期で天気に変化した。なお、東京では、3月21日にさくらが開花し、3月27日に満開

となった。東京(北の丸公園)の月平均気温はかなり高く、月間日照時間および月降水量は平年並となった。

4月：

上旬は、はじめと終わりに低気圧や前線の影響で曇りや雨となったが、期間の中頃を中心に高気圧に覆われて、晴れの日が多くなり、寒暖の差が大きくなった。中旬は、高気圧に覆われて、晴れの日が多くなったが、低気圧や前線の影響で曇りや雨の日もあった。下旬は、低気圧や気圧の谷の影響で曇りや雨の日が多くなった。東京(北の丸公園)の月平均気温は平年並、月間日照時間は多く、月降水量は少なくなった。

5月：

上旬は、高気圧に覆われて、晴れの日が多くなったが、低気圧や気圧の谷の影響で曇りや雨の日もあった。4日は気圧の谷や上空の寒気の影響で雷雨となった所があった。中旬は、高気圧に覆われて、晴れの日が多くなったが、気圧の谷の影響により、曇りや雨の日もあった。下旬は、21日と終わりに前線や低気圧の影響で曇りや雨となり、練馬では21日に日降水量69.0ミリを観測した。期間の中頃を中心に高気圧に覆われたため、晴れの日が多くなった。練馬では24日から27日にかけては、4日間連続で真夏日(日最高気温30℃以上)を観測した。東京(北の丸公園)の月平均気温はかなり高く、月間日照時間はかなり多く、月降水量は平年並となった。

6月：

上旬は、前半は移動性高気圧に覆われて、晴れの日もあったが、後半は梅雨前線や低気圧の影響で曇りや雨の日が多くなった。練馬では、10日に日降水量70.5ミリを観測し、大雨となった。中旬は、高気圧に覆われて、晴れの日が多くなったが、15日から16日にかけては、低気圧からのびる前線が北上したため、雷を伴い大雨となり、練馬では日降水量53.5ミリを観測した。下旬は、梅雨前線や低気圧の影響で曇りや雨の日が多くなった。なお、関東甲信地方は6月7日ごろ梅雨入りした(平年より1日早く、昨年より1日遅い)。東京(北の丸公園)の月平均気温は平年並、月間日照時間は平年並、月降水量は多くなった。

7月：

上旬は、梅雨前線や低気圧の影響で曇りや雨の日が

続いた。また、オホーツク海高気圧からの冷たく湿った空気の影響で気温が低くなった。中旬は、梅雨前線や低気圧の影響で、曇りや雨の日が続いた。また、オホーツク海高気圧からの冷たく湿った空気の影響で、期間の中頃にかけて気温が低くなった。下旬は、期間の初めは低気圧や梅雨前線の影響で、雨や曇りの日があった。期間の中頃からは、太平洋高気圧が張り出し、晴れた日もあったが、台風第6号から変わった熱帯低気圧が27日から28日にかけて東海地方から関東地方を通過したため、雨の降った日もあった。その後は晴れて暑い日があった。なお、関東甲信地方は24日ごろに梅雨明けした（平年より3日遅く、昨年より25日遅い）。東京（北の丸公園）の月平均気温は低く、月間日照時間は少なく、月降水量は多くなった。

8月：

上旬は、太平洋高気圧に覆われて晴れの日が多く、気温のかなり高い日が続いた。中旬は、太平洋高気圧に覆われて晴れの日があったが、期間の中頃までは西日本に上陸した台風第10号の影響により、期間の終わりには本州付近に停滞した前線の影響で曇りや雨の日となり、雷を伴った日もあった。下旬は、前線や湿った空気の影響で曇りや雨の日が多くなった。東京（北の丸公園）の月平均気温はかなり高く、月間日照時間は多く、月降水量は少なくなった。

9月：

上旬は、前半は前線や湿った空気の影響で曇りや雨の日があったが、後半は太平洋高気圧に覆われて晴れの日が多くなった。また、8日から9日にかけては、関東地方に接近・通過した台風第15号の影響により大雨や暴風となり、交通機関やライフラインへの影響があった。練馬では9日に日降水量82.5ミリ、日最大瞬間風速26.9メートル毎秒を観測した。中旬は、高気圧に覆われて晴れの日があったが、前線や湿った空気の影響で曇りや雨の日もあり、期間のはじめには雷雨となった所があった。下旬は、高気圧に覆われて晴れの日が多くなったが、前線や湿った空気の影響で、曇りや雨の日もあった。期間を通し、暖かい空気に覆われることが多くなった。東京（北の丸公園）の月平均気温はかなり高く、月間日照時間は多く、月降水量は平年並となった。

10月：

上旬は、高気圧や低気圧が交互に通過し、数日の周期で変化した。4日は、台風第18号から変わった低気圧からのびる寒冷前線の影響で、雷雨となった。ま

た、期間を通して暖かい空気に覆われることが多くなった。中旬は、低気圧や前線の影響で曇りや雨の日が多くなった。12日を中心に台風第19号の影響で記録的な大雨や暴風となり、大雨特別警報が発表された区市町村もあった。広い範囲で河川の氾濫や土砂災害、浸水害が相次ぎ、交通機関やライフライン等への被害が発生した。練馬では、日最大瞬間風速23.6メートル毎秒、1時間降水量37.5ミリ、日降水量282.0ミリを観測した。下旬は、高気圧と低気圧が交互に通過し、数日の周期で天気に変化した。25日は、本州の南岸を発達しながら東へ進む低気圧に南から湿った空気が流れ込み、台風第21号による湿った空気の影響も加わり、大雨となった。東京（北の丸公園）の月平均気温はかなり高く、月間日照時間は少なく、月降水量はかなり多くなった。

11月：

上旬は、高気圧に覆われて晴れの日が多くなったが期間の前半は低気圧の影響で雨の日もあった。中旬は、低気圧や前線の影響で曇りや雨の日があったが、期間を通して晴れの日が多くなり、気温がかなり高い日があった。下旬は、低気圧や気圧の谷の影響により、曇りや雨の日が多くなった。22日から23日は、本州南岸を前線を伴った低気圧が通過したため、大雨となった。2019年の東京地方では「木枯らし1号」の発表はなかった。東京（北の丸公園）の月平均気温は高く、月間日照時間及び月降水量は多くなった。

12月：

上旬は、高気圧と低気圧が交互に通過し、数日の周期で天気に変化した。中旬は、短い周期で気圧の谷が通過し、晴れの日もあったが、曇りや雨の日もあった。また、暖かい空気に覆われることが多く、気温の高い日が多くなった。下旬は、高気圧と低気圧が交互に通過し、数日の周期で天気に変化した。なお、東京では8日に初霜を観測した（平年より12日早く、昨年より8日早い）。東京（北の丸公園）の月平均気温は高く、月間日照時間はかなり少なく、月降水量は多くなった。

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年間
区分													
月平均気温 (℃)	4.8	6.7	10.3	13.5	20.1	22.0	24.4	28.6	25.2	19.3	12.7	7.8	16.3
月平均最高気温 (℃)	10.2	11.5	15.2	19.3	25.9	26.4	28.0	33.4	29.7	23.1	17.4	12.0	21.0
月平均最低気温 (℃)	−0.1	2.5	5.7	8.7	14.8	18.5	21.7	25.3	21.5	16.1	8.5	4.2	12.3
月降水量 (mm)	11.0	31.5	117.5	81.5	96.0	239.0	172.5	80.5	178.0	528.5	109.0	47.0	1692.0

注：月平均は、日平均気温、日最高気温、日最低気温を月毎に平均した値である。なお、日平均気温は毎正時（1時から24時）の気温を平均した値である。

資料：東京管区気象台

序章

区政の推進と財政

1 区の計画	26	4 税・財産	61
2 区政のしくみ	30	5 医療保険・年金制度	65
3 財政	47	6 区内の公共機関	71



「こどもの森」

(練馬みどりの葉っぱい基金で寄付を受け付け中の「区民の森プロジェクト」ひとつ)



1 区の計画



(1) 第2次みどりの風吹くまちビジョン

●位置付け

30年6月に策定した「グランドデザイン構想」に示す将来像の実現に向けた、区の新たな総合計画として、『第2次みどりの風吹くまちビジョン(第2次ビジョン)』を31年3月に策定した。

なお、26年11月に制定された「まち・ひと・しごと創生法」により、人口減少社会の克服および地方創生の実現に向けて、都道府県および区市町村は地方版総合戦略を策定することが求められており、第2次ビジョンは、練馬区版総合戦略としての位置付けも、もつものとした。

●『第2次ビジョン』の構成

「グランドデザイン構想」実現への道筋を示す「基本計画」と、具体的な実行計画である「アクションプラン」の二部構成である。

1 基本計画

「3つの基本理念」と「6つの施策の柱」を提示している。計画期間は5年間(令和元～5年度)である。

(1) 基本理念

- ① 区民サービスの向上
- ② 区民協働による住民自治
- ③ 区政改革の徹底

(2) 施策の柱

- 施策の柱1 子どもたちの笑顔輝くまち
- 施策の柱2 高齢者が住みなれた地域で暮らせるまち
- 施策の柱3 安心を支える福祉と医療のまち
- 施策の柱4 安全・快適、みどりあふれるまち
- 施策の柱5 いきいきと心豊かに暮らせるまち
- 施策の柱6 区民とともに区政を進める

2 アクションプラン

(1) 戦略計画

計画期間は5年間(令和元～5年度)とし、5年後の目標、5か年の取組を提示している。

- ① 施策の柱1 子どもたちの笑顔輝くまち
 - 戦略計画1 子育てのかたちを選択できる社会の実現
 - 戦略計画2 子どもの成長に合わせた切れ目のないサポートの充実
 - 戦略計画3 すべての小学生を対象に放課後の居場所づくり

戦略計画4 夢や目標を持ち困難を乗り越える力を備えた子どもたちの育成

- ② 施策の柱2 高齢者が住みなれた地域で暮らせるまち

戦略計画5 高齢者地域包括ケアシステムの確立

戦略計画6 元気高齢者の活躍と介護予防の推進

- ③ 施策の柱3 安心を支える福祉と医療のまち
- 戦略計画7 障害者が地域で暮らし続けられる基盤の整備

戦略計画8 ひとり親家庭や生活困窮世帯等の自立を応援

戦略計画9 住み慣れた地域で安心して医療が受けられる体制の整備

戦略計画10 みどりの風の中で、自ら健康づくりに取り組めるまちの実現

- ④ 施策の柱4 安全・快適、みどりあふれるまち
- 戦略計画11 地域の災害リスクに応じた「攻めの防災」

戦略計画12 みどり豊かで快適な空間を創出する交通インフラの整備

戦略計画13 魅力にあふれ利便性に富んだ駅前と周辺のまちづくり

戦略計画14 練馬のみどりを未来へつなぐ

戦略計画15 住宅都市にふさわしい自立分散型エネルギー社会へ

- ⑤ 施策の柱5 いきいきと心豊かに暮らせるまち
- 戦略計画16 地域特性を活かした企業支援と商店街の魅力づくり

戦略計画17 生きた農と共存する都市農業のまち練馬

戦略計画18 練馬ならではの都市文化を楽しめるまち

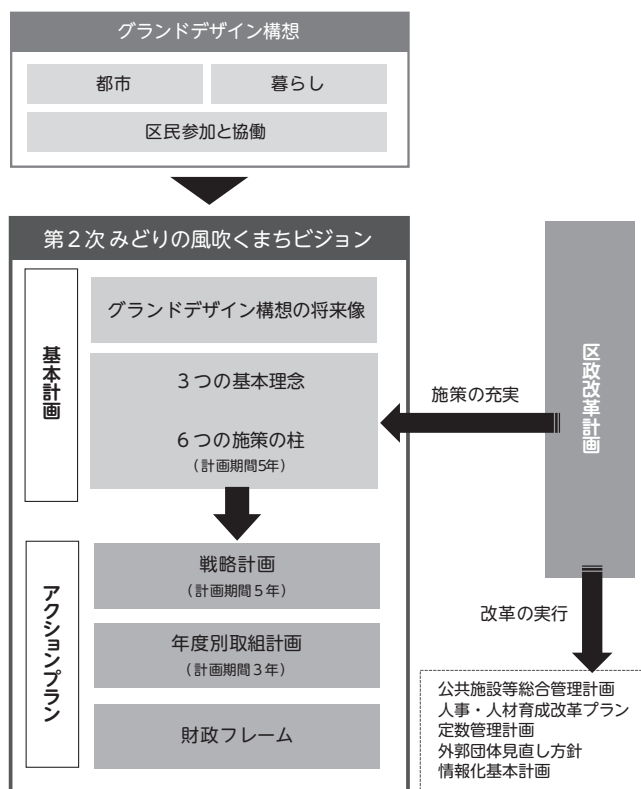
戦略計画19 豊かなみどりの中で誰もがスポーツを楽しめるまち

- ⑥ 施策の柱6 区民とともに区政を進める
- 戦略計画20 区民協働による住民自治の創造
- 戦略計画21 窓口から区役所を変える

(2) 年度別取組計画

『第2次ビジョン基本計画』および「アクションプラン[戦略計画]」の策定を受けて、3か年の具体的な取組と事業費を明らかにする年度別取組計画を令和元年6月に策定した。

『第2次ビジョン』の体系・計画期間



(2) 区政改革計画

区政改革の目的は、区民サービスを充実・向上させることにある。

『ビジョン』で掲げた政策の実現に向けて、具体的な仕組みや態勢を区民の視点から改めて見直すため、27年6月に区政改革推進会議を設置し、28年3月に推進会議から提言を受けた。区政の重要課題に関するデータを公表し、推進会議、区議会、区民と議論を深め、28年10月に「区政改革計画」を策定した。

計画では、「区民参加と協働の区政に取り組みます」「区民サービスの向上と持続可能性の両立を実現します」「区役所の総力をあげて改革を実行します」の3つの方策のもと、16の具体的な取組を盛り込んでいる。

なお、『第2次ビジョン』の策定に伴い、区政改革計画の施策の充実に係る取組は戦略計画に継承し、改革の実行に係る取組は個別計画等に基づき推進している。

(3) グランドデザイン構想

●位置付け

区はこれまで、『ビジョン』に基づく独自の政策を立案・実行するとともに、「区政改革計画」を取りまとめ、新たな区政の創造に向けた取組を展開してきた。区政

を更に前に進めるためには、目指す将来像を区民と共有しながら、さまざまな課題に取り組むことが不可欠であり、おおむね10年後から30年後の将来像を示す「グランドデザイン構想」を30年6月に公表した。

●構成

「グランドデザイン構想」は、「暮らし」「都市」「区民参加と協働」の3つの分野で構成する。

1 暮らしのグランドデザイン

子ども、高齢者、文化芸術、みどりなど、8つのテーマを設定し、10年後の暮らしの姿を8人の区民の物語として描くとともに、テーマに対する区の基本姿勢と取組の方向性を示している。

2 都市のグランドデザイン

4つのテーマを設定して、30年後のまちの姿をビジュアルに描くことにより、具体的なまちのイメージを表現している。

3 区民参加と協働のグランドデザイン

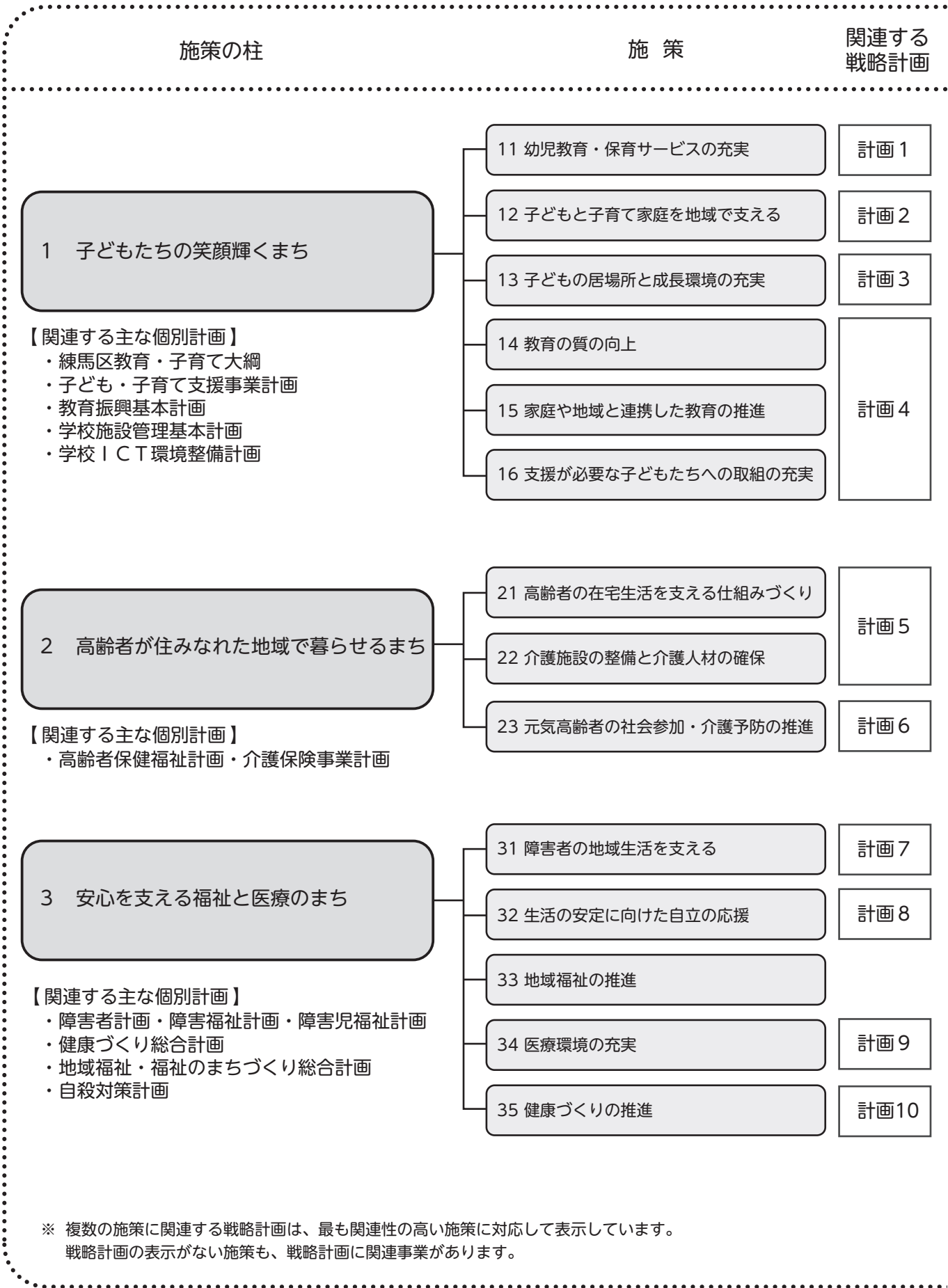
地域に根差した区民の自発的な活動が、区内のいたるところで活発に展開され、区民や団体そして区が協働して、練馬ならではの新たな自治を創造する道筋を明らかにしている。

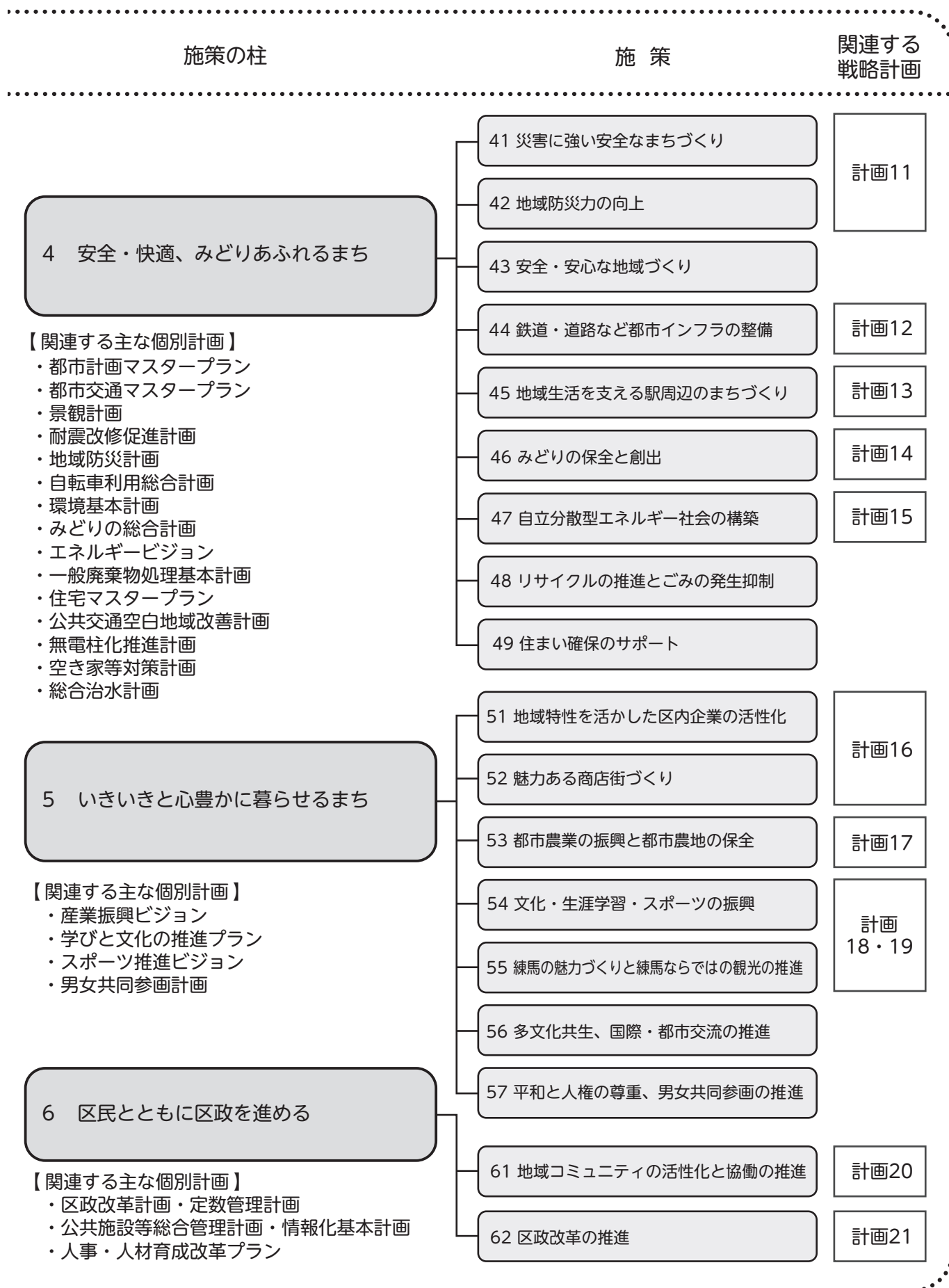
(4) 区民の要望

●区民意識意向調査

区では毎年、区民意識意向調査を行い、区民要望の把握に努めている。令和元年度調査の「特に力を入れてほしいと思う施策」では、「鉄道・道路・バス交通など都市インフラの整備」、「交通安全対策」、「高齢者福祉」、「子育て支援」や「災害に強い安全なまちづくり」が上位を占めた。

〔施策の体系と戦略計画・個別計画の関連図（第2次みどりの風吹くまちビジョン）〕





企画総務委員会：5回 区民生活委員会：5回 健康福祉委員会：4回 環境まちづくり委員会：4回 文教児童青少年委員会：4回

●本会議と委員会

区議会は、条例により年4回（2・6・9・11月）開かれる定例会と、特定の案件を審議するため必要に応じて召集される臨時会がある。

議会の議決は、本会議で行わなければその効力を生じないが、区の仕事は複雑多岐にわたっており、議会としても能率的かつ専門的な審査を必要とするため、いくつかの分野に分けて、委員会を設けている。

委員会には、常任委員会、議会運営委員会および特

別委員会がある。常任委員会は、企画総務、区民生活、保健福祉、都市整備、文教児童青少年の5委員会が設置されている。また、特別委員会は、必要がある場合に設置することとなっており、総合・災害対策等、医療・病院整備等、都市農業・みどり環境等、交通対策等の4委員会が設置されている。

本会議および各委員会は傍聴することができる。傍聴には傍聴券が必要である。

〔議会運営委員会および委員会開催状況〕

令和元年12月31日現在

委員会名	所管事項	委員名（◎委員長、○副委員長）	開催数
議会運営委員会 定数17人 欠員2人	(1) 議会の運営に関する事項 (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項 (3) 議長の諮問に関する事項	◎かしわざき強 ○柳沢よしみ 小泉 純二 小川けいこ 福沢 剛 田中よしゆき かしまさお うすい民男 吉田ゆりこ 平野まさひろ 有馬 豊 島田 拓 白石けい子 石黒たつお 池尻 成二	22回

注：議会運営委員会の委員は、令和元年6月13日就任。委員会の開催数は、31年1月～令和元年12月の期間

〔特別委員会および委員会開催状況〕

令和元年12月31日現在

委員会名	設置目的	委員名（◎委員長、○副委員長）	開催数
総合・災害対策等 特別委員会 定数13人	(1) 地域防災についての調査研究 (2) 危機管理指針についての調査研究 (3) 地方分権の推進および財政権拡充についての調査研究	◎かわすみ雅彦 ○石黒たつお 関口 和雄 たかはし慎吾 つじ 誠心 吉田ゆりこ 宮崎はるお のむら 説 沢村信太郎 はしぐち奈保 土屋としひろ かとうぎ桜子 松田 亘	8回
医療・病院整備等 特別委員会 定数13人	(1) 地域医療の環境整備についての調査研究 (2) 病床の確保についての調査研究 (3) 感染症対策についての調査研究	◎西野こういち ○小泉 純二 小林みつぐ 福沢 剛 田中ひでかつ 宮原よしひこ 酒井 妙子 島田 拓 坂尻まさゆき 野沢 なな 井上勇一郎 高口ようこ しもだ 玲	9回
都市農業・ みどり環境等 特別委員会 定数12人	(1) 清掃事業についての調査研究 (2) 資源循環型についての調査研究 (3) エネルギー対策についての調査研究 (4) みどりの保全・創出に係る区民協働の推進についての調査研究 (5) みどりの啓発機能をもつ緑地、庭園等についての調査研究 (6) 都市農地保全および都市農業振興についての調査研究（農業委員会および世界都市農業サミットに関する案件は除く）	◎田中よしゆき ○小川こうじ 小川けいこ 上野ひろみ かしまさお 柴田さちこ うすい民男 星野あつし 有馬 豊 白石けい子 岩瀬たけし きみがき圭子	10回
交通対策等 特別委員会 定数12人	(1) バス交通等地域間交通についての調査研究 (2) 都営地下鉄大江戸線の延伸および沿線まちづくりについての調査研究 (3) 東京外かく環状道路についての調査研究 (4) 西武線連続立体および事業化に伴うまちづくりについての調査研究	◎笠原こうぞう ○倉田れいか 藤井たかし かしわざき強 佐藤 力 柳沢よしみ 平野まさひろ 鈴木たかし 小松あゆみ 富田けんじ 池尻 成二 やない克子	9回

注：①各特別委員会は、令和元年6月13日設置。委員会の開催数は、令和元年6月13日～12月の期間

②31年1月～令和5月29日までの委員会名と開催数はつぎのとおり。

総合・災害対策等特別委員会：3回 医療・高齢者等特別委員会：4回 清掃・エネルギー等特別委員会：2回 交通対策等特別委員会：3回

〔予算・決算特別委員会および委員会開催状況〕

令和元年12月31日現在

委員会名	設置期間	所管事項	委員名（◎委員長、○副委員長）	開催数
予算特別委員会	31年2月13日～ 31年3月6日	31年度各会計歳入歳出予算の審査	◎藤井たかし ○やくし辰哉 議長を除く全議員	14回
予算特別委員会（補正）	令和元年10月1日～ 令和元年10月4日	令和元年度各会計歳入歳出補正予算の審査	◎福沢 剛 ○坂尻まさゆき 議長を除く全議員	2回
決算特別委員会	令和元年9月4日～ 令和元年10月9日	30年度各会計歳入歳出決算の審査	◎西野こういち ○野沢 なな 議長を除く全議員	12回

● 31 年～令和 2 年の区議会

1 第一回定例会（31 年 2 月 1 日から 3 月 8 日）

定例会の初日に区長から、「平成 31 年度当初予算案編成の基本的考え方」「保育サービスの更なる拡充」「地域包括ケアシステムの確立」「障害者福祉の充実」「都市インフラの整備とまちづくりの推進」「世界都市農業サミットの開催」などについての所信表明があり、これを受けて 12 名の議員が一般質問を行った。

議案として区長から、「平成 31 年度練馬区一般会計予算」「練馬区介護保険条例の一部を改正する条例」「練馬区立自転車駐車場条例の一部を改正する条例」「練馬区国民健康保険条例の一部を改正する条例」など 41 議案が提出された。議員からは、「児童虐待防止対策の更なる強化を求める意見書」など 2 議案が提出された。

審議の結果、すべての議案を原案どおり可決した。

2 第二回定例会（令和元年 6 月 7 日から 6 月 28 日）

6 月 13 日に議長、副議長の選挙を行い、議長に上野ひろみ議員、副議長に宮原よしひこ議員をそれぞれ選出した。新議長のもと常任、議会運営、特別の各委員会の委員の選任を行った。

6 月 14 日に区長から、「子どもたちの笑顔輝くまち」「高齢者が住みなれた地域で暮らせるまち」「安心

を支える福祉と医療のまち」「安全・快適、みどりあふれるまち」「いきいきと心豊かに暮らせるまち」などについての所信表明があり、これを受けて 11 名の議員が一般質問を行った。

議案として区長から、「練馬区廃棄物の処理および清掃に関する条例の一部を改正する条例」「練馬区まちづくり条例の一部を改正する条例」など 33 議案が提出された。議員からは、「練馬区議会委員会条例の一部を改正する条例」など 8 議案が提出された。

審議の結果、区長提出 33 議案と議員提出 7 議案を原案どおり可決、議員提出 1 議案を否決した。

3 第三回定例会（令和元年 9 月 4 日から 10 月 11 日）

定例会の初日に区長から、「幼児教育・保育無償化への対応」「小学校入学準備費の入学前支給」「高齢者施策の充実」「障害児施策の充実」「危険ブロック塀等対策」「世界都市農業サミット開催に向けて」などについての所信表明があり、これを受けて 12 名の議員が一般質問を行った。

議案として区長から、「平成 30 年度練馬区一般会計歳入歳出決算」「練馬区会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例」「練馬区立幼稚園条例の一部を改正する条例」「練馬区保育所保育料条例の一部

〔練馬区議会議員名簿〕

議員定数 50 人 在職議員 50 人 令和 2 年 6 月 5 日現在

氏 名	会 派	電 話	住 所	氏 名	会 派	電 話	住 所
関 口 和 雄	自民党	3998-1752	〒 176-0021 貫井 3-53-8	宮 崎 は る お	公 明 党	6336-0276	〒 177-0032 谷原 3-25-12-126
小 林 み つ ぐ	自民党	3999-3471	〒 176-0024 中村 1-3-3	鈴 木 た か し	公 明 党	5933-0705	〒 178-0062 大泉町 3-19-16
小 泉 純 二	自民党	3970-8615	〒 179-0074 春日町 6-6-39-603	星 野 あ つ し	公 明 党	3979-8644	〒 179-0071 旭町 3-3-3
藤 井 た か し	自民党	5905-0533	〒 178-0065 西大泉 3-29-20	有 馬 豊	共 産 党	5934-4893	〒 177-0041 石神井町 1-17-14
小 川 け い こ	自民党	3948-0373	〒 176-0012 豊玉北 6-20-9-305	島 田 拓	共 産 党	6755-7814	〒 179-0072 光が丘 3-8-6-404
かしわざき強	自民党	3924-7789	〒 178-0062 大泉町 4-34-5	坂尻まさゆき	共 産 党	050-1401-8012	〒 179-0083 平和台 2-15-16-102
笠原こうぞう	自民党	3990-3773	〒 177-0034 富士見台 1-26-19	の む ら 説	共 産 党	5999-1200	〒 179-0085 早宮 3-1-15
福 沢 剛	自民党	6317-7044	〒 176-0006 栄町 1-2-901	小 松 あ ゆ み	共 産 党	3991-6148	〒 179-0085 早宮 4-31-1-309
田中ひでかつ	自民党	3999-0792	〒 179-0075 高松 1-9-7	倉 田 れ い か	練馬未来	3923-5672	〒 177-0031 三原台 2-4-7-1A
上 野 ひ ろ み	自民党	3939-0646	〒 179-0073 田柄 4-36-34	石 黒 た つ お	練馬未来	090-1667-1192	〒 178-0064 南大泉 2-2-33
田中よしゆき	自民党	5903-9417	〒 177-0044 上石神井 4-8-8	井 上 勇 一 郎	練馬未来	3926-7146	〒 176-0022 向山 3-1-32
かわすみ雅彦	自民党	6761-0007	〒 177-0042 下石神井 2-34-5-101	池 尻 成 二	市民の声	5933-0108	〒 178-0063 東大泉 5-6-9
かしままさお	自民党	6904-4363	〒 178-0064 南大泉 3-9-22	岩 瀬 た け し	市民の声	5935-4071	〒 178-0061 大泉学園町 2-10-1
柴田 さちこ	自民党	3921-0303	〒 178-0063 東大泉 3-4-3-204	高 口 よ う こ	市民の声	080-7746-8648	〒 176-0002 桜台 3-42-29 荒川方
たかはし慎吾	自民党	3408-6675	〒 179-0085 早宮 2-10-3	白 石 け い 子	立憲民主	3990-3107	〒 179-0075 高松 3-24-19
佐 藤 力	自民党	4500-1756	〒 179-0076 土支田 1-20-4-101	沢 村 信 太 郎	立憲民主	050-3488-7555	〒 177-0041 石神井町 7-1-14-105
つ じ 誠 心	自民党	6906-6845	〒 179-0081 北町 8-21-3-E306	富 田 け ん じ	立憲民主	6915-7247	〒 179-0083 平和台 4-10-4-6F
宮原よしひこ	公明党	3948-5722	〒 176-0013 豊玉中 3-28-15-406	きみがぎ圭子	生活ネット	3993-4899	〒 178-0065 西大泉 2-20-8
う す い 民 男	公明党	6760-1162	〒 177-0041 石神井町 3-3-33	や ない 克 子	生活ネット	3993-4899	〒 177-0051 関町北 5-17-4
吉 田 ゆ り こ	公明党	3933-3489	〒 179-0081 北町 6-35-27	し も だ 玲	都民ファ	050-3588-0693	〒 177-0041 石神井町 3-25-8-302
柳 沢 よ し み	公明党	3594-7510	〒 177-0051 関町北 5-5-8-505	は し ぐ ち 奈 保	都民ファ	6820-0812	〒 176-0013 豊玉中 3-2-15
酒 井 妙 子	公明党	6909-2960	〒 179-0072 光が丘 3-3-4-922	土屋としひろ	オンブズ	3991-6343	〒 176-0012 豊玉北 6-23-6-203
西野こういち	公明党	6272-4249	〒 176-0021 貫井 3-22-11	かとうぎ桜子	市民ふくし	3978-4154	〒 178-0063 東大泉 3-1-18-102
平野まさひろ	公明党	6362-3768	〒 178-0065 西大泉 5-4-8	野 沢 な な	蒼 風 会	5926-4561	〒 179-0084 氷川台 3-27-4-105
小 川 こ う じ	公明党	3929-2980	〒 177-0045 石神井台 8-18-34-221	松 田 亘	練 民 会	080-9194-8371	〒 177-0034 富士見台 1-22-1

（注）会派名称略称

自民党：練馬区議会自由民主党、公明党：練馬区議会公明党、共産党：日本共産党練馬区議団、練馬未来：練馬区議会未来会議、市民の声：市民の声ねりま、立憲民主：練馬区議会立憲民主党、生活ネット：生活者ネットワーク、都民ファ：都民ファーストの会練馬区議団、オンブズ：オンブズマン練馬、市民ふくし：市民ふくしフォーラム、蒼風会：ふくし蒼風会、練民会：練馬区民の会

を改正する条例」「令和元年度練馬区一般会計補正予算」など 47 議案が提出された。議員からは、「天皇陛下御即位に当たっての賀詞奉呈について」など 2 議案が提出された。また、委員会から、「固定資産税および都市計画税の軽減措置等の継続を求める意見書」の 1 議案が提出された。

審議の結果、すべての議案を原案どおり可決した。
4 第四回定例会（令和元年 11 月 27 日から 12 月 13 日）
定例会の初日に区長から、「災害対策について」「第 2 期練馬区子ども・子育て支援事業計画の策定」「世界都市農業サミットの開催」などについての所信表明があり、これを受けて 11 名の議員が一般質問を行った。

議案として区長から、「練馬区立スポーツ施設条例の一部を改正する条例」「練馬区立都市公園条例の一部を改正する条例」「指定管理者の指定について」など 24 議案が提出された。議員からは、「中等度難聴児に対する発達支援の充実に関する意見書」の 1 議案が提出された。

審議の結果、すべての議案を原案どおり可決した。

5 第一回定例会（令和 2 年 2 月 5 日から 3 月 13 日）
定例会の初日に区長から、「新型コロナウイルス感染症対策について」「令和 2 年度当初予算案」「子育てサポートの充実」「障害者福祉の充実」「防災まちづくりの推進」「公園づくりとみどり施策の充実」「文化施策の充実」「窓口改革の推進」などについての所信表明があり、これを受けて 12 名の議員が一般質問を行った。

議案として区長から、「令和 2 年度練馬区一般会計予算」「練馬区印鑑条例の一部を改正する条例」「練馬区立こども発達支援センター条例の一部を改正する条例」「練馬区国民健康保険条例の一部を改正する条例」など 36 議案が提出された。議員からは、「新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に関する意見書」など 3 議案が提出された。

審議の結果、区長提出 36 議案と議員提出 2 議案を原案どおり可決、議員提出 1 議案を否決した。

〔会派別構成〕（単位：人） 令和 2 年 6 月 5 日現在

会派名	人員
練馬区議会自由民主党	17
練馬区議会公明党	11
日本共産党練馬区議団	5
練馬区議会未来会議	3
市民の声ねりま	3
練馬区議会立憲民主党	3
生活者ネットワーク	2
都民ファーストの会練馬区議団	2
オンブズマン練馬	1
市民ふくしフォーラム	1
ふくし蒼風会	1
練馬区民の会	1
計	50

〔請願・陳情審査件数〕（単位：件） 31 年 1 月～令和元年 5 月（18 期）

委員会 区分		件 数	審査結果				
			採 択	不 採 択	取 り 下 げ	付 託 替 え	審 議 未 了
常任委員会	企画総務	— 30	—	—	—	—	—
	区民生活	— 11	—	—	—	—	—
	健康福祉	— 12	—	—	—	—	—
	環境まちづくり	— 37	—	—	—	—	—
	文教児童青少年	— 26	—	—	—	—	—
	議会運営	— 9	—	—	—	—	—
特別委員会	総合・災害対策等	— 1	—	—	—	—	—
	医療・高齢者等	— 2	—	—	—	—	—
	清掃・エネルギー等	— 2	—	—	—	—	—
	交通対策等	— 5	—	—	—	—	—
	予 算						
	決 算						
計		— 135	— 0	— 0	— 0	— —	— 135

〔請願・陳情審査件数〕（単位：件） 令和元年 6 月～12 月（19 期）

区分 委員会		件 数	審査結果				
			採 択	不 採 択	取 り 下 げ	付 託 替 え	継 続 審 査
常任委員会	企画総務	— 9	— 9	— —	— —	— —	— 9
	区民生活	— 8	— 2	— —	— 1	— —	— 5
	保健福祉	— 6	— —	— —	— —	— —	— 6
	都市整備	— 17	— —	— —	— —	— —	— 17
	文教児童青少年	— 10	— —	— —	— —	— —	— 10
	議会運営	— 0	— —	— —	— —	— —	— 0
	特別委員会	総合・災害対策等	— 0	— —	— —	— —	— —
医療・病院整備等		— 0	— —	— —	— —	— —	— 0
都市農業・みどり環境等		— 2	— —	— —	— —	— —	— 2
交通対策等		— 6	— —	— —	— —	— —	— 6
予 算		／	／	／	／	／	／
決 算		／	／	／	／	／	／
計		1 58	— 2	— 0	— 1	— 0	1 55

※：①議員の改選により、18 期分（上表）、19 期分（下表）を分けて表記した。
②件数の上段は請願、下段は陳情
③件数は、前年からの継続分（18 期のみ）および分割付託を含む。採択、不採択、取り下げには、一部採択、一部不採択、一部取り下げを含む。

〔歴代議長〕

〔歴代副議長〕

昭和			党別	昭和			党別
1	上野徳次郎	22.10.11～23.11.15	自由党	1	小口 政雄	22.10.11～23.11.15	自由党
2	桜井 米蔵	23.11.15～24.11.25	//	2	塚田 洪憲	23.11.15～24.11.25	//
3	小口 政雄	24.11.25～25.10.30	//	3	内田建三郎	24.11.25～25.10.30	//
4	梅内 正雄	25.10.30～26. 9.19	//	4	豊田 勝夫	25.10.30～26. 9.19	//
5	篠田 鎮雄	26.10.29～27.10.29	//	5	大野 政吉	26.10.29～27.10.29	//
6	梅内 正雄	27.10.29～28.12. 2	//	6	加山 峯吉	27.10.29～28.12.2	//
7	井口 仙蔵	28.12. 2～29.12.22	//	7	橋本銀之助	28.12. 2～29.12.22	//
8	塚田 洪憲	29.12.22～30. 9.19	//	8	永盛勇三郎	29.12.22～30. 9.19	//
9	井口 仙蔵	30.10.20～31.10.29	自民党	9	一野 義純	30.10.20～31.10.29	自民党
10	井口 仙蔵	31.10.29～32.11.29	//	10	松本 茂	31.10.29～32. 8.30	//
11	梅内 正雄	32.11.29～34. 3.18	//	11	豊田 勝夫	32. 8.30～32.11.29	//
12	林 亮海	34. 3.18～34. 9.19	//	12	山下 新吉	32.11.29～34. 3.18	社会党
13	上野徳次郎	34.10.23～35.12.27	//	13	大戸 淳三	34. 3.18～34. 9.19	自民党
14	桜井 米蔵	35.12.27～37. 2. 9	//	14	矢ヶ崎信夫	34.10.23～35.12.27	//
15	梅内 正雄	37. 2. 9～37.12.22	//	15	越後 幹雄	35.12.27～37. 2. 9	//
16	橋本銀之助	37.12.22～38. 9.19	//	16	荒井 澄雄	37. 2. 9～37.12.22	社会党
17	井口 仙蔵	38.10.23～40. 3.10	//	17	並木 亀吉	37.12.22～38. 9.19	自民党
18	越後 幹雄	40. 3.10～42. 5. 2	//	18	長谷川安正	38.10.23～39. 5.27	//
19	長谷川安正	42. 7.11～43. 7.16	//	19	宇野津定三	39. 5.27～40. 3.10	公明党
20	小柳 信子	43. 7.16～44. 7.24	//	20	横山 倉吉	40. 3.10～42. 5. 2	自民党
21	橋本銀之助	44. 7.24～45. 7.11	//	21	榎本 喜芳	42. 7.11～43. 7.16	社会党
22	橋本銀之助	45. 7.11～46. 5.29	//	22	木下喜三郎	43. 7.16～44. 7.24	//
23	塚田 洪憲	46. 7. 6～47. 7.19	//	23	本橋弘三郎	44. 7.24～45. 7.11	//
24	横山 繁雄	47. 7.19～48. 7.28	//	24	木下喜三郎	45. 7.11～46. 5.29	//
25	関口 三郎	48. 7.28～49. 7.30	//	25	岡本 和男	46. 7. 6～47. 7.19	//
26	田口阿久理	49. 7.30～50. 5.29	//	26	本橋弘三郎	47. 7.19～48. 7.28	//
27	楠 直正	50. 6.23～51. 7. 9	//	27	土屋 新一	48. 7.28～49. 7.30	//
28	横山 繁雄	51. 7. 9～52. 7.27	//	28	藤代権兵衛	49. 7.30～50. 5.29	//
29	内田仙太郎	52. 7.27～53. 7.14	//	29	小池 広司	50. 6.23～51. 7. 9	公明党
30	豊田 三郎	53. 7.14～54. 5.29	//	30	小林としたか	51. 7. 9～52. 7.27	//
31	貫井 武夫	54. 6.22～55. 7.10	//	31	椎名 貞夫	52. 7.27～53. 7.14	//
32	上野 定雄	55. 7.10～56. 7.21	//	32	安藤 美義	53. 7.14～54. 5.29	//
33	矢崎 久雄	56. 7.21～57. 7. 6	//	33	宇野津定三	54. 6.22～55. 7.10	//
34	大野喜三郎	57. 7. 6～58. 5.29	//	34	田中てるみ	55. 7.10～56. 7.21	//
35	貫井 武夫	58. 6.15～59. 7.10	//	35	小池 広司	56. 7.21～57. 7. 6	//
36	上野 定雄	59. 7.10～60. 7.19	//	36	小林としたか	57. 7. 6～58. 5.29	//
37	田中 確也	60. 7.19～61. 7.24	//	37	椎名 貞夫	58. 6.15～59. 7.10	//
38	望月 泰治	61. 7.24～62. 5.29	//	38	田中 保徳	59. 7.10～60. 7.19	//
39	楠 直正	62. 6.15～63. 7.13	//	39	竹内 智久	60. 7.19～61. 7.24	//
平成				40	俵頭 功	61. 7.24～62. 5.29	//
40	椎名 貞夫	63. 7.13～元. 7.21	公明党	41	小林 利孝	62. 6.15～63. 7.13	//
41	山田左千夫	元. 7.21～ 2. 7.13	自民党	平成			
42	渡辺 耕平	2. 7.13～ 3. 5.29	//	42	吉野 信義	63. 7.13～元. 7.21	自民党
43	関口 和雄	3. 6.13～ 4. 7. 2	//	43	田中 保徳	元. 7.21～ 2. 7.13	公明党
44	吉野 信義	4. 7. 2～ 5. 7.29	//	44	竹内 智久	2. 7.13～ 3. 5.29	//
45	大橋 静男	5. 7.29～ 6. 7.12	//	45	椎名 貞夫	3. 6.13～ 4. 7. 2	//
46	中島 力	6. 7.12～ 7. 5.29	//	46	白井 繁雄	4. 7. 2～ 5. 7.29	//
47	高橋かずみ	7. 6. 9～ 8. 6.25	//	47	富塚 辰雄	5. 7.29～ 6. 7.12	//
48	関口 三郎	8. 6.25～ 9. 7.24	//	48	秋本 和昭	6. 7.12～ 7. 5.29	//
49	浅沼 敏幸	9. 7.24～10. 6.19	無所属	49	俵頭 功	7. 6. 9～ 8. 6.25	公明
50	関口 和雄	10. 6.19～11. 5.29	自民党	50	斉藤 宗孝	8. 6.25～ 9. 7.24	//
51	関口 和雄	11. 6.11～12. 7.14	//	51	西川 康彦	9. 7.24～10. 6.19	//
52	土屋 新一	12. 7.14～13. 7.11	民主党	52	富塚 辰雄	10. 6.19～11. 5.29	//
53	小林みつぐ	13. 7.11～14. 7.16	自民党	53	秋本 和昭	11. 6.11～12. 7.14	公明党
54	村上 悦栄	14. 7.16～15. 5.29	//	54	武藤 昭夫	12. 7.14～13. 7.11	共産党
55	中島 力	15. 6.12～16. 6.18	//	55	山田 哲丸	13. 7.11～14. 7.16	公明党
56	小林みつぐ	16. 6.18～17. 7.22	//	56	斉藤 宗孝	14. 7.16～15. 5.29	//
57	本橋まさとし	17. 7.22～18. 6.28	//	57	西川 康彦	15. 6.12～16. 6.18	//
58	村上 悦栄	18. 6.28～19. 5.29	//	58	岩崎 典子	16. 6.18～17. 7.22	//
59	関口 和雄	19. 6.11～20. 6.20	//	59	斉藤 宗孝	17. 7.22～18. 6.28	//
60	しばぎ幹男	20. 6.20～21. 6.17	//	60	秋本 和昭	18. 6.28～19. 5.29	//
61	本橋 正寿	21. 6.17～22. 6.17	//	61	宮原 義彦	19. 6.11～20. 6.20	//
62	西山きよたか	22. 6.17～23. 5.29	//	62	田代 孝海	20. 6.20～21. 6.17	//
63	小川けいこ	23. 6.13～24. 6.22	//	63	岩崎 典子	21. 6.17～22. 6.17	//
64	藤井たかし	24. 6.22～25. 6.28	//	64	内田ひろのり	22. 6.17～23. 5.29	//
65	小泉 純二	25. 6.28～26. 6.20	//	65	斉藤 静夫	23. 6.13～24. 6.22	//
66	村上 悦栄	26. 6.20～27. 5.29	//	66	うすい民男	24. 6.22～25. 6.28	//
67	かしわぎ強	27. 6.12～28. 6.17	//	67	吉田ゆりこ	25. 6.28～26. 6.20	//
68	田中ひでかつ	28. 6.17～29. 7. 7	//	68	柳沢よしみ	26. 6.20～27. 5.29	//
69	小林みつぐ	29. 7. 7～30. 6.27	//	69	内田ひろのり	27. 6.12～28. 6.17	//
令和				70	光永 勉	28. 6.17～29. 7. 7	//
70	福沢 剛	30. 6.27～元. 5.29	//	71	酒井 妙子	29. 7. 7～30. 6.27	//
71	上野ひろみ	元. 6.13～ 2. 6. 5	//	令和			
72	小泉 純二	2. 6. 5～	//	72	西野こういち	30. 6.27～元. 5.29	//
				73	宮原よしひこ	元. 6.13～ 2. 6. 5	//
				74	うすい民男	2. 6. 5～	//

(2) 執行機関（区長・行政委員会など）

区的意思決定機関（議決機関）である区議会に対し、決定された意思の実施機関（執行機関）として、区長および行政委員会、行政委員が置かれ、更に補助機関として、副区長、会計管理者およびその他の職員が置かれている。また、附属機関として区政に必要な調査・審議を行う各種の協議会、審議会等が設けられている。

●区長と補助機関

1 区長

区長は区を代表し、その事務全般を統括する執行機関で、任期は4年である。

昭和49年6月の「地方自治法」の改正により、区民による直接選挙制度が復活し、翌年4月27日に初の選挙が行われた。

30年4月15日に行われた区長選挙の結果、前川耀男が選出され、第19代区長に就任した。

2 副区長（助役）、会計管理者（収入役）

区長を補佐する副区長は、区長が区議会の同意を得て選任し、任期は4年である。練馬区では、副区長の定数を2人とし、小西将雄と山内隆夫が在任している。

また、会計事務をつかさどる機関である会計管理者は、職員の中から区長が命ずる。

なお、18年の「地方自治法」改正以前は、助役および収入役が置かれていた。

〔歴代区長〕

1	白 井 五十三	昭和	22. 9. 20	～	26. 9. 19
2	須 田 操		26. 9. 20	～	30. 9. 19
3	〃		30. 11. 9	～	34. 11. 8
4	〃		34. 12. 3	～	38. 12. 2
5	〃		38. 12. 26	～	42. 6. 21
6	片 健 治		43. 7. 29	～	47. 7. 28
7	田 畑 健 介		48. 10. 16	～	50. 4. 26
8	〃		50. 4. 27	～	54. 4. 26
9	〃		54. 4. 27	～	58. 4. 26
10	〃		58. 4. 27	～	62. 4. 26
11	岩 波 三 郎	平成	62. 4. 27	～	3. 4. 26
12	〃		3. 4. 27	～	7. 4. 26
13	〃		7. 4. 27	～	11. 4. 26
14	〃		11. 4. 27	～	15. 4. 26
15	志 村 豊志郎		15. 4. 27	～	19. 4. 26
16	〃		19. 4. 27	～	23. 4. 26
17	〃		23. 4. 27	～	26. 2. 23
18	前 川 耀 男		26. 4. 20	～	30. 4. 19
19	〃		30. 4. 20	～	在任中

〔歴代副区長〕

1	関 口 和 雄	平成	19. 4. 1	～	19. 6. 12
2	〃		19. 6. 13	～	23. 6. 12
3	琴 尾 隆 明 夫		23. 6. 14	～	27. 6. 13
4	山 内 隆 夫		26. 6. 20	～	30. 6. 19
5	黒 田 叔 孝 夫	令和	27. 6. 15	～	元. 6. 14
6	山 内 隆 夫		30. 6. 20	～	在任中
7	小 西 将 雄	令和	元. 6. 15	～	在任中

〔歴代助役〕

1	小 林 四 郎	昭和	22. 12. 4	～	26. 12. 3
2	〃		26. 12. 4	～	30. 12. 3
3	〃		30. 12. 4	～	34. 12. 3
4	〃		34. 12. 10	～	38. 12. 9
5	星 義 文		39. 5. 27	～	42. 6. 21
6	金 子 光		43. 9. 3	～	47. 9. 2
7	三 浦 忠 正		48. 10. 29	～	52. 10. 28
8	〃		52. 10. 29	～	56. 10. 28
9	〃		56. 10. 29	～	60. 10. 28
10	中 園 啓 一		58. 6. 21	～	62. 6. 13
11	三 浦 忠 正		60. 10. 29	～	62. 4. 25
12	三 石 辰 雄	平成	62. 6. 26	～	3. 6. 25
13	〃		3. 6. 26	～	7. 6. 25
14	〃		7. 6. 26	～	11. 6. 25
15	志 村 豊志郎		11. 6. 26	～	15. 2. 12
16	関 口 和 雄		15. 6. 13	～	19. 3. 31

〔歴代収入役〕

1	原 鋳 二	昭和	22. 12. 4	～	26. 12. 3
2	〃		26. 12. 4	～	30. 12. 3
3	〃		30. 12. 4	～	34. 12. 3
4	〃		34. 12. 10	～	38. 12. 9
5	栗 林 繁 実 雄		39. 5. 27	～	43. 5. 26
6	寺 本 静 二		43. 9. 3	～	47. 9. 2
7	山 本 佳 二		48. 10. 29	～	52. 10. 28
8	〃		52. 10. 29	～	56. 10. 28
9	中 園 啓 一		56. 10. 29	～	58. 6. 20
10	本 田 久 夫		58. 6. 21	～	62. 6. 13
11	〃	平成	62. 6. 26	～	3. 6. 25
12	〃		3. 6. 26	～	7. 6. 25
13	〃		7. 6. 26	～	11. 6. 25
14	小 林 勝 郎		11. 6. 26	～	15. 6. 25
15	〃		15. 6. 26	～	19. 6. 25

3 職員

区の職員数は、令和2年4月1日現在4,325人である。内訳は次ページの組織別職員数のとおりである。職員数は一般職に属する職員数であり、再任用職員のうち短時間勤務の者、休職者、他団体への派遣職員、会計年度任用職員を除く。

なお、上記のほかに、小・中学校の教員2,476人および学校関係の栄養士、事務職員の一部141人は、都の任用の職員で下表のとおりである（令和2年5月1日現在）。

〔東京都任用の教職員数〕（単位：人）令和2年5月1日現在

区 分	総 数	教 員	その他
小学校	1,782	1,688	94
中学校	859	812	47
計	2,641	2,500	141

注：その他は、事務職員、栄養士

〔組織別職員数〕

区 分	職員数	職種別		
		事務系	福祉・技術系	技能・業務系
総計	4,325	1,961	1,857	507
技監	1		1	
区長室	39	38	1	
広聴広報課	33	32	1	
秘書課	6	6		
企画部	52	52		
企画課	15	15		
財政課	11	11		
情報政策課	26	26		
危機管理室	39	37	1	1
危機管理課	39	37	1	1
総務部	241	154	80	7
総務課	50	49		1
文書法務課	13	13		
情報公開課	9	9		
経理用地課	28	21	2	5
人権・男女共同参画課	11	10	1	
職員課	35	35		
人材育成課	15	14		1
施設管理課	80	3	77	
区民部	439	435	3	1
戸籍住民課	227	225	1	1
税務課	45	44	1	
収納課	80	79	1	
国保年金課	87	87		
産業経済部	56	56		
経済課	19	19		
商工観光課	19	19		
都市農業課	18	18		
地域文化部	169	141	27	1
地域振興課	108	84	23	1
文化・生涯学習課	29	25	4	
スポーツ振興課	32	32		
福祉部	626	369	247	10
管理課	43	29	13	1
障害者施策推進課	129	35	87	7
生活福祉課	30	23	7	
練馬総合福祉事務所	83	59	24	
光が丘総合福祉事務所	77	46	31	
石神井総合福祉事務所	79	44	35	
大泉総合福祉事務所	67	38	28	1
高齢社会対策課	33	24	8	1
高齢者支援課	17	12	5	
介護保険課	68	59	9	
健康部（練馬区保健所）	240	96	144	
健康推進課	33	24	9	

（単位：人） 令和2年4月1日現在

区 分	職員数	職種別		
		事務系	福祉・技術系	技能・業務系
生活衛生課	45	9	36	
保健予防課	24	16	8	
豊玉保健相談所	29	7	22	
北保健相談所	16	4	12	
光が丘保健相談所	19	5	14	
石神井保健相談所	31	10	21	
大泉保健相談所	15	5	10	
関保健相談所	16	5	11	
地域医療課	12	11	1	
環境部	302	81	20	201
環境課	33	25	8	
みどり推進課	24	13	11	
清掃リサイクル課	27	22		5
練馬清掃事務所	101	9	1	91
石神井清掃事務所	117	12		105
都市整備部	172	52	120	
都市計画課	29	13	16	
東部地域まちづくり課	59	20	39	
住宅課	9	7	2	
開発調整課	23	3	20	
建築課	52	9	43	
土木部	205	56	143	6
管理課	49	18	31	
道路公園課	71	13	52	6
計画課	72	15	57	
交通安全課	13	10	3	
会計管理室	19	19		
教育委員会事務局	1,688	340	1,068	280
教育振興部	184	170	7	7
教育総務課	37	33		4
学務課	28	28		
学校施設課	46	38	5	3
教育指導課	25	25		
学校教育支援センター	15	13	2	
光が丘図書館	33	33		
こども家庭部	1,365	151	1,061	153
子育て支援課	217	54	150	13
保育課	1,071	62	869	140
青少年課	26	24	2	
練馬子ども家庭支援センター	51	11	40	
小学校	118			118
幼稚園	21	19		2
選挙管理委員会事務局	13	13		
監査事務局	7	5	2	
農業委員会事務局	—	—	—	—
議会事務局	17	17		

●行政委員会、行政委員

区には、つぎの行政委員会、行政委員があり、それぞれ事務局において必要な事務を執行している。

1 教育委員会

教育に関する事務は、政治的中立や住民の意思の反映が強く要請されることから、区長から独立した行政委員会として、教育委員会が設置されている。委員会は、区長が区議会の同意を得て任命する教育長および4人の委員で組織され、任期は教育長が3年、その他の委員は4年である。

教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。

令和2年7月1日現在の教育長および教育委員の氏名および任期はつぎのとおりである。

- 教育長 河 口 浩（30.7.1 ～ 令和3.6.30）
- 委 員 坂 口 節子（令和元.10.16 ～ 5.10.15）
- 委 員 高 柳 誠（29.12.19 ～ 令和3.12.18）
- 委 員 新 井 良保（30.6.20 ～ 令和4.6.19）
- 委 員 中 田 尚代（令和2.6.20 ～ 6.6.19）

〔歴代教育長〕

				昭和					
1	星	義	文	27.	11.	1	～	28.	3. 31
2		//		28.	4.	1	～	31.	9. 30
3	松	尾	周	31.	10.	1	～	35.	9. 30
4	栗	林	繁	35.	10.	8	～	39.	5. 26
5	上	野	唯	39.	7.	22	～	39.	10. 6
6		//		39.	10.	7	～	43.	10. 6
7	黒	田	新	43.	10.	14	～	47.	10. 13
8	岩	波	三	48.	10.	29	～	52.	10. 28
9		//		52.	10.	29	～	56.	10. 28
10		//		56.	10.	29	～	60.	10. 28
11		//		60.	10.	29	～	62.	1. 17
								平成	
12	下	田	迪	62.	7.	1	～	元.	10. 28
13		//		元.	10.	29	～	5.	10. 28
14		//		5.	10.	29	～	9.	10. 28
15		//		9.	10.	29	～	11.	6. 25
16	蘭	部	俊	11.	7.	1	～	13.	10. 28
17		//	介	13.	10.	29	～	17.	10. 28
18		//		17.	10.	29	～	21.	10. 28
19		//		21.	10.	29	～	23.	6. 28
20	河	口	浩	23.	6.	29	～	25.	10. 28
21		//		25.	10.	29	～	27.	6. 30
22		//		27.	7.	1	～	30.	6. 30
23		//		30.	7.	1	～		在任中

2 選挙管理委員会

区の選挙をはじめ、都、国の選挙および選挙に係る事務を管理、執行する合議制の機関で、4人の委員で構成されている。委員は、選挙権を有する者の中から区議会において選挙される。任期は4年である。

令和2年4月1日現在の選挙管理委員の氏名および任期はつぎのとおりである。

委員長 三戸 英一

委員 本橋 正壽、小蘭江 博之、岩崎 典子
(任期は各委員とも令和3.12.18まで)

3 監査委員

監査委員は、区の財務および行政に関する事務の執行等を監査する独任制の機関で、定数は4人である。委員は、区長が議会の同意を得て、識見を有する者および区議会議員の中から、それぞれ2人を選任する。任期は前者が4年で、後者は議員の任期による。識見を有する者のうち1人は常勤である。また、代表監査委員は、識見を有する者のうちから選任される。

令和2年6月5日現在の監査委員の氏名および任期はつぎのとおりである。

識見を有する者 山中 協

(常勤監査委員・代表監査委員)
(29.10.21～令和3.10.20)

識見を有する者 萩野うたみ (31.3.8～令和5.3.7)

区議会議員 福沢 剛 (令和2.6.5～在任中)

区議会議員 柳沢よしみ (令和2.6.5～在任中)

〔令和元年度の監査等実施状況〕

(1) 定期監査等

① 実績

- ・97課110施設
- ・工事監査 8か所
- ・財政援助団体等 32団体

② 監査結果

- ・指摘事項 0件
- ・監査委員意見 1件

(2) 例月現金出納検査

(3) 決算・基金運用状況審査、財政健全化判断比率
審査

(4) 住民監査請求

監査請求件数 1件

下石神井小学校の学校施設使用に係る措置請求
(棄却)

4 農業委員会

農業委員会は、「農地法」等法令による事項、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、農業一般に関する調査および情報の提供等を行っている。

28年4月の法改正により委員の公選制が廃止され、区長の任命制に変更となった。29年7月に新制度による改選が行われ、現在の委員は16人で構成される。任期は3年である。

令和2年4月1日現在の委員は、つぎのとおりである。

会長 加藤 和雄

副会長 西貝 孝之、井之口 喜實夫

委員 井口 哲哉、石手 啓夫、榎本 高一、
尾崎 賀一、加藤 茂平、木村 隆昭、
瀧島 規秀、田中 大代、半田 保之、
宮本 金一郎、宮本 兼一、本橋 朋和、
吉田 茂雄

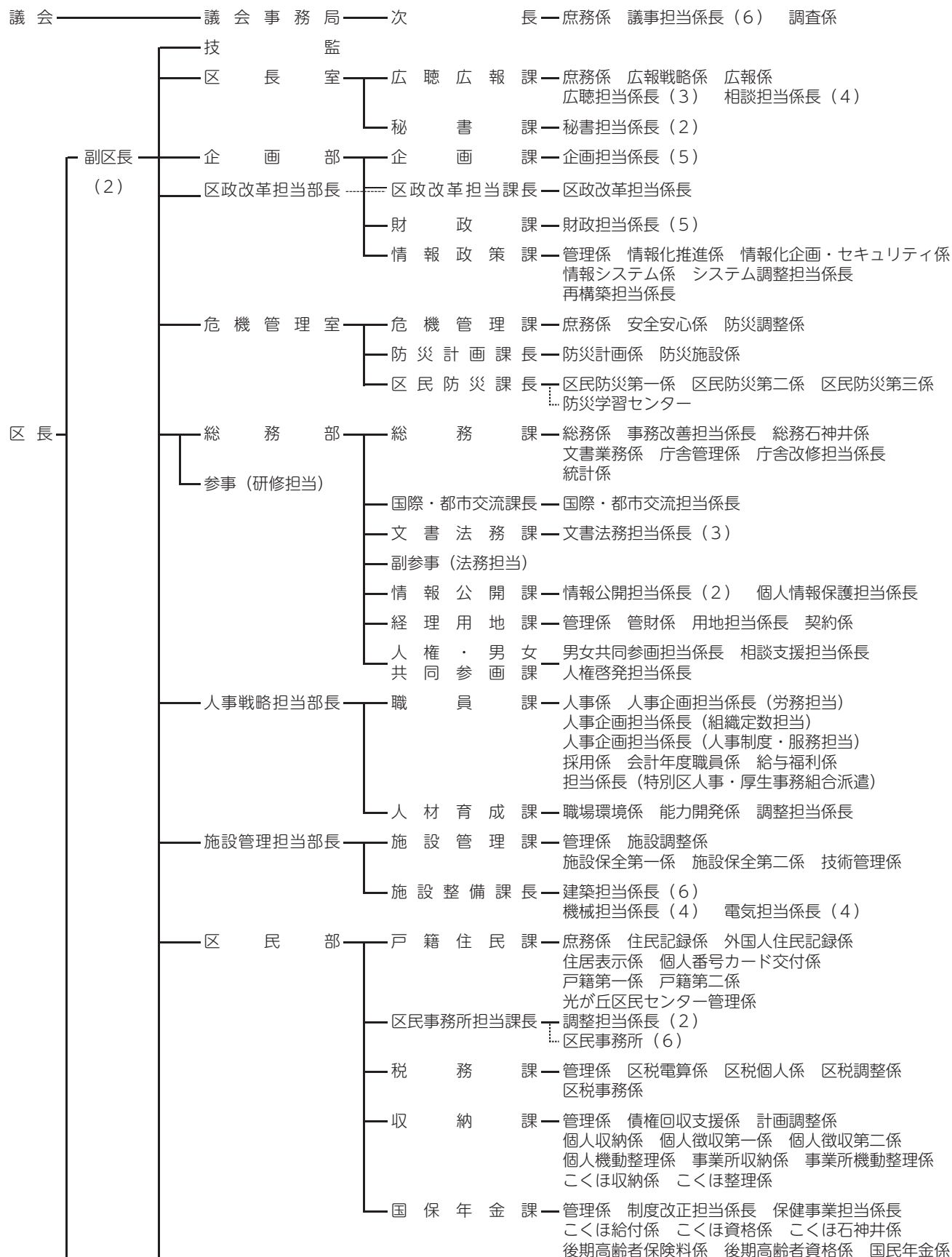
(任期は29.7.30～令和2.7.29)

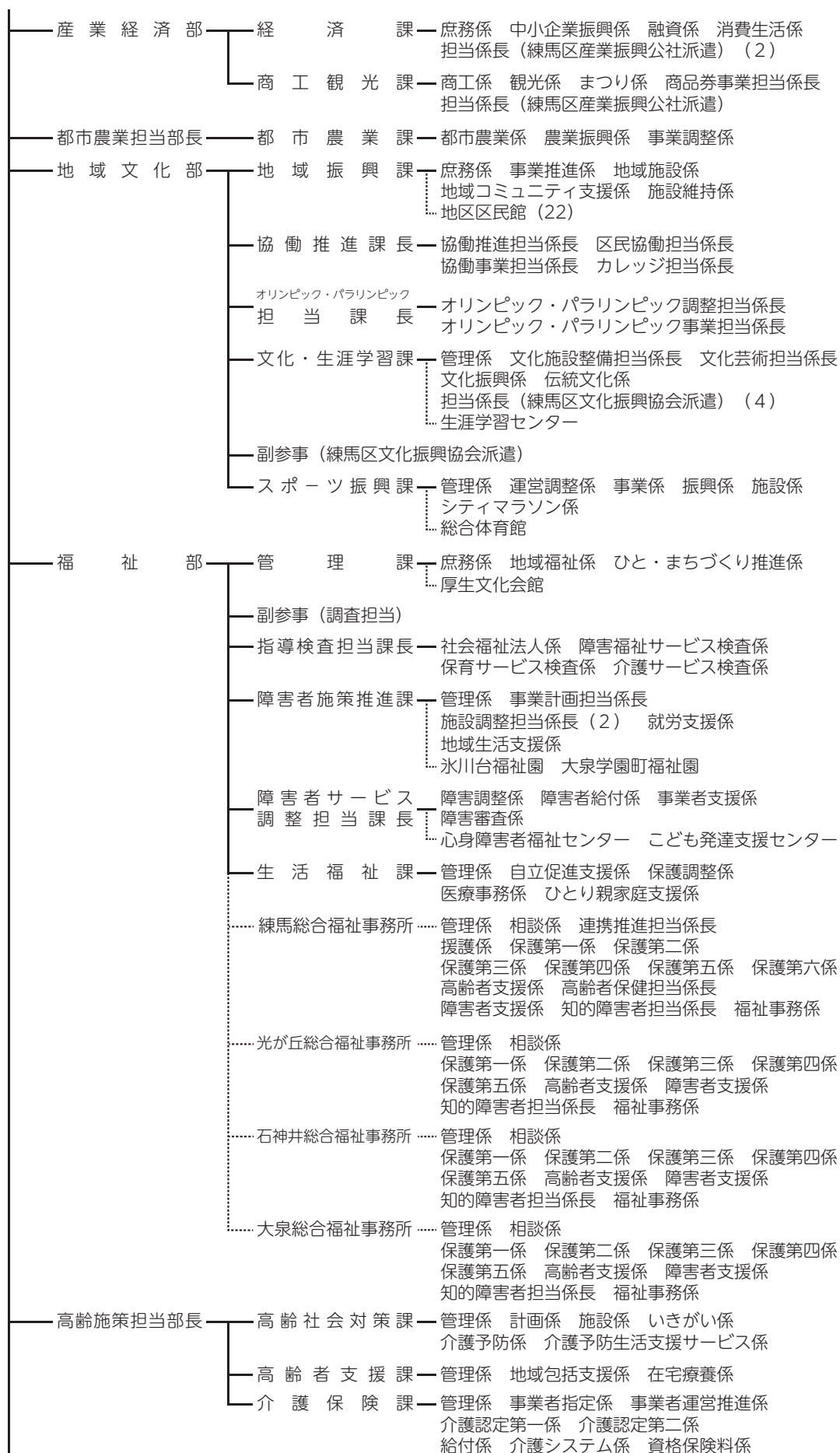
5 人事委員会

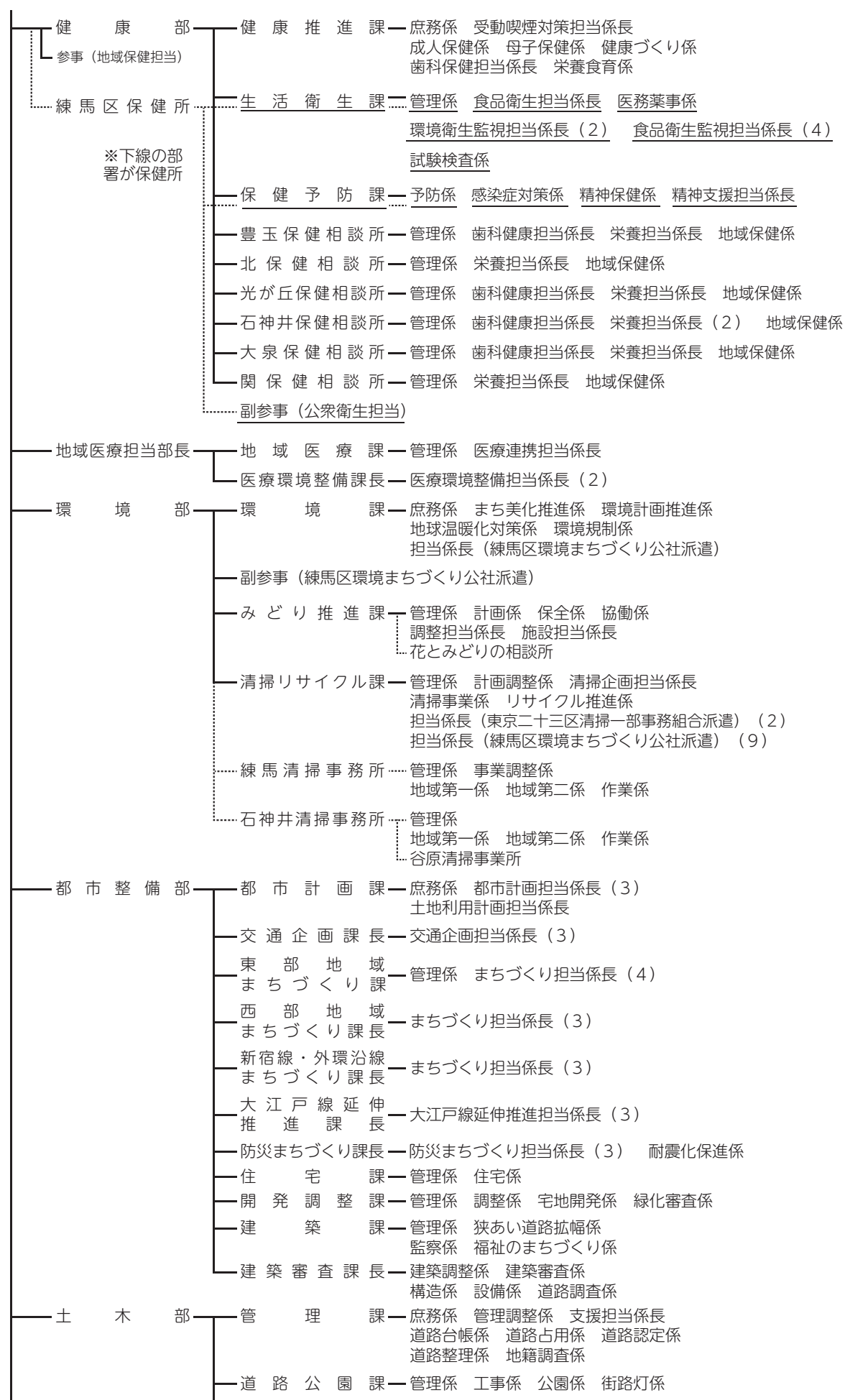
特別区の人事委員会は、23特別区が共同して設置している一部事務組合である特別区人事・厚生事務組合の一機関として設置され、23特別区共同の人事機関として機能している。

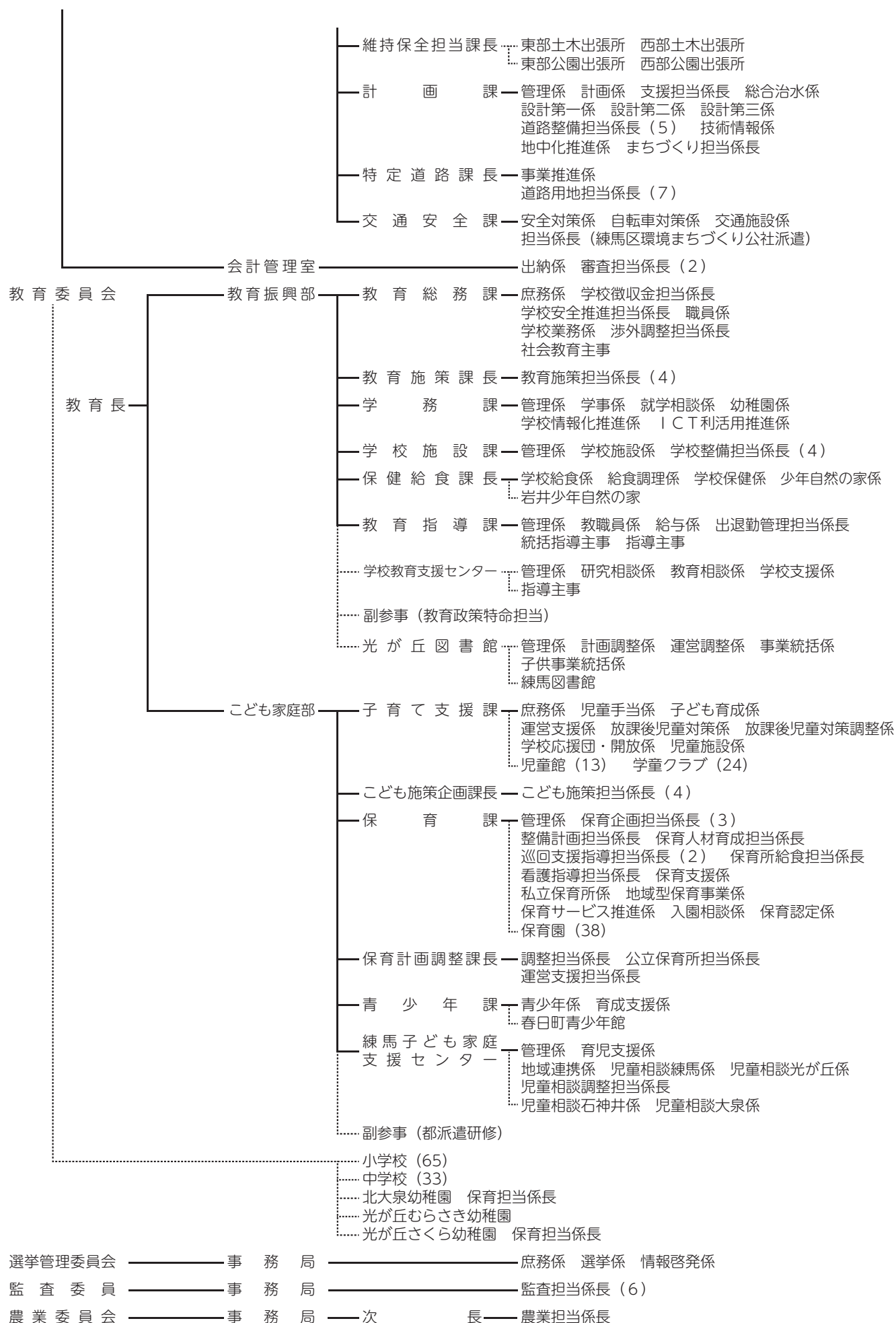
〔練馬区機構図〕

令和2年4月1日現在









〔練馬区の附属機関〕

令和2年3月31日現在

名 称 (根拠法令)	定数 任期	構 成	職務のあらまし
防災会議 (法・条例)	50人以内 2年	都、警察、消防、自衛隊、指定公共機関、学識経験者および区民防災組織等、区職員	地域防災計画の作成、区の地域に係る防災に関する重要事項の審議
安全・安心協議会 (条例)	60人以内 1年	区民、関係団体の代表者、関係行政機関の職員、区職員	安全に安心して暮らせるまちづくりの推進に関する基本事項・必要事項についての審議
国民保護協議会 (法・条例)	50人以内 2年	都、警察、消防、自衛隊、指定公共機関、学識経験者および区民防災組織等、区職員	国民保護計画・変更等の審議
特別職報酬等および議会政務活動費審議会 (条例)	10人以内 2年	区民、区内公共的団体等代表者	特別職報酬額等の適否についての審議
行政不服審査会 (法・条例)	3人 2年	法律または行政に関する学識経験者	行政庁の処分に関する不服申立てについての調査・審議
情報公開および個人情報保護審査会 (条例)	5人以内 2年	学識経験者	公文書非公開決定等の処分に関する不服申立てについての審査
情報公開および個人情報保護運営審議会 (条例)	25人以内 2年	区民、学識経験者、区議会議員	情報公開および個人情報保護制度の運営に関する重要事項の審議
財産価格審議会 (条例)	13人以内 2年	学識経験者、区職員	公有財産の管理・処分、財産の取得に関する価格の評定
国民健康保険運営協議会 (法・条例)	24人 3年	被保険者、保険医・保険薬剤師、公益および被用者保険等保険者の各代表者	国民健康保険事業の運営に関する重要事項の審議
文化財保護審議会 (条例)	10人以内 2年	学識経験者	文化財の保存・活用についての調査・審議
美術館運営協議会 (条例)	19人以内 2年	学識経験者、区議会議員、区民、美術団体関係者、学校教育関係者	美術館の運営方針および事業計画の協議
民生委員推薦会 (法・政令・規則)	14人以内 3年	社会福祉関係団体代表者、民生委員、学識経験者、区議会議員等	民生委員候補者の推薦
保健福祉サービス苦情調整委員 (条例)	5人以内 2年	保健・福祉・法律等に関する学識経験者	区や民間事業者が行う保健福祉サービスの利用に関する苦情の申立てについての調査・調整など
地域包括支援センター運営協議会 (法・条例)	20人以内 3年	被保険者、居宅サービス等の利用者等、医療従事者、保健もしくは福祉関係団体の職員または従事者、指定居宅サービス事業者等の職員、学識経験者	地域包括支援センターの運営等に関する事項の審議
地域密着型サービス運営委員会 (法・条例)	20人以内 3年	被保険者、居宅サービス等の利用者等、医療従事者、保健もしくは福祉関係団体の職員または従事者、指定居宅サービス事業者等の職員、学識経験者	地域密着型サービス事業者の指定等に関する事項の審議
介護保険運営協議会 (条例)	25人以内 3年	被保険者、医療保険者の職員、医療従事者、福祉関係団体の職員または従事者、介護サービス事業者の職員、学識経験者	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画および介護保険事業の運営に関する重要な事項の審議
介護認定審査会 (法・条例)	280人以内 2年	保健・医療・福祉に関する学識経験者	要介護認定における審査・判定業務
障害者給付審査会 (法・条例)	60人以内 2年	障害者の実情に通じた者で、障害保健福祉の学識経験者	障害支援区分認定における審査・判定業務
感染症診査協議会 (法・条例)	4人以上 2年	感染症指定医療機関の医師、感染症の患者の医療に関する学識経験者、法律に関する学識経験者、医療および法律以外の学識経験者	感染症指定医療機関への勧告入院および入院期間延長の要否、結核患者の医療についての公費負担に関する審議、感染症法に基づく就業制限に関する審議
大気汚染障害者認定審査会 (条例)	10人以内 2年	医学に関する学識経験者	医療費助成の認定に関する調査・審議
環境審議会 (条例)	20人以内 2年	区民、事業者、学識経験者、教育関係者、関係行政機関職員	区の環境保全に関する基本的事項についての調査・審議
練馬区空家等および不良居住建築物等適正管理審議会 (条例)	10人以内 2年	法律、建築、医療、福祉等に関する学識経験者	法令に基づく認定・勧告等に関する審議
緑化委員会 (条例)	23人以内 2年	区民、学識経験者	みどりの保全および創出に関する重要事項の調査・審議

●参議院議員選挙

令和元年7月21日に参議院議員選挙が執行された。新しい制度として比例代表の「特定枠」が実施された。区全体の投票率は51.65%で、前回（28年）より6.63ポイント下回った。

●東京都知事選挙

令和2年7月5日に東京都知事選挙が執行された。23年（第17回東京都知事選挙）以来の任期満了に伴う選挙であった。区全体の投票率は55.74%で前回（28年）より5.4ポイント下回った。

●明るい選挙のために

各種の講座、小学生・中学生・高校生対象のポスターコンクール、広報紙「ねりま白ばらだより」の発行などにより、明るい選挙の推進と棄権防止のための啓発活動を行っている。

これらの啓発活動は、明るい選挙推進協議会（委員14人で構成）および同協議会から委嘱された明るい選挙推進委員137人が、それぞれの地域で「話しあい活動」を主体とし、さまざまな方法により進めている。



〔明るい選挙啓発ポスターコンクール〕
東京都最優秀賞
（公財）明るい選挙推進協会会長・都道府県選挙管理委員会連合会
会長賞

●主権者教育

社会に参加し、自ら考え、判断する主権者を育てるために、学校等と連携し、若者の政治意識の向上や将来の有権者である子どもたちの意識醸成に取り組んでいる。

〔主権者教育関係事業〕 令和元年度

事業名	実績など
明るい選挙啓発ポスターコンクール	27校 1,652人
小学生選挙体験教室	模擬投票および開票事務 12校 948人
子ども議会	選挙制度について学習 35人
中学生啓発講座	1校 135人
高校での出前授業・模擬投票	3校 1,371人
特別支援学校での出前授業・模擬投票	2校 104人
SNSによる啓発	発信数 49回
選挙啓発サポーター	61人

〔選挙別当日有権者数・投票者数・投票率〕

選挙名・執行年月日	当日有権者数(人)			投票者数(人)			投票率(%)		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女
都議会議員選挙 29.7.2	595,935	288,298	307,637	309,808	149,849	159,959	51.99	51.98	52.00
参議院議員選挙 令和元.7.21									
東京都選出 (※1)	612,531	295,165	317,366	316,363	154,342	162,021	51.65	52.29	51.05
比例代表選出 (※1)				316,331	154,321	162,010	51.64	52.28	51.05
都知事選挙 令和2.7.5	608,084	292,357	315,727	338,935	159,003	179,932	55.74	54.39	56.99
区長選挙 30.4.15	593,216	286,582	306,634	186,153	90,137	96,016	31.38	31.45	31.31
区議会議員補欠選挙 30.4.15				186,124	90,129	95,995	31.38	31.45	31.31
衆議院議員選挙 29.10.22									
小選挙区選出(東京都第9区) (※1)	468,623	226,111	242,512	256,249	124,213	132,036	54.68	54.93	54.45
小選挙区選出(東京都第10区) (※1)(※2)	137,069	66,917	70,152	73,556	36,181	37,375	53.66	54.07	53.28
比例代表選出 (※1)	605,692	293,028	312,664	329,826	160,405	169,421	54.45	54.74	54.19
最高裁判所裁判官国民審査	604,621	292,525	312,096	328,848	159,894	168,954	54.39	54.66	54.14
衆議院議員補欠選挙 28.10.23									
小選挙区選出(東京都第10区) (※1)(※2)	136,443	66,764	69,679	48,172	23,649	24,523	35.31	35.42	35.19
区議会議員選挙 31.4.21	595,974	287,011	308,963	248,217	118,303	129,914	41.65	41.22	42.05

※1：在外投票分を含む。

※2：東京都第10区のうち練馬区分

〔選挙別・党派別得票率〕

選挙名・執行年月日	有効 投票数	自由 民主党	公明党	国民民主党 (民進党)	日本 共産党	社会 民主党	生活者 ネットワーク	日本維新 の会	立憲 民主党	国民ファースト の会	無所属 その他
	票	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
都議会議員選挙 29.7.2	305,251	19.56	14.28	14.02	11.22	—	5.22	—	—	35.29	0.42
参議院議員選挙 令和元.7.21											
東京都選出 (※1)	308,759	28.81	13.42	3.41	12.41	1.75	—	8.75	20.91	—	10.56
比例代表選出 (※1)	309,259	32.36	11.15	4.82	11.10	1.89	—	7.99	18.51	—	12.19
都知事選挙 令和2.7.5	335,041	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100.00
区長選挙 30.4.15	177,761	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100.00
区議会議員補欠選挙 30.4.15	180,154	32.86	—	—	12.63	—	—	—	15.79	19.26	19.46
衆議院議員選挙 29.10.22											
小選挙区選出(東京都第9区) (※1)	248,692	49.17	—	—	23.10	—	—	—	—	—	27.73
小選挙区選出(東京都第10区) (※1)(※2)	71,904	37.57	—	—	7.85	—	—	—	27.47	—	27.11
比例代表選出 (※1)	325,479	29.33	10.66	—	9.82	0.97	—	3.12	23.81	—	22.30
衆議院議員補欠選挙 28.10.23											
小選挙区選出(東京都第10区) (※1)(※2)	47,326	60.54	—	36.83	—	—	—	—	—	—	2.63
区議会議員選挙 31.4.21	243,311	33.28	16.52	1.89	9.32	0	4.87	1.09	7.34	4.06	21.64

※1：在外投票分を含む。

※2：東京都第10区のうち練馬区分

(4) 新たな区政の創造

●特別区制度改革

1 特別区制度改革のあゆみ

練馬区を始めとする特別区は、昭和 22 年に設置された後、昭和 27 年の「地方自治法」改正により東京都の内部団体として位置付けられ、自治体としての権限も大幅に制限されていた。

このため、特別区は国に対し、特別区を「基礎的な地方公共団体」として法的に位置付けること、清掃事業など住民に身近な事務を移管することなど、制度改革の実現に向けた法令改正の要請を重ねた。

10 年 4 月に成立した「地方自治法等の一部を改正する法律」が、12 年 4 月に施行されたことにより、特別区制度改革がようやく実現の運びとなった。

12 年の制度改革においては、都区の財源配分をめぐるつぎの 5 つの課題が積み残された。

- ① 「市町村事務」の役割分担を踏まえた財源配分
- ② 都に留保した清掃関連経費の取扱い
- ③ 小・中学校の改築需要への対応
- ④ 都市計画交付金の配分
- ⑤ 国等の大きな制度改革に応じた配分割合の変更

これら 5 課題に対する都区の見解には大きな隔たりがあったが、都区のあり方について、新たな検討組織による検討結果に従い整理することとし、暫定的な決着を見た。

2 都区のあり方の検討

18 年 11 月に都と特別区は、今後の都区のあり方について根本的かつ発展的に検討するため、都区のあり方検討委員会を設置した。検討状況については、つぎのとおりである。

(1) 都区の事務配分

検討対象事務 444 項目の基本的な方向付けを終え、53 項目が区へ移管する方向で検討する事務とされた。このうち、児童相談行政のあり方については、都区のあり方検討委員会とは切り離して、別途整理することとされ、24 年 2 月に都区間で検討会を設置した。

(2) 特別区の区域のあり方

都と区市町村が 21 年 11 月に共同設置した、東京の自治のあり方研究会の検討結果を踏まえて検討することとしており、27 年 3 月に最終報告が取りまとめられた。

(3) 都区の税財政制度

都区の事務配分、特別区の区域のあり方の検討を踏まえて検討することとしているが、具体的な議論を行う状況に至っていない。

●地方分権の推進

地方分権は、地域の課題に対し、区が自らの意思と責任で対応できる範囲を広げるものであり、区政運営の重要な課題である。

1 第一次分権改革（5～12 年）

11 年 7 月に「地方分権一括法」が成立し、12 年 4 月に施行されたことにより、機関委任事務の廃止等の改革が実施された。

2 第二次分権改革（18 年～）

内閣府に設置された地方分権改革推進委員会が 4 次にわたって行った勧告を踏まえ、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第 1 次一括法～第 4 次一括法）が順次成立し、法律等における義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大や基礎自治体への権限移譲などが図られた。

26 年からは、従来の国主導による「委員会勧告方式」に加えて、個々の地方公共団体等から地方分権改革に関する提案を広く募集する「提案募集方式」が導入された。27 年 6 月には、地方公共団体等からの提案等を踏まえ、国から地方公共団体または都道府県から指定都市等への事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等を内容とする「第 5 次一括法」が公布された。それ以降も、第 6 次から第 10 次の「一括法」が公布されており、地方の発意に基づく規制緩和や事務・権限の委譲が進められている。

今後、区は、国および広域自治体との役割分担の見直しなど、更なる地方分権の推進と事務権限の拡充に見合う税財源の移譲や超過負担の解消等財政基盤の強化に努めていく。



3 財 政



練馬区など特別区は、他の市町村と同じく住民に最も身近な自治体であるが、大都市行政の一体性を保つ上で、財政面においてもさまざまな特徴がある。

(1) 特別区財政制度の現状

●都区財政調整制度

特別区は、本来「市が行う事務」を担うこととされているが、一方で特別区行政の一体性確保の観点から「市が行う事務」のうち一部を都が行っている。

また、一般的には市町村の財源とされている3税（固定資産税、市町村民税法人分、特別土地保有税）についても、こうした特殊性から特別区の地域においては都が課税、徴収する特例的な扱いとなっている。

都区財政調整制度とは、この3税と法人事業税交付対象額との合算額を都区の共有財源として、特別区と都の事務配分に相応してその役割に見合った財源配分を行うとともに、特別区間の著しい財源の偏りを調整し、行政水準の均衡を図るための制度である。

この共有財源のうち、令和2年度からは55.1%が特別区交付金として財源の不足する区に配分されている。

令和2年度における、練馬区の一般会計当初予算に占める割合は29.8%であり、一番大きな財源となっている。

●起債の発行

財政負担の平準化や世代負担の公平化のため、地方債の発行を行うことができる。発行に当たっては、都知事に事前協議を行う。なお、24年度から、一部について届出制が導入されている。

●地方交付税

地方交付税は、国が徴収した税金の一定部分を自治体の財政力の違いに応じて配分するものである。

特別区は、東京都の大都市分として一括算定されるため、直接の交付対象団体とはなっていない。

令和元年度の交付税算定結果では、都は財源の豊かな富裕団体と国からみなされ、地方交付税は不交付となっている。

●国庫支出金

国庫支出金は、国が地方公共団体の支出する特定の事業に要する経費について交付する支出金であるが、実際に必要な経費に見合うだけの金額が交付されないため、いわゆる超過負担が生じている。

また、これまで、16年度からの三位一体改革により、一部国から地方公共団体への税源移譲が行われたものの、各種補助金は削減されている。

区では、分権型社会の実現のため、地方分権改革の推進と地方が担う役割に見合う地方税源の充実を国に要望している。

(2) 令和2年度当初予算

●当初予算編成に当たっての基本方針

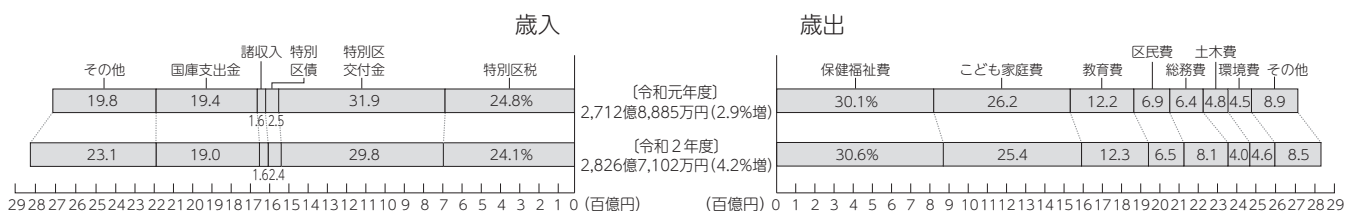
1 区財政を取り巻く状況、厳しい見通し

我が国の総人口は10年連続で減少し、超高齢社会に突入している。世界に類を見ないスピードで少子高齢化が進行し、人口減少に伴う労働力不足、経済的な競争力低下が深刻な問題となっている。

経済面では、米中貿易摩擦を背景にした海外経済の減速の影響、大規模自然災害による被害、東京2020大会後の経済に対する危惧などもあり、国内景気の先行は不透明なものとなっている。

練馬区においても、少子高齢化による人口構造の変化は避けられず、福祉・医療など社会保障経費の増加が必須である。また、老朽施設の更新、区特有の課題である道路・鉄道など都市インフラの整備など、膨大な行財政需要に対応していかなければならない。

〔一般会計歳入歳出（当初）額の推移〕



歳入面では、当面は、納税義務者数の増加に伴う住民税の伸びが期待できるが、長期的には、いずれ確実に生じる生産年齢人口の減少による減収が見込まれている。加えて、世界の経済構造が大きく変化するなか、日本経済の長期見通しは不安定・不透明なものとなっており、法人税収に依存する東京の税収見通しは決して楽観できない。また、法人住民税の一部国税化、地方消費税の清算基準見直し、ふるさと納税の影響により、既に単年度で90億円の減収が生じている。昨年10月の地方法人課税の見直しにより、減収額は更に40億円増加する見込みであり、今後の財政状況は予断を許さない。

将来に渡って持続可能な財政運営を行うためには、事業の無駄を徹底的に排除し、限りある財源を効果的・効率的に活用していかなければならない。

2 「第2次みどりの風吹くまちビジョン」の実現と将来を見通した予算編成

「改革ねりま」の目的は、子ども、高齢者、福祉、医療、文化、道路、鉄道など、区民の生活や街の姿を目に見える形で向上させ、充実すること、そのために区の行政のあり方を変えることである。これまで、「みどりの風吹くまちビジョン」、「区政改革計画」、「公共施設等総合管理計画」などを策定し、政策と行政運営の両面に渡り多くの新しい施策を立案・実行してきた。

保育所待機児童ゼロ作戦、練馬こどもカフェの創設、学校体育館への空調設備の設置、特別養護老人ホームの増設、街かどケアカフェ、ひとり親家庭自立応援プロジェクト、重度障害者グループホームの増設、病院の病床増設、大江戸線の延伸促進、西武新宿線連続立体交差化の推進、都市計画道路の整備、みどりの区民会議、商業のまちゼミ、世界都市農業サミット、練馬区立美術館の再整備着手、練馬薪能など、広範な分野で取り組んできた。

31年3月には、グランドデザイン構想に示す将来像の実現に向けた区の新たな総合計画として、「第2次みどりの風吹くまちビジョン」を策定した。今後も、時代を先取りした新しい政策を立案・実行し、区自ら身を切る行政改革を断行し、区政を「参加から協働へ」と更に前に進めなければならない。

令和2年度当初予算編成に当たっては、第2次ビジョンに基づくリーディングプロジェクト等の着実な実施を最優先としながら、長期的な人口動向や財政需要の見通しを踏まえ、財政運営の持続可能性の確保に配慮した。

枠配分予算においてゼロシーリングを徹底し、事業の必要性や効果を検証の上、スクラップアンドビルド、執行実績に基づく経費の精査などにも取り組んだ。

歳入面では、国・都支出金等の財源確保に努めた。

小中学校の改築、道路、公園の整備など社会資本形成に資する事業には、世代間の負担の公平を図るため、後年度負担に配慮しつつ、起債の積極的活用を図った。

区民とともに、第2次ビジョンの実現に向けて、全力で取り組んでいく。

●一般会計

令和2年度当初予算における一般会計は2,826億7,102万円で、令和元年度当初予算に比べて4.2%の増となっている。

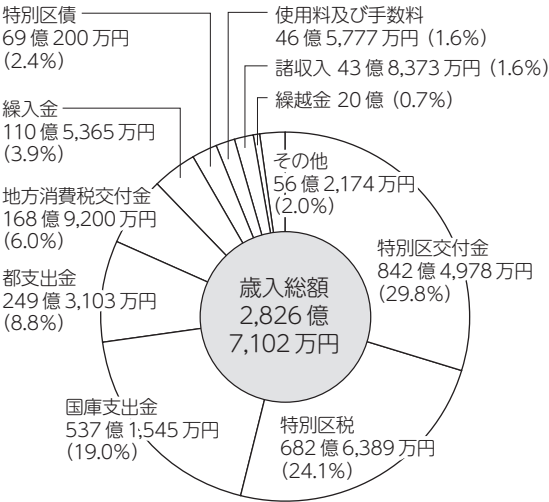
●特別会計

特別会計は、国民健康保険事業会計632億8,045万円（前年度比2.9%減）、介護保険会計563億1,655万円（同1.3%増）、後期高齢者医療会計170億8,259万円（同1.8%増）、公共駐車場会計4億5,592万円（同5.3%減）である。

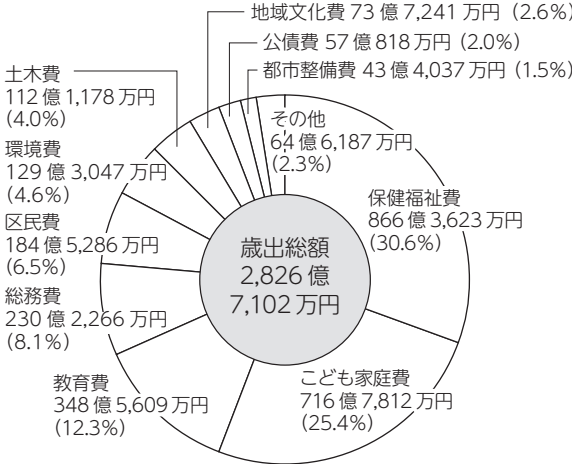
令和2年度一般会計予算
〔歳入〕

区 分	予算額	構成比	前年度	増減率
	千円	%	千円	%
特別区税	68,263,887	24.1	67,193,811	1.6
地方譲与税	1,010,000	0.4	967,750	4.4
利子割交付金	230,000	0.1	200,000	15.0
配当割交付金	1,020,000	0.4	1,210,000	△ 15.7
株式等譲渡所得割交付金	910,000	0.3	1,147,000	△ 20.7
地方消費税交付金	16,892,000	6.0	11,549,000	46.3
環境性能割交付金	252,000	0.1	67,000	276.1
地方特例交付金	556,000	0.2	448,000	24.1
特別区交付金	84,249,781	29.8	86,411,214	△ 2.5
交通安全対策特別交付金	60,000	0.0	66,000	△ 9.1
分担金及び負担金	1,026,624	0.4	1,454,864	△ 29.4
使用料及び手数料	4,657,766	1.6	5,202,685	△ 10.5
国庫支出金	53,715,454	19.0	52,562,777	2.2
都支出金	24,931,027	8.8	21,396,316	16.5
財産収入	551,411	0.2	423,012	30.4
寄付金	5,701	0.0	36,901	△ 84.6
繰入金	11,053,645	3.9	7,670,169	44.1
繰越金	2,000,000	0.7	2,000,000	0.0
諸収入	4,383,728	1.6	4,283,354	2.3
特別区債	6,902,000	2.4	6,704,000	3.0
自動車取得税交付金	0	0.0	295,000	皆減
合 計	282,671,024	100.0	271,288,853	4.2

〔歳入〕



〔歳出〕



〔歳出（目的別）〕

区 分	予算額	構成比	前年度	増減率
	千円	%	千円	%
議会費	1,030,634	0.4	1,042,295	△ 1.1
総務費	23,022,663	8.1	17,449,976	31.9
区民費	18,452,856	6.5	18,625,432	△ 0.9
産業経済費	2,426,067	0.9	2,438,150	△ 0.5
地域文化費	7,372,408	2.6	7,805,740	△ 5.6
保健福祉費	86,636,230	30.6	81,760,611	6.0
環境費	12,930,469	4.6	12,270,557	5.4
都市整備費	4,340,365	1.5	4,520,201	△ 4.0
土木費	11,211,777	4.0	12,915,296	△ 13.2
教育費	34,856,092	12.3	33,076,718	5.4
子ども家庭費	71,678,120	25.4	71,103,630	0.8
公債費	5,708,177	2.0	5,273,585	8.2
諸支出金	2,905,166	1.0	2,906,662	△ 0.1
予備費	100,000	0.0	100,000	0.0
合 計	282,671,024	100.0	271,288,853	4.2

〔歳出（性質別）〕

性質別経費	予算額	構成比	前年度	増減率
	千円	%	千円	%
義務的経費	153,214,076	54.2	146,056,263	4.9
人件費	49,386,358	17.5	47,013,104	5.0
扶助費	98,136,567	34.7	93,788,623	4.6
公債費	5,691,151	2.0	5,254,536	8.3
投資的経費	27,796,737	9.8	24,637,765	12.8
普通建設事業費	27,796,737	9.8	24,637,765	12.8
その他の経費	101,660,211	36.0	100,594,825	1.1
物件費	56,399,748	20.0	54,177,460	4.1
維持補修費	2,952,065	1.0	3,051,592	△ 3.3
補助費等	16,845,053	6.0	17,909,975	△ 5.9
積立金	978,399	0.3	2,285,040	△ 57.2
投資及び出資金	0	0.0	0	0.0
貸付金	2,090,751	0.7	1,563,294	33.7
繰出金	22,294,195	7.9	21,507,464	3.7
予備費	100,000	0.0	100,000	0.0
合 計	282,671,024	100.0	271,288,853	4.2

令和2年度特別会計予算
〔国民健康保険事業会計〕

区 分	予算額	構成比	前年度	増減率
(歳入)	千円	%	千円	%
国民健康保険料	17,441,430	27.6	17,978,748	△ 3.0
一部負担金	2	0.0	2	0.0
使用料及び手数料	1	0.0	1	0.0
国庫支出金	16,699	0.0	1	1,669,800.0
都支出金	39,538,209	62.5	40,594,736	△ 2.6
財産収入	1	0.0	1	0.0
繰入金	5,947,997	9.4	5,958,262	△ 0.2
繰越金	200,000	0.3	600,000	△ 66.7
諸収入	136,111	0.2	65,867	106.6
特別区債	1	0.0	1	0.0
歳入合計	63,280,451	100.0	65,197,619	△ 2.9
(歳出)				
総務費	1,315,840	2.1	1,355,573	△ 2.9
保険給付費	39,268,244	62.1	40,129,537	△ 2.1
国民健康保険事業費納付金	21,619,444	34.2	22,180,282	△ 2.5
財政安定化基金処出金	1	0.0	1	0.0
保健事業費	735,918	1.2	778,822	△ 5.5
諸支出金	141,004	0.2	153,404	△ 8.1
予備費	200,000	0.3	600,000	△ 66.7
歳出合計	63,280,451	100.0	65,197,619	△ 2.9

〔介護保険会計〕

区 分	予算額	構成比	前年度	増減率
(歳入)	千円	%	千円	%
介護保険料	12,001,819	21.3	12,528,536	△ 4.2
国庫支出金	13,062,480	23.2	12,826,142	1.8
支払基金交付金	14,812,472	26.3	14,637,847	1.2
都支出金	8,210,221	14.6	8,154,704	0.7
財産収入	1,413	0.0	982	43.9
繰入金	8,206,508	14.6	7,428,906	10.5
繰越金	18,084	0.0	17,377	4.1
諸収入	3,555	0.0	5,398	△ 34.1
歳入合計	56,316,552	100.0	55,599,892	1.3
(歳出)				
保険給付費	53,371,711	94.8	52,671,559	1.3
財政安定化基金拠出金	1	0.0	1	0.0
地域支援事業費	2,925,338	5.2	2,909,968	0.5
基金積立金	1,418	0.0	987	43.7
諸支出金	18,084	0.0	17,377	4.1
歳出合計	56,316,552	100.0	55,599,892	1.3

〔後期高齢者医療会計〕

区 分	予算額	構成比	前年度	増減率
(歳入)	千円	%	千円	%
後期高齢者医療保険料	8,446,838	49.4	8,158,617	3.5
使用料及び手数料	1	0.0	1	0.0
広域連合支出金	524,445	3.1	530,358	△ 1.1
繰入金	8,093,203	47.4	8,070,691	0.3
繰越金	18,000	0.1	20,200	△ 10.9
諸収入	104	0.0	71	46.5
歳入合計	17,082,591	100.0	16,779,938	1.8
(歳出)				
総務費	155,737	0.9	140,202	11.1
広域連合拠出金	15,790,927	92.4	15,490,661	1.9
保健事業費	815,427	4.8	830,613	△ 1.8
葬祭費	302,400	1.8	298,200	1.4
諸支出金	18,100	0.1	20,262	△ 10.7
歳出合計	17,082,591	100.0	16,779,938	1.8

〔公共駐車場会計〕

区 分	予算額	構成比	前年度	増減率
(歳入)	千円	%	千円	%
繰入金	153,592	33.7	180,107	△ 14.7
繰越金	1	0.0	1	0.0
諸収入	302,331	66.3	301,311	0.3
歳入合計	455,924	100.0	481,419	△ 5.3
(歳出)				
公共駐車場事業費	252,451	55.4	234,345	7.7
公債費	120,273	26.4	173,717	△ 30.8
諸支出金	78,200	17.2	68,357	14.4
予備費	5,000	1.1	5,000	0.0
歳出合計	455,924	100.0	481,419	△ 5.3

施策の柱1	<リーディングプロジェクト> 保育サービスの更なる拡充 [1,514 百万円]
子どもたちの笑顔 輝くまち	保育所については、これまで全国トップレベルの定員増を実現してきた。今後は、地域や年齢ごとの需給バランスや将来の少子化トレンドも考慮し、保育所の整備や、練馬こども園の拡大を進める。また、新設園の空きスペースを活用し、需要の多い3歳児の定員を拡大するなど、柔軟な対応を図る。 ○私立認可保育所等の定員拡大（9所整備、410名増） [1,337 百万円] ○練馬こども園の拡大（3園拡大） [64 百万円] ○3歳児1年保育の実施（私立保育所2所、区立幼稚園3所） [113 百万円] <主要な取組> ①練馬区独自の新しい児童相談体制の始動 [89 百万円] 練馬区と東京都の共同モデル事業として、都児童相談所と連携し、練馬子ども家庭支援センター内に練馬区虐待対応拠点を設置する。区による地域に根ざしたきめ細かな支援と、都による広域的・専門的支援を適切に組み合わせた、区独自の新しい児童相談体制を始動する。また、ショートステイ事業に協力家庭を加えて、家庭的な雰囲気の中で子どもを支援する環境を整える。子どもの発達障害等に関する専門相談・支援体制を強化するため、こども発達支援センターの相談員を増員する。 ★練馬区虐待対応拠点の設置 [58 百万円] ★練馬子ども家庭支援センターの移転 [8 百万円] ★協力家庭ショートステイ事業の開始 [2 百万円] ○こども発達支援センターの体制の拡充 [21 百万円] （相談員7名→9名、相談支援専門員2名→3名、心理士13名→15名） ②学童クラブ待機児童対策の強化 [1,568 百万円] 学童クラブ事業とひろば事業を学校内で一体的に運営する「ねりっこクラブ」の早期の全校実施に向けて実施校を拡大する。民間学童保育の増設、夏休み期間中の居場所づくり等のさまざまな施策を展開し、待機児童対策を強化する。 ○ねりっこクラブの拡大（19校→27校） [1,507 百万円] ○民間学童保育の拡充（13施設→15施設） [41 百万円] ○夏休み居場所づくり事業の実施（新規7校を含む11校） [20 百万円] ③子育て家庭への支援の充実 [19 百万円] 「乳幼児一時預かり事業」において、インターネット予約システムの運用を開始し、パソコンやスマホからいつでも、どこでも予約できるようにする。ファミリーサポート事業では軽度障害児の受入れを新たに開始する。民設子育てのひろばの増設や、練馬こどもカフェの実施場所の拡大を進める。憩いの森等を活用した外遊び事業の実施回数を増やす。 ★乳幼児一時預かり事業の予約システムの運用開始 [5 百万円] ★ファミリーサポート事業における軽度障害児の受入れ開始 [3 百万円] ○子育てのひろばの増設（27所→28所） [8 百万円] ○練馬こどもカフェの実施場所の拡大（3所→5所） [2 百万円] ○憩いの森等を活用した外遊び事業の充実 [1 百万円] ④「母子健康電子システム」の構築 [17 百万円] 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を実現するため、妊婦健診や乳幼児健診情報を電子化する「母子健康電子システム」の令和3年度の運用開始に向けて、システム構築を進める。 ○母子健康電子システムの構築 [17 百万円]

施策の柱 1 子どもたちの笑顔 輝くまち	⑤教育環境の充実 〔7,015 百万円〕 児童・生徒 1 人 1 台のタブレットパソコン導入に向けた配備を進める。小中学校体育館への空調機の整備を着実に進め、整備に当たっては体育館全体の温度調節が可能な機器を設置する。学校施設管理基本計画・実施計画に基づき小中学校の改築を計画的に進める。 ★学校への児童・生徒用タブレットパソコンの配備 〔264 百万円〕 ○小中学校体育館への空調機の設置（整備 14 校） 〔1,306 百万円〕 ○小中学校校舎等の改築の推進（工事 4 校、設計 2 校） 〔5,445 百万円〕 ⑥その他新規・充実事業 ★教職員出退勤管理システムの構築 〔50 百万円〕 ★中学校での英語 4 技能検定の開始 〔24 百万円〕 ★認可外保育施設への福祉サービス第三者評価補助の開始 〔2 百万円〕
施策の柱 2 高齢者が住みなれた 地域で暮らせるまち	<リーディングプロジェクト> 特別養護老人ホームの整備・在宅サービスの充実 〔1,423 百万円〕 団塊の世代が後期高齢者となる令和 7 年に向け、在宅生活が困難な方全てが希望する時期に入所できるよう、特別養護老人ホーム等の整備を促進する。また、認知症グループホーム、看護小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービスを充実する。 地域包括ケアシステムの中核を担う地域包括支援センターをより身近で利用しやすい窓口とするため、区立施設への移転、増設、担当区域の見直しを進める。高齢者実態調査の内容を充実し、ひとり暮らし高齢者等への訪問支援体制を強化する。 ○特別養護老人ホームの整備補助 〔822 百万円〕 （補助 9 か所（663 名）、うち令和 2 年度開設 1 か所（30 名）、増床 1 か所（50 名）） ○都市型軽費老人ホームの整備等補助 〔206 百万円〕 （補助 5 か所（96 名）、うち令和 2 年度開設 4 か所（80 名）） ○認知症高齢者グループホームの整備等補助（補助・竣工 2 か所） 〔187 百万円〕 ○看護小規模多機能型居宅介護の整備等補助（補助・竣工 2 か所） 〔113 百万円〕 ○地域包括支援センターの移転・増設・担当区域見直し 〔95 百万円〕 （令和 2 年度：移転開設・準備各 1 か所、増設準備 2 か所、担当区域見直し検討） <主要な取組> ①成年後見制度促進の中核機関の設置、法人後見の開始 〔81 百万円〕 練馬区社会福祉協議会を成年後見制度利用促進の中核機関に位置付け、社協による法人後見を開始するとともに、後見人候補者とのマッチング支援を行う検討支援会議の設置等により、制度の利用促進を図る。合わせて、財産保全・手続き代行サービスなどの権利擁護支援を拡充し、成年後見制度の利用に至る前の支援を充実する。 ★成年後見制度利用促進の中核機関の設置、法人後見の開始 〔81 百万円〕 ②介護予防と見守りの強化 〔82 百万円〕 自宅近くで自ら介護予防を実践したいとの高齢者の声に応えるため、地域の交流・相談・介護予防の拠点となる「街かどケアカフェ」を、出張所の跡施設や地域サロン等を活用して増設する。 ○街かどケアカフェの増設 〔82 百万円〕 （令和 2 年度：常設型 1 か所開設、地域サロン型 新規 6 か所と協定締結） ③介護人材の確保・育成・定着支援の充実 〔29 百万円〕 今後も需要の増加が見込まれる介護人材の育成・確保に向け、介護職員研修受講料助成を拡充する。また、元気な高齢者が特養などで清掃や軽作業を行う介護施設業務補助事業について、就業時間の上限を引き上げるなど、より働きやすい環境に改善し、人材

施策の柱2 高齢者が住みなれた地域で暮らせるまち	確保の選択肢を広げる。 介護人材育成・研修センターに設置している精神的・身体的な悩み等を相談できる窓口に加え、離職防止や再就職支援などに関する情報を提供する総合相談窓口を新たに設置する。 ○介護職員研修受講料助成の拡充 [17 百万円] (初任者 50 名→80 名、実務者 80 名→110 名) ○元気高齢者による介護施設業務補助事業の充実 [10 百万円] (1 週あたり就労時間上限: 4 時間→8 時間) ★介護人材育成・研修センターの総合相談窓口を新設 [2 百万円] ④その他新規・充実事業 ★第 8 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(令和 3～5 年度)の策定 [11 百万円] ○コンビニや街かどケアカフェにおける「ニンプロ」研修会 [2 百万円] ○介護人材育成・研修センターで研修回数を増加(100 回→105 回) [17 百万円] ★(仮称)シニア起業・創業セミナーの開始 [1 百万円] ○はつらつシニア活躍応援塾の周知拡大 [7 百万円]
施策の柱3 安心を支える福祉と医療のまち	<リーディングプロジェクト> 障害者のライフステージに応じたサービスの提供 [734 百万円] 障害者のライフステージに応じて、それぞれの障害特性に合わせたサービスを充実する。特に需要が高い重度障害者グループホームについて、北町の都有地を活用した整備を進める。また、旧高野台運動場用地を活用し、福祉園など重度障害者が通所できる日中活動の施設を整備する。また、施設通所者の高齢化等に対応するため、生活介護事業に転換するなど、機能の見直しを進める。 就労と生活の一体的な支援により、障害者の職場定着や離職者の再就職を促進する。 ○北町都有地への重度障害者グループホームの整備・開設 [124 百万円] ○旧高野台運動場用地への福祉園の整備(設計、本体等工事) [344 百万円] ○北町福祉作業所の大規模改修(実施設計) [23 百万円] ○谷原フレンド(旧障害者地域活動支援センター)の生活介護化 [124 百万円] ○就労定着支援事業の充実(かたくり福祉作業所・就労支援センター) [119 百万円] <主要な取組> ①発達に課題がある子どもへのサポート体制を拡充 [123 百万円] こども発達支援センターの相談員を増員し、相談予約から初回相談までの待機期間を短縮する。また、外出が難しい障害児のいる家庭や通所する保育園等へのアウトリーチ事業を開始し、訪問支援員による専門的な支援を行う。 保健相談所に心理相談員を新たに 4 名配置し、子どもの成長・発達に関する相談体制を充実するとともに、発達障害を早期に発見し、個々の状況にあった医療や療育、福祉サービスにつなげる。 新たに設置する練馬区虐待対応拠点とも連携しながら、子どもの発達障害等に関する相談支援を充実する。 ○こども発達支援センターの体制の拡充【再掲】 [21 百万円] (相談員 7 名→9 名、相談支援専門員 2 名→3 名、心理士 13 名→15 名) ★訪問型支援事業の実施(居宅・保育所等) [19 百万円] ★保健相談所に心理相談員を 4 名配置 [17 百万円] ★練馬区虐待対応拠点の設置【再掲】 [58 百万円] ★練馬子ども家庭支援センターの移転【再掲】 [8 百万円] ②セーフティネットの拡充 [289 百万円] 相対的貧困率の高いひとり親家庭の自立を支援するため、生活・就労・子育て支援を

施策の柱 3 安心を支える福祉と医療のまち	組み合わせたきめ細かな相談支援を推進する。 生活保護受給世帯等の子どもの学習環境や生活習慣を改善するため、家庭訪問を行う支援員を増員するとともに、居場所支援の実施場所を 1 か所増設し、自立支援を強化する。 生活困窮などさまざまな課題を抱える方の相談窓口である生活サポートセンターを、より身近で利用しやすくするため、窓口を練馬庁舎に移転し、相談員を増員する。 ○ひとり親家庭自立応援プロジェクトの推進 [126 百万円] ○生活保護受給世帯等の子どもの居場所増設（1 か所→2 か所）等 [77 百万円] ○生活サポートセンターの充実 [86 百万円] ③区内病院の整備促進と更なる病床確保 [3,466 百万円] 区内の病床不足の改善に向け、引き続き病床確保に向けた取組を進める。順天堂練馬病院の既存病棟の改修を進め、90 床増床に向け、令和 3 年 3 月完成を目指す。練馬光が丘病院の移転改築を進め、新たに急性期機能を 15 床、回復期機能等を 100 床増床し、令和 4 年 10 月の開院を目指す。高野台新病院は、回復期・慢性期機能を有する 218 床の病院として、令和 4 年 3 月の開院を目指す。 ○順天堂練馬病院の増床と医療機能の拡充（既存病棟改修工事） [—] ○練馬光が丘病院の移転改築（新病院建設工事） [3,466 百万円] ○高野台新病院の整備（建設工事） [—] ※予算欄の [—] は、令和 3 年度以降に支出を予定しているため、令和 2 年度の予算計上が生じないものです。 ④その他新規・充実事業 ★練馬総合福祉事務所に窓口全体を調整する担当係を新設 [8 百万円] ○保健相談所の訪問支援体制を強化（精神保健相談員 4 名→8 名） [32 百万円] ★母子健康電子システムの構築【再掲】 [17 百万円] ★がん患者・家族等ニーズ調査の実施 [3 百万円] ○成人歯科健診の対象年齢拡充（35、55、65 歳の追加） [10 百万円] ★受動喫煙防止対策の促進（店頭標識掲示の確認等） [7 百万円] ★北保健相談所等複合施設の整備 [701 百万円] （建設工事・工事監理・移転準備）
施策の柱 4 安全・快適、みどりあふれるまち	<リーディングプロジェクト①> 都市インフラの着実な整備 [1,242 百万円] 大江戸線の延伸は、令和元年 12 月に都が公表した「『未来の東京』戦略ビジョン」で、「関係者と事業化について協議・調整を進める」と位置づけられた。事業着手に向けて都とさらに具体的な協議を進める。（仮称）大泉学園町駅付近の大泉学園通り（補助 135 号線）の拡幅事業に着手し、歩道の拡幅、桜並木の再整備、無電柱化などにより快適な道路づくりを進める。 西武新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）の連続立体交差化について、都と連携して都市計画決定に向けた取り組みを進める。合わせて、沿線の上石神井駅、武蔵関駅、上井草駅周辺のまちづくりや側道整備に向けた取組を進める。 交通の円滑化、災害時の交通確保、みどりの創出等、多様な機能を担う都市計画道路や生活幹線道路の整備を着実に進める。 ○大江戸線延伸地域のまちづくり・延伸促進活動 [31 百万円] ○西武新宿線立体化の促進 [4 百万円] ○西武新宿線沿線地域のまちづくり [35 百万円] ★西武新宿線立体化に伴うまちづくり側道の整備 [5 百万円] ○都市計画道路の整備（区画街路 1 号線 など 9 区間） [637 百万円] ○生活幹線道路の整備（主要区道 3 号線 など 6 区間） [530 百万円]

施策の柱 4

安全・快適、
みどりあふれるまち

<リーディングプロジェクト②>

みどりに恵まれた環境を未来へつなぐ

[297 百万円]

四季の香公園をリニューアルし、ローズガーデンと一体的にバラとハーブを楽しめる公園に改修する。改修費の一部に、リニューアルした「みどりを育む基金」の寄付金を活用するとともに、寄付者を対象としたローズガーデンのミニツアーを開催する。

また、憩いの森等区民管理団体を新たに 1 団体育成するなど、区が区民とともにみどりを支え、より豊かなみどりを生み出す、区民協働の「みどりのムーブメント」の輪を広げる取り組みをさらに進める。

- 四季の香公園の改修 [242 百万円]
- こどもの森緑地拡張整備 [29 百万円]
- 田柄川緑道、和田堀緑道の改修 [12 百万円]
- 憩いの森等区民管理団体の育成 [11 百万円]
- みどりを育む基金のリニューアル [3 百万円]

<主要な取組>

①地域の災害リスクに応じた「攻めの防災」

[1,455 百万円]

「密集住宅市街地整備促進事業」について、新規 1 地区の事業化に向けた整備計画の検討を行う。また、密集地区に次いで危険度の高い区域を区独自に「防災まちづくり推進地区」に指定し、老朽木造家屋の建替えや、狭あい道路の拡幅、危険なブロック塀の撤去に集中的に取り組む。

「練馬区総合治水計画」を改定し、時間 75mm 降雨への対応に向けて区の流域対策目標を強化し、浸水被害が想定される区域に雨水浸透施設の設置を進める。

地域ごとの災害危険度や区の災害対策の取組状況などを区民に分かり易く伝えるパンフレットを発行するほか、防災無線放送内容をメールで自動配信するなど区民への災害情報の伝達を強化する。VR ゴーグルを活用したリアルな防災学習、持ち運び可能な蓄電池の導入など、防災体制の充実を図る。

- 密集住宅市街地整備促進事業の推進 [780 百万円]
- ★「防災まちづくり推進地区」の指定・事業推進 [15 百万円]
- 建築物の耐震化促進 [410 百万円]
- 狭あい道路の拡幅整備 [60 百万円]
- 危険なブロック塀の撤去助成 [128 百万円]
- 練馬区総合治水計画の改定 [4 百万円]
- ★公共施設等を活用した雨水浸透施設の設置 [19 百万円]
- ★災害対策啓発パンフレットの発行 [3 百万円]
- ★災害時の情報伝達手段の拡充（防災無線のメール配信等） [17 百万円]
- ★VR（バーチャルリアリティ）ゴーグルの導入 [9 百万円]
- ★可搬型蓄電池の導入 [10 百万円]

②石神井公園駅南口西地区市街地再開発

[260 百万円]

市街地再開発事業の都市計画決定に向けた手続きを進めるとともに、事業計画等の策定に向けた組合への支援を行う。

- ★石神井公園駅南口西地区市街地再開発 [252 百万円]
- 石神井公園駅周辺のまちづくり [8 百万円]

③その他新規・充実事業

- ★不燃ごみ（蛍光管）の資源化 [19 百万円]
- 資源循環センターの拡張整備 [387 百万円]
- 駅と公共施設を結ぶ経路のバリアフリー化 [19 百万円]
- 都市インフラの計画的更新 [1,580 百万円]

	★自転車レーンの整備（補助 132 号線）	[18 百万円]
施策の柱 5	＜リーディングプロジェクト＞ 生まれ変わる区立美術館・四季を感じる年中行事 [202 百万円] 美術館を周辺の区立施設と合わせて拡張し、大規模企画展、重要文化財や国宝等も鑑賞できる場とする。美術の森緑地と商店街・駅へ続く動線を一体化して、美術館を核とした街並みを実現する。来年度は基本構想策定検討委員会からの提言をもとに、再整備基本構想を策定する。 図書館について、多様化する区民ニーズに対応し、地域における情報発信機能が発揮できるよう「（仮称）これからの図書館構想」の検討に着手する。 四季を感じ、誰もが楽しめる練馬区ならではの年中行事を開催する。 区の映像文化の資源を活かした「映像∞文化のまち構想」を策定し、キックオフイベントとして「（仮称）ねりま映画フェス」を開催する。 ★美術館再整備基本構想の策定 [9 百万円] ★「（仮称）これからの図書館構想」の策定 [5 百万円] ○（春）練馬こぼしハーフマラソンの実施 [122 百万円] ○（夏）真夏の音楽会、花火フェスタの実施 [20 百万円] ○（秋）みどりの風 練馬薪能の実施 [19 百万円] ○（冬）Nerima ユニバーサルコンサート、ユニバーサルスポーツフェスティバルの実施 [7 百万円] ★映像∞文化のまち構想の策定 [1 百万円] ★（仮称）ねりま映画フェスの開催 [19 百万円] ＜主要な取組＞ ①サミットの成果を活かした都市農業の発展 [104 百万円] 「世界都市農業サミット」参加 5 都市や国内関係都市との連携を継続・強化し、今後の都市農業の更なる発展に向けた検討を進める。区民が農と触れ合う拠点となる「（仮称）農の風景公園」の整備に着手する。南大泉三・四丁目を 2 地区目の「農の風景育成地区」に指定した。農の風景育成地区内での農地保全の取り組みを支援する新たな助成制度を開始する。 特定生産緑地の指定手続きに継続して取り組むほか、地区計画を活用した農地保全について、農業関係者や国・都との調整を行い、新たな制度創設等へ向けた検討を進める。 ○サミット参加都市等との連携強化、都市農業の発展に向けた検討 [5 百万円] ○（仮称）農の風景公園の整備工事着手 [86 百万円] ★農の風景育成地区支援事業の実施 [2 百万円] ○都市農地保全制度の検討 [8 百万円] ○特定生産緑地の指定の推進 [3 百万円] ②東京 2020 オリンピック・パラリンピックに向けた取組 [49 百万円] 大会 100 日前などのタイミングに合わせた機運醸成イベントを開催する。7 月に行われる聖火リレーでは、ゴールとなる練馬総合運動場公園でセレブレーションイベントを開催する。大会期間中はパブリックビューイングを実施し、合わせて「ねりまワールドフェスティバル」を開催する。また、大会を契機に、参加国とのスポーツ・文化等の国際交流や連携の強化に取り組む。 ○100 日前イベントなど機運醸成イベントの実施 [7 百万円] ★聖火リレー・セレブレーションの運営 [20 百万円] ★パブリックビューイングなど大会開催中イベントの実施 [12 百万円] ○ねりまワールドフェスティバルの実施 [5 百万円] ★参加国との国際交流等の取組 [5 百万円]	
いきいきと心豊かに暮らせるまち		

施策の柱5 いきいきと心豊かに暮らせるまち	③スポーツ施設の充実 〔739 百万円〕 多様な区民ニーズを踏まえ、誰もがスポーツを楽しめる施設を整備する。 「光が丘体育館」は、車椅子でも利用できるアリーナ床に更新し、全てのトイレを洋式化するなどバリアフリー改修等を行う。「大泉学園町希望が丘公園」は、多目的運動広場の人工芝化と照明設備の設置等を行う。 ★光が丘体育館アリーナ床等改修 〔636 百万円〕 ★大泉学園町希望が丘公園 多目的運動広場の整備 〔103 百万円〕 ④区内産業の活性化に向けた取組 〔82 百万円〕 特色ある商店街や意欲ある個店の魅力発信の支援、区内産業の活性化に向けた産業見本市や産学連携セミナーなどの取組を引き続き行う。創業を目指す若者を対象としたセミナーを新たに開始する。また、事業所実態調査を実施するほか、空き店舗有効活用に向けた支援を充実する。 ○商店街の魅力発信支援 〔4 百万円〕 ○創業への総合的支援（若者向け創業セミナーなど） 〔65 百万円〕 ★事業所実態調査 〔8 百万円〕 ★商店街空き店舗対策の充実 〔5 百万円〕 ⑤その他新規・充実事業 ○観光情報マップ発行、体験型ツアーの実施 〔3 百万円〕
施策の柱6 区民とともに区政を進める	<リーディングプロジェクト> 窓口から区役所を変える 〔254 百万円〕 区役所の顔ともいえるべき窓口から具体的な改革に着実に取り組み、区役所全体の改革を目に見える形で進めていく。 (1)区民事務所の窓口改革 区民事務所の窓口改革として、「待たない、まごつかない、何度も書かない窓口」を実現する。各区民事務所のフロアマネージャーをさらに増員し、転入等の際に必要な申請書を一括自動作成するシステムを導入する。また、練馬区民事務所のカウンターを改修し、窓口スペースの拡大や、特に配慮が必要な方の窓口を設置する。 公金の納付支払い手続きが簡単にできるよう電子決済方法を多様化する。 ○フロアマネージャーの拡充（練馬・光が丘・石神井・大泉） 〔26 百万円〕 ★申請書一括作成システムの導入 〔25 百万円〕 ★練馬区民事務所のレイアウト変更 〔40 百万円〕 ★国民健康保険料の納付にかかる電子決済の導入 〔7 百万円〕 （モバイルレジクレジット、LINE Pay） ○窓口情報提供システムの運用 〔11 百万円〕 ★外国語翻訳アプリの導入 〔1 百万円〕 ○窓口対応力向上研修の充実 〔1 百万円〕 (2)福祉・保健の窓口改革 福祉・保健の窓口改革として、「寄り添い型の相談支援体制」を構築する。子ども、高齢、障害、ひとり親、生活困窮、保健など区の福祉保健窓口全体を調整する担当係を練馬総合福祉事務所に新設するほか、生活サポートセンターを練馬庁舎に移転し、関係機関が連携して支援する体制づくりを進める。また、外出困難な重度障害児や精神面で不安を抱える方への訪問支援など、各窓口からのアウトリーチ事業を充実する。 ★練馬総合福祉事務所に窓口全体を調整する担当係を新設【再掲】 〔8 百万円〕 ○生活サポートセンターの充実【再掲】 〔86 百万円〕 ★こども発達支援センターで訪問型支援事業を開始【再掲】 〔19 百万円〕 ○保健相談所の地域精神保健相談員を増員（4名→8名） 〔30 百万円〕

施策の柱 6	＜主要な取組＞ ①区民協働による住民自治の創造 〔89 百万円〕
区民とともに区政を進める	区政最大のパートナーである町会・自治会の基盤強化のため、様々な機会を捉えて加入促進を図る。また、地域のために活動したい区民を後押しするため、パワーアップカレッジねりまや練馬 E n カレッジなど既存の事業を再編し、「つながるカレッジねりま」へリニューアルする。福祉・防災・農・みどり・環境の 5 つの学習分野を設け、町会・自治会や NPO などとのマッチングを進める。「地域おこしプロジェクト」について、実施団体を増やし、活動段階に応じて柔軟な支援ができる仕組みや専門家による経営相談など支援内容を充実する。 ○町会・自治会組織の基盤強化 〔3 百万円〕 ○つながるカレッジねりまへのリニューアル 〔75 百万円〕 ○地域おこしプロジェクトの支援充実 〔11 百万円〕

(3) 30 年度決算

●一般会計

30 年度における一般会計決算額は、歳入 2,673 億 3,612 万円(前年度 2,551 億 801 万円)、増減率 4.8%(前年度△ 3.3%)、歳出 2,610 億 6,574 万円(前年度 2,469 億 8,584 万円)、増減率 5.7%(前年度△ 3.7%)で、前年度に比べて歳入で 122 億 2,810 万円の増、歳出で 140 億 7,990 万円の増となった。

歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支は 62 億 7,038 万円(前年度比 22.8%減)の黒字となった。

1 歳入

歳入のうち、一般財源の構成比は、65.2%を占めている。この内訳としては特別区税 25.2%、特別区交付金 32.4%と、この二つで 57.6%を占め、前年度(58.2%)と比べ、構成比が 0.6 ポイント減となった。

特定財源の構成比は 34.8%で、前年度(33.1%)と比べ、構成比が 1.7 ポイント増となった。

さらに、財源が自主的に調達できるか否かで区分した自主・依存財源別でみると、自主財源(区税、諸収入、繰入金、使用料など)は 33.1%(前年度 32.0%)、依存財源(国庫支出金、都支出金、地方債など)が 66.9%(前年度 68.0%)となり、自主財源の構成比が 1.1 ポイント増となった。

2 歳出

目的別(科目別)の構成比でみると、保健福祉費、こども家庭費、教育費、区民費の順となった。29 年度に比べて、土木費、公債費、都市整備費等が増となる一方、産業経済費、区民費、環境費が減となった。

性質別にみると、義務的経費、投資的経費、その他の経費に分けられる。

義務的経費は 1,440 億 8,491 万円で、前年度に比べて人件費が 1.0%の増、扶助費が 1.4%の増、公債費

が 14.7%の増となった結果、義務的経費の増減は 1.7%の増となった。歳出全体に占める構成比は 55.2%と前年度に比べ 2.1 ポイント減となった。

投資的経費は 287 億 5,408 万円で、前年度に比べて 41.4%の増、歳出全体に占める構成比は 11.0%と前年度に比べて構成比が 2.8 ポイント増となった。

その他の経費は 882 億 2,674 万円で、前年度に比べて 3.8%増となった。構成比でみると物件費が大きく、以下、繰出金、補助費等の順となった。

3 特別区債

特別区債の歳入額は 55 億 321 万円で、前年度に比べて 11.2%増となった。このうち、土木債が 20 億 6,690 万円で構成比は 37.6%であり、教育債が 34 億 3,631 万円で、構成比は 62.4%である。

また、特別区債の 30 年度の未償還元金は、578 億 1,419 万円である。

●特別会計

特別会計のうち、国民健康保険事業会計は、前年度に比べ歳入で 13.3%、歳出で 13.4%の減となった。

つぎに介護保険会計は、歳入、歳出とも 3.4%の増、後期高齢者医療会計は、歳入、歳出とも 4.5%の増、公共駐車場会計は歳入、歳出とも 0.3%の増となった。

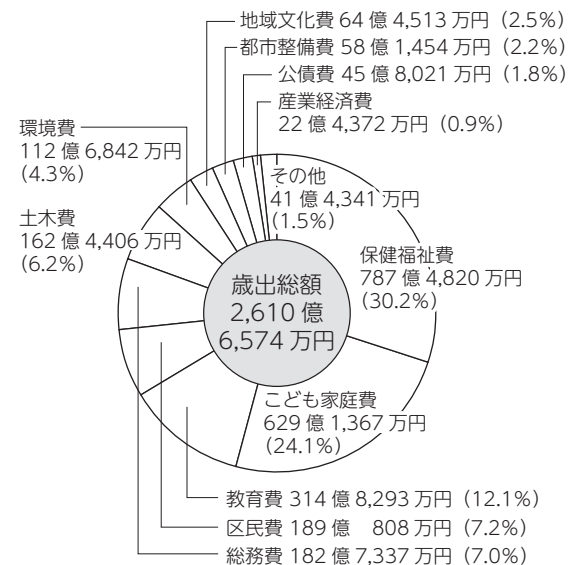
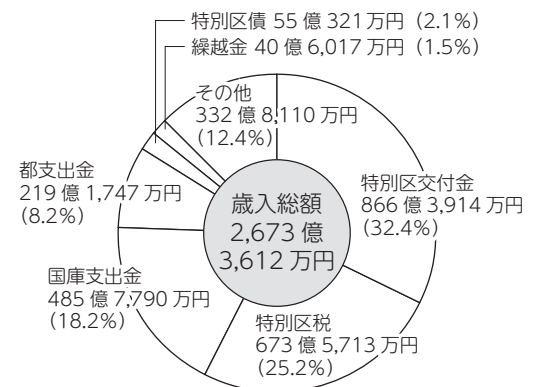
●財政指標

地方公共団体の財政状況の分析に用いる普通会計決算上の指標は、財政力指数が 0.47(前年度 0.47)、実質収支比率が 3.7%(前年度 5.0%)、実質公債費比率が△ 4.0%(前年度△ 4.2%)、公債費負担比率が 2.9%(前年度 3.0%)、経常収支比率が 84.3%(前年度 85.0%)であった。

30 年度一般会計決算

〔歳 入〕

区 分	予算現額	決算額	構成比	収入率	前年度	増減率
	千円	千円	%	%	千円	%
特別区税	66,828,160	67,357,129	25.2	100.8	65,813,977	2.3
地方譲与税	979,001	1,011,631	0.4	103.3	997,498	1.4
利子割交付金	266,500	275,634	0.1	103.4	259,544	6.2
配当割交付金	1,210,000	918,379	0.3	75.9	1,068,991	△ 14.1
株式等譲渡所得割交付金	1,147,000	749,403	0.3	65.3	1,071,384	△ 30.1
地方消費税交付金	12,193,000	12,060,686	4.5	98.9	14,136,989	△ 14.7
自動車取得税交付金	580,000	601,156	0.2	103.6	570,259	5.4
地方特例交付金	447,653	447,653	0.2	100.0	384,528	16.4
特別区交付金	85,960,662	86,639,139	32.4	100.8	82,667,408	4.8
交通安全対策特別交付金	66,000	64,957	0.0	98.4	67,120	△ 3.2
分担金及び負担金	1,727,483	1,827,677	0.7	105.8	1,652,738	10.6
使用料及び手数料	5,267,992	5,212,629	1.9	98.9	5,123,642	1.7
国庫支出金	48,278,749	48,577,896	18.2	100.6	48,527,875	0.1
都支出金	20,867,499	21,917,470	8.2	105.0	18,674,432	17.4
財産収入	382,586	385,821	0.1	100.8	724,837	△ 46.8
寄付金	210,117	210,552	0.1	100.2	234,367	△ 10.2
繰入金	4,495,466	3,735,212	1.4	83.1	102,114	3,557.9
繰越金	4,060,171	4,060,172	1.5	100.0	3,620,681	12.1
諸収入	5,750,216	5,779,707	2.2	100.5	4,460,862	29.6
特別区債	6,414,000	5,503,213	2.1	85.8	4,948,769	11.2
計	267,132,255	267,336,116	100.0	100.1	255,108,015	4.8



〔歳 出 (目的別)〕

区 分	予算現額	決算額	構成比	執行率	前年度	増減率
	千円	千円	%	%	千円	%
議会費	1,025,651	995,756	0.4	97.1	974,384	2.2
総務費	18,920,114	18,273,374	7.0	96.6	16,518,364	10.6
区民費	19,583,164	18,908,081	7.2	96.6	19,078,013	△ 0.9
産業経済費	2,422,659	2,243,721	0.9	92.6	2,354,849	△ 4.7
地域文化費	6,588,815	6,445,133	2.5	97.8	6,067,811	6.2
保健福祉費	80,046,837	78,748,203	30.2	98.4	78,149,950	0.8
環境費	11,476,067	11,268,416	4.3	98.2	11,279,377	△ 0.1
都市整備費	5,947,637	5,814,544	2.2	97.8	5,004,569	16.2
土木費	16,649,163	16,244,062	6.2	97.6	12,248,441	32.6
教育費	32,231,570	31,482,927	12.1	97.7	28,812,801	9.3
子ども家庭費	64,408,944	62,913,672	24.1	97.7	59,766,758	5.3
公債費	4,580,614	4,580,205	1.8	100.0	3,832,147	19.5
諸支出金	3,151,020	3,147,645	1.2	99.9	2,898,379	8.6
予備費	100,000	0	0.0	0.0	0	-
計	267,132,255	261,065,739	100.0	97.7	246,985,843	5.7

〔歳 出 (性質別)〕

区 分	決算額	構成比	前年度	増減率
	千円	%	千円	%
義務的経費	144,084,912	55.2	141,624,940	1.7
人件費	42,308,680	16.2	41,902,213	1.0
扶助費	95,724,158	36.7	94,445,831	1.4
公債費	6,052,074	2.3	5,276,896	14.7
投資的経費	28,754,084	11.0	20,335,872	41.4
普通建設事業費	28,754,084	11.0	20,335,872	41.4
災害復旧事業費	0	0.0	0	-
失業対策事業費	0	0.0	0	-
その他の経費	88,226,743	33.8	85,025,031	3.8
物件費	40,501,100	15.5	39,685,655	2.1
維持補修費	3,042,745	1.2	2,815,145	8.1
補助費等	14,799,768	5.7	13,788,663	7.3
積立金	5,090,001	1.9	4,328,673	17.6
投資及び出資金貸付金	1,598,750	0.7	1,408,393	13.5
繰出金	23,194,379	9.0	22,998,502	0.9
計	261,065,739	100.0	246,985,843	5.7

30 年度特別会計決算
〔国民健康保険事業会計〕

区 分	予算現額	決算額	構成比
(歳入)	千円	千円	%
国民健康保険料	17,661,431	17,690,774	26.6
一部負担金	2	0	0.0
使用料及び手数料	1	133	0.0
国庫支出金	2,592	2,240	0.0
都支出金	41,338,225	41,065,025	61.9
財産収入	1	0	0.0
繰入金	7,424,492	6,899,125	10.4
繰越金	600,000	600,000	0.9
諸収入	134,045	124,925	0.2
特別区債	1	0	0.0
計	67,160,790	66,382,222	100.0
(歳出)			
総務費	1,262,768	1,244,107	1.9
保険給付費	40,838,534	40,142,664	61.0
国民健康保険事業費 納付金	22,712,733	22,712,731	34.5
財政安定化基金拠出金	1	0	0.0
保健事業費	744,593	704,483	1.1
諸支出金	1,002,161	978,237	1.5
予備費	600,000	0	0.0
計	67,160,790	65,782,222	100.0

〔介護保険会計（保険事業勘定）〕

区 分	予算現額	決算額	構成比
(歳入)	千円	千円	%
介護保険料	12,685,072	12,655,781	23.2
国庫支出金	12,354,579	12,655,387	23.2
支払基金交付金	14,149,017	13,938,065	25.5
都支出金	7,831,880	7,766,385	14.2
財産収入	852	795	0.0
繰入金	7,032,086	6,926,441	12.7
繰越金	615,425	615,425	1.1
諸収入	5,088	12,231	0.0
計	54,673,999	54,570,510	100.0
(歳出)			
保険給付費	50,722,453	49,993,959	92.8
財政安定化基金拠出金	1	0	0.0
地域支援事業費	2,802,672	2,760,987	5.1
基金積立金	819,194	819,194	1.5
諸支出金	329,679	324,667	0.6
計	54,673,999	53,898,807	100.0

〔介護保険会計（サービス事業勘定）〕

区 分	予算現額	決算額	構成比
(歳入)	千円	千円	%
サービス収入	13,086	12,920	100.0
諸収入	1	0 (235 円)	0.0
繰入金	0	0	—
計	13,087	12,920	100.0
(歳出)			
サービス事業費	99	25	0.2
諸支出金	12,988	12,895	99.8
計	13,087	12,920	100.0

〔後期高齢者医療会計〕

区 分	予算現額	決算額	構成比
(歳入)	千円	千円	%
後期高齢者医療保険料	7,947,074	7,959,815	49.0
使用料及び手数料	1	18	0.0
国庫支出金	5,162	5,176	0.0
広域連合支出金	501,901	470,666	2.9
繰入金	7,782,998	7,718,964	47.5
繰越金	23,932	23,932	0.1
諸収入	52,533	61,103	0.4
計	16,313,601	16,239,674	100.0
(歳出)			
総務費	200,041	192,752	1.2
広域連合拠出金	14,959,559	14,959,556	92.2
保健事業費	758,482	689,754	4.3
葬祭費	294,000	276,290	1.7
諸支出金	101,519	99,902	0.6
計	16,313,601	16,218,254	100.0

〔公共駐車場会計〕

区 分	予算現額	決算額	構成比
(歳入)	千円	千円	%
繰入金	258,730	239,544	44.0
繰越金	1	0	0.0
諸収入	297,001	305,463	56.0
計	555,732	545,007	100.0
(歳出)			
公共駐車場事業費	316,809	311,084	57.1
公債費	233,923	233,923	42.9
諸支出金	0	0	0.0
予備費	5,000	0	0
計	555,732	545,007	100.0



4 税・財産



区は、特別区民税（個人分）、軽自動車税、特別区たばこ税、入湯税の4税を「特別区税」として課税している。

市町村民税（法人分）、固定資産税、特別土地保有税の3税は、一般には市町村が課税・徴収するが、特別区の地域においては、「都税」として都が特例により課税・徴収し、都区財政調整制度の原資となっている。

なお、特別土地保有税は15年度以降、新たな課税を停止している。また、都市計画税、事業所税についても、都が特例により課税・徴収しており、それぞれ都市計画事業や都市環境の整備等の費用に充てられている。

区民や区内事業者に対する固定資産税などの都税は練馬都税事務所（一部の税目は、豊島・新宿の各都税事務所で扱う。）が、所得税など国税は練馬東税務署と練馬西税務署が課税・徴収している。

(1) 区政を支える特別区税

●特別区税

区の令和元年度特別区税収入額は674億9,433万円（前年度比0.2%増）であり、区一般会計歳入額の24.6%を占めている。また、特別区税収入額に対する区民1人当たりの年間負担額は、92,151円（前年度比0.3%減）であった。

1 特別区民税（個人分）

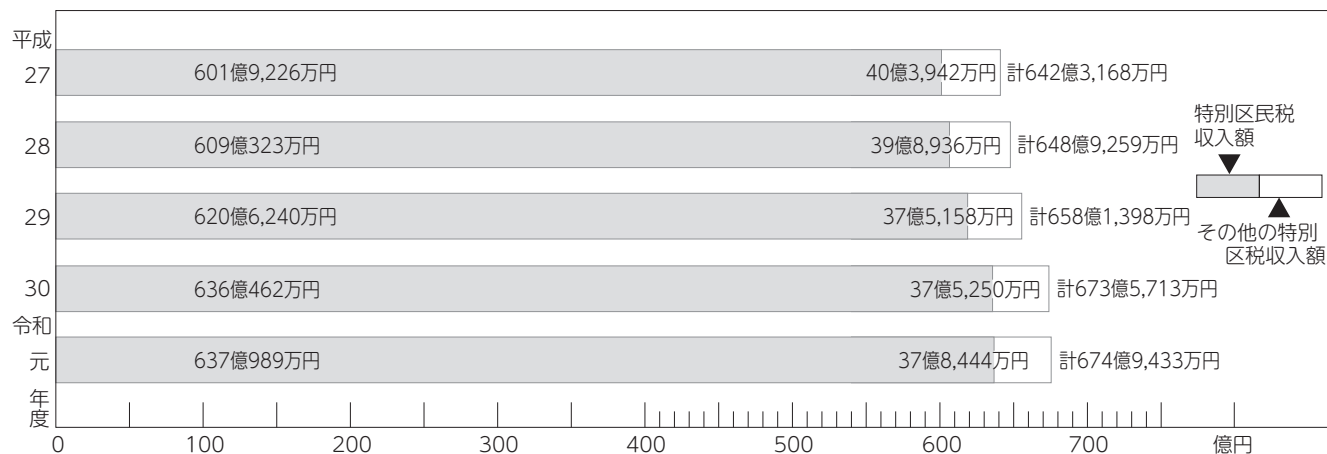
令和元年度の収入額は637億989万円で、特別区税に占める割合は94.4%と最も高い。30年度に比べ、0.2%増であった（前年度収入額は、636億462万円）。

また、納税義務者数は398,961人で、30年度に比べ2.0%増であった。

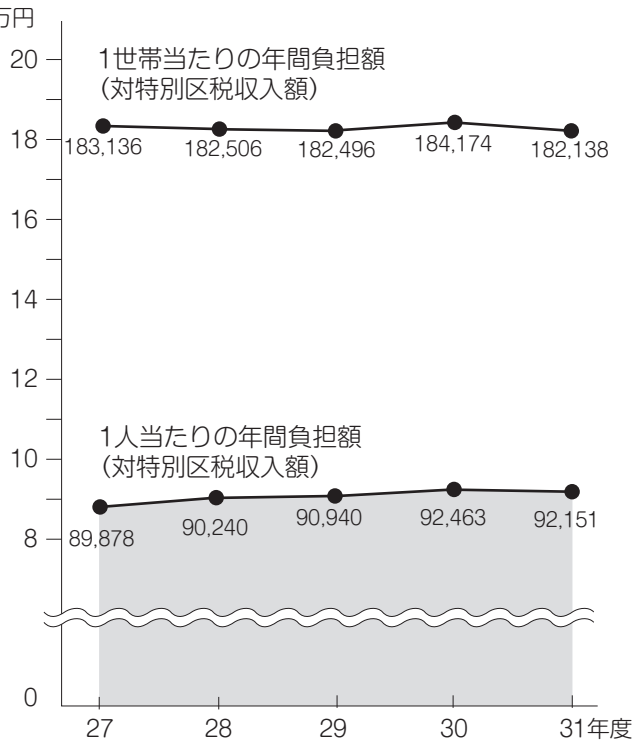
〔特別区税の収入状況（対前年度比較）〕

税 目	30年度				令和元年度			
	調定額	収入額（収入率）	前年比	構成比	調定額	収入額（収入率）	前年比	構成比
	千円	千円（%）	%	%	千円	千円（%）	%	%
特別区民税								
現年課税分	63,284,981	62,528,526 (98.8)	2.7	92.8	63,940,862	62,877,826 (98.3)	0.6	93.2
滞納繰越分	1,965,926	1,076,098 (54.7)	△7.9	1.6	1,372,357	832,063 (60.6)	△22.7	1.2
小 計	65,250,907	63,604,624 (97.5)	2.5	94.4	65,313,219	63,709,889 (97.5)	0.2	94.4
軽自動車税								
現年課税分	354,650	345,671 (97.5)	2.8	0.5	368,463	360,671 (97.9)	4.3	0.5
滞納繰越分	27,012	7,388 (27.4)	9.6	0.0	22,214	5,630 (25.3)	△23.8	0.0
小 計	381,662	353,059 (92.5)	2.9	0.5	390,677	366,301 (93.8)	3.8	0.5
特別区たばこ税								
現年課税分	3,373,797	3,373,797 (100.0)	△0.2	5.0	3,391,004	3,391,004 (100.0)	0.5	5.0
滞納繰越分	—	—	—	—	—	—	—	—
小 計	3,373,797	3,373,797 (100.0)	△0.2	5.0	3,391,004	3,391,004 (100.0)	0.5	5.0
入湯税								
現年課税分	25,648	25,648 (100.0)	△2.9	0.0	27,138	27,138 (100.0)	5.8	0.0
滞納繰越分	—	—	—	—	—	—	—	—
小 計	25,648	25,648 (100.0)	△2.9	0.0	27,138	27,138 (100.0)	5.8	0.0
合 計	69,032,015	67,357,129 (97.6)	2.3	100.0	69,122,037	67,494,332 (97.6)	0.2	100.0

〔特別区税収入額の推移〕



〔特別区税負担額の推移〕



注：24年7月の住民基本台帳法の改正に伴い、25年度から外国人住民を含む世帯数・人口により算出している。

2 軽自動車税

令和元年度の収入額は3億6,630万円で、特別区税全体の0.5%を占めており、対前年度の伸び率は、3.8%増であった。

また、軽自動車税の現年課税件数（過年度分を含む。）は72,500件で30年度に比べて614件少なかった。

〔軽自動車税車種別課税件数（現年課税分）〕 令和元年度

車 種		件数 (件)	前年比 (%)	構成比 (%)
原動機付自転車	50CC以下	14,793	▲ 5.5	20.4
	90CC以下	1,614	▲ 3.7	2.2
	125CC以下	9,169	0.4	12.6
	ミニカー	428	5.7	0.6
軽自動車	二輪	7,927	▲ 1.2	10.9
	(うち、被けん引車)	102	5.2	0.1
	三輪	3	0.0	0.0
	四輪（乗用）	19,205	1.2	26.5
	四輪（貨物）	11,560	1.3	15.9
	雪上車	1	0.0	0.0
	農耕作業用	138	0.0	0.2
	その他	311	▲ 0.6	0.4
	二輪の小型自動車	7,351	▲ 0.4	10.1
合 計		72,500	▲ 0.8	100

3 特別区たばこ税

令和元年度の収入額は33億9,100万円で、特別区税全体の5.0%を占めている。前年度に比べ、0.5%の増であった。たばこの売り渡し本数は5億9,836万本で、30年度に比べ2,619万本、4.2%の減であった。

4 入湯税

令和元年度の収入額は2,714万円であった。課税対象となる入湯客数は、180,922人であった。

(2) 都税

令和元年度都税収入は、昨年度より約1,854億円増の5兆6,318億円となった。

令和元年度の練馬都税事務所の都税収入については、昨年度より約6億1,500万円増の962億5,000万円である。この数値は、都税収入全体の約1.7%を占め、税収の規模は23区中12番目である。

収入状況は、収入全体の主要を占める固定資産税・都市計画税が1.2%の増、個人都民税が0.3%の増であった。全体としては、昨年度の0.6%の増収となった。

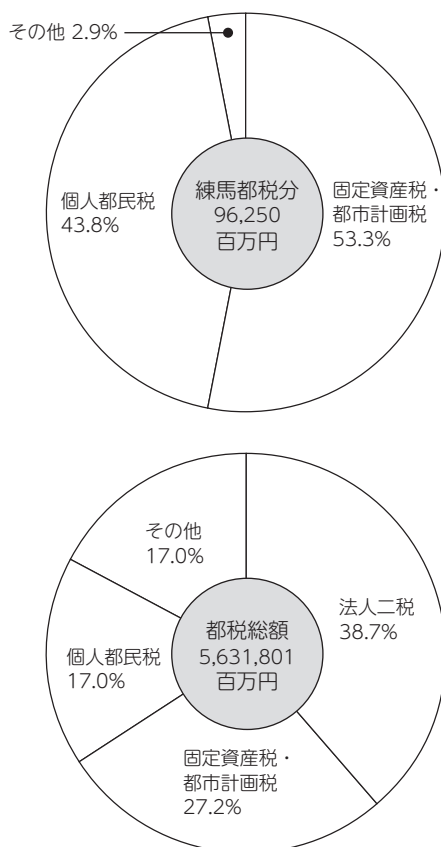
練馬区内の都税収入の特徴は、法人二税が収入全体の一定割合を占める都税全体と異なり、固定資産税・都市計画税の割合が高いことである。

〔練馬都税事務所の収入状況〕

税 目	30年度		元年度	
	税額	構成比	税額	構成比
	百万円	%	百万円	%
個 人 都 民 税	42,031	43.9	42,178	43.8
法 人 二 税	115	0.1	117	0.1
個 人 事 業 税	76	0.1	86	0.1
不 動 産 取 得 税	2,481	2.6	2,343	2.4
自 動 車 税	228	0.2	216	0.2
固 定 資 産 税	41,574	43.5	42,076	43.7
都 市 計 画 税	9,130	9.6	9,227	9.6
軽 油 引 取 税	0	0.0	0	0.0
事 業 所 税	0	0.0	7	0.0
そ の 他	0	0.0	0	0.0
合 計	95,635	100.0	96,250	100.0

注：①現年課税分と滞納繰越分の合計
②還付未済分を含む。
資料：練馬都税事務所

〔令和元年度都税収入構成比〕



資料：練馬都税事務所

(3) 国税

30 年度、練馬区内税務署の国税徴収決定済額の総額は約 2,013 億円であった。

〔国税徴収決定済額の推移（練馬区内税務署分）〕

(単位：百万円)

税 目	29 年度	30 年度
源泉所得税	565	438
源泉所得税及復興特別所得税	40,258	39,196
申告所得税	1,182	978
申告所得税及復興特別所得税	40,038	36,187
法人税	25,010	24,021
地方法人税	1,117	1,072
相続税（※ 1）	45,978	51,385
消費税	33	33
消費税及地方消費税	46,799	47,514
その他（※ 2）	306	500
計	201,286	201,324

※ 1：係数は速報値である。

※ 2：「相続税」には贈与税を含む。

※ 3：「その他」は、酒税、たばこ税及たばこ特別税、たばこ税、揮発油及地方揮発油税、復興特別法人税、地価税、国際観光旅客税、石油石炭税、旧税、電源開発促進税、揮発油税及地方道路税、石油ガス税、自動車重量税、航空燃料税、印紙税の合計

(4) 区税負担の公平性を確保する

●適正な課税

特別区民税・都民税（住民税）を適正に課税するため、扶養関係等の調査や区民および事業所（特別徴収義務者）への申告等についての指導、税務署や都税事務所と連携した申告勧奨等についての広報活動（区報・区公式ホームページ）を行っている。

●確実な収納事務

区民事務所、金融機関窓口のほか、口座振替、コンビニエンスストア、ペイジー、スマートフォンを利用したモバイルレジクレジット、LINE Pay 請求書支払いなど、複数の納付方法を整備することで納期内納税を促進し、収納率の向上に取り組んでいる。

滞納者に対しては、納税案内センターからの電話や訪問収納員による個別訪問で早期のお知らせを行い、滞納者数の減少と歳入の確保を目指している。また、滞納者の生活状況を踏まえ、担税力を的確に判断し、差押えなどの滞納処分を積極的に行うことにより収入未済金の減少に努めている。

〔特別区税収納率の推移〕

(単位：%)

年 度	29	30	元
収納率	96.7	97.6	97.7

〔特別区税滞納額の推移〕

(単位：千円 端数切り捨て)

年 度	29	30	元
滞納額	2,005,592	1,406,713	1,449,923

(5) 財産

区が所有する財産は、公有財産、物品、債権、基金に分けられる。

公有財産は、土地、建物、工作物等の不動産や有価証券等であり、物品は各種備品、機器等の動産をいう。

基金は特定の目的のために資金を積み立てたり運用するものである。令和元年度現在、基金の種類は 12 となっている。

〔区有財産の現況〕

令和元年度末現在

種 別	数 量	推定価格	摘 要
土 地	2,964,951㎡	7,731 億 3,147 万円	庁舎、学校等の敷地面積
建 物	1,169,483㎡	1,577 億 3,956 万円	庁舎、学校等建物の延べ面積
工作物等	－	124 億 9,341 万円	プール、公園施設等
無体財産権	11 件	317 万円	アニメキャラクター「ねり丸」の著作権等
有価証券	2,650 株	(額面) 4,250 万円	株式
出資による権利	－	4 億 9,934 万円	練馬区環境まちづくり公社出捐金、練馬区文化振興協会出捐金等
物品(特別整理備品)	2,581 点	69 億 7,286 万円	各種事務用機器、機械、車両等
債 権	－	59 億 659 万円	練馬区土地開発公社資金貸付金等
基 金	(積立基金)	1,020 億 5,097 万円	財政調整基金、減債基金、まちづくり基金、区営住宅整備基金、福祉基金、みどりを育む基金、施設整備基金、介護保険給付準備基金、大江戸線延伸推進基金、文化芸術振興基金、医療環境整備基金
	(運用基金)	104 億 5,000 万円	用地取得基金

(6) 健全な財政運営を行う

●公有財産等の活用と管理

区有地等のうち、更地および低利用・暫定利用の土地で、公園用地等利用目的が明確になっている用地については、積極的に事業化を推進する。

なお、事業化まで長期間を要する用地は、地域開放などの暫定利用を行う。

●練馬区土地開発公社

練馬区土地開発公社は、区に代わって公共用地の先行取得を行うため、「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づいて区が設立した特別法人である。

練馬区土地開発公社は、民間資金を積極的に活用し、

機動的かつ弾力的な土地取得を行うことにより、まちづくりの重要な役割を担っていくものである。

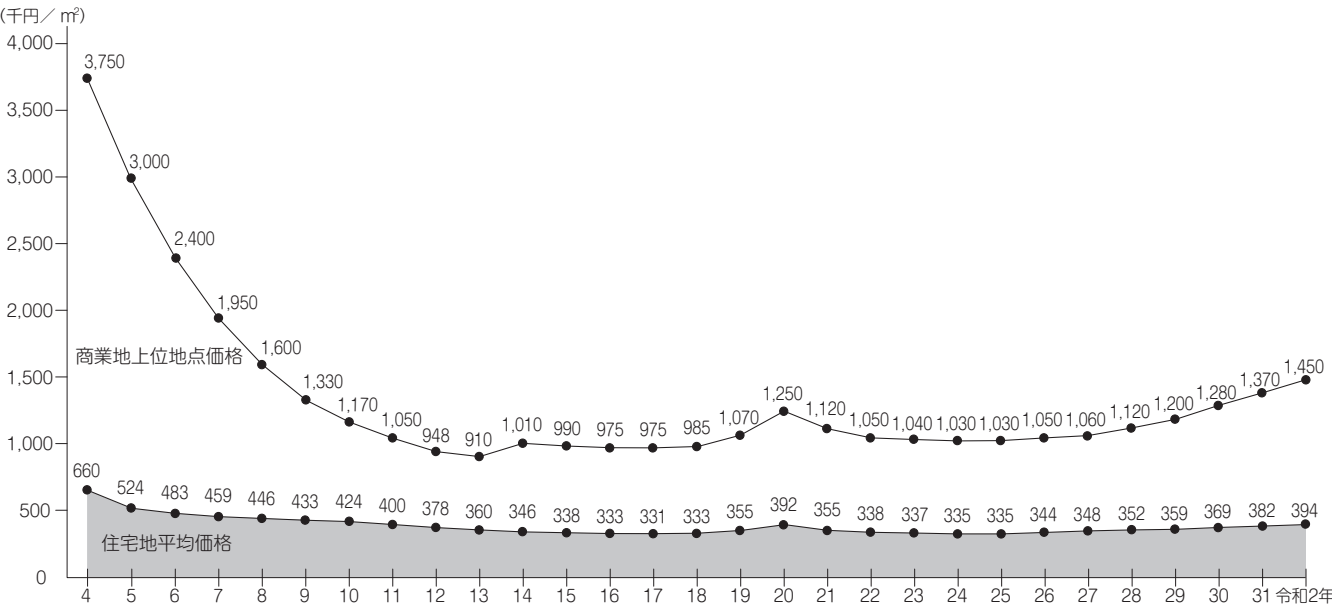
令和元年度の事業実績は土地取得が 16,035.42㎡、売却が 5,165.88㎡であった。

●地価公示

地価公示制度は、国が標準的な土地を選び判定した適正な価格を公示して、土地の売買などに際し、指標として活用できるようにしたものである。

区では地価公示図書を閲覧できるようにし、土地の適正な取引に役立つよう努めている。

〔地価公示価格の推移（各年1月現在）〕



資料：「地価公示」（国土交通省土地鑑定委員会）



5 医療保険・年金制度

(1) 国民健康保険

【関連文書：「ねりまの国保」練馬区区民部国保年金課】

●国民健康保険の役割と運営主体

わが国は、全ての国民が何らかの公的医療保険に加入し、相互に支え合う国民皆保険制度をとっている。

国民健康保険は、会社等の各種の医療保険の加入者以外が加入する医療保険制度であり、区市町村がその運営の主体（保険者）として、加入者（被保険者）から保険料を徴収し、保険給付を行っている。

30年度からは都道府県も保険者となり、区市町村とともに国民健康保険の運営を行っている。

●加入状況

区における国民健康保険の加入状況は下表のとおりとなっている。

〔国民健康保険の加入状況〕			各年度末現在
年度	世帯数	被保険者数	退職被保険者数
	世帯 (%)	人 (%)	人
29	106,144 (28.9)	155,232 (21.3)	796
30	103,845 (27.8)	149,212 (20.3)	191
元	101,946 (26.8)	144,169 (19.4)	12

注：①（ ）内は練馬区全体に対する割合

②退職者医療制度は20年3月31日で廃止。26年度までは経過措置による加入

●保険給付の概要

被保険者の疾病、負傷、出産、死亡に対して給付を行う。

1 療養の給付

被保険者が医療機関等の窓口で医療費の3割を支払い、残りの7割相当分を保険者（練馬区）が負担する。

70歳から74歳の一部負担金の割合は2割（現役並み所得者は3割）である。

0歳から6歳に達する日以後の最初の3月31日までの一部負担金の割合は2割である。

2 療養費

やむを得ず保険証を提示できずに診療を受けた場合や、医師の指示により作成した補装具の代金などは、一旦本人が全額を支払い、後日、申請に基づき、審査により保険で認められたもののうち自己負担分以外の部分について払戻しを行う。

3 入院時食事療養費

入院中の食事代から、定額の自己負担分（低所得者は減額制度あり）を差し引いた金額を保険者が負担する。

4 高額療養費の支給

1か月間に支払った一部負担金が自己負担限度額を超えた場合、超えた分について申請により払戻しを行う。

5 高額医療・高額介護合算療養費の支給

国保・介護保険の両方に自己負担がある世帯で、年間（8月1日から翌年の7月31日まで）の医療保険と介護保険の自己負担額が高額になり、世帯の負担限度額を超えた場合、超えた分について申請により払戻しを行う。

6 その他の給付

出産については出産育児一時金42万円、死亡については葬祭費7万円を支給する。

〔給付の内容〕

令和元年度

種類	件数（件）	金額（千円）
療養給付費	2,336,746	33,793,234
療養費	83,192	604,640
高額療養費	83,831	4,744,607
出産育児一時金	464	194,880
葬祭費	722	50,540
結核・精神医療給付金	50,699	53,806

注：①療養給付費は、入院時食事療養費・入院生活療養費を含む。

②上記の数値は、厚生労働省提出資料の様式によるため、決算の数値とは異なる場合がある。

〔高額療養費の自己負担限度額〕

〔70 歳以上 75 歳未満〕

所得区分		外来 (個人単位)	外来＋入院 (世帯単位) 3 回目まで	4 回目以降
現役 並み 所得 (※ 1)	Ⅲ	252,600 円 ＋ (総医療費 10 割－ 842,000 円) × 1%		140,100 円
	Ⅱ	167,400 円 ＋ (総医療費 10 割－ 558,000 円) × 1%		93,000 円
	Ⅰ	80,100 円 ＋ (総医療費 10 割－ 267,000 円) × 1%		44,400 円
一 般 (※ 2)		18,000 円 (年間上限 144,000 円) (※ 3)	57,600 円	44,400 円
住民税 非課税 (※ 4)	Ⅱ	8,000 円	24,600 円	
	Ⅰ	8,000 円	15,000 円	

注：75 歳に到達する月（1 日生まれの人を除く。）は、上記の自己負担限度額が個人について 2 分の 1 になる。世帯ごとの自己負担限度額は上記のとおり。

※ 1) 国保加入者のうち、70 歳以上で住民税課税所得金額が以下のいずれかに該当する人が 1 人でもいる世帯
Ⅲ…住民税課税所得金額 690 万円以上
Ⅱ…住民税課税所得金額 380 万円以上
Ⅰ…住民税課税所得金額 145 万円以上

※ 2) 現役並み所得 Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ / 非課税 Ⅰ・Ⅱ のいずれにも該当しない世帯

※ 3) 毎年 8 月 1 日から翌年 7 月 31 日までに外来で支払った一部負担金を個人ごとに合算し、年間上限額を超えた場合、超えた分について申請により払戻しを行う。

※ 4) Ⅱ…世帯主と国保加入者全員が住民税非課税の世帯
Ⅰ…住民税非課税世帯のうち、所得が一定基準以下（年金収入のみの場合、各々 80 万円以下）の世帯

〔70 歳未満〕

所得 区分	判定基準 (旧ただし書き所得 ※ 1)	3 回目まで	4 回目以降
ア	901 万円超	252,600 円 ＋ (総医療費 10 割－ 842,000 円) × 1%	140,100 円
イ	600 万円超～ 901 万円以下	167,400 円 ＋ (総医療費 10 割－ 558,000 円) × 1%	93,000 円
ウ	210 万円超～ 600 万円以下	80,100 円 ＋ (総医療費 10 割－ 267,000 円) × 1%	44,400 円
エ	210 万円以下	57,600 円	44,400 円
オ	住民税非課税 (※ 2)	35,400 円	24,600 円

※ 1) 前年（1 ～ 12 月）の総所得金額および山林所得金額ならびに株式・長期（短期）譲渡所得金額等の合計から住民税基礎控除額 33 万円を控除した額（ただし、雑損失の繰越控除額は控除しない。）なお、所得区分は国保加入者全員の旧ただし書き所得の合計で判定する。

※ 2) 世帯主と国保加入者全員が住民税非課税の世帯

〔高額介護合算療養費の自己負担限度額〕

〔70 歳以上 75 歳未満〕

所得区分	現役並み 所得Ⅲ	現役並み 所得Ⅱ	現役並み 所得Ⅰ	一般	住民税 非課税Ⅱ	住民税 非課税Ⅰ
世帯の限度額	212 万円	141 万円	67 万円	56 万円	31 万円	19 万円

〔70 歳未満〕

所得区分	ア	イ	ウ	エ	オ
世帯の限度額	212 万円	141 万円	67 万円	60 万円	34 万円

●医療費

令和元年度の区の国保被保険者 1 人当たりの医療費は、320,914 円であり、前年度に比べ 4% の増となっている。

〔保険料調定額および総医療費の状況〕

年 度	保険料（調定額）			総医療費		
	1 人 当たり	1 世帯 当たり	現年度 調定額	1 人 当たり	1 世帯 当たり	総 額
	円	円	百万円	円	円	百万円
29	117,676	173,685	18,803	308,928	455,966	49,363
30	120,821	174,955	18,439	308,630	446,912	47,102
元	121,816	173,494	17,965	320,914	457,055	47,328

注：① 1 人当たりの保険料・総医療費を算出する際の世帯数・被保険者数は、年度の平均を使用している。
② 上記の数値は、厚生労働省提出資料の様式によるため、決算の数値とは異なる場合がある。
③ 令和元年度の医療費の各数値は、令和 2 年 6 月末現在のものである。
④ 令和元年度より総医療費には療養給付費だけでなく療養費等も含めている。

●国民健康保険料

保険料は、つぎの 3 つの保険料の合計である。それぞれ、加入者全員に等しくかかる均等割額と所得に応じてかかる所得割額からなる（保険料上限あり）。

平成 31 年度の保険料の状況はつぎのとおりである。

1 基礎（医療）分保険料

均等割額（被保険者 1 人につき 39,900 円）と所得割額「被保険者全員の旧ただし書き所得（※）× 7.25 / 100」との合算額（賦課限度額：61 万円）

2 後期高齢者支援金分保険料

均等割額（被保険者 1 人につき 12,300 円）と所得割額「被保険者全員の旧ただし書き所得（※）× 2.24 / 100」との合算額（賦課限度額：19 万円）

3 介護分保険料

均等割額（介護保険第 2 号被保険者（40 ～ 64 歳）1 人につき 15,600 円）と所得割額「介護保険第 2 号被保険者全員の旧ただし書き所得（※）× 1.62 / 100」との合算額（賦課限度額：16 万円）

※旧ただし書き所得：
左表〔高額療養費の自己負担限度額〕の〔70 歳未満〕^{※ 1}

〔保険料収納率の推移〕

（単位：％）

年度	現年分	滞納繰越分	合計
29	87.9	34.7	79.1
30	88.9	34.3	79.8
元	89.8	34.2	81.2

●財政状況

国民健康保険事業は、特別会計（国民健康保険事業会計）を設けている（50 ページと 60 ページの国民健康保険事業会計予算、決算参照）。

令和元年度の国民健康保険事業会計は、歳入総額で 646 億円、対前年度比 2.7% の減、歳出総額で 641 億円、対前年度比 2.5% の減であった。

保険料収入は徴収強化に努めているが、高齢化や医療の高度化に伴う医療費の増大等により、実質的には、国保財政は引き続き赤字状況にある。財源不足額（赤字分）は区の一般会計からの繰入れに頼らざるを得ないため、区財政に対する大きな圧迫要因となっている。

●安定した事業運営のために

1 保険料収納率の向上

収納率は年々向上している。電話・訪問等による納付観奨に努めるとともに、納付相談にきめ細かく対応を行っている。財産があるにもかかわらず納付がない場合には、差押え等の滞納処分を実施し、未納解消に努めている。

【実績】

年 度	29 年度	30 年度	元年度
現年収納率（%）	87.89	88.87	89.80
差押（搜索）件数	582	568	1,094

2 医療費の適正化

保険医療機関等から提出されたレセプトの点検を行い、記載内容に疑義がある場合は、審査支払機関に再審査請求を行っている。また、特定健康診査・特定保健指導対象者への受診勧奨も行っている。

30 年度には、「第二期保健事業の実施計画（データヘルス計画）」と「第三期特定健康診査等実施計画」を一体的にまとめた「練馬区国民健康保険データヘルス計画（平成 30 年～ 35 年度）」を策定した。

3 被保険者の資格の適正化

資格取得時において、本来の国民健康保険の適用者であるか（被用者保険加入者やその被扶養者等でないこと）の資格確認に努めている。

●保健事業

1 特定健康診査・特定保健指導

40 歳から 74 歳までの被保険者に対して、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に着目した特定健康診査・特定保健指導を実施している。

【実績】

30 年度

	対象者数（人）	受診者数（人） 終了者数（人）	実施率（%）
特定健康診査	92,037	38,966	42.3
特定保健指導	4,686	879	18.8

2 保養施設

関東近郊の旅館等 11 施設（令和 2 年 4 月 1 日現在）との協定により、被保険者（後期高齢者医療制度加入者も含む。）が割引料金で利用できる。令和元年度は 29 件（延べ 68 人）の利用があった。

(2) 後期高齢者医療制度

【関連文書：「ねりまの後期高齢者医療」練馬区区民部 国保年金課】

高齢者と現役世代の負担、保険制度への責任の明確化・広域化を図ることを目的として、20 年 4 月に老人保健制度から移行した。

●制度の運営

都内 62 区市町村が加入する東京都後期高齢者医療広域連合（広域連合）が運営主体である。

広域連合の事務は資格管理、医療給付、保険料賦課等であり、区の事務は被保険者証等交付、保険料徴収、申請等窓口事務等である。

●被保険者

75 歳以上の人。ただし、65 歳から 74 歳までの一定の障害があり、申請により広域連合から認定を受けた人を含む。なお、生活保護受給者等を除く。

【被保険者数の推移】

各年度末現在

年 度	被保険者数（人）	対前年比（%）
29	80,917	102.6
30	82,976	102.5
元	83,944	101.2

●保険給付の概要

1 一部負担金の割合

病院などの窓口の支払は、外来・入院ともかかった費用の 1 割（現役並み所得の方は 3 割）の定率負担である。

〔後期高齢者医療制度の一部負担金の割合および自己負担限度額〕

負担割合	所得区分		外来	
			（個人ごと）	外来＋入院 （世帯ごと）
3割	現役並み所得Ⅲ 課税所得 690 万円以上		252,600 円＋（10 割分の医療費－842,000 円）×1％ （140,100 円※3）	
	現役並み所得Ⅱ 課税所得 380 万円以上		167,400 円＋（10 割分の医療費－558,000 円）×1％ （93,000 円※3）	
	現役並み所得Ⅰ 課税所得 145 万円以上		80,100 円＋（10 割分の医療費－267,000 円）×1％ （44,400 円※3）	
1割	一般		18,000 円 （144,000 円※2）	57,600 円 （44,400 円※3）
	住民税 非課税等 ※1	区分Ⅱ	8,000 円	24,600 円
		区分Ⅰ		15,000 円

- ※ 1 区分Ⅱ…住民税非課税世帯であり、区分Ⅰに該当しない被保険者
区分Ⅰ…ア. 住民税非課税世帯であり、世帯全員が年金収入
80 万円以下で、その他の所得がない被保険者
イ. 住民税非課税世帯であり、老齢福祉年金を受給
している被保険者
- ※ 2 計算期間 1 年間 (毎年 8 月 1 日～翌年 7 月 31 日) のうち、基
準日時点 (計算期間の末日) で一般区分又は住民税非課税区分
である被保険者について、一般区分又は住民税非課税区分で
あった月の外来の自己負担額 (月間の高額療養費が支給されて
いる場合は支給額を控除した後の額) を合算し、144,000 円
を超える場合に、その超える分を高額療養費 (外来年間合算)
として支給する。
- ※ 3 過去 12 か月間に、高額療養費の支給が 3 回あった場合の 4 回
目以降から適用になる限度額 (多数回該当)。ただし、「外来 (個
人ごと) の限度額」による支給は、多数回該当の回数に含まな
い。なお、現役並み所得の被保険者は、個人の外来のみで「外
来+入院 (世帯ごと)」の限度額に該当した場合も、多数回該
当の回数を含む。

2 療養費の支給

(1) 高額療養費の支給

1 か月間に支払った後期高齢者医療の一部負担
金が自己負担限度額を超えた場合、超えた分につ
いて払戻しを行う。

(2) 療養費の支給

やむを得ず保険証を提示できずに診療を受けた
場合や医師の指示により作成した補装具の代金な
どは、一旦本人が全額を支払い、後日、申請に基づ
き、自己負担分以外の部分について払戻しを行う。

(3) 高額医療・高額介護合算療養費の支給

1 年間に支払った後期高齢者医療の自己負担と
介護保険の利用者負担額の合計額が、世帯の自己
負担限度額を超えた場合、申請により高額医療・
高額介護合算療養費が支給される。

〔高額医療・高額介護合算療養費の自己負担限度額
(毎年 8 月～翌年 7 月の 1 年間)〕

負担割合	所得区分		後期高齢者医療制度+介護保険 世帯単位の自己負担限度額 (年額)
3割	現役並み所得Ⅲ		212万円
	現役並み所得Ⅱ		141万円
	現役並み所得Ⅰ		67万円
1割	一般		56万円
	住民税 非課税等	区分Ⅱ	31万円
		区分Ⅰ	19万円

- (4) 入院時食事療養費
入院したときの食事代から自己負担分 (定額。
低所得者は減額制度あり) を除いた額を、広域連
合が負担する。

3 葬祭費

亡くなった被保険者の葬儀を行った人 (喪主) から
の申請により、7 万円を支給する。
区は申請受付・給付事務を実施する。広域連合の支
給額が 5 万円、区の上乗せ支給額が 2 万円である。
令和元年度は、支給件数 4,079 件、支給額 285,480
千円であった。

●保健事業

1 後期高齢者健康診査

広域連合からの委託に基づき、後期高齢者医療制度
の被保険者に対し健康診査を行う。

2 長寿すこやか歯科健診

76 歳・80 歳 (年度末現在) を対象に歯科健診を行う。

〔実績〕		令和元年度		
		対象者数 (人)	受診者数 (人)	実施率 (%)
後期高齢者健康診査		80,355	44,318	55.2
長寿すこやか歯科健診		12,565	1,005	8.0

●後期高齢者医療保険料

保険料は、被保険者一人ひとりにかかる均等割額と
所得に応じてかかる所得割額からなり (保険料上限あり)、
所得に応じて保険料の軽減を行っている。なお、
保険料は、2 年ごとに広域連合が見直しを行う。
令和元年度の保険料の状況はつぎのとおりである。
・均等割額 (43,300 円) と所得割額「賦課のもと
となる所得金額 (※) × 8.80/100」との合算額 (賦
課限度額: 62 万円)
納付方法は、介護保険料が引かれている年金からの
引き落とし (特別徴収) と、納付書または口座振替に

よる納付（普通徴収）がある。

※賦課のもととなる所得金額：

前年の総所得金額および山林所得金額ならびに株式・長期（短期）譲渡所得金額等の合計から基礎控除額 33 万円を控除した額（ただし、雑損失の繰越控除額は控除しない。）

(3) 国民年金

●国民年金事業の運営

年金制度は、昭和 34 年に「国民年金法」が施行され、36 年 4 月から拠出制の国民年金制度として開始した。

これまでに、人口の高齢化や社会経済状況の変化等に対応するため、基礎年金制度の導入（昭和 61 年 4 月）、20 歳以上学生の強制加入（平成 3 年 4 月）、若年者に対する納付猶予制度の創設（17 年 4 月）、産前産後期間の免除制度の創設（31 年 4 月）など制度改正を行い現在に至っている。

22 年 1 月からは、公的年金に係る一連の運営業務は、主に国から委任・委託を受けた日本年金機構が行い、区では第 1 号被保険者に係る届出事務などを行っている。

●年金加入状況

国民年金は、日本国内に住む 20 歳以上 60 歳未満の外国籍の人を含む全ての人が加入する、国民の基本的な年金制度である。任意加入の仕組みもある。

国民年金の加入は、第 1 号被保険者から第 3 号被保険者までの 3 種類と任意加入被保険者に分かれている。

〔年金に必ず加入する人〕

加入者 種別	年 齢	対象者
第 1 号 被保険者	20 歳以上 60 歳未満	日本国内に住む、第 2 号・第 3 号被保険者以外の人（自営業・学生など）
第 2 号 被保険者	就職時～ 70 歳未満	会社員や公務員などの厚生年金加入者。ただし、65 歳以降は老齢基礎年金の受給権を有しない人のみ
第 3 号 被保険者	20 歳以上 60 歳未満	厚生年金加入者に扶養されている配偶者

〔希望すれば年金に加入できる人（任意加入被保険者）〕

年 齢	対象者
20 歳以上 65 歳未満	海外に住んでいる日本人
60 歳以上 65 歳未満	・ 60 歳になるまでに年金を受けるために必要な期間を満たせなかった人 ・ 年金を受ける資格はあるが年金額を満額に近づけたい人
65 歳以上 70 歳未満 (特例)	昭和 40 年 4 月 1 日以前に生まれた人で、65 歳になるまでに年金を受けるための必要な期間を満たせなかった人（受給できる資格期間を満たすまで）

令和元年度末現在の練馬区の加入者の推移は表のとおりである。

〔国民年金加入者の推移〕 (単位：人) 各年度末現在

年度	第 1 号 被保険者	第 3 号 被保険者	任意加入 被保険者	計
29	99,122	52,136	1,795	153,053
30	98,214	50,816	1,814	150,844
元	98,534	49,504	1,768	149,806

●国民年金保険料

保険料は、将来の現役世代の過重な負担を回避するため保険料水準固定方式がとられている。令和 2 年度の保険料は月額 16,540 円である。

また、保険料には免除制度がある。令和元年度末現在の免除者は表のとおりである。17 年 4 月から 30 歳未満を対象とする若年者納付猶予が、18 年 7 月から申請免除に 4 分の 3 免除と 4 分の 1 免除が加わった。28 年 7 月からは、納付猶予の対象が 50 歳未満に拡大された。

〔免除者の推移〕 (単位：人) 各年度末現在

年度	法定免除	申請免除				学生 納付特例	納付猶予 (※)
		全額	3/4	半額	1/4		
29	7,657	9,323	859	573	321	11,959	2,798
30	7,824	9,356	845	557	333	12,249	2,783
元	7,923	10,158	903	668	386	12,175	2,883

※：28 年 6 月以前は若年者納付猶予

●年金等の給付

国民年金の給付には、被保険者本人に支給される老齢基礎年金、障害基礎年金と条件により遺族に支給される遺族基礎年金、寡婦年金、死亡一時金がある。このほかに、昭和 61 年 4 月の基礎年金制度導入以前の旧「国民年金法」に基づく老齢年金、通算老齢年金、障害年金、母子年金、遺児年金および国民年金制度創設時にすでに高齢だった人に支給する老齢福祉年金が

ある。これらの年金の一部には、所得制限や他の年金との併給制限が定められているものがある。

なお、29 年 8 月からは老齢基礎年金などを受けるために必要な期間（保険料納付済などの期間）が 25 年から 10 年に短縮された。

1 受給権者

令和元年度末現在の受給権者数は、つぎの表のとおりである。今後、期間満了者が老齢基礎年金を受給することとなり、年金受給権者は年々増加していくものと思われる。

〔老齢年金等受給権者の推移〕（単位：人） 各年度末現在

年度	老齢基礎	障害基礎	遺族基礎	旧老齢	通算老齢	旧障害	寡婦	老齢福祉	死亡一時金
29	139,763	8,671	964	2,352	2,304	153	46	9	93
30	141,809	8,920	965	2,031	1,994	147	52	9	80
元	143,675	9,155	948	1,765	1,697	140	49	9	108

注：死亡一時金については、各前年度中の受給者数

2 年金額

16 年の年金改定によって、年金額の改定方法は保険料水準の範囲内で給付を行うことを基本とし、少子化等の社会経済情勢の変動に応じて給付水準を自動的に調整する仕組みが組み込まれることになった。

〔年金額の推移〕（単位：円）

年度	老 齢 年 金				障害基礎年金 障害年金	遺族基礎年金 (子一人) 遺族年金
	福 祉	基 礎	抛 出 (10年)	抛 出 (5 年)		
29	399,300 313,200	779,300	473,400	403,000	974,125 779,300	1,003,600
30	399,300 313,200	779,300	473,400	403,000	974,125 779,300	1,003,600
元	399,700 313,300	780,100	473,820	403,400	975,125 780,100	1,004,600
2	400,500 313,600	781,700	474,900	404,200	977,125 781,700	1,006,600

注：①老齢年金の福祉の上段金額は全部支給額、下段金額は一部支給額
②障害基礎年金・障害年金の上段金額は 1 級障害、下段金額は 2 級障害
③老齢基礎年金の年金額は満額を記載しており、各人の年金額は保険料納付月数等により異なる。

●練馬年金事務所

区内に所在する会社、工場、商店などの事業所および国民年金加入者等を管轄し、健康保険、厚生年金保険、国民年金、子ども・子育て拠出金の各制度についての業務を行っている。

なお、昭和 63 年 4 月から全ての法人事業所の従業員は、健康保険と厚生年金保険に加入することが義務付けられ、制度の安定が図られている。

1 健康保険

事業所に働いている役員および従業員を被保険者とする、被保険者およびその被扶養者のための医療保険制度であり、資格、徴収の業務を行っている。

なお、保険給付に関する業務については、20 年 10 月より全国健康保険協会で行っている。

〔健康保険（協会管掌）の状況〕 令和元年度末現在

区 分	状 況
事業所数	11,125 件
被保険者数	49,476 人
平均標準報酬月額	330,570 円

資料：練馬年金事務所

2 厚生年金保険

事業所に働いている役員および従業員を被保険者として、被保険者あるいは被保険者であった人などに、年金や一時金を給付することにより生活の安定を図る制度であり、資格、給付、徴収の業務を行っている。

〔厚生年金保険の状況〕 令和元年度末現在

区 分	状 況
事業所数	11,713 件
被保険者数	72,632 人
平均標準報酬月額	325,389 円

資料：練馬年金事務所

3 国民年金

取扱い業務のうち、区役所においては第 3 号被保険者に係る届出以外の諸届書等の窓口業務を、年金事務所では諸届書等について承認、裁定等を行っている。（国民年金事業の概要等については 69 ページ（3）国民年金を参照）

4 子ども・子育て拠出金

家庭生活の安定のため、児童を養育している父母等に児童手当を支給している。取扱い業務のうち、区役所においては支給業務を、年金事務所では事業主からの拠出金の徴収業務を行っている。



6 区内の公共機関



(1) 警察

練馬、光が丘、石神井の3警察署が管轄している。

令和元年中の犯罪発生件数は全体で4,570件で、前年に比べて31件、0.7%増加した。

窃盗は、全体の74.1%を占めている。うち侵入窃盗は前年より85件、44.7%増加した。一方、非侵入窃盗は、窃盗全体の91.9%を占め、前年に比べ83件、2.6%減少した。

中でも、自転車・バイクの盗難被害は2,018件で、1日平均5.5件発生した。

〔罪種別 認知件数〕 (単位：件) 令和元年

罪種別	練馬警察署	光が丘警察署	石神井警察署	合 計
計	12	4	1	17
凶悪犯				
殺人	2	1	0	3
強盗	5	0	0	5
放火	1	2	1	4
その他	4	1	0	5
粗暴犯				
計	74	55	90	219
暴行・傷害	68	48	81	197
脅迫・恐喝	6	7	9	22
窃盗犯				
計	1,131	1,035	1,219	3,385
侵入窃盗	78	64	133	275
非侵入窃盗	1,053	971	1,086	3,110
うち) オートバイク・自転車盗	673	638	707	2,018
知能犯				
計	105	60	93	258
詐欺	103	53	91	247
その他	2	7	2	11
風俗犯				
計	16	7	9	32
強制わいせつ	14	5	8	27
その他	2	2	1	5
その他の刑法犯	196	157	306	659
合 計	1,534	1,318	1,718	4,570

資料：警視庁刑事部刑事総務課

(2) 消防

練馬（平和台・貫井）、光が丘（北町）、石神井（関町・大泉・大泉学園・石神井公園）の3消防署（7出張所）が管轄している。

令和元年中の火災件数は、141件で前年に比べ15

件増加し、焼損床面積は671㎡で441㎡増加し、焼死者は7人で前年と同数であった。

火災原因は、電気関係が26件（約18%）で第1位、ガス関係が21件（約15%）で第2位、たばこが19件（約13%）で第3位となっている。

救急件数は35,907件で1,524件増加した。

〔消防署別の消防力〕 (単位：台) 令和元年（速報値）

消防力	消防署	練馬	光が丘	石神井	計
ポンプ車		5	4	8	17
化学車		1	0	0	1
はしご車		1	1	1	3
救急車		3	2	5	10
特別救助車		1	0	1	2
指揮隊車		1	1	1	3
水槽車		1	0	0	1
その他の車		8	8	8	24
計		21	16	24	61

〔火災出場件数〕 令和元年（速報値）

区分	消防署	練馬	光が丘	石神井	計
火災件数(件)		45	44	52	141
り災棟数(棟)		45	35	46	126
り災世帯(世帯)		42	34	43	119
焼損面積(㎡)		290	130	251	671
死 傷 者(人)		3	0	4	7
負 傷 者(人)		13	4	15	32

〔救急出場件数〕 (単位：件) 令和元年（速報値）

種別	消防署	練馬	光が丘	石神井	計
急 病		7,495	5,746	10,966	24,207
交通事故		566	596	935	2,097
一般負傷		1,894	1,471	2,823	6,188
転院搬送		438	760	846	2,044
そ の 他		416	311	644	1,371
計		10,809	8,884	16,214	35,907

〔救助出場件数〕 (単位：件) 令和元年（速報値）

種別	消防署	練馬	光が丘	石神井	計
救 助 活 動		361	250	530	1,141
緊急確認		149	94	135	378
危険排除		66	48	95	209
計		576	392	760	1,728

資料：練馬消防署、光が丘消防署、石神井消防署

第1章

子どもたちの笑顔輝くまち

- | | | | | | |
|----|--------------------|----|----|--------------------|----|
| 10 | 教育・子育てに関する施策の方針と計画 | 74 | 14 | 教育の質の向上 | 84 |
| 11 | 幼児教育・保育サービスの充実 | 76 | 15 | 家庭や地域と連携した教育の推進 | 88 |
| 12 | 子どもと子育て家庭を地域で支える | 79 | 16 | 支援が必要な子どもたちへの取組の充実 | 93 |
| 13 | 子どもの居場所と成長環境の充実 | 82 | | | |



政策提言案を議論する子ども議員（練馬子ども議会）



10 教育・子育てに関する施策の方針と計画



【関連文書：「練馬区教育要覧」練馬区教育委員会】

(1) 練馬区総合教育会議による教育・子育て行政のさらなる活性化

●練馬区総合教育会議と「練馬区教育・子育て大綱」

1 「練馬区教育・子育て大綱」策定の背景

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正に伴い、区長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、区の教育の課題やあるべき姿を共有しながら、民意を反映した教育行政を推進していくため、27年4月に練馬区総合教育会議を設置した。

本会議において、教育および子育て施策の方針となる「練馬区教育・子育て大綱」を28年2月に策定した。大綱は『ビジョン』を踏まえ、教育と子育ての各分野の施策の方向性等を体系的に取りまとめたものとなっている。

対象期間はおおむね5年間とし、必要に応じて見直しを行う。策定に当たっては、区民意見反映制度による意見の反映に努めた。

2 各分野の目標と重点施策

子どもの健やかな成長と子育ての総合的な施策を推進するため、各分野における目標と6つの取組の視点に基づき15の重点施策を定めた。

目標と取組は以下のとおりである。

(1) 教育分野の目標

「夢や目標を持ち困難を乗り越える力を備えた子どもたちの育成」

〔取組の視点〕

- ① 教育の質の向上
- ② 家庭や地域と連携した教育の推進
- ③ 支援が必要な子どもたちへの取組の充実

(2) 子育て分野の目標

「安心して子どもを産み育てられ、子どもたちが健やかに成長できる環境の整備」

〔取組の視点〕

- ① 子どもと子育て家庭の支援の充実
- ② 幼児教育・保育サービスの充実
- ③ 子どもの居場所と成長環境の充実

(2) 練馬区教育振興基本計画

●練馬区教育振興基本計画

教育委員会では今後の区が目指す教育の姿を明らかにし、教育の振興に関する施策を総合的・計画的に進めるため、24年5月に「練馬区教育振興基本計画」を策定した。

計画期間は24年度から令和3年度までの10年間で、おおむね5年経過時点を目途に必要な見直しを行うこととしており、30年3月、教育施策をめぐる状況の変化を踏まえ、構成と内容を改定した。

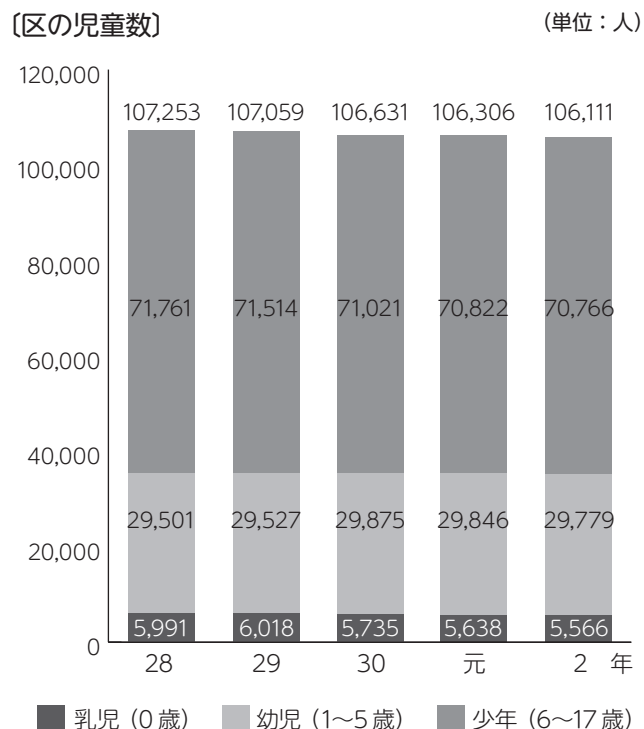
改定に当たっては、『ビジョン』と大綱に示されている目標や方向性を前提とした。

(3) 練馬区子ども・子育て支援事業計画

●練馬区子ども・子育て支援事業計画

1 計画策定の背景

各年4月1日現在の区の児童数の推移は、下記のとおりである。



区の児童数は微減に留まるものの、令和元年度の日本全体の出生数は約86万人と過去最低を記録し、少子化は確実に進行している。一方で、女性の就業率の向上等の影響により、保育需要は年々増加している。

27 年 4 月、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくため、国は「子ども・子育て支援法」に基づく「子ども・子育て支援新制度」を本格施行した。令和元年 10 月からは少子化の進行ならびに幼児期の教育および保育の重要性に鑑み、幼児教育・保育の無償化が実施された。

区は、「子ども・子育て支援法」に基づく法定計画として、令和元年度に、「第 2 期 練馬区子ども・子育て支援事業計画（令和 2 年度～令和 6 年度）」を策定した。

計画は、『ビジョン』を上位計画とする子ども・子育て分野の個別計画として位置づけられ、策定に当たっては、区民へのニーズ調査を実施するとともに、「練馬区子ども・子育て会議」での意見や区民意見反映制度による意見の反映に努めている。

2 計画の基本目標

『ビジョン』で示された区の基本的な施策の方向性を踏まえ、「安心して子どもを産み育てられ、子どもたちが健やかに成長できる環境を整えます」という基本目標を設定した。

この基本目標を達成するため、「子どもと子育て家庭の支援の充実」「子どもの教育・保育の充実」「子どもの成長環境の充実」「支援を必要とする子どもや家庭への取組」の 4 つの基本方針を定めるとともに、それぞれの基本方針に対応した分野には、重点取組を定めた。この計画に沿って、さまざまな事業を展開し、子どもの成長と子育ての総合的な支援を推進する。

11 幼児教育・保育サービスの充実

【関連文書：「練馬区教育要覧」練馬区教育委員会】

(1) 就学前の子どもの成長を支える

●区立保育所・私立保育所

保育所は、保護者が就労・病気等のため、家庭で十分な保育が受けられない児童を保護者に代わって保育する施設である。令和2年4月現在、区には区立保育所60所と私立保育所121所（うち分園5所）がある。

区は、さまざまな保育サービスに対応するために保育内容の充実や、待機児童の解消に向けた保育所の新設、定員の拡大に努めている。

1 乳児保育

区立保育所では、昭和62年4月に、生まれた日を含めて58日目からの産休明け保育を開始した。令和2年4月1日現在15所で実施している。また、23所で101日目から、13所で8か月以上の乳児を受け入れている。

私立保育所では、106所（うち分園2所）で生まれた日を含めて58日目から、1所で101日目から、7所で6か月以上の乳児を受け入れている。

2 障害児保育

区立保育所では原則として、中・軽度の障害のある児童を受け入れ、統合保育を行っている。また、私立保育所でも園の状況に応じて受入れを行っている。令和2年4月1日現在、区立保育所59所に159人、私立保育所58所（うち分園1所）に93人が在園している。

3 延長保育

満1歳以上の児童については、全保育所で午前7時30分から午後6時30分（一部私立保育所では時間帯が異なる。）まで保育する。

さらに、保護者の就労等の事情に対応するため、下表のとおり延長保育を実施している。

【延長保育実施状況】

令和2年4月1日現在

区 分	区 立	私 立
(利用児童数)	(415 人)	(784 人)
朝 30 分	22 所	32 所
朝 1 時間	—	1 所
夕方 30 分	—	2 所
夕方 1 時間	10 所	21 所
夕方 1 時間 30 分	—	7 所
夕方 2 時間	22 所	83 所
夕方 2 時間 30 分	—	3 所

また、16年4月から、延長保育利用定員の空きを活用した、一日単位の延長保育スポット利用を実施している。令和元年度は、区立保育所30所で延べ8,818人の利用があった。

4 年末保育

保護者の多様な就労形態に対応するため13年度から開始した。12月29・30日において午前7時30分から午後6時30分まで保育する。令和元年度は、区立保育所7所、私立保育所2所で実施し、延べ87人（区立は83人、私立は4人）の利用があった。

5 休日保育

認可保育所が休みとなる日曜日と祝休日（12月29日から1月3日を除く。）に、就労のため保育を必要とする保護者に代わって児童を保育する事業である。対象は、区の認可保育所に在園する満1歳以上の児童である。

18年4月から1所、10月から3所、27年4月から1所、令和2年4月から2所の区立保育所計7所で実施している。令和元年度は延べ2,614人の利用があった。

●地域型保育事業

1 家庭的保育事業（保育ママ）

保育士や幼稚園教諭などの資格を持つ、練馬区認定の家庭的保育者（保育ママ）が、自宅の一部等を使って家庭的な雰囲気の中で保育をする事業である。対象は、生まれた日を含めて58日以上3歳未満の児童で、令和2年4月1日現在、53人の家庭的保育者が保育を行っている。

2 小規模保育事業

6～19人までの乳幼児を保育する民間の保育施設で、区の基準に基づく認可事業である。保育従事者の保育士有資格者割合が10割の施設は小規模保育事業

A型、6割以上の施設は小規模保育事業B型、家庭的保育者が保育を行う施設は小規模保育事業C型に分類される。

令和2年4月1日現在、A型40所、B型6所、C型1所が開設されている。

3 事業所内保育事業

事業所が主体となって、その事業所の従業員の児童を対象に開設した保育所に、地域枠としてその地域で保育が必要な児童も一緒に保育する事業である。

対象は、生まれた日を含めて58日以上3歳未満の児童で、令和2年4月1日現在、2所が開設されている。

4 居宅訪問型保育事業

児童の自宅に居宅訪問型保育者を派遣し、1対1の保育を提供する事業である。障害や疾病等により医療的ケアが必要で、集団保育が著しく困難である児童を対象とした障害児向けと、認可保育所等の入園が保留となっている児童を対象とした待機児童向けがある。

令和2年4月1日現在、24人が利用している。

●その他の保育制度

1 認証保育所

大都市の多様化する保育ニーズに対応するため、都が独自の基準を満たす施設を認証し、区が運営費を助成している。また、保護者に保育料の一部助成を行っている。令和2年4月1日現在、16所が開設されている。

2 短期特例保育

保護者の出産、入院、家族の疾病などの理由により、一時的に保育を必要とする場合に、保育員または定員に欠員のある保育施設で児童を保育する制度である。

令和2年4月1日現在、保育員または、認証保育所、区立保育所、私立保育所、小規模保育事業および事業所内保育事業で定員に欠員がある施設にて実施している。令和元年度は110人、延べ1,951日の保育を行った。

3 一時預かり

保護者の育児疲れ解消、急病や出産などさまざまな理由で一時的に子どもを預けたいときに、保育所の専用保育室などで預かる制度である。

私立保育所においては、令和2年4月1日現在29所で実施している。令和元年度は29所で延べ4,211人の利用があった。

区立保育所においては、2所で実施している。令和元年度は2所で延べ2,407人の利用があった。

4 病児・病後児保育

病児・病後児保育は、病気の回復期にある児童や、病気の回復期に至らないが、当面急変の恐れのない児

童を一時的に保育する事業である。

令和2年4月1日現在、病児・病後児保育は8所で実施している。令和元年度は、延べ8,046人の利用があった。

●待機児童の解消を目指して

令和元年度は700人以上の定員枠を拡大した。当初計画を上回る定員枠を確保し、令和2年4月1日現在、待機児童は11人となった。無償化による需要増の見込みも含め、令和3年4月までに新たな認可保育所を9所整備し、410人の定員枠を拡大するとともに、地域や年齢に応じた重点的な対策を総合的に実施する。

【保育所数・児童定員・待機児童数の推移】

各年4月1日現在

年次	保育所数(所)			児童定員(人)			待機児童(人)
	区立	私立	合計	区立	私立	合計	
27	60	65	125	6,596	5,285	11,881	176
28	60	75	135	6,621	6,120	12,741	166
29	60	79	139	6,715	6,586	13,301	48
30	60	89	149	6,763	7,124	13,887	79
元	60	105	165	6,769	7,991	14,760	14
2	60	121	181	6,808	8,793	15,601	11

●私立保育所等への助成の充実

私立保育所等の誘致を進めるに当たり、国および都の補助金を活用して、保育事業者へ施設整備や運営に対する財政的な援助を行っている。

●幼稚園の現況

幼児期は、心身の発達の基礎を培う重要な時期である。

近年は、幼児を取り巻く家庭環境も大きく変わってきており、幼稚園の果たす役割はますます大きくなっている。

区ではこれまで私立幼稚園と公立幼稚園における保護者負担の格差是正を目的に入園料と保育料の助成を行ってきた。令和元年10月の幼児教育・保育無償化に伴い、公立幼稚園の利用者負担額が0円となったのをはじめ、私立幼稚園の保育料等に対する区独自の補助金などにより、幼稚園への利用促進を図っている。

また、私立幼稚園に対しては、教育環境整備への補助等を行い、幼児教育の一層の充実を図っている。

全ての私立幼稚園では、保育が必要な在園児を対象とした、幼稚園教育時間の前後に、園内での預かり保育を実施している。

区立幼稚園は、北大泉、光が丘むらさきおよび光が丘さくらの3園があり、4・5歳児を対象とした2年保育を実施している。30年4月からは、在園児を対象と

した幼稚園教育時間後の預かり保育を実施している。

このほか、30 年 4 月から、待機児童対策の一環として、区立幼稚園の余裕教室を活用した 3 歳児 1 年保育を実施している。

〔区内の幼稚園・保育所の入園（入所）状況〕

		幼児数・幼稚園児数 保育所入所者数		令和 2 年 5 月 1 日現在 令和 2 年 4 月 1 日現在	
区 分		3歳児 人 (%)	4歳児 人 (%)	5歳児 人 (%)	計 人 (%)
幼 児		6,056 (100)	5,943 (100)	6,145 (100)	18,144 (100)
幼稚園 児数	区立3園	—	96 (1.6)	139 (2.3)	235 (1.3)
	私立38園	2,755 (45.5)	2,906 (48.9)	3,035 (49.4)	8,696 (47.9)
	計	2,755 (45.5)	3,002 (50.5)	3,174 (51.7)	8,931 (49.2)
区立・私立保育所 入所者数 計		2,931	2,750	2,667	8,348
幼稚園・保育所 合 計		5,686	5,752	5,841	17,279

●練馬こども園

区では、これまで以上に教育と保育を充実させ、子どもの教育や保育について保護者の選択の幅が広がるよう、つぎの 3 つの取組を行う私立幼稚園を区独自の幼保一元化施設「練馬こども園」として認定している。

令和 2 年 4 月 1 日現在、認定園 19 園、定員 1,429 人となっている。

練馬こども園が 3 歳児以降の保育の受け皿となることで、待機児童解消に貢献するとともに、園児確保につながっている。

1 長時間の預かり保育

通年（夏・冬・春休み含む）で 9 時間から 11 時間の預かり保育や 0 ～ 2 歳児の預かり保育を実施している。

2 認証保育所等との提携

主に 2 歳児までを対象とする認証保育所や小規模保育事業者などとの間で、卒園児受入れに関する提携に努めている。

3 教育・保育の質の更なる向上

幼稚園と保育所の間での職員交流や合同研修への参加などを実施している。



12 子どもと子育て家庭を地域で支える



【関連文書：「練馬区教育要覧」練馬区教育委員会】

(1) 地域で子育てを支える

●相談支援体制

1 すくすくアドバイザー

妊娠期を含めた子育てに関する『なんでも相談』を受け付け、地域の子育て支援サービスを円滑に利用できるように情報提供を行っている。また、必要に応じて関係機関への橋渡しを行っている。

区役所内、練馬子ども家庭支援センター練馬駅北分室および光が丘・大泉・関子ども家庭支援センターに配置しており、令和元年度は5,495件の相談があった。

2 子どもと家庭の総合相談

練馬・関・光が丘・貫井・大泉子ども家庭支援センターでは、子どもと家庭に関するあらゆる相談を受け付け、内容に応じた専門機関やサービスの紹介・調整を行っている。

令和元年度は6,589件の相談があった。(虐待に関する相談714件、養育に関する相談1,402件、不登校に関する相談137件、育児しつけ等の相談〔児童相談所等の問合せ含む。〕4,336件)

●親子で交流できる場

1 子育てのひろば ぴよぴよ

0～3歳の乳幼児とその保護者が自由に遊び、交流できるひろば事業である。各ひろばでは、人形劇などの催しを行っているほか、子育て相談も受け付けている。

練馬・光が丘・貫井・大泉・関子ども家庭支援センター、西大泉ぴよぴよ、光が丘・北大泉児童館ぴよぴよおよび田柄・春日町南・立野地区区民館ぴよぴよで実施しており、令和元年度は延186,651人の利用があった。

2 民設子育てのひろば

NPO法人などの民間団体が運営する子育てのひろばで、令和元年度は、延80,814人の利用があった。

3 学童クラブ室活用型子育て支援事業 にこにこ

学童クラブ在籍児童のいない午前中の時間帯などを活用して、学童クラブ室を、子育て中の親子や子育てグループの交流の場として週2～4回開放している。開放の形態には、つぎの2種類がある。

(1) 子育て家庭集いの場（個人利用）

0～3歳の乳幼児とその保護者を対象として、自由に来所し、楽しく遊び、語らう場として学童

クラブ室を開放している。令和元年度は76か所で実施し、延べ29,008人の利用があった。

(2) 子育てグループ活動の場（団体利用）

子育てグループを対象に、児童館内の学童クラブ室を貸し出す事業である（予約制）。17児童館のうち学童クラブがある13館全てと、厚生文化会館の計14施設で実施している。令和元年度は延べ57団体への貸出しを行った。

4 外遊び型子育てのひろば おひさまぴよぴよ

0～3歳の乳幼児と保護者が自由に外遊びを楽しめる場である。元年度は豊玉公園、光が丘公園、井頭の森緑地、立野公園、石神井公園、大泉中央公園、中村かしわ公園で実施し、延べ22,504人の親子が参加した。令和元年度より相談員を配置し、子育てに関するさまざまな相談に応じている。

●多様な子育て支援事業

1 子育てスタート応援券

産後の保護者の不安や負担を軽減し、育児をスムーズに始めてもらえるように、つぎのサービスに利用できる応援券を8枚交付している。

【利用できるサービス】

令和元年度

サービス名	利用実績
育児支援ヘルパー事業	延べ738枚（時間）
助産師ケア事業（乳房ケアなど）	延べ3,945枚（件）
産科医療機関実施事業	延べ321枚（件）
子育て支援講座	延べ108枚（件）
ファミリーサポート事業	延べ2,135枚（時間）
乳幼児一時預かり事業	延べ6,306枚（単位（※））

※：1単位は3時間

2 育児支援ヘルパー事業

産前産後の体調不良等により、家事支援を必要とする家庭に、日常的な掃除・洗濯・食事の支度等を支援するヘルパーを派遣している。利用期間は、妊娠期から2歳になる月の末日までで、原則36時間まで利用できる。令和元年度は、延1,662時間の利用があった。

3 ファミリーサポート（育児支えあい）事業

区が実施する講習を修了した有償ボランティア（援助会員）が、利用会員登録した区民の子どもを預かる育児支えあい事業。令和元年度末現在の会員数は、利用会員8,541人、援助会員270人、両方に登録している両方会員が14名だった。

4 子どもショートステイ・トワイライトステイ事業

保護者の疾病、出産による入院や就労等により、家庭で養育することが困難な時につぎの施設で一時的に養育する事業である。

(1) 子どもショートステイ（短期入所）事業

月6泊まで利用できる。なお、乳児院では、宿泊を伴わない日帰り利用を実施している。元年度は、延1,322人の宿泊利用と延26人の日帰り利用があった。

【実施施設（対象年齢）】

聖オディリアホーム乳児院（生後2か月～2歳未満）

陽だまり荘（2歳～小学6年生）

東京都石神井学園（2歳～18歳未満）

(2) 子どもトワイライトステイ（夜間一時保育）事業

午後5時から午後10時までの夜間一時保育事業。元年度は、延790人の利用があった。

【実施施設（対象年齢）】

練馬びよびよ（ひろば室）・光が丘びよびよ（一時預かり室）〔2歳～小学6年生〕

東京都石神井学園〔2歳～18歳未満〕

5 要支援家庭ショートステイ事業

児童に関わる関係機関で構成する練馬区要保護児童対策地域協議会で支援が必要と判断された家庭に対し、養育状況の改善を図るため、生後2か月から小学校6年生までの児童を最大14日間、施設で養育するとともに、保護者への支援を行っている。

陽だまり荘は、令和元年度は延べ125人の利用があった。なお、聖オディリアホーム乳児院は、31年4月から開始し、延べ42人の利用があった。

6 乳幼児一時預かり事業

保護者のリフレッシュのためなど、理由を問わず生後6か月以上の未就学児を預かる一時預かり事業である。練馬・光が丘・貫井・大泉・関びよびよで実施しており、元年度は、延24,727人の利用があった。

7 外遊びの場の提供事業

公園の樹木や土、水などの自然と触れ合いながら子どもと保護者が自由に遊べる場として、光が丘公園をはじめ、区内の公園などで実施している。

令和元年度は146回実施し、延べ16,125人の参加があった。

また、モデル事業として、3歳から就学前児童の親子が自然豊かな憩いの森や大規模公園の中を移動しながら遊ぶ移動型の外遊びの場事業を実施した。令和元年度は、西本村憩いの森と石神井公園で実施し、令和2年度から本格実施する。

8 子育て支援啓発講座

育児の悩みを抱えがちな親を対象に、ファシリテー

ターと呼ばれる進行役とともに、それぞれの悩みを話しながら子育てのノウハウとともに学ぶ講座（ノーバディーズ・パーフェクト）を実施している。

令和元年度は全6回の連続講座を4回実施し、42人が受講した。

9 練馬こどもカフェ

令和元年6月から、在宅で子育てをしている世帯に向け、民間カフェと協働し、保護者が交流したり、子どもと一緒にリラックスできる場を提供するとともに、幼稚園や保育事業者の協力を得て子育て支援講座などを実施する「練馬こどもカフェ」を開始した。

令和元年度は3か所で全40回開催し、親子延べ171組が参加した。

●区立保育所子育て支援事業

地域に開かれた保育所としての機能を拡充するため、全区立保育所でつぎの事業を行っている。

1 子育て相談

園長や栄養士、看護師が、専門知識や保育所での経験を基に子育てに関する相談に応じている。

令和元年度は4,965件（うち電話相談は454件）の相談があった。

2 地域交流事業

季節の行事や園庭開放、園児と一緒に給食を食べる「ふれあい給食」などの事業を各保育所で実施している。また、児童館や保健相談所と協力し、親子で楽しく遊んだり、子育てに関する相談が気軽にできるイベント「子育ての輪」を令和元年度まで毎年11月に石神井と光が丘で開催した。

元年度は2,014事業12,036人の参加があった。

●練馬こどもまつり

子どもたちに楽しい遊びを伝えること、親と子の交流の場を提供すること等を目的として、「児童福祉週間」にちなみ、原則として毎年5月の第2土曜日に光が丘公園と石神井公園の2か所で開催している。それぞれの会場では木工作やスタンプラリー、スポーツ体験会などが行われ、ステージでは、歌やダンスなどが披露される。

令和元年度は5月11日に開催し、当日の来場者は延べ54,900人であった。



〔第37回練馬こどもまつり ポスター〕

(2) 手当・助成

●児童手当等の支給

児童の健全な育成と福祉の向上を目的に、各種手当の支給ならびに子どもおよびひとり親家庭等の医療費の助成を行っている。

なお、子ども医療費の助成と第3子誕生祝金を除き、それぞれの手当等には一定の所得制限がある。

1 児童手当

中学校3年生までの児童を養育している保護者に対して支給している。令和元年度末現在の支給児童数は、79,903人である。支給月額はずぎのとおりである。

[子ども一人当たり支給額] (単位：円) 令和元年度末現在

対象		金額
0～3歳未満（一律）		15,000
3歳～小学生	第1子・第2子	10,000
	第3子以降	15,000
中学生（一律）		10,000
所得超過世帯（一律）		5,000

2 児童育成手当

(1) 育成手当

死亡、離婚、未婚、遺棄等により父または母がいないか、父または母に重度の障害があり、18歳に達した日の属する年度の末日までの児童を扶養する保護者に支給している。ただし、児童が施設に入所しているときなどは支給されない。

支給月額は児童1人につき13,500円、令和元年度末現在の支給児童数は7,082人である。

(2) 障害手当

心身に一定程度の障害のある20歳未満の児童を扶養する保護者に支給している。支給月額は児童1人につき15,500円、令和元年度末現在の支給児童数は446人である。

3 第3子誕生祝金

区に1年以上在住している保護者を対象に、第3子以降の子どもが誕生した場合、新生児1人につき20万円を支給している。令和元年度は632人に支給した。

4 児童扶養手当

死亡、離婚、未婚、遺棄等により父または母がいないか、父または母に重度の障害があり、18歳に達した日の属する年度の末日までの児童を扶養する保護者に支給している。ただし、児童が施設に入所しているときなどは支給されない。

支給月額は、受給者本人の所得が一定所得以上のとき、所得金額に応じて支給制限を受ける。なお、28年度から29年度にかけての制度改正後は、児童2人目

以降の加算額を増額する一方、加算額を毎年見直すため物価スライド制が導入された。また、1人目と同様に児童2人目以降の加算額も所得に応じて支給額が定まる。

児童1人の場合の令和元年度末現在の支給月額は、全額支給は42,910円（一部支給は42,900円～10,120円）、児童2人の場合10,140円（一部支給は10,130円～5,070円）加算、3人目以降は1人につき6,080円（一部支給は6,070円～3,040円）加算となる。令和元年度末現在の支給児童数は、5,318人である。

5 特別児童扶養手当

重度の障害、または中度の障害のある20歳未満の児童を扶養する保護者に支給している。ただし、児童が施設に入所しているときなどは支給されない。

令和元年度末現在の支給月額は、1人につき重度障害児は52,200円、中度障害児は34,770円、令和元年度末現在の支給児童数は合わせて595人である。

6 子ども医療費助成

乳幼児を対象に乳幼児医療証、小・中学生を対象に子ども医療証を交付して、健康保険の一部負担金と入院時食事療養費標準負担額を助成している。

令和元年度末現在の対象人数は乳幼児医療証が40,864人、子ども医療証が51,718人、合計92,582人である。

7 ひとり親家庭等の医療費助成

母子家庭、父子家庭、両親がいない児童等を扶養する保護者に医療証を交付し、健康保険の一部負担金を助成している。令和元年度末現在の対象人員は、3,194世帯、4,566人である。

13 子どもの居場所と成長環境の充実

【関連文書：「練馬区教育要覧」練馬区教育委員会】

(1) 学童期の子どもの成長を支える

●学童クラブ

学童クラブは、保護者の就労等により保育を必要とする小学校に在籍する児童の健全育成を図る施設である。令和元年度末現在、89の区立学童クラブを開設している。

内訳は、70学童クラブ（児童館・厚生文化会館・地区区民館内26、小学校内31、単独13）と19ねりっこ学童クラブ（ねりっこ学童クラブの詳細は、本ページ右側の「練馬型放課後児童対策事業『ねりっこクラブ』」を参照）となっている。

昭和57年度から軽・中度障害児も受け入れており、令和元年度末現在、77クラブに172人（うち、ねりっこ学童クラブでは19クラブに49人）が在籍している。

また、27年度から一部の学童クラブでは、高学年（小学校4～6年生）の受入れを行っている。

1 保育日

月～土曜日（国民の祝日、12月29日～1月3日を除く。）

2 保育時間

- (1) 月～金曜日：放課後～午後6時（夏休み等の学校休業日は午前9時～午後6時）
- (2) 土曜日：午前9時～午後5時

注：令和元年度末現在、区立委託学童クラブ（27）および、ねりっこ学童クラブ（19）では、朝（午前8時から）と夕方（午後7時まで）の延長保育を実施している（有料）。

●学校応援団

PTAや町会・自治会などの地域住民からなる「学校応援団」は、小学校の児童および地域のために学校施設を有効活用し、「児童放課後等居場所づくり（ひろば）事業」や「学校開放事業」を行っている。地域の人の知識や経験を活かした企画・運営をする点に特色がある。

16年度から事業を開始し、23年3月末までに全小学校65校に設置した。

地域の人材を活用した地域教育資源活用事業や学校施設を活用した学校施設活用事業を実施している学校もある。

ひろば事業では、児童は放課後帰宅せずにそのまま、学校の校庭、図書室、体育館、ひろば室などで、自主遊びや宿題、読書などをすることができる。

●練馬型放課後児童対策事業「ねりっこクラブ」

ねりっこクラブは、小学校の施設を活用して、「学童クラブ」と「学校応援団ひろば事業」のそれぞれの機能や特色を維持しながら、事業運営を一体的に行うものである。

保育を必要とする児童を対象とした「ねりっこ学童クラブ」と、実施校の児童なら誰でも利用できる「ねりっこひろば」があり、児童の成長などに合わせて選択することができる。

28年度より開始した事業で、令和元年度は新規に6校実施し、19校となった。また、令和2年度は8校開始する。

〔令和元年度開始校〕

豊玉東小／開進第三小／田柄小／光が丘第八小／石神井台小／上石神井小

〔令和2年度開始校〕

仲町小／練馬小／光が丘春の風小／光が丘秋の陽小／石神井東小／大泉第三小／大泉学園緑小／八坂小

●夏休み居場所づくり事業

夏休み期間における子どもたちの安全な居場所づくりや学童クラブの待機児童対策等として、学校応援団ひろば室を活用して児童の見守りを行っている。

〔夏休み居場所づくり事業実施状況〕

（単位：校）

年度	29	30	元
実施校数	8	7	10

●放課後児童等の広場（民間学童保育）事業

NPO法人その他の団体が実施する子育て支援事業で、区の基準を満たしている場合に、区が運営費等の一部を助成する。令和元年度末現在、13所で運営されている。

1 放課後児童の広場

放課後の保育を必要とする小学生を対象に、放課後や学校休業日の居場所を提供し、健全育成を図る。

2 子育ての広場

乳幼児を持つ親子が気軽に集い、交流できる場を提供する。

3 乳幼児の一時預かり

保護者の代わりに乳幼児を一時的に預かり保育する。

●児童館（室）

幼児・小学生などの健全育成を図るため、「室内遊

び場」として児童館（室）を設置している。

令和元年度末現在、児童館等の施設は児童館 17 所、厚生文化会館児童室 1 所、地区区民館 22 所である。

令和元年度は、1 日平均で 1 館（室）当たり 91 人の児童が利用した。

〔児童館（室）利用状況の推移〕 (単位：人)

館名	年度	29	30	元
(児童館)				
栄 町		32,072	33,125	26,340
中 村		54,282	54,275	49,874
平 和 台		42,849	40,489	37,204
春 日 町		29,393	30,258	31,218
北 町		31,672	30,978	28,837
光 が 丘		50,977	51,217	48,014
光が丘なかよし		85,001	84,496	66,068
土 支 田		35,297	36,886	32,513
南 田 中		46,675	46,320	39,941
三 原 台		36,627	36,319	40,377
石 神 井		24,512	28,718	30,683
石 神 井 台		44,542	46,126	46,620
上 石 神 井		41,162	36,285	32,685
関 町		35,894	34,623	32,699
東 大 泉		76,013	70,917	65,362
西 大 泉		28,449	27,833	25,192
北 大 泉		24,306	25,426	25,313
(児童室)				
厚生文化会館		30,534	33,169	31,260
地 区 区 民 館		314,178	300,503	288,639
合 計		1,064,435	1,047,963	978,839

児童館（室）では、遊びの指導や各種クラブ活動のほか、映画会、子どもえんにちなどの催しを行っている。また、つぎのような事業も行っている。

1 乳幼児や保護者対象事業

乳幼児を対象とした子育て支援事業や、保護者を対象とした子育てに関する事業を行っている。

また、子育てに関する相談事業、子育てサークルの支援、子育て情報の提供等、子育てネットワークの構築のための積極的な事業展開を行っている。

2 中高生向け事業

栄町・石神井・北大泉・土支田・春日町・中村・南田中・北町・関町・石神井台・西大泉・三原台の 12 児童館では週 2 回、光が丘・上石神井・平和台・東大泉の 4 児童館では月～土曜日に、「中高生の居場所づくり事業」として中高生のための時間を設けている。

中高生の居場所や自己実現の場として交流や音楽活動等を行っており、通常の利用時間が午後 6 時までのところ、実施日は中高生に限り午後 7 時まで児童館で

過ごすことができる。

3 光が丘なかよし児童館の事業

(1) 中高生の居場所づくり事業

月～土曜日の午後 6 時 15 分から午後 8 時まで夜間開放を実施している。

(2) 親子のふれあう場等提供事業

日曜・祝日の午前 9 時から午後 5 時まで施設開放を実施している。

14 教育の質の向上

【関連文書：「練馬区教育要覧」練馬区教育委員会】

(1) 幼稚園・保育所と小学校との連携推進

●接続期（幼児期から児童期）を円滑にするための取組

幼児期の教育・保育は、小学校以降の生活や学習等の基礎を培う極めて重要なものであることから、幼稚園・保育所と小学校との連携が必要とされる。

24年度に設置した練馬区幼保小連携推進協議会では、幼児期から児童期への段差を乗り越える力を養い、幼児期の学びと児童期の学びの連続性を保つため、幼保小の連携の充実を図っている。

30年度には、教職員が、乳幼児期と接続期の子どもへの理解を深め、継続的な支援・指導を行い、円滑な接続を目指すことができるように「ねりま接続期プログラム」を作成し、区私立幼稚園・保育所、区立小学校等に配付した。

〔具体的な取組例〕

- ・管理職対象研修会の開催
令和元年度 1回 201人参加
- ・担任対象研修会の開催
令和元年度 2回 延べ 271人参加
- ・幼保小連携推進協議会の開催
令和元年度 2回
- ・幼稚園、保育所と小学校との懇談会の開催
令和元年度 8回
- ・「ねりま幼保小連携だより」の発行
令和元年度 3回
- ・保護者向け冊子「もうすぐ1年生」の発行
令和元年度 16,000部

(2) 小・中学校の教育内容を充実する

●人権教育および豊かな心を育成する教育を推進するために

全ての子どもが人権尊重の理念を正しく理解するとともに、人権尊重の精神を行動で示すことができるよう、人権教育を推進している。また、家庭や地域と連携して、社会貢献の精神の育成を図っている。

〔具体的な取組例〕

- ・教員で構成する人権教育推進委員会による研修の充実

令和元年度 8回

- ・人権尊重教育推進校（令和元年度 南町小学校、開進第二中学校）からの研究報告の実施
南町小学校：東京都教育委員会人権尊重教育推進校紙上発表の実施
開進第二中学校：東京都教育委員会人権尊重教育推進校発表会の実施
- ・中学校生徒の職場体験の実施
令和元年度 全校

●教育指導の充実

教育委員会は、全ての教職員が意欲的に教育活動に参画し、学校が組織として機能するよう指導・支援に取り組んでいる。

また、教育課程の実施については、指導内容や指導方法の工夫・改善および授業の質的向上に努めるよう、各学校に対し指導・助言を行っている。

〔具体的な取組例〕

- ・教育課程編成への調査・評価などの適正な管理を行っている。
- ・学校訪問等により各校の課題改善等に学校と一体となって取り組んでいる。
令和元年度 1園、33校に訪問
- ・教職員の資質向上等のための各種研修会を実施している。
令和元年度 45分野の研修会を実施

●教員の資質向上と理科教育の振興のために

学校教育支援センターは、教員研修、教育情報の提供を行う等、学校教育支援の充実を図っている。

1 教員研修

区内小・中学校の教員等を対象に研修を行っている。

- (1) 音楽実技研修会
令和元年度 1回 21人参加
- (2) 理科実技指導力向上研修会
令和元年度 6回 延べ 118人参加
- (3) 学校教育相談研修会
令和元年度 16講座 延べ 851人参加
- (4) 特別支援教室専門員研修
令和元年度 3回 延べ 257人参加

2 科学教室

科学に興味を持つ小・中学生を対象に、科学的な見方・考え方を育てるため、科学教室を開催している。

- (1) 小学校科学教室（年間）
小学校 4～6 年生を対象に、4 期制で計 14 日間実施した。令和元年度は 221 人の参加があった。
- (2) 中学校科学教室（夏休み期間）
中学生を対象に、夏休み中の 3 日間実施した。令和元年度は 30 人の参加があった。

●教育情報の発信

1 教育情報の収集と提供

適応指導教室用に作成した「3 年進路授業資料」を中学校全校などに配布した。また、各種の教育研究資料や教育図書等を収集し、教職員が閲覧できるようにしている。（適応指導教室の詳細は、94 ページ「2(1) 適応指導教室」を参照）

2 教科書展示会

教職員および区民を対象に、教科書の法定展示会を毎年 6 月から 7 月にかけて 14 日間開催し、さらに採択替えの前年度には、法定展示に先立つ 10 日間の特別展示会を開催している。令和元年度は 6 月 4 日から 27 日の 24 日間、学校教育支援センター内の教科書センターにおいて特別展示会および法定展示会を開催し、延べ 65 人の来場があった。併せて、区独自の取組として、大泉図書館（6 月 6 日から 9 日の 4 日間）・貫井図書館（6 月 14 日から 17 日の 4 日間）・関町図書館（6 月 18 日から 23 日の 6 日間）において、採択対象となる小学校の教科書展示を行い、延べ 103 人の来場があった。

なお、教科書センターでは、現在使用している教科書に加え、これまで使用した教科書を常設展示している。

3 保護者講演会

- (1) 保護者対象講演会
令和元年度 11 講座 19 回 延べ 554 人参加
- (2) 保護者対象講座（委託事業）
不登校等の子どもの保護者が子どもに対する接し方を学ぶとともに、保護者同士が交流する機会を提供する。令和元年度は 3 回実施し、延べ 73 人の参加があった。

●確かな学力の定着・向上と主体的に学ぶことができる子どもを育てる教育を推進するために

社会の変化に主体的に対応し行動できる子どもの育成を目指し、一人ひとりの個性を伸ばして、学ぶことの楽しさや達成感を体得できるよう教育の充実を図っている。

1 一人ひとりの確かな学力の定着・向上を図る

- ・学力向上支援講師を配置
令和元年度 小学校 61 校、中学校 20 校

- ・習熟度別指導や個に応じた指導を充実するために教員の加配を実施

令和元年度 小学校 65 校、中学校 31 校

2 日本人としてのアイデンティティを育み、国際社会に貢献できる能力や態度を培う

- ・外国語活動指導助手を配置
令和元年度 小学校 5・6 年生、中学校全学年
- ・中学校生徒の海外派遣を実施
令和元年度 66 人・オーストラリア 8 日間

3 特色ある教育課程を編成し、教育の質を高める

- ・新学習指導要領の全面実施に向けた、新学習指導要領の趣旨および内容の理解促進、移行措置の適切な実施、新設教科等への対応
- ・確かな学力・体力の定着・向上等のため土曜授業を実施
令和元年度 小・中学校年間 8 回

●小中一貫教育の推進

24 年度から、小中一貫教育を進めるためのグループとして、中学校 1 校に対して小学校 1～3 校の組合せで構成する小中一貫教育グループを設定した。グループでは、①連続性・系統性のある教育課程（課題改善カリキュラム）の作成、②児童・生徒の計画的・継続的な交流、③教員の計画的・継続的な交流、④連携を進めるための学校運営について取り組むこととしている。29 年度には、小中一貫教育校を除く全ての小・中学校が、小中一貫教育を実践している。

施設一体型小中一貫教育校としては、23 年度に大泉桜学園を設置しており、現在、旭丘・小竹地域における 2 校目の設置に向けた取組を保護者や地域住民等から意見聴取を行いながら進めている。

26 年 2 月には、特別支援教育における小中一貫教育の取組を開始している。30 年度からは、これまで作成してきた段階表の名称を「ステップシート」に変更し、より一層の活用と指導の充実を図っている。

(3) 教育環境を充実する

●施設の整備

1 校舎等の改築

耐震補強工事では十分な耐震性を確保できない学校施設について、改築により耐震化を進めている。令和元年度は前年度に引き続き下石神井小学校および大泉西中学校の改築工事を行った。

石神井小学校および関町北小学校は、「練馬区立施設建築安全基本方針」に基づく仮設建築物の解消と合わせて、校舎等の改築を行っている。石神井小学校

は前年度に引き続き改築工事を進め、関町北小学校は改築工事に着手した。

上石神井北小学校は、「練馬区学校施設管理実施計画」に基づき、校舎の改築を行う。令和元年度は基本設計を完了した。

なお、改築の際には、太陽光発電設備の設置など自然エネルギーの活用や省エネルギーの仕組みを導入し、国からエコスクール・プラス（環境を考慮した学校施設）の認定を受けている。

2 校舎等の改修工事

小・中学校の施設や設備は、経年による老朽化が進んでおり、長期間施設を使用していくためには、日頃から維持補修を行っていくことが重要である。そのため安全性・利便性・快適性を備えた教育環境の確保と、大切な区民の財産を良好に管理する観点から、定期的・計画的な保守点検や必要に応じた改修工事等を行っている。

令和元年度は主に以下の改修工事を実施した。

〔学校施設の主な改修工事実施状況〕（単位：校）令和元年度

改修工事件名	小学校	中学校
校舎屋上防水等工事	3	3
トイレ改修工事	4	2
給水設備等改修工事	2	2
プール等改修工事	2	4
受変電設備改修工事	2	4
防火設備改修工事	13	6
昇降設備改修工事	—	1
屋内運動場空調機設置工事	5	4
ブロック塀等改修工事	2	2

3 校地の取得

児童・生徒の教育環境を良好にするため、校地の面積や校舎等の配置を勘案し、学校が有効に活用できる用地を取得している。

4 学校の緑化

みどり豊かなうるおいのある学校環境を整備し、子どもたちの緑化意識を育む環境学習の場作りを目指して、校庭の芝生化、屋上緑化、みどりのカーテン（壁面緑化）の整備に取り組んでいる。

令和元年度までに、小学校35校、中学校4校の校庭の芝生化および小学校8校、中学校6校の屋上緑化を実施した。また、小学校54校、中学校5校にみどりのカーテンを整備した。



〔中村小学校の校庭芝生〕

●小・中学校の現況

令和2年5月1日の小・中学校の現況は、つぎの表のとおりである。

なお、学級編制について、小学校第1学年は35人を1学級とし、その他の学年は40人を1学級とする。ただし、小学校第2学年・中学校第1学年は35人を1学級として学級編制することができる。

〔小・中学校の児童・生徒・教員数〕令和2年5月1日現在

区 分		小学校	中学校
学校数（校）		65	33
学級数（学級）		1,109	411
児童・生徒数（人）	男	17,177	7,055
	女	16,276	6,141
	計	33,453	13,196
教員数（人）		1,688	812

●学校選択制度

4月に中学校に入学する生徒を対象に、一定の受入れ人数枠の範囲で、希望により中学校を選ぶことのできる「学校選択制度」を実施している。

受入れ人数枠に対して希望者が多く、辞退者等を見込んでも超過する場合には抽選を実施する。令和2年度入学者の選択希望状況は、令和元年10月1日現在の学齢者5,861人に対して、通学区域外の学校を選択希望した生徒は1,258人（全体の21.5%）であった。

●教材等の整備

全校が共通して必要とする、机・椅子、副読本の購入や黒板の整備などは、教育委員会でまとめて行っている。学校により内容が異なる教材教具の購入や修繕などは、各学校に予算を配当し、直接学校で執行している。

●ICT環境の整備

子どもたち一人ひとりに質の高い教育を提供するため、「練馬区学校ICT環境整備計画」を策定し、教室のICT環境の整備、利活用の推進、教育ネットワーク

システムの基盤（インフラ）整備に取り組んでいる。

令和2年度は、児童・生徒一人ひとりに応じたきめ細やかな学びの充実のため、小・中学校のすべての児童・生徒にタブレットパソコンを利用できるようにする。

●区立学校の適正配置の推進

今後の児童・生徒数の動向や施設の改築状況等を踏まえ、区立学校の適正規模・適正配置の取組等について検討を進める。

旭丘・小竹地域において、新たな小中一貫教育校の設置に向けた取組を保護者や地域住民等の意見聴取を行いながら進めている。児童生徒数・学級数の状況等を踏まえ、旭丘小学校・旭丘中学校を先行して、令和2年度から改築に着手することとしている。

(4) 児童・生徒の健やかな体の成長を促す

●校外学習

実地で見学や体験などを行うことのできる校外学習事業を、積極的に推進している。実施状況はつぎの表のとおりである。

〔校外学習事業実施状況〕 令和元年度				
区 分	場 所	日 数	参加人数 (人)	参加校数 (校)
移動教室 (小学校5・6年)	軽井沢、下田、武石、岩井	(5年) 2泊3日	5,523	65
		(6年) 3泊4日	5,396	65
移動教室 (中学校2年)	軽井沢（湯の丸スキー場） 武石（プランシュたかやまスキーリゾート）	3泊4日	3,423	29
臨海学校（※） (中学校1年)	下田、岩井	3泊4日	2,921	33
林間学校（※） (中学校1～3年)	軽井沢、武石	3泊4日	179	4
修学旅行 (中学校3年)	関西方面、東北方面	2泊3日	4,224	33

※：臨海学校、林間学校は希望参加

●学校災害

児童・生徒が学校管理下で災害にあったときの災害給付等を目的として制定されている「(独)日本スポーツ振興センター法」に基づき、(独)日本スポーツ振興センターと災害共済給付契約を結んでいる。共済掛金は、児童・生徒1人につき年額935円で、区が全額負担している。学校管理下における災害の多くは、すり傷、打撲、ねん挫、骨折等である。

●アレルギー疾患対策

全ての学校教職員がアレルギーに対する共通認識をもち、アレルギー疾患のある児童・生徒が、安全で安心な学校生活を送れるように努めている。

●学校給食

1 学校給食の充実

区では、食育の「生きた教材」として学校給食を活用している。また、学校ごとにきめ細やかな調理をするため、全小・中学校において、自校調理または親子調理のいずれかの方式を採用した完全給食を実施している。

(1) 献立

文部科学省により示されている学校給食摂取基準を踏まえ、栄養バランスのとれた献立を作成している。

(2) 米飯給食

日本の食生活の根幹である米飯を通じて望ましい食習慣の形成を図るため、昭和55年7月から米飯給食を開始し、現在週3.5回以上実施している。

(3) 衛生管理

各学校に対して、安全衛生巡回指導や調理員・栄養職員等への研修を実施し、学校給食における衛生意識の高揚を図っている。

また、使用する食材料やできあがったおかず、調理器具等について、定期的に専門の検査機関で検査し、衛生管理の徹底に努めている。

〔学校給食実施状況〕 令和2年2月1日現在

区 分		小学校	中学校
自校調理 (78校)	給食実施食数 学校数	30,560食 54校	14,507食 24校
親子調理 (20校)	給食実施食数 学校数	6,453食 11校	2,290食 9校
計 (98校)	給食実施食数 学校数	37,013食 65校	16,797食 33校

※：例年5月1日現在の数値を掲載しているが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、学校が臨時休業となっていたため、2月1日現在の数値を掲載した。

2 学校給食調理業務民間委託の導入

区が持つ知識や経験を委託先と共有し、サービスの維持・向上と効率化を図るため、順次、学校給食調理業務を民間に委託している。

委託の内容は、調理業務、配缶・運搬、食器洗浄・消毒、その他調理に付随する作業である。献立の作成や食材の購入など、学校給食の運営は、学校と教育委員会が責任を持って行っている。令和2年4月現在、小・中学校85校に民間委託を導入している。

15 家庭や地域と連携した教育の推進

【関連文書：「練馬区教育要覧」練馬区教育委員会】

(1) 学校との連携を推進する

●家庭および地域社会に開かれ、信頼される学校

づくりを推進するために

区は、各幼稚園、各小・中学校が取り組む教育活動を支援するとともに、家庭・地域との連携を推進している。

1 外部人材等の活用

多様な知識、経験を持つ地域人材や専門家などを、総合的な学習の時間や部活動等で活用している。

(1) 令和元年度活用例

- ・外国の文化への理解を深める学習
- ・日本の伝統文化・芸能（落語・和楽器・茶道等）や昔遊び、もちつきなどの体験学習
- ・学級農園や地域農家の畑で練馬大根作りなどの農作業体験やたくあん漬け体験など

(2) 令和元年度 部活動外部指導員活用実績

- ・運動部 149 部、文化部 91 部

2 学校評価の推進

学校評議員や保護者などを委員とする学校関係者評価委員会を設置し、学校評価の推進に努めている。

●学校評議員制度

地域や社会に開かれた学校づくり推進のため、12 年度に開始し、現在、全幼稚園、全小・中学校で実施している。委員は、教育に関する有識者に、教育委員会が委嘱している。

●学校安全安心ボランティア事業

16 年度から、全小学校で実施している。

児童の安全を高めるため、ボランティア（保護者や地域住民）による来校者への声かけなどを行っている。

また、児童とボランティアと一緒に給食を食べる「ふれあい給食」などにより、交流を進めている。

●学校安全対策事業

27 年 4 月から警察官 OB による学校防犯指導員を増員し、防犯施策等に関する助言、指導および支援を充実している。

また、学校、地域等が連携して行う児童・生徒の見守り活動を補完するため、26 年度から 28 年度の 3 年間で区立小学校全 65 校の通学路に各校 5 台、計 325

台の防犯カメラを整備した。さらに、令和元年度には区立中学校全 33 校の通学区域に各校 2 台ずつ、防犯カメラを設置し、計 391 台の防犯カメラによる見守り体制を整備した。

●教育委員と児童・生徒、保護者との意見交換会

教育委員会の仕組みについて理解を深めるとともに、意見や要望を直接聞き、教育施策に反映させるため、13 年度から毎年度開催している。令和元年度は、小学校および中学校合わせて 4 校で開催し、通算の開催校は 72 校となった。

●広報活動

「教育だより」を年 4 回発行している。また、区ホームページでも、教育委員会の議事録、学校・幼稚園の紹介など情報の提供に努めている。

(2) 家庭・学校・地域で連携して 青少年の健全育成を推進する

●青少年育成活動方針目標

練馬区青少年問題協議会・練馬区青少年対策連絡会で、区の青少年健全育成のための施策および青少年団体の活動の基本方針を決定している。令和 2 年度の方針は以下のとおりである。

- 1 心のかよう明るい家庭づくりを進めよう
- 2 青少年の社会参加の機会を増やそう
- 3 健全で安全な社会環境づくりを進めよう
- 4 家庭・学校・地域・関係機関の連携を深めよう

●家庭・地域社会の教育力の向上

家庭は、青少年が育つ場であり、身近にいる大人の行動が青少年の人間形成に大きく影響している。家庭教育の重要性を認識するとともに、地域と一緒に支えていくことが必要である。地域では、家族のつながりを深めるきっかけになるよう、親子等で参加ができる行事を行っている。

●練馬区青少年問題協議会

区長の附属機関として、区の青少年施策の基本的な方針や問題について審議し、その結果を区に具申して

いる。

●練馬区青少年対策連絡会

練馬区青少年問題協議会の下部組織として、諮問を受け、「青少年育成活動方針（案）」等の検討を行っている。

●練馬区青少年育成地区委員会

地域住民のボランティア組織で、17 地区に設置し、約 2,200 人の委員が活動している。

主な活動は、ハイキング・潮干狩り等の野外活動、スポーツ大会、音楽祭・カルタ大会等の文化活動、ボランティア体験・地域清掃等の地域交流会などを通じた青少年の育成である。

また、青少年が企画から運営までを行う、高齢者との交流会・こどもフェスティバルや、中学生の意見発表会などの事業も行い、青少年が自ら考え、表現する場を提供している。

毎年、約 300 の事業を実施し、延べ約 7 万人の青少年が参加している。

さらに、家庭や地域の教育力の向上を図るため、青少年育成地区委員を対象に研修会を開催している。

- ① 「多様な担い手とつながり、地域ぐるみで活動を進めるコツ」

〔実施日〕 令和元年 11 月 1 日

〔講 師〕 (株)石塚計画デザイン事務所

代表取締役（共同代表） 安富 啓氏

〔会 場〕 生涯学習センター

〔参加者〕 185 人

- ② 「音のないスポーツ・デフバレーボールとのかかわり」

〔実施日〕 令和 2 年 2 月 5 日

〔講 師〕 デフバレーボール女子日本

代表チーム監督 狩野 美雪氏

〔会 場〕 生涯学習センター

〔参加者〕 164 人

●練馬区青少年委員会

各小学校の通学区域から 1 人ずつ、小・中学校校長会から代表各 1 人の計 67 人を委嘱している。青少年リーダーの養成（令和元年度 ジュニアリーダー小学校 5・6 年生 210 人、中学生 88 人、青年リーダー 15～23 歳 83 人）、小学校ごとの子ども会事業や、学校・保護者・青少年育成地区委員等との地域懇談会を開催するなど、地域・学校・区をはじめ委員相互の連携を図っている。なお、ジュニアリーダー養成講習会修了生で構成される地域活動スタッフの延べ 55 人が区の事業に参加、青年リーダーは、小学校移動教室の引率補

助や、育成地区委員会キャンプの支援、地域のイベント等で活躍している。

●健全で安全な社会環境づくりと非行防止の推進

青少年を取り巻く社会環境の変化に対応するため、青少年団体などと協力し取り組んでいる。

1 「練馬区子どもたちを健やかに育てる運動（健やか運動）」

青少年の非行防止と健全育成を全ての区民に認識してもらい、区民全体の運動として推進しようというもので、主につぎのような活動を行っている。

- (1) 「健やか運動」協力店

コンビニエンスストアや飲食店など、青少年の出入りの多い店に対し、「健やか運動」協力店ステッカーを掲示し、子どもたちへの呼びかけ等の協力を依頼している。令和 2 年 4 月 1 日現在、1,517 店が協力店として活動している。

- (2) 「夕べの音楽」の放送

子どもたちに帰宅を促すことを目的に、ナレーションに合わせて「夕やけ小やけ」の音楽を毎夕、区の防災無線設備を利用して放送をしている。

- (3) 「健やか運動」の PR

毎年、子どもたちから募集した原画を使ったカレンダーを作成し、健全育成推進事業で活用している。

- (4) 青少年を取り巻く環境実態調査

青少年育成地区委員会に委託し、毎年、コンビニエンスストアやレンタルビデオ店での自主規制の状況や成人向け雑誌自動販売機等実態調査を行い、現状の把握と改善を行っている。

〔成人向け雑誌自動販売機などの調査結果〕

項 目	30 年	元年
自動販売機	6 台	6 台
レンタルビデオ店	8 店	6 店
成人向け取扱いあり	8 店	6 店
コンビニエンスストア	242 店	237 店
24 時間営業	234 店	228 店
成人向け取扱いあり	154 店	48 店

2 「社会を明るくする運動」の推進

法務省が実質的な統括主催の運動である。区では、青少年関係団体・機関による練馬区推進委員会を設置し、毎年 7 月に「フェスティバル」、「つどい」を行っている。

3 地域における子どもたちの安全のために

「子ども防犯ハンドブック」の配布（小学校対象）や、子どもたちの緊急避難所事業を実施している PTA 等

地域団体への「ひまわり 110 番」標示板等の提供、緊急避難所見舞金支給制度を実施している。

●学習の機会の充実

さまざまな講座の企画運営を、PTA・生涯学習団体・NPO 等に委託している。区民参加と地域の教育力向上を図るとともに、各講座は、地域における子どもたちの居場所の一つとして機能している。

1 子育て学習講座

子育てや子どもの教育に関するさまざまな課題等を学習する場として実施している。令和元年度は 29 講座を実施し、延べ 880 人が参加した。

2 ねりまイクメン講座

父親が育児や家事について学ぶ機会を提供するとともに、子どもと父親・父親同士の交流を図る場として実施している。令和元年度は 5 講座を実施し、延べ 113 人が参加した。

3 ねりま遊遊スクール（子どもの居場所づくり）

放課後や休日などに、公共施設等を会場に、子どもたちが遊びや体験活動・学習の機会を得るための場として実施している。令和元年度は 391 講座を実施し、延べ 11,181 人が参加した。

4 ねりま遊遊スクール（子どもによる講座づくり）

中学生が、自ら講座の企画運営に関わることで、その自主性を育むとともに、地域における小学生と中学生の交流を図る場として、14 年度から中学校の部活動等の団体に委託・実施している。令和元年度は 20 講座を実施し、延べ 357 人が参加した。

5 すまいるねりま遊遊スクール（子どもの居場所づくり）

主に知的障害のある子どもを対象に、居場所づくりおよび精神面での成長・発達を促す場として実施している。令和元年度は 10 講座を実施し、延べ 112 人が参加した。

6 子供安全学習講座

子ども自身が犯罪や災害などの危険から身を守る方法を学び、大人が子どもの安全に関する知識を習得する場として実施している。令和元年度は 3 講座を実施し、延べ 61 人が参加した。

(3) 青少年の自主的な活動を支援する

●社会参加の促進

青少年が、単に行事に参加するだけでなく、その行事の企画段階から積極的に関わりをもち、意見を述べる機会を増やすことで、青少年自身の主体性と社会の一員としての役割意識を育んでいる。

1 青少年リーダーの養成

小学校 5～6 年生と中学生を対象に、グループ活動の楽しさやルール、レクリエーション活動の技術や知識などを体験しながら学ぶジュニアリーダー養成講習会を行っている。

また、講習会を修了した高校生以上の青少年を対象に、青年リーダーを養成している。青年リーダーは、子どもたちの指導、育成にあたっているほか、小学校を中心に行われる子ども会事業など、地域の活動に参加、協力をしている。

2 成人の日のつどい

新成人の新たな門出を祝い、毎年 1 月の第 2 月曜日に区内在住の新成人を対象とした「成人の日のつどい」を開催している。令和元年度は、1 月 13 日にとしまえん特設会場で行われ、対象者 7,579 人の 60.2% に当たる 4,560 人の参加があった。

3 練馬子ども議会

未来を担う子どもたちが、練馬区について区職員と意見交換を行うことを通して、区政や区議会について理解を深め、区政への参加を促すことを目的に開催している。

令和元年度は、中学生 35 人が「子ども議員」として参加した。

8 月 6 日に生涯学習センターで、グループごとに、「健康アプリの利用を推進するための取組について」などのテーマに基づき政策提言発表を行った。



〔令和元年 12 月発行の
練馬子ども議会報告書〕

4 人権学習

現代社会のさまざまな人権問題に関する学習を推進するため開催している。

- (1) 子供のための人権人形劇
2 回実施 延べ 147 人参加
- (2) 青少年のための人権学習講演と映画のつどい
延べ 211 人参加

5 情報教育推進事業

情報を正しく判断する能力（情報リテラシー）を育成するため実施している。

- (1) 中学生のための情報番組制作講座
日本大学芸術学部運営に委託し、地域への取材、スタジオ収録など、実際に番組を制作している。令和元年度は 15 人が参加した。
- (2) 親子 NIE 講座
小学生親子を対象に、新聞に親しみ読む習慣を身につけるために、新聞スクラップなどの新聞活

用学習（NIE:Newspaper in Education）を実施している。令和元年度は延べ 68 人が参加した。

6 珠算コンクール

珠算の技術向上と発展を図るため、小・中学生を対象に、練馬区珠算教育連盟との共催で開催している。令和元年度は 167 人が参加した。

7 若者自立支援事業

25 年 6 月に厚生労働省が実施する「地域若者サポートステーション」を春日町青少年館 3 階に誘致・開設、若者総合相談窓口を設置し、就労等の自立支援を開始した。区では、若者自立支援事業を運営事業者に委託し、就労が困難な若者等（※）に対する相談や就労に必要な技能講座、就労体験や保護者に対するセミナーなどを実施している。

令和元年度の利用者数は延べ 4,066 件、進路決定者は延べ 76 人であった。

※令和 2 年度より対象年齢を、15 ～ 49 歳へ拡大している。

●青少年の活動の場

1 秩父青少年キャンプ場

青少年が自然に親しみながら共同生活の体験を積むことができるよう、埼玉県秩父市の秩父さくら湖を望む山腹に開設している。

バンガロー 4 棟、炊事場 2 棟、集会所 1 棟を備えており、110 人の宿泊（テントを含む。）ができる（夏休み期間は常設テント 15 張を開設）。

利用期間は毎年 5 月 1 日～ 10 月 31 日で、令和元年度は延べ 1,587 人の宿泊があった。

2 民間遊び場

子どもたちが身近なところで気軽に遊べるよう民間の空き地を遊び場としたものである。管理と運営は、地域住民の自主的団体である管理委員会が行っている。令和 2 年 4 月 1 日現在 19 所、延べ面積 15,336.90 m²となっている。

3 公有地一時開放遊び場

公有地が本来の目的（公園・道路等）に使用されるまで、子どもの遊び場として一時的に開放している。運営は、地域住民の自主的団体である運営委員会が行っている。令和 2 年 4 月 1 日現在、5 所を開放している。

4 民有地一時開放遊び場

民間の空き地を区が直接土地所有者から借りて、子どもの遊び場として一時的に開放している。運営は、地域住民の自主的団体である運営委員会が行っている。令和 2 年 4 月 1 日現在、5 所を開放している。

●少年自然の家

少年自然の家は、恵まれた自然環境の中での集団宿

泊生活を通じ、少年たちの創意と活力あふれる人間形成を図るとともに、区民の健全な余暇活動に役立てるため設置されている。

少年自然の家にはベルデ（スペイン語で「緑」という意味）という呼称が付いており、長野県にはベルデ軽井沢、ベルデ武石、静岡県にはベルデ下田、千葉県にはベルデ岩井がある。

小・中学校の移動教室等の校外学習に利用されているほか、夏・冬休みを中心に少年団体や区民にも広く利用されている。

〔少年自然の家の利用状況〕 (単位：人) 令和元年度

施設名	利用者数（延べ）（※）
軽井沢少年自然の家	28,106
下田少年自然の家	18,998
武石少年自然の家	23,037
岩井少年自然の家	12,137
計	82,278

※：小中学校の校外学習、少年団体や区民の総利用者数

●青少年館

青少年館は、青少年の健全育成を目的とした施設で、青少年を対象としたさまざまな講座や催しを実施している。また、青少年団体や生涯学習団体を中心とした地域の団体の学習、趣味、スポーツなどの活動の場としても利用されている。個人でも気軽に利用できるよう学習室、レクホールなどの開放を行っている。

令和元年度は、主催事業、団体利用を合わせ、延べ 89,083 人の利用があった。

併せて、知的障害や肢体不自由のある青年たちのさまざまな生活課題や学習要求に応じられるよう、4 つの心身障害者青年学級を運営している。令和元年度は、延べ 1,375 人が出席した。

春日町青少年館と南大泉青少年館（南大泉図書館との併設施設）がある。

〔青少年館の内容別利用状況〕 令和元年度

区 分	春日町青少年館		南大泉青少年館	
	件	人	件	人
青少年団体	1,887	21,344	340	4,280
生涯学習団体	1,433	17,983	377	3,624
一般団体	324	3,060	933	1,711
館主催事業	1,536	22,588	400	9,392
官公署	160	2,491	81	1,641
その他	1	3	613	966
計	5,341	67,469	2,744	21,614

〔青少年館の事業実施状況〕

令和元年度

施設名	事業名	実施状況
春日町 青少年館	文化祭	3 回 延べ 971 人参加
	文化教養講座	3 講座 延べ 392 人受講
	演劇活動	2 講座・発表会 延べ 2,477 人参加
	野外活動	1 講座 延べ 120 人受講
	スポーツ講座	2 講座 延べ 1,324 人受講
	心身障害者青年学級	4 学級・学級活動 延べ 1,375 人参加
	ウインドアンサンブル	中学・高校の吹奏楽部をはじめ、社会人団体のバンド演奏を楽しむ場を作る。 6月15日実施 273 人参加
	学習室開放	常設学習室 利用者数 延べ 4,391 人 臨時学習室 利用者数 延べ 1,962 人
	談話室開放	利用者数 延べ 2,607 人
	和室開放	青少年将棋コーナー 利用者数 延べ 143 人
	レクホール開放	青年スポーツ（バレーボール） 利用者数 延べ 131 人
南大泉 青少年館	文化教養講座	1 講座 延べ 19 人受講
	スポーツ講座	4 講座 延べ 966 人受講
	学習室開放	教室の利用がない時に学習室として開放 利用者数 延べ 8,505 人
	音楽練習室	利用講習会 12 回実施 延べ 58 人受講



16 支援が必要な子どもたちへの取組の充実



【関連文書：「練馬区教育要覧」練馬区教育委員会】

【婦人相談員の相談・指導】

令和元年度

(1) 支援が必要な子どもと子育て家庭を 応援する

●児童虐待防止

「児童福祉法」により、地方公共団体は、要保護児童等（要保護児童もしくは要支援児童およびその保護者または特定妊婦）への適切な保護または支援を図るため、要保護児童対策地域協議会を設置するように努めなければならないとされた。

区では、19年3月に、従来の児童虐待防止協議会を練馬区要保護児童対策地域協議会（協議会）に発展的に移行し、児童虐待防止と早期発見のため、関係機関等とネットワークを形成している。

なお、協議会の調整機関として練馬子ども家庭支援センターを指定している。

●相談と指導

総合福祉事務所につぎの相談員を配置している。

1 母子・父子自立支援員兼婦人相談員

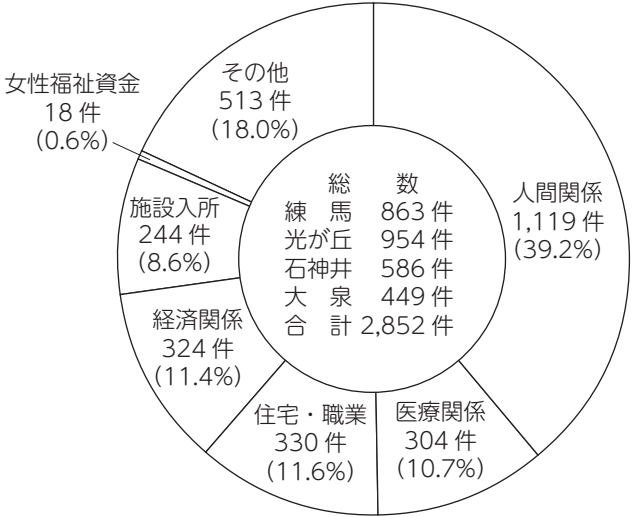
女性やひとり親などが抱えるさまざまな問題について必要な助言と指導を行っている。

2 家庭相談員

経済的問題など、家庭に関わる種々の悩みごとについての助言と指導を行っている。

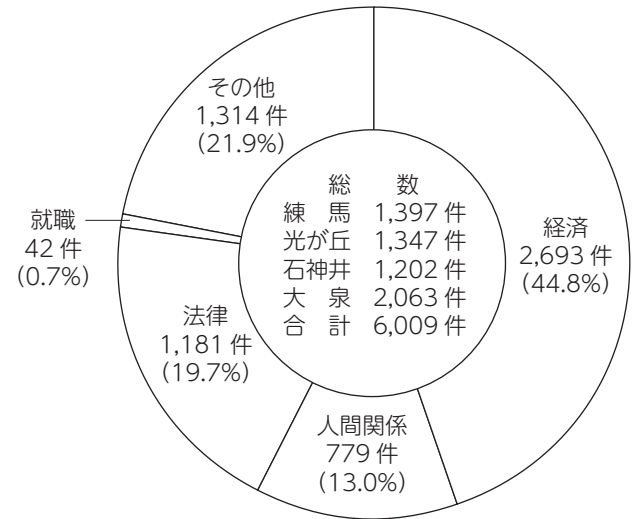
【母子・父子自立支援員の相談・指導件数】 令和元年度

総合福祉事務所		練馬	光が丘	石神井	大泉
項目					
相談実人員（人）		1,019	1,505	1,113	799
合計件数（件）		2,833	3,120	2,970	1,277
生活一般	住 宅	145	116	207	33
	医 療	122	80	194	22
	家庭紛争	486	363	870	95
	就 労	69	169	170	139
	その他（結婚・内職・家事援助他）	363	299	351	150
児 童	養 育	261	566	128	83
	教 育	61	41	71	17
	非 行	0	0	3	1
	就 職	3	7	3	0
	その他	73	57	21	24
生活資金等	母子および父子福祉資金	480	621	318	441
	公的年金	19	4	3	2
	児童扶養手当	41	43	17	34
	生活保護	35	141	147	41
	その他	493	370	188	75
その他		182	243	279	120



【家庭相談員の相談・指導】

令和元年度



●就学援助

「学校教育法」に基づき、経済的理由により就学困難な児童・生徒の保護者に学用品費等を援助することによって、教育機会の均等を保障している。

〔就学援助の状況〕 令和元年度

区 分		人 数 (人)	全児童・生徒数に 対する比率 (%)
小学校 就学予定者	準要保護者 (※ 2)	279	—
	要保護者 (※ 1)	438	1.32
小学校	準要保護者 (※ 2)	4,228	12.71
	要保護者 (※ 1)	292	2.23
中学校	準要保護者 (※ 2)	2,482	18.93

※ 1 要保護者：「生活保護法」による教育扶助を受けている者
※ 2 準要保護者：教育委員会が、生活保護受給世帯に準じる程度に生活が困窮していると認める者

●いじめ・不登校などへの対応

学校教育支援センターは、教育相談の拠点の役割を担い、つぎのような事業を行っている。

1 教育相談事業

(1) 教育相談室

学校教育支援センター教育相談室、学校教育支援センター練馬、学校教育支援センター関および学校教育支援センター大泉で以下の支援を行っている。

① 来室教育相談

問題に応じてカウンセリング等を行う。希望に応じた学習支援や他機関への紹介も行っている。

② 電話教育相談

電話による助言・指導、情報の提供および他機関の紹介を行う。

③ 学校訪問教育相談

保護者や児童・生徒の了解を得て、相談員が学校への訪問を行う。

④ その他

ペアレント・トレーニングと発達障害等の子ども同士の小集団によるグループ活動を実施している。令和元年度のペアレント・トレーニングには延べ 41 人、グループ活動には延べ 273 人が参加した。

〔教育相談実施状況 (4 教育相談室合算)〕 令和元年度
〔来室〕 (単位：件)

相談内容	件数
学校・学習	882
対人関係・集団 (社会) 生活	288
家族関係・家庭生活の問題	437
身体に出てくる問題	229
不安・自信喪失	117
精神疾患	0
発達の問題	392
その他	29
合 計	2,374

〔電話〕 (単位：件)

相談内容	件数
学校・学習	141
対人関係・集団 (社会) 生活	54
家族関係・家庭生活の問題	61
身体に出てくる問題	19
不安・自信喪失	5
精神疾患	0
発達の問題	21
その他	235
合 計	536

(2) 学校支援

① スクールカウンセラー配置事業

全小・中学校にスクールカウンセラーを配置し、子どものカウンセリング等の支援を行っている。

② 心のふれあい相談員配置事業

全小・中学校に心のふれあい相談員を配置し、子どもや保護者の悩み相談等を行っている。

③ 校内教育相談等支援事業

不登校などの教育相談に関する教員、保護者対象の校内研修会等に、心理学の専門家や学識経験者を講師または助言者として派遣している。

令和元年度派遣 31 回 延べ 765 人参加

④ ソーシャルスキルトレーニング学校実施事業

主に児童・生徒を対象として、不登校の未然防止や子どものコミュニケーション能力を育成することを目的に、講師を派遣している。

令和元年度 小・中学校 10 校実施 延べ 3,255 人参加

2 不登校対策事業

(1) 適応指導教室

適応指導教室 (小学生対象「フリーマインド」、中学生対象「トライ」) では、不登校の児童・生徒に対し、一人ひとりが希望する学習活動、心の安定を図るための相談活動、集団生活を図るためのグループ活動等を実施している。

〔適応指導教室実施状況〕 令和元年度

教室名	年間登録数	途中退室数	活動日数
フリーマインド	129 人	2 人	174 日
トライ	295 人	4 人	175 日

光が丘第一分室では集団での学習支援が困難な不登校の児童・生徒に対しての個別学習支援、保護者対象講座、親子宿泊行事を適応指導教室機能強化事業として委託実施している。

令和元年度 登録者 21 人

また、令和元年度から 15 ～ 18 歳まで、不登校等の生徒・保護者への支援も委託実施している。

令和元年度 登録者 20 人

(2) 居場所支援事業

適応指導教室への通室や学校内の別室登校が困難な不登校の児童・生徒が過ごせる場所として民間事業者に委託し、「居場所ぱれっと」を運営している。生活習慣や学習習慣の形成、社会性を育成するための支援を行っている。

令和元年度 登録者 18 人

(3) スクールソーシャルワーク事業

児童・生徒の不登校、問題行動、養育、発達に関することなどに関して、関係機関と連携し支援を行う。

① スクールソーシャルワーカーの派遣

学校からの依頼に基づき、関係機関と連携し支援を行っている。

令和元年度 小学校対応人数 282 人、中学校対応人数 255 人

② ネリマフレンド派遣事業

不登校等の状況にある児童・生徒に対し、学校復帰に向けての支援を行っている。

令和元年度 対象者 38 人 延べ 586 回支援

●学習支援事業

生活保護世帯または就学援助を受けている準要保護世帯の中学 3 年生を対象に、基礎的な学力を身につけるための勉強会を行っている。学習や進路に関する相談にも対応している。

●特別支援教育

障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育や必要な支援を行っていくため、学識経験者や保護者の代表、学校関係者等を委員とした練馬区特別支援教育推進委員会での検討を踏まえ、指導方法の充実や支援体制の整備を進めている。

1 特別支援学級

障害の重複化、多様化の傾向に対応して、知的障害、言語障害、難聴および弱視などの子どもたちのために、それぞれの課題に応じた教育活動を実施している。

これらの学級では、子どもたち自身が自らの課題を克服し、学習や生活をする意欲を高めるための実践を行っている。

2 特別支援教室

発達や情緒的な課題のある児童・生徒が、課題に沿ったきめ細やかな指導が受けられるよう、全小・中学校に特別支援教室を設置している。小学校は 17 校、

中学校は 4 校の拠点校から、教諭が全校へ巡回指導を行っている。

【特別支援学級および特別支援教室】令和 2 年 4 月 1 日現在

種 別	小学校数	中学校数
知的障害	16 校	8 校
弱 視	1 校	1 校
難 聴	2 校	1 校
言語障害	5 校	—
特別支援教室拠点校	17 校	4 校
特別支援教室巡回校	48 校	29 校
合 計	延べ 89 校	延べ 43 校

●母子生活支援施設

「児童福祉法」に基づく児童福祉施設で、18 歳未満の子どもを養育している母子家庭の保護者が十分に子どもを養育できない場合に、親子で利用できる。

居居の提供や相談対応、子どもの学習指導などを行い、自立促進のために、生活を支援する。

●練馬区ひとり親家庭自立応援プロジェクトの実施

ひとり親家庭のさまざまな相談に応じるとともに、「生活」「就労」「子育て」における 3 つの支援を総合的に推進するため、ひとり親家庭自立応援プロジェクトを実施している。

1 ひとり親家庭向け相談窓口

(1) 総合相談

ひとり親家庭のさまざまな相談に応じ、適切な支援につないでいる。令和元年度は延べ 2,230 件の相談があった。

(2) 出張相談

ひとり親家庭の自宅へ専門相談員が出張し、支援制度等を案内する。令和元年度は 20 件の相談があった。

(3) 法律相談

離婚前後に関することや養育費について弁護士による相談を行う。令和元年度は 93 件の相談があった。

(4) 家計相談

長期的なライフプランを設計するため、ファイナンシャルプランナーによる家計相談を行う。令和元年度は延べ 18 件の相談があった。

2 生活を応援

(1) 生活応援セミナー

リフレッシュや交流を兼ねた生活応援セミナーを開催した。令和元年度は、資格取得セミナー、教育資金対策セミナー、ビジネスマナー講座、リフレッシュ交流会を計 5 回開催し、延べ 59 人の

参加があった。

3 就労を応援

(1) 自立支援教育訓練給付金事業

主体的な能力開発を支援するため、教育訓練講座受講経費の一部を支給する。令和元年度は4人に支給した。

(2) 高等職業訓練促進給付金等事業

資格を取得するための養成機関での修業期間および修了時に給付金を支給し、生活の負担を軽減することにより、資格取得を促進する。令和元年度は延べ51人に支給した。

(3) 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

ひとり親家庭の親または子が高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要な場合、修了時および合格時に対象講座受講経費の一部を支給する。令和元年度は延べ2人に支給した。

(4) 就労支援セミナーの実施

① パソコン講習会の実施

就労に有利となるパソコンスキルを身につけるための講習会を3日制で開催した。令和元年度は3回開催し、40人が参加した。

② 在宅就業推進事業の実施

パソコンと通信環境を貸し出し、Eラーニングを活用して在宅就業に役立つ知識・スキルを身につける、在宅就業推進事業を実施した。実施期間は3か月間で、令和元年度は22人が参加した。

(5) 自立支援プログラムによる支援

各家庭の就労阻害要因を分析し、個別の支援プログラムを策定して総合的に支援を行った。令和元年度は60人にプログラムを策定した。

(6) 自立に向けた子どもの預かり支援の強化

① ベビーシッター派遣事業

自立支援プログラムの策定を受けた保護者が、子どもが保育園等に入園できておらず、子どもの預け先がないことで就労が困難となっている場合に、ベビーシッターを派遣する。令和元年度は1世帯の利用があった。

② ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業

小学生以下の児童のいるひとり親家庭が、子どもの見守りや保育園の送迎などに支障があるときにホームヘルパーの利用を支援する。令和元年度は、69世帯が利用登録し、延べ3,411回の利用があった。

4 子育てを応援

(1) 訪問型学習支援事業

学習支援員を派遣し、学習の支援と併せ、保護者や子どもの心に寄り添った悩み相談等を実施し

た。小学校4年生から中学校2年生までを対象とし、令和元年度は32世帯38人が利用した。

(2) 親子交流事業

親子間、ひとり親家庭間のコミュニケーションをとる機会を提供するため、親子交流事業を行った。

① 日帰り親子バスツアー（20組46人参加）

② 親子バーベキュー（18組41人参加）

③ 親子料理教室（10組24人参加）

(3) ひとり親家庭等休養ホーム

ひとり親家庭および寡婦のレクリエーションと休養のために、関東近郊の宿泊施設を指定し、宿泊料の一部を助成する。令和元年度は延べ199人の利用があった。

第2章

高齢者が住み慣れた地域で暮らせるまち

- 21 高齢者の在宅生活を支える
仕組みづくり 98
- 22 介護施設の整備と介護人材の
確保 104
- 23 元気高齢者の社会参加・
介護予防の推進 107



誰もが暮らしやすいまちを
目指して
(みんなのUDパークでの車椅子
体験)



21 高齢者の在宅生活を支える仕組みづくり



(1) 「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定

●高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

「老人福祉法」および「介護保険法」に基づき策定する計画である。29年度に、「第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成30～32年度）」を策定した。

「第7期計画」は、30年4月の介護保険制度の改正を踏まえ、団塊の世代が全て後期高齢者となる令和7年を見据え、医療・介護・予防・住まい・生活支援が、一体的・継続的に提供される地域包括ケアシステムを確立することを目標として、計画の理念や施策の方向性を明示している。

なお、この計画は『ビジョン』を上位計画とする個別計画である。

(2) 地域での生活を支援するサービス等を拡充

<地域で高齢者を支える>

●地域包括支援センターの設置

保健師、看護師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどの専門職が連携をとりながら、介護・福祉・医療などさまざまな分野から総合的に高齢者とその家族の生活を支える地域の窓口として、区内25か所の地域包括支援センターを設置している。

●包括的支援事業

介護予防サービスの計画の作成、総合的な相談、虐待防止等の権利擁護・包括的かつ継続的なマネジメント支援などのほか、医療と介護の連携、認知症施策、介護予防・生活支援サービスの体制整備などの事業を行っている。

●高齢者の総合相談・医療と介護の相談窓口

地域包括支援センターでは、保健、医療および福祉のサービスを一体的に受けられるよう、助言や案内を含む総合相談を行っている。また、医療と介護の相談窓口では、一人ひとりに合った医療・介護連携チームの構築を支援するとともに、状況により認知症専門医による相談を行っている。

〔高齢者サービスに関わる相談件数〕（単位：件）令和元年度

種 別	相談件数
施設入所	4,091
在宅福祉サービス	11,864
経済的事項	4,389
家庭的事項	6,707
医療・保健	22,004
住宅	1,811
介護保険	104,420
権利擁護	7,334
その他	19,309
合 計	181,929

●高齢者支え合いサポーター育成研修の実施

ボランティア活動を希望する元気高齢者等に研修を実施し、修了者を「高齢者支え合いサポーター」として認定している。

サポーターは、高齢者施設における職員の補助、高齢者の自宅における簡易の家事援助サービス等を行う。令和元年度は研修を2回行い、64人を育成した。

●生活支援コーディネーターの配置

生活支援コーディネーターは、高齢者支え合いサポーターとサービスを実施する事業者や団体との橋渡しや、地域団体等への働きかけによる地域資源の開発等を行っている。

●高齢者見守りネットワークの構築

地域団体や民間事業者等と高齢者見守りネットワーク協定を締結するなどの取組を行っている。

地域で事業を行う民間事業者等の協力も得ることで、見守りの層を拡充・強化した。令和元年度末時点の協定締結団体は37団体であった。

●ひとり暮らし高齢者等訪問支援事業

地域包括支援センターの職員と区民ボランティアが自宅を訪問し、介護予防など個々の状況に応じた支援につなげる取組を実施している。令和元年度の訪問人数は12,913人であった。

<高齢者等への支援>

●地域支援事業

「介護保険法」に基づき、高齢者が要支援・要介護状態となることを予防するとともに、要介護状態等になった場合でも、可能な限り地域において自立した日

常生活を営むことができるよう支援する事業である。費用は、公費（国、都、区）と介護保険料で賄われている。

令和元年度は、介護予防・日常生活支援総合事業および包括的支援事業のほか、以下の任意事業を実施した。

1 介護給付費適正化推進事業

- ・ケアプラン標準化
- ・介護給付費通知

2 家族介護支援事業

- ・家族介護者教室
- ・認知症高齢者位置情報提供サービス利用料助成
- ・認知症介護者支援事業
- ・家族介護慰労金
- ・紙おむつ等の支給

3 その他事業

- ・食事サービス
- ・認知症理解普及促進事業

●三療サービス

65 歳以上の高齢者を対象に、はり、きゅう、マッサージ、指圧のいずれか 1 つを 1 回 1,500 円、年 4 回を限度に受けることができる利用券を希望者に交付している。令和元年度は、11,341 回利用された。

●ひとり暮らし高齢者等に対する給付

1 入浴証の交付

65 歳以上のひとり暮らしの高齢者に、区が契約した公衆浴場を 1 回 100 円で利用できるシール方式の入浴証を、1 人年間 52 回分を限度に交付している。令和元年度入浴証の交付決定者数は 3,870 人で、利用は 128,485 回であった。

2 居宅火災予防設備の給付

65 歳以上で要介護 3 以上（認知症の診断を受けた人は要介護 1 以上）であって、心身機能に低下のあるひとり暮らしの高齢者などを対象に生活環境や健康状態などを考慮して、居宅火災予防設備を給付している。

令和元年度の火災警報器の給付件数は 1 件、自動消火器の給付件数は 3 件であった。

3 高齢者食事サービス

65 歳以上のひとり暮らしの高齢者、または高齢者のみの世帯等で、定期的な食事の確保が困難な人に対し、配食またはデイサービスセンターでの会食を提供し、同時に安否確認を行っている。

〔食事サービス実施状況〕

令和元年度

サービス	延べ利用者数（人）	提供食数（食）
会 食	368	2,154
配 食	19,165	190,457
合 計	19,533	192,611

4 家具転倒防止器具取付費助成

65 歳以上で身体障害者手帳 1・2 級または愛の手帳所持者のみで構成される世帯で器具の取付けが困難な場合、家具を器具で固定したり、ガラス飛散防止フィルムを貼り付ける取付工事費を助成している。なお、令和 2 年度より精神障害者保健福祉手帳 1 級所持者を対象としている。令和元年度の取付件数は、10 件であった。

5 高齢者お困りごと支援事業

75 歳以上のひとり暮らし高齢者、または 75 歳以上の高齢者のみの世帯を対象に、日常生活上のちょっとした困りごとを、地域の元気高齢者が解決して安心した生活を送ることを支援するとともに、元気高齢者の地域貢献活動の推進を図っている。令和元年度は、延べ 227 件の利用があった。

●高齢者自立支援用具給付および住宅改修給付事業

介護保険の非該当者のうち自立生活への支援が必要な人を対象に給付している。

また、この両事業では、一部、介護保険の要支援・要介護認定者を対象に、介護保険対象外のサービスを実施している。令和元年度の給付件数は、自立支援用具 1,357 件、住宅改修（予防改修）10 件、住宅改修（設備改修）278 件であった。

●緊急一時宿泊事業（緊急保護利用）

生活上の諸問題を抱え、援助または緊急の保護を必要とするおおむね 65 歳以上の高齢者（介護保険で要介護（支援）認定を受けた場合を除く。）に対し、区内の福祉施設の居室を緊急保護利用として原則 10 日以内で提供する。利用料は区が負担する（食費は自己負担）。令和元年度の被保護者数は 30 人、滞在延べ日数は 218 日であった。

●車いす等の貸与事業

年齢に関係なく、一時的なけがや病気などにより自宅で車いすや介護用ベッドの利用を必要とする場合に 6 か月を限度に用具の貸与を行っている（介護保険で要介護（支援）認定を受けた場合などを除く。）。令和元年度の延べ利用件数は、介護用ベッド 147 件、車いす 346 件であった。

<要介護・要支援高齢者への支援>

●介護保険制度

介護保険制度は、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、必要な介護サービスを総合的に利用できる社会保険制度である。12年4月の創設から20年が経ち、高齢者の生活を支える基幹的な制度として定着している。

令和元年度は、「第7期介護保険事業計画」に基づき、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的・継続的に提供される地域包括ケアシステムを確立することを目標とし、介護保険施設の整備や地域密着型サービスの更なる充実などを推し進めた。

1 保険者

保険者である区は、制度運営を主体として行い、保険者と国・都・医療保険者・年金保険者が重層的に協力しあう構造となっている。

2 被保険者

被保険者は、区内に住所を有する40歳以上の区民である。被保険者は、つぎの2つに分かれる。

(1) 第1号被保険者（65歳以上）

保険料は、3年を単位とした事業運営期間ごとに、区が決定する。30年度から令和2年度まで、基準年額を77,640円、本人の所得や住民税課税状況等に応じた15の段階に定めた。

納付方法は、年金からの差し引き（特別徴収）と、納付書または口座振替による直接納付（普通徴収）がある。介護サービスは、介護が必要となった原因は問わずに、要介護認定を受けたときに利用できる。

(2) 第2号被保険者（医療保険に加入している40～64歳）

保険料は、加入している医療保険の保険料と併せて徴収され、算定方法は医療保険ごとに異なる。

介護サービスは、介護保険で対象となる病気（16種類の特定疾病）が原因で要介護認定を受けたときに利用できる。

〔第1号被保険者数の推移〕 (単位：人(％))

年次	第1号被保険者
28	156,429 (21.7)
29	158,154 (21.8)
30	159,716 (21.9)
元	160,721 (21.9)
2	161,729 (21.8)

注：() は練馬区全人口に対する割合

〔第1号被保険者の保険料収納状況〕

年度	現年分		滞納繰越分	
	収納額 (円)	収納率 (%)	収納額 (円)	収納率 (%)
27	10,919,655,780	97.7	64,639,730	15.0
28	11,136,277,480	97.8	69,603,501	14.9
29	11,279,992,480	98.0	67,084,040	13.9
30	12,574,772,560	98.3	68,686,640	14.4
元	12,364,923,830	98.3	74,978,330	16.6

注：現年分の収納額は、還付未済額を除く。

3 要介護・要支援認定

介護保険サービスを利用するには、申請をして、要介護・要支援認定を受ける必要がある。

被保険者への訪問調査と主治医の意見書を基に、介護認定審査会において審査・判定を行う。

介護認定審査会は、学識経験者4人で構成され、令和元年度は委員224人（令和元年度末現在）、48合議体で運営した。

〔要介護認定申請等の状況〕

年 度	要介護認定申請 (件)	審査会開催数 (回)	審査判定 (件)
29	31,399	828	29,541
30	30,270	818	28,571
元	32,554	809	30,922

〔要介護認定者数の状況〕 各年度末現在

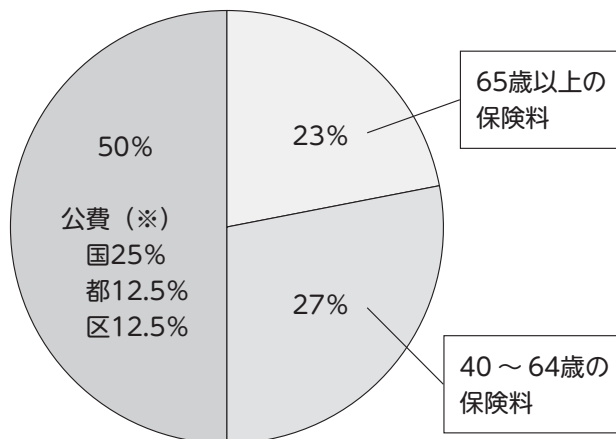
区分 \ 年度	29	30	元
	人数 (割合)	人数 (割合)	人数 (割合)
要支援1	3,614 (11.1)	4,127 (12.2)	4,504 (12.9)
要支援2	3,992 (12.3)	4,174 (12.3)	4,208 (12.1)
要介護1	6,086 (18.7)	6,230 (18.3)	6,465 (18.6)
要介護2	6,974 (21.4)	7,248 (21.3)	7,133 (20.5)
要介護3	4,531 (13.9)	4,606 (13.6)	4,715 (13.5)
要介護4	3,973 (12.2)	4,176 (12.3)	4,266 (12.3)
要介護5	3,388 (10.4)	3,394 (10.0)	3,507 (10.1)
合 計	32,558 (100.0)	33,955 (100.0)	34,798 (100.0)

4 財源の仕組み

保険財源の収支を明確にするため、一般会計と区別して特別会計（介護保険会計）を設けている（介護保険会計予算は50ページ、決算は60ページを参照）。

保険給付に要する費用は、公費50%と保険料50%で賄われている。その他の内訳は表のとおりである。

〔保険給付の財源割合〕



※：居宅給付費の場合の内訳
 国の負担のうち5%分は、全国の区市町村格差の調整に使われる。
 令和元年度、区は5.48%の交付を受けた。

●相談・苦情

利用者からのサービスについての相談・苦情を処理する仕組みが制度的に位置付けられている。サービス事業者、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、介護保険課、国民健康保険団体連合会、都などが窓口となる。区では、地域包括支援センターおよび介護保険課で受けた相談や苦情を取りまとめ、令和元年度は東京都国民健康保険団体連合会へ29件の報告を行った。

また、要介護認定や保険料の賦課徴収などに関する行政処分に対して不服がある場合には、都に設置された介護保険審査会に審査請求を行うことができる。令和元年度の審査請求はなかった。

●保険給付

介護保険のサービスを利用すると、原則として1割から3割を利用者が負担し、残りの9割から7割が介護保険から給付される。対象となるサービスは、つぎの3種類である。

1 居宅サービス（予防給付・介護給付）

在宅での介護を中心としたサービスで、「訪問介護」「通所介護」「短期入所生活介護（ショートステイ）」等のサービスの中から、利用者の希望に合うものを組み合わせ利用できる。

2 施設サービス

施設に入所して利用する介護サービスのことで、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院の4つのタイプに分かれる。利用者が直接、施設に申し込みをして利用する。

3 地域密着型サービス

介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で自

分らしい暮らしを続けることができるように、区が指定した事業者が区民に提供するサービスをいう。利用者は原則として区民に限定される。

〔保険給付費の状況〕

〔居宅サービス〕

年 度	給 付 費 (円)	受給者数 (人)	1人当たり (円)
27	27,614,686,991	236,985	116,525
28	25,511,202,742	227,928	111,927
29	26,545,506,454	235,734	112,608
30	27,304,470,425	244,123	111,847
元	28,549,276,807	251,425	113,550

〔施設サービス〕

年 度	給 付 費 (円)	受給者数 (人)	1人当たり (円)
27	12,001,244,239	43,860	273,626
28	12,336,666,373	45,708	269,902
29	13,140,395,752	46,704	281,355
30	13,967,361,965	48,985	285,135
元	14,666,871,799	50,613	289,785

〔地域密着型サービス〕

年 度	給 付 費 (円)	受給者数 (人)	1人当たり (円)
27	2,947,915,045	17,338	170,026
28	5,353,159,336	50,835	105,305
29	5,744,689,885	53,942	106,498
30	5,834,042,465	54,448	107,149
元	5,757,538,967	52,293	110,102

〔介護サービスの種類および利用実績〕 (単位：人)

サービスの種類	年度	29	30	元
居宅サービス				
(介護給付)				
訪問介護		80,168	79,813	79,646
訪問入浴介護		5,495	5,204	5,223
訪問看護		35,352	38,110	41,181
訪問リハビリテーション		4,527	5,091	6,057
居宅療養管理指導		65,959	69,807	77,318
通所介護		59,869	61,835	65,042
通所リハビリテーション		20,713	21,987	22,304
短期入所生活介護・療養介護		17,173	16,852	16,934
特定施設入居者生活介護		28,723	29,981	31,654
福祉用具貸与		110,610	115,187	118,945
居宅介護支援		172,599	175,746	177,129
福祉用具購入費の支給		2,144	2,030	2,027
住宅改修費の支給		1,744	1,671	1,495
(予防給付)				
介護予防訪問介護		95	4	0
介護予防訪問入浴介護		2	1	9
介護予防訪問看護		2,960	3,265	3,902
介護予防訪問リハビリテーション		312	411	543
介護予防居宅療養管理指導		3,614	3,902	4,556
介護予防通所介護		58	1	0
介護予防通所リハビリテーション		3,276	3,966	4,794
介護予防短期入所生活介護・療養介護		196	147	191
介護予防特定施設入居者生活介護		2,906	2,970	3,132
介護予防福祉用具貸与		16,256	17,664	20,289
介護予防支援		21,074	23,091	26,465
介護予防福祉用具購入費の支給		441	402	461
介護予防住宅改修費の支給		743	719	762
施設サービス				
介護老人福祉施設		29,434	31,929	33,886
介護老人保健施設		13,946	14,322	14,414
介護療養型医療施設		3,592	2,763	2,287
介護医療院		—	21	80
地域密着型サービス				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護		1,626	1,757	1,987
夜間対応型訪問介護		3,636	3,689	2,769
地域密着型通所介護		36,984	36,591	34,562
認知症対応型通所介護		3,264	3,268	3,362
小規模多機能型居宅介護		2,989	3,169	3,151
認知症対応型共同生活介護		6,336	6,362	6,396
看護小規模多機能型居宅介護		52	190	273
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		11	12	12
介護予防認知症対応型通所介護		8	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護		136	109	111
介護予防認知症対応型共同生活介護		0	0	0

注：①人数は各月の利用者数の合計
②3月～翌年2月利用分
③居宅サービスおよび地域密着型サービスの一部は各サービスを組み合わせて利用するため、人数は重複している。

●利用者負担の軽減

低所得者等でも介護サービスが利用しやすいように、利用者負担を軽減している。

1 高額介護（介護予防）サービス費の支給

介護保険の自己負担額が、所得に応じた一定の上限額を超えた場合に、超えた分を払い戻す。令和元年度は延べ117,060件、1,654,883,095円を支給した。

2 高額医療合算介護（介護予防）サービス費

介護保険と医療保険の自己負担額を合算した額が、所得に応じた一定の上限額を超えた場合に、超えた分を払い戻す。令和元年度は、延べ6,509件、255,424,973円を支給した。

3 居住費および食費の減額（補足給付）

介護保険施設の入所者および短期入所サービスの利用者で、低所得者には居住費（滞在費）および食費を減額する。令和元年度の減額認定証交付件数は延べ5,115件、1,257,893,853円を減額した。

4 旧措置入所者の負担軽減

「介護保険法」施行日前からの特別養護老人ホーム措置入所者に対して、利用者負担および居住費・食費の減免を行う。令和元年度の利用者負担減免の認定証交付件数は3件、食費・居住費の減額認定証交付件数は8件であった。

5 生計困難者に対する利用者負担軽減

低所得者負担軽減実施事業者が提供するサービスを利用した場合、自己負担額を軽減している。令和元年度の軽減確認の交付件数は528件であった。

●要介護高齢者の在宅支援サービス

1 出張調髪（自己負担あり）

65歳以上の外出困難な高齢者で要介護3～5と認定された人が対象となる。高齢者の住宅および区内入院先で出張調髪を受けられる利用券を年5枚を限度に交付している。なお、1回当たり500円の利用者負担金がある。令和元年度の利用者は、延べ5,220人であった。

2 布団乾燥消毒・丸洗い（自己負担あり）

65歳以上の在宅の高齢者で要介護1～5と認定された人で、ひとり暮らしの高齢者および高齢者のみの世帯が対象となる。令和元年度は、乾燥消毒が4,409件、薬品消毒が501件、水洗いが456件であった。

3 寝具フリーニング券の支給（自己負担あり）

65歳以上の在宅の高齢者で要介護3～5と認定された人が対象となる。区内の対象店で利用できる券を年24枚を限度に交付している。令和元年度は、延べ3,902枚の利用券が使用された。

4 紙おむつ等の支給（自己負担あり）

要介護1～5と認定され、本人の所得が基準額以下で常時紙おむつ等を必要とする65歳以上の高齢者および初老期における認知症の人（要介護1以上）を対象に支給している。なお、購入額の一割が利用者負担となる。令和元年度は、延べ65,863人に支給した。

また、支給対象者ではあるが区が支給する紙おむつ等を使用できない（入院先が指定しているおむつを購入する等）場合に、おむつ代（月額4,800円）を延べ

4,365 人に支給した。

5 リフト付福祉タクシーの運行

65 歳以上で要介護 3 ～ 5 と認定され、外出時、車いす等を利用する人を対象に、予約料および迎車料に相当する料金を区が負担している。令和元年度の運行回数は 11,025 回であった。

6 認知症高齢者位置情報提供サービス利用料助成事業

徘徊行動のある認知症の人の介護者が、区と協定を結んでいる事業者の位置情報提供サービスを利用する際に、利用料の半額を助成している。令和元年度は、延べ 575 人の利用があった。

7 緊急一時宿泊（緊急ショートステイ利用（自己負担あり））

要介護・要支援の認定を受けた人のうち、介護をする家族の急病、けがまたは親族の葬儀への参加などのため介護できず、かつ介護保険による短期入所生活介護の空きがない場合に、区内の福祉施設の居室を緊急ショートステイとして原則 10 日以内で提供する。

利用者は、1 泊 3,000 円および食費を負担する。令和元年度の利用者数は 6 人、利用日数は 56 日であった。

8 家族介護慰労金

要介護 4・5 と認定された家族を在宅で介護しており、過去 1 年間介護保険サービスを利用しなかった住民税非課税世帯を対象に、年額 10 万円の家族介護慰労金を支給している。令和元年度は、6 人に支給した。

●高齢者在宅生活あんしん事業

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、65 歳以上のひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の高齢者で、慢性疾患等のため日常生活上常に注意を要する人または要介護・要支援・総合事業対象者の人が、①緊急通報システム、②生活リズムセンター、③定期訪問、④電話訪問、⑤配食サービスのうち、必要なサービスを組み合わせて利用できる。令和元年度の利用者数は 1,808 人であった。

●認知症対策事業

啓発活動や地域活動の育成支援を実施した。また、認知症の理解を広め、認知症の人や家族を支えるための事業も展開している。

〔予防事業〕

令和元年度

区 分		回数・延べ人数など	
啓 発	講演会・講座	4 回	126 人
	パンフレット作成・配布	5,500 部	
地域活動 育成支援	認知症予防プログラム	104 回	1,173 人 中止
	・予防プログラム ・プログラム修了者支援		
人材育成	認知症予防推進員連絡会	2 回	88 人 中止
	認知症予防推進員養成講座 (7 日制)		

〔支援事業〕

令和元年度

区 分		回数・延べ人数など	
啓 発	講演会	6 回	(256 人)
	早期対応	48 回	(94 人)
人材育成	認知症サポーター養成講座	105 回	(3,064 人)
	認知症サポーター・ ステップアップ講座	2 回	(60 人)
地域支援	介護家族の学習・交流会	3 回	(134 人)
	認知症介護家族による 「介護なんでも電話相談」	50 回	(125 件)

●家族介護者教室

介護をしている家族等を対象に、高齢者の健康や介護についての知識・技術、介護者自身の健康維持等を学ぶ教室をデイサービスセンター等で開催している。令和元年度は、847 人が受講した。

<在宅療養の推進>

●在宅療養に従事する多職種連携の推進

在宅療養を支援する職種は医療、介護などさまざまである。事例検討を通じた相互理解や交流の機会を提供するため、令和元年度は、事例検討会・交流会を 4 回実施した。また、区内の病院スタッフが、在宅スタッフの業務内容に関する理解を深め、入院患者が在宅療養へスムーズに移行できる体制を構築するための研修を 52 回実施した。

●サービス提供体制の充実

医療と介護の情報を誰もがすぐに入手できる環境を整えるため、医療と介護の情報サイトを区ホームページ内に開設している。練馬区医師会の協力を得て、在宅療養患者の短期間の入院に対する後方支援病床を確保し、令和元年度は 170 件の利用があった。

●区民への啓発、家族への支援

在宅療養について、区民の理解を深めることを目的として、講演会を 2 回開催し、326 人の参加があった。

22 介護施設の整備と介護人材の確保

(1) 介護施設の整備と介護人材の確保

●老人ホーム

1 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

原則、要介護3以上の認定を受け、常時介護が必要なため家庭での生活が困難な高齢者などを対象とした入所型施設である。入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理および療養上の世話を行うことを目的としている。

区では、社会福祉法人が施設を建設する場合、建設費用の一部を助成することにより、その設置促進を図っている。

〔介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）〕

令和2年4月1日現在

名 称	開設年月	定員 (人)	設置・運営
育秀苑	昭和 62年11月	60	(福) 育秀会
※ 田柄	平成 元年4月	100	(福) 練馬区社会福祉事業団
光陽苑	3年4月	60	(福) 泉陽会
※ 関町	5年6月	70	(福) 練馬区社会福祉事業団
※ 富士見台	6年6月	50	(福) 練馬区社会福祉事業団
やすらぎの里大泉	6年11月	50	(福) 章佑会
練馬キングス・ガーデン	8年12月	50	(福) キングス・ガーデン東京
第2育秀苑	10年4月	50	(福) 育秀会
第二光陽苑	11年4月	100	(福) 泉陽会
※ 大泉	11年4月	120	(福) 練馬区社会福祉事業団
やすらぎミラージュ	11年5月	70	(福) 章佑会
練馬高松園	12年4月	97	(福) 東京福祉会
土支田創生苑	13年4月	80	(福) 創生
フローラ石神井公園	15年4月	90	(福) 練馬豊成会
豊玉南しあわせの里	16年4月	63	(福) 安心会
こぐれの里	17年4月	50	(福) 東京雄心会
さくらヶ丘	19年2月	72	(福) 北山会
第2練馬高松園	19年10月	62	(福) 東京福祉会
こぐれの杜	22年4月	60	(福) 東京雄心会
みさよはうす土支田	22年4月	30	(福) シルヴァーウィング
サンライズ大泉	24年11月	50	(福) 芳洋会
石神井台秋月	25年3月	177	(福) さわらび会
南大泉かがやきの里	25年4月	47	(福) 安心会
上石神井	25年5月	30	(福) 練馬区社会福祉事業団
第3育秀苑	25年6月	60	(福) 育秀会
やすらぎグランデ	26年6月	90	(福) 章佑会
やすらぎシティ東大泉	26年12月	50	(福) 章佑会
練馬さくらの杜	29年8月	108	(福) 春和会
練馬の丘キングス・ガーデン	29年8月	96	(福) キングス・ガーデン東京
練馬さくらの杜アネックス	31年4月	83	(福) 春和会
上石神井幸朋苑	令和 元年10月	40	(福) こうほうえん

注：※は平成23年4月1日に区立施設を民営化した施設

2 軽費老人ホーム

60歳以上で、自炊ができない程度の身体機能の低下が認められ、独立して生活するには不安が認められる高齢者を対象とした入所型施設である。自立した生活の維持を支援するため、食事などのサービスが提供されている。現在、区立大泉ケアハウス（定員50人）が整備されている。

また、居室の床面積・職員配置等の基準を緩和し、利用料の低廉化を図った都市型軽費老人ホームの設置促進のため、区では民間事業者等が施設を整備する場合、建設費用の一部を助成している。令和2年4月1日現在、10施設（定員190人）がある。

●介護老人保健施設

要介護1～5の認定を受け、病状が安定し入院治療を要しないものの医療上のケアを必要とする高齢者などを対象とした入所型施設である。医学的な管理の下で介護や機能訓練などを行い、在宅復帰を支援することを目的としている。令和2年4月1日現在、14施設（定員1,316人）がある。

●地域密着型サービス

18年4月に創設され、原則として区民のみが利用できるサービスで、区内にはつぎの7種類がある。

民間事業者等が施設を整備する場合、建設費用の一部を助成することにより、設置促進を図っている。

1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

訪問介護と訪問看護が連携しながらサービスを提供している。

〔対象〕 要介護1～5の認定を受けた高齢者など

〔サービス〕 日中・夜間を通じて受ける定期巡回および随時対応の訪問介護や訪問看護など

2 夜間対応型訪問介護

〔対象〕 要介護1～5の認定を受けた高齢者など

〔サービス〕 夜間に受ける定期巡回および随時対応の訪問介護など

3 地域密着型通所介護

定員18人以下の小規模な通所施設である。なお、30年4月1日から、新たに共生型地域密着型通所介護が創設された。

〔対象〕 要介護1～5の認定を受けた高齢者など

〔サービス〕 入浴、食事、機能訓練など

4 認知症対応型通所介護

〔対象〕 要支援1・2または要介護1～5の認定を受

けた認知症の高齢者など

〔サービス〕入浴、食事、機能訓練など

5 小規模多機能型居宅介護

「事業所への通い」を中心として、利用者の希望などにより「訪問」や「宿泊」を組み合わせ、サービスを受けることができる。

〔対象〕要支援1・2または要介護1～5の認定を受けた高齢者など

〔サービス〕入浴、食事、機能訓練など

6 看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護に訪問看護を組み合わせたサービスを提供している。

〔対象〕要介護1～5の認定を受けた高齢者など

〔サービス〕入浴、食事、機能訓練など

7 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

少人数で家庭的な雰囲気の中で生活しながら介護を受けられる施設である。

〔対象〕要支援2または要介護1～5の認定を受けた認知症の高齢者など

〔サービス〕入浴、食事、機能訓練など

●事業者状況

介護サービス事業者には、都が指定した居宅サービス・介護予防サービス事業者、介護保険施設と区が指定した地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス事業者、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者および介護予防・生活支援サービス事業者がある。

「介護保険法」の規定により、地域包括支援センターが介護予防支援事業者として指定を受けている。

なお、30年4月1日から、居宅介護支援事業者の指定権限が都から区に移管された。

〔区内の居宅サービス・介護予防サービス事業者等の状況〕

令和2年4月1日現在

サービスの種類	事業者数	介護予防サービス事業者数
居宅介護支援	213	—
介護予防支援	—	25
訪問介護	201	—
訪問入浴介護	8	8
訪問看護	69	69
訪問リハビリテーション	13	13
通所介護	77	—
通所リハビリテーション	21	20
短期入所生活介護	36	34
短期入所療養介護	16	16
特定施設入居者生活介護	65	48
福祉用具貸与	42	—
特定福祉用具販売	44	—
合 計	805	233

〔区内の地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス事業者の状況〕

令和2年4月1日現在

サービスの種類	事業者数	介護予防サービス事業者数
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	13	—
夜間対応型訪問介護	2	—
地域密着型通所介護	114	—
認知症対応型通所介護	15	14
小規模多機能型居宅介護	16	16
看護小規模多機能型居宅介護	3	—
認知症対応型共同生活介護	34	34
合 計	197	64

〔区内の介護保険施設の状況〕

令和2年4月1日現在

サービスの種類	施設数
介護老人福祉施設（定員2,215人）	31
介護老人保健施設（定員1,316人）	14
介護療養型医療施設（定員60人）	1
合 計	46

〔区内の介護予防・日常生活支援サービス事業者の状況〕

令和2年4月1日現在

サービスの種類	事業者数
第1号訪問事業（訪問型サービス）	162
第1号通所事業（通所型サービス）	158
合 計	320

●社会福祉法人練馬区社会福祉事業団

（福）練馬区社会福祉事業団は、区立の特別養護老人ホームなどの社会福祉施設の効率的・効果的運営を

平成 21 年 4 月には、練馬介護人材育成・研修センターを設置した。区では運営費を一部補助しており、専門性を持った介護従事者の育成と人材確保を支援する事業を実施している。

23 年 4 月から区立特別養護老人ホームおよび併設のデイサービスセンターは、(福)練馬区社会福祉事業団を民営化対象事業者として民営化した。また、25 年 5 月には(福)練馬区社会福祉事業団が初めて自己資金で建設した上石神井特別養護老人ホームを開設した。26 年 12 月には都市型軽費老人ホーム橋戸の丘を開設した。

良質な介護サービスが安定的に提供されるよう介護人材の確保、育成、定着を支援している。

〔介護人材確保・育成・定着支援事業〕		令和元年度
区 分		申請者・ 受講者数など
受講料助成	介護職員初任者研修受講料助成	107 人
	介護職員実務者研修受講料助成	178 人
	介護福祉士資格取得費用助成	61 人
	介護支援専門員資格更新研修費助成	132 人
求人・採用 活動支援	集合型セミナー	1 回 17 人
人材育成	介護従事者養成研修	175 人（※）
定着支援	キャリアパス作成支援事業	1 回 49 名
	ICT 機器等導入支援事業	13 施設

※：修了者数



23 元気高齢者の社会参加・介護予防の推進



(1) 高齢者の多様な社会参加の促進

●老人クラブ・文化祭など

1 老人クラブ等運営助成

地域のおおむね 60 歳以上の高齢者で組織する老人クラブや、老人クラブで組織する老人クラブ連合会の活動を支援するため、助成金を交付している。令和元年度のクラブ数は 123 団体（会員数 8,884 人）、助成額は老人クラブが 3,527 万円、老人クラブ連合会が 684 万円であった。

2 老人クラブ農園

農園事業を実施している老人クラブに農園を提供している。令和元年度末現在の農園数は 24 か所 17,427.17㎡で、39 の老人クラブが利用した。

3 老人クラブゲートボール場

老人クラブ会員相互の親睦と健康の増進に寄与するため、民有地を借り上げ、ゲートボール場として提供している。令和元年度末現在 3 か所 3 面を提供し、4 つの老人クラブが利用した。

4 寿文化祭

練馬区老人クラブ連合会の主催で、おおむね 60 歳以上の高齢者を対象に、芸能大会を 2 日間開催している。令和元年度は、9 月 18・19 日に練馬文化センターで開催し、芸能参加数 80 組、出演者 1,049 人、作品出品数 75 点であった。

●高齢者サークル事業助成

高齢者サークルが行うボランティア活動および会員以外の区民等の参加を中心とする事業に対して、事業費の一部を助成している。令和元年度の助成額は、14 サークル計 46 万円であった。

●公益社団法人練馬区シルバー人材センター

働くことを通して健康を保持するとともに、生きがいなどを得ることを目的として、昭和 52 年 7 月に設立され、平成 23 年 4 月に公益社団法人となった。

区に居住する、おおむね 60 歳以上の健康で働く意欲があり、就業および社会奉仕活動等を通じて生きがいの充実や社会参加等を希望する人で構成される会員組織である。令和元年度末現在の会員数は 3,626 人で、受注実績は 13 億 8,901 万円であり、延べ 332,092 人が就業した。

●高齢者就業・社会参加支援事業

1 元気高齢者介護施設業務補助事業

介護現場で元気な高齢者が活躍できるよう、介護施設の清掃や洗濯などの軽作業の担い手として、（公社）練馬区シルバー人材センターの会員を活用し、実施している。令和元年度は、特別養護老人ホーム、認知症対応型グループホーム、介護老人保健施設を対象とした。

2 シニア職場体験事業

高齢者の就労促進を図るため、29 年に開始した「シニア就職活動支援事業」を見直し、令和元年 9 月に事業を開始した。シニア世代の就職を支援するセミナーを区内 4 地域で計 8 回行うとともに、個別相談会と（公社）練馬区シルバー人材センターの紹介を行った。参加者は延べ 115 人であった。また、就労前に職場の見学や体験の機会を設け、高齢者と企業の相互理解を促進した。

●高齢者の生活ガイド

区が行っている高齢者向けの保健・福祉サービス等を掲載した冊子を年 1 回作成し、無料配布している。

●シニアナビねりま

おおむね 50 歳以上のシニア世代の人を対象に、社会参加活動を支援するための情報を発信するホームページを開設している。

●高齢者いきいき健康事業

65 歳以上の高齢者が、指定保養施設・理美容店・庭の湯・映画館等、10 の事業から希望の 1 事業に利用できる「いきいき健康券」を交付している。令和元年度は、84,686 人の申込みがあった。

●敬老祝品

最高年齢者、百歳以上、白寿（99 歳）、米寿（88 歳）の区民にそれぞれ祝品を贈呈している。元年度は、祝品を最高年齢者（108 歳）1 人、百歳以上 447 人、白寿 233 人、米寿 3,370 人に贈呈した。

●高齢者施設

1 はつらつセンター

60 歳以上の高齢者を対象に、健康の増進、教養および福祉の向上を図ることを目的とした高齢者センターを、平成元年 7 月に光が丘、7 年 10 月に関、16

年 10 月に豊玉に開設した。29 年 4 月のはつらつセンター大泉開設と同時に、高齢者センターの名称を「はつらつセンター」に変更した。

2 敬老館等

地域の高齢者施設として敬老館、また敬老館事業を行う施設として厚生文化会館、地区区民館が設置されている。

これらの施設には、娯楽室、休養室、集会室等があり、高齢者の憩いと交流の場として利用されている。

〔高齢者施設の個人利用状況〕

(単位：延べ人)

施設名	29 年度	30 年度	元年度
〈はつらつセンター〉			
光が丘	84,932	77,528	77,356
関	40,346	45,489	42,166
豊玉	33,545	34,816	25,580
大泉	53,316	61,215	58,827
〈敬老館〉			
栄町	16,053	16,840	16,076
中村	23,557	22,263	22,445
春日町	17,785	17,782	15,286
南田中	20,514	20,759	19,100
高野台	17,809	15,263	15,369
三原台	22,776	22,478	18,745
石神井	18,848	18,309	15,922
石神井台	15,261	14,720	13,399
上石神井	19,123	19,297	16,565
東大泉	20,479	19,978	17,822
西大泉	17,921	18,185	15,719
大泉北	16,703	18,760	17,983
〈敬老室〉			
厚生文化会館	13,568	13,412	11,995
地区区民館	112,724	108,248	87,428
合 計	565,260	565,342	507,783

- ・認知症予防推進員養成講座
- ・いきがいデイサービス事業
- ・高齢者のための料理本「練馬発わかわか かむかむ元気ごはん」の普及
- ・「ねりまお口すっきり体操」の普及等

(2) 地域介護予防活動支援事業

- ・認知症予防プログラム
- ・介護予防推進員活動支援
- ・認知症予防推進員活動支援

(3) 地域リハビリテーション活動支援事業

自主活動支援・自立生活支援

(4) はつらつシニアクラブ

地域で体力や体組成（筋肉量や脂肪量など）、血管年齢などの測定会を開催し、健康へのアドバイスをを行うとともに、地域団体の参加を得て高齢者と団体のマッチングを行う。また、閉じこもりがちな高齢者を地域活動につなげる「ねりまウォーキングクラブ」を実施した。

(5) 街かどケアカフェ

高齢者をはじめとする地域の人が気軽に集いお茶を飲みながら、介護予防について学べる、交流・相談・介護予防の拠点として、区立施設内 4 所、地域の集いの場 20 所の計 24 所で運営している。

また、25 所の地域包括支援センターが地域に出向いて開催する、出張型街かどケアカフェを実施している。

2 介護予防・生活支援サービス事業

- (1) 訪問サービス事業
- (2) シルバーサポート事業
- (3) 通所サービス事業
- (4) 食のほっとサロン
- (5) 高齢者筋力向上トレーニング事業（短期集中して取り組む通所サービス事業）

(2) 介護予防の推進

●介護予防・日常生活支援総合事業

一般介護予防事業と介護予防・生活支援サービス事業で構成され、介護予防と日常生活の自立を支援することを目的とする。

1 一般介護予防事業（健康長寿はつらつ事業）

(1) 介護予防普及啓発事業

- ・はつらつライフ手帳の発行
- ・介護予防キャンペーン
- ・「ねりま ゆる×らく体操」の普及
- ・健康長寿はつらつ教室
- ・認知症予防啓発

第3章

安心を支える福祉と医療のまち

31	障害者の地域生活を 支える	110
32	生活の安定に向けた 自立の応援	117

33	地域福祉の推進	120
34	医療環境の充実	123
35	健康づくりの推進	125



食育推進ボランティアと和食ご飯に挑戦（「ちゃんとごはん」事業）

31 障害者の地域生活を支える

(1) 総合相談体制を構築する

●相談支援の充実

1 総合福祉事務所および保健相談所

総合福祉事務所（身体・知的障害）および保健相談所（精神障害）では、障害者（難病患者等を含む。）やその家族からの相談に応じ、福祉サービスの案内等を行っている。

〔障害者支援系の相談件数〕 (単位：件) 令和元年度

種別	総合福祉事務所	練馬	光が丘	石神井	大泉
身体障害者手帳交付	2,872	3,017	2,628	2,495	
自立支援医療（更生医療）	1,590	1,085	1,310	950	
補装具交付	887	1,509	1,239	1,091	
職業	0	0	8	20	
施設入所および紹介	440	945	505	748	
医療保健	1,271	1,827	1,246	1,285	
在宅・生活	5,056	5,649	15,513	10,118	
無料乗車券	708	809	774	590	
その他	547	357	324	350	
小計	13,371	15,198	23,547	17,647	
合計		69,763			

〔知的障害者担当系の相談件数〕 (単位：件) 令和元年度

種別	総合福祉事務所	練馬	光が丘	石神井	大泉
施設入所	386	520	405	264	
職親（しよくおや）委託	0	0	0	0	
職業	17	92	32	100	
医療保健	0	11	21	5	
生活	135	114	103	262	
教育	160	68	18	46	
その他	4,560	4,006	8,699	4,562	
小計	5,258	4,811	9,278	5,239	
合計		24,586			

〔保健相談所の保健師による相談者数〕 (単位：人) 令和元年度

保健相談所	豊玉	北	光が丘	石神井	大泉	関
相談内容						
一般精神（心の健康）	7,307	2,567	5,173	6,381	6,198	2,580
社会復帰	855	430	617	1,291	512	295
アルコール依存	201	68	25	213	276	40
薬物依存	56	1	11	24	40	28
児童・思春期	157	23	104	138	307	69
高齢者精神	88	86	155	85	219	80
小計	8,664	3,175	6,085	8,132	7,552	3,092
合計			36,700			

2 障害者地域生活支援センター

障害者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な支援を行う施設で、相談、各種講座の開催、地域との交流を通じた障害への理解の促進などの事業を行っている。

〔障害者地域生活支援センターの相談件数〕

(単位：件) 令和元年度

種別 施設	サービス 利用	障害状況 の悩み	就 労	社会生活	その他
きらら	5,183	8,773	641	2,159	243
すてっぷ	2,075	1,868	111	740	55
ういんぐ	4,674	6,264	178	771	406
さくら	3,581	2,379	247	1,572	48
小計	15,513	19,284	1,177	5,242	752
合計		41,968			

3 障害者虐待防止センターの設置

「障害者虐待防止法」に基づいて設置され、虐待の通報・届出の受付および虐待の防止のための相談等の対応、実施体制に関する総合調整等を行っている。

●手帳の交付

「身体障害者福祉法」、「東京都愛の手帳交付要綱」および「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づいて、都が身体障害者手帳、愛の手帳および精神障害者保健福祉手帳の発行を行っており、区が受付、交付事務等を行っている。

交付を受けた障害者は、各種福祉制度のほか、交通機関の運賃割引や税の軽減措置などが利用できる。

〔身体障害者手帳所持者数〕 (単位：人) 各年度末現在

区分 年次	視覚 障害	聴覚・平衡 機能障害	音声・言語 機能障害	内部 障害	肢体 不自由	合計
29	1,421 (26)	1,976 (116)	254 (0)	6,937 (86)	9,722 (245)	20,310 (473)
30	1,444 (27)	1,985 (112)	244 (0)	7,019 (90)	9,651 (252)	20,343 (481)
元	1,464 (30)	2,044 (111)	250 (0)	7,102 (91)	9,545 (259)	20,405 (491)

注：() 内の人数は 18 歳未満を再掲

〔知的障害者（児）愛の手帳所持者数〕

(単位：人) 各年度末現在

区分 年次	最重度	重度	中度	軽度	合計
29	181 (38)	1,278 (263)	1,105 (221)	2,261 (565)	4,825 (1,087)
30	190 (33)	1,285 (255)	1,141 (245)	2,356 (572)	4,972 (1,105)
元	196 (32)	1,289 (241)	1,147 (253)	2,418 (577)	5,050 (1,103)

注：() 内の人数は 18 歳未満を再掲

〔精神障害者保健福祉手帳所持者数〕

(単位：人) 各年度末現在

区分 年次	1 級	2 級	3 級	合計
29	322	3,327	2,818	6,467
30	331	3,543	3,127	7,001
元	410	3,983	3,167	7,560

(2) サービス提供体制を拡充する

●障害者総合支援法

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」は、障害者に必要な支援を規定した法律で、25 年 4 月から施行された。

1 対象者

身体障害者手帳所持者、愛の手帳所持者または知的障害があると判定された人、精神障害者保健福祉手帳所持者または精神障害（発達障害を含む。）があると判定された人、難病患者等が対象である。

2 障害支援区分認定

「障害者総合支援法」では、支給決定の仕組みの透明化、明確化のため、障害支援区分認定制度を取り入れている。

障害福祉サービス（介護給付等）を利用するには、障害支援区分認定を受ける必要がある。

一次判定（障害者の心身の状態についての認定調査等による）、二次判定（障害保健福祉の学識経験者で構成される審査会による）を行い、障害支援区分 1 ～ 6 が認定される。その後、サービス利用意向の聴取などを経て、サービス内容等を決定する。

〔障害支援区分の判定状況〕

(単位：件) 令和元年度

支援 対象者	判定区分							計
	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	
身体 障害者	0	0	12	63	42	32	104	253
知的 障害者	0	3	55	114	112	118	171	573
精神 障害者	0	3	152	99	12	3	1	270
難病 患者等	0	0	1	2	0	2	1	6
計	0	6	220	278	166	155	277	1,102

●「障害者総合支援法」による障害福祉サービス等

「障害者総合支援法」による給付は、介護給付、訓練等給付、地域相談支援給付、計画相談支援給付、自立支援医療、補装具費支給の自立支援給付と地域生活支援事業で構成されている。

1 自立支援給付

(1) 給付状況

〔給付状況一覧〕

(単位：人) 令和元年度

区 分	内 容	延べ人数
介護給付	居宅介護（身体・家事）	11,419
	重度訪問介護	1,243
	同行援護	2,404
	行動援護	67
	療養介護	906
	生活介護	13,480
	短期入所	3,166
	重度障害者等包括支援	0
	施設入所支援	5,593
訓練等給付	自立訓練	1,112
	就労移行支援	3,230
	就労継続支援	15,400
	就労定着支援	1,184
	自立生活援助	32
	共同生活援助	7,750
地域相談支援給付	地域移行支援	41
	地域定着支援	27
計画相談支援給付	計画相談支援	8,181

(2) 自立支援医療

自立支援医療には、精神通院医療、更生医療、育成医療の 3 種類がある。令和元年度の精神通院医療の利用者は、13,251 人であった。また、更生医療の利用者は 803 人、育成医療の利用者は 28 人であった。

(3) 補装具費支給

障害の種別、状態に応じて、車椅子、義足、視覚障害者安全つえ、補聴器などの費用を支給している。

令和元年度の支給状況は購入 841 件、修理 668 件、計 1,509 件であった。

2 地域生活支援事業

障害者が地域で自立した生活ができるように、障害状況に応じた支援を行う。主な事業は以下のとおりである。

(1) 意思疎通支援事業

意思疎通に支障のある障害者を支援するため、手話通訳者派遣や要約筆記者派遣を行っている。令和元年度の派遣回数は、手話通訳 3,056 件、要約筆記 294 件であった。また、各総合福祉事務所に手話通訳者を設置しており、令和元年度の設置回数は 127 回であった。

なお、東京手話通訳等派遣センターに事業の一部を委託している。

(2) 日常生活用具および住宅設備改善費の給付

障害者の在宅生活を支援するための制度で、特殊寝台、携帯用会話補助装置などの日常生活用具や浴室、便所等の改善費用を給付している。住宅設備改善費の給付については、65 歳以上の人は屋内移動設備・階段昇降機のみが対象になる。40 ～ 64 歳の「介護保険法」に基づく住宅改修の対象者は、介護保険の住宅改修費の受給後、不足する分が対象となる場合がある。令和元年度の日常生活用具の給付は 13,005 件、住宅設備改善費給付は 36 件であった。

(3) 移動支援事業

地域での自立生活や社会参加を促すために、屋外での移動が困難な障害者に対し、外出のための支援を行っている。令和元年度は延べ 11,307 人が利用した。

(4) 地域活動支援センター事業

障害者の創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進を図っている。区内に 6 か所ある。

(5) 訪問入浴サービス事業

重度身体障害者で、家族等の介護だけでは入浴困難な人を対象として、巡回入浴車による訪問入浴を行っている（介護保険対象者を除く。）。令和元年度の利用者は延べ 936 人であった。

(6) 日中一時支援事業

障害者の日中における活動の場を確保し、見守り、社会に適應するための日常的な訓練を行うとともに、家族等の就労支援、一時的な休息の確保を行っている。令和元年度の利用者は延べ 1,548 人であった。

3 「児童福祉法」による障害児通所支援事業等

障害児が地域生活を営めるよう支援を行っている。

〔給付状況一覧〕 令和元年度

支援・サービス等	延べ人数
児童発達支援	9,407
医療型児童発達支援	54
放課後等デイサービス	11,831
居宅訪問型児童発達支援	2
保育所等訪問支援	116
障害児相談支援	2,190

●「障害者総合支援法」以外の障害福祉サービス

1 緊急一時保護（家庭委託）

障害者の保護者が、病気や家庭の都合などで緊急に介護ができなくなった場合、一時的に他の家庭に委託して介護を行うもので、月 5 回まで依頼できる。令和元年度は延べ 1,321 回の利用があった。

2 重度脳性まひ者介護人の派遣

20 歳以上の身体障害者手帳 1 級の重度脳性まひ者に、障害者本人が推薦した介護人を派遣し、介護人には介護料を支給する（「障害者総合支援法」における障害福祉サービス等の受給者を除く。）。令和元年度末現在の対象者は 54 人で、令和元年度は延べ 9,939 回派遣した。

3 紙おむつの支給

在宅の 3 歳以上 65 歳未満で身体障害者手帳 1、2 級・愛の手帳 1、2 度の人、ただし、本人の所得（20 歳未満は保護者の所得）が基準額以下の人に紙おむつ等を支給している。令和元年度は延べ 4,739 人に支給した。

4 出張調髪

東京都重度心身障害者手当の受給者で外出が困難な人、もしくは同等の障害を有する人を対象に、区内理容組合、美容組合の協力を得て、在宅で出張調髪を受けられる利用券を、年 6 枚まで交付している。1 回当たり 500 円の利用者負担金がある。令和元年度の利用者は、延べ 519 人であった。

5 福祉タクシー券の交付

外出困難な心身障害者の社会生活の利便を図るため、1 か月につき 500 円券 6 枚、100 円券 5 枚を交付している。令和元年度の交付人数は、4,940 人であった。年齢、所得による対象制限がある。

6 リフト付き福祉タクシーの運行

身体障害者手帳または愛の手帳所持者で外出時に車椅子等を利用する人を対象に、予約料および迎車料を区が負担している。令和元年度の運行回数は 40,606 回であった。

7 自動車燃料費助成

外出困難な心身障害者を対象に、1 か月 2,500 円の燃料費を助成している。令和元年度末現在の受給者は 1,351 人である。年齢、所得による対象制限がある。

8 中等度難聴児発達支援事業

身体障害者手帳の交付対象とならない区内居住の18歳未満の中等度難聴児を対象に、補聴器の購入費用の一部を助成している。令和元年度は11件の助成を行った。

9 重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業

医療的ケアを必要とする重症心身障害児（者）等の健康の保持と在宅で介護する家族の介護負担の軽減を図ることを目的として、訪問看護事業所から看護師等を1年度の間に24回、月4回を限度に、1回あたり2～4時間の範囲で派遣し、家族が行っている医療的ケアや食事・排泄の介助等を行っている。

27年度7月に事業を開始し、令和元年度は延べ390回実施した。

●障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の推進

障害者に関する基本的な計画の「障害者計画」と障害福祉サービス等の提供体制確保のための「障害福祉計画」、障害児に関するサービス等の提供体制確保のための「障害児福祉計画」がある。

30年3月に『ビジョン』を上位計画とする個別計画である「練馬区障害者計画（一部改定）（平成27年度～32年度）」、「第五期障害福祉計画・第一期障害児福祉計画（平成30年度～32年度）」を策定し、障害者施策の充実に取り組んでいる。

●福祉園

福祉園では、「障害者総合支援法」に基づく生活介護事業を実施し、日中活動の場として、心身の発達や社会生活能力を維持向上させるための支援を行っている。なお、田柄福祉園は民設民営の福祉園である。

〔福祉園在籍者数〕 (単位：人) 令和元年度末現在

施設名	在籍者	施設名	在籍者
大泉町	54	石神井町	26
氷川台	57	大泉学園町	66
関町	34	貫井	40
光が丘	28	田柄	45

また、氷川台と大泉学園町の2福祉園は、医療的ケアを必要とする重症心身障害者を受け入れている。（1日当たり氷川台9人、大泉学園町7人）

●就労継続支援B型事業所

区では、知的障害のある人のうち、一般企業などでの就労が困難な人や、一定の年齢に達している人に働く場を提供するために、「障害者総合支援法」に基づく就労継続支援B型事業所を4か所設置している。令和元年度末現在、白百合39人、かたくり61人、大泉

52人、北町39人が利用している。

〔作業内容と年間売上金額〕 (単位：円) 令和元年度

〔白百合福祉作業所〕

作業内容	年間売上金額
紙器組立等	2,724,386
建物清掃等	113,740
古紙回収等	223,707
自主生産等	1,557,953
合 計	4,619,786

〔かたくり福祉作業所〕

作業内容	年間売上金額
封入等	4,014,036
日用品組立等	84,813
公園清掃等	277,974
自主生産等	1,483,489
合 計	5,860,312

〔大泉福祉作業所〕

作業内容	年間売上金額
紙器組立等	149,711
チラシ折・封入等	3,464,847
公園清掃等	690,972
自主生産等	718,774
合 計	5,024,304

〔北町福祉作業所〕

作業内容	年間売上金額
紙器組立等	3,970,481
公園・アパート等の清掃等	1,134,667
ポスティング等	192,200
自主生産等	1,613,572
合 計	6,910,920

●谷原フレンド

谷原フレンドは、令和2年4月に障害者地域活動支援センターから「障害者総合支援法」に基づく生活介護事業および日中一時支援事業に機能転換した。

常時介護を必要とする方に入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供している。

定員は1日当たり20人、1人の最大利用日数は週3日となっている。

●心身障害者福祉センター（中村橋福祉ケアセンター）

1 生活介護事業

医療的ケア等が必要で、常時介護を必要とする障害

者を対象として、排せつ・食事の介護、創作的活動または生産活動の機会等を提供している。

重症心身障害者を1日当たり9人、重症心身障害に該当しない障害者を1日当たり6人受け入れている。

2 中途障害者支援事業

高次脳機能障害等の中途障害者を対象とした相談等事業、社会復帰や地域生活の充実を図るための自立訓練（機能訓練・生活訓練）および地域活動支援センター事業を行っている。

3 講座・講習会の開催

ボランティア育成を目的とした手話講習会（初級、中級、上級、通訳養成）、中途失聴者・難聴者を対象とした手話講習会、視覚障害者・点訳ボランティア希望者を対象とした点字教室、障害者を対象とした初歩のパソコン講習会、ボランティア希望者を対象とした障害者IT支援者養成講座を実施している。

4 施設等貸出事業

障害者団体等に対して施設の貸出しや機器の利用・貸出しを行っている。

〔相談・通所事業・施設提供人数〕（単位：人） 令和元年度

区 分	延べ人数
相談	1,237
生活介護事業	1,546
中途障害者通所事業	3,056
施設提供	26,845

※「障害児保育園ヘレン中村橋」の開設
医療的ケアが必要な未就学の障害児の早期の療育の実施と保護者の就労を支援するため、心身障害者福祉センターの1階の一部を活用して、30年11月に開設した。児童福祉法に基づく児童発達支援を提供し、定員は15人である。

●しらゆり荘および大泉つつじ荘

就労または就労継続支援事業所等に通所している知的障害者に生活の場を提供し、地域での自立生活へ向けた支援を行っている。また、障害者が介護者の事情で介護を受けられない場合等に、日中の預かりや宿泊を伴う支援を行っている。なお、大泉つつじ荘では障害者（児）の相談支援事業を実施している。

〔施設概要〕

施設名	内 容	定 員
しらゆり荘	グループホーム	8人
	日中一時支援・短期入所事業	6人（短期入所4人を含む。）
大泉つつじ荘	グループホーム	8人
	日中一時支援・短期入所事業	6人（短期入所4人を含む。）
	特定相談支援事業・障害児相談支援事業	—

●障害者グループホーム

障害者の自立した生活を推進するため、障害者の居住の場として、世話人の家庭的なケアにより共同生活を行うグループホームの整備を進めている。令和元年度末現在、定員は476人である。

●こども発達支援センター

心身障害者福祉センター（中村橋福祉ケアセンター）で実施していた事業を拡充するため、旧光が丘第五小学校を改修して25年1月に移管・開設した。医師、心理士等の専門職員を配置して18歳までの児童を対象とした相談・通所訓練等の事業を実施している。

1 相談

18歳までの児童を対象に、心理士による発達相談、医師による医療相談などを予約制で行い、障害を早期発見し、適切な支援につなげる。

2 通所訓練

発達相談や医療相談の結果、通所訓練が必要と判断された児童を対象に、基本的な生活習慣を身につける指導、発達を促すための遊びを通じた指導、機能訓練や言語訓練などを行う。また、0歳から1歳6か月までのダウン症児等とその家族を対象に療育指導を行う、0歳児超早期支援を行っている。

3 訪問

重い障害や医療的ケア等があり外出が困難な児童の居宅や障害児が通園している保育園等を訪問し、早期療育と集団適応のための専門的な支援を令和2年4月から開始した。

4 家族支援、地域支援

通所訓練児童の家族対象の講習会や、区民を対象とした発達の障害等に関する理解を深める取組を行う。また、障害児の家族で構成される団体等に多目的室等の活動の場を提供する。

〔相談・訓練・施設提供人数〕（単位：人） 令和元年度

区 分	延べ人数
専門相談	6,167
通所訓練	7,663
施設提供	14,713

〔地域支援事業（①区民向け啓発事業：講演会）〕

テーマ	実施日	講 師	参加 延べ人数 (人)
発達障害のある方の成人期支援 ー幼児～青年期に育む力ー	令和元年 11月30日	社会福祉法人はぐくむ会地域福祉相談センター「きざはし」センター長 藤平俊平氏	66
発達障害における生きづらさのわけ、特性との付き合い方	令和2年 1月11日	信州大学医学部 子どものこころ診療部 部長 本田秀夫氏	106

〔地域支援事業（②事業者向け支援事業：講演会）〕

テーマ	実施日	参加 延べ人数 (人)
日常生活の困りごとを運動から考える ーOT・PTの視点からの「なぜ？」をお話しますー	令和元年 6月7日	45
あなたの「なぜ？」に答えます！ ー自閉症スペクトラム症支援の処方箋ー	令和元年 11月6日	24
「疑問」「悩み」を「アイデア」に変えよう！ー「考え」「生み出す」発達支援ー	令和元年 11月15日	15

(3) 障害者の就労を推進する

●就労支援体制の強化

練馬区障害者就労支援センターや民間の就労移行支援事業所等と連携し、職場体験や実習を通じて就労へ結びつける。

令和元年度の福祉施設等からの就労者数は、204人であった。

●練馬区障害者就労支援センター（レインボーワーク）

就職を希望する障害者への支援や雇用する企業への支援等を行っている。

1 就労支援事業

・就労相談

来訪や電話等により、働くこと等に関する相談支援を行った。令和元年度は延べ1,651件の相談があった。

・就労支援

アセスメントや職場開拓等、企業が障害者雇用に取り組めるよう支援を行った。令和元年度は79人が就職した。

2 職場定着支援事業

就労後、企業で働き続けることができるよう就労支援員を派遣した。令和元年度の対象者は622人、支援の件数は延べ7,844件であった。

3 障害者就労ネットワーク推進事業

障害者就労支援ネットワーク会議は、区内の特別支援学校や就労移行支援事業所、経済団体等の関係機関で構成している。

令和元年度はネットワーク会議を5回、企業見学会を3回実施した。

4 共同受注窓口事業

区内の作業所等が請負業務などを共同で受注する体制づくりを行い、区内企業等からの発注を増やし、作業所利用者の工賃向上に取り組んでいる。

令和元年度の受注契約件数は231件、受注金額は4,087,003円であった。

5 普及・啓発事業

障害者雇用支援月間での講演会、パネル展、障害者福祉施設で作製した物品の販売会を行った。また、令和元年度は就労支援セミナーに7回職員を派遣した。

●就労移行支援事業所

区では、一定期間就労に向けた訓練を経て就職を目指す場として、「障害者総合支援法」に基づく就労移行支援事業所を2か所設置している。定員は、貫井福祉工房が20人、かたくり福祉作業所が10人である。令和元年度の就職の状況は、貫井福祉工房が5人、かたくり福祉作業所が1人であった。

●就労定着支援事業所

区では、一般就労した人が、就労に伴う生活面の課題に対し、就労が継続できるように支援を行うため、「障害者総合支援法」に基づく就労定着支援事業所を1か所設置している。令和元年度末現在、貫井福祉工房を15人が利用している。

(4) 障害者の社会生活を支援する

●精神保健福祉

こころの健康を保ち、安定した生活を営むためには、本人が不調を感じた時に早めに対応・治療することや本人の変化を感じた時に周囲にいる家族等が気軽に相談できる窓口が必要である。

各保健相談所では、保健師等が家庭訪問を行い、本人および家族等の相談に応じるとともに、精神科医師による精神保健相談を行っている。令和元年度は延べ36,700人の相談を受けた。

精神疾患が疑われる人や未治療者等に対して実施しているアウトリーチ（訪問支援）事業では、保健師に加え、27年度から地域精神保健相談員（精神保健福祉士）を配置し、支援体制を強化している。この他にも、こころの病の理解を広めるため、講演会を開催している。

また、自立支援を目的に、精神障害者に対する障害福祉サービスの提供（サービスの内容については、111 ページ「●「障害者総合支援法」による障害福祉サービス等」を参照）や通院にかかる医療費（自立支援医療）や小児精神病の入院医療にかかる医療費の助成による支援も行っている。

- ・障害福祉サービスの利用者 1,492 人
- ・自立支援医療利用者 13,251 人（再掲）
- ・入院医療利用者 7 人

●心身障害者福祉集会所

障害者とその家族および団体を対象に、自主的活動や交流の場として、光が丘区民センター内に集会所を設置している。令和元年度の利用状況は、団体利用が延べ 2,691 団体、23,788 人であった。

●福祉手当と年金、医療費助成

障害の種類、程度により、区を始め国、都は各種の助成を行っている。

1 練馬区心身障害者福祉手当

身体障害者手帳 1、2 級、愛の手帳 1～3 度、脳性まひ、進行性筋萎縮症および特殊疾病（345 疾病）の人に月額 15,500 円、身体障害者手帳 3 級、愛の手帳 4 度の人および精神障害者保健福祉手帳 1 級の人に月額 10,000 円をそれぞれ年 3 回に分けて支給している。なお、年齢、所得等の制限がある。

令和元年度末現在の受給者は 10,792 人である。

2 東京都重度心身障害者手当

東京都心身障害者福祉センターの判定で認定された重度の心身障害者の人に、月額 60,000 円を毎月支給している。なお、年齢、所得等の制限がある。

令和元年度末現在の受給者は 534 人である。

3 特別障害者手当等（国制度）

身体または精神に重度の障害があり、日常生活において常時特別の介護を必要とする人を対象に手当を支給する。なお、年齢、所得等の制限がある。

令和元年度は、特別障害者手当月額 27,200 円、障害児福祉手当および経過的福祉手当月額 14,790 円を年 4 回に分けて支給した。同年度末現在の受給者は、特別障害者手当 753 人、障害児福祉手当 236 人、経過的福祉手当 7 人である。

4 心身障害者扶養共済

障害者を扶養する保護者が死亡したとき、残された障害者の生活の安定を図ることを目的に全国共通の心身障害者扶養共済制度の加入申込手続を行っている。令和元年度末現在の加入者は 47 人である。

5 心身障害者医療費助成

身体障害者手帳 1、2 級（内部障害は 3 級まで）、愛

の手帳 1、2 度、精神障害者保健福祉手帳 1 級の人が各種健康保険で受診した場合、保険診療の自己負担分の一部を助成している。ただし、年齢、所得による対象制限がある。また、後期高齢者医療制度適用者については、非課税者のみ一部負担金分の助成を行っている。令和元年度末現在の対象者は 5,605 人である。

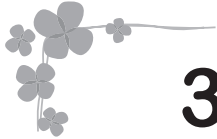
●啓発活動等の推進

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、区報による広報、障害者福祉施設の地域交流事業など啓発活動の強化に努めている。

また、障害者の社会活動を促進するために交通手段や公共施設の改善などのほか、ボランティア活動の促進に努めている。

●福祉大会

地域社会で活躍している障害者および障害者福祉の向上に功績のあった人を表彰する大会である。令和元年度は、地域活躍者 3 人、援護功労者 4 人の表彰を行った。



32 生活の安定に向けた自立の応援



(1) 生活の安定に向けた自立支援を行う

●生活保護

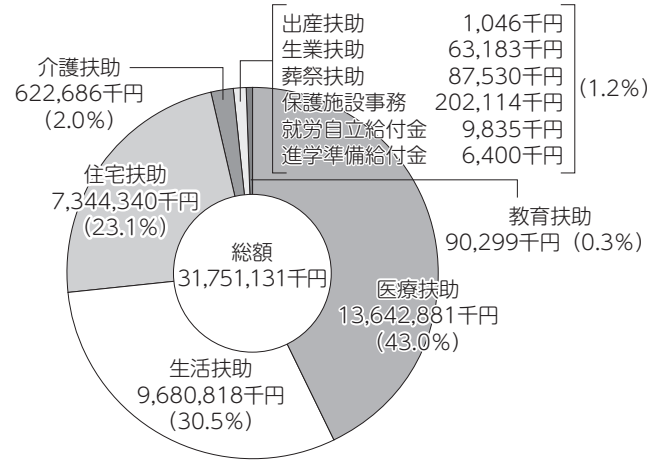
生活保護制度は、憲法第25条に基づき、生活に困窮する全ての国民に対し困窮の程度に応じて保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とした「最後のセーフティネット」である。

1 生活保護受給状況

受給者は、平成4年度を底に増加し続けており、20年度以降急増したが、近年は横ばい傾向である。

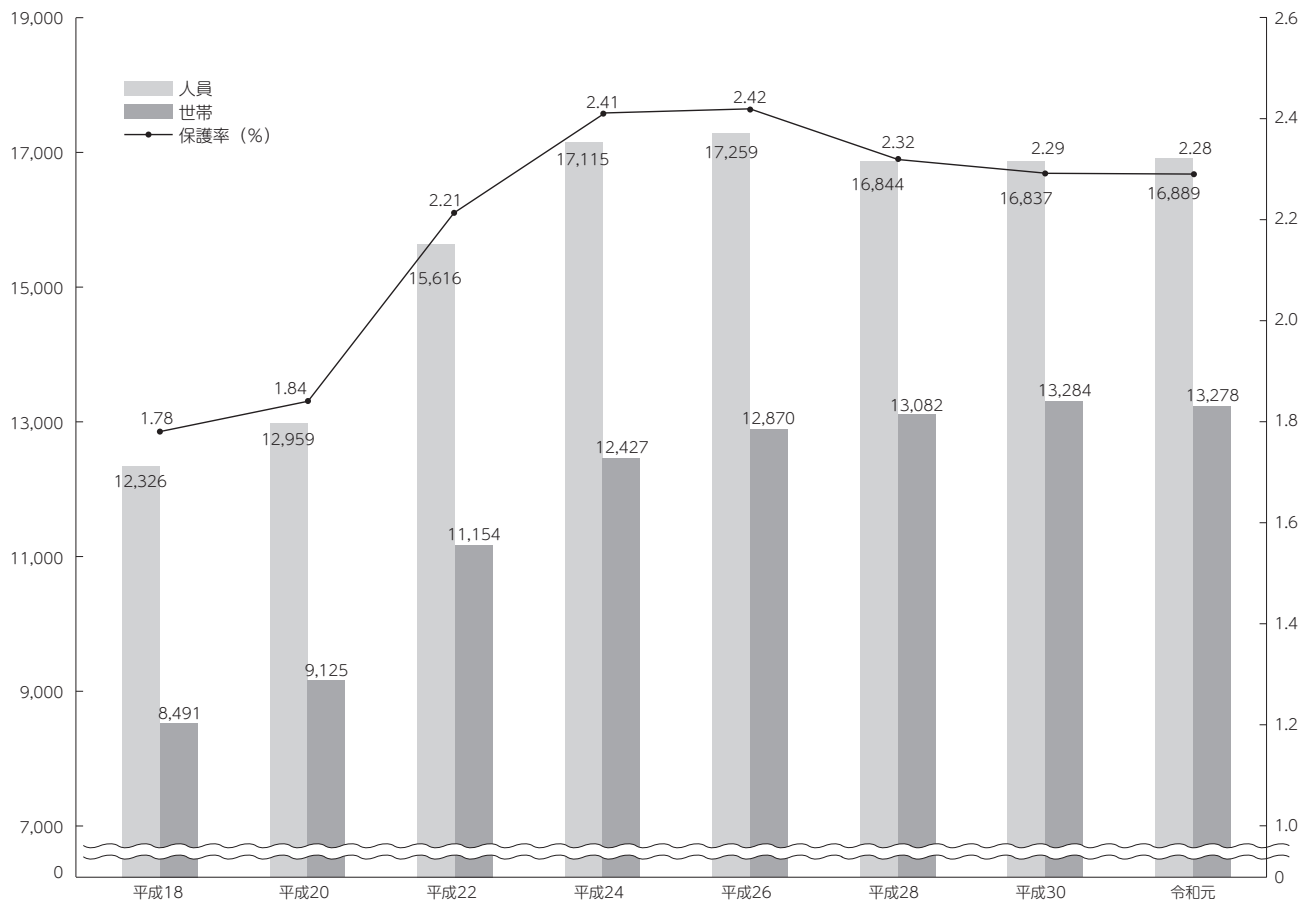
〔生活保護費支出状況〕

元年度



※：生活保護費支出総額は、30年度と比較して1.1%減少している。

〔生活保護受給世帯、受給者数および保護率の推移〕



〔生活保護世帯および人員〕

令和元年度

年度	実数		生活扶助		住宅扶助		教育扶助		介護扶助		医療扶助		生業扶助		葬祭扶助		出産扶助	
	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員
27	13,004	17,095	11,520	15,232	11,885	15,821	726	987	2,232	2,325	10,432	12,694	5,912 *	6,409 *	389 *	389 *	10 *	10 *
28	13,082	16,844	11,590	14,887	12,055	15,843	640	874	2,598	2,727	10,563	12,687	6,218 *	6,666 *	408 *	408 *	6 *	6 *
29	13,340	17,043	11,608	14,912	12,102	15,694	579	791	2,667	2,794	10,549	12,581	5,892 *	6,291 *	450 *	450 *	4 *	4 *
30	13,284	16,837	11,528	14,718	12,040	15,433	543	773	2,719	2,843	10,556	12,512	5,219 *	5,665 *	482 *	482 *	3 *	3 *
元	13,278	16,889	11,845	14,936	12,116	15,234	580	831	2,817	2,938	12,898	16,092	4,519 *	4,669 *	456 *	456 *	7 *	7 *

注：*は、年間累計数値

2 自立への取組

就労自立・社会生活自立・日常生活自立を支援するため、自立支援プログラムを策定している。令和元年度は7,452人を支援した。

【実施中のプログラム】			
1	「生活保護受給者等就労自立促進事業」活用プログラム		
2	就労支援（専門員による取組）プログラム		
3	就労サポート事業プログラム		
4	精神保健福祉支援 退院促進プログラム		
5	精神保健福祉支援 居宅生活支援プログラム		
6	高校進学支援プログラム		
7	学力向上支援プログラム		
8	不登校等子ども支援プログラム		
9	多重債務解消支援プログラム		
10	居宅生活支援プログラム		
11	高齢者世帯訪問支援業務および高齢者世帯日常生活支援プログラム		

●法外援護

生活保護世帯の自立を支援するため、「生活保護法」では給付の対象とならない各種費用の支給を行っている。令和元年度の実績は111,384,248円であった。

【支給内容】

入浴証、児童・生徒への学童服・運動着購入費および中学校卒業者就職等支度金、家財保管料および処分料、自立促進費5種（就労支援、社会参加活動支援、地域生活移行支援、健康増進支援、次世代育成支援）

●生活困窮者自立支援事業

27年4月に施行された「生活困窮者自立支援法」に基づき、経済的困窮者に対し、自立の促進を図ることを目的とした事業である。「生活サポートセンター」を相談窓口とし、自立相談支援を中心に家計改善支援、住居確保給付金の支給を実施している。

この他に、就労準備支援、一時生活支援、子どもの学習・生活支援の事業を実施している。

【生活サポートセンターの利用状況】 (単位：人)

年度	自立相談支援事業 利用者数	家計改善支援事業 利用者数	住居確保給付金 受給者数
29	723	32	21
30	930	45	30
元	1,117	44	51

※住居確保給付金については、相談、申請受付、受給期間中の就労支援を生活サポートセンターが実施する。

●戦争犠牲者の援助

1 戦没者等の遺族の援助

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金等の請求受付を行っている。令和元年度の特別弔慰金等の請求受付は2件であった。

2 原爆被爆者見舞金

8月1日現在区に住所があり、被爆者健康手帳の交付者に、見舞金を支給している。令和元年度は、1人当たり12,500円を284人に支給した。

●中国残留邦人等への支援

1 支援給付

一定の要件を満たした、特定中国残留邦人等を対象に実施している。令和2年3月現在、受給世帯数は58世帯、受給人員は84人であった。

2 配偶者支援金

中国残留邦人等の亡き後も特定配偶者が安定した生活を送るため、支援給付に加えて26年10月から支給している。令和2年3月現在、対象者は5人であった。

3 地域生活支援事業の実施

中国残留邦人等とその同伴帰国した家族に対し、通訳派遣、地域との交流事業などを実施している。

●各種資金貸付制度などの運営

1 応急小口資金の貸付け

災害や疾病等により応急に資金が必要となり、その調達が困難な方に資金を無利子で貸し付けている。

貸付限度額は、一般貸付が20万円まで、特別貸付が60万円までである。

【応急小口資金貸付け状況】

年 度	件 数 (件)	金 額 (千円)
29	139	18,470
30	128	16,380
元	113	15,230

2 高等学校進学準備資金の貸付け

高等学校進学者のいる生活保護世帯の自立更生を促すために、進学者1人につき7万円を限度に無利子で資金を貸し付けている。

【高等学校進学準備資金】

年 度	件 数 (件)	金 額 (千円)
29	24	1,282
30	10	621
元	11	501

3 入院資金の貸付け

65 歳以上の高齢者、身体障害者手帳や愛の手帳の所持者が入院し、入院費用（差額ベッド代、医療費等）の支払いが困難な場合に、120 万円を限度に無利子で資金を貸し付けている。令和元年度は 33 件、396 万円の貸付けを行った。

●生活の安定と自立のために

1 東京都母子及び父子福祉資金の貸付け

20 歳未満の児童を扶養している母子家庭の母・父子家庭の父を対象に、事業開始、技能習得、修学など 12 種類の福祉資金を貸し付けている。令和元年度は 285 件、20,607 万円の貸付けを行った。

2 女性福祉資金の貸付け

配偶者がいない女性等を対象に、11 種類の福祉資金を貸し付けている。令和元年度は 5 件、408 万円の貸付けを行った。

3 入院助産

経済的な理由で、入院して出産することが困難な妊産婦が安心して出産できるように、指定病院への入院費用の全部または一部を助成している。令和元年度は 17 件の利用があった。

33 地域福祉の推進

(1) 「ともに支え合う ずっと住みたいやさしいまち」

●練馬区地域福祉計画

令和2年3月に、地域生活課題に対応する施策等を総合的に進めるため、福祉のまちづくりと成年後見制度の利用促進を地域福祉として一体的に展開する「練馬区地域福祉計画（ずっと住みたいやさしいまちプラン）（令和2～6年度）」を策定した。

この計画は、「社会福祉法」に規定する市町村地域福祉計画であり、「練馬区福祉のまちづくり推進条例」に基づく福祉のまちづくりの推進に関する計画、「成年後見制度利用促進法」に基づく成年後見制度利用促進基本計画としても位置付けられている。

1 基本理念

本計画で定められている基本理念は、以下のとおりである。

- 【共感】** 人や暮らしの多様性への「気づき」を広げ、多様な意見を取組に反映させます。
- 【協働】** 区、事業者および区民等が、主体的に取り組む、相互に尊重し、協力して福祉のまちづくりを推進します。
- 【安心】** 区民一人ひとりが尊厳を持ち、安心して暮らせるよう、必要な支援を行います。

2 計画の体系（施策と事業）

「ともに支え合う ずっと住みたいやさしいまち」の実現を計画目標とし、その実現に向けた施策と事業（5施策60事業）で構成されている。

- (1) 区民との協働と地域の支え合いを推進する（12事業）
- (2) 福祉サービスを利用しやすい環境をつくる（13事業）
- (3) ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを進める（10事業）
- (4) 多様な人の社会参加に対する理解を促進する（14事業）
- (5) 権利擁護が必要な方への支援体制を整備する（11事業）

(2) 区民との協働と地域の支え合いを 推進する

●民生・児童委員

民生委員は、「民生委員法」に基づいて厚生労働大臣が委嘱している。生活に困っている人や高齢者などの相談に応じている。

任期は3年で、「児童福祉法」に基づく児童委員を兼ね、児童福祉の向上にも努めている。

●地域福祉パワーアップカレッジねりま

「地域福祉を担う人材の育成」と「育成した人材を活かす仕組みづくり」を目標に開設した。令和2年度から「つながるカレッジねりま」としてリニューアルし、講座内容を福祉のほか、防災・農・みどり・環境の全5分野に拡大した。

●地域福祉コーディネーターによる地域福祉の基盤づくり

（福）練馬区社会福祉協議会の地域福祉コーディネーターが、区民である地域福祉協働推進員（ネリーズ）と協力しながら地域のネットワークづくりを進める活動を、区が支援している。

●やさしいまちづくり支援事業

地域福祉や福祉のまちづくり活動を行う区民活動グループの創意工夫あふれる企画提案事業に対して、活動費の一部助成や活動への助言などの支援を実施している。令和元年度は19団体に対して支援を行った。

●非営利地域福祉活動団体への補助金交付

非営利で、家事援助・介護サービス、移動サービスおよび食事サービスの活動を1年以上実施している団体を対象に補助金を交付している。令和元年度は15団体に対して交付を行った。

●福祉有償運送の支援

NPO法人等が障害者や高齢者などの送迎を有料で行う福祉有償運送は、自治体で設置する運営協議会の協議を経て、運輸支局に登録された法人に限り合法的に実施できる。

区では、学識経験者やタクシー関係者、NPO法人などで構成される福祉有償運送運営協議会を設置し、協議を行っている。

(3) 福祉サービスを利用しやすい環境をつくる

●福祉サービス指導監査・検査および社会福祉法人の設立認可

練馬区に本部があり、区内のみで事業を行う社会福祉法人を対象に、自立的な経営基盤の確立および事業運営の透明性の確保を図るため、指導監査を行っている。令和元年度は9法人に対する指導監査および2回の説明会を実施した。

また、区内の福祉サービス事業者等を対象に、サービスの質の向上および支給等の適正化を図るため、指導検査を行っている。令和元年度は、障害福祉サービス事業者等で79サービスに対する実地指導および1回の集団指導、保育施設等で98施設に対する実地検査および1回の集団指導を実施した。

社会福祉法人の設立認可については、令和元年度はなかった。

●保健福祉サービス苦情調整委員の設置

保健福祉サービスの利用に関する苦情や相談に適切に対応する第三者機関として、15年6月に保健福祉サービス苦情調整委員を設置した。

弁護士等学識経験者からなる委員3人と、専門相談員（非常勤職員）2人で構成されている。

●避難行動要支援者支援の充実

「災害対策基本法」に基づき、大地震などの災害が起こったときに、自力で避難することが難しく、支援を必要とする人（避難行動要支援者）をあらかじめ登録する避難行動要支援者名簿を作成している。

一定の要件に該当する人を自動で名簿に登録するほか、その他の準ずる人も希望により登録している。災害時には、名簿を活用し、地域全体で安否確認・避難支援を行う体制を構築している。外部提供に同意された人の情報は、平常時から関係機関と情報を共有している。

また、区内の社会福祉施設等を福祉避難所（※）として指定している。

28年度に、介護・障害福祉サービス事業者と災害時におけるサービス利用者の支援に関する協定を締結し、要支援者に対する災害時の生活支援体制を強化している。

※福祉避難所：

災害時に避難拠点での生活が困難な方を受け入れる避難所（令和元年度末現在 41 か所）

(4) 多様な人の社会参加に対する理解を促進する

●第3回「ねりまユニバーサルフェス」

障害のある人や高齢者、子ども、外国人など、さまざまな人が共に暮らせる地域社会を実現するために、スポーツや音楽、アートを楽しみながら、お互いの理解を深めることができるよう、12月を中心に多彩なイベントを開催した。

●小学生ユニバーサルデザイン体験教室

まちの中にあるバリア（段差など）等への興味関心を高めることにより、多様な人に対する理解の促進に取り組んでいる。令和元年度は、学校出張型を5回、区内在住・在学の小学校3～6年生を対象に学校外編を2回実施し、延べ421人が参加した。

●情報通信技術を活用した情報バリアフリーの推進

誰もが気軽に外出できるよう、区立施設や駅などの公共施設のバリアフリー状況が分かる練馬区バリアフリーマップ「あんしんおでかけマップ」を29年2月から区ホームページで公開している。

●ユニバーサルデザイン推進ひろばの運営

区民、事業者等との協働によるバリアフリー整備、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進するための正しい知識や必要な情報を提供する拠点として開設している。

(5) 権利擁護が必要な人への支援体制を整備する

●権利擁護センター「ほっとサポートねりま」

17年1月に、高齢者や障害のある人など判断能力が十分でない人が、地域で安心して生活できるように支援することを目的として、（福）練馬区社会福祉協議会に設置した。

福祉サービスの利用手続、金銭管理の支援や、成年後見制度の利用支援、周知・啓発などを行っている。

19年1月には、区における成年後見制度活用を推進するための「成年後見制度推進機関」として位置付けた。

●市民後見人の養成と支援

市民後見人として活動する意欲を持った区民を対象とした養成研修を実施し、研修修了生が後見人を受任した後も、「ほっとサポートねりま」が活動を支援して

いる。

●地域福祉権利擁護事業等の実施

成年後見制度の利用に至る前の支援として、日常の金銭管理などをサポートする「地域福祉権利擁護事業」や「財産保全・手続き代行サービス」を実施している。

(6) 練馬区社会福祉協議会との連携

●社会福祉法人練馬区社会福祉協議会（社協）

社協は、地域の社会福祉活動を推進する営利を目的としない民間組織である。全国の自治体に設置されており、「社会福祉法」において、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と定められている。

1 活動

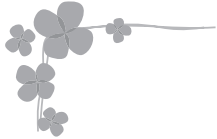
公益性の高い組織として以下の活動をしている。

- (1) ボランティア・地域福祉推進センター、権利擁護センターおよび練馬区障害者就労支援センター「レインボーワーク」の運営
- (2) 共同募金への協力
- (3) 区の福祉事業の受託

2 理念

「ひとりの不幸も見逃さない～つながりのある地域をつくる～」を理念に掲げている。

令和元年度に「第5次地域福祉活動計画」を策定した。この計画は、区の「地域福祉計画」と両輪をなす計画であり、区と社協は協働して地域福祉の向上に取り組んでいる。



34 医療環境の充実



(1) 医療機関の役割分担と連携

●休日・夜間救急医療

入院を必要としない患者に対する初期救急医療を区が担い、一方、入院を必要とする患者に対する二次救急医療を都が担っている。

1 初期救急医療

地域の診療所の多くが休診となる土・日曜日、祝休日や年末年始に、練馬休日急患診療所（区役所東庁舎2階）と石神井休日急患診療所（石神井庁舎地下1階）を設置し、初期救急医療を提供している。

また、ニーズの高い小児初期医療に対応するため、練馬区夜間救急こどもクリニック事業を練馬休日急患診療所において、毎日準夜間（平日午後8時～11時、土・日・祝休日午後6時～10時）に実施している。

〔初期救急医療施設〕

令和元年度

施設名	診療日数 (日)	受診者数 (人)
練馬休日急患診療所	365	10,184
練馬区夜間救急こどもクリニック	365	3,774 (※)
石神井休日急患診療所	125	7,396

注：受診者数の※は練馬休日急患診療所の内数

2 歯科（初期）救急医療

地域の歯科診療所の多くが休診となる日曜日、祝休日や年末年始に練馬歯科休日急患診療所（区役所東庁舎3階）を設置し、歯科（初期）救急医療を提供している。

また、ゴールデンウィークと年末年始には、休日診療当番制歯科診療所を区内に2か所開設している。

〔歯科（初期）救急医療施設〕

令和元年度

施設名	診療日数 (日)	受診者数 (人)
練馬歯科休日急患診療所	75	702
当番歯科診療所	16	310

3 二次救急医療

都は、区内5病院と1診療所を二次救急医療機関として指定し、休日・全夜間診療を委託して入院を必要とする救急患者に医療を提供している。

〔二次救急医療機関〕

令和元年度

	施設名	所在地
病院	順天堂練馬病院	高野台 3-1-10
	練馬光が丘病院	光が丘 2-11-1
	練馬総合病院	旭丘 1-24-1
	大泉生協病院	東大泉 6-3-3
	田中脳神経外科病院	関町南 3-9-23
診療所	川満外科	東大泉 6-34-46

●心身障害者（児）・要介護高齢者歯科診療

練馬つつじ歯科診療所（区役所東庁舎3階）では、地域の歯科診療所で治療の困難な心身障害者（児）や要介護高齢者を対象に歯科診療を実施している。

また、摂食・えん下機能が低下している心身障害者（児）や要介護高齢者を対象に、摂食・えん下リハビリテーション診療を行っている。

摂食・えん下機能支援センターでは、機能の低下が疑われる要介護高齢者を対象に、摂食、えん下機能に関する事前調査を行っている。

〔心身障害者（児）・要介護高齢者歯科診療状況〕

令和元年度

区 分	診療日数 (日)	治療件数 (件)
心身障害者（児）・要介護高齢者歯科診療	98	2,459
摂食・えん下リハビリテーション診療	81	228

区 分	調査件数 (件)
摂食・えん下機能支援事業	39

(2) 病床の確保

●順天堂大学医学部附属練馬病院

区が病院を誘致する方式により、17年7月に順天堂練馬病院が開院した。区の中核的な病院として、主につぎの機能を担っている。

- ・救急医療、小児医療、災害時医療、がん医療など
- ・内科、外科、小児科の24時間救急医療
- ・区内医療機関との連携

また、90床の増床に向け、現在既存病棟（1号館）の改修工事を行っており、令和2年度末の完成を予定している。

●公益社団法人地域医療振興協会練馬光が丘病院

区内の病床を維持するため、日本大学医学部付属練馬光が丘病院を引き継ぎ、24 年 4 月に（公社）地域医療振興協会練馬光が丘病院が開院した。

区の中核的な病院として、主につぎの機能を担っている。

- ・救急医療、小児医療、周産期医療、災害時医療など
- ・高度で専門的および総合的な医療
- ・区内医療機関との連携

現病院建物は老朽化が進んでいることに加え、今後の高齢化によって増大する医療需要と、更なる医療機能の拡充に対応するため、29 年度に策定した「練馬光が丘病院改築基本構想」に基づき、令和 4 年度中の開院を目指して移転・改築を進めている。

●高野台新病院の整備

旧高野台運動場用地の一部を活用し、区が病院の建設および運営を行う事業者を誘致する方式により、回復期（※ 1）・慢性期（※ 2）の機能を有する 218 床の病院を整備する。

令和 3 年度中の開院を目指して整備を進めている。

- ※ 1 回復期機能：
急性期の病院を退院後、すぐに自宅に戻ることが難しい人を受け入れ、在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションを提供する機能。また、容体が悪化した人の緊急時の受入れにも対応
- ※ 2 慢性期機能：
比較的長期間の療養が必要な人を入院させる機能

(3) 人材の確保

●看護職員フェア

全国的に慢性的な看護師不足の状況が続いている中、区では、区内病院等の看護師不足の改善を目的に、20 年度から看護職員フェアを実施している。

本フェアでは、看護師の免許を持ちながら病院等に勤務していない潜在看護師を再就業につなげる機会を提供している。令和元年度は 2 回実施し、来場者 85 人のうち 16 人の就業に結び付いた。

(4) 在宅療養の推進

高齢者地域包括ケアシステムの一翼を担う在宅療養を支援する在宅療養ネットワークの構築を目指し、在宅療養推進のための取組を行っている。（詳細は、103 ページの＜在宅療養の推進＞を参照）

(5) 災害時医療救護体制の構築

●医療機関の役割分担と連携

災害時に区立小・中学校に設置される避難拠点のうち、10 校に医療救護所を設ける。医療救護所では、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会が派遣した医療スタッフを中心に、来所する傷病者をトリアージ（※）し、軽症者の応急処置を行う。重症者等については、災害拠点病院（2 か所）または災害拠点連携医療機関（6 か所）に搬送する。

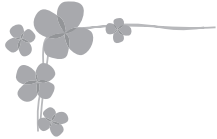
- ※トリアージ：
災害発生時に多数の傷病者が同時に発生した場合に、傷病者の緊急度や重症度に応じて、適切な処置や搬送を行うための治療優先順位を決定すること

●医療救護所訓練の実施

医療救護所に参集する医療スタッフ、地域住民や近接医療機関等による訓練を実施している。令和元年度は貫井中学校、大泉南小学校で実施した。

〔医療救護所設置校〕

医療救護所	所在地
旭丘中学校	旭丘 2-40-1
開進第三中学校	桜台 3-28-1
貫井中学校	貫井 2-14-13
練馬東中学校	春日町 2-14-22
光が丘秋の陽小学校	光が丘 2-1-1
石神井東中学校	高野台 1-8-34
谷原中学校	谷原 4-10-5
大泉南小学校	東大泉 6-28-1
大泉西中学校	西大泉 3-19-27
石神井西中学校	関町南 3-10-3



35 健康づくりの推進



【関連文書：「ねりまの保健衛生」練馬区健康部・保健所・地域医療担当部】

(1) 健康づくりを支援する

●健康都市練馬区宣言

区は、健康づくりに取り組む基本姿勢や決意を述べた「健康都市練馬区宣言」を宣言し、その理念のもと、区民とともに健康づくりを進めている。（宣言文は裏表紙参照）

●健康づくりサポートプラン

人生 100 年時代を迎え、「誰もが自ら健康づくりに取り組むまち」の実現を目指して令和 2 年 3 月に「練馬区健康づくりサポートプラン」を策定した。計画では令和 5 年度までの 4 年間に取り組む具体的な事業を示している。

●乳幼児と親の健康づくり

1 母子健康手帳の交付・妊婦全局面談・妊婦健康診査

妊娠届出をした妊婦に対し、妊娠・子育て相談員が母子健康手帳、妊婦健康診査受診票等の交付および面談を行い、妊娠中の健康管理の支援を行っている。

2 産後ケア事業

家族等から出産後の支援が得られない等、特に支援を必要とする母子に対し、母子ショートステイや母子デイケア、早期訪問により、安心して育児に取り組める環境づくりを行っている。

3 新生児聴覚検査・乳幼児健康診査

新生児聴覚検査受診票を交付し、聴覚障害の早期発見、早期療育につなげている。また、乳幼児（4 か月、6 か月、9 か月、1 歳 6 か月、3 歳）の健康診査を実施し、子どもの健康保持増進、疾病の早期発見だけでなく、保護者の健康面にも対応し、育児不安の軽減に努めている。

4 母親（両親）学級・育児栄養歯科相談

妊娠、出産、育児に関する知識の習得および地域での仲間作りを目的とした講習会（母親学級、パパとママの準備教室、育児栄養歯科相談など）を開催している。

5 こんにちは赤ちゃん訪問

保健師や助産師が生後 4 か月までの乳児がいる全家庭を訪問し、乳児の発育・子育て相談、産婦の健康相談、情報提供を行い、育児不安の軽減を図っている。

また、必要に応じ妊婦や乳幼児の訪問指導も行っている。

6 歯科保健

むし歯予防と健全な口腔育成の支援として、乳幼児を対象とした歯みがき相談や、1 歳 6 か月から 3 歳までを対象とした半年ごとの歯科健康診査と口腔衛生指導を実施している。

また、歯と口の健康週間行事として、歯の衛生に関する普及啓発事業を実施している。

【むし歯のない子の割合】

（単位：％） 令和元年度

区 分	むし歯のない子の割合
1 歳 6 か月児健康診査	99.3
3 歳児健康診査	93.2

【区民の保健・衛生の主要指標】

指 標	練 馬 区				東京都	全 国
	元年 (実数)	元年 (率)	30年 (率)	29年 (率)	30年 (率)	30年 (率)
出 生	5,536	7.7	8.0	8.3	8.0	7.4
死 亡	6,204	8.6	8.6	8.6	8.9	11.0
主要死因*	悪性新生物	1,826	254.6	252.0	248.4	255.8
	心疾患	915	127.6	123.2	133.6	136.5
	老衰	571	79.6	61.7	57.9	71.0
	脳血管疾患	442	61.6	65.7	67.6	65.4
	肺炎	393	54.8	57.0	64.9	59.3
乳 児 死 亡**	8	1.4	2.1	2.7	1.7	1.9
新 生 児 死 亡***	3	0.5	0.5	1.4	0.7	0.9
周 産 期 死 亡****	16	2.9	3.1	4.1	2.9	3.3
死 産****	102	18.4	21.3	19.9	20.1	20.9
低 体 重 児 出 生**	520	93.9	91.0	87.8	91.4	—

注：①※印の率は人口 10 万当たり、※※印の率は出生千当たり、※※※印の率は出産千当たり、他は人口千当たり

②30 年の数は厚生労働省および東京都で公表の概数

7 給付・助成等

未熟児養育医療給付、妊娠高血圧症候群等医療給付、育成医療給付、療育給付、特定不妊治療費助成などの給付・助成事業を行っている。

また、都が小児慢性特定疾病の医療費助成を行っており、区では申請を受け付けている。

●学校保健の充実

成長期にある児童・生徒の身体測定や体力調査、定期健康診断等を行い、健康の保持増進や疾病の早期発見に努めている。

1 定期健康診断

診断結果によると、アレルギー性の疾患が多くみられる。

〔定期健康診断における疾病等の状況〕

(単位：人) 令和元年度

区 分		小学校			中学校		
		男	女	計	男	女	計
在籍者数 (5月1日現在)		17,224	16,030	33,254	6,889	6,186	13,075
受診者数 (注)		17,128	15,961	33,089	6,716	6,029	12,745
栄養状態	栄養不良 ※	7	15	22	13	4	17
	肥満傾向 ※	214	148	362	79	40	119
脊柱側弯症・脊柱異常 ※		28	37	65	32	73	105
胸郭異常 ※		13	10	23	9	2	11
四肢の異常 ※ 注 28年度より統計に加入		14	3	17	7	6	13
裸眼視力	1.0 以上	10,486	8,704	19,190	2,558	1,615	4,173
	1.0 未満 0.7 以上	2,336	2,377	4,713	739	577	1,316
	0.7 未満 0.3 以上	2,108	2,321	4,429	1,119	994	2,113
	0.3 未満	1,472	1,723	3,195	1,237	1,346	2,583
眼鏡・コンタクト着用者		1,182	1,493	2,675	783	960	1,743
感染性眼疾患		2	30	32	0	1	1
アレルギー性眼疾患		1,774	1,501	3,275	1,328	1,079	2,407
その他の眼疾患		320	306	626	112	95	207
難聴 (小学1・2・3・5年生および中学1・3年生のみ)		55	62	117	12	19	31
耳疾患		1,144	1,099	2,243	426	292	718
アレルギー性鼻疾患		3,988	2,600	6,588	1,975	1,429	3,404
その他の鼻・副鼻腔疾患		534	346	880	84	68	152
口腔咽喉頭疾患		6	12	18	0	11	11
感染性皮膚疾患 ※		9	15	24	0	0	0
アレルギー性皮膚疾患 ※		1,281	1,081	2,362	466	417	883
その他の皮膚疾患 ※		65	57	122	3	0	3
結核	結核患者	0	0	0	0	0	0
	精密検査対象者	40	46	86	10	6	16
心臓	心臓疾患	131	113	244	40	35	75
	心電図異常 (小・中ともに1年生のみ)	69	57	126	86	84	170
尿蛋白検出		29	73	102	67	64	131
尿糖検出		10	3	13	2	8	10
その他	気管支喘息 ※	944	619	1,563	325	218	543
	腎臓疾患 ※	65	94	159	26	48	74
	言語障害 ※	107	48	155	3	0	3
	その他の疾病・異常 ※	233	204	437	77	74	151
歯および 口腔の検査	歯科受診者数	17,049	15,917	32,966	6,671	5,973	12,644
	う歯：処置完了者	3,253	2,869	6,122	1,183	1,257	2,440
	う歯：未処置歯のある者	2,256	1,888	4,144	744	665	1,409
	歯周疾患	101	50	151	241	128	369
	歯列・咬合の異常	251	237	488	339	325	664
	顎関節の異常	1	3	4	8	5	13
	歯垢の状態	232	140	372	279	165	444
	その他の歯・口腔の疾病および異常	76	56	132	5	7	12
	永久歯のう歯の内容：未処置歯数	222	236	458	384	369	753
	う歯による喪失歯数 (小学6年生および 処置歯数 (中学1年生のみ))	3	4	7	1	9	10

受診者数 (注)：※印の検査を全て受診した者 (内科検診を受診した者) 集計：31年4月から令和元年6月まで (定期健康診断実施時期)

また、むし歯の未処置率は、小学生が12.6%、中学生が11.1%である。むし歯は偏食などの原因にもなるため、歯垢染色テストや良い歯のバッジの配布等を通じて、予防と治療の啓発に努めている。

2 脊柱側弯症の精密検査

定期健康診断で異常が認められた小学5・6年、中学1・3年および学校医が必要と認めた児童・生徒を対象に実施している。

3 生活習慣病対策

肥満度の高い児童・生徒に対して精密検査を実施し、さらに個別指導や集団指導も行っている。

4 貧血検査

中学校1年の希望者を対象に実施している。

〔身体発育状況〕

令和元年度

学年	男 子		女 子	
	身長 (cm)	体重 (kg)	身長 (cm)	体重 (kg)
小学1年生	116.8	21.4	115.8	20.8
2年生	122.7	23.9	121.7	23.5
3年生	128.5	27.0	127.4	26.4
4年生	134.1	30.4	133.5	29.7
5年生	139.3	34.1	140.3	33.6
6年生	145.5	38.5	146.8	38.2
中学1年生	153.1	43.8	152.4	43.4
2年生	160.2	48.9	155.3	47.2
3年生	166.1	54.4	157.0	50.1

〔区内小・中学校の体力・運動能力調査の結果〕

令和元年度

男 子		小学校						中学校		
項 目	単位	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	1年生	2年生	3年生
握力	kg	9.0	10.6	12.4	14.3	16.5	19.1	23.2	28.0	33.3
上体起こし	回	11.4	14.2	16.4	18.5	20.6	22.1	24.4	27.5	29.4
長座体前屈	cm	25.1	27.4	28.7	30.7	33.4	35.1	37.8	40.9	44.6
反復横とび	点	26.6	30.0	33.6	37.2	42.0	44.6	49.8	52.6	55.0
20 mシャトルラン	回	17.7	26.4	34.8	43.4	50.0	57.8	69.0	82.3	90.3
50 m走	秒	11.5	10.6	10.0	9.6	9.3	8.9	8.6	8.0	7.6
立ち幅とび	cm	110.5	122.9	133.2	142.0	150.7	160.0	177.8	193.0	206.8
ソフト（ハンド）ボール投げ	m	7.7	10.9	14.3	17.8	21.2	24.2	17.4	20.1	22.3
体力合計点	点	29.4	36.7	42.6	48.3	54.3	59.2	33.3	40.9	47.5

女 子		小学校						中学校		
項 目	単位	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	1年生	2年生	3年生
握力	kg	8.5	10.1	11.8	13.6	16.2	19.1	21.5	23.6	24.9
上体起こし	回	11.0	13.5	15.9	18.0	19.6	21.1	22.3	24.7	25.5
長座体前屈	cm	27.8	30.6	32.5	34.6	37.7	40.8	42.9	44.2	46.5
反復横とび	点	25.5	28.9	31.2	35.8	40.1	42.9	46.5	47.9	48.1
20 mシャトルラン	回	14.3	19.7	25.2	32.4	38.3	46.0	51.7	57.6	58.9
50 m走	秒	11.9	10.9	10.4	10.0	9.5	9.1	9.1	8.8	8.7
立ち幅とび	cm	103.2	114.3	124.5	135.0	144.0	153.2	164.4	168.5	169.8
ソフト（ハンド）ボール投げ	m	5.2	7.0	8.8	10.9	13.1	14.9	11.2	12.7	13.6
体力合計点	点	29.2	36.8	42.9	49.4	55.5	61.3	45.0	49.9	52.1

●成人の健康推進

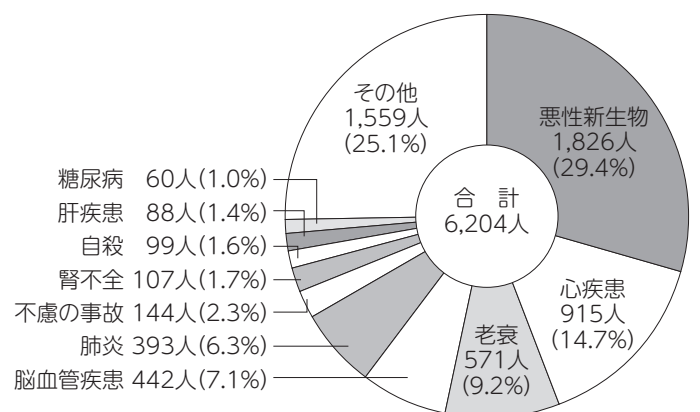
1 健康診査・がん検診等

生活習慣病などを予防し健康を維持するための健康診査、およびがんを早期発見し適切な治療を行うことで、がんによる死亡を減少させるための各種がん検診を実施している。

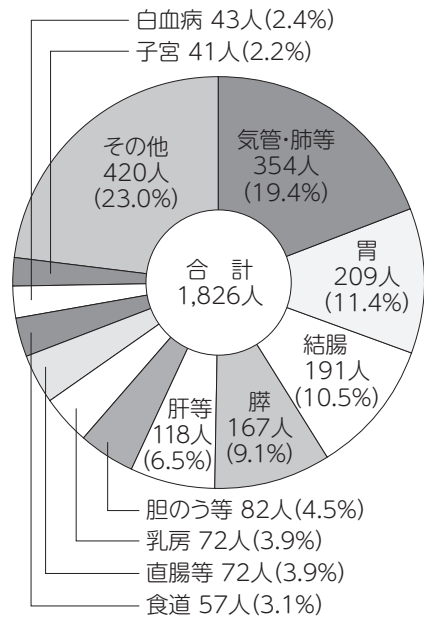
また、肝炎ウイルス検診、眼科（緑内障等）健康診査および成人歯科健康診査も実施している。

〔区民の主要死因別割合〕

令和元年 概数



〔悪性新生物（がん）の部位別死亡割合〕 令和元年 概数



※ 1：気管・肺等：気管・気管支および肺
※ 2：肝等：肝および肝内胆管
※ 3：直腸等：直腸 S 状結腸移行部および直腸
※ 4：胆のう等：胆のうおよびその他の胆道

2 成人の健康づくり事業

区民の健康づくりを支援するため、生活習慣病予防を中心にさまざまな健康づくり事業を実施している。
30 年 6 月から禁煙医療費補助事業を開始した。

〔主な健康づくり事業〕 令和元年度

事業	実績（参加数等）
健康フェスティバル（練馬まつり協賛事業）	延べ 12,100 人
練馬区健康いきいき体操普及啓発	289 人 /16 回
健康づくりボランティア育成講座	147 人 /6 回
禁煙医療費補助事業	補助金交付者数 136 人 / 年
子育て・仕事で忙しい方のための個人指導型フィットネスプログラム（※ 1）	367 人 / 年
健康づくりのための講習会	114 人 /2 回
健康管理アプリ「ねりまちてくてくサプリ」	12,545 件
乳がん出張講座（患者会と協働）	224 人 /9 回
生活習慣病予防教室	1,003 人 /49 回
歯周病予防講演会	66 人 /2 回
睡眠・休養講演会	55 人 /2 回
出張健康づくりセミナー	516 人 /22 回
健康づくり応援講座（※ 2）	54 人 /1 回

※ 1 フィットネスプログラム：
民間スポーツクラブを活用した個人指導型プログラム
※ 2 健康づくり応援講座：
ワーク・ライフ・バランスセミナーと合同開催

〔健康診査・がん検診等〕 令和元年度

健診（検診）名	受診者（人）	有所見者（人）	対象者	実施場所
健康診査				
30 歳代健診	7,354	4,993	30 ～ 39 歳の人	健康診査室・医療健診センター
国保特定健診	39,738	—	練馬区国保の被保険者で 40 ～ 74 歳の人	協力医療機関・健康診査室・医療健診センター
75 歳健診	2,788	2,720	75 歳の人	協力医療機関
後期高齢者健診	43,209	42,515	後期高齢者医療制度の被保険者の人	協力医療機関
医療保険未加入者健診	4,056	3,976	生活保護受給者等で 40 歳以上の人	協力医療機関
一般胸部エックス線検査	65,071	22,503	40 歳以上で区が実施する健康診査を受診する人	協力医療機関・健康診査室・医療健診センター
肝炎ウイルス検診	9,271	C 型 23 B 型 49	30 歳以上で、区が実施する肝炎ウイルス検診を受診したことのない人	協力医療機関・健康診査室・医療健診センター
がん検診				
胃がん検診（エックス線検査）	10,905	1,222	40 歳以上で、前年度に区の胃内視鏡検査を未受診の人	健康診査室・医療健診センター・保健相談所・石神井庁舎
胃がん検査（内視鏡検査）	5,527	127	50 歳以上の偶数年齢の人	区内協力医療機関・医療健診センター
子宮がん検診	17,125	432	20 歳以上の人（前年度未受診の女性）	協力医療機関
乳がん検診	16,937	1,220	40 歳以上の人（前年度未受診の女性）	区内協力医療機関・医療健診センター
肺がん検診	26,008	785	40 歳以上の人	区内協力医療機関・健康診査室・医療健診センター
大腸がん検診	53,942	4,537	40 歳以上の人	協力医療機関・健康診査室・医療健診センター
前立腺がん検診	736	38	60・65 歳の人	協力医療機関・健康診査室・医療健診センター
成人歯科健診	2,593	1,980	30・40・45・50・60・70 歳の人	協力歯科医療機関
長寿すこやか歯科健診	1,005	826	76・80 歳の人	協力歯科医療機関
眼科（緑内障等）健診	2,915	676	50・55・60・65 歳の人	区内協力眼科専門医療機関

注：①がん検診の場合の有所見者は、精密検査が必要な人の数（精密検査の結果、大半の人はがんではない）
②国保特定健診および後期高齢者健診の受診者は、令和 2 年 5 月 31 日現在において確認している人の数

3 難病患者支援

難病とは、発病の機構が明らかでなく、かつ治療方法が確立していない希少な疾病であって、その疾病にかかることにより、長期にわたり療養を必要とする疾病をいう。このうち、国の指定難病、都単独の対象疾病、人工透析が必要な腎不全および血友病については、都が医療費助成を実施しており、区で申請を受け付けている。

保健相談所では、公費負担医療申請者を対象とする所内面接相談・訪問指導や講演会を実施している。

このほか、難病患者については、都が都医師会に委託して実施している在宅難病患者訪問診療事業や、都が実施している在宅難病患者医療機器貸与事業（吸入・吸引器）の対象となっている。

4 骨髄等提供者支援事業

骨髄・末梢血幹細胞提供者（ドナー）の負担を軽減し、骨髄移植やドナー登録を推進するため、29年8月1日から、ドナーやドナーが勤務する事業所に助成金を交付している。

交付額は、骨髄等の提供に要した通院（検査）および入院した日数に応じて、通算7日を上限とし、1日につきドナーは2万円、ドナーが勤務する事業所は1万円である。令和元年度の交付状況はドナー8件、事業所4件、計12件であった。

2 食育実践ハンドブックの作成・活用

食生活の課題や、「ねりまならではの食育」をテーマに食育実践ハンドブックを作成し、冊子を活用した食育事業を展開している。

農業祭等で行う食育キャンペーンで、食育実践ハンドブックを活用した食育の普及啓発を行った。

●食育推進ボランティア

1 ねりまの食育推進ボランティア講座

地域で食育活動を行う人材を育成するため、講義4回と調理実習1回の計5回の講座を実施している。

2 活動支援

講座修了生を対象に、区の食育事業やボランティア活動の紹介等について情報交換会を開催し、継続した活動支援を行っている。

3 協働事業

子どもたちを対象として、和食のだしを味わい、ご飯とみそ汁、おかず1品の食事を作って食べる体験事業「ちゃんとごはん」を13回開催し、子どもの参加は延べ231人だった。

また、乳幼児の保護者等を対象等とした「ちゃんとごはん」事業を6回実施し、参加は53組であった。

事業の企画から実施に従事した食育推進ボランティアは延べ93人となった

(2) 食育を推進する環境づくり

●練馬区食育推進ネットワーク会議

区民、関係団体と連携し「農地が身近にあるねりまならではの食育」の推進に取り組んでいる。令和元年度は4回開催し、若い世代（特に20～30歳代）に対する食育の推進の検討およびねりまの食育応援店事業の普及啓発について検討した。

●生涯を通じた食育の推進

1 地域での食育事業

保健相談所では乳幼児から大人までを対象として、家族そろって健康的な食生活を実践するための支援を行っている。乳幼児健診や相談の機会に実施する食育講習会等のほか、地域の施設と連携して実施する地域食育講座を実施した。

〔保健相談所が実施している食育講習会〕 令和元年度

講習会	回数(回)	参加延べ人数(人)
赤ちゃんからの飲む食べる相談	109	1,541
すこやか親子の食事講習会	128	4,299
地域食育講座	150	4,929

(3) 健康に関する危機管理を行う

●予防接種

感染症の予防に関して予防接種の果たしてきた役割は極めて大きい。

特に乳幼児の時期に予防接種を受けることにより、個々人のり患を防ぐ（個人予防）だけでなく、感染症の流行も抑えている（社会予防）。

定期予防接種および任意予防接種は、区が委託する予防接種協力医療機関で通年（高齢者インフルエンザは冬期）個別接種により実施している。

1 定期予防接種

「予防接種法」に基づく定期予防接種は、BCG（結核）、B型肝炎、Hib（ヒブ）、小児用肺炎球菌、DPT-IPV（4種混合）、不活化ポリオ、MR（麻しん風しん混合）、水痘（みずぼうそう）、日本脳炎、DT（2種混合）、風しん追加的対策、高齢者用肺炎球菌および高齢者のインフルエンザである。

現在、子宮頸がん予防（HPV感染症）は厚生労働省通知に基づき積極的勧奨を差し控えている。

2 任意予防接種

「予防接種法」に定めのない予防接種について、つぎ

の表のとおり接種費用を助成している。

〔任意予防接種の接種費用助成〕

	助成開始 時期	対象者	助成 費用
おたふくかぜ	25年4月	1歳以上3歳未満の人	3,000円 (※)
MR（麻しん 風しん混合） 未接種者対策	24年4月	2歳以上19歳未満で、接種 が終了していない人	全額
風しん抗体 検査	26年4月	19歳以上の人 ①妊娠を希望している女性 ②①の同居者	全額
風しん 予防接種	25年3月	③妊娠中の女性の同居者	

※生活保護受給者は全額助成

3 ねりま子育てサポートナビ

近年の度重なる予防接種制度改正に伴い、予防接種を受けるスケジュールの作成が被接種者やその保護者にとって大きな負担となり、接種間隔の誤りや接種漏れが生じてしまう可能性がある。

そのため、27 年 4 月より被接種者の生年月日等を入力することにより、スケジュールが自動作成される「予防接種サポートシステム」を導入した。28 年 4 月には、妊娠・子育て応援メールの配信機能を、29 年 4 月には、妊娠・子育て等に関するニーズの把握に利用できるアンケート調査機能を付加し、「ねりま子育てサポートナビ」として稼働している。

●感染症対策

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）」に基づき、感染症の日常的な発生状況を把握するとともに、感染症発生時には適切な医療の確保・防疫対応、疫学調査等を行っている。

27 年には、中東地域や韓国における中東呼吸器症候群（MERS）の流行に伴い、感染者の海外からの入国および二次感染の危惧に対し、防疫体制を構築した。

また、「感染症法」の一部改正により、27 年 1 月 21 日、中東呼吸器症候群および鳥インフルエンザ（H7N9）が二類感染症に、28 年 2 月 15 日、ジカウイルス感染症が四類感染症に、30 年 5 月 1 日、急性弛緩性麻痺が五類感染症に、令和 2 年 2 月 3 日、新型コロナウイルス感染症が指定感染症に追加された。

1 結核

近年の結核り患率は減少しているが、高齢者が占める割合は増加している。

令和元年の新登録患者数は 106 人（転入を含む。）であった。過半数が高齢者であり、高齢者の結核対策は重要な課題となっている。また、登録時に高い感染

性のあった結核患者は 34 人であった。

正しい知識の普及、結核患者への服薬支援、家族や接触者に対する健康診断などの対策を実施している。

2 五類感染症

五類感染症は、発生情報を収集・分析して結果を公開し、発生・拡大を防止すべき感染症である。区では医師会・教育委員会等への情報提供をしている。

麻しんは、27 年に日本から排除されたが、海外からの輸入例による感染は続いている。風しんは、令和 2 年までに日本から排除することを目指している。麻しんおよび風しんについては、感染拡大防止を図るため、東京都健康安全研究センターで早期に確定検査を行い、適切な対応に努めている。

〔保健所への届出患者数〕

(単位：人) 令和元年

分類	疾患名	届出患者数
一 類	1 エボラ出血熱	0
	2 クリミア・コンゴ出血熱	0
	3 痘そう	0
	4 南米出血熱	0
	5 ペスト	0
	6 マールブルグ病	0
	7 ラッサ熱	0
二 類	8 急性灰白髄炎（ポリオ）	0
	9 結核	143
	10 ジフテリア	0
	11 SARS（重症急性呼吸器症候群）	0
	12 MERS（中東呼吸器症候群）	0
	13 鳥インフルエンザ（H5N1）	0
	14 鳥インフルエンザ（H7N9）	0
三 類	15 コレラ	0
	16 細菌性赤痢	0
	17 腸管出血性大腸菌感染症	11
	18 腸チフス	0
	19 パラチフス	0
	20 E型肝炎	3
	22 A型肝炎	8
四 類	61 レジオネラ症	3
	65 ウイルス性肝炎（A型、E型を除く）	4
	66 カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	3
	67 急性弛緩性麻痺（急性灰白髄炎を除く）	1
	68 急性脳炎（ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く）	1
	71 劇症型溶血性レンサ球菌感染症	1
	72 後天性免疫不全症候群	2
五 類 (全数届出)	73 ジアルジア症	1
	74 侵襲性インフルエンザ菌感染症	2
	76 侵襲性肺炎球菌感染症	15
	77 水痘（入院例に限る）	1
	79 梅毒	21
	84 百日咳	47
	85 風しん	26
六 類	86 麻しん	9

注：四・五類感染症は種類が多いため、届出のあった疾患のみ掲載している。

3 エイズ・性感染症

国内のHIV（ヒト免疫不全ウイルス）感染者、エイズ患者の報告数は、ここ数年、横ばい状態で推移している。都内におけるHIV感染者、エイズ患者の報告数は、全国の報告数の約30%を占めている。また、近年、梅毒の患者数が増加しており、男性は20～50歳代に多く女性は20～30歳代で急増している。

これらは、無症候期の間に感染が広がっている可能性があり、特に若年層における発生の割合が高まって

いるため、正しい知識の普及や感染予防、早期発見の取組が重要となっている。

そこで、区内の中学校や高校、大学で、エイズや性感染症の正しい知識の普及啓発を行っている。

また、豊玉保健相談所では、HIV抗体検査と同時に、性感染症検査（梅毒・クラミジア・淋菌）を無料・匿名で実施している。

〔エイズ相談・HIV・性感染症抗体検査実施数〕

(単位：件) 令和元年度

区 分	件 数
エイズ相談	316
HIV抗体検査	276
梅毒検査	230
クラミジア	109
淋菌検査	108

4 新型インフルエンザ

区では、26年6月に「練馬区新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定した。さらに、「新型インフルエンザ等対策行動マニュアル」を整備し、より実効性の高い対策がとれるよう体制整備を図った。今後は、住民接種の構築に向け、住民接種マニュアルを整備していく。

(4) 安全な衛生環境を確保する

●食品衛生

食中毒防止、食品の安全性確保のため、令和元年度は営業者の監視指導を12,396件、食品等の検査を1,682検体行った。また、営業者向けの食品衛生講習会を実施した。

こうした監視指導を行うに当たり、区では毎年度「食品衛生監視指導計画」を策定している。令和2年度の計画策定に当たっては、区民から意見を求めるとともに、練馬区食品衛生推進員会議での意見を参考にした。

令和元年度の区内での食中毒の発生は3件であった。

●食品衛生普及啓発活動

令和元年度は、消費者向けの食中毒予防講習会を18回実施し、630人が参加した。そのうち食育の一環として、区内の保育園や小学校を対象に、紙芝居や手洗い練習を通して食中毒予防について学ぶ「食の安全教室」を開催し、303人が参加した。

なお、「食の安全・安心シンポジウム」の開催を10月に予定していたが、台風19号接近に伴い中止とした。

そのほか、「ねりま食品衛生だより」（年3回発行）、区ホームページ、ツイッター等を活用して普及啓発活動を行った。

●環境衛生

多数の人が利用するプール、公衆浴場、理・美容所、クリーニング所、旅館等では一定の衛生水準が確保されることが必要である。

そのため、これらの施設に対する監視指導を行うとともに、施設の空気環境や細菌、水質等の検査を実施している。令和元年度は、1,063件の監視指導を行った。このほかにも飲料水についての相談受付・指導を行っている。

●ペット動物の飼養

犬については、「狂犬病予防法」および「東京都動物の愛護及び管理に関する条例」により、畜犬登録、狂犬病予防注射、正しい飼い方の啓発などの事業を行っている。令和元年度末現在、区内の犬の登録件数は25,120頭である。

猫については、飼い猫の去勢・不妊手術費の一部を助成する事業を行っている。また、飼い主のいない猫をめぐる問題を解決するために活動する団体を登録し、団体に対して去勢・不妊手術費用の助成や猫保護ケージ等の貸出しなどを行っている。令和元年度末現在、66団体が登録している。

なお、災害時に、適切に飼育動物の保護を行い区民の安全・安心を確保するため、災害時のペット対策事業を行っている。令和元年度は、2月にペットの飼い主を対象にした講演会「飼い主力と防災力～家族とペットと地域を守るために一人一人ができること～」を実施した。そのほか、災害時ペット管理ボランティアを募り、令和元年度末現在51人が活動している。

●ねずみ・害虫対策

衛生的で快適な生活環境を確保するため、ねずみ・害虫等の相談および駆除を行っている。

令和元年度は、ねずみに関して285件、害虫等に関して1,557件の苦情・相談を受けた。また、ボウフラ、ユスリカの駆除およびスズメバチの巣の除去を行うとともに、害虫対策講習会を行った。

なお、「害虫相談ダイヤル」を5から11月の期間、開設した。

●医療監視・指導

診療所、助産所、施術所、歯科技工所の施設・設備の管理状況について、監視・指導を行っている。

令和元年度は140か所の監視指導を行った。

●薬事衛生

1 薬事監視

医薬品等の品質と、その有効性および安全性を確保するため、薬局・医薬品販売業（卸売販売業、配置販売業を除く。）・麻薬小売業・医療機器販売業等の監視指導、医薬品等の検査を行っている。令和元年度は695件の監視指導、5品目の医薬品等の検査を行った。

また、薬事関連法令の趣旨の徹底を図るため、営業者および薬剤師等を対象に啓発活動を行った。

2 毒物劇物監視

毒物劇物による保健衛生上の危害防止を目的として、毒物劇物販売業および業務上取扱者の監視指導を行っている。

また、盗難や事故等が発生した場合に社会的影響の大きい農薬、トルエン、シアン等を取り扱う販売業および業務上取扱者の一斉監視を行っている。令和元年度は45件の監視指導を行った。

3 有害物質を含有する家庭用品の検査

「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づき、日常使用する家庭用品に含まれる有害物質によって健康被害が発生することを防ぐため、規制対象となっている家庭用品の試買検査を行っている。令和元年度は46品目（延べ81項目）の試買検査を行った。

●免許申請などの取扱い

医師、歯科医師、薬剤師、看護師等の免許の交付、書換え、再交付等の申請を取り扱っている。

令和元年度は1,442件取り扱った。

第4章

安全・快適、みどりあふれるまち

- | | | | | | |
|------|--------------------------|-----|----|--------------------------|-----|
| 40-1 | 良好な地域環境を作る … | 134 | 45 | 地域生活を支える
駅周辺のまちづくり …… | 161 |
| 40-2 | 地域特性を活かした
まちづくりの推進 …… | 138 | 46 | みどりの保全と創出 …… | 164 |
| 41 | 災害に強い安全な
まちづくり …… | 142 | 47 | 自立分散型エネルギー社会の
構築 …… | 167 |
| 42 | 地域防災力の向上 …… | 147 | 48 | リサイクルの推進と
ごみの発生抑制 …… | 170 |
| 43 | 安全・安心な地域づくり … | 151 | 49 | 住まい確保のサポート …… | 175 |
| 44 | 鉄道・道路など
都市インフラの整備 …… | 153 | | | |



商店街での打ち水大作戦

40-1 良好な地域環境を作る

【関連文書：「ねりまのかんきょう」練馬区環境部環境課】

(1) まちづくりで環境に配慮する

環境影響評価（環境アセスメント）制度は、大規模なまちづくりを進める際に、その計画の実施が環境に与える影響を予測・評価して結果を公表し、住民や自治体の意見を事業計画に反映させて、環境に対する著しい影響の発生を未然に防止するための一連の手続である。

区が関係地域になった事業は、令和元年度末現在20件である。

(2) 公害問題の解決を図り、地球環境の保全・改善を推進する

●大気汚染

大気汚染は、自動車や工場等から排出される窒素酸化物、光化学オキシダントおよび浮遊粒子状物質等によって引き起こされている。大気汚染物質に関する環境基準（※）は、つぎの表のとおりである。

特に、廃棄物焼却炉を主な発生源とするダイオキシン類汚染と、建築物の耐火材等に使用されていたアスベストの飛散が問題となっている。このため、環境調査および発生源対策を実施している。

※環境基準：
「環境基本法」に基づき定められた、人の健康を保護し生活環境を良好に保つため維持することが望ましい基準

【大気汚染物質に関する環境基準】

物 質	環境基準	長期的評価の方法
二酸化窒素（※）	1時間値の1日平均値が、0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下	年間の1日平均値のうち、低い方から98%に相当する日の値（98%値）が0.06ppm以下であれば「達成」とする。
浮遊粒子状物質（※）	1時間値の1日平均値が、0.10mg/m以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m以下	年間の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲内にあたるものを除外した日の値（2%除外値）が環境基準以下であれば「達成」とする。 （ただし、1日平均値が2日以上連続して環境基準を超えていた場合は「非達成」）
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下	

※：1年間に6,000時間以上測定した測定局が評価の対象

1 大気汚染の状況

区内における大気汚染の実態を把握するため、区は13か所の測定室を設置している。令和元年度の各大気汚染物質の状況は、つぎのとおりである。

【大気汚染測定結果（区測定）】

測定室	二酸化窒素（NO ₂ ） （単位：ppm）			浮遊粒子状物質（SPM） （単位：mg/m ³ ）			光化学オキシダント（O ₃ ） （単位：ppm）	
	適否	1日1時間平均値	98%日平均値	適否	1日1時間平均値	2%日平均除外値	適否	1時間値
豊玉北	○	0.013	0.030	○	0.015	0.038	×	0.145
石神井南中学校	○	0.013	0.029	—	—	—	×	0.158
大泉中学校	○	0.014	0.032	—	—	—	×	0.145
北町小学校	○	0.020	0.036	—	—	—	—	—
くすのき緑地	○	0.022	0.040	—	—	—	—	—
石神井西小学校	○	0.018	0.032	—	—	—	—	—
長光寺橋公園	○	0.019	0.034	○	0.015	0.042	—	—
谷原交差点	○	0.019	0.035	○	0.017	0.043	—	—
大泉北小学校	○	0.015	0.030	—	—	—	—	—
小竹	○	0.015	0.033	○	0.014	0.038	—	—
高松一丁目	○	0.015	0.031	○	0.013	0.039	—	—
大泉町三丁目	○	0.015	0.029	—	—	—	—	—
大泉町四丁目	○	0.016	0.030	—	—	—	—	—

注：適否とは、環境基準を達成できたか否かを表す。

(1) 二酸化窒素（NO₂）1時間値の1日平均値（一般環境・沿道環境）

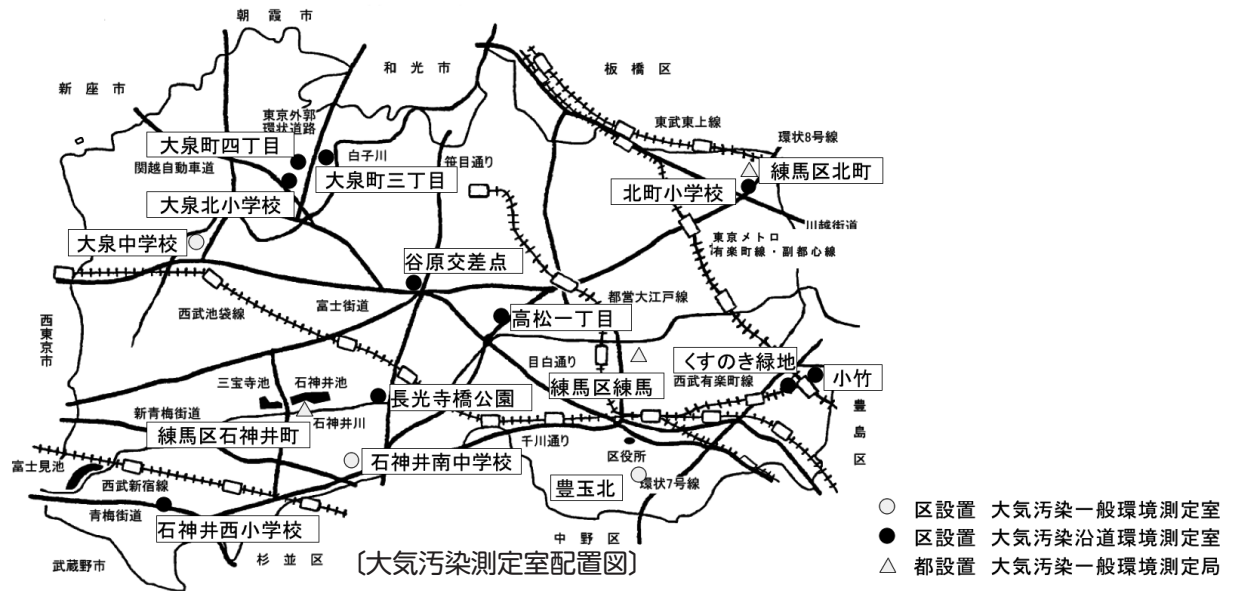
1時間値の1日平均値は、30年度と比較し、一般環境では2か所、沿道環境では9か所で減少した。環境基準は、全か所とも達成した。

【一般環境】

測定室	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
豊玉北	0.017	0.015	0.015	0.014	0.013
石神井南中学校	0.016	0.016	0.016	0.014	0.013
大泉中学校	0.017	0.017	0.016	0.014	0.014

【沿道環境】

測定室	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
北町小学校	0.027	0.024	0.025	0.022	0.020
くすのき緑地	0.027	0.026	0.025	0.023	0.022
石神井西小学校	0.023	0.021	0.022	0.020	0.018
長光寺橋公園	0.024	0.022	0.022	0.020	0.019
谷原交差点	0.024	0.022	0.023	0.021	0.019
大泉北小学校	0.018	0.017	0.017	0.015	0.015
小竹	0.020	0.019	0.019	0.017	0.015
高松一丁目	0.019	0.018	0.018	0.016	0.015
大泉町三丁目	0.020	0.019	0.018	0.016	0.015
大泉町四丁目	0.022	0.020	0.019	0.017	0.016



(2) 浮遊粒子状物質 (SPM) 1 時間値の 1 日平均値
1 時間値の 1 日平均値については、30 年度と比較し、全か所の測定室で減少した。環境基準については、全か所とも達成した。

〔浮遊粒子状物質 (SPM)〕 (単位: mg/m³)

測定室	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度
豊玉北	0.019	0.017	0.016	0.020	0.015
長光寺橋公園	0.020	0.018	0.018	0.018	0.015
谷原交差点	0.022	0.018	0.018	0.019	0.017
小竹	0.020	0.020	0.019	0.021	0.014
高松一丁目	0.019	0.017	0.017	0.016	0.013

(3) 光化学オキシダント (Ox) 1 時間値
環境基準 (1 時間値 0.06ppm 以下) については、全か所とも達成していない。

〔光化学オキシダント (Ox)〕 (単位: ppm)

測定室	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度
豊玉北	0.186	0.136	0.159	0.160	0.145
石神井南中学校	0.180	0.144	0.161	0.137	0.158
大泉中学校	0.184	0.133	0.151	0.126	0.145

2 光化学スモッグ

令和元年度の注意報の発令日数は 5 日で、光化学スモッグによると思われる被害の届出はなかった。

3 ダイオキシン類環境調査

令和元年度も区内 3 か所で年 4 回 (5・8・11・2 月)、大気環境中のダイオキシン類について調査を行った。

結果は、各項目とも、全ての地点において環境基準を下回っていた。

4 アスベスト環境調査

令和元年度も区内 4 か所で年 4 回 (5・8・11・2 月)、大気環境中のアスベストについて調査を行った。

結果は 0.27 本/L (総繊維数濃度) であった。

なお、アスベストの環境基準は現在のところ設定されていない。

●練馬区アスベスト飛散防止条例

18 年 1 月に「練馬区アスベスト飛散防止条例」を施行し、「大気汚染防止法」対象外のアスベスト含有成形板の除去工事等について、規模に応じて区への事前届出およびアスベストの飛散防止対策等を義務付けている。

また、露出したアスベスト含有吹付け材が存在する一定規模以上の集客施設等に対し、除去・囲い込み等の措置を義務付けている。

●事業所の有害化学物質適正管理に関する規制指導

「東京都環境確保条例」により、59 種類の化学物質について年間各 100kg 以上使用した場合に、使用量等を区長に報告することが義務付けられている。

令和元年度は、ガソリンスタンド等 55 事業所から使用量等の報告があった。

●事業所の土壌汚染対策に関する規制指導

「東京都環境確保条例」により、有害物質による土壌汚染が人の健康に支障を及ぼすことを防止するため、以下の場合には土壌調査が義務付けられている。

1 対象となる事業所

指定された 26 物質 (揮発性有機化合物、重金属、農薬等) の取扱い履歴のある事業所

2 対象となる状況

- (1) 事業場の廃止または建物を除却する場合
 - (2) 3,000m²以上の土地等を改変する場合 (都所管)
- 令和元年度は、7 事業所から区へ調査結果の報

告があった。
調査の結果、汚染が判明した場合には、基準を超過した物質の種類や汚染の状態に応じた措置を講じなければならない。

●放射線量の測定

東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故を受けて、23年6月から区内の区立施設12か所の定点で空間放射線量の測定を行っている。
令和元年度の測定結果は0.023～0.071マイクロシーベルト/時であり、区の対応基準である0.24マイクロシーベルト/時以下であった。

●水質汚濁

水質汚濁は生活排水、工場・事業所の排水などの影響によって生じる現象である。水質汚濁が進むと悪臭や水生生物の生息に影響を与える。
区内の河川の水質は全般的に改善しており、魚類などの水生生物も見られるようになってきている。
水質調査結果は、降雨や河川改修工事の影響を除き、水の性質や見た目の清浄さを示す生活環境項目、人の健康に影響を及ぼす恐れのある有機重金属等の項目のいずれも環境基準を満たしている。

●公害に関する苦情および陳情の処理事務

公害問題の解決に向けた取組として、公害を未然に防ぐための環境教育の実施等が必要である。
特に、騒音や振動、悪臭等の解決については、一人ひとりが地域社会の中でお互いの生活を尊重し、思いやりを持った行動をとることが望まれる。区は、騒音計・振動計の貸出しやパンフレットの配布、苦情相談への対応を行っている。
また、公害の防止と問題の早期解決を図るため、夜間騒音等実態調査を実施している。令和元年度は延べ20件実施した。

〔現象・業種別苦情受付件数〕		（単位：件） 令和元年度				
	工場	指定作業場	建設作業	一般	合計	構成比（％）
ばい煙	0	0	0	10	10	3.8
粉じん	1	1	19	1	22	8.3
アスベスト	0	0	10	1	11	4.1
有害ガス	1	0	0	0	1	0.4
悪 臭	1	3	1	29	34	12.8
汚 水	0	0	0	0	0	—
騒 音	2	6	82	45	135	50.8
振 動	0	1	47	2	50	18.8
その他	0	0	2	1	3	1.1
合 計	5	11	161	89	266	100.0

注：2項目以上の公害現象がある場合、各現象ごとに1件としてカウント

(3) まちの美化を進める

●「ポイ捨て・落書防止条例」および「歩行喫煙等の防止条例」の施行

「練馬区ポイ捨ておよび落書行為の防止に関する条例」（9年3月制定）、「練馬区歩行喫煙等の防止に関する条例」（21年10月制定）に基づき、環境の美化や安全で快適な地域社会のため、区・区民・事業者が協力して以下の取組を行っている。

1 まち美化意識の啓発

区内一斉清掃（5月26日・11月24日）と歩行喫煙等の防止条例周知キャンペーン（区内3駅周辺）を実施した。

2 美化活動の推進

- (1) 環境美化推進地区
区民が積極的にまちの環境美化に取り組んでいる地域や、駅前など人通りが多い地域を「環境美化推進地区」として指定し、地域内の町会・自治会等に清掃用具を提供したり、地域内の落書き消しを実施するなどの支援を行っている。（令和元年度 43地区 50,696世帯）
- (2) 環境美化活動団体
区民による自主的の清掃活動を支援するため、一定の要件を満たす団体を「環境美化活動団体」として登録し、清掃用具を提供している。（令和元年度 町会・自治会 68団体 60,734世帯、ボランティア団体 70団体 14,742人）

3 条例の周知および歩行喫煙等の防止の推進

- (1) マナーアップ指導業務
21年12月からマナーアップ指導員が区内の駅周辺を中心に巡回し、歩行喫煙者等に対する注意指導を行っている。
- (2) 路面表示シート等による周知
歩行喫煙等の禁止を促す路面表示シートを区内の駅周辺の約1,200か所に貼付している。
また、29年度から区内198本の電柱に巻看板を掲出している。



- (3) 喫煙所の設置
歩行喫煙やたばこのポイ捨てを防止するため、令和元年度末現在、練馬駅2か所、大泉学園駅、中村橋駅、光が丘駅に喫煙所を設置している。

4 歩行喫煙率調査

歩行喫煙の現況を把握するため、14年度から、練馬・大泉学園・石神井公園・光が丘の4駅で歩行者に占める歩行喫煙者の割合を調査している。

歩行喫煙率は、14年度2.6%だったものが、令和元年度には0.1%にまで減少した。(数値は4駅全20調査地点の集計値)

5 ポイ捨て実態調査

区内の駅周辺におけるポイ捨ての現況を把握するため、19年度から練馬・大泉学園・石神井公園・光が丘の4駅で、ポイ捨てされたたばこの吸い殻の本数を調査している。

調査開始当初は、4駅の吸い殻本数の合計は500本前後であった。令和元年度は138本となっている。

6 落書き対策

民家の塀や壁に落書きされた場合、被害者からの申請に応じて、区が業者に委託して落書き消しを行っている。(令和元年度は4件、4か所、延べ8.05㎡)

●空き家およびいわゆる「ごみ屋敷」対策の推進

適正に管理が行われていない空き家が、防災・防犯面での懸念や不法投棄の誘発、景観の阻害など、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている。国は、地域住民の生命、身体または財産を保護するとともに、生活環境の保全を図り、併せて空き家の活用を促進するため、26年11月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」を制定し、27年5月に全面施行した。

一方で、空き家だけではなく、居住者がいながら堆積物等による不良な状態にある居住建築物（いわゆる「ごみ屋敷」）をめぐる問題も、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている。

区は、「練馬区空き家等対策計画」を29年2月に策定するとともに、計画に基づく取組を適切に進めるため、同年7月に「練馬区空家等および不良居住建築物等の適正管理に関する条例」を制定し、同年10月に全面施行した。

条例制定後は、練馬区空家等および不良居住建築物等適正管理審議会を開催するなど、問題の解決に向けた取組・手続等を推進している。

●あき地管理

区では、あき地の適正な管理を図るため、所有者等に対し、あき地の自主管理を依頼している。

●カラス対策

民有地の樹木などにカラスが営巣し、親カラスが人を威嚇、攻撃する状況にある場合、その原因となる巣などの撤去を行っている。

令和元年度は14巣を撤去した。

●アライグマ・ハクビシン対策

30年度からアライグマやハクビシンが天井裏へ侵入する等の生活被害を受けている場合、区が業者に委託してわなを設置し、捕獲する事業を行っている。

令和元年度はハクビシンを27頭捕獲した。

40-2 地域特性を活かしたまちづくりの推進

(1) 計画的な土地利用を誘導し、 良好な市街地を形成する

「練馬区都市計画マスタープラン」は、今後の区政運営の方向性を明らかにした『ビジョン』を上位計画とするまちづくり分野の計画であり、つぎの2つの役割を持つ。

- ① 区などの行政の果たす役割が大きい都市計画についての基本方針

② 区民等（区民、民間事業者、NPO、各種の団体など）が主体となって行うまちづくりの指針

当初の策定から10年以上が経過したため、区のまちづくりの進捗状況、都市計画関連制度の改正等を踏まえ、27年12月に計画を改定した。

「練馬区都市計画マスタープラン」で示したまちの将来像、まちづくりの方針は、個別の都市計画や地域のまちづくりなどにより実現を目指す。

●地域地区制度

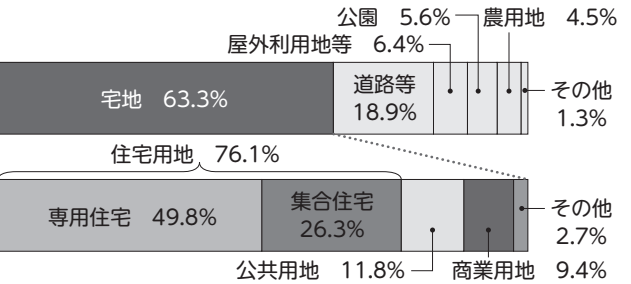
土地の自然的条件や利用動向をもとに、都市計画により土地利用を規制誘導する制度である。

区で指定されている地域地区には、用途地域、特別工業地区、防火地域および準防火地域、高度地区、生産緑地地区、風致地区等がある。

区では、敷地の細分化や、周辺の街並みとかけ離れた高層建築物の建設などによる市街地環境の悪化が進行していることから、20年3月に、建築物の敷地面積の最低限度と高さの最高限度の都市計画決定を行った。

生産緑地地区は、令和元年11月現在649地区、177.76haである。

〔用途別土地利用面積率〕（練馬区の全面積）



注：屋外利用地等とは駐車場・材料置場等を表す。
資料：「平成28年度土地利用現況調査」

〔練馬区用途地域等の面積〕 令和元年度末現在

地域地区	面積 (ha)	比率 (%)
用途地域		
第1種低層住居専用地域	2,796.5	58.1
第1種中高層住居専用地域	822.4	17.1
第1種住宅地域	518.1	10.8
第2種住宅地域	60.4	1.3
準住居地域	83.6	1.7
近隣商業地域	297.0	6.2
商業地域	92.4	1.9
準工業地域	142.2	3.0
工業地域	3.4	0.1
計	4,816.0	100.0
高度地区		
第1種	2,592.2	53.8
17m第1種	23.8	0.5
第2種	204.3	4.2
17m第2種	393.6	8.2
20m第2種	932.3	19.4
25m第2種	50.2	1.0
30m第2種	90.1	1.9
17m第3種	38.5	0.8
20m第3種	2.5	0.1
①25m第3種	151.2	3.1
②30m第3種	206.9	4.3
③35m第3種	31.3	0.6
20m	2.9	0.1
30m第2種	0.5	0.0
④指定なし	95.7	2.0
(①～④のうち最低限高度地区)	(58.7)	(1.2)
計	4,816.0	100.0
防火地域		
防火地域	604.2	12.5
準防火地域	4,136.1	85.9
指定なし	75.7	1.6
計	4,816.0	100.0
特別用途地区		
特別工業地区	135.8	2.8

●地区計画制度によるまちづくり

地区計画とは、地区の課題や特徴を踏まえ、住民と区が連携しながら、地区の目指すべき将来像を設定し、その実現に向けて都市計画に位置付け、まちづくりを進めていく制度である。

具体的には、まちづくりの目標・方針や、建築物等の制限内容（建築物の用途や高さ、敷地面積の最低限度等の「建築物等に関する事項」）などを定めることにより個々の建築や開発に対して規制・誘導を行い、目指すべきまちの実現を図っていくものである。

令和元年8月に北町一丁目地区地区計画、11月に江古田南部地区地区計画を決定した。令和元年度末現在、40地区において地区計画を決定している。

●「練馬区風致地区条例」に基づく事務

風致地区内での建築、樹木の伐採、切盛土、よう壁をつくる等の行為を行う場合には許可が必要である。

令和元年度は、1,508件の問合せがあり、197件の事前相談を受け、272件の許可書を交付した。

●優良宅地、優良住宅の認定審査

優良な土地または住宅の供給を目的として、土地を造成または住宅の建築をした場合などに、土地を譲渡して得た譲渡益の税率の低減等優遇措置が適用される。

(2) 区民・事業者とともにまちづくりを進める

●練馬区まちづくり条例

区民、事業者および区の協働によるまちづくりの公共性の実現を図り、豊かで魅力的な都市環境の形成を目指して、「練馬区まちづくり条例」を定め、18年4月に施行した。

この条例では、まちづくりにおける区民、事業者および区の責務を明らかにするとともに、都市計画やまちづくりにおける住民参加の仕組み、開発事業における調整の仕組み等を定めている。

●区民・事業者・区の協働によるまちづくり

「練馬区都市計画マスタープラン」では、まちづくりの基本的な進め方として、区民・事業者・区がそれぞれの役割を担いながら、共に連携・協力して地域の課題解決に取り組む協働のまちづくりを推進することとしている。

また、「練馬区まちづくり条例」では、まちづくりへの住民参加の充実・促進を図るために、独自の提案制

度や住民によるまちづくりへの支援について定めている。この支援の仕組みのひとつとして、(公財)練馬区環境まちづくり公社内に練馬まちづくりセンター（現みどりのまちづくりセンター）が開設された。（詳細は、140ページ「●公益財団法人練馬区環境まちづくり公社」を参照）

●「練馬区まちづくり条例」に基づく開発調整

開発事業を行う場合は、区が定めるまちづくりに関する計画や開発基準などを遵守するとともに、良好な自然環境の保全・育成と、周辺の居住環境への配慮や良好な街並み・居住環境の保全形成に努めるように、調整の手續を定めている。

〔開発調整に関する届出件数〕 (単位：件) 令和元年度

区 分	対 象	件数
大規模建築物	①延べ面積 3,000㎡以上かつ高さ 15 m以上の建築物	9
	②床面積 1,000㎡以上の集客施設	1
	③床面積 500㎡以上の深夜営業集客施設	1
	④床面積 1,000㎡以上の葬祭場等	0
特定用途建築物	①床面積 500㎡以上 1,000㎡未満の集客施設	4
	②床面積 1,000㎡未満の葬祭場等	0
	③専用床面積 30㎡未満のワンルーム住戸が 20 戸以上	12
	④専用床面積 40㎡未満のワンルーム住戸が 15 戸以上 (※)	0
	⑤寄宿舍 (※)	1
	⑥大規模長屋等 (※)	2
宅地開発事業	①開発区域面積 3,000㎡以上の宅地開発事業	12
	②開発区域面積 500㎡以上 3,000㎡未満の宅地開発事業	174
墓地等	①墓地	0
	②納骨堂	0
	③火葬場	0
自動車駐車場等	①床面積 300㎡以上の自動車駐車場	0
	②開発区域面積 300㎡以上の自動車駐車場	8
	③開発区域面積 300㎡以上の材料置場	0
	④開発区域面積 300㎡以上のウエスト・スクラップ処理場	0
	⑤ペット火葬施設等	1
計		225

※：まちづくり条例の改正（令和元年7月公布）にともない、新たに届出の対象になったものの件数である。

また、上記宅地開発事業のうち、「都市計画法」に基づく開発許可（500㎡以上）件数は95件、「練馬区まちづくり条例」に基づく協定締結（500㎡以上）件数は34件であった。

●建築紛争の予防・調整

区では、中高層建築物および特定用途建築物等の建築に伴う紛争を未然に防止するために、「練馬区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例（予防・調整条例）」を17年12月に改正し、18年4月から施行している。

この条例では、良好な近隣関係の形成・保全のため、日照、プライバシー等の近隣への影響や工事中の騒音・振動等の不安から起こる建築紛争を「予防するための手続」と、紛争が発生した場合の「調整を図るための手続」について定めている。

〔「予防・調整条例」の取扱い状況〕			令和元年度
項 目			件 数
中高層建築物対象件数			650 件
あっせん	取扱い件数		0 件
	結果	解決	0 件
		打ち切り	0 件
		計画取止め	0 件
		次年度へ繰越	0 件
	あっせん回数		0 回
調 停	取扱い件数		0 件
	結果	解決	0 件
		打ち切り	0 件
		次年度へ繰越	0 件
	委員会開催回数		6 回

●建築協定

建築協定は、一定区域の住民が、建築物の敷地・構造・用途などに関する基準について協定を締結し、住民相互の協力によって生活環境の維持向上を図り、住み良いまちづくりを進める制度である。

区内には、現在2か所の建築協定を定めた地区がある。

【建築協定の状況】		平成 31 年 4 月 1 日現在	
協定名称	認可日	期間	協定者数
武蔵関建築協定	昭和 47 年 2 月 (平成 24 年 2 月更新)	10 年	161 人
コスモアベニュー 練馬春日町建築協定	平成 16 年 1 月	20 年	26 人

●「練馬区福祉のまちづくり推進条例」による

バリアフリー整備

全ての人が等しく社会参加する機会を確保し、安心・快適に暮らし続けられる地域社会実現のため「練馬区福祉のまちづくり推進条例」を制定し、安全かつ円滑に利用できる公共的建築物および公共施設の整備等を

進めている。

この条例は、区民に身近な店舗や診療所、共同住宅などで着実なバリアフリー整備を促進するため、「バリアフリー法」で定められている対象建築物の拡大と整備基準の追加等を行った。さらに、事前協議の義務化、整備状況の公表、区立施設建築時の区民の意見聴取を定め、区民、事業者および区の協力でより水準の高い整備を推進している。

また、店舗等のバリアフリー改修等費用の一部を助成している。

〔公共的建築物の手続件数〕			(単位：件)
年 度	29	30	元
事前協議受付	160	151	160
公表	53	44	54

●公益財団法人練馬区環境まちづくり公社

（公財）練馬区環境まちづくり公社は、24年4月に、前身である（財）練馬区都市整備公社から移行・名称変更し発足した。

公社では、「練馬区まちづくり条例」の公布に伴い、18年4月に練馬まちづくりセンター（現みどりのまちづくりセンター）を開設し、区民主体のまちづくり活動を支援している。

平成元年度から受託しているタウンサイクルおよび4年度から受託している有料自転車駐車場の管理については、18年度から指定管理者として管理運営業務を行っている。17年度から受託している放置自転車等の自転車対策事業とともに、区の自転車行政の一翼を担っている。

22年度からは、同年5月に設立された練馬区地球温暖化対策地域協議会の事務運営や同年11月に開設された練馬区資源循環センターの管理運営を行い、27年度からは、区内の一部の地域の可燃ごみ・不燃ごみの収集業務を行っている。

1 みどりのまちづくりセンターの運営

- (1) みどり・景観事業に関する取組
 - ① 憩いの森等を保全する活動団体の育成
 - ② 地域ぐるみの緑化等拡充の仕組み構築支援
 - ③ つながるカレッジねりま「みどり分野」の運営等
 - ④ 公共施設等緑化協働支援
 - ⑤ 景観形成支援
- (2) まちづくり事業に関する取組
 - ① まちづくり啓発・相談・活動助成
 - ② まちづくり条例に基づく専門家派遣等の支援
 - ③ 地区まちづくりの活動支援
 - ④ 空家等地域貢献活用

- ⑤ 防災まちづくりの推進
- ⑥ まちづくりに関する調査・研究
- (3) その他の取組
建築物等のバリアフリー化協働推進事業

2 放置自転車対策事業

- (1) 放置自転車の撤去・移送
- (2) 撤去した自転車の保管・返還
- (3) 自転車駐車場への誘導・案内
- (4) 自転車の問い合わせセンター運営
- (5) 自転車対策地域協議会の設立・活動支援

3 自転車駐車場・タウンサイクルの管理運営

令和元年度末の管理施設数は以下のとおりである。

- (1) 有料自転車駐車場 74 か所
- (2) ねりまタウンサイクル 7 か所
- (3) 公社立自転車駐車場 6 か所
- (4) 無料自転車駐車場 5 か所

4 資源循環推進事業

- (1) 粗大ごみの収集・再使用、金属類・ふとんの回収
- (2) 容器包装プラスチックの回収
- (3) 可燃ごみ・不燃ごみの収集
- (4) 集団回収支援事業
- (5) 廃食用油精製事業（バイオディーゼル燃料の精製）
- (6) 練馬区資源循環センターの管理運営
- (7) 資源循環推進事業の普及啓発

5 地球温暖化対策事業

- (1) 練馬区地球温暖化対策地域協議会の運営
- (2) 地球温暖化対策に関するイベントの運営支援等
- (3) ホームページやメールマガジンによる情報発信

●景観に関する届出

一定規模以上の建築行為等を行う場合は、「景観法」に基づく届出が必要となる。区では、区全域を7つの区域に区分し、区域ごとに方針を定めて良好な景観形成を誘導している。

令和元年度の届出・通知件数は以下のとおりである。

・建築物の建築等	274 件
・工作物の建設等	4 件
・開発行為	36 件

(3) 調和のとれた都市景観を形成する

●景観形成のルールづくり

区では、地域特性に応じた景観施策を展開するため、23年3月に「練馬区景観条例」を制定し、同年5月には「景観法」に基づく景観行政団体となった。

また、景観行政の基本的な考え方である「練馬区景観計画」を23年8月に策定し、良好な景観の形成に向け実行性のある景観まちづくりに取り組んでいる。

●景観まちづくり

区は、(公財)練馬区環境まちづくり公社を、良好な景観を形成するための専門的情報の提供や相談業務を担う「景観整備機構」に指定し、協力体制のもと「地域景観資源登録制度」や「景観まちなみ協定制」等を設け、区独自の景観まちづくりを進めている。

41 災害に強い安全なまちづくり

(1) まちの防災性を向上する

●防災まちづくりの推進

1 区内の状況

区内には、高度経済成長期を経て急激に市街化が進んだため、木造家屋が密集した災害に弱い地域がある。

また、狭い道路が多いため、大地震等の災害時にあって、家屋・ビルの倒壊および二次災害として発生する火災などによる大きな被害が心配される。

このような現状を改善し、災害に強い、安全なまちとするためには、都市構造そのものを変えていく必要がある。

区では、防災再開発促進地区や防災まちづくり推進地区の指定を行うとともに、密集住宅市街地整備促進事業などにより、区民の理解と協力を得て、道路の拡幅や公園整備によるオープンスペースの確保などの事業を推進している。

2 住宅・建築物の耐震化促進

28年5月に、建物種別ごとに耐震化の目標を設定した「練馬区耐震改修促進計画」を策定した。これに基づき地震発生時の建築物倒壊による道路の閉塞を防ぐため、幹線道路に面した建築物を中心に民間建築物の耐震化に取り組んでいる。

また、これまで行ってきた民間建築物に対する助成および支援制度を更に拡充するとともに、積極的な普及啓発を行い、計画的かつ総合的に耐震化を促進している。

●都市計画道路事業に合わせた延焼遮断帯の形成

都市計画道路は、災害時においても地域の骨格となる道路である。更に、沿道建築物の不燃化を行うことにより不燃化空間を作り、火災の延焼を防ぐ機能を有している。

区は、区民が安全に避難できる道路を確保するため、都市計画道路、幹線道路および避難道路に準ずる道路に面する地域にも、積極的に防火地域の指定を行ってきた。

放射7号線や補助230号線等の都市計画道路事業の整備にあわせた沿道まちづくりにおいても、防火地域等の都市計画決定を行い、沿道建築物の不燃化を誘導し、災害に強いまちづくりを進めている。

●土地区画整理事業の推進

一定の広がりをもった不整形で利用しにくい土地の

区画を整え、宅地の利用増進を図るとともに、道路や公園などの公共施設を整備して、良好な市街地の形成を実現することを目的としている。

区は従前より、事業実施の円滑な活動を支援するため、「練馬区土地区画整理事業助成要綱」を昭和61年4月に施行し、調査設計費用などを助成している。

同時に、地域特性を踏まえつつ、農業と調和したまちづくりの実現に向けた地域の合意形成にも努めており、令和元年度末までに、土地区画整理事業が終了しているのは21地区（約49.8ha）である。

また、29年度に事業認可を行った大泉学園町四丁目地区（約1.0ha）については令和元年度に事業が終了した。

なお、大江戸線延伸地域の土支田新駅予定地周辺地域では、交通環境の変化や将来開発に備えたまちづくりを進めるため、区施行の土地区画整理事業を施行し28年3月に換地処分公告を終えた。

●建築物の規制と誘導

農地の宅地化が進む一方、既成市街地では宅地の細分化による過密狭小な住宅が増えている。また、都市化に伴い、中高層建築物の増加と相まって、市街地環境が変化している。

こうした状況に対応し、良好な環境を維持するため、建築物の敷地面積の最低限度と高さの最高限度を定めている。

これらを含み、「建築基準法」および関係法令に基づいて建築物を交通、安全、防災、衛生などの観点から規制・指導をしている。

1 建築確認

建物を建築するときは、あらかじめ建築計画を示した申請書を提出し、建築法規に基づく確認を受ける必要がある。

〔建築確認の受付件数（構造別）〕 （単位：件）令和元年度

区分	一 般	計画通知	計
木造	48	0	48
鉄骨鉄筋	0	0	0
鉄骨	9	40	49
鉄筋	2	4	6
ブロック	1	1	2
計	60	45	105

2 道路の位置の指定など

建物を建築しようとする敷地が、「建築基準法」上の道路に接していない場合、新たに法上の道路を築造するか、法第43条第2項第2号の許可を受ける必要がある。

令和元年度は、指定道路等の申請が43件、許可を受けるための空地（協定通路認定等）の申請が14件であった。

3 違反建築取締り

違反建築物の発生を未然に防止するとともに早期かつ効果的に是正するため、現場調査に基づき違反建築物の取締りを行っている。令和元年度の違反建築物取扱件数は20件であった。主な違反条項の内訳は、申請手続2件、接道義務3件、用途地域1件、高度斜線3件、表示義務13件であった（重複を含む。）。

(2) 災害に強いまちをつくる

●密集住宅市街地整備促進事業

この事業は、老朽建築物等が密集し、防災上課題を抱えている地域において、道路・公園等の公共施設の整備、老朽建築物の建替えの促進等、災害に強い総合的なまちづくりを行うことにより、防災性の向上と住環境の改善を図ることを目的としている。

1 事業内容

道路・公園などの公共施設の整備、老朽住宅を耐火構造などの共同住宅に建て替える場合の助成（建築設計費、除却費、共同施設整備費等）を行っている。

2 取組状況

練馬地区（練馬一～四丁目の各一部、面積約20.0ha）は、17年度で事業を終了した。

江古田北部地区（小竹町一・二丁目、羽沢一丁目、栄町、旭丘一・二丁目の各一部、面積約46.4ha）は、30年度に事業が終了した。

北町地区（北町一・二丁目の各一部、面積約31.1ha）は、令和元年度に事業が終了した。

なお、貫井・富士見台地区（貫井一～四丁目、富士見台三・四丁目の各一部、面積約92.3ha）は、引き続き事業に取り組むとともに、新たに桜台地区（桜台一丁目・二丁目、三丁目・四丁目の一部、面積約50.6ha）の事業に取り組むため、重点地区まちづくり計画の検討区域の指定を行った。

●防災まちづくり事業

この事業は、防災上の危険性が懸念される地区を指定した上で、地域住民と区が協力して防災上の課題を共有し、地区の防災性向上に資する整備の促進、不燃

性向上のための規制、住民への周知啓発に集中的に取り組むものである。

令和元年度は、防災まちづくり推進地区として、田柄地区（田柄一～四丁目の各一部、面積約87.2ha）、富士見台駅南側地区（富士見台一・二丁目、南田中三丁目の一部、面積約44.2ha）、下石神井地区（下石神井二・五・六丁目、面積約60.2ha）の3地区を指定した。

●無電柱化の推進

区では、12年度から、都市防災機能の強化、安全な歩行空間の確保等のため、都市計画道路や生活幹線道路の整備、駅周辺のまちづくりにあわせて、無電柱化を積極的に推進している。

令和元年度末現在、電線共同溝による無電柱化は、区道全路線中の約2.1kmで完了、約4.6kmで事業中である。

30年3月に「練馬区無電柱化推進計画」を策定し、令和7年度までに新たに約9.7kmの区道の無電柱化に着手する。



〔補助132号線（石神井町二丁目）〕

●河川の改修

かつて区内には3河川が流れていた。しかし、都市化の進展に伴い田柄川は下水道幹線として地下化され緑道となり、現在では石神井川、白子川の2河川となっている。このような都市化の進展と下水道の普及に伴い、河川は都市排水の基幹としての能力増強を求められている。

区内の河川については、1時間に50ミリの降雨に対応できる本改修を進めているほか、白子川については、比丘尼橋上流右岸側に34,400m³、比丘尼橋下流左岸側に212,000m³を貯留する調節池の整備が完了している。

また、都は、22年度から目白通りの地下約35mの深さにトンネル（内径10m、延長約3.2km）を掘り、新たに212,000m³を貯留する地下調整池の整備を行い、28年度末より運用を開始している。

なお、区では、河川防災のため、降雨量や河川水位の観測や河川内の障害物撤去等の維持管理を行っている。

〔河川の現況〕 令和2年4月1日現在

河川名	延長 (km)	本改修済延長 (km) (改修率)
石神井川	11.6	9.4 (81%)
白子川	6.5	1.6 (25%)

●雨水貯留浸透施設の増設

一時間に 50 ミリを超える集中豪雨が近年頻発し、浸水被害が発生している。浸水被害軽減のため、都の河川改修や下水道貯留管の整備に加えて、区における雨水流出抑制対策等を強化するため、石神井川稲荷橋付近、白子川子安橋付近、旧田柄川沿いの 3 地区に雨水貯留浸透施設の増設を実施した。

●雨水流出抑制施設の整備

急速な都市化の進展に伴い、多くの雨水が下水道や河川に一気に流入して起こる「都市型水害」を防ぐために、河川の改修、調節池の整備などを行ってきたが、より総合的な治水対策を推進するため、区では平成 2 年 6 月に「練馬区総合治水計画 (平成 24 年 3 月改定)」を策定し、雨水を地中へ浸透させる施設の整備を進めている。

令和元年度までに、道路、公園、学校などの公共の施設で 235,015㎡、大規模民間施設等で 313,913㎡、合計 548,928㎡の雨水の浸透貯留可能な雨水流出抑制施設を整備した。

●地下室等設置に係る浸水対策の届出

近年の浸水被害は、台風を原因とするものだけでなく、短期間集中豪雨を原因とする地下構造の住宅への雨水流入などが増加している。

地下室への浸水が起これと人命を脅かす事態に結びつくため、建物建築時に指導・誘導する手段として届け出ることを義務付けている。

〔地下室等設置に係る浸水対策の届出件数〕 (単位：件)

年度	届出件数
29	29
30	17
元	21

●ねりま情報メール【防災気象情報】

登録した区民のパソコンやスマートフォンなどに、気象情報や避難情報などの災害に関する情報を配信している。

●橋りょう

区内の橋は、令和 2 年 3 月 31 日現在 186 橋であり、

このうち区の管理する橋は 130 橋である。

今ある橋を有効に活用し、道路ネットワークの更なる安全性の確保を目的とした「練馬区橋梁長寿命化修繕計画」を 25 年度に策定し、事後保全的な修繕から予防保全的な修繕へ方針を転換した。

都は、河川の改修事業に併せて、松之木橋の架け替え工事を実施し、令和元年度に完了した。また、曙橋については、令和元年度から架け替え工事に着手している。

なお、区は道路管理者として、橋の拡幅に係る費用の負担をしている。

●街路灯の省エネルギー化促進

区民が安全に安心して暮らすことができるまちづくりに向け、街路灯の維持管理を実施している。「水銀に関する水俣条約」により、令和 2 年から水銀ランプの製造、輸出および輸入が禁止になる。

このため区では、水銀ランプを使用した街路灯を、消費電力が少なく寿命の長い LED 等の街路灯へ 27 年度から令和 4 年度にかけ、計画的に改修を進めている。

令和元年度は、4,772 基の街路灯の改修を実施した。

(3) 災害に強いまちの実現に向けた
取組を支援する

●「練馬区耐震改修促進計画」および耐震化に係る
助成および支援事業

耐震化の取り組みは、28 年 5 月に策定した「練馬区耐震改修促進計画」に基づき進めている。

重点施策として、災害時における緊急車両の通行を確保するため、幹線道路沿道の旧耐震建築物に対して耐震診断や補強設計、改修工事に関する費用の助成を行い、耐震化を促進している。さらに、市街地が密集する地域の旧耐震建築物の耐震化を進めるため、その除去費用についても助成している。

また、経済的な理由などで耐震改修工事を行うことができない場合は、耐震シェルターや防災ベッドへの助成の活用を促している。

支援制度においては、区民向けの無料耐震相談会を実施し、耐震化の専門家であるアドバイザー派遣や簡易耐震診断に直接要する経費を全額補助としている。

令和元年度の助成実績は、つぎのとおりである。

1 耐震改修工事等助成事業

対象：住宅

・簡易耐震診断	180 件
・耐震診断	31 件
・実施設計	24 件

- ・耐震改修工事等 21 件
- ・簡易補強工事 0 件

2 特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業

対象：特定緊急輸送道路沿道建築物

- ・実施設計 2 件
- ・耐震改修工事等 6 件

3 耐震シェルター等設置助成事業

対象：耐震シェルター・防災ベッドの設置

- ・0 件

●ブロック塀等撤去費用助成について

事故を未然に防止するため、倒壊の恐れがあるブロック塀などの撤去費用の助成をしている。

令和元年度の助成件数は、24 件であった。

〔耐震改修工事等助成額〕（ ）内は限度額		令和元年度 (単位：円)		
区 分		耐震診断	実施設計	改修工事
住宅 ※ 1		費用の 3 分の 2		
		(8 万)	(22 万)	(100 万) ※ 2
分譲マンション		費用の 6 分の 5		費用の 3 分の 2
		(150 万)	(200 万)	(3,000 万)
賃貸集合 住宅・事 務所など	主に 3 階以上で 延べ面積 1,000 ㎡以上	費用の 3 分の 2		費用の 6 分の 1
		(150 万)	(200 万)	(1,000 万)
事務所・ 商店など	主に 2 階以下で 延べ面積 1,000 ㎡未満	費用の 3 分の 2	—	—
		(100 万)	(—)	(—)
私立幼稚園・保健所など		費用の 3 分の 2		費用の 2 分の 1
		(150 万)	(200 万)	(3,000 万)
災害時医療機関等		費用の 3 分の 2	費用の 6 分の 5	費用の 2 分の 1
		(200 万)	(1,000 万)	(6,000 万)
一般緊急輸送道路沿道の建 築物		費用の 6 分の 5	費用の 6 分の 5	費用の 3 分の 2 (※ 3)
		(300 万)	(450 万)	(6,000 万)
特定緊急輸送道路沿道の 建築物		費用の 6 分の 5 (※ 4)		
		(※ 5)	(1,000 万)	(※ 6)

※ 1：住宅（戸建住宅、小規模な長屋や共同住宅）は、無料簡易診断を実施

※ 2：所有者が居住し、所有者を含む世帯全員が非課税世帯である場合などは、費用の 5 分の 4 で限度額 120 万円

※ 3：延べ面積が 5,000㎡を超える部分は費用の 6 分の 1

※ 4：延べ面積が事業費によっては、助成額が異なる。

※ 5・6：限度額なし

●狭あい道路の拡幅などに係る費用の助成等

1 狭あい道路の拡幅をするための費用の助成

区内の道路の約 38%は、幅員が 4 m未満の狭あい道路であり、災害時に延焼の拡大、緊急車両の通行や避難を妨げるなどの課題を抱えている。そのため、狭

あい道路を拡幅する人に対して費用の助成や、区による狭あいな私道の拡幅整備を行っている。なお、令和元年度の実績はつぎのとおりである。

- ・助成実績 26 件
- ・整備実績 8 件

2 「建築基準法」の道路にするための費用の助成

「建築基準法」の道路に接していない土地では、適法な建て替えができないために、違反建築物や空き家化するなどの問題を抱えている。そのため、既に家が建ち並んでいる道を「建築基準法」の道路として申請する人に対して費用の助成をしている。

- ・令和元年度助成実績 5 件

3 すみ切りの公道化の奨励

すみ切りは、見通しの確保、歩行者や車両の円滑な通行、災害時の緊急車両の容易な進入を可能にする。そのため、すみ切り用地を区に寄付などする人に対して奨励金を交付している。

- ・令和元年度交付実績 3 件

(4) 上・下水道の整備

●上水道

水道は、最も重要な都市基盤の施設の一つとして人々の生活と都市活動を支えており、区内の給水普及率は 100%である。

都の水道は、より安全でおいしい水を供給するため、通常の浄水処理に加えて高度浄水処理の導入や国が定めた水質基準より高い目標を定めるなどの取組を進めている。

災害発生時でも水道施設の被害を最小限にとどめ、可能な限りの給水を確保するため、地震に強い施設の整備や応急給水体制の整備の対策を推進している。

更に、災害により一時的に断水した場合にも、飲料水を確保できるよう災害時給水ステーション（給水拠点）を設けている。

〔災害時給水ステーション（給水拠点）〕

施設名	所在地
練馬給水所	光が丘 2-4-1
区立大泉公園	大泉学園町 6-25
区立学田公園	豊玉南 3-32
区立はやいち公園	早宮 1-47-11
区立みんなの広場公園	石神井町 8-41

●下水道

1 普及率はおおむね 100%に

下水道は、日常生活や都市活動で発生する汚れた水

をきれいにして川や海に戻すほか、道路や宅地に降った雨水を速やかに排除するなど、安全で快適な生活環境の確保や良好な水循環の形成に必要な役割を担っている。

昭和 42 年度から始まった区の下水道整備は、平成 7 年度末に普及率がおおむね 100%に達した。

なお、石神井・大泉地区では、雨水流出抑制型下水道（透水性舗装や浸透雨水ます等により雨水を地下に浸透させ、急激な河川への流れ込み等を抑制する方式）を採用している。

また、下水道管の総延長は、令和元年度末現在約 1,292km となっている。

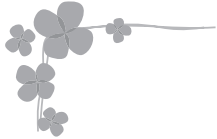
〔下水道管延長〕令和元年度

総延長	管きょ内訳	
	幹線	枝線
1,291,951m	68,104 m	1,223,847 m

資料：都下水道局

2 道路陥没の抑制

道路陥没の主な原因は、下水道本管へ接続するます（汚水・雨水）の取付管（陶製管）の破損である。そこで、道路工事に合わせて陶管から衝撃等に強い硬質塩化ビニル管へ取り替え、道路陥没の抑制を図っている。



42 地域防災力の向上



(1) 自然災害に対する態勢を強化する

●練馬区災害対策条例

災害対策の理念や施策の基本を定め、災害対策を総合的・計画的に進め、区民の生命・身体および財産を災害から守ることを目的として、16年3月に制定した。

●災害対応力の向上

地震等による被害を最小限に抑えるためには、区民・行政・防災関係機関など、それぞれが連携し、災害対応力を高めることが必要である。

1 自助（自分の命は自分で守る）

「防災地図」、「防災の手引 災害にそなえて」など各種印刷物の発行、防災講演会、出前防災講座の実施、起震車体験などを通じて啓発を行っている。

2 共助（自分たちのまちは自分たちで守る）

区民防災組織などの既存組織の育成を進めるとともに、組織数の増大を図り、区および防災関係機関等と連携した効果的な活動をするように働きかけを行っている。

3 公助（行政や防災関係機関の防災活動）

区、消防署、警察署、自衛隊などの防災関係機関は、連携して災害対策に取り組んでいる。

防災関係機関や学識経験者等で構成する練馬区防災会議で「練馬区地域防災計画」を作成し、その実施を推進している。

4 地震災害以外の課題

都市化の進展により、雨水の不浸透区域が拡大し、「都市型水害」といわれる局地的な浸水被害がたびたび発生しており、水災害対策が喫緊の課題となっている。

都による河川改修のほか、区では、雨水浸透区域の拡大・貯留施設の普及など雨水流出抑制の事業を推進し、総合的な治水対策に取り組んでいる。

また、水災害時の避難について注意喚起のチラシを作成し、浸水被害が予想される地域の全戸に毎年配布している。

〔過去の集中豪雨による大規模被害（50件以上）〕

（床上・床下浸水、道路冠水）（単位：件）

発生年月日	件数
17年9月4日	738（※）
22年7月5日	163
23年8月26日	61
30年8月27日	122

※石神井川氾濫

●災害対策関連計画

1 練馬区地域防災計画

災害の予防から応急、更に復旧・復興に至る対策を定めた、区の防災対策の基本である。直近では、熊本地震の教訓等を踏まえ、30年3月に修正した。

2 練馬区非常時優先業務実施方針

多くの困難が予想される発災後72時間において、非常時優先業務を実施する上での基本的な枠組みを示し、区の即応体制を強化するための方針であり、適時修正している。令和2年3月に、「練馬区業務継続計画（地震編）」の中に内容を記載し、同計画を統合した。

3 練馬区業務継続計画（地震編）

震災時のさまざまな制約が発生する状況下においても、適切な業務執行を継続できる体制を確立するための計画であり、適時修正している。直近では、令和2年3月に修正した。

〔首都直下地震等による東京の被害想定（24年4月）より〕

被害の種類	東京湾北部地震（M7.3）	多摩直下地震（M7.3）
建物全壊棟数	1,946棟	2,611棟
建物半壊棟数	12,956棟	13,941棟
出火件数	12件	12件
焼失棟数	3,065棟	2,968棟
死者数（※）	166人	212人
負傷者数（※）	4,722人	5,389人
避難生活者数	59,299人	76,859人
徒歩帰宅困難者数	98,294人	98,294人
閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数	98台	101台
ライフラインの被害		
電力（停電率）	5.3%	6.3%
ガス（供給支障率）	25.6%	95.3%
上水道（断水率）	17.2%	28.3%
下水道（管ぎよ被害率）	19.7%	19.8%
固定電話（不通率）	2.2%	2.2%

注：冬の夕方18時 風速8m/sの場合

※：死者数、負傷者数は冬の朝5時 風速8m/sの場合

●防災センター

1 情報連絡体制の整備

災害時の情報連絡手段として、以下の無線通信システムを整備している。

(1) 移動系防災行政無線

区および防災関係機関等が情報連絡（音声・FAX）を行うシステムである。防災センターを基地局として、避難拠点や防災関係機関等との間で、

情報の収集および伝達を行う。令和元年度末現在、217 台を配備している。

- (2) MCA 無線
帰宅困難者対策および支援物資等の物流対策用として、各拠点等と災害対策本部との間で情報の収集および伝達を行う。令和元年度末現在、16 台を配備している。
- (3) 同報系防災行政無線
災害に関する情報を区民へ一斉放送するシステムである。令和元年度末現在、子局（無線放送塔）207 局と区立施設等に配備している戸別受信機（防災ラジオ）1,061 台がある。

2 臨時災害放送局（FM 放送）

臨時災害放送局は、地震等による大規模な災害が発生した場合に、地方公共団体等が救援情報や復旧情報等を提供するために開設する、臨時的な FM 放送局である。区では、27 年度に放送機材を導入し、定期的に放送訓練を実施している。

30 年 6 月に、日本大学芸術学部をはじめ区内関係団体と臨時災害放送局の開設および運営に関する協定を締結した。

●備蓄対策

水や食料等は、家庭内で最低 3 日分、可能な限り 1 週間分程度を備蓄することが望ましい。

区は、被害想定に応じて、避難拠点 1 か所あたり 700 人の 1 日分に相当する食料やペットボトル飲料水を備蓄している。2 日目以降は、都等から輸送された食料を避難拠点で提供する。

また、避難拠点には、毛布・寝袋などの生活必需品や、停電に備えた発電機などの資器材も備蓄している。

●飲料水の確保

区内には、給水所が光が丘公園内（66,600㎡）に、応急給水槽が大泉公園・学田公園内（各 1,500㎡）・はやいち公園・みんなの広場公園内（各 100㎡）にあり、断水時には都と連携して応急給水を実施する。

また、避難拠点では、消火栓等から給水できるスタンドパイプセットを使用して、応急給水を行う。

その他、主に区と民間の協定により区内 23 か所の深井戸を「防災井戸」として指定しており、給水を受けることができる。

●区民防災組織

災害時に地域住民が自主的な防災活動を展開できるよう、区民防災組織の育成を図っている。区民防災組織には、各種資器材を貸与するとともに、訓練等助成

金を支給し活動を支援している。

1 市民消火隊

災害時に地域で発生した火災について、消火や延焼防止活動を行う目的で編成されている。軽可搬消火ポンプ（C 級）などの資器材を配備している。

2 防災会

大地震や水害などの災害に際して、初期消火や救出・救護活動、安否確認、避難誘導の実施により、地域での被害を防止したり、災害後の復興を行うために結成されている。防災資器材格納庫を設置し、軽可搬消火ポンプ（D 級）、組立式リヤカー、担架、スコップ、トラロープなどの資器材を配備している。

3 避難拠点運営連絡会

7 年 1 月 17 日に発生した阪神・淡路大震災の教訓と経験を踏まえ、区立全小・中学校を避難拠点として位置付け、区職員および学校職員を拠点要員として配置している。

避難拠点には、地域住民による避難拠点運営連絡会が結成されており、平常時から、訓練・講習会・会議等さまざまな活動を通して「いざ!」というときに備えている。

〔区民防災組織の数〕 令和元年度末現在

組織の種類	組織数
市民消火隊	12 隊
防災会	314 組織
避難拠点運営連絡会	98 組織
その他	2 組織

●防災訓練

区では、区民の災害対応力を高めるために、消防署・警察署・自衛隊などの防災関係機関や、市民消火隊・防災会・避難拠点運営連絡会などの区民防災組織と連携し、各種の防災訓練を行っている。

1 震災総合訓練

- (1) 避難拠点訓練
 - 〔開催日〕 令和元年 9 月 14 日
 - 〔場 所〕 全避難拠点 98 か所
 - 〔参加者〕 2,381 人
 - 〔概 要〕・避難拠点におけるゴミの集積所調査
 - ・体育館・教室における居住スペースの区割訓練
 - ・無線操作訓練
 - ・安否確認とりまとめ訓練
- (2) 防災フェスタ
 - 〔開催日〕 令和元年 9 月 8 日
 - 〔場 所〕 開進第二中学校
 - 〔参加者〕 1,535 人

- 〔概 要〕・各種体験コーナー（はしご車、起震車、初期消火等）
・防災関係機関によるブース展示

2 水防訓練

- 〔開催日〕 令和元年 5 月 18 日
〔場 所〕 都立城北中央公園都民の森
〔参加者〕 963 人
〔概 要〕・土のう積みなどの浸水防止工法

- ・避難勧告地域住民の避難誘導訓練
- ・特別救助隊による救助
- ・各種体験コーナー（はしご車、起震車、VR 防災体験車等）
- ・防災関係機関による広報活動

3 区民防災組織における訓練

地域の災害対応力を一層向上させるため、市民消防隊・防災会等による自主的な訓練等が、年間を通して実施されている。

- (1) 市民消防隊・防災会等による訓練、会議等
令和元年度は 375 回実施し、延べ 46,227 人が参加した。
- (2) 避難拠点防災訓練、会議等
令和元年度は訓練を 197 回（延べ 19,339 人参加）、会議・講習会等を 460 回（延べ 8,174 人参加）実施した。
- (3) 軽可搬消火ポンプ操法大会
ポンプ操作の習熟と組織間の交流を目的として、区内を 3 地域（練馬・光が丘・石神井）に分けて、ポンプ操法大会（発表会）を開催している。
令和元年度は 47 団体 531 人が参加した。

●防災功労者・功労団体表彰

昭和 62 年度から、地域の防災対策に貢献のあった個人および団体を表彰している。令和元年度は功労者 101 人、功労団体 12 団体を表彰した。

●普及啓発活動

1 防災講演会

「災害・防災の心理学～防災組織としての被害者支援～」をテーマに、講演会の開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から中止した。

- 〔開催日〕 令和 2 年 3 月 1 日
〔会 場〕 練馬文化センター
〔講 師〕 兵庫県立大学環境人間学部・大学院環境人間学研究科 教授 木村玲玖
〔参加対象者〕 区民、区民防災組織関係者

2 防災用品のあっせん

家具転倒防止器具、感震ブレーカー、非常持ち出し

品セット、保存飲料水・食料などをあっせんしている。

令和元年度は 122 件の申し込みがあり、433 品をあっせんした。

3 「防災の手引」などの発行

発行している刊行物は、つぎのとおりである。

〔手引きなどの一覧〕

刊行物	内 容	配布場所
防災の手引	地震や水害時取るべき行動や日頃の備えについて	7 階危機管理室、防災学習センター、各区民事務所など（※転入者へ配布）
水害ハザードマップ	大雨の時に浸水が予想される区域や水害時の避難所に関する情報	7 階危機管理課室、防災学習センター、各区民事務所など（※転入者へ配布）
土砂災害ハザードマップ	土砂災害警戒区域および特別警戒区域と土砂災害時の避難所に関する情報	7 階危機管理課室、防災学習センター、各区民事務所など
防災地図	避難拠点・各種施設など防災に関する情報	7 階危機管理室、防災学習センター（※「わたしの便利帳」に挟み込み）
食と防災	災害時の食事に関する情報	7 階危機管理室、防災学習センター

4 起震車による地震体験訓練

震災時の身の守り方や震災による火災防止の普及を図ることを目的としている。令和元年度は 238 回実施し、延べ 14,182 人が参加した。

●ねりま防災カレッジ事業

地震防災をはじめとする防災に対する意識の向上を図り、地域において活動する人材を育成するため、防災学習センターを中心拠点として、ねりま防災カレッジ事業を実施している。



講座名	講 師	開催日時	定 員
自助クラス	区民防災センター	5月14日(木) 5月15日(金) 5月16日(土)	50名
自助クラス	区民防災センター	5月17日(日) 5月18日(月) 5月19日(火)	50名
自助クラス	区民防災センター	5月20日(水) 5月21日(木) 5月22日(金)	50名
自助クラス	区民防災センター	5月23日(土) 5月24日(日) 5月25日(月)	50名
自助クラス	区民防災センター	5月26日(火) 5月27日(水) 5月28日(木)	50名
自助クラス	区民防災センター	5月29日(金) 5月30日(土) 5月31日(日)	50名

〔令和元年度ねりま防災カレッジ自助クラスの案内〕

1 区民向けクラス別講座

(1) 自助クラス

「自助に関わる基礎的な知識・技術について」をテーマに開催した。令和元年度は 143 人が受講した。

(2) 共助クラス

「共助に関わる基礎的な知識・技術について」をテーマに開催した。令和元年度は 87 人が受講した。

(3) 区民防災組織向けカリキュラム（区民防災組織加入者向け）

「組織の活動に活かせる実践的な取組について」をテーマに開催した。令和元年度は 71 人が受講した。

(4) 共助クラスフォローアップ（共助クラスの修了者向け）

「避難拠点の活動を知ろう」をテーマに開催を予定していた。（※）

(5) 区民防災組織向けカリキュラムフォローアップ（区民防災組織向けカリキュラムの修了者向け）

「支援物資の要請と受入体験！」をテーマに開催を予定していた。（※）

(6) 共助クラス・区民防災組織向けカリキュラム合同フォローアップ（共助・区民防災組織カリキュラムの修了者向け）

「多分化共生と防災」をテーマに開催を予定していた。（※）

(7) 一般公開講座（一般区民向け）

「台風・大雨への備え」と題し、気象予報士のやまもとゆか氏を講師として講座（参加者 58 人）を開催した。

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から中止した。

2 小学生（4～6年生）向けカリキュラム

防災に関する基礎的な知識を習得し、自分の身は自分で守ることの大切さについて学ぶ講座を実施する。令和元年度は 101 人が受講した。

3 中学生向けカリキュラム

災害時に中学生に求められる役割と、それを果たすための技術や知識について学ぶ講座を実施する。令和元年度は 9 人が受講した。

4 専門カリキュラム

防災活動の専門的な内容について、さまざまな視点から知識や技術を学ぶ講習会を実施する。令和元年度は 279 人が受講した。

〔開催した講座〕

- ・中高層住宅向け防災講習会
- ・事業所向けカリキュラム

・食と防災

・上級救命講習

・女性防災リーダー育成講座

・乳幼児の保護者向け防災講習会

5 出前防災講座・授業

区内の事業所や町会・自治会・学校などの団体を対象に、防災に関する講座・授業を実施する。令和元年度は 13,695 人が参加した。

6 防災体験講座

防災学習センターの来所者を対象に、起震車による地震体験や煙ハウス体験など、防災に関する体験講座を実施する。令和元年度は 935 人が参加した。

7 防災学習コースメニュー

防災学習センターの来所者を対象に、防災に関する学習や体験講座を実施する。令和元年度は 2,517 人が参加した。

●各種団体との協定

災害時における応急・復旧活動を迅速に実施するため、他の地方自治体（11 団体）、民間事業者や各種団体等（198 団体）と協定を締結し、応急対策活動が円滑に行えるよう体制を整えている。

令和元年度末現在、災害時協定を締結している自治体は、つぎのとおりである。

〔災害時総合応援協定〕

- ・長野県上田市
- ・群馬県前橋市
- ・埼玉県上尾市

〔災害時物資等支援協定〕

- ・福島県塙町
- ・群馬県下仁田町
- ・群馬県館林市

〔災害時隣接自治体応援協定〕

- ・特別区
- ・東京都西東京市
- ・埼玉県和光市
- ・埼玉県新座市
- ・東京都武蔵野市



43 安全・安心な地域づくり



(1) 犯罪等に対する態勢を強化する

●練馬区民の安全と安心を推進する条例

区内で生活する全ての人々による、安全で安心なまちづくりの礎とするため、「練馬区民の安全と安心を推進する条例」を制定し、16年12月に施行した。

●「街かど安全 72 万区民の目」警戒運動

区内の3警察署および3防犯協会と覚書を締結し、区民向け防犯意識啓発のイベントを共同で実施している。令和元年度は「区民のつどい」などのイベントを行った。

●地域防犯防火連携組織

「地域のことは地域で協力して守る」という考え方に基づき、小学校区域を単位として、学校、町会、自治会およびPTAなどの各地域団体が連携して、自主的活動を展開できる体制を構築している。

連携組織に対し、その運営費用の一部を助成し、必要な支援を行っている。令和元年度末現在で30組織(32校)が設立されている。

●パトロール団体

区内で自主的にパトロール活動を実施している団体のうち、一定の要件を満たす団体について、申請に基づき「パトロール団体」として登録し、各種支援を行っている。令和元年度末現在で265団体が登録している。

〔支援の内容〕

- ・夜光ジャンパーや誘導灯など、パトロールに必要な用品の支給
- ・パトロール中のけがなどに備えて、区の費用負担で保険に加入
- ・パトロールを行う際の委託警備員が運転する安全・安心パトロールカーの貸出し

〔登録の要件〕

- ・パトロール活動に従事する人員が5人以上で、かつ、その過半数が区内に在住、在勤、在学していること
- ・月1回以上または年12回以上の頻度で、将来にわたって継続的にパトロール活動を行うこと
- ・営利を目的としないこと

●消防団

消防団は、地域住民が生業を持ちながら、火災や震

災が発生した時に消防署と連携し、消火・人命救助・応急救護活動を行う組織である。

区内の消防団は3消防署管轄ごとに組織されており、各団は更に地域ごとに分かれた分団により構成されている。

平常時は、区民に対して、火災予防や応急救護の指導を行うなど、地域における防火防災のリーダーとして幅広い活動を行っている。区は消防団の行う各種活動にかかる経費の一部について、助成等を行っている。

●防犯設備整備費および防犯カメラ維持管理費の補助制度

一定の要件を満たす地域の団体が、街頭に防犯カメラなどの防犯設備を設置した場合、その設置費用の一部について補助を行っている。また、地域団体が設置したカメラで、一定の要件を満たすものについて、その維持管理費用の一部について補助を行っている。

●ねりま情報メール【安全・安心情報】

区内で発生した犯罪に関する情報や、防犯・防火に役立つ情報などを、あらかじめ登録された区民の携帯電話やパソコンへメール配信している。令和元年度末現在で34,253件の登録があり、令和元年度は137件の情報の配信を行った。

●安全・安心パトロールカー

区内のパトロール体制を強化するため、青色回転灯を装備した「練馬区安全・安心パトロールカー」を7台導入している。

区が委託した警備員が毎日24時間、公園や通学路などの巡回パトロールを行うとともに、パトロール団体などが自主的にパトロールを実施する際に、委託警備員が運転するパトロールカーを貸し出している。令和元年度は延べ338件の貸出しを行った。

●街頭消火器の設置

区民が火災を発見した際の初期消火活動用および災害対策用として、おおむね100m四方に1本の割合で、街頭消火器を設置している。令和元年度末現在で5,620本を配備している。

(2) 安全な道路環境の整備

●交通安全啓発

交通ルールとマナーを身につけることは、交通事故の防止に有効である。

10 年 12 月 15 日に「交通安全都市練馬区宣言」を行い、生命尊重、人間優先の理念に基づき、交通事故のない安全で安心して暮らせるまちの実現に向けて努力することを表明した。(宣言文は裏表紙参照)

令和元年度には、春・秋の全国交通安全運動等で、高齢者の事故防止、歩行者・自転車の交通ルール・マナーの向上などについての PR を行った。

1 区立小学校での啓発

新入生を対象に、蛍光反射ランドセルカバーを配布した。また、「自転車の乗り方教室」を実施し、受講した児童に「自転車運転免許証」を発行している。令和元年度は、全小学校 65 校で実施し 5,739 人の児童に免許証を発行した。



〔自転車運転免許証〕

2 自転車安全教室

21 年度から、スタントマンが自転車による事故の瞬間を再現し、その衝撃や恐怖を体験してもらう自転車安全教室を実施している。令和元年度は 12 回（うち中学校が 11 回、公園等での一般向けが 1 回）実施した。

3 自転車シミュレーターの活用

26 年度から、自転車シミュレーターを区立施設に配置し、自転車のルール・マナーの向上に向けた取組を進めている。また、27 年度から、自転車シミュレーターを利用した交通安全教室を実施している。令和元年度は 1 回実施しており、この教室での利用者を合わせた自転車シミュレーター利用者は 50,936 人であった。

●交通安全実施計画

29 年 1 月、「交通安全対策基本法」に基づき「第 10 次練馬区交通安全計画」を策定した。この計画の目標である「交通事故件数および死傷者数を前年以下に減少させること」を踏まえ、毎年度、実施計画を策定し、交通安全施設の整備、交通安全啓発活動を進めている。

令和元年の区内における交通事故（人身事故）の発生状況は、発生件数 1,174 件、死傷者数 1,345 人であり、

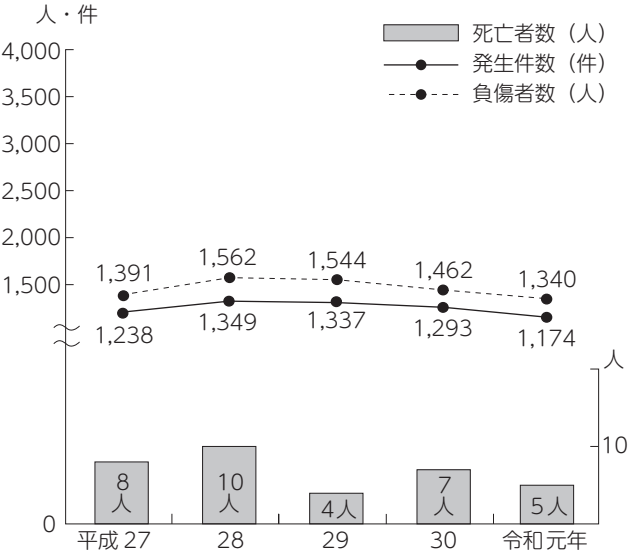
発生件数・死傷者数ともに前年を下回った。

発生件数は、ピーク時の 13 年の 4,038 件と比べ、3 分の 1 以下となり、大きく減少した。

〔交通安全施設〕 令和 2 年 4 月 1 日現在

種 別	総 数	対前年度増減
歩 道	127,785 m	1,050 m
道路標識	2,701 本	4 本
街路灯	45,359 基	109 基
道路反射鏡	6,327 本	5 本
歩行者用防護柵	87,304 m	153 m
点字ブロック	2,403 か所	48 か所

〔区内の交通事故の状況〕



●区民交通傷害保険

交通事故等の被害者を救済することを目的としている保険事業で、少額の保険料で加入でき、入院や通院治療日数に応じて保険金が支払われる。

近年、自転車の運転者が歩行者等と衝突し、加害者となる事故が増加している。中には高額な賠償責任を負担するケースも出ていることから、21 年度分より「自転車賠償責任プラン」を付加した。毎年 2 ～ 3 月下旬に受付している。



44 鉄道・道路など都市インフラの整備



(1) 公共交通を充実する

●区内交通の現状と「練馬区都市交通マスタープラン」

区内の交通インフラは、整備が進められてきているものの、慢性的な交通渋滞や脆弱な南北方向の交通などさまざまな課題がある。

また、道路網の整備が未完了であることから、公共交通の不便な地域が依然として存在している。道路の整備率は、都市計画道路が約5割、生活幹線道路が約3割であるなど、交通の円滑化が図られておらず、解決すべき課題は多い。

今後、高齢者が増加していく中で、円滑な移動手段の確保が求められている。その一方で環境問題の高まりなどから、自動車交通に過度に依存しない交通体系の確立も求められている。

区は、20年3月に「練馬区都市交通マスタープラン」を策定し、誰もが快適に移動できる交通環境の実現を目指して、さまざまな交通問題の解決に取り組んでいる。

●都営大江戸線

都営大江戸線は、光が丘地区の開発に伴う大量輸送機関として、また、西武池袋線と東武東上線との間に残る交通不便地域の解消などに寄与するものとして計画された鉄道路線であり、放射部と環状部からなっている。

12年12月には、現行の営業区間が全線（汐留駅は14年11月開業）開通した。これにより、区内から六本木、大門方面へは乗換えがなくなるとともに、都心・副都心へのアクセス利便性が向上した。

光が丘駅～大泉学園町までの延伸は、首都圏の鉄道ネットワークを充実・強化するうえで欠くことのできない路線であり、都区部にわずかに残る鉄道駅から離れた地域を大きく改善することができる。また、豊かなみどりが残る地域に、都市の利便性を兼ね備えることで、延伸地域のポテンシャルを最大限引き出し、良好な住宅都市を形成することができる。

本路線は、27年7月に都の計画に、28年4月には国の答申において、整備に向けた明確な位置付けを得ている。加えて、令和元年12月に都は、2040年代に目指す東京の姿「ビジョン」と、その実現のために2030年に向けて取り組むべき「戦略」を示した『『未来の東京』戦略ビジョン』を公表し、延伸について「関係者と事業化について協議・調整を進める」と位置付けた。

区は、延伸の早期実現を目指し、大江戸線を運営している都との具体的な協議や、新駅予定地周辺を含む延伸地域のまちづくりに取り組んでいる。また、実現には積極的に区が役割を担う必要があることから、延伸に資するために活用する大江戸線延伸推進基金を23年4月に設置し、令和元年に目標額である50億円に達した。さらに、区議会、地域住民とともに大江戸線延伸促進期成同盟を設立し、促進大会の開催や都に対し、早期着工に向けた働きかけを行ってきた。29年8月、期成同盟は、区内経済・産業団体、町会等と大江戸線延伸推進会議を設立し、延伸実現に向けてともに活動している。

大泉学園町から先のJR武蔵野線東所沢駅までの延伸については、新座市等で構成する都市高速鉄道12号線延伸促進協議会に加盟し、要請活動等を行っている。

●西武池袋線

西武池袋線は、区内を東西方向に走る鉄道路線である。区内には、江古田から大泉学園までの8駅があり、また保谷駅が区に近接していることから、多くの区民の日常生活を支えている。

この路線は、踏切による慢性的な交通渋滞や踏切事故の抜本的な対策として、都により高架化が行われてきた。併せて、複々線化事業も、西武鉄道株式会社により進められてきた。

昭和46年1月に桜台駅～石神井公園駅付近間の都市計画が決定されて以降、順次事業に着手した。平成6年12月には練馬高野台駅が開業し、利便性が高まった。また、15年3月までに桜台駅～練馬高野台駅付近間の高架複々線化が完了し、19か所の踏切が無くなった。

練馬高野台駅～大泉学園駅付近間については、17年6月に都市計画が決定（変更）され、19年5月に事業着手し、27年1月には高架化が完了した。その結果、9か所の踏切が無くなり、鉄道により隔てられていた地域が一体化するなど、安全で快適なまちづくりに大いに寄与した。また、この事業に併せて練馬高野台駅～石神井公園駅間が複々線化され、25年3月に西武池袋線・有楽町線と東急東横線・横浜高速鉄道みなとみらい線との相互直通運転が開始された。

●西武新宿線

西武新宿線は、区南西部を東西方向に走る鉄道路線である。区内には、上石神井と武蔵関の2駅があり、また上井草、東伏見駅が区に近接していることから、多くの区民が西武新宿線を利用している。

この路線は、南北方向の道路と交差する箇所が全て踏切による平面交差となっているため、特に朝夕のラッシュ時には踏切付近などで慢性的な交通渋滞が発生している。

都は、16年6月に策定した踏切対策基本方針において、井荻駅～東伏見駅付近を鉄道立体化の検討対象区間とし、20年6月には鉄道立体化の可能性を検討していく連続立体交差化の事業候補区間として位置付けた。区では、各駅周辺のまちづくりに取り組むとともに、27年1月には、区民、区議会、区が一体となって西武新宿線立体化促進協議会を設立し、鉄道立体化の早期実現の要請活動を都へ行ってきた。都は、28年3月に井荻駅～東伏見駅付近を、新規に着工を準備する区間に位置付け、29年4月には、国が着工準備箇所として同区間を採択し、国の補助金を受けながら構造形式や施工方法等の検討を進めてきた。31年2月には、都、関係区市および西武鉄道が、西武鉄道新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）の連続立体交差化計画等について、都市計画素案等の説明会を行い、現在は都市計画決定に向けた手続きを進めている。

●東武東上線

東武東上線は、川越街道と平行して、練馬区と板橋区との区境を走る鉄道路線である。区内に駅はないものの、東武練馬、下赤塚および成増の3駅は、区と近接していることから区民の利用が多く、重要な交通手段の一つとなっている。

●東京メトロ有楽町線・副都心線

東京メトロ有楽町線は、区内で最初の地下鉄として昭和58年6月に池袋駅～営団成増駅（現地下鉄成増駅）間が開業した。池袋駅から先の都心部とつながることで、区北東部地域から都心方面への交通利便性が飛躍的に向上した。

平成6年12月には、西武有楽町線が練馬駅まで開通し、10年3月に西武池袋線との相互直通運転が実現するなど、利便性の向上とともに西武池袋線の混雑緩和に大きく寄与している。20年6月には、小竹向原駅から池袋駅を経由して渋谷駅に至る東京メトロ副都心線が開業し、25年3月に、東急東横線・横浜高速鉄道みなとみらい線との相互直通運転が実現するなど、都心部へのアクセスなどの利便性が更に向上している。

●鉄道駅のバリアフリー化

公共交通機関を利用する際の移動の利便性や安全性の向上を図ることを目的に、12年5月、行政、公共交通事業者および国民の役割を明確にする「交通バリアフリー法」（18年12月に「バリアフリー法」に統合）が施行された。区内鉄道駅のバリアフリー化を促進するため、区では、14年1月に「練馬区鉄道駅エレベーター等整備事業補助要綱」、18年7月には「江古田駅鉄道駅総合改善事業費補助交付要綱」を策定し、大泉学園駅など区内5駅のエレベーター等の整備費用の一部補助を実施してきた。23年8月には、区内全21駅において、駅出入口からホームまでのバリアフリー化された経路が1ルート確保された。

また、30年3月には「練馬区鉄道駅ホームドア整備事業補助金交付要綱」を策定し、30年度より西武鉄道練馬駅のホームドア整備費用に一部補助を行い、令和元年度に完成した。

区は、更なるバリアフリー化の促進のため、引き続き、鉄道事業者に整備を働きかけていく。

〔各駅の1日平均乗降客数〕 (単位：人) 令和元年度

駅名	乗車	降車	総数
西武池袋線			
江古田	17,585	17,682	35,267
桜台	7,455	7,434	14,889
練馬	66,167	67,533	133,700
中村橋	20,517	20,504	41,021
富士見台	14,057	13,879	27,936
練馬高野台	13,748	13,579	27,327
石神井公園	41,444	41,458	82,902
大泉学園	43,734	43,625	87,359
保谷	31,721	31,651	63,372
西武豊島線			
豊島園	7,170	7,091	14,261
西武新宿線			
上井草	10,628	10,674	21,302
上石神井	22,468	22,425	44,893
武蔵関	16,336	16,015	32,351
東伏見	12,518	12,433	24,951
東武東上線			
東武練馬	30,256	30,318	60,574
下赤塚	8,070	8,217	16,287
成増	29,179	29,408	58,587
東京メトロ有楽町線			
小竹向原(※)	52,712	51,632	104,344
氷川台	20,627	20,446	41,073
平和台	22,182	22,192	44,374
地下鉄赤塚	20,442	20,193	40,635
地下鉄成増	26,701	26,999	53,700
東京メトロ副都心線			
小竹向原(※)	45,468	41,982	87,450
西武有楽町線			
小竹向原(※)	71,441	76,379	147,820
新桜台	5,080	4,843	9,923
都営大江戸線			
新江古田	15,127	14,881	30,008
練馬	41,313	41,263	82,576
豊島園	6,236	6,174	12,410
練馬春日町	11,591	11,519	23,110
光が丘	31,560	31,560	63,120

※小竹向原駅：

①西武鉄道：直通連絡客を含む。

②東京メトロ：直通連絡客を含み、有楽町線・副都心線間の乗換旅客を除く。

資料：西武鉄道(株)、東武鉄道(株)、東京地下鉄(株)、都交通局

●エイトライナー

東京近郊の環状鉄道は、JR 山手線、都営大江戸線、その外側に JR 武蔵野線、JR 南武線があるが、これらの中間部にあたる環状 8 号線の沿線区には環状鉄道が無く、南北方向の移動に多くの時間を要している。

区では、環状 8 号線を基本ルートとする新しい交通システムについて、関係区との研究を始め、5 年 10 月に「エイトライナー構想」を取りまとめた。この構想を実現することにより、①環状方向の移動時間が短縮する、②沿線の拠点整備に大きく寄与する、③羽田空港へのアクセスが向上する、などの効果が期待されている。

6 年 5 月には、大田区、世田谷区、杉並区、板橋区、北区とともにエイトライナー促進協議会を設置し、環状 7 号線を基本ルートとするメトロセブン促進協議会とも連携して、メトロセブンとエイトライナーをつなぐ環状線「区部周辺部環状公共交通」の実現に向けた調査・研究を行っている。

28 年 4 月に交通政策審議会が国土交通大臣に答申した「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」において、「区部周辺部環状公共交通」は、「地域の成長に応じた鉄道ネットワークの充実に資するプロジェクト」として位置付けられた。

●バス交通

区内を東西方向に走る西武池袋線や西武新宿線、板橋区との区境を走る東武東上線の各鉄道路線は、南北の間隔が広い。これら路線の各駅をつなぐ路線バスが、区民の日常生活の「足」となっており、区内では、西武、国際興業、関東、京王、都営の 5 つの事業者により、約 160 系統が運行されている。

しかし、区内は狭い道路が多いことなどから、路線バスの運行がない地域や 1 日の運行回数が少ない地域がある。そのため、区は、「公共交通空白地域(※)改善計画」を策定し、計画に基づく既存路線バスの再編などにより公共交通空白地域の改善に取り組んでいる。

また、路線バスを補完するものとして、区運営のコミュニティバス「みどりバス」を区内 6 ルートで運行している。

※公共交通空白地域：

鉄道駅から 800m 以上、かつ、30 分に 1 便以上運行しているバス停から 300m 以上離れた地域

〔みどりバスの運行ルート〕

ルート	運行開始 (平成)	路 線	主な経由地
保 谷	3 年 8 月	保谷駅南口 ～光が丘駅	練馬光が丘病院
北 町	15 年 3 月	光が丘駅 ～東武練馬駅入口 ～光が丘駅（※）	練馬光が丘病院
関 町	17 年 7 月	関町福祉園 ～順天堂練馬病院	武蔵関駅南口 上石神井駅 練馬高野台駅
氷川台	17 年 7 月	練馬光が丘病院 ～光が丘駅 ～練馬春日町駅東 ～練馬駅 ～氷川台駅 ～氷川台福祉園 ～東武練馬駅入口（※）	光が丘駅 練馬春日町駅東 練馬駅 氷川台駅
大 泉	20 年 1 月	大泉学園駅 ～大泉学園町 5 丁目 ～大泉学園駅（※）	
南大泉	23 年 12 月	保谷駅入口 ～武蔵関駅南口 ～関町福祉園	武蔵関駅南口

注：※は循環

(2) 道路交通ネットワークを形成し、沿道を整備する

●区内の道路事情

区内の道路は、それぞれの機能や役割に応じて、自動車専用道路、幹線道路（都市計画道路等）、生活幹線道路、主要生活道路、生活道路に分類される。

自動車専用道路としては、関越自動車道、東京外かく環状道路、骨格となる幹線道路として、放射 6 号線（青梅街道）や放射 7 号線（目白通り）、放射 8 号線（川越街道）、環状 7・8 号線、補助的な幹線道路として、補助 76 号線（新青梅街道）、補助 134 号線（笹目通り）、補助 229 号線（千川通り）などがある。

骨格となる幹線道路の整備が比較的進捗している一方で、区西部地域の都市計画道路の整備率は未だ約 3 割であり、更なる整備が必要である。

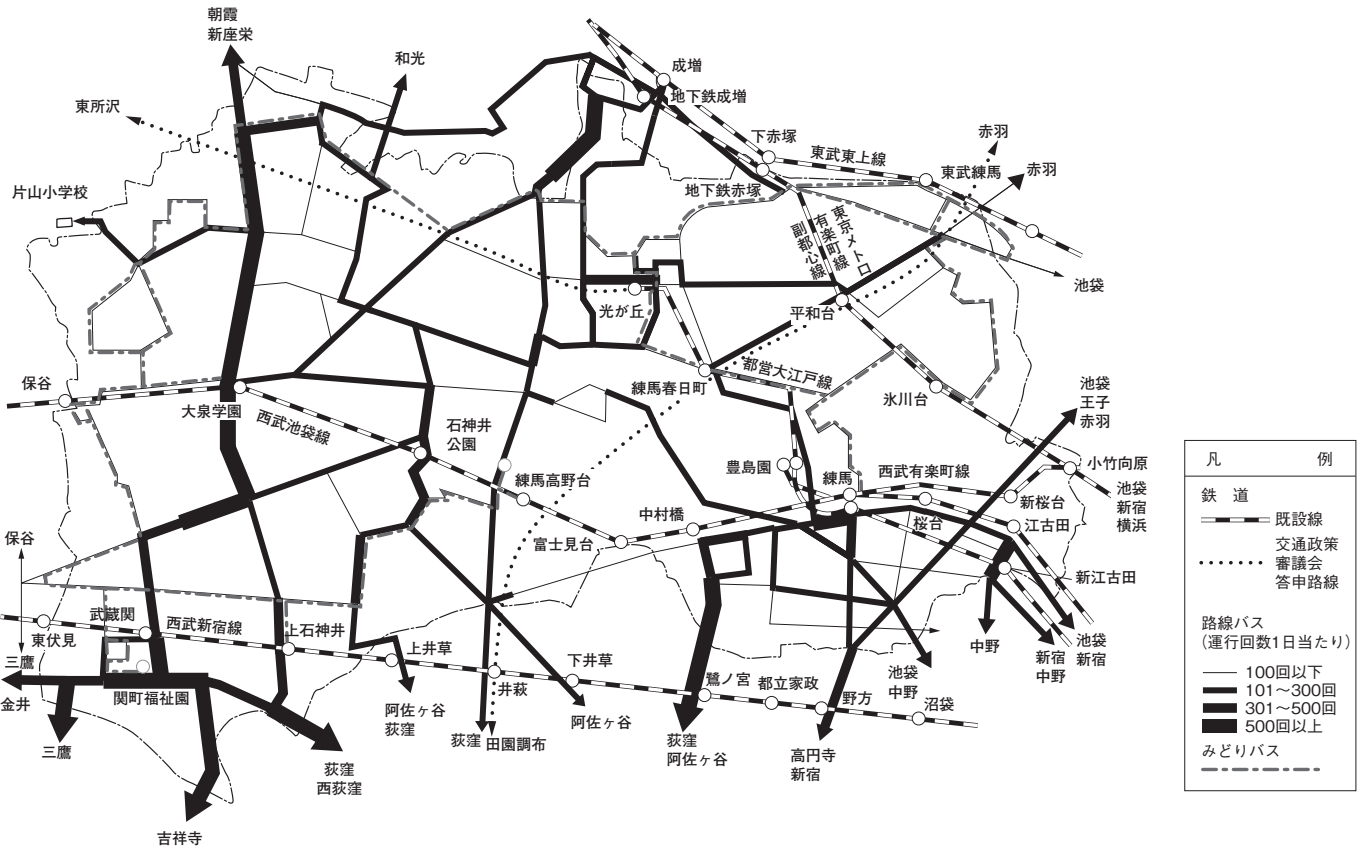
生活道路として役割を果たす区道は、かつて農道であったなど、狭く曲がったものが多く、幅員も 4.5 m 未満の道路が総延長の 40.5%と半分近くを占めている。

●都市計画道路の整備状況

令和元年度末現在、区内の都市計画道路は 37 路線あり、計画延長は 108.4km である（都市高速道路および鉄道付属街路を除く。）。整備状況は、事業完了が 55.2km（50.9%）、事業中が 12.1km（11.2%）、未完

〔練馬区の公共交通図〕

令和 2 年 3 月 31 日現在



了は41.1km（37.9％）である。

都と特別区および26市2町は、28～令和7年度の10年間で優先的に整備すべき路線を示した「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」を27年度末に公表した。区内では、11路線（20区間）、延長18.5kmが指定されており、引き続き都と連携して整備を着実に進めていく。

〔事業中の主な都市計画道路〕 令和2年3月31日現在

路線名	事業状況
放射7号線	大泉学園町二丁目～西大泉五丁目 2,000 m工事中、一部用地取得中
放射35号線	早宮二丁目～北町五丁目 1,330 m工事中、一部用地取得中
放射35・36号線	板橋区小茂根四丁目～練馬区早宮二丁目 1,970 m用地取得中、一部工事中
補助133号線	中野区上鷺宮一丁目～練馬区中村北三丁目 1,105 m用地取得中
補助172号線	早宮三丁目～早宮四丁目 390 m用地取得中、一部工事中
補助230号線	大泉町三丁目～大泉町二丁目 850 m工事中、一部用地取得中 大泉学園町七丁目～大泉町三丁目 1,250 m用地取得中
補助233号線	大泉学園町四丁目～大泉学園町八丁目 500 m用地取得中
外郭環状線の2	石神井町八丁目～東大泉二丁目 1,000 m用地取得中 上石神井一丁目～上石神井三丁目 790 m用地取得中
外郭環状線の2 （交通広場）	上石神井一丁目、二丁目および四丁目 各地内5,164.41㎡用地取得中
補助132号線	石神井町三丁目～石神井町一丁目 415 m工事中
補助235号線	北町五丁目～北町七丁目 182 m工事中
区画街路1号線	早宮三丁目～練馬二丁目 230 m設計中

〔自動車保有台数の推移〕（単位：台） 各年3月31日現在

年次	登録自動車	届出自動車等	
		軽自動車等	原付
30	159,662	47,117	27,010
元	158,264	47,344	26,165
2	156,740	47,722	25,299

資料：登録自動車は、練馬自動車検査登録事務所

●東京外かく環状道路

東京外かく環状道路は、都心から約15km圏域を環状に連絡する延長約85kmの道路であり、首都圏の渋滞緩和、環境改善や円滑な交通ネットワークを実現する上で重要な道路である。現在、区内においては、埼玉県境から関越自動車道までが供用中である。関越自動車道から東名高速道路の区間については、19年4月

に高架方式から地下方式に都市計画が変更され、21年5月に事業化した。交通渋滞など、区内における交通問題の抜本的改善のため、事業者である国や高速道路会社に対し、早期完成を求めている。

●都市計画道路沿道地域のまちづくり

都市計画道路の整備にあわせ、沿道の土地利用や周辺環境の変化に対応したまちづくりを進めている。

1 大江戸線延伸地域

大江戸線延伸の導入空間となる補助230号線は、土地区画整理事業をはじめとした区の精力的な取組により、これまでに、笹目通りから土支田通りの区間を交通開放している。

現在は都が土支田通りから大泉学園通りの区間で事業を進めている。また、大泉学園町四丁目付近において接続する補助233号線（大泉学園町四～八丁目）についても都が事業を進めている。

区は、大江戸線延伸を見据えたまちづくりを進めており、これまでに3地区で地区計画の都市計画決定を行った。

引き続き、沿道のまちづくりを進めるとともに、新駅予定地周辺では、道路や広場の整備による交通利便性の向上や商業・サービス施設の立地を促し、まちの中心となる新たな拠点づくりを進めていく。

2 外かく環状道路沿道地区

国が事業主体である東京外かく環状道路と、都が事業主体である外郭環状線の2の事業が進められている。区は、区西部地域の南北を繋ぐこの重要な都市計画道路の整備が良質な都市空間を創出する絶好の機会と捉え、道路整備に併せたまちづくりを進めている。

大泉JCT周辺では、27年7月に重点地区まちづくり計画を策定し、現在、地域住民とその実現に向けた検討を進めている。

3 その他の都市計画道路沿道周辺地区

放射35号線沿道周辺北町地区では、関係権利者と合意形成を行うとともに、地区計画の決定に向けて都市計画手続きを進めている。早宮地区では地区計画検討会案等を踏まえて、地区計画の検討を進めている。

放射36号線等沿道周辺（羽沢・桜台・氷川台・平和台・早宮）地区では、重点地区まちづくり計画を策定した。現在は先行地区において地区計画の検討を進めている。

補助156号線沿道周辺（東大泉・西大泉・南大泉）地区では、令和元年5月にまちづくり協議会が設立され、現在、重点地区まちづくり計画の策定に向けて検討を進めている。

●沿道地区計画

沿道地区計画は、幹線道路における自動車騒音から住民の生活を守るため、沿道を騒音に強い土地利用・建物構造にする規制・誘導を行うための制度である。

沿道地区計画決定地区内では、建築を行う際に、後背地への遮音効果を高めるために、間口率（※）の最低限度、高さの最低限度および防音等の構造に関する制限等を受けるが、防音改良工事や建替工事に対しては、都からの補助を受けることができる。

現在、区内の環状 8 号線の一部、環状 7 号線全線、笹目通り全線において沿道地区計画を決定している。

※間口率＝ $\frac{\text{建築物の幹線道路に面する部分の長さ}}{\text{敷地の幹線道路に接する部分の長さ}}$

●生活幹線道路の整備

都市計画道路を補完し、地区の交通の主要な動線となる道路を生活幹線道路として位置付け、昭和 63 年 5 月に整備計画を策定した。これは均衡のとれた道路網を形成し、区民生活の安全性・利便性の向上と良好な市街地の形成に寄与することを目的としたものであり、延長約 110km を計画した。このうち区道は、延長約 94km であり、令和元年度末現在、延長約 25km の整備が完了している。

区では、計画した路線のうち延長約 5km で事業を実施するとともに、延長約 4km を早期に整備を行う必要性が特に高い路線として、整備促進路線に指定している。

〔主要道路の自動車交通量（12 時間値）〕（単位：台）

路線名 （観測地点）	観測年度		
	17	22	27
環状 7 号線 （羽沢 2 丁目）	39,566	35,225	34,165
目白通り （豊玉北 4 丁目）	34,058	30,908	27,379
川越街道 （旭町 3 丁目）	23,728	21,803	29,545
笹目通り （谷原 3 丁目）	35,684	31,312	29,828
新青梅街道 （関町北 4 丁目）	13,393	10,971	9,452
青梅街道 （関町南 1 丁目）	31,695	27,641	25,248

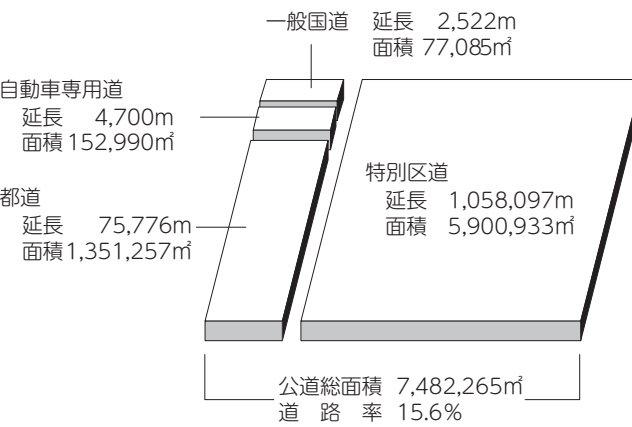
注：台数は、午前 7 時から午後 7 時までの秋の 1 日（平日）の測定値
資料：「交通量調査報告書」（都建設局）

●生活道路

区では、一定の条件に合った私道などを区道として

認定する公道化を進めている。令和元年度に認定した路線は 19 件、延長 1,227m、面積 6,644㎡であった。

〔練馬区の道路の現状〕 令和 2 年 4 月 1 日現在



資料：一般国道、自動車専用道、都道は「東京都道路現況調査令和元年版」（都建設局）

●私道整備助成制度

生活環境向上のため、私道を舗装または再舗装する場合や、私道に排水施設（下水）を設置する場合の工事費用の一部を助成している。

令和元年度は舗装 31 件、舗装面積 2,819㎡を助成した。

(3) 快適な道路環境を整備する

●自転車の適正利用のための環境整備

自転車は、ほぼ平坦な地形である区内の移動に適した環境に優しい交通手段であり、環境を整備していく必要がある。

しかし、道路上の自転車の放置については、歩行者の安全な通行を妨げるほか、災害時などの救助活動にも支障となる。このため、区は、駅周辺などへの自転車駐車場の設置や、自転車等の放置禁止区域を指定し撤去を行っている。

23 年 3 月には、「練馬区自転車利用総合計画」を改定し、自転車利用環境づくりに取り組んでいる。

1 駅周辺の放置自転車等の状況

令和 2 年 5 月の調査では、駅周辺の午前中の放置自転車は 516 台で、過去最大だった平成 7 年（13,142 台）の約 25 分の 1 に減少した。

一方、午後も減少はしているが、午前の約 2.2 倍（1,150 台）の自転車が放置されていた。

2 自転車駐車場の整備

区では 4 年 7 月から、利用者が使用料として費用の一部を負担する有料化を進めた。
通勤、通学による午前中の放置自転車は大幅に減少

した一方で、買物客などによる午後の放置自転車の問題が顕在化している。買物客等を対象にした自転車駐車場の整備を店舗や商店会等に要請するとともに、短時間無料の区立自転車駐車場の整備を進めている。

現在、公営自転車駐車場は区内に 86 か所あり、令和 2 年 5 月 1 日現在の収容台数は約 44,332 台である（（公財）自転車駐車場整備センター等の運営を含む。）。このうち 15 駅 37 か所は、短時間無料の公営自転車駐車場である。

3 ねりまタウンサイクル（レンタサイクル）

区が駅周辺に設置した施設で自転車を貸し出し、1 台の自転車を複数の人が利用することにより、実質的な駐車台数を減少させ、放置自転車を減らすものである。

現在、区内 6 駅 7 か所に設置しており、2,700 台の自転車が利用可能である。

なお、大泉学園駅北口、大泉学園駅南口、上石神井および石神井公園の各タウンサイクルは、29 年 10 月 1 日からシェアサイクル事業の導入効果検証のため、当日利用を休止している。（シェアサイクル事業は、203 ページ「●シェアサイクル事業の社会実験」を参照）

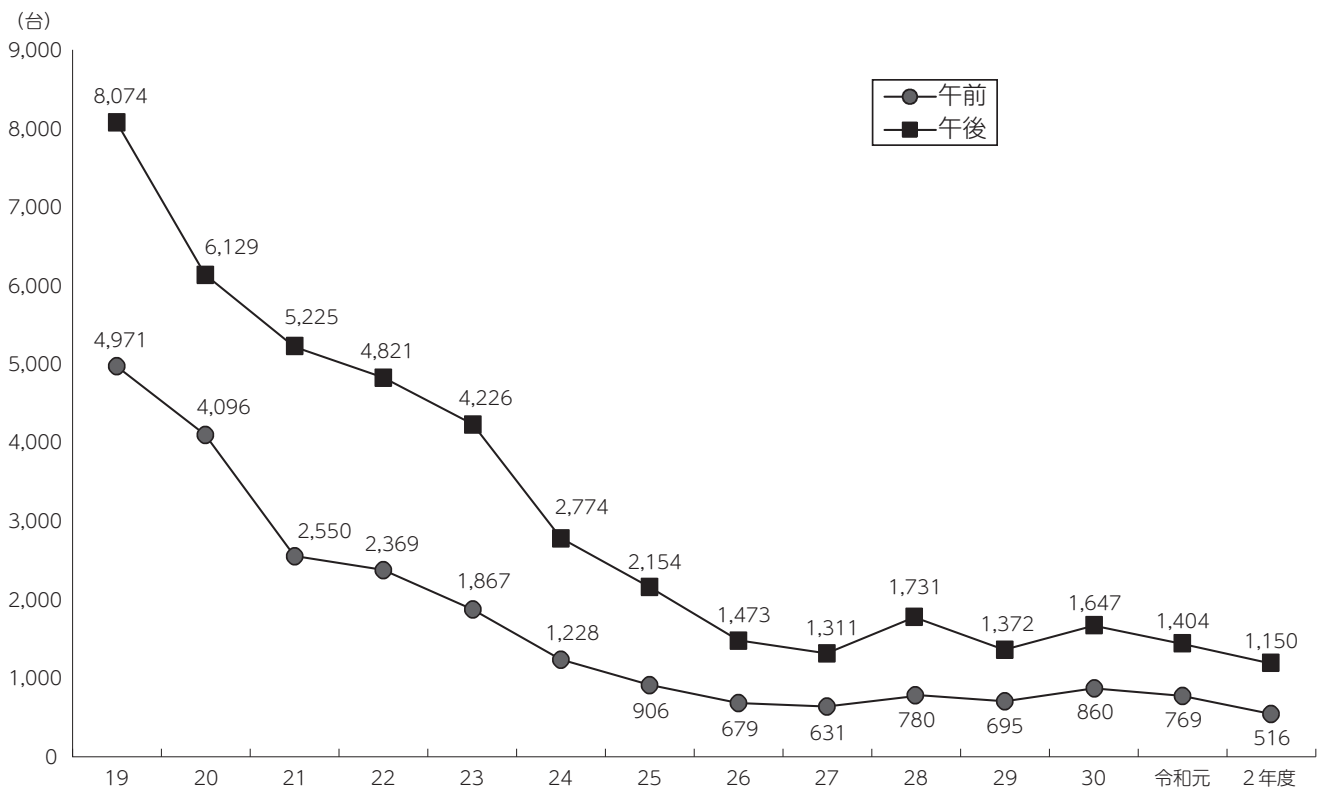
●自動車駐車場の運営

区内には練馬駅北口地下駐車場、石神井公園駅北口駐車場、大泉学園駅北口駐車場、大泉学園駅南口駐車場と 4 か所の区立自動車駐車場があり、収容台数は合計 1,057 台である。

また、19 年 3 月、練馬駅北口地下および石神井公園駅北口に、自動二輪車用駐車スペースを整備した。

全ての施設で指定管理者制度を導入し、運営している。

〔駅周辺の放置自転車等の状況〕 各年 5 月調査



※：午後調査については、27 年度以前は午後 2 時前後、28 年度以降は午後 4 時前後に実施

[各駅における放置自転車等の状況]

(単位：台) 令和2年5月調査

駅 名	放置台数	
	午 前	午 後
江古田	55	144
桜台	97	122
練馬	72	206
豊島園	2	11
中村橋	27	93
富士見台	9	25
石神井公園	29	67
大泉学園	39	120
大泉バス停 (※)	11	14
保谷	4	9
上井草	0	0
上石神井	32	58
武蔵関	36	72
東武練馬	18	47
小竹向原	2	3
氷川台	15	14
平和台	23	30
地下鉄赤塚	17	26
新桜台	4	3
光が丘	7	12
練馬春日町	8	7
練馬高野台	8	62
新江古田	1	5
計	516	1,150

※：大泉バス停とは、西武バスの都民農園・大泉風致地区・大泉郵便局前バス停を指す。

[ねりまタウンサイクル利用状況]

令和2年5月調査

名 称	貸付台数 (台)	会員数 (人)	利用台数 (台)		当日利用台数 (台) (※3)	
			正利用 (※1)	逆利用 (※2)	5月中総台数	1日当たり平均
練 馬	400	316	181	135	0 (※5)	0 (※5)
東武練馬	200	123	63	60	0 (※5)	0 (※5)
石神井公園	400	402	306	96	休止 (※4)	休止 (※4)
上石神井	400	255	196	59	同上	同上
大泉学園駅北口	600	700	543	157	同上	同上
大泉学園駅南口	500	498	407	91	同上	同上
練馬春日町	200	123	101	22	0 (※5)	0 (※5)
計	2,700	2,417	1,797	620	0 (※5)	0 (※5)

※1：正利用は、自宅から駅までの利用台数
※2：逆利用は、駅から会社や学校等への利用台数
※3：当日利用台数は、非会員の利用者による一回利用の利用台数
※4：シェアサイクルの導入効果を検証するため、実験区域におけるタウンサイクルの一回利用は休止している。
※5：令和2年5月は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策で、全日窓口を閉鎖したため、当日利用を休止した。



45 地域生活を支える駅周辺のまちづくり



(1) まちの拠点機能を向上させる

●駅周辺地区の整備

区内の駅周辺では、交通広場やアクセス道路などの整備が必ずしも十分ではない状況がある。また、利便性や安全性を高め、商業活動の活性化を図る必要がある。

このため、区内の各駅周辺を中心核、地域拠点、生活拠点と位置付け、交通広場や道路の整備を進めている。更に、便利でにぎわいのある商業環境等の生活利便性を向上させるなど、まちの拠点としての整備を進めている。

●練馬駅周辺整備

練馬駅周辺は、区役所を始め、警察署、消防署などの行政機関や、郵便局、練馬文化センター、練馬図書館、生涯学習センターなどの公共施設が集まっている。また、業務施設、商業施設の集積度も高い。しかし、道路や駅前広場など都市基盤の整備が遅れていたため、交通混雑を引き起こし、商店街の活性化や発展にも弊害をもたらしていた。

そこで区では、駅周辺を中心核と位置付け、道路や駅前広場を始めとした都市基盤の整備を進めるとともに、平成2年度に「練馬駅周辺地区街づくり構想」を作成（5年度に一部修正）し、この構想に基づいてまちづくりを推進している。

駅北口地区においては、区として初めて都市計画決

定した区画街路1・2号線が5年3月に完成した。また、駅北口公共駐車場は7年7月に、北口交通広場やペDESTリアンデッキ(橋のような歩行者専用通路)は、西武池袋線の高架化に併せて15年3月に完成した。

駅北口の練馬一丁目地内では、道路の拡幅整備に併せてまちづくりの実現を図るため、「練馬駅北口地区地区計画」を21年6月に都市計画決定した。

駅南口地区においては、区画街路3号線が7年2月に、区役所前立体区道(やすらぎ歩道橋)が9年6月に完成した。

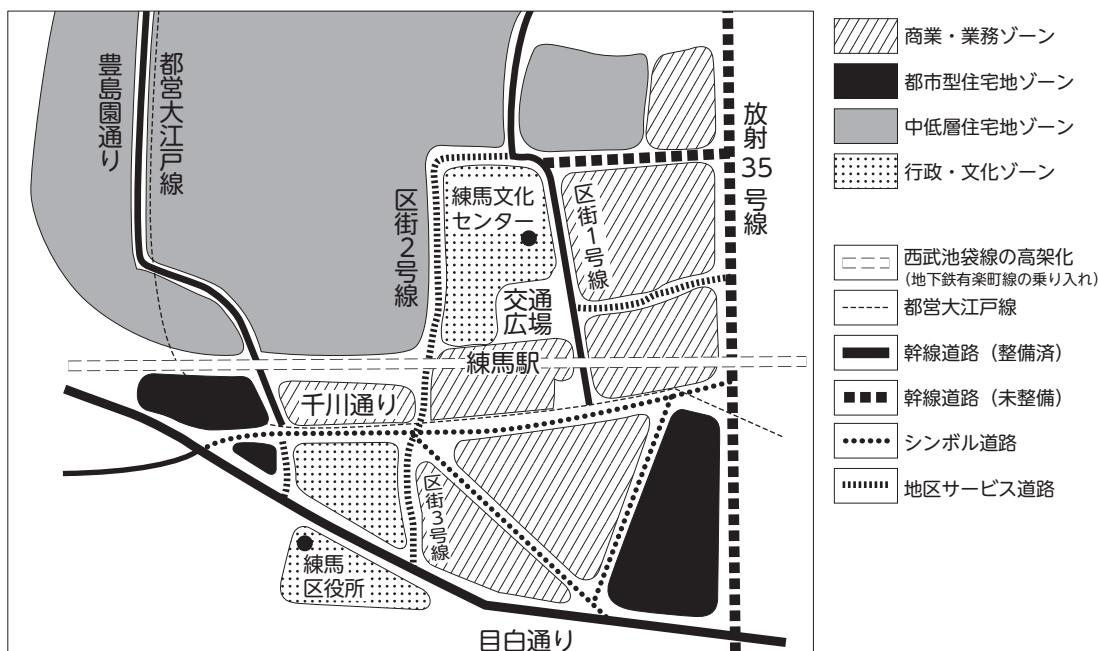
豊玉北五丁目地区においては、区内で初めて「街並み誘導型地区計画」を活用した「練馬駅南口地区地区計画」を、16年12月に都市計画決定した。また、道路の無電柱化が23年3月に完成した。

●石神井公園駅周辺整備

石神井公園駅周辺は、公共機関や商業施設が多く、周辺住宅地域を含めた地域の中心的役割を果たしている。また、都立石神井公園の玄関口でもあり、地区外からの来訪者も少なくない。

このような状況にもかかわらず、駅に通じる道路は狭く、駅前広場や道路、踏切など駅周辺の交通環境の整備が十分とはいえない状況であったため、鉄道の高架化や駅前広場の整備を行い、現在、都市計画道路の整備を進めている。

〔練馬駅周辺土地利用方針〕



1 整備の方針

区では、石神井公園駅周辺地区を区西部における地域拠点の一つと位置づけ、15年6月に「石神井公園駅周辺地区まちづくり全体構想」（以下「全体構想」という。）を策定し、つぎのような整備方針に基づいて総合的なまちづくりを推進している。

- (1) 鉄道の連続立体交差事業の計画にあわせて、都市計画道路補助132号線、補助232号線、南口駅前広場、富士街道の整備について、地元住民と検討・協議しながら進めていく。
- (2) 基盤整備と連携して、駅周辺の土地利用の転換を適切に誘導し、災害に強く、石神井公園と一体となったみどりを大切にしたいまちづくりを進めていく。

2 駅周辺まちづくり事業の推進

区では、これまで全体構想に基づき、南口駅前広場の整備や周辺の都市計画道路の整備などを行い、駅周辺のまちづくりを段階的に進めてきた。

29年以降は、駅南口西地区で検討されている市街地再開発事業について「検討状況報告会」を開催し、30年以降は、補助132号線周辺地区における地区計画によるまちづくりのルールを検討する「意見交換会」を開催した。令和元年11月には補助132号線周辺地区等に関連する地区計画変更等の素案説明会を開催し、12月には南口西地区の市街地再開発事業に関連する都市計画の素案説明会を開催した。

●上石神井駅周辺整備

上石神井駅は急行停車駅であり、駅周辺には多くの商業施設が立ち並ぶなど、まちの発展の可能性を多く秘めた地域である。しかし、交通広場がなく、歩行者や自転車、自動車などが駅に通じる狭い道路に集中するうえ、踏切遮断の影響もあり、交通渋滞などが課題となっている。

そのため、交通広場を含む外郭環状線の2（千川通り～新青梅街道間）の整備と西武新宿線の立体化に取り組んでいる。

外郭環状線の2は、27年12月から測量を行い、30年12月には事業の認可を取得し、事業に着手した。

また、31年2月に都、関係区市および西武鉄道が西武鉄道新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）連続立体交差化計画の都市計画素案説明会等を行い、現在は都市計画決定に向けた手続きを進めている。

1 整備の方針

20年3月に重点地区まちづくり計画を策定し、道路交通・商業・住環境・防災・ユニバーサルデザイン・景観・土地利用の7つの視点から整備方針を定めている。

2 まちづくり事業の推進

区では、重点地区まちづくり計画に基づき、外郭環状線の2と交通広場の整備に加え、令和元年5月より、地域住民と地区計画などのまちづくりルールの検討を進めている。さらに駅前においては、建物の共同化の実現を目指し、勉強会などを開催している。

●生活拠点の整備

練馬駅・石神井公園駅・大泉学園駅・光が丘駅・上石神井駅を除く各駅周辺地区を生活拠点として位置付け、地域の状況に合わせて道路整備などと連動しながらまちづくりを進めている。

1 江古田駅周辺地区

30年度まで江古田北部地区密集住宅市街地整備促進事業によるまちづくりに取り組んできた。災害に強く、安全で快適なまちの形成を誘導していくため、18年6月に「江古田駅北口地区地区計画」、30年3月に「江古田北部地区地区計画」、令和元年11月に「江古田南部地区地区計画」を都市計画決定している。

2 中村橋駅周辺地区

17年1月に「中村橋駅南口地区地区計画」を、25年3月に「中村橋駅北口地区地区計画」を都市計画決定し、住環境の保全と活力ある市街地の形成を目指している。

3 富士見台駅周辺地区

23年2月に重点地区まちづくり計画を策定し、密集住宅市街地整備促進事業によるまちづくりを行っている。30年12月に「富士見台駅北部地区地区計画」を都市計画決定し、31年1月には新たな防火規制の区域指定を行うなど、災害に強く、安全・快適なまちを目標に取組を進めている。

4 保谷駅周辺地区

保谷駅周辺地区まちづくり協議会の提言を踏まえ、地域住民が協議を重ね、令和元年12月、建替え時の自主ルールである「保谷駅南口駅前通りまちづくり宣言」を策定した。区も、連携してまちづくりに取り組んでいる。

5 東武練馬駅周辺地区

令和元年度まで北町地区密集住宅市街地整備促進事業によるまちづくりに取り組んできた。災害に強く、安全で快適なまちの形成を誘導していくため、22年11月に「東武練馬駅南口周辺地区地区計画」、27年1月に「北町二丁目西部地区地区計画」、令和元年8月に「北町一丁目地区地区計画」を都市計画決定している。

6 武蔵関駅周辺地区

26年5月に重点地区まちづくり計画を策定し、西武新宿線の立体化に併せ、交通広場や補助230号線な

どの整備に向けて、取り組んでいる。31 年 2 月に都、関係区市および西武鉄道が、西武鉄道新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）連続立体交差化計画および交通広場計画の都市計画素案説明会等を行い、現在は都市計画決定に向けた手続きを進めている。

7 上井草駅周辺地区（下石神井四丁目）

26 年 11 月に重点地区まちづくり計画を策定し、西武新宿線の立体化に併せ、計画の実現に向けた取組を進めている。

46 みどりの保全と創出

(1) みどりのネットワークの形成

●みどりのネットワーク形成の推進

区の緑被率（草地、樹林地や農地などのみどりに覆われた面積の割合）は、23区で最も高い24.1%であり、大きな魅力となっているが、減少傾向にある。

区は、新しく「練馬区みどりの総合計画」を31年4月に策定し、みどりの拠点としての公園の整備や樹林地の保全、それらをつなぐみどりの軸となる道路や河川沿いの緑化により、みどりあふれるまちづくりを進めている。

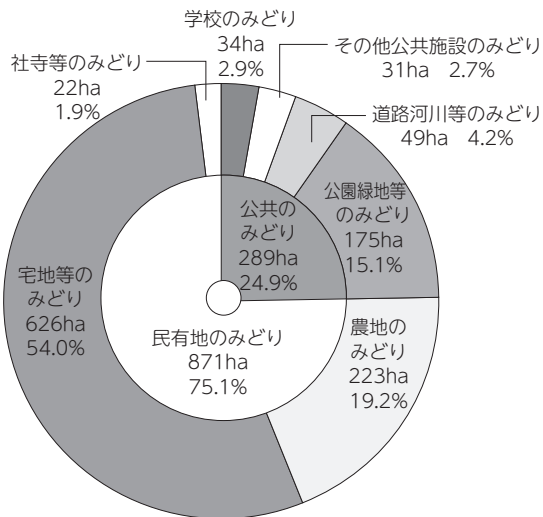
【緑被率の推移】

	緑被率
18年	26.1%
23年	25.4%
28年	24.1%

注：緑被率＝樹木緑被率＋草本被覆率

【緑被地の土地利用・所有別内訳】

29年3月



●練馬区緑化委員会

「練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例」に基づき、みどりの保全と創出に関する重要事項を調査、審議する区長の附属機関として設置している。第20期は学識経験者や樹林地の所有者等を含む22人で構成されている。令和元年度は4回開催した。

●特色ある公園の整備

誰もが利用できる身近なみどりの空間が公園である。

令和2年4月に新たに開設した「上石神井こもれび公園」は、近隣小学校の子どもたちと行ったワークショップでの提案などを計画に反映するとともに、東京藝術大学の協力を得て整備した。

「豊玉中いっちょうめ公園」は、地域住民と日本大学芸術学部との協働により、多くの利用者の声を取り入れた公園として、令和2年4月にリニューアルオープンし、地域住民による清掃などの自主管理も開始した。

今後も地域の特性等を活かし、スポーツや花の名所など、区内外から多くの人を訪れるような魅力的で特色ある公園の整備を進めていく。

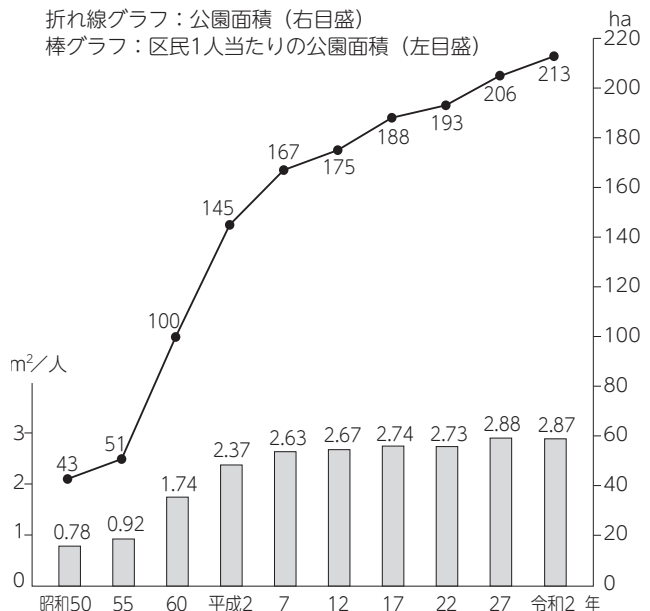
【公園の現況】

令和2年4月1日現在

種 類	数 (か所)	面 積 (㎡)
都立公園	4	1,059,015.96
区立公園	209	828,491.35
区立児童遊園	219	90,862.05
区立緑地緑道	257	148,388.56
計	689	—
区民1人当たり	—	2.87

【公園面積の推移】

各年4月1日現在



●区立公園等の維持管理

区民が快適に公園等を利用できるよう、清掃、樹木せん定、遊具等の保守点検などの維持管理を行っている。27年度からは、区民の意見・要望をより一層取り入れるため、維持管理を行うに当たっての事前周知の取組を強化している。

1 樹木の管理

街路樹や公園の樹木については、目標樹形を設定し維持管理を行っている。

大泉学園通りのサクラ並木は、26年度から計画的に樹木更新を進めている。

2 遊具の管理

遊具については、長期的な公園機能の安全性の確保や、補修および更新費用の平準化等を目的とした「練馬区公園施設長寿命化計画（25年度策定）」に基づき、予防保全型管理を実施している。

●公共施設の樹木管理

区立施設の樹木の維持管理について、基本的な考え方を整理し、施設管理者とみどり推進課の役割分担を整理する「公共施設樹木管理要綱」を令和2年1月に制定した。施設長による日常点検や、自然樹形に配慮したせん定に努めることなどを定めている。

●民有樹林地の保全

区内のみどりの約4分の3は民有地のみどりであり、区は、民有地のみどりを保全する事業を実施している。

1 都市計画緑地の拡大

屋敷林などの樹林のうち特に重要なものは、「緑確保の総合的な方針（令和2年7月改定）」に基づき、公有地化による保全に向けて地権者と交渉を進めている。令和元年度は1か所を都市計画緑地として決定した。

2 市民緑地

区は、300㎡以上の樹林について、都市計画税・固定資産税が非課税となる市民緑地制度を活用して保全を図っている。区と所有者は土地の貸借契約（無償）を結び、園路整備や清掃・せん定などの日常管理を区が行うことで、樹林を広く区民に開放している。敷地面積が1,000㎡以上を「憩いの森」、その他を「街かどの森」と呼称している。

〔市民緑地の推移〕

	29年度	30年度	元年度
憩いの森 1,000㎡以上	40 か所 92,979㎡	40 か所 95,023㎡	40 か所 97,235㎡
街かどの森 300㎡以上	6 か所 3,578㎡	5 か所 2,753㎡	5 か所 2,753㎡

※各年度末の数値

3 保護樹木・保護樹林

区は、一定の条件を満たす樹木・樹林の所有者からの申請に基づき、保護樹木・保護樹林を指定している。指定された樹木・樹林の所有者に対して、せん定費の助成や賠償責任保険の加入などの支援を行っている。

〔保護樹木・保護樹林の推移〕

	29年度	30年度	元年度
保護樹木	1,222本	1,192本	1,193本
保護樹林	71 か所 18.8ha	72 か所 18.7ha	72 か所 18.6ha

●みどりの美しい街並みづくり

個人や団体が行う、まとまりや連続性のあるみどりの街並みづくりを支援する取組を進めている。

1 みどりの協定

区は、地域の緑化に取り組む町会や自治会などと協定を結び、苗木を提供するなど、協定地区の緑化活動を支援している。

〔みどりの協定の推移〕

	協定地区数	協定に基づく支援（本）
29年度	18	苗木の提供 1,732
30年度	19	苗木の提供 1,675
元年度	20	苗木の提供 1,988

2 地域住民による花壇管理

公園や駅周辺の花壇など公共の花壇を地域住民が管理することで、地域の庭としての公園への愛着を育むとともに、魅力的な花壇づくりを推進している。

〔花壇管理の状況〕

	29年度	30年度	元年度
公園等花壇	23 か所	22 か所	20 か所
駅周辺花壇	10 駅 11 団体	10 駅 11 団体	10 駅 11 団体

3 緑化助成制度

道路に面した生け垣を新たに設置する場合や、フェンス緑化、沿道緑化等に要す費用の一部を助成している。令和元年度の助成実績は、生け垣化12件（130.8㎡）、フェンス緑化12件（149.7㎡）、沿道緑化6件（33㎡）、屋上緑化1件（1.1㎡）であった。

●緑化計画の事前協議

区内で開発行為や建築行為を行うときは、その規模に応じて緑化に関する事前協議をしなければならない。令和元年度は、問合せが1,729件、事前協議申請が917件あった。

●樹木等伐採の届出

基準以上の樹木・樹林を伐採しようとするときは区長に届け出なければならない。また、伐採したときは

代替の植栽に努めるものとしている。令和元年度は 51 件の届出があった。

(2) みどりを育むムーブメントの輪を広げる

●個人のみどりを地域で守る仕組み

区民と地域のみどりの関わりを深め、ともにみどりを守り育てるため、公園や憩いの森の区民管理の拡充、みどりを守り育てる人材や団体の育成など、区民協働のムーブメントの輪を広げるための取組を進めている。

1 公園や憩いの森等の区民管理

区は、町会や自治会などの地域団体による公園の自主管理活動（清掃・除草等）や、区民団体による憩いの森等の自主管理活動を支援している。

〔公園や憩いの森等の自主管理活動の推移〕

	29 年度	30 年度	元年度
公園	27 か所	27 か所	30 か所
	21 団体	20 団体	22 団体
憩いの森等	2 か所	2 か所	3 か所
	2 団体	2 団体	3 団体

2 区民活動団体育成支援事業

区は、憩いの森等を地域住民自ら管理・保全する区民活動団体を育成している。令和元年度は西本村憩いの森で育成支援を実施した。活動団体は、清掃・除草の他に、野草の保全や樹木のせん定等も行いながら、森の特性に応じた管理を行うことを目指している。

●みどりを守り育てる人材や団体の育成

令和元年度は緑化協力員 76 名が地域で緑化活動を実施した。令和 2 年度からは、みどりを守り育てる人材や団体の育成をより推進するため緑化協力員制度を見直し、「つながるカレッジねりま」にみどり分野を開講する。

●練馬みどりの葉っぱい基金

区は、16 年 10 月に「練馬区みどりを育む基金（練馬みどりの葉っぱい基金）」を設置した。基金は寄付金と区の積立金等からなる。これまでに希少なカタクリの大群生地である清水山の森（大泉町一丁目）の保全整備事業に 2 億円を活用した。

令和元年 12 月に、より区民に練馬のみどりに親んでもらうきっかけとなるよう、「ローズガーデンプロジェクト」など、応援したいプロジェクトを選んで寄付ができる基金にリニューアルした。

令和元年度末の現在高は 18 億 8,212 万円である。

●みどりの普及啓発施設

〔花とみどりの相談所〕

昭和 62 年 4 月に緑化意識の普及啓発を目的として開所し、花とみどりに関する相談や、園芸に関する講座・講習会を開催している。令和元年度は 45 回の講座・講習会を開催し、720 人が参加した。園芸相談は 3,368 人が利用した。

〔四季の香ローズガーデン〕

28 年 5 月に花とみどりの相談所温室植物園跡を整備して開園した、6 種類のバラの香りを楽しめる、国内でも珍しいバラ園である。令和元年度の来園者数は 70,839 人だった。

〔牧野記念庭園〕

昭和 33 年 12 月に故・牧野富太郎博士の偉業を後世に伝えるため、邸宅跡を整備し開園した庭園である。令和 2 年 3 月に都指定文化財（名勝及び史跡）の指定を受けた。令和元年度の来園者数は 22,444 人だった。

〔こどもの森緑地〕

27 年 4 月に子どもたちがみどりを活用した冒険的な遊びや自然体験ができる施設として開園した緑地である。プレーリーダーが常駐し、子どもたちが自由な発想で遊べるようサポートしてくれる。令和元年度の来園者数は 34,451 人だった。

〔中里郷土の森緑地〕

29 年 3 月にみどりや生き物と触れ合う体験ができる施設として開園した緑地である。周辺の町会や商店会の協力を得て毎年、ホタルの観察会を開催している。令和元年度の来園者数は 12,313 人だった。



47 自立分散型エネルギー社会の構築



(1) 練馬区エネルギービジョン

住宅都市練馬にふさわしい自立分散型エネルギー社会の将来像と具体的取組を明らかにするものとして、28年3月に策定した。

●理念

一つのエネルギーに依存するのではなく、さまざまなエネルギーを目的に応じて組み合わせるという「エネルギーのベストミックス」と省エネルギーを両輪として、災害時のエネルギーセキュリティ（※1）の確保や、平時の効率的で低炭素（※2）なエネルギーの確保を実現した自立分散型エネルギー社会を目指す。

※1 エネルギーセキュリティ：

家庭や事業所、避難拠点等において必要とされるエネルギーが安定的に得られるようにすること

※2 低炭素：

温室効果ガス排出量を削減するため、主な排出源である化石エネルギーへの依存を低減した状態のこと

●4つの柱立て

1 災害時のエネルギーセキュリティの確保

(1) 避難拠点への太陽光発電設備等の導入

避難拠点となる小・中学校の施設改修時に、蓄電設備と組み合わせた太陽光発電設備の設置を進めている。

(2) 避難拠点での電気自動車等の活用

「災害時協力車登録制度」を30年度に創設した。令和元年度は、ボランティアへの研修や新たな登録に向けた周知を行っている。また、災害時に区へ電気自動車を提供する協定を締結している自動車販売店との共同訓練や、医療救護所での給電訓練を実施している。

2 分散型エネルギーの普及拡大

地域コジェネレーションシステム（※）を早期に整備する。30年度には順天堂大学医学部附属練馬病院と、令和元年度には（公社）地域医療振興協会と整備に向けた基本協定を締結した。また、区民や事業者による分散型エネルギーシステムの導入を支援し、普及拡大する取組を進めている。

※地域コジェネレーションシステム：

災害拠点病院が天然ガス等を燃料として発電した電力を災害時に近隣の医療救護所に融通すること

3 省エネルギー化の推進

省エネルギー機器・設備の導入を促進するため、再生可能エネルギー・省エネルギー設備設置等補助制度の

拡充や、区立施設の省エネルギー化に取り組んでいる。

4 区民とともに進める取組

自立分散型エネルギー社会の実現を目指し、区民や事業者とともに、取組の推進に努めている。

(2) 環境にやさしいまちをつくる

●「練馬区環境基本条例」と「環境都市練馬区宣言」

区の環境の保全にかかわる基本理念、区・事業者・区民の責務、環境の保全にかかわる基本的事項を定め、地球環境や広域的な環境の保全に貢献することを目的として、18年6月に条例を制定した。

条例施行を機に、地域環境・地球環境の保全に取り組む決意と基本方針を内外に明らかにし、より良い環境を次の世代に引き継ぐことを宣言した。（宣言文は裏表紙参照）

●練馬区環境審議会

「練馬区環境基本条例」に基づき、区の環境保全に関する基本的事項を調査審議するための組織である。委員の任期は2年で、公募区民・団体代表および学識経験者など計18人で構成されている。令和元年度は4回開催した。

●練馬区環境基本計画

区の環境の保全に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するために策定している。

「練馬区環境基本計画2011（後期計画）」の方向性を継承し、『ビジョン』の環境分野の施策を体系化するものとして、令和2年3月に「練馬区環境基本計画2020」を策定した。

望ましい環境像として「みどりの風吹く 豊かな環境のまち ねりま」を定め、「みどり」「エネルギー」「清掃・リサイクル」「地域環境」の4分野を計画範囲として施策を進めるものとし、温室効果ガスの削減やプラスチックごみの削減等に取り組んでいく。

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」の「地方公共団体実行計画（区域施策編）」、「気候変動適応法」の「地域気候変動適応計画」として位置付けている。

【温室ガス削減目標】

25年度比で、令和12年度までに26.0%削減

【温室効果ガス排出状況】

29年度は203万2千tであり、そのほとんどを二酸化炭素が占めている。基準年度（25年度）と比較して10.6%減となっている。

●再生可能エネルギー・省エネルギー設備設置等補助制度

18年度から、住宅等に再生可能エネルギー設備または省エネルギー設備を設置する区民等に対して、費用の一部補助を行っている。

令和元年度は、太陽光発電設備99件、強制循環式太陽熱利用システム1件、自然冷媒ヒートポンプ給湯器57件、家庭用燃料電池システム522件、蓄電システム165件、窓の断熱改修27件、直管形LED照明等15件、計886件、4,554万円を補助した。

●自立分散型エネルギー設備設置補助制度

28年度から、低炭素で高効率な自立分散型エネルギー設備の普及促進や災害発生時の避難拠点等におけるエネルギーの確保のため、太陽光発電設備や蓄電システム等を設置した福祉避難所および災害時医療機関の運営者に対し、費用の一部を補助している。

●練馬区地球温暖化対策地域協議会（ねり☆エコ）の活動

区における地球温暖化対策を推進するため、22年5月に練馬区地球温暖化対策地域協議会が設立され、23年度に区民公募により愛称を「ねり☆エコ」とした。

区およびその他関係機関等と連携して、講演会や各種イベントの参加など、節電・省エネ・省資源に関する普及啓発活動を行っている。

(3) 区民・事業者と地球温暖化防止に取り組む

●エコライフチェック事業

エコライフチェックとは、区民や事業所が環境に配慮した行動（エコライフ）に取り組む日を決めて実践し、普段の日の行動と比較（チェック）することで、エコライフの効果（二酸化炭素排出量の削減）を確認する啓発事業である。

令和元年度は、区内の小・中学生等40,601人および19事業所の取組により、2.56tの二酸化炭素排出量を削減した。

●環境月間行事

環境省が提唱する6月の環境月間に合わせて、関連事業を行った。令和元年度は区役所アトリウム、図書

館およびリサイクルセンターで、省エネ機器等を紹介する展示、関連図書の展示、「外部給電」のデモンストラクション、講演会等を実施した。

●環境学習事業

令和元年度はつぎの事業を実施した。

1 練馬区環境作文コンクール

小・中学生の環境問題への意識・関心を高めることを目的として、毎年夏休みに作文を募集している。

46回目となる令和元年度は「暑がりの地球を助けます」、「もったいないを行動に!」、「見つけた!ねりまのちいさな生きもの」の3つのテーマで募集し、小学生234作品、中学生753作品の計987作品の応募があった。

2 ねりま打ち水大作戦

打ち水の効果や楽しさを広く周知・啓発することにより、区民一人ひとりがヒートアイランド対策に積極的に取り組む契機となることを目的として、26年度から実施している。

令和元年度は、各家庭での取組に加え、区立施設や町会・自治会など27団体が打ち水を実施した。

3 こどもエコクラブ

（公財）日本環境協会が主催しているこどもエコクラブ事業（3歳から18歳を対象とする環境クラブ活動）の地方事務局として、区内クラブの活動を支援した。令和元年度は5クラブ332人が会員として登録・活動した。

4 ねりまエコ・アドバイザー

ねりまエコ・アドバイザーとは、区が行う環境教育啓発事業や地域で行われる環境保全活動への助言・協力等を行うため、区が委嘱した区民（ボランティア）である。

区では、ねりまエコ・アドバイザーと連携し、環境教育の一環として、小学校・学童クラブ等への講師派遣を行っている。

令和元年度は、41人が活動した。

●ねりまエコスタイルフェア

展示・発表などを通じて、「環境に配慮したライフスタイル」を推進することを目的に、練馬まつりと同時開催の協賛事業として、練馬区地球温暖化対策地域協議会との共催で実施している。

令和元年度は10月20日にとしまえんで開催し、35,300人が来場した。

●オール東京62市区町村共同事業

オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」は、東京の自然環境の保護や

地球温暖化の防止を目的として、19 年度にスタートした。

令和元年度には、62 市区町村共通版の「温室効果ガス排出量算定手法の標準化」により算出した都内の市区町村ごとの温室効果ガス排出量の公表や、市民協働型温暖化対策実行計画推進研究会の運営、気候変動への適応策に関する調査研究を行った。

●環境情報の提供事業

環境に関するさまざまな情報を区民に提供することを目的として、区ホームページで環境教育啓発事業の案内や区内で活動する環境団体を紹介している。

●環境報告書「ねりまのかんきょう」の発行

「練馬区環境基本条例」に基づく環境報告書として、令和元年 9 月に冊子「ねりまのかんきょう 平成 30 年度（2018 年度）報告」を作成した。「環境にやさしいまちをつくる」「練馬のみどりを未来へつなぐ」「循環型社会をつくる」の 3 部構成で、30 年度を中心とした区の環境の現状や施策の実施状況を掲載している。

(4) 区が率先して地球温暖化防止に取り組む

●区の事務事業における環境配慮活動の着実な推進

1 練馬区環境マネジメントシステム

(ねりまエコプラン)

事務事業執行の中で、地球温暖化防止を始めとする環境課題の解決に向けて取り組んでいる。

13 年度からは環境マネジメントシステムの世界共通の規格である ISO14001 により、23 年度からは区独自の「練馬区環境マネジメントシステム（ねりまエコプラン）」に基づいた環境管理体系により、環境への負荷を低減し、環境法令を遵守するなど、環境課題の解決に取り組んでいる。

2 練馬区環境管理実行計画

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、事業者としての区が、自らの事務事業に伴う温室効果ガス排出量の削減を目的として 23 年に策定した。

令和 2 年 3 月に、プラスチックごみ削減への取組を強化した第三次計画を策定した。

3 区立施設の省エネルギー対策等

全施設で節電を励行するとともに、施設の改修にあたっては、省エネルギーに配慮した空調、照明設備等を導入している。

使用する電力については、再生可能エネルギーの活用等により、温室効果ガス排出係数の低い電力を競争

入札で調達している。

4 低公害車の導入

リースを含む庁有車の新規導入・入替えに際して、国の排出ガス規制基準および低燃費基準に適合した九都県市指定低公害車（※）を選定条件にするなど、低公害車の導入推進に取り組んでいる。

※九都県市指定低公害車：

九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）が指定した窒素酸化物等の排出量が少ない低公害な自動車や燃費性能の優れた自動車のこと

48 リサイクルの推進とごみの発生抑制

(1) ごみの発生を抑制する

●ごみの発生抑制の計画的推進

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく「練馬区第4次一般廃棄物処理基本計画（平成29年度～令和8年度）」を29年3月に策定した。

計画では、「みどりあふれる循環型都市をめざして」を基本理念とし、ものを大事にする、資源を循環させるという習慣が根付き、区民・事業者・区が取組が生活の快適さやうるおいのある環境づくりにつながっていく、住んでよかったと思える循環型のまちづくりを目指している。

また、「練馬区リサイクル推進条例」第20条に定める「練馬区リサイクル推進計画」は、「練馬区第4次一般廃棄物処理基本計画（平成29年度～令和8年度）」の施策と不可分であることから、これに包含されるものとしている。

●普及啓発の推進

1 情報の発信

区で行っている取組について、普及啓発用パンフレット「練馬区資源・ごみの分け方と出し方」および情報紙「ねりまの環」を作成し、情報を発信している。



〔練馬区資源・ごみの分け方と出し方〕

2 清掃事務所における啓発活動

清掃事務所では、ごみの減量や正しい排出方法、リサイクルへの一層の理解と協力を得るため、さまざまな啓発活動・指導を行っている。

(1) ふれあい環境学習

主に小学校4年生を対象に、模擬ごみの分別体験を通じ、ごみの分別等への関心を持ってもらうほか、環境学習車を使ってごみ収集の仕組みや機能を説明



〔「できることからはじめよう!」〕

している。令和元年度は区立小学校64校で実施し、区作成の冊子「できることからはじめよう!」を配布した。また、保育園および幼稚園等でも実施している。

(2) 大規模建築物排出指導

1,000㎡以上の事業用建築物の所有者に対して、廃棄物の減量と再利用の推進に関する指導、助言を行っている。また、廃棄物管理責任者の選任を義務付け、講習会を実施している。

3 練馬区環境清掃推進連絡会

練馬区環境清掃推進連絡会は、町会・自治会を中心とした環境・清掃・リサイクルに関わる類似の住民組織を統合して、15年7月に組織された任意団体である。

区と協働して循環型社会づくりと地球環境の保全に寄与している。

令和元年度は、区内一斉清掃事業、環境清掃関連施設見学会などを実施した。

●生ごみの発生抑制

生ごみの資源化を進め、ごみの減量を図るため、生ごみコンポスト化容器のあっせんを行っている。令和元年度は、5件の申込みがあった。

また、家庭用生ごみ処理機、コンポスト化容器およびディスポーザ購入費助成金交付事業も併せて行っており、令和元年度の助成件数は103件であった。

●食品ロス削減の取組

家庭で食べきれずに廃棄されてしまう未利用食品を有効利用につなげ、食品ロスを削減するため、29年度からフードドライブ事業を開始した。令和元年度は、リサイクルセンターで8回、区役所で1回、ねりまエコスタイルフェアで1回開催し、集まった食品は、(福)練馬区社会福祉協議会、NPO法人などへ提供した。

●リサイクルセンター

1 整備・運営

リサイクルおよび環境学習活動の拠点として、9年3月に関町リサイクルセンター、14年10月に春日町リサイクルセンター、21年4月に豊玉リサイクルセンター、29年4月に大泉リサイクルセンターが開館した。

施設には、展示室、リサイクル工房、情報資料コーナー、実習室、多目的室、会議室、コミュニティコーナーなどがある。いずれも指定管理者が運営している。

2 事業

多くの区民ボランティアとともに、リサイクルや環境に関する事業を行っている。

(1) 手作り教室等の開催

不用品を使った衣類のリメイクやおもちゃ作り、環境を扱った講座などを行った。令和元年度は603回開催した。

(2) 再使用家具等の展示・販売

粗大ごみとして出された家具類のうち、再使用可能なものは、簡易な修理・清掃を行い、低廉な価格で販売した。令和元年度は、区民提供の小物と合わせて128,586点を販売した。

(3) 環境リサイクル情報の収集・提供

環境およびリサイクルに関する情報・資料（書籍・ビデオなど）を収集し、区民に提供している。令和元年度は情報紙「ゆずりは」を6回発行した。

●再使用の促進

1 リサイクル・マーケット支援

家庭で不用となった衣類、生活雑貨などを、地域で再使用してもらうことを目的にリサイクル・マーケットを開催する団体に対して、区報への掲載、区立公園使用の許可申請、物品の貸出しなどの支援を行っている。令和元年度は公園や区立施設など14会場で、79回のリサイクル・マーケットが開催された。

2 大型生活用品リサイクル情報掲示板

家庭で使用しなくなった大型の生活用品を区民相互で有効に活用してもらうため、「譲ります」「譲ってください」カードを掲示できる大型生活用品リサイクル情報掲示板を運用している。令和元年度末現在、区立施設16か所に設置している。

(2) リサイクルを進める

●庁舎等区立施設でのリサイクルの推進

1 再生資源の分別回収

区では事業者責任として、事業活動に伴う廃棄物のリサイクルを図るため、9年度から、これまでの古紙回収に加え、びん・缶・ペットボトル・トレイの回収を全施設で開始した。更に、13年度から乾電池、20年度から廃食用油、22年度から蛍光管を回収品目に加えた。

また、練馬庁舎では、14年度からマテリアル資源を回収している。

〔庁舎等区立施設回収〕

(単位：t)

年 度	29	30	元
古紙等	973.4	975.2	977.9
びん	7.4	7.4	6.9
缶	16.3	15.0	14.6
ペットボトル	11.0	11.6	12.1
トレイ	0.01	0	0.01
乾電池	2.1	2.4	2.3
マテリアル資源	29.3	33.9	34.9
廃食用油	7.5	7.6	7.2
蛍光管	4.2	4.0	4.3
計	1,051.2	1,057.1	1,060.2

2 再生品利用の推進

環境への負荷の低減等を目的として、「区の物品購入等におけるグリーン購入推進手順書」に基づき、再生紙や再生プラスチック等の積極的な使用を進めている。

3 学校等生ごみの資源化

14年2月から、小・中学校92校および学校給食総合調理場2か所で、区の委託事業による生ごみの一括回収および肥料化を開始した。

これに加え15年度から保育園、16年度から福祉施設での回収も開始した。

令和元年度末現在、小・中学校97校、保育園60園、福祉施設8か所および庁舎1か所の計166か所で回収を行っている。

肥料は一般公募により「練馬の大地」と名づけられ、15年6月20日に区で商標登録した。令和元年度は900tの生ごみが回収され、361tの「練馬の大地」が出荷された。

4 事業系の資源回収支援

「商店街・オフィスリサイクル・ねりま」という名称で回収業者が主体となり、商店街等の事業者から出るダンボール・板紙・OA紙等の古紙類を中心に回収を行っている。令和元年度は12事業所が参加し、41tを回収した。

●効率的な資源回収システムの構築

1 集団回収団体支援

各区の事業として、4年7月に都から移管された。資源回収業者と協力してリサイクルに取り組む区民の自主的な団体は、登録団体になることができる。

区は、登録団体から資源回収の実績報告を受け、年2回、回収量1kg当たり6円の報奨金を支給するのに加え、29年7月から、区内登録業者と契約して資源回収を行った団体に対し、回収量の1割分の加算金を支給している。このほか、集荷場所案内板などの支給や資源回収業者の紹介も行っている。

〔集団回収〕

年 度	29	30	元
回収量	10,883.3 t	10,346.7 t	9,971.3 t
団体数	616 団体	636 団体	654 団体

2 集積所資源回収（古紙）

9 年 6 月から都清掃局のモデル事業として、光が丘地区で古紙・びん・缶の回収を開始し、12 年 2 月から区内全域で週 1 回集積所での古紙の回収を開始した。

資源の種別ごとに、定められた方法で出すことになっている。23 年 4 月からは、集積所での紙パックの回収を開始した。

なお、古紙など資源持ち去りに対する防止策として、21 年 7 月に「練馬区廃棄物の処理および清掃に関する条例」を改正し、持ち去り行為を行った者に対する罰則規定を設けた。

また、禁止命令の行政処分を受けた者の氏名などを区ホームページなどで公表する制度を 25 年 4 月から開始し、古紙持ち去り対策の強化を図っている。

26 年 12 月には、古紙問屋、製紙メーカー、資源回収事業者と覚書を締結し、広域的な取締り体制を構築した。

〔古紙回収〕 (単位：t)

年 度	29	30	令和元
回収量	14,138.2	13,921.8	14,168.5

3 集積所資源回収（容器包装プラスチック）

20 年 10 月の資源・ごみの分別変更から、プラマーク表示のある容器包装プラスチックの資源回収を開始した。

容器包装プラスチックは、法により製造・販売事業者がリサイクルの義務を負い、その費用を負担している。

区の役割は分別回収し、容器包装プラスチックの間処理（選別、圧縮、梱包）を行い、指定されたりリサイクル事業者に引き渡すことである。

リサイクルされた容器包装プラスチックは、プラスチック製品（パレット、擬木など）や化学原料として再利用されている。

〔容器包装プラスチック回収〕 (単位：t)

年 度	29	30	令和元
回収量	5,055.6	5,088.6	5,192.5

4 街区路線回収（びん・缶・ペットボトル）

8 年 12 月から区内の一部地域で、約 30 世帯に 1 か所の割合で回収用コンテナを設置し、毎週交互に飲食用びんと飲食用缶を回収する街区路線回収を開始した。

その後、15 年度までに、区内全域で毎週同時に回収する方式に変更した。18 年度からは、ペットボトルの回収も区内全域で展開している。19 年度からは、排出量の少ない小規模事業者についても有料で回収する事業を開始した。

〔街区路線回収量〕 (単位：t)

年 度	29	30	元
アルミ缶	824.4	864.0	869.9
スチール缶	1,021.6	977.6	1,022.7
リターナブルびん	452.4	430.7	404.5
ワンウェイびん	4,783.1	4,623.1	4,560.7
ペットボトル	2,172.4	2,298.6	2,353.8
計	9,253.9	9,194.0	9,211.6

5 拠点回収（乾電池）

令和元年度末現在、区内 88 か所の販売店および区立施設等に回収ボックスを設置し、使用済み乾電池の回収を行っている。また、小・中学校 65 校では、児童・生徒を対象として、使用済み乾電池の回収を行っている。

6 拠点回収（古着・古布）

集団回収に参加することが困難な区民に対して、リサイクルへの参加の機会を確保するため、13 年度まで行っていたエリア古布回収支援事業を本事業に移行し、14 年度から、区立施設を利用した古着・古布の回収を行っている。

令和元年度は 29 か所を拠点として回収を行った。また、17 年度以降は春と秋の衣替えの時期に、臨時回収を行っている。

7 拠点回収（廃食用油）

20 年 6 月から家庭で不用になった天ぷら油・サラダ油などの植物油回収を開始した。令和元年度は、44 か所の区立施設で回収を行った。

8 拠点回収（小型家電）

レアメタル等の有用金属資源のリサイクルを進めるため、23 年 9 月から区立施設 5 か所に専用ボックスを設置し、他区に先駆けて小型家電 9 品目の回収を開始した。令和元年度末現在、16 か所に設置し、回収を行っている。

9 拠点回収（蛍光管）

24 年度から使用済み蛍光管回収を開始した。令和元年度は、12 月と 1 月に 44 か所の区立施設で回収を行った。

〔拠点回収量〕 (単位：t)

年 度	29	30	元
乾電池	91.8	88.2	89.8
古着・古布	472.0	477.4	509.1
廃食用油	18.5	18.2	18.4
小型家電	3.7	4.4	3.9
蛍光管	0.8	0.7	0.6
計	586.8	588.9	621.8

●練馬区資源循環センター

循環型社会づくりの中心的施設として、22 年 11 月に開館した。環境に配慮し、雨水利用、屋上緑化や太陽光発電設備等を設置している。

資源回収事業の充実・発展を担う事業拠点として、容器包装プラスチックや金属類の回収、粗大ごみの収集・再使用、布団の資源化や使用済み食用油からバイオディーゼル燃料の精製などを行っている。

また、施設見学の実施や、相談コーナー・展示スペースを設けるなど、資源循環推進に関する普及・啓発に取り組んでいる。

(3) ごみの適正処理を進める

●ごみの収集・運搬事業の推進

「地方自治法」等の改正により、特別区は基礎的な地方公共団体となり、区民に身近な清掃事業などを担うこととなった。これにより、それまで都が担当していたごみの収集・運搬は 12 年 4 月から区が行うようになった。

●ごみ排出ルールの確立

1 ごみの排出方法

ごみの収集は、可燃・不燃・粗大の 3 区分により行っている。可燃ごみは週 2 回、不燃ごみは月に 2 回収集している。

おおむね 30cm 角以上の家具などの粗大ごみは、粗大ごみ受付センターに申し込み、有料粗大ごみ処理券を貼って、指定された日に自宅前などに出すか、練馬区資源循環センターに持ち込む。

エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機については、13 年 4 月に施行された「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」により、リサイクル料金等を支払って販売店などに引き取ってもらうこととなった。また、家庭用パソコンは、「資源有効利用促進法」に基づき、15 年 10 月からメーカーが自主的に回収、リサイクルを行っている。

なお、事業所や商店などが排出する事業系ごみは、

許可業者に処理を依頼するか、有料ごみ処理券を貼って出す。

2 ごみの収集量

令和元年度中に区内で収集したごみの種類・量は、つぎの表のとおりである。令和元年度は前年度と比較して、可燃ごみは 1,672t の増、不燃ごみは 79t の増、粗大ごみは 293t の増となった。

なお、23 年度から粗大ごみの資源化事業等を開始しており、令和元年度は再使用家具 8,136 点 58t、家電分解品 76t、粗大鉄 810t、布団 127t を資源として分別することでごみ量の抑制を図った。

〔ごみの収集量〕 (単位：t)

年 度	29	30	元
可燃ごみ	118,784	117,638	119,310
不燃ごみ	4,812	4,961	5,040
粗大ごみ	4,533	4,558	4,851
計	128,129	127,157	129,202

3 ごみの処理

区内の可燃ごみは、主に練馬清掃工場と光が丘清掃工場で焼却処理している（光が丘清掃工場は令和元年度末現在、建替工事中のため他の清掃工場で処理している。）。

不燃ごみは中央防波堤内の不燃ごみ処理センターに搬入して、破碎・減容化し、鉄分・アルミ分を回収後、埋立処理している。

また、粗大ごみは再使用家具、金属、布団を選別回収したのち可燃系粗大ごみと不燃系粗大ごみに分別して、中央防波堤内の粗大ごみ破碎処理施設に搬入している。資源を回収したのち、可燃系粗大ごみは清掃工場で焼却し、不燃系粗大ごみは埋立処理している。

焼却灰の一部はセメントの原料としたり、加工したうえで、建設資材として有効利用を図っている。

なお、清掃工場・不燃ごみ処理センター等の中間処理施設は東京二十三区清掃一部事務組合が、最終処分場（埋立処分場）は都が設置・運営している。

4 し尿と浄化槽の処理

現在、区内においては下水道の普及率はおおむね 100%に達しているが、113 戸程度でくみ取り式の便所が残っている。

また、区に届け出されている浄化槽は、令和元年度末現在、5 基である。

5 犬猫等の死体処理および防鳥用ネットの貸出し

飼い主または土地・建物の占有者から、犬猫等の死体処理の依頼があった場合、および都・区道上の動物の死体処理については、清掃事務所で対応している。令和元年度の処理件数は、974 件であった。

また、カラス等による集積所のごみの散乱を防ぐために、責任ある管理を条件に防鳥用ネットを貸し出している。14年2月から、宅配サービスを開始した。令和元年度の貸出枚数は2,850枚であった。

6 戸別訪問収集

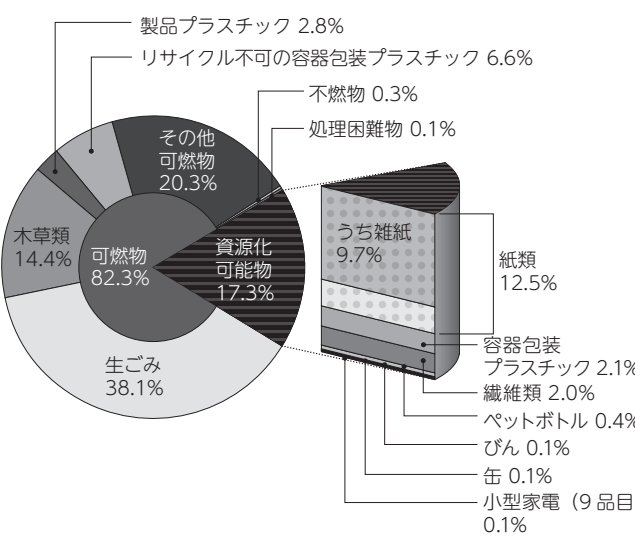
清掃事務所では、65歳以上の高齢者または障害者のみで構成されている世帯のうち、ごみを集積所まで持ち出すことが困難で、身近な人の協力も得られない世帯について、戸別に訪問収集を行い、日常生活の負担を軽減するとともに区民生活の向上を図っている。令和元年度末現在1,633世帯で収集を行っている。

●資源・ごみの排出実態調査

家庭から排出されるごみの種別ごとの割合を明らかにし、資源化可能物の混入割合や正しく分別しているごみの割合を把握することを目的に、資源・ごみの排出実態調査を毎年行っている。

令和元年9月に実施した調査のうち、可燃ごみの調査結果は、正しく分別されている割合が82.3%となっている。一方で、正しく分別されていない割合は17.7%で、そのうち、17.3%は紙類や繊維類といった資源化可能物である。

〔可燃ごみの調査結果〕 令和元年度



●清掃事務所における排出指導

清掃事務所では、分別ルール等が守られていないごみに警告シールを貼付して排出者に自主的改善を促している。また、つぎのような改善に向けた取組を行っている。

1 ふれあい指導

区民・事業者に対して、集積所への適正排出や不法投棄の防止などについて、直接、個別に相談に応じ、指導・改善をしている。

2 青空集会

集積所単位から町会・自治会を対象として、ごみ・資源の分け方・出し方を、模擬ごみの分別体験により再確認をしてもらう。また、ごみの減量とリサイクルについて理解を深めてもらうための説明を行っている。

●一般廃棄物処理業の許可

一般廃棄物の収集運搬または処分を業として行おうとする者は、当該区域を管轄する区市町村長の許可を受けなければならない。

区が許可している業者数は、令和元年度末現在253である。



49 住まい確保のサポート

(1) 良質な住まいづくりを支援する

●第3次練馬区住宅マスタープラン

「練馬区住宅マスタープラン」は、区の住まいづくりにかかわる施策展開の基本的な方針であり、5年度に第1次、13年度に第2次を策定した。22年10月には「第3次練馬区住宅マスタープラン」を策定し、区民の安定した住まいを確保するという視点で、令和2年度までの総合的な住宅施策や重要事業等について明らかにしている。

〔マスタープランに位置づけられた7つの重要事業〕

- 1 区営住宅の入居機会の確保策の展開
- 2 民間による高齢期の住まいづくりの促進
- 3 分譲マンション支援体制の構築
- 4 みどり豊かな環境にやさしい住まいづくり誘導の仕組みづくり
- 5 地域発意のまちづくり活動の促進
- 6 使える・頼れる、住まいの相談窓口の充実
- 7 住まいのつくり手ネットワークの構築

●分譲マンションに関する支援事業

マンション管理組合や区分所有者を対象に、必要な情報提供と相談体制の充実を図るため、下記の2つの事業を行っている。また、26年度から分譲マンションアドバイザー制度利用助成を開始した。

1 ねりまマンションセミナー“未来塾”

分譲マンションの管理運営について、理解を深めることを目的としたセミナーを年2回開催した。

〔実施状況〕 令和元年度

時 期	参加者	参加 マンション数	主なテーマ
元年6月	32	25	理事会運営のきほん
10月	27	23	マンションの適切な 維持保全

2 分譲マンション管理・運営相談事業

毎月第一・第三木曜日の午後に18回開催し、38件の相談を受けた。

●住宅修築資金の融資あっせん

一般住宅に対しては、住宅修築資金融資あっせんを

行っており、令和元年度の利子補給件数は1件、金額は489円であった。

●長期優良住宅の認定

長期優良住宅とは、住宅の構造および設備について長期にわたり良好な状態で使用するための措置を講じられた住宅をいう。長期優良住宅の認定を受けた住宅は、所得税等の税制上の優遇を受けることができる。令和元年度の申請は588件であった。

(2) 公共賃貸住宅を管理・運営する

●区が管理する住宅

区営住宅は、都営住宅として建設されたもののうち一定年数が経過した小規模の団地（おおむね100戸程度まで）の中で、都との協議の結果、区に移管されたものであり、毎年5月に入居者の募集を行っている。

現在、区が設置・管理する区営住宅は、20団地800戸である。このほかに、区立高齢者集合住宅4団地140戸がある。

〔区営住宅の状況〕

（単位：戸） 令和元年度

住宅名	戸数
平和台三丁目アパート	21
平和台三丁目第二アパート	27
東大泉一丁目アパート	33
桜台六丁目アパート	36
高野台四丁目アパート	56
豊玉南三丁目アパート	30
上石神井一丁目第二アパート	60
早宮三丁目第三アパート	37
高野台三丁目アパート	56
豊玉北一丁目アパート	33
北町五丁目アパート	15
北町五丁目第二アパート	52
関町北二丁目アパート	24
下石神井二丁目アパート	21
小竹町二丁目アパート	36
東大泉二丁目アパート	66
東大泉二丁目第二アパート	60
下石神井四丁目アパート	48
石神井台三丁目アパート	68
豊玉北六丁目アパート	21

〔区営住宅応募状況〕〔募集月：5月〕 令和元年度

区 分	募集戸数 (戸)	応募数 (人)	倍率 (倍)
一般世帯向け	25	203	8.1
ひとり親 (母子・父子)世帯向け	10	28	2.8
若年ファミリー向け	5	3	0.6
単身者向け	1	144	144.0

●他の公共住宅

都や事業者等が管理する区内公共賃貸住宅は、都営住宅 12,294 戸、(独)都市再生機構住宅 5,945 戸、東京都住宅供給公社住宅 1,642 戸、都民住宅 49 戸の計 19,930 戸(令和元年度末管理戸数)である。

このうち、都営住宅については、都公募分とは別に、区民を対象とした地元割当分があり、区が入居者の募集を行っている。

〔都営住宅地元割当応募状況〕 令和元年度

募集月	区 分	募集戸数 (戸)	応募数 (人)	倍率 (倍)
5月	2人以上	1	241	80.3
	3人以上	2		
11月	2人以上	2	173	86.5

(3) だれもが安心して暮らせる
住まいづくりを促進する

●区立高齢者集合住宅

区立高齢者集合住宅は、都営住宅シルバーピアに準じた設備を備えている民間住宅を区が一定期間借り上げ、管理・運営している住宅である。毎年 11 月に入居者の募集を行っている。

現在、4 団地 140 戸を管理している。

〔区立高齢者集合住宅の状況〕 (単位：戸) 令和元年度

住宅名	戸数
羽沢高齢者集合住宅	50
土支田高齢者集合住宅	47
豊玉高齢者集合住宅	19
高松高齢者集合住宅	24

〔高齢者集合住宅応募状況〕 令和元年度

募集月	区 分	募集戸数 (戸)	応募数 (人)	倍率 (倍)
11月	単身者向け	8	190	23.8
	2人世帯向け	1	28	28.0

●他の高齢者向け公共住宅

1 都営住宅シルバーピア

通常の都営住宅と同様に、都公募分のほかに区民を対象とした地元割当分について、区が入居者の募集を行っている。

〔都営住宅シルバーピア地元割当応募状況〕 令和元年度

募集月	区 分	募集戸数 (戸)	応募数 (人)	倍率 (倍)
2年2月	単身者向け	3	493	164.3

2 UR(独立行政法人都市再生機構)シルバー住宅

(独)都市再生機構が、独自に募集を行っている。

(4) 住まい探しを支援する

●住まい確保支援事業

高齢者や障害者、ひとり親家庭が、民間賃貸住宅に円滑に入居できるよう、不動産団体と連携して入居相談や物件情報提供を行う住まい確保支援事業を令和元年 6 月から開始した。令和元年度は 249 件の申込があり、210 戸の物件情報を提供した。

●住宅確保要配慮者専用賃貸住宅への補助制度

「住宅セーフティネット法」に基づき、高齢者や障害者、ひとり親家庭のみを対象に賃貸を行う住宅に対して改修費補助および家賃補助を令和元年 6 月に開始した。令和元年度は改修費 1 件、60 万 2 千円を補助した。

●練馬区居住支援協議会

不動産団体や福祉団体等から委員を構成する練馬区居住支援協議会を 31 年 4 月に設置した。高齢者や障害者、ひとり親家庭など住宅の確保に特に配慮を要する人の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関して協議を行っている。

第5章

いきいきと心豊かに暮らせるまち

- | | | | | | |
|----|-----------------------------|-----|----|-----------------------------|-----|
| 51 | 地域特性を活かした
区内企業の活性化 …………… | 178 | 55 | 練馬の魅力づくりと
練馬ならではの観光の推進 … | 202 |
| 52 | 魅力ある商店街づくり …… | 185 | 56 | 多文化共生、
国際・都市交流の推進 …… | 204 |
| 53 | 都市農業の振興と
都市農地の保全 …………… | 186 | 57 | 平和と人権の尊重、
男女共同参画の推進 …… | 206 |
| 54 | 文化・生涯学習・
スポーツの振興 …………… | 191 | | | |



練馬産業見本市

51 地域特性を活かした区内企業の活性化

(1) 練馬区の産業振興施策

●「練馬区産業振興ビジョン」の策定

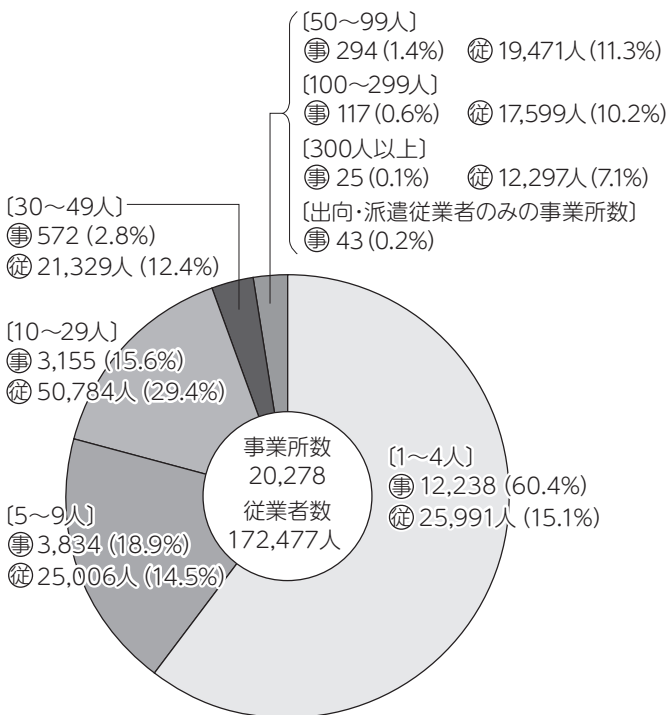
28年3月に策定した「練馬区産業振興ビジョン」では、①福祉・生活関連産業の育成・支援、②都市農業の振興と都市農地の保全の推進、③商店街の新たな魅力づくりへの支援などの取組を強化していくこととしている。

●区の産業構造と特性

区の産業別構成では、卸売業・小売業（21.9%）、医療・福祉業（12.0%）、宿泊業・飲食サービス業（11.8%）、建設業（11.2%）、生活関連サービス業・娯楽業（9.8%）、不動産業・物品賃貸業（9.4%）を合わせると全体の76.1%となり、区民の日常生活に密着・関連した産業が4分の3を占めている。

また、事業規模では、従業者数20人未満の事業所が全体の90.9%を占め、区内産業活動の中心となっている。

〔規模別事業所構成と従業者数〕 28年6月1日現在



注：①〔 〕内の記述は事業所の規模を示す。

②●は事業所数、◎は従業者数の略である。

資料：「平成28年経済センサス活動調査報告」都総務局統計部

〔工場数と従業者数および出荷額〕

30年6月1日現在

産業中分類	工場数	従業者数(人)	出荷額(万円)
食料品	30	852	1,351,882
飲料・飼料等	—	—	—
繊維工業	11	102	85,945
木材・木製品	—	—	—
家具・装備品	8	157	378,350
紙・紙加工品	12	216	509,744
印刷・同関連業	20	369	470,908
化学工業	3	87	1,124,835
石油・石炭	—	—	—
プラスチック	12	126	174,205
ゴム製品	—	—	—
皮革・同製品	2	15	非公表
窯業・土石	5	55	335,027
鉄鋼業	—	—	—
非鉄金属	2	170	非公表
金属製品	13	147	198,844
はん用機械	3	64	127,036
生産用機械	7	81	111,357
業務用機械	12	128	193,237
電子・デバイス	1	16	非公表
電気機械	12	180	297,578
情報通信機械	2	172	非公表
輸送用機械	4	35	47,780
その他	9	93	85,962
総 数	168	3,065	6,618,588

注：①本統計調査は、従業者4人以上の事業所を対象に実施

②総数は非公表の数値を含む。

資料：「平成30年工業統計調査報告」都総務局統計部

●一般社団法人練馬区産業振興公社との連携

（一社）練馬区産業振興公社は、25年4月1日に、区内の産業振興と地域経済の活性化を目指す団体として発足した。（前身である（一社）ねりまファミリーパックを改組、名称変更した。）

26年度には、区民・産業プラザの指定管理者となり、施設の維持運営のほか、中小企業の経営相談から支援までを一体的に行う「練馬ビジネスサポートセンター」の業務を開始した。また、29年度からは、解散した練馬区観光協会の事業を引き継ぎ、観光事業を展開する「ねりま観光センター」を設置した。

区と公社は、産業・観光振興に関する協定を締結し、必要な事業を公社に移管した。互いに連携・補完しながら、区内の産業振興施策を展開している。

令和元年度の公社の事業内容は、つぎのとおりである。

1 練馬ビジネスサポートセンターの運営

- (1) 起業・創業や経営に係る各種相談事業
- (2) 起業・創業および経営者セミナーの開催
- (3) 経営支援に係る各種補助金の交付
- (4) 販路拡大・集客の支援
- (5) 産業情報の収集および提供

2 区民・産業プラザの維持運営

- (1) 貸出し業務（研修室、ホール等）
- (2) 維持管理

3 勤労者福祉共済事業

中小企業で働く従業員と事業主のために、会員制の福祉共済事業「ねりまファミリーパック事業」を展開している。（詳細は、182ページ「ねりまファミリーパック」を参照）

4 ねりま観光センターの運営

- (1) 観光振興事業
- (2) 観光案内所運営事業

（詳細は、202ページ「ねりま観光センターの運営」を参照）

(2) 中小企業の経営を支援する

●産業融資による支援

1 産業融資あっせん事業

区内の中小企業が区内金融機関から低利で融資を受けられるよう、あっせんを行っている。令和元年度は景気対策特別貸付 633 件、46 億 4,972 万円のほか、地球温暖化等環境対策特別貸付、アニメ産業特別貸付、創業支援特別貸付、新型コロナウイルス感染症対応特別貸付など 14 種類の融資あっせんを行い、利子の一部を補助した。

〔産業融資状況（業種別）〕

令和元年度

業種別内訳		貸 付	
		件数（件）	金額（万円）
建設業		664	525,339
製造業		146	106,724
運輸・通信業		67	48,699
卸・小売・飲食業		462	299,086
内 訳	卸売業	184	149,308
	小売業	182	112,138
	飲食業	96	37,640
サービス業		396	233,018
その他（不動産業含）		258	176,533
合 計		1,993	1,389,399

2 小規模事業者経営改善資金融資（マル経融資）支援事業

日本政策金融公庫のマル経融資利用者に対し、支

払った利子の一部を補助している。令和元年度は、428 件の補助を行った。

●練馬ビジネスサポートセンターによる支援

中小企業の経営支援と起業・創業の支援として、つぎの事業を行っている。

1 総合相談・専門相談

ビジネスマネージャーによる総合相談のほか、起業・創業、法律、労務、販路拡大・集客、経営および税務について各分野の専門家が相談に当たっている。

〔総合相談・専門相談状況〕

（単位：件） 令和元年度

内 容		件 数
総合相談		479
専門相談	起業・創業	276
	法 律	37
	労 務	67
	販路拡大・集客	180
	経 営	99
	税 務	148
出張相談		97
計		1,383

2 経営指導（企業診断）

中小企業診断士が経営改善等のために指導するもので、令和元年度は 50 事業所に出向き、指導を行った。

3 事業者支援アドバイザーの派遣

超高齢社会を迎え、福祉・生活関連産業の支援や事業承継の課題に対応するため、事業者支援を行うアドバイザーを派遣している。令和元年度は 1 事業所に派遣を行った。

4 合同経営相談会

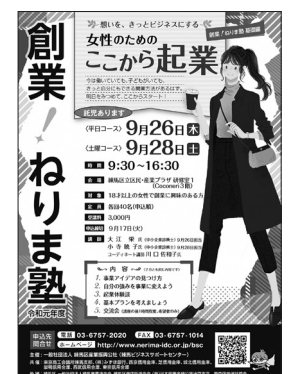
ビジネスマネージャー、社会保険労務士、中小企業診断士および税理士を一同に集めた事業者向けの相談会を開催している。令和元年度は 2 回開催し、計 43 件の相談に対応した。

5 経営者向けセミナー

経営力を高めるためのセミナーを、年間を通じて定期的に開催している。令和元年度は 10 回開催し、計 446 人が受講した。

6 起業・創業セミナー

創業するための基礎的知識やノウハウを学ぶセミナー「創業！ねりま塾」を実施している。令和元年度に開催した 4 コースは、入門編 224 人、実践編 48 人、女性編 66 人、地域創業編 33 人が受講した。



〔創業！ねりま塾 ポスター〕

7 見本市等出展に対する支援

区内の中小企業およびその団体に見本市等に出展する経費の一部を補助している。令和元年度は 13 件の補助を行った。

8 ホームページ作成に対する支援

ホームページ未開設の企業等に対し、ホームページ作成費の一部を補助している。令和元年度は 27 件の補助を行った。

9 区内事業者等の連携による製品等開発への支援

区内事業者等が連携し取り組む製品・サービス等の開発に係る経費の一部を補助している。

10 各種認証取得に対する支援

国内外の公共機関等が定めた規格の認証取得を予定している区内の中小企業者に対し、経費の一部を補助している。令和元年度は 3 件の補助を行った。

11 商店街空き店舗入居者に対する支援

区内の商店街にある空き店舗に入居し、新たに開店する区内の中小企業者に対し、店舗の内外装改修工事費および賃借料の一部を補助するとともに、経営面のサポートを行っている。令和元年度は 22 件の改修費補助、72 件の賃借料補助を行った。

12 産業財産権取得に対する支援

新たに産業財産権を取得する区内の中小企業者に対し、経費の一部を補助している。令和元年度は 1 件の補助を行った。

13 受発注企業商談会

中小企業の販路開拓を支援するため、5 区合同で受発注企業商談会を開催している。令和元年度は 55 社の企業が参加し、85 件の商談を行った。

〔開催日〕 令和元年 11 月 28 日

〔場 所〕 北とぴあ

〔主 催〕 (一社) 練馬区産業振興公社、(公財) 板橋区産業振興公社、北区、豊島区、文京区

14 ねりま産業情報紙「neri・made (ネリマデ)」の発行

中小企業の経営者や商店会への産業振興に関する情報提供のため、「neri・made (ネリマデ)」を発行している。令和元年度は 4 回発行した。



(neri・made 令和 2 年 4 月号)

15 景況調査の実施

区内中小企業の景況などを四半期ごとに調査し、その結果を中小企業や関係機関に提供している。

●商工業団体との連携強化、各種団体への支援

1 商工業団体への支援

区内の商工業団体が行う事業に対して、補助金を交付するなどの支援を行っている。

2 生鮮食料品共同販売事業への支援

食肉・魚介類の各小売業組合に対し、自主的な共同購入・共通価格の販売を通して、各組合の協業化を促進している。また、健全な経営基盤の強化を図るため、補助金を交付するなどの支援を行っている。令和元年度は生鮮食料品全体で 2 小売業組合、延べ 41 店舗が参加した。

〔共同販売事業実施内容〕 令和元年度

品 目	特売日
食肉 (1 品目)	6 月 11 日、11 月 26 日
魚介類 (5 品目)	12 月 12 ~ 13 日

3 家屋修繕等小規模工事あっせん事業の実施

区民の小規模な家屋修繕工事に対する需要に応えるとともに、区内中小建設業者等の振興を図るため、区内事業者団体へ小規模工事のあっせんを行っている。令和元年度は 405 件のあっせんを行った。

4 公衆浴場への支援

公衆浴場の利用喚起および経営の安定を図るため、季節事業、施設設備改善および燃料費に対して補助金を交付するなどの支援を行っている。令和元年度は施設設備改善は 14 浴場、季節事業および燃料費は 22 浴場に補助を行った。

5 中小企業サポートガイドブックの発行

区内の中小企業者、創業者、勤労者および就職希望者を対象にした、区および区内産業団体等の主な産業振興施策をまとめた「中小企業サポートガイドブック」を毎年発行している。

●中小企業等地域貢献事業補助

区内中小企業等が地域団体等との連携・協働により行う、経済や文化の振興に関する活動や環境を保全する活動など、地域の活性化や地域課題解決に資する活動に必要な経費の一部を補助している。令和元年度は 1 件の補助を行った。

●アニメ産業への支援

区内には約 100 のアニメ制作会社が集積し、日本のアニメを支えている。区は、アニメ産業の振興やアニメを活用した文化普及・地域振興を行っている。

1 アニメの制作

「練馬の農」の魅力を紹介するため、アニメコンペティション練馬 2018 グランプリ受賞者と (一社) 練馬ア

ニメーションが協働で、世界都市農業サミット PR アニメ「まちなかの農」の制作を行った。

2 アニメ制作企業等の立地促進

アニメ産業の集積を更に強化するため、区内に新たに事業所を立地するアニメ制作関連事業者に対し、移転費・賃料等の一部を補助した。

3 練馬アニメカーニバル

練馬区ならではのアニメの魅力を区内外に発信することを目的として開催した。

〔開催日〕 令和元年11月16日

〔場 所〕 練馬駅北口周辺

〔概 要〕 ・ステージプログラム (TV アニメ作品など)

・アニメ文化トークサロン

・企画展示など

〔主 催〕 練馬アニメカーニバル推進連絡会



〔告知ポスター〕

4 アニメ産業と教育の連携事業

区内の小・中学校において、アニメ産業やアニメの表現技法を学習する事業を実施している。令和元年度は、11校で延べ13授業を実施した。

5 アニメ情報の発信

(1) PR 冊子「アニメ・イチバンのまち 練馬区」(日本語版〔再改訂版〕・英語版・中国語版)の配布

(2) 練馬アニメーションサイトの運営

(3) 練馬区公式アニメキャラクター「ねり丸」による PR 事業

6 アニメプロジェクト in 大泉

ジャパンアニメーション発祥の地である大泉で毎年開催している。

〔開催日〕 令和元年5月26日

〔場 所〕 大泉学園駅北口周辺

〔概 要〕 ・キャラクターショー
・吹奏楽演奏
・セル画体験教室など

〔主 催〕 アニメプロジェクト in 大泉推進連絡会

●練馬産業見本市の開催

優れた技術や特徴のある商品など、区内産業の魅力を多くの区民に伝えることを目的として開催している。

〔開催日〕 令和元年10月20日

〔場 所〕 としまえん屋内館

〔来場者〕 約18,400人

〔概 要〕 商品やサービスの展示・販売のほか、映像、体験などのブースを事業者が出展

〔主 催〕 練馬区

〔共 催〕 (一社) 練馬産業連合会、(一社) 練馬区産業振興公社、東京商工会議所練馬支部
〔後 援〕 経済産業省関東経済産業局、(公財) 東京都中小企業振興公社、(地独) 東京都立産業技術研究センター、練馬区商店街連合会、(公社) 練馬東法人会、(公社) 練馬西法人会、東京あおば農業協同組合、(一社) 練馬アニメーション、練馬漬物事業組合、練馬区伝統工芸会

●練馬ビジネスチャンス交流会

事業者同士の交流によるビジネスチャンス拡大の場を提供し、区内産業の活性化を図ることを目的として開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から令和元年度の開催を中止した。

●練馬区伝統工芸展

練馬に生き続ける伝統工芸を地域に広く紹介し、伝統産業の普及と振興を図り、併せて区の文化発展に寄与することを目的として開催している。

〔期 間〕 令和元年10月25～27日

〔場 所〕 区民・産業プラザ

〔来場者〕 3,400人

〔概 要〕 東京手描友禅、東京染小紋、江戸筆等16業種の展示・実演・体験・販売

〔主 催〕 練馬区伝統工芸会

〔後 援〕 練馬区、練馬区教育委員会、(一社) 練馬区産業振興公社

●ねりま漬物物産展

練馬の伝統的産物である漬物の展示・販売を通じて、広く消費者の理解を得るとともに、漬物産業の振興を図ることを目的として開催している。

〔期 間〕 令和2年2月7～9日

〔場 所〕 区民・産業プラザ

〔来場者〕 3,400人

〔概 要〕 練馬大根本干したくあん等の漬物の展示・即売

〔主 催〕 練馬漬物事業組合

〔後 援〕 練馬区、(一社) 練馬区産業振興公社、(一社) 練馬産業連合会

●区民・産業プラザの運営

区内産業の振興、区民の文化活動と相互交流の促進ならびに地域における公益的な活動の支援および協働の推進を図ることを目的として、26年4月に練馬駅北口の Coconeri 3・4階に開設した施設である。

区民・産業プラザには、中小企業の経営支援と起業・創業の支援に取り組む「練馬ビジネスサポートセンター」が設置されている。

〔区民・産業プラザ利用状況〕令和元年度

施設名	利用状況	
	利用数（件）	利用者数（人）
ココネリ Coconeri ホール	555	87,179
産業イベントコーナー	183	－
研修室 1	696	39,006
研修室 2	936	24,610
研修室 3	744	12,832
研修室 4	689	10,620
研修室 5	668	11,639
多目的室 1・2	1,245	15,032
産業・観光情報コーナー	－	69,796
計	5,716	270,714

(3) 中小企業の勤労者と就労を支援する

●福利厚生事業への支援

区は、（一社）練馬区産業振興公社への運営補助を通して、区内中小企業等の従業員に対する福利厚生の充実に努めている。

1 ねりまファミリーパック

（一社）練馬区産業振興公社が実施する会員制の福祉共済事業で、中小企業等に勤務する勤労者と事業主を対象として、給付金の支給、遊園地等のチケットあっせん、人間ドック利用補助などを行っている。なお、令和元年度末の会員数は 11,092 人である。

2 各種共済制度の周知

国の退職金共済制度などを、会報への掲載やパンフレットの配布などで周知している。

●勤労者への支援

勤労者の労働意欲を高め区内中小企業への定着化を図るため、従業員表彰や労働相談により勤労者を支援している。

また、就労支援については、池袋公共職業安定所（ハローワーク池袋）と連携して、積極的に取り組んでいる。

なお、区内事業所の労働組合は、令和元年 6 月末現在で 101 組合、組合員数 21,199 人となっている。

1 中小企業等従業員表彰

区内の中小企業における従業員の定着と勤労意欲の向上を図るため、永年勤続者を表彰している。令和元年度は 163 人を表彰した。

2 労働相談

勤労福祉会館とサンライフ練馬において、社会保険労務士が、労働問題に関する相談を受け付けている。

3 労働講座

社会的に高い関心もたれている労働問題を取り上げ、勤労福祉会館で労働講座を開催している。令和元年度は、「春闘情勢講座」「労働法」「労務管理実務講習会」の 3 講座を開催し、延べ 167 人の参加があった。

4 職業相談・紹介

石神井公園区民交流センター 2 階にハローワーク池袋との連携により設置している「ワークサポートねりま」では、15 歳以上を対象に職業相談・紹介に応じるとともに、求人情報自己検索機により職業情報を提供している。令和元年度は 12,028 件の相談があった。

5 就労支援

若年者向けの就職面接会「若年者就職面接会 in 練馬」を令和 2 年 1 月 24 日に開催した。37 人の参加があり、6 人の採用が決定した。

6 内職事業所の情報提供

家庭外において就業することが困難な内職希望者に対し、内職求人事業所に関する情報提供を実施している。令和元年度は、延べ 238 人に情報提供を行った。

●勤労福祉会館およびサンライフ練馬の運営

1 勤労福祉会館

中小企業に働く勤労者の文化・教養と福祉の向上を図ることを主な目的として、開設した施設である。

令和元年度は簿記教室、宅建講座などの事業を実施し、延べ 5,477 人の参加があった。

〔勤労福祉会館利用状況〕令和元年度

施設名	利用状況	
	利用数（件）	利用者数（人）
集会室	896	55,790
会議室（小）	777	7,530
会議室（中）	713	12,772
会議室（大）	731	21,769
和室（小）	842	5,793
和室（大）	646	10,394
職業講習室兼会議室	807	10,329
音楽室	953	13,963
料理室	332	4,287
トレーニング室	34,035	34,035
展示コーナー	161	－
囲碁・将棋コーナー	－	4,561
卓球開放	－	139
計	40,893	181,362

2 東京中高年齢労働者福祉センター (サンライフ練馬)

中高年齢労働者の雇用の促進と福祉の向上を図ることを目的として設置した施設である。

令和元年度は、ボディーコントロール体操、絵手紙教室などの事業を実施し、延べ1,441人の参加があった。

〔東京中高年齢労働者福祉センター（サンライフ練馬） 利用状況〕

令和元年度

施設名	利用状況	
	利用数（件）	利用者数（人）
体育室	1,212	20,051
トレーニング室	54,140	54,140
和室 第一	597	8,475
和室 第二	550	4,317
会議室	572	8,089
研修室 第一	855	11,173
研修室 第二	720	8,629
クラブ室	410	3,983
職業講習室	588	6,146
職業相談室	649	4,363
計	60,293	129,366

(4) 消費者の自立を支援する

●消費者意識の啓発

1 消費者講座

日々の暮らしの中で、消費者が直面している問題を取り上げ、消費者意識を高めるための学習の機会を提供している。

〔消費者講座〕

令和元年度

講座名	概 要	開催回数	参加者数
消費者講座	身近な消費生活に関する問題を講師の講演や実習により学習する。整理収納や冷凍食品などの講座を実施した。	5回	255人
消費者教室	消費生活センター運営連絡会の自主企画による講座。講演会のほかに料理や実験を交えて学習する。異常気象や発酵などの講座を実施した。	実技形式 3回	69人
		講座形式 5回	215人

2 消費生活展

パネル展示や実演などにより、消費者団体の活動の成果や問題提起を通して、消費者意識の啓発を行っている。

(1) 消費生活展

〔開催日〕 令和元年6月15～16日

〔場 所〕 石神井公園区民交流センター

〔来場者〕 2,497人

〔主 催〕 練馬区消費生活展実行委員会、練馬区

〔概 要〕 パネル展示、講演会、クイズラリー等

(2) パネル展

〔期 間〕 令和元年10月7～15日

〔場 所〕 区役所アトリウム

〔主 催〕 練馬区消費生活展実行委員会、練馬区

3 消費者だより

消費生活相談を通じて収集した情報の提供と、消費生活に関する知識の普及による区民の消費生活の安定と向上を図るため、消費者だより「おりずむ」を年6回発行している。令和元年度の内容は、「知っておきたいキャッシュレス決済」「自転車保険」「おりずむ知恵袋」などであった。

●消費者の安全の確保

1 消費生活相談

消費者が安全で安心な生活を送るために、専門相談員による消費生活相談窓口を開設し、各種相談に応じている。

令和元年度の相談件数は6,103件であった。総件数の4割（契約・購入金額別件数においては300万円以上の相談の約半数）が60歳以上の相談となっており、高齢者の消費者被害が依然として多い。

消費生活相談ではさまざまな相談に対応しているが、国民生活センターや消費者庁、都、警察、福祉関係部署などとも連携を図り、相談の解決と情報提供に努めている。

〔相談が多かった商品・サービスの種類（上位5位）〕

（単位：件） 令和元年度

順位	区 分	相談数
1	商品一般	1,051
2	運輸・通信サービス	931
3	食料品	438
4	他の役務	389
5	レンタル・リース・賃貸	383

2 販売事業者等立入検査

「家庭用品品質表示法」および製品安全関連4法（※）に基づき、販売事業者等に対する立入検査を実施し、適正な表示がされた商品を販売しているか確認を行っている。令和元年度は2事業者、30品目について検査を行い、おおむね適正に表示されていた。

※製品安全関連4法：

「電気用品安全法」、「ガス事業法」、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」、「消費生活用製品安全法」をいう。

●石神井公園区民交流センターの運営

1 石神井公園区民交流センター

区民の文化活動と交流の場の提供、区内産業振興に関する情報発信、職業・就職相談のための場の提供などを目的として設置した施設である。

消費者施策・活動の拠点となる消費生活センターの機能を担うほか、就労支援を行う「ワークサポートねりま」が設置されている。

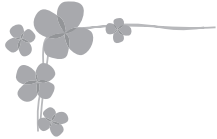
〔石神井公園区民交流センター利用状況〕 令和元年度

施設名	利用状況	
	利用数（件）	利用者数（人）
展示室兼集会室	668	38,205
（展示利用）	29	458
（集会利用）	639	37,747
大会議室（１）	917	13,358
大会議室（２）	913	12,953
会議室（１）	835	7,391
会議室（２）	790	6,625
会議室（３）	730	7,805
和 室（１）	674	4,710
和 室（２）	669	3,548
研修室	788	7,186
テスト室	641	6,001
料理実習室	427	6,712
保育室	119	590
計	8,171	115,084

2 消費生活センター

消費生活センターは、区の消費者行政の拠点として、消費生活に関する各種啓発事業を実施している。施設には、消費者の自主的な活動を支援するため、研修室、テスト室、料理実習室、消費者団体活動室を設置している。消費生活相談では、消費者と事業者との契約に関するトラブルなどの相談を専門相談員が受けている。

更に、消費者の参加を積極的に推進するため、区民の自主的参加により組織される運営連絡会と連携して、消費者教室の企画・運営、啓発用パネルの貸出、情報誌の編集などを行っている。



52 魅力ある商店街づくり



(1) 魅力的な商店街づくりを進める

商店街は、買い物場であると同時に、地域コミュニティの場としても重要な役割を担っている。区では商店街が行う取組に対し、さまざまな支援を行っている。令和元年度の区内商店会数は、98 商店会、会員数 3,988 人となっている。

●魅力ある個店づくり

商店街を構成する個店の意欲的な取組を支援し、商店街の核となる個店・人材を育成することで、魅力ある個店づくりを進めている。

令和元年度は、練馬区商店街連合会が実施している「まちゼミ」（商店主等が講師となり、プロならではの知識や情報を伝える講座を開催する事業）1 件や、個店同士の連携によるイベント 3 件に対して、補助金を交付するなどの支援を行った。

●特色のある商店街づくり

商店街同士の連携強化を進め、複数の商店街が合同で行う地域の特色を活かした取組を支援し、特色のある商店街づくりを進めている。

令和元年度は、2 地域（江古田駅周辺地域、東武練馬駅周辺地域）に対して、補助金を交付するなどの支援を行った。

●商店街振興への取組

1 商店街のイベントや環境整備等への支援

商店会が、商業活動の活性化や近隣住民との交流を目的に実施する各種イベント事業や、快適な商環境づくりを目的に実施する環境整備事業等に対し、補助金を交付するなどの支援を行った。

また、商店街通行者や地域の安全・安心な環境整備に寄与している商店街の街路灯等について、商店会が行う修繕経費や維持費（電気代等）の一部を助成した。

2 商店街空き店舗利用の促進

商店街における空き店舗の存在は、商店街自体の魅力や集客力の低下を招く。そのため、空き店舗の解消を図り、商店街のにぎわいをもたらすため、空き店舗利用を促進する必要がある。

空き店舗を活用し、産直販売を実施する事業や、さまざまな交流が行える広場を運営する事業等に対し、補助金を交付するなどの支援を行った。

〔商店街振興事業実績〕

令和元年度

支援（助成）内容	商店会数	事業数
イベント事業	60	130
環境整備等事業	17	19
街路灯等修繕費	1	1
街路灯等維持費	72	72
空き店舗活用産直販売事業	1	2
空き店舗コミュニティスペース整備等事業	1	1

●商店街連合会等との連携

区内商店会の連合組織である練馬区商店街連合会や練馬区商店街振興組合連合会と連携し、商店会活動の充実や区内商業の振興発展を進めている。

令和元年度は、商店街連合会の開催する「商業まつり」（年 2 回）や団体ニュース発行事業に対し、補助金を交付するなどの支援を行った。

53 都市農業の振興と都市農地の保全

(1) 農の活きるまち練馬

●意欲的な都市型農業経営の支援

1 経営改善に取り組む農業者の支援

23年度から、経営改善に計画的かつ意欲的に取り組む農業者を、「農業経営基盤強化促進法」の規定に基づく認定農業者または区独自の制度による都市型認定農業者として認定し、その取組を支援している。

令和元年度末現在の認定農業者数は75経営体、都市型認定農業者数は8経営体である。

2 練馬区農の学校事業

区民の中から農業者の支え手を育成し、支え手を必要とする農業者とのマッチング等を行うため、27年3月に「練馬区農の学校」を開校した。

農の学校では、区内農業者を実技講師とした複数のコースを設置しており、30年度からは上級コースを設置した。なお、初級コース以上を修了した者を「ねりま農サポーター」に認定しており、令和元年度末までに85人を認定した。農業者とのマッチングは令和元年度末までに延べ50件成立した。

3 練馬果樹あるファーム事業

ブルーベリー、ブドウ、ミカン、カキ、キウイ、イチゴ、クリなど新鮮な果実の摘み取り・もぎ取りおよび直売を行う農園を「練馬果樹あるファーム」と位置付け、消費者が季節を通じて手軽に果樹と触れ合える機会の充実を図る。

令和元年度は区内果樹の包括的なPR支援を行うため、紹介冊子「練馬果樹あるファーム」をリニューアルするとともに、新たに果樹栽培に取り組む農園や栽培規模の拡大を図る農園への整備支援や広報事業に対する支援事業等、合計11件を実施した。

●練馬の都市農業の特色を活かした魅力の発信

1 練馬産農産物のブランド化の推進・支援

練馬産農産物の魅力を発信するため、練馬産農産物のブランド化を図る。

令和元年度は世界都市農業サミット開催に合わせて西武鉄道各駅のTOMONYビジョンや区内映画館等でPR動画を上映し、練馬の都市農業の魅力をPRした。

2 ねりマルシェの開催・支援

「ねりマルシェ」とは、新鮮で美味しい練馬産農産物やその加工品などの魅力を区内外に発信することを目的に、区内農業者、商業者等が連携し開催する即売会である。

若手農業者により組織された「ねりマルシェ実行委員会」と区の共催（後援：東京あおば農業協同組合）で、27年度から平成つつじ公園で開催している。令和元年度は世界都市農業サミットに合わせて規模を拡大し、「ねりマルシェ in 世界都市農業サミット」として開催した。また、自らマルシェを開催する農業者等の団体に対して、当該マルシェのPRおよび運営経費に係る補助等の支援を行っている。令和元年度は10団体を支援した。

3 練馬産農産物の即売会

都市農業および農地に係る理解の醸成と区の都市農業の振興を目的として、28年度から区役所アトリウムにおいて、東京あおば農業協同組合の協力による練馬産農産物の即売会を実施している。

4 ビール麦「金子ゴールデン」のブランド化支援

地場農産物の育成およびブランド化を図るため、東京あおば農業協同組合が実施する、国産初のビール麦「金子ゴールデン」の生産および「金子ゴールデン」を使用した地ビールの醸造に要する経費の一部を、22年度から助成している。

5 練馬大根育成事業

ほとんど生産されなくなっていた練馬大根の栽培を促進するとともに、地場農産物のブランド品としての販路開拓を図るため、平成元年から練馬大根育成事業を実施している。令和元年度は、21軒の農家に栽培委託して14,572本を生産した。生大根・たくあん漬けの販売や収穫体験事業での活用のほか、世界都市農業サミット記念として第13回「練馬大根引っこ抜き競技大会」を開催し、収穫した大根を学校給食に提供した。また、区内農業者の協力のもと、練馬大根の昔ながらの伝来種（代々受け継いできた種）を守り、未来へ継承していく取組を行っている。そのほか区民、学校、保育園等による栽培を推進するため、種の無料配布を行っている。

6 ふれあい農業推進事業

区民が新鮮な農産物を自ら収穫し、農業者と触れ合うことを通して、都市農業についての理解を深めてもらうため、以下の事業を実施している。

(1) 野菜ウォークラリー

参加者がいくつかの畑を回り、農業者から野菜の育て方や収穫の仕方などの説明を聞きながら、地場野菜を観察・収穫する。東京あおば農業協同組合と農業者の協力のもと、平成2年度から実施し、令和元年度は46組（129人）が参加した。

(2) 酪農体験

23 区唯一の牧場である小泉牧場において、乳搾りや牛との触れ合いを体験する。消費者と近い都市部での酪農の価値を伝え続けるために 17 年度から実施し、令和元年度は 86 人が参加した。

(3) ふれあい農園

区内農業者の圃場^{ほじょう}で、参加者がジャガイモやサツマイモの収穫を体験する。区は、参加申込みの受付や農業者へのあっせんを行っている。

7 大泉橋戸公園水田事業

地域住民の都市農業への理解を深めることを目的として、23 年度に整備した大泉橋戸公園内の水田 (230 m²) で、24 年度から地域団体や小学校と共同で稲作を実施している。

8 果樹を活用した体験学習事業

カキを収穫するまでの年間の作業を、家族や友人と一緒に体験し学習する。枝の剪定や摘果等の果樹の手入れ方法を学び、農との触れ合いや収穫の喜びを味わうことを目的に、24 年度から実施している。

9 農の魅力を発見できる情報の発信

(1) 練馬の農業紹介冊子

練馬大根、キャベツなどの練馬の農産物や、農業体験農園をはじめ、身近に農と触れ合うことのできる場やイベントなど、練馬の農業の魅力を紹介する冊子「ねりまの農業」を配布している。



〔冊子「ねりまの農業」〕

(2) 直売所の紹介ガイド

区民等に練馬産農産物をより身近に感じてもらう地産地消を推進するため、区内の直売所情報などを掲載した「練馬区農産物ふれあいガイド」を配布している。



〔「練馬区農産物ふれあいガイド」〕

(3) 練馬果樹あるファーム紹介冊子

28 年度まで行ってきたブルーベリー観光農園の PR 事業を「練馬果樹あるファーム」事業に統合した。令和元年度はブルーベリーのほか、区内で生産されるブドウ、ミカン、カキ、キウイ、イチゴ、クリ等の果実を紹介する冊子「練馬果樹あるファーム」をリニューアルした。

るファーム」をリニューアルした。



〔冊子「練馬果樹あるファーム」〕

10 伝統野菜を活用した食育の推進事業

小学校 3 年生の社会科の地域学習や総合学習の授業において、練馬の伝統野菜である「練馬大根」について学習する機会を創出するため、27 年度から補助教材を作成し、区立小学校の 3 年生に配布している。補助教材の提供により、都市農業や練馬大根への関心、地域への愛着を深め、食農教育の推進を図っている。



〔冊子「まるごと練馬大根」〕

11 農業体験農園

農業体験農園は、区が管理する区民農園とは異なり、農業者が自ら開設し、経営・管理する農園である。区は園主に対し助言等を行うほか、施設整備および管理運営に要する費用の一部を助成している。

利用者は、入園料・野菜収穫代金を支払い、園主の指導のもと、年間 20 種類以上の野菜の種まきから収穫までを体験することができる。

8 年 4 月に全国初の農業体験農園「緑と農の体験塾」が誕生し、令和元年度は 17 園、1,822 区画が利用されている。

12 区民農園

区民農園は、練馬区が所有者から借り受けた農地（一部区有地あり）を整備して区画割りし、区民が耕作を楽しめるようにした農園である。区民農園には休憩施設（クラブハウス）がない農園（20 園）と休憩施設がある農園（5 園）があり、令和元年度末現在は合計 25 園、1,739 区画が利用に供されている。

〔農業体験農園一覧〕（17 園）令和元年度末現在

名 称	区画数
緑と農の体験塾	151
大泉風のがっこう	125
田柄すずしろ農園	118
イガさんの畑	93
学田体験農園	74
農学校「石泉愛らんど」	160
農業体験農園「緑の散歩道」	135
農業体験農園「どろんこ・わあるど」	125
農業体験農園「井頭体験農園」	113
農業体験農園「百刃の里」	101
農業体験農園「栄農くらぶ」	82
農業体験農園「南大泉やさい村」	100
農業体験農園「農の詩」	82
農業体験農園「旬感倶楽部」	109
あーばんあぐりーぱーく石神井台	88
関町グリーンガーデン	109
農業体験農園「百刃の里第二」	57
合 計	1,822

注：1 区画の面積はおおむね 30㎡

〔区民農園一覧〕（25 園）令和元年度末現在

休憩施設なし

名 称	区画数
田柄一丁目	235
西大泉二丁目	169
関町南三丁目	95
大泉学園町四丁目	146
南大泉やまぶし	50
関町南三丁目第二	82
中村南一丁目	90
春日町二丁目	38
高松三丁目	38
田柄二丁目	45
高松一丁目	30
高野台三丁目	59
羽沢三丁目	48
上石神井三丁目	50
向山二丁目	34
南田中四丁目	73
南大泉三丁目	42
高松一丁目第二	39
東大泉一丁目	54
向山四丁目	76
合 計	1,493

注：1 区画の面積はおおむね 15㎡

休憩施設あり

名 称	区画数
西大泉	49
旭町	44
南大泉	48
谷原東	56
谷原西	49
合 計	246

注：1 区画の面積はおおむね 30㎡

13 世界都市農業サミットの開催

練馬の都市農業の魅力と可能性を世界に発信するとともに、その魅力を共有し、相互に学び、更に発展させていくため、令和元年 11 月に「世界都市農業サミット」を開催した。

都市農業について積極的に取り組んでいるニューヨーク、ロンドン、ジャカルタ、ソウル、トロントの 5 都市から農業者や研究者、行政担当者を招いて、各都市における都市農業を紹介する国際会議のほか各種イベントを開催した。国際会議での議論を踏まえ、参加者の総意として「世界都市農業サミット宣言」を発表した。

- 〔開催日〕 令和元年 11 月 29 日～ 12 月 1 日
- 〔場 所〕 練馬文化センター、平成つつじ公園ほか
- 〔来場者〕 延べ 26,933 人
- 〔概 要〕 以下のイベントを開催した。

29 日：世界都市農業サミット記念コンサート World JAZZ

30 日：国際会議（分科会）、練馬大根引っこ抜き競技大会

1 日：国際会議（シンポジウム）、みんな de 農コンテスト、ねりマルシェ、ねりまワールドフェスティバル
- 〔主 催〕 世界都市農業サミット実行委員会、練馬区
- 〔後 援〕 全国農業協同組合中央会、東京都農業協同組合中央会、東京あおば農業協同組合、練馬区農業委員会、(株) 西武ホールディングス、西武鉄道（株）、（一社）練馬産業連合会、練馬区商店街連合会、東京商工会議所練馬支部、(公社) 練馬東法人会、（公社）練馬西法人会、外務省、農林水産省、国土交通省、東京都、練馬区議会、米国大使館、駐日英国大使館、駐日インドネシア共和国大使館、駐日大韓民国大使館、カナダ大使館

●都市農地の保全に向けた取組の推進

1 都市農地の保全

都市農地は、安全で新鮮な農産物の生産に加え、防災、食育など多様な機能を有している。

都内の市街化区域内農地は、過去10年間で約1,120haも転用されるなど、年々減少しており、適切な保全を図っていくことが求められている。

都市農地の減少という共通の課題を抱えた基礎自治体が連携して活動することにより、都市農地を保全するため、20年10月に都内38の市区町からなる都市農地保全推進自治体協議会が設立された。区は、協議会の会長区として他自治体とともに、農地制度や税制度の早期見直しを国に働きかけてきた。27年に「都市農業振興基本法」の制定、29年に「生産緑地法」の一部改正、30年には「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」が施行されるなど、要望事項が着実に実現されてきている。

2 「農の風景育成地区制度」の活用

都市の貴重な農地を保全し、農のある風景を将来に引き継ぐため、都の独自制度として23年8月に創設された。区内では27年6月に「高松一・二・三丁目農の風景育成地区」、令和元年12月に「南大泉三・四丁目農の風景育成地区」が指定された。

地区指定により、農業者との協力、連携を図ることで、農地の活用を通じた農業者と地域住民との交流が促進され、また都市農地の重要性などについて住民の理解が進み、農のある風景が育まれることが期待される。

今後も、都と連携しながら、この制度を積極的に活用し、農地や屋敷林のある風景を保全していく。

3 防災機能の周知

区内には、23区で最も多くの農地がある。都市農地は、住宅などが密集している地域で火災時の延焼を防止したり、一時避難スペースを提供するなどの機能が期待されている。

令和元年度は、農地の防災機能をより発揮させるため、農業体験農園で炊き出し訓練を行ったほか、東京あおば農業協同組合と締結している災害時の協定内容についての見直しを検討した。

4 生産緑地制度

(1) 生産緑地地区の指定

3年4月に「生産緑地法」が一部改正され、区内（市街化区域内）の農地は、保全するものと宅地化するものとに都市計画上明確に区分された。保全する農地は生産緑地地区として指定することになった。

指定された農地は30年間の営農義務と建築制限が課される一方、固定資産税等の減額や相続税の納税猶予など税制特例が設けられている。

29年5月の「生産緑地法」一部改正により、区市町村が条例で定めた場合、生産緑地の指定下限面積を500㎡から300㎡まで引き下げることが可能となった。区は、29年10月に「練馬区生産緑地地区の区域の規模に関する条例」を制定し、下限面積を300㎡とした。

令和元年11月の生産緑地地区面積は、約178haとなっている。

(2) 特定生産緑地制度の周知

生産緑地は指定から30年経過すると区へ買取申出ができるようになり、区が買い取らない場合に宅地等への転用が可能となる。29年5月の「生産緑地法」一部改正により、特定生産緑地制度が創設された。特定生産緑地に指定されると、買取申出が可能となる時期が10年間延長され、以後も10年毎に指定を繰り返す限り税制特例が適用される。同制度は30年4月に施行された。

区内の生産緑地を引き続き保全するため、特定生産緑地制度について農業者に周知していく。

(3) 生産緑地の貸借制度の創設

30年6月に「都市農地の貸借の円滑化に関する法律（以下「貸借法」という。）」が成立し、それまで実質的に不可能だった生産緑地の貸借について、農業者が経営規模拡大のために生産緑地を借りること等が可能となった。また、農地を所有しない民間事業者が、所有者から直接生産緑地を借りて貸農園を開設することが可能となった。

令和2年3月31日現在「貸借法」に基づく貸借は、農業者によるものが5件、民間事業者による貸農園の開設が3件である。

〔農家戸数・農業従事者数および農地面積〕

年次	農家戸数 (戸)	農業従事者数 (人)	農地面積	
			(ha)	生産緑地面積 (ha)
27	441	919	218.9	187.1
28	429	910	215.6	185.4
29	426	964	209.0	181.5
30	438	980	203.0	178.7
元	426	953	199.7	177.8

資料：農家戸数と農業従事者数は「農業経営実態調査」（各年8月1日現在）、農地面積は都税事務所固定資産税課税（各年1月1日現在）、生産緑地面積は各年の告示面積による。

〔地区別農産物生産面積表〕 (単位：アール)

品 目		合 計	練 馬	石神井	大 泉
野菜類	キャベツ	2,532	501	843	1,188
	ブロッコリー	1,079	457	257	365
	大 根	905	379	218	308
	枝 豆	887	383	202	302
	ジャガイモ	854	252	362	240
	トウモロコシ	574	295	99	180
	ネギ	475	175	136	164
	こまつな	401	132	146	123
	にんじん	390	206	70	114
	ほうれん草	390	126	84	180
	サトイモ	330	113	71	146
	トマト	288	83	69	136
	サツマイモ	270	129	67	74
	カリフラワー	256	125	41	90
	白 菜	253	93	66	94
	キュウリ	182	73	44	65
	ナ ス	175	50	44	81
	レタス	117	26	28	63
	いちご	64	15	2	47
	その他野菜類(※ 1)	1,957	715	424	818
野菜類計		12,379	4,328	3,273	4,778
野菜類以外	柿	713	160	158	395
	ブルーベリー	703	142	156	405
	みかん	363	174	64	125
	ブドウ	313	147	79	87
	梅	255	33	69	153
	栗	210	13	28	169
	キウイ	96	55	13	28
	その他果樹類(※ 2)	337	178	70	89
	植 木	1,191	412	614	165
	芝	1,034	1	59	974
	花 類	610	163	19	428
	さつき	55	41	6	8
	その他(※ 3)	271	87	122	62
野菜類以外計		6,151	1,606	1,457	3,088
延べ生産面積計		18,530	5,934	4,730	7,866

※ 1：その他野菜類…南瓜、水菜、玉ねぎ、生姜、たらの芽、おくら、竹の子、いんげん、かぶ、絹さや、ふき、うど、ピーマン、しそ、アスパラ、サニーレタス、八つ頭、なばな（のらぼう）等

※ 2：その他果樹類…ゆず、かりん、すもも、レモン等

※ 3：その他………麦、緑肥、茶、牧草等

資料：「農業経営実態調査」（令和元年8月1日）



54 文化・生涯学習・スポーツの振興



(1) 区民の文化芸術・生涯学習活動を支援する

●文化芸術・生涯学習施策の推進

『ビジョン』の分野別計画である「みどりの風吹くまちにあ・そ・ぶ～練馬区学びと文化の推進プラン～（27年6月策定）」に基づき、区の魅力的な文化の掘り起こしや一流の音楽家・芸術家などによる本格イベントの開催など、文化芸術および生涯学習施策のさまざまな取組を進めている。

●文化芸術の振興に関する事業

身近に文化芸術に触れる機会を提供するため、「絵画展示」と「野外彫刻設置」の2つの事業を行っている。

また、地域の魅力を高めるため、区ならではの文化芸術事業を実施している。

- ・真夏の音楽会 vol.2 大谷康子と楽しむ音楽の旅～アメリカ
- ・こどもアートアドベンチャー
- ・みどりの風 練馬薪能
- ・ねりまランタンフェスティバル
～星降る夜の光のハーベスト～
- ・世界都市農業サミット記念コンサート
World JAZZ
- ・Nerima ユニバーサルコンサート

●公益財団法人練馬区文化振興協会

豊かな区民文化の創造と多様な文化の発展に寄与することを目的に、昭和57年9月に財団法人として設立した。その後、24年4月に公益財団法人に移行し、28年度から、日本を代表するヴァイオリニストの大谷康子氏を理事長に迎えた。

石神井公園ふるさと文化館、美術館、練馬文化センターおよび大泉学園ホールの指定管理者として、魅力ある文化芸術の発信に努めている。

1 区民文化の向上および振興のための事業の実施

(1) 地域活動事業（6事業）

- ① アトリウムミニステージ
- ② まちなかコンサート
- ③ 親子で楽しむミュージックキャラバン
- ④ 演奏家等派遣事業
- ⑤ 演奏家等あっせん事業
- ⑥ 小学校狂言師派遣事業

(2) 練馬区文化振興協会友の会事業

会員数 1,566 人（令和元年度末現在）

2 区民の自主的な文化活動の促進に関する事業の実施

(1) 区民参加事業（5事業）

- ① 演劇的手法による朗読ワークショップ
- ② みんなであそぼ！森と劇場のサーカスフェスタ
- ③ 区民参加劇「マイライフ・マイステージ」
- ④ ビジネスパーソンのためのクラシック鑑賞入門
- ⑤ ねりパフォ 2020

(2) 人材育成活用事業（5事業）

- ① 練馬区演奏家協会コンサート
- ② ワンコイン・コンサート
- ③ 練馬区演奏家協会事務局運営
- ④ 第34回練馬区新人演奏会（金管楽器・ピアノ部門）
- ⑤ 練馬区ジュニア・オーケストラ

(3) 連携支援事業（5事業）

- ① 武蔵野音楽大学連携事業
- ② 日本大学芸術学部連携事業
- ③ 練馬交響楽団活動支援事業
- ④ 舞台芸術支援事業
- ⑤ 文化団体活動支援事業

(4) 情報発信事業

●練馬文化センター

区の文化芸術拠点として区民文化の創造と発展に寄与するため、昭和58年4月に開館した。

令和元年度は指定管理業務として音楽、伝統芸能などの公演事業を実施している。（25事業）

- ・伝統芸能事業（3事業）
- ・音楽事業（9事業）
- ・こどもみらい事業（5事業）
- ・演劇事業（1事業）
- ・映画事業（1事業）
- ・演芸事業（3事業）
- ・その他（3事業）

〔練馬文化センターの利用状況〕令和元年度

	利用件数（件）※	入場者数（人）
大ホール	359	235,633
小ホール	336	122,680
ギャラリー	159	11,884
リハーサル室	1,432	48,593
集会室	747	15,761
計	3,033	434,551

※：延べ利用団体件数

●大泉学園ホール（大泉学園ゆめりあホール）

区民文化の創造と発展に寄与するため、大泉学園駅北口再開発ビル「ゆめりあ1」内に、14年2月に開館した。

令和元年度は指定管理業務として音楽、演芸等の公演事業を実施している。（5事業）

- ・音楽事業（1事業）
- ・映画事業（2事業）
- ・演芸事業（2事業）

〔大泉学園ホールの利用状況〕令和元年度

	利用件数（件）※	入場者数（人）
ホール	476	45,923
ギャラリー	80	7,832
計	556	53,755

※：延べ利用団体件数

●美術館

区民の美術に関する知識および教養の向上を図り、区民文化の発展に寄与することを目的に、昭和60年10月に開館した。

美術に関する学識経験者等により構成する美術館運営協議会を設置し、幅広い意見を反映した活動を行っている。

美術館の再整備にかかる基本構想の策定に向け、秋元雄史美術館長を委員長とし、地元関係者、学識経験者などで構成される検討委員会を30年5月に設置した。検討委員会では、7回にわたる議論の結果を令和元年11月に提言として取りまとめた。

1 展示事業

年間4～6回の企画展や、美術館の所蔵作品によるコレクション展などの展覧会を開催している。また、地域に根差した美術館として、区内在住の美術家協会会員の作品を紹介する「練馬区美術家協会展」や、区民の公募作品による「練馬区民美術展」を開催している。

〔企画展〕令和元年度

展覧会名	会 期	観覧者数（人）
くもんの子ども浮世絵コレクション 遊べる浮世絵展	4月28日～6月9日（38日間）	4,414
ふえるコレクション、かわるコレクション	6月14日～7月4日（18日間）	2,370
没後50年 坂本繁二郎展	7月14日～9月16日（56日間）	13,426
エドワード・ゴッリーの優雅な秘密	9月29日～11月24日（47日間）	29,006
没後10年 品川工展 組み合わせのフォルム	11月30日～2月9日（57日間）	10,728
生誕140年記念 背く画家 津田青楓とあゆむ明治・大正・昭和	2月21日～4月12日（39日間）	5,402

2 教育普及事業

展覧会関連の企画を中心に各種講座やワークショップを実施している。また、「スクールプログラム」による団体鑑賞や職場体験等の受入れ、小・中学校の教員を対象にした学芸員による作品解説を行う「ティーチャーズデイ」の実施、鑑賞学習教材の貸出しなど、学校との連携を深めている。

3 美術作品の収集

区にゆかりのある優れた作品の収集を行うとともに、幅広い視野から近・現代の優れた美術作品を系統的に収集している。令和元年度末の全所蔵数（寄託含む）は7,550点である。

4 美術の森緑地

27年3月に美術館の前庭にあたる緑地をリニューアルし、動物彫刻等32体を野外展示している。

●石神井公園ふるさと文化館

区の伝統文化を生かし、新たな地域文化を創造するため、観光振興にも寄与する博物館機能を有する施設として、22年3月に開館した。

また、隣接公園内に「旧内田家住宅」（区指定文化財）を移築復元し、建物内部も公開している。

26年4月1日に区立石神井松の風文化公園管理棟内に分室を設置した。

館の事業には区民サポーター100名が携わり、区民と館を結ぶ役割を担う存在として活動している。令和元年度は、分室を含め延べ223,207人が来館した。

1 展示事業

(1) 常設展

「江戸・東京の近郊の暮らし」をテーマに、練馬区の歴史・民俗・伝統文化の特色を伝える展示を行っている。分室では、練馬ゆかりの文化人に関する展示事業と作家・五味康祐氏が愛用したオーディオの展示のほか、期間限定の特集展示などを

行っている。

(2) 特別展

区の歴史などのほか、幅広い視野からテーマを設定した特別展を令和元年度は2回開催した。

〔特別展〕		令和元年度
展覧会名	会 期	観覧者数 (人)
病退散 ―江戸の知恵と医術―	9月14日 ～11月4日 (43日間)	4,628
あれもこれも大江戸漫画づくし	1月25日 ～3月15日 (44日間)	4,032

(3) 企画展

収蔵資料などからテーマを決めた企画展を令和元年度は2回開催した。

〔企画展〕		令和元年度
展覧会名	会 期	観覧者数 (人)
練馬の川と文化 ～人々と水とのかかわり～	4/20～6/9 (45日間)	6,024
のぞいてみよう昔の暮らし	6/22～8/12 (45日間)	6,290

(4) わがまち練馬情報コーナー 1・2

区内の自然・名所や、伝統工芸、ねりコレなどの産業情報、区民の創作作品を展示、紹介している。

2 教育普及事業

区の歴史・民俗・伝統文化等に関する講座、季節体験事業、親子でのふれあいを楽しめる催しなどを実施している。分室では、貴重なオーディオを用いて、さまざまなイベントを開催している。

3 資料収集事業

区の伝統文化にかかわる資料を幅広く系統的に収集している。

4 施設貸出し

区民の文化活動の練習・発表の場として、多目的会議室、企画展示室、ギャラリー、展示用ボックス等の貸出しを行っている。

●生涯学習センター

昭和28年に練馬公民館として開館し、平成24年4月に名称を「生涯学習センター」と変更した。29年度には、生涯学習施設を生涯学習センター分館と向山庭園を合わせた3館体制とし、生涯学習センターを区の生涯学習の中核を担う施設として整備した。

地域活動を行う人材の基盤づくり、生涯学習を行う団体への支援、生涯学習に関する情報提供を中心とした事業を行っており、施設は、区民の自主的な活動場所として利用されている。

1 地域活動を行う人材の基盤づくり

(1) 練馬E n (エン) カレッジ

地域・ボランティア活動へのきっかけを目的とした「講演会」や「オープンキャンパス」を実施した。令和2年度から「つながるカレッジねりま」に統合した。

(2) 武蔵大学特別履修生制度

4月から翌年3月までの1年間、武蔵大学で大学生と一緒に授業を履修する制度である。ボランティア活動の経験者、練馬E nカレッジの受講生もしくは修了生を対象としている。履修料の一部を区と武蔵大学で負担する。令和元年度の履修生は20人だった。

2 生涯学習団体等の支援

(1) 生涯学習団体届出制度

芸術・文化、市民生活、社会教育、子育て、健康、福祉、レクリエーション、スポーツ等さまざまな分野で活動し、一定の要件を満たす団体を生涯学習団体として登録している。

団体の名簿を公開しており、新たな会員獲得による団体の活性化を支援している。令和元年度末現在、1,396団体が区に届出されている。

(2) 団体活動支援

区民文化祭、サークル文化祭、文化団体舞台発表促進事業等の文化活動団体の発表を支援するほか、趣味と仲間づくり講座「縁ジョイ倶楽部」を実施し、新たな会員募集の支援を行っている。

3 生涯学習情報の提供

(1) 区民発出前講座

さまざまな趣味や特技を持つ区民・団体に、講座の企画内容を登録してもらい、地域の団体・サークルに講師として紹介している。令和元年度末現在で、52講座が登録されている。

(2) 学びと文化の情報サイト (あ・そ・ぶサイト)

学びに関する団体情報や区内で開催されるさまざまな催し等の最新情報を、区民が活動したいときや学びたいときに、いつでも得られるよう情報提供している。

〔各種事業実施状況〕令和元年度

事業名	実施状況	
練馬En（エン）カレッジ	オープンキャンパス	1回 延べ23人受講
	講演会	1回 188人受講
緑ジョイ倶楽部	13講座 延べ449人受講 講演会1回 練馬Enカレッジと合同	
盆踊り講習会	2回 延べ294人受講	
練馬児童合唱団	在団生 53人 定期演奏会1回 790人入場	
サークル文化祭	舞台発表会	2日 延べ836人入場
	作品展	3日 延べ923人入場
区民文化祭	参加団体 18団体 11,836人参加	
寿大学通信講座	書道・俳句2科目 延べ6,140人受講	
	スクーリング 4回 延べ102人受講	
	書初め展 1回 書道131点 俳句168句 出品	
公開講座	4大学 延べ696人受講	
区民将棋大会	1回 103人参加	
区民囲碁大会	1回 61人参加	

〔生涯学習センターの利用状況〕令和元年度

	利用件数（件）	利用者数（人）
ホール	438	59,370
第一会議室	538	4,330
第二会議室	487	3,927
第一教室	733	14,311
第二教室	597	5,975
第三教室	639	7,306
和室（大）	596	6,293
和室（中）	490	3,910
和室（小）	478	3,585
美術工芸室	482	4,368
視聴覚室	744	14,081
調理実習室	153	1,706
陶芸室	242	775
保育室	329	2,402
合 計	6,946	132,339

〔生涯学習センター分館の利用状況〕令和元年度

	利用件数（件）	利用者数（人）
講座室1	217	2,209
講座室2	172	1,474
講座室3	381	3,332
講座室4	327	3,555
講座室5	339	6,081
講座室6	177	1,612
講座室7	143	1,249
講座室8	101	1,692
講座室9	110	1,975
和 室	138	1,541
料理室	30	530
工作室	249	2,500
美術室	375	2,658
音楽室1	640	9,343
音楽室2	517	5,304
陶芸室	563	3,648
保育室	61	663
合 計	4,540	49,366

注：学習室利用人数…6,745人

●向山庭園

庭園を有する和風の施設である。文芸・茶道・華道・囲碁などの活動場所としてだけでなく、会議や学習の会場としても、広く区民に親しまれている。

30年度からは、春に観桜会、秋に観楓会として、コンサート・茶会・いけ花の展示などのイベントを行っている。

管理運営は指定管理者が行い、年末年始を除く通年開園している。

〔向山庭園の利用状況〕令和元年度

	利用件数（件）	利用者数（人）
茶 室	599	2,727
和室（第1）	645	3,209
和室（第2）	767	3,666
和室（第3）	538	4,218
多目的室	609	3,315
日本庭園	32	81
庭園見学者	—	54,819
計	3,190	72,035

●学習の機会の充実

現代社会のさまざまな人権問題に関する学習を、生涯各期にわたり推進するため、人権講座を開催している。
・地域ふれあい講座（5回実施、49人参加）

●学校施設の地域開放推進

学校が地域の核として健全で豊かなコミュニティづ

くりの場となることを目指して、学校施設を開放している。また、児童の健全育成を目的に、区立小学校の校庭を遊び場・スポーツの場として開放している。

1 校庭開放

令和元年度末現在、全小学校 65 校の校庭を開放している。令和元年度は、全校で延べ 847,138 人の利用（うち個人利用 541,033 人、団体利用 306,105 人）があった。

2 学校図書館開放

地域住民に対して、小学校図書館（室）を開放し、図書の貸出しと読書・学習の場を提供している。

令和元年度末現在、42 校を開放し、蔵書数は 239,792 冊である。令和元年度は延べ 173,019 人の利用があり、34,480 冊を貸し出した。

また、13 年度からは区立図書館資料の検索ができる端末を設置した。令和元年度は、3 校で予約・貸出しを行い 1,521 冊の貸出しがあった。

3 教室開放

小学校の余裕教室を地域住民の身近な学習・文化・レクリエーションの場として開放している。

令和元年度は、18 校で 40 施設を開放し、1,865 件、延べ 34,265 人の利用があった。

4 学校体育施設の開放

区民がスポーツ活動を身近に行える場として、小・中学校体育施設（体育館・プール）の開放を行っている。

〔利用状況〕		令和元年度
	実施校数	利用者数（延べ）
学校体育館開放	小・中学校 38 校	233,258 人
学校プール開放	小学校 6 校 （夏休み期間）	3,504 人

5 学校施設の一般利用

学校応援団や学校開放運営委員会による施設開放のほかに、学校への事前申請に基づき、区民の一般利用に提供している。

提供する施設は、校庭、屋内運動場、教室などのほか、開進第二中学校と大泉中学校に設置しているセミナーハウスがある。

(2) 読書活動を支援する

〔関連資料：「練馬区教育要覧」練馬区教育委員会〕

●図書館

地域の情報拠点として、図書館資料の収集・貸出しをはじめ、行政情報や地域情報を発信するとともに、

区民の読書活動の普及・啓発のため、さまざまな事業を実施している。

また、利用者が求めている資料を的確に探し出し、調査や学習を手助けするためのレファレンスサービスの充実を図っている。

さらに、25 年 6 月に策定した「練馬区立図書館ビジョン」により、図書館運営の基本理念を「情報拠点として 区民に役立ち 頼りにされ 愛される図書館」とし、サービスの充実を図っている。

1 施設の充実

(1) 図書館（12 館）

光が丘、練馬、石神井、平和台、大泉、関町、貫井、稲荷山、小竹、南大泉、春日町、南田中

(2) 分室（1 分室）

南大泉図書館分室（こどもと本のひろば）

乳幼児から小学校低学年までの子どもたちと、その保護者を対象としている。

(3) 図書館資料受取窓口（6 か所）

高野台、豊玉、石神井公園駅、大泉学園駅、北町、上石神井

予約した資料の受取と返却および利用登録ができる。また、資料の検索・予約ができる（高野台を除く。）。

2 利用の促進

「東京都公立図書館調査（30 年度実績）」によると、図書館資料の個人貸出資料点数は 23 区中第 1 位、個人予約資料点数は 23 区中第 2 位となっている。

資料の閲覧や貸出しのほか、季節や社会情勢に沿ったテーマの資料を展示するなど、利用者の読書の幅が広がるよう工夫している。加えて、普段馴染みのない本にも興味を持ってもらうため、内容が分からないように本を包装した「本の福袋」の貸出しも行っている。

また、読んだ日、タイトルや感想などを自分で記入することにより、読書記録をつけることができる読書ノートを配布している。

このほか、図書館をより身近に感じてもらうため、生活や趣味に関連した講座や講演会、参加型イベント、バリアフリー映画会や音楽会なども開催している。

3 子どもの読書活動の推進

子どもたちが本に親しみ、生涯にわたり読書習慣を身につけることができるよう「第四次練馬区子ども読書活動推進計画」を令和 2 年 3 月に策定した。これにより、発達段階に応じた読書環境を整えるため、さまざまな取組を進めている。

(1) 事業

- ・よみきかせ・おはなし会やおたのしみ会
- ・ブックスタート事業
- 赤ちゃんと保護者が絵本を介して触れ合えるよ

- う、絵本を手渡す事業（令和元年度 3,699 セット配付）
 - ・本の探検ラリー
クイズを解きながらさまざまな本と出会い、親しむことができる参加型イベント
- (2) ボランティアとの連携
- 読書活動の担い手の育成に努め、関係団体との連携を図っている。
- ・ボランティアへの講習会の実施
 - ・ボランティア団体との協働
 - ・地域文庫の活動への助成（令和元年度 16 団体 761 冊）

〔子どもの読書活動推進に関する催し実施状況〕 令和元年度

催し物名	実施数	参加者数（人）
よみきかせ・おはなし会	1,012 回	18,464
おたのしみ会	27 回	1,255
子ども読書の日・こども読書週間記念行事	26 回	1,339
本の探検ラリー（小・中学校開催）	延べ 54 校	5,124

4 学校支援

小・中学校への団体貸出し、「ブックトーク」（テーマに沿ってさまざまなジャンルから本を紹介する事業）や図書館見学・職場体験の受入れなどを実施し、子どもたちの読書活動を支援している。

また、指定管理者が運営する館（10 館中 6 館）では、学校支援モデル事業として、以下のような支援を行っている。令和元年度は、区内の小・中学校 45 校に対して実施した。

- ・学校図書館に学校図書館支援員を配置
- ・各校の学校図書館運営計画に基づく、学校図書館の図書選定の支援や蔵書管理
- ・調べ学習のための資料の提供

なお、30 年度から 3 か年かけて、学校図書館蔵書管理システムを全区立小・中学校に順次導入している。令和元年度までに小学校 35 校と中学校全校に導入した。

5 障害のある人へのサービス

全国の図書館などと連携して点字資料・録音資料の郵送貸出しを行うほか、ボランティアの協力を得て、本や雑誌の録音資料製作や対面朗読サービスを行っている。

また、外出が困難な区内在住の障害者等には、郵送で図書館資料を貸出しするサービスを行っている。

そのほか、乳幼児や障害児向けの布の絵本の製作や、聴覚障害児も楽しめる手話つきおはなし会を行っている。

〔サービスの状況〕 令和元年度

項 目	点数等	
製作録音資料数	2,707 点	
対面朗読実施時間	延べ 1,908 時間	
外出困難障害者等資料郵送サービス貸出点数	6,052 点	
布の絵本製作数	24 点	
催し物名	実施数（回）	参加者数（人）
音訳者等養成講習会	12	延べ 194
布の絵本製作講習会	4	延べ 48

6 図書館情報システム

貸出し・返却・予約などの業務を行うシステムで、年間約 700 万点の資料貸出しに対応している。

また、資料検索機やパソコン・携帯電話等からの資料検索・予約サービス、E メールによる予約資料の置き通知サービス等を実施している。

〔予約状況〕 令和元年度

項 目	点数等
予約点数（個人）	2,145,622 点
うちインターネットからの予約点数（個人）	1,770,429 点
予約点数に占めるインターネット予約割合	82.5%

〔図書館の利用状況等〕

令和元年度

館名	種別	個人利用 登録者数 (人)	団体利用 登録数 (団体)	来館者数 (人)	貸出数			貸出予約数		
					個人貸出 点数 (点)	団体貸出 点数 (点)	協力貸出 点数 (点)	個人貸出 予約数 (点)	団体貸出 予約数 (点)	協力貸出 予約数 (点)
光が丘		43,119	189	681,449	1,116,546	14,460	4,724	284,700	1,206	4,258
練馬		28,649	124	480,386	617,705	11,361	562	197,685	3,354	1,050
石神井		25,562	101	335,926	606,933	12,151	1,206	123,501	3,271	2,150
平和台		17,162	132	264,116	508,415	20,261	531	135,584	8,614	1,008
大泉		18,057	141	287,511	486,421	19,722	703	118,262	15,472	1,221
関町		15,587	145	295,364	493,787	11,968	394	158,309	2,554	733
貫井		22,006	69	717,401	594,578	11,019	560	192,762	5,347	987
稲荷山		6,521	70	111,684	184,328	13,555	243	43,190	1,487	418
小竹		12,093	78	231,016	388,146	9,583	265	131,472	1,496	496
南大泉		10,009	85	213,897	387,521	5,847	200	106,902	3,282	343
南大泉分室		3,483	19	63,696	119,517	1,825	17	25,239	584	28
春日町		13,027	68	374,900	480,423	9,602	296	137,181	3,499	542
南田中		7,601	114	210,666	329,241	10,768	814	79,613	314	548
全館合計		222,876	1,335	4,268,012	6,313,561	152,122	10,515	1,734,400	50,480	13,782
高野台受取窓口		416	—	14,682	34,843	—	—	30,520	—	—
豊玉受取窓口		578	—	25,549	53,028	—	—	44,638	—	—
石神井公園駅受取窓口		2,881	—	82,681	171,103	—	—	146,434	—	—
大泉学園駅受取窓口		3,565	—	65,926	135,797	—	—	114,477	—	—
北町受取窓口		488	—	14,377	32,730	—	—	28,884	—	—
上石神井受取窓口		749	—	22,870	52,403	—	—	46,269	—	—
合 計		231,553	1,335	4,494,097	6,793,465	152,122	10,515	2,145,622	50,480	13,782

〔図書館の所蔵資料〕

令和元年度末現在

館名	種別	図書資料 (冊)	雑誌 (冊)	視聴覚資料 (組)	視覚障害 者用資料 (点)
光が丘		331,030	14,586	22,098	6,434
練馬		154,275	3,964	11,443	1,172
石神井		210,082	2,936	7,914	—
平和台		148,683	4,387	7,716	—
大泉		221,051	3,636	8,727	—
関町		140,865	5,750	6,742	—
貫井		135,671	4,278	7,718	—
稲荷山		89,137	3,384	4,861	—
小竹		85,500	2,354	8,105	—
南大泉		72,448	2,084	5,193	—
南大泉分室		25,812	216	—	—
春日町		116,783	2,947	9,718	—
南田中		107,958	2,481	6,155	—
合 計		1,839,295	53,003	106,390	7,606

(3) 文化財を保存・活用・継承する

●文化財保護の推進

区には、郷土の歴史や自然を伝える有形、無形の文化財が多数ある。

文化財を守るためには、区民一人ひとりの理解と認識を高めることが必要である。区は、かけがえのない文化財を保護・保存するとともに区民に紹介し、文化財に対する理解と認識の向上に努めている。

●文化財の指定・登録

昭和61年3月に制定された「練馬区文化財保護条例」に基づき、同年12月に学識経験者で構成された練馬区文化財保護審議会を設置している。

区指定・登録文化財は、区が事前調査を行い、文化財保護審議会の答申に基づき、所有者の同意を得て指定・登録される。令和元年度は新規の指定が1件、登録および指定が1件であった。

(区内の指定・登録文化財については、巻末資料の224～225ページを参照)



〔令和元年度に指定された
永享八年の夜念仏板碑〕



〔令和元年度に登録および指定された旧見留家納屋〕

●文化財保護のための主な事業

1 埋蔵文化財の調査・保存・活用

開発行為により、埋蔵文化財（遺跡等）の破壊の危険があることから、区では、遺跡等の範囲の確認を行うとともに、その保護・保存に努めている。遺跡消滅の恐れがある場合は、発掘調査等を実施し、記録保存の措置をとっている。

令和元年度は、遺跡地で工事を行う届出が 80 件、通知が 4 件あり、遺跡の有無を確認するための試掘等が 83 件、発掘調査が 4 件あった。

出土品の一部は、生涯学習センター分館などに展示している。

2 東京文化財ウィーク参加事業

「東京文化財ウィーク」は、都の呼びかけによる、国・都指定文化財の公開を促進する期間である。令和元年度は 10 月 26 日から 11 月 4 日までの 10 日間を中心に、つぎの企画事業を行った。

- ・三宝寺池沼沢植物群落の魅力

（10 月 29 日、11 月 6 日 72 人参加）

また、石神井公園ふるさと文化館で、つぎの企画事業を行った。

- ・石神井城跡発掘パネル展

（10 月 26 日から 11 月 4 日）

- ・特別公開「小野蘭山墓誌」

（9 月 14 日から 11 月 4 日）

3 刊行物の発行

令和元年度は、つぎの刊行物を発行した。

- ・ねりまの文化財（年 2 回）
- ・埋蔵文化財調査報告 34
- ・練馬区文化財あんない（英語版）
- ・練馬区の遺跡地図

4 文化財説明板、道標の設置

身近な文化財に対する区民の理解を深めるため、説明板などの設置を行っている。令和元年度は、修繕 2 件を実施し、総数 176 件となっている。また、道標は 29 か所に設置している。

5 文化財防火デー

昭和 24 年 1 月 26 日、法隆寺金堂壁画が焼損したことをきっかけとして、毎年この日を中心に全国的に文化財防火運動が行われている。

区では、各消防署と連携しながら、文化財愛護の PR に努めている。令和元年度は、旧内田家住宅（石神井公園ふるさと文化館）で、一斉放水等の訓練を行い、96 人の参加があった。

6 郷土芸能ねりま座公演

区内で継承されている民族芸能の普及・発展のために公演を実施し祭囃子連が 4 団体出演した。

●文化財保護推進員

文化財の現況を把握し、区民に文化財保護思想の普及・啓発を図るため、昭和 63 年 2 月に文化財保護推進員制度を設けた。

文化財の所有者をはじめ多くの区民の協力のもとに、文化財の保護・保存を行っている。

●尾崎遺跡資料展示室

春日小学校建設の際に調査した「尾崎遺跡」の資料展示室を、昭和 58 年、同小学校内に開設し、出土品約 200 点を展示している。

(4) スポーツ活動を支援する

●スポーツの機会の充実

豊かなみどりの中で誰もがスポーツを楽しめるまちを目指し、スポーツ施設を積極的に整備してきた。

これらの施設では、地域のスポーツ団体をはじめ、区民の活発なスポーツ活動が行われている。こうしたスポーツ団体との協働により、区民体育大会、練馬こぶしハーフマラソンといったイベントや初心者スポーツ教室などを実施している。

〔スポーツ事業〕

令和元年度

区 分		内容および参加人数（人）	
各種大会	区民体育大会	36 種目	21,126
		総合開会式	647
	都民大会	31 種目※ 1	461
	都民生涯スポーツ大会	17 種目	202
	城北地区競技会	5 種目※ 2	230
	少年野球大会	62 チーム	978
	女性スポーツ大会	3 種目	962
	都民スポレクふれあい大会	3 種目	70
	城西ブロックスポーツ交流大会	5 種目	298
野外活動	東京都魚釣選手権大会	フナ釣、ハゼ釣	8
	区民歩行会	5 月 26 日実施 秩父	16
		10 月 27 日 箱根	中止
	わんぱくキャンプ	7 月 26 から 28 日 武石栗栗キャンプ場	36
	初心者スポーツ教室	31 種目 73 教室	4,103
	夏休み水泳教室	3 校	195
	少年少女スポーツふれあいひろば	2 月 15 日実施	202
	体育の日記念行事	10 月 14 日実施 総合体育館ほか 7 会場	26,497
	ねりま光が丘ロードレース	11 月 10 日実施	1,910

※ 1：スキーは中止

※ 2：卓球は中止

●地域スポーツ指導者の育成

スポーツ実施率を更に高めるため、多様なスポーツへの要望に応じられるよう、質の高い指導者の育成と確保に努めている。

1 スポーツ推進委員

事業実施に係る連絡調整や実技指導、その他スポーツに関する指導および助言を行うことを目的に、令和 2 年 4 月 1 日現在、29 人のスポーツ推進委員を委嘱している。

主な活動として、区民歩行会や小学生を対象としたわんぱくキャンプなど、地域に向けて、さまざまなイベントを企画・実施している。また、近年では、区内スポーツ関係団体が連携・協力して実施するスポーツイベントの連絡調整および運営や、障害者スポーツの普及・紹介も行っている。

2 スポーツリーダー養成講習会

スポーツ指導者は、専門知識や経験に基づく高い指導能力が求められる。

区では、スポーツリーダー養成講習会を開き、修了者に対して認定を行っている。令和元年度末現在、677 人が認定を受けている。

●総合型地域スポーツクラブの育成

29 年 3 月に策定された、国の第 2 期「スポーツ基本計画」では、「総合型地域スポーツクラブ（区の略称 SSC）」の育成を重点施策としている。

総合型地域スポーツクラブ（SSC）は、

- ・地域の人々が自主的に会費で運営する
- ・クラブの活動拠点となる施設を持っている
- ・複数種目の活動が楽しめる
- ・子どもから高齢者まで幅広い年齢層が交流できる
- ・クラブが主催するスポーツ事業が地域に提供されるなどの特徴とした、地域スポーツクラブづくりを目指している。

現在、7 か所の区立体育館を活動拠点とし、会員制による自立した運営を行っている。

〔総合型地域スポーツクラブ（SSC）〕

令和元年度

クラブ名 (通称名)	設立年月日	主催・共催 事業参加者数 (人)
NPO 法人 SSC 谷 原 アル ファ (SSC 谷原)	14 年 8 月 24 日	20,148
NPO 法人 スポーツコミュニティ桜 (SSC 桜台)	14 年 9 月 5 日	7,103
NPO 法人 スポーツクラブ ホワイトエ 上石神井 (SSC 上石神井)	14 年 12 月 17 日	16,857
NPO 法人 総合型地域スポーツ クラブ平和台 (SSC 平和台)	14 年 10 月 4 日	30,854
NPO 法人 光が丘 総合型地域 スポーツ・レクリエーションクラブ (SSC 光が丘)	14 年 9 月 10 日	9,270
NPO 法人 コミュニティネット SSC 大泉 (SSC 大泉)	14 年 8 月 13 日	131,441
NPO 法人 豊玉・中村地域スポーツクラブ クラブプラッツ (SSC 豊玉・中村)	21 年 2 月 21 日	25,004

●スポーツ施設の整備

区民のスポーツ活動参加を促進するために、区ではスポーツ施設の整備を図り、活動の場の確保を進めている。

令和元年度は、大泉さくら運動公園に庭球場を整備したほか、大泉学園町希望が丘公園の多目的運動場に照明設備等の設置工事を行った。

令和元年度末現在、区のスポーツ施設は、体育館 7 館、プール 7 か所、成人野球場 5 面、少年野球場 6 面、庭球場 26 面、多目的運動場 6 面、競技場 1 面、多目的広場 4 か所、スポーツ広場 1 か所である。

〔体育館の利用状況〕

(単位：人) 令和元年度

施設名 区分	総合体育館 (※)	桜台体育館	上石神井体育館 (※)	平和台体育館 (※)	大泉学園町 体育館 (※)	光が丘体育館 (※)	中村南スポーツ 交流センター (※)
個人利用	37,263	9,893	55,637	56,641	46,763	39,089	38,091
登録団体利用	45,317	24,992	26,944	21,928	17,970	19,991	18,323
連盟・SSC	31,627	3,207	5,714	22,641	17,552	38,721	19,744
大会・事業等	17,994	5,255	5,153	5,395	3,505	39,723	1,561
自主事業	－	－	6,842	3,755	3,137	11,512	31,450
健康体力相談等	－	－	－	－	－	93	－
トレーニング室	39,217	－	41,236	30,909	37,918	74,621	62,041
合 計	171,418	43,347	141,526	141,269	126,845	223,750	171,210

注：①トレーニング室には説明会参加者を含む。
②光が丘体育館の個人利用には屋内ランニングコース利用者を含む。
※：トレーニング室は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策のため令和2年3月4日から3月31日まで休場
※：総合体育館の競技場は、空調設置工事のため令和元年7月1日から7月31日まで休場

〔プールの利用状況〕

(単位：人) 令和元年度

施設名 区分	上石神井体育館 温水プール (※)	平和台体育館 温水プール (※)	大泉学園町 体育館温水 プール (※)	光が丘体育館 温水プール (※)	中村南スポーツ 交流センター 温水プール(※)	三原台 温水プール (※)	石神井プール
個人利用	73,444	48,594	57,000	112,324	127,966	68,689	39,162
登録団体利用	8,280	1,114	6,815	8,413	5,148	14,796	－
連盟・SSC	1,860	2,849	9,056	2,310	16,373	4,991	－
大会・事業等	2,830	218	768	4,813	2,176	754	－
自主事業	2,253	2,234	－	2,869	6,563	3,535	－
障害者専用コース	1,066	450	806	1,094	1,077	572	－
合 計	89,733	55,459	74,445	131,823	159,303	93,337	39,162

※：平和台体育館温水プールは改修工事のため令和元年10月1日から2年3月31日まで休場
※：温水プールは新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策のため令和2年3月5日から3月31日まで休場

〔屋外施設の利用状況〕

令和元年度

区 分	施設名（面）	利用数（人）
庭球場	豊玉中公園庭球場	3 22,843
	びくに公園庭球場	2 5,034
	土支田庭球場	7 38,958
	夏の雲公園庭球場	4 43,930
	大泉学園町希望が丘公園運動場（庭球場）	3 25,103
	石神井松の風文化公園（庭球場）	7 47,827
成人 野球場	学田公園野球場	1 10,678
	北大泉野球場	2 14,093
	東台野球場	2 16,404
少年 野球場	荒川河川敷野球場（硬式少年野球）	3 22,467
	練馬総合運動場少年野球場	2 23,164
	大泉学園少年野球場	1 7,129
運動場等	練馬総合運動場公園（陸上競技場・多目的広場）	74,971
	大泉運動場	57,239
	大泉さくら運動公園運動場（多目的運動場）	92,749
	大泉学園町希望が丘公園運動場（多目的運動場）（※）	1,386
	石神井松の風文化公園（多目的広場）	36,712
	びくに公園多目的広場	17,861
	総合体育館東側多目的広場	791

※：大泉学園町希望が丘公園運動場（多目的運動場）は改修工事のため令和元年5月7日から2年7月12日まで休場

●練馬こぶしハーフマラソン

区民の健康・体力の更なる増進と地域スポーツの振興、練馬の魅力の発信を目的として、26年度から毎年実施している。

満開のこぶしや桜を楽しみながら幹線道路を走行できるコースや、沿道からの途切れない応援が大会の特色であり、参加者から高い評価を得ている。

令和元年度も令和2年3月22日に開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から中止した。



〔練馬こぶしハーフマラソン ロゴ〕
区の木である「こぶし」の花がデザインされている。

〔開催状況〕

ハーフマラソン種目

	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回
開催日	27.3.29	28.3.27	29.3.26	30.3.25	31.3.24
開催時天気	晴	晴	雨	晴	晴
エントリー数	5,248人	5,240人	5,239人	5,423人	5,433人
当日出走者数	4,674人	4,602人	4,021人	4,807人	4,764人
完走者数（完走率）	4,464人（95.5%）	4,478人（97.3%）	3,899人（97.0%）	4,510人（93.8%）	4,512人（94.7%）

マイルラン種目

		第3回	第4回	第5回
エントリー数	中学生の部	150人	100人	58人
	小学生とペアの部	330組 660人	296組 592人	342組 684人
当日 出走者数	中学生の部	100人	83人	53人
	小学生とペアの部	約200組	269組 538人	303組 606人

注：第3回は試行実施

●東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（東京2020大会）は、当初予定から延期となり、令和3年7～9月に開催される。現在、競技会場、競技種目の詳細スケジュールや聖火リレー等については、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（組織委員会）で調整中である。

区では、東京2020大会に向けて、組織委員会や都と連携を図るとともに、区民や地域活動団体と協働で機運醸成に取り組む。

- (1) 区ゆかりのオリンピック、パラリンピアン等の協力を得ながら、区民が一流のプレーを見たり、選手の話や聴く機会を設けるとともに、各競技種目の紹介や体験会を開催する。
- (2) イベントなどにおいて東京2020大会に向けた情報を発信するとともに、節目に合わせて機運醸成事業を実施する。
- (3) 「練馬区発100万人のハンドスタンプアートプロジェクト」で集めたハンドスタンプ（手形）で、大きなアートを制作する。アート作品は、アスリートや東京2020大会の応援に活用していく。
- (4) デンマーク王国とエクアドル共和国のホストタウンとして、両国選手団を応援するとともに、区民と大会参加者との交流を図る。

55 練馬の魅力づくりと練馬ならではの観光の推進

(1)「練馬ならではの魅力」の発信

●広報キャンペーンの実施

27年3月から、みどり豊かな区の魅力を全国に発信する広報キャンペーン「よりどりみどり練馬」を実施している。

令和元年度は、令和元年11月に開催した世界都市農業サミットを契機に、市民生活と融合した都市農業を“練馬暮らし”という視点で、区の魅力を区内外に伝える広報キャンペーン「TOKYO とれたて♥ライフ in 練馬」を展開した。

令和元年10月に、広報キャンペーン専用WEBサイトで、練馬産野菜を使ったレシピ動画6本を追加公開した。

また、10月から12月には、練馬産の新鮮野菜を使った“とれたて♥スムージー”を区内外のイベントで無料配布（約4,000杯）し、世界都市農業サミットの機運醸成及び都市農業の魅力を発信した。



「TOKYO とれたて♥ライフ in 練馬」のロゴマーク



「区外のイベントで“とれたて♥スムージー”を配布する様子」

(2)「練馬ならではの観光」の推進

住宅都市として発展してきた練馬区は、観光都市のような経済効果のある観光資源はあまり多くない。

しかし、日常の中にきらりと光る特色ある資源や、これまで育まれてきた伝統や文化がある。これらを磨き価値を高め、特色ある区の魅力として広く発信していく必要がある。

●練馬の魅力を体感できる仕組みづくり

1 観光案内板の設置

区内の鉄道20駅に1基ずつ観光案内板を設置している。区内の観光スポット、名所、区立施設などを紹介することで、区民や来訪者に練馬区の魅力を発信している。観光案内板には、地図情報のほか、練馬区ゆかりのアニメを活用し、「アニメのまち練馬区」を体感してもらう。

令和元年度は、東武練馬駅・練馬高野台駅の2駅の観光案内板の盤面更新を行った。

※観光案内板の設置駅：

練馬区内にある西武池袋線、西武新宿線、西武豊島線、西武有楽町線、都営大江戸線、東京メトロ有楽町線・副都心線、東武東上線の各駅

2 ねりま観光センターの運営

区は、（一社）練馬区産業振興公社のねりま観光センターと連携し、事業費等の補助を行い、観光振興事業を展開している。ねりま観光センターが令和元年度に実施した主な事業は、「ねりコレ2020」の募集および認定、映像・アニメに関するイベントの実施、観光ガイドの作成・配布、体験型の観光ツアー、ねり丸グッズの制作・販売などである。また、区内2か所に区が設置した観光案内所の運営を行っており、観光スポットやイベントなどの情報発信のほか、「ねりコレ」等区内名産品の販売を行っている。

(3) 練馬の魅力をを感じるイベントづくり

区民や区外からの来場者が参加・交流し、練馬の魅力を体感できる機会を創るため、区の2大まつりである練馬まつり・照姫まつりを開催した。

●第42回練馬まつり

としまえん会場を中心とした出展やステージイベントのほか、練馬産業見本市など、多様なイベントを同時開催した。

〔開催日〕 令和元年10月20日

〔場所〕 としまえん

〔来場者〕 約 35,000 人

〔概 要〕 ・ステージ
・各種出店・展示
・子ども体験コーナー
・ヒーローショー
・サイエンスショー

〔主 催〕 練馬まつり推進協議会

〔同時開催したイベント〕

・練馬産業見本市、健康フェスティバル、
ねりまエコスタイルフェア



〔第 42 回練馬まつりポスター〕

●第 32 回照姫まつり

華やかな時代衣装を身にまとった照姫を中心に、勇ましい鎧姿の武者などで構成された約 100 人が照姫行列を行った。

〔開催日〕 令和元年 5 月 19 日

〔場 所〕 都立石神井公園およびその周辺

〔来場者〕 約 47,000 人

〔概 要〕 ・照姫行列・出陣式・帰還式
・ステージ
・出店・展示・子ども体験コーナー
・チャンバラ合戦
・企業・個人参加行列

〔主 催〕 照姫まつり推進協議会



〔第 32 回照姫まつりポスター〕

●練馬区花火フェスタ

練馬区をイメージしたみどり色をはじめ、色鮮やかな花火がねりまの夜を彩り、家族づれなど多くの人出

でにぎわった。

〔開催日〕 令和元年 8 月 1 日

〔場 所〕 としまえん

〔来場者〕 約 23,600 人

〔概 要〕 打ち上げ花火 5,000 発 (約 15 分間)

〔主 催〕 としまえん

〔後 援〕 練馬区

(4) 風を感じるまちづくり

●散策しやすいまちづくり

区では、都市計画道路や生活幹線道路などの新設に当たり、バリアフリー化を図っている。併せて、地域の景観に配慮した緑化、無電柱化、街路灯などの施設整備による道路の質の向上を図り、安全・安心で散策しやすいまちづくりを進めている。

自転車は、区内に散在する地域資源を巡るうえで適した交通手段である。このため、都市計画道路の整備に際しては、自転車レーン等の設置を進めている。

●シェアサイクル事業の社会実験

シェアサイクルは、複数のサイクルポートを設置し、どのポートでも自転車の貸出・返却ができるシステムである。

区では、29 年 10 月から令和 3 年 3 月までの期間で、区内での利用動向、事業の費用対効果、事業の継続性を検証するための社会実験を実施している。

56 多文化共生、国際・都市交流の推進

(1) 各国文化の相互理解

●相互理解の促進と生活支援

外国人区民と日本人区民が互いの文化・習慣の違いを認め合い継続的な関係を築いていけるようさまざまな交流事業や講座を実施している。

また、外国人区民の日常生活上の不安を解消し地域の構成員として生活ができるよう、きめ細やかな生活支援を行っている。

1 相互理解促進事業

(1) 外国人と日本人の交流

ねりまワールドフェスティバル（12月、1回）、国際交流サロン（原則第4土曜日、6回）をそれぞれ開催した。

(2) やさしい日本語研修

分かりやすい日本語によるスムーズな意思疎通を目指した研修を、区民と区職員を対象として実施した。

(3) 日本語ボランティア実践研修

日本語教授法や関連法令等を学ぶ、日本語ボランティアのスキルアップ研修を実施した。

2 外国人区民への生活支援

(1) 外国語による相談窓口

毎週月～金曜日の午後、区役所本庁舎に外国語による相談窓口を設け、区の事業・文化・学習情報の提供や日常生活上の相談を受けている。（英語・中国語・韓国語・タガログ語）

※韓国語は金曜日、タガログ語は月曜日のみ

(2) 文化交流ひろば 情報コーナー

平日午前10時～午後1時、土・日・祝休日午後1～4時に、文化交流ひろば（光が丘）に情報コーナーを設け、各種の生活情報を多言語により提供している。（英語：火・木・土、中国語：水・金・日、韓国語：月）

(3) 日本語講座

「にほんごのきょうしつ」（4～7月、9～12月2講座）、「こども日本語教室」（原則学校休業期間を除く毎週土曜日）を開催した。

3 ボランティアとの協働

区の窓口で日本語を母語としない外国人への通訳を行う通訳・翻訳ボランティアや、日本語講師のボランティアの登録を随時受け付けている。令和元年度末現在の登録者数は通訳・翻訳ボランティアが270人、日本語講師ボランティアが72人である。

●海外友好都市等との交流

1 北京市^{かいでん}海淀区

年	動 ぎ
昭和 63 年	「東京都区市町村友好代表团（団長・練馬区長）」が北京市を訪問（交流開始）
平成 4 年	海淀区長を招き「友好・協力交流に関する合意書」に調印
5 年	区民親善訪問団を海淀区へ派遣
14 年	・海淀区に桜を寄贈 ・「友好交流 10 周年記念写真展」開催 ・海淀区青少年少女合唱団と練馬児童合唱団による合同演奏会を開催（友好交流 10 周年記念） ・区長が海淀区を訪問し「友好・協力交流に関する合意書」に調印
19 年	・「練馬区・北京市海淀区友好文化交流展」開催 ・「友好交流 15 周年記念写真展」開催 ・区議会代表团が海淀区を訪問
20 年	海淀区から贈られた記念碑（友好交流 15 周年・練馬区独立 60 周年記念）を区役所本庁舎正面玄関に設置
24 年	・海淀区青少年少女合唱団と練馬児童合唱団による合同演奏会を開催（友好交流 20 周年記念） ・練馬区スポーツ交流団（14 人）を海淀区へ派遣
28 年	北京市青少年キャラバン訪日団が練馬区を訪問、中学生と交流
29 年	練馬区独立 70 周年記念式典参列のため、北京市海淀区代表团が練馬区を訪問
30 年	・練馬区長・区議会代表团が北京市海淀区を訪問 ・北京市海淀区代表团が練馬区を訪問
令和元年	北京市海淀区区民訪問団が練馬区を訪問

〔北京市海淀区^{いゐせん} 頤和園〕



ユネスコの世界遺産に登録されている庭園公園

2 イプスウィッチ市

年	動 き
昭和 63 年	練馬区国際交流友好都市提携調査団がオーストラリアを訪問（交流開始）
平成 5 年	区立中学校生徒のイプスウィッチ市への派遣を開始
6 年	イプスウィッチ市長を招き「友好都市提携に関する合意書」に調印
13 年	イプスウィッチ市に友好のシンボル「ネリマガーデン」が開園し、区長、区議会議長が開園式に出席
16 年	区長がイプスウィッチ市を訪問、「友好都市提携 10 周年に関する合意書」に調印
21 年	区長、区議会議員団が「ネリマガーデン」茶室の完成式典に出席（友好都市提携 15 周年）
22 年	練馬区手工芸作家連盟がイプスウィッチ市自治体 150 周年に参加し、展覧会とワークショップ実施
23 年	・洪水により甚大な被害を受けたイプスウィッチ市に対し、区・区議会から義援金送付 ・イプスウィッチ市の小学生から東日本大震災のお見舞いメッセージ付きのぬり絵が届く
24 年	イプスウィッチ市長と友好訪問団が練馬区を訪問、第 35 回練馬まつりに参加
26 年	・イプスウィッチ市長と友好訪問団が練馬区を訪問 ・「友好都市提携 20 周年に関する合意書」に調印、石神井松の風文化公園での記念植樹を実施
令和元年	イプスウィッチ市訪問団が練馬区を訪問、世界都市農業サミットおよび関連イベントに参加

〔イプスウィッチ市 セントメアリーズカトリック教会〕



市の中心部にある歴史的建造物

3 諸外国との交流

9 年 11 月に練馬区独立 50 周年、フランスにおける日本年などを記念し、フランス・ストラズブール市に桜を寄贈した。10 年 5 月には同市からマロニエの苗木 100 本が寄贈され、区画街路 3 号線と中村小学校に植樹するなどの交流歴がある。

21 年 4 月にはフランス・アヌシー市とアニメ産業交流協定を締結した。

また、令和元年度は、モンゴルからの視察団を受け入れた。

4 海外友好都市等紹介事業

(1) 海外友好都市紹介講座

- ①イプスウィッチ市紹介講座（令和元年 12 月）
- ②お試し体験！太極拳（令和 2 年 2 月）

(2) 海外友好都市パネル展

区と海淀区およびイプスウィッチ市の交流につ

いて、パネルや写真等による紹介展示を行った。
（令和元年 7 月区役所アトリウム、令和元年 12 月
ココネリ 3 階産業イベントコーナー）

(3) 友好都市紹介ケースの常設展示

海外友好都市紹介の展示ケースを区役所アトリウムに常設している。

(4) ハワリンバイル（モンゴルの春まつり）出展

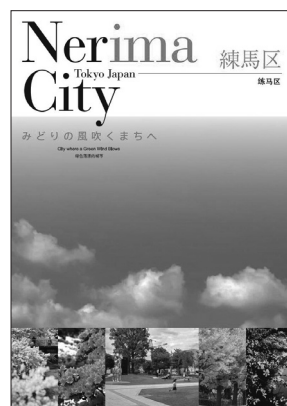
令和元年 5 月 4 日から 5 日に光が丘公園で、区の友好都市を紹介する展示を行った。

5 ホームステイ・ホームビジット

ホームステイなどの希望者を受け入れるホストファミリー（ボランティア）を随時募集している。令和元年度末現在ボランティア登録数は 105 世帯である。

6 外国語版区紹介冊子の作成

令和元年 10 月に、海外の都市に向けて区の特徴や施策などを紹介する外国語版区紹介冊子を改訂した。



〔外国語版区紹介冊子〕

7 国内都市（長野県上田市）との交流

昭和 55 年に長野県武石村（現上田市）に武石少年自然の家を開設したことから交流が始まり、平成 6 年に「友好提携に関する合意書」の調印を行った。その後、18 年の市町村合併により上田市となったことから、同年 8 月に改めて「友好提携に関する合意書」の調印を行った。

上田市とは、照姫まつりや練馬まつりで物産の展示・販売による交流を行っている。

令和元年度の交流実績は、つぎのとおりである。

- (1) ハワリンバイル（モンゴルの春まつり）にて上田市物産品を販売（5 月）
- (2) 台風 19 号災害復興支援として、上田市へ区職員派遣および災害見舞金の贈呈（11 ～ 12 月）
- (3) 友好都市紹介講座「ロケーション・ツーリズムへの取り組み」の開催（令和 2 年 1 月）



57 平和と人権の尊重、男女共同参画の推進

(1) 平和を尊ぶ心を育む

●平和推進事業

平和を尊ぶ心を育み、人々へ伝えていくため、昭和58年に「非核都市練馬区宣言」を行い、区立施設に「非核都市練馬区宣言パネル」を設置している（宣言文は裏表紙参照）。また、平成7年に、光が丘公園内に「平和祈念碑」を建立し、平和への願いを発信している。

1 平和祈念コンサート

音楽を通して世界の恒久平和を祈念しようという趣旨で、平成4年度から実施している。

令和元年度は8月9日に練馬文化センターで開催した。出演者は友佳子クスト平盛氏（ソプラノ）、猪村浩之氏（テノール）、大坪由里氏（ピアノ）。音楽演奏のほか、区内在住の本橋千代子氏を招き、貫井で体験した空襲や戦争中の苦しい生活についての講演を行った。また、友好都市である中国北京市海淀区、オーストラリア・イプスウィッチ市から送られた平和への思いを込めたメッセージを披露した。

当日は、平和祈念パネル展示コーナーを設置し、空襲、原爆による被害の状況、戦時中の人々の暮らし等を写したパネルを展示した。

2 平和祈念パネル展

令和元年8月2日から8月14日に区役所アトリウム、石神井公園ふるさと文化館で東京大空襲、原爆による被害の状況、戦時下の練馬等を写したパネルやポスターを展示した。

(2) 人権の尊重と男女共同参画を進める

●人権尊重の理解を深めるための啓発

平成28年に「障害者差別解消法」、「部落差別の解消の推進に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が、31年には都が「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」を施行し、多様な個性を持った人々が、違いを認め合い、自由に参画し、支え合う社会を作るための法令整備が行われている。

しかし、いじめや虐待、配偶者による暴力など、相手の人権を考えない行為が後を絶たず、また、公共施設への差別的な落書き、街頭宣伝でのヘイトスピーチなど外国人や同和問題に対する差別行為が区内で発生

している。

30年に区が実施した「人権・男女共同参画に関する意識と労働実態調査」では「人権侵害や差別を受けた経験がある」と答えた区民の割合は、33.2%であった。区はそれらを踏まえ、差別を許さないという認識のもと、周知・理解促進に取り組んでいる。

1 人権啓発事業

(1) 講演と映画の集い

毎年12月の人権週間に合わせて、講演と映画の上映を行っている。令和元年度は、アテネパラリンピック射撃日本代表の鈴木ひとみ氏による講演「車椅子からの出発（たびだち）～パラリンピックが私にくれたもの～」と、映画「真白の恋」の上映を練馬文化センターで行った。（参加者延べ277人）

(2) 人権セミナー

人権問題に関する当事者・関係者・学識経験者等を講師に迎え、主に成人を対象として、より深い人権啓発を行うことを目的に全4回（参加者延べ167人）を開催した。

(3) 啓発映画DVDや資料パネル等の貸出し

団体の研修会や個人等に対し、同和問題等の啓発映画DVD等を貸し出している。

(4) 区報による啓発

毎年、人権についての啓発記事を掲載している。

(5) 啓発用小冊子発行

令和元年度に実施した「講演と映画の集い」の講演要録「にんげんだもの～父 相田みつをを語る～」（相田みつを美術館館長 相田一人氏）を発行した。

2 犯罪被害者等支援施策の総合的推進

二次的被害防止の取組を中心に、犯罪被害者等支援施策の総合的推進を図っている。

21年3月に「練馬区犯罪被害者等支援基本方針」を策定した。22年2月には、「犯罪被害者等支援の手引」を作成し、職員が犯罪被害者等の立場を理解し適切な対応を行うこと、警察や民間団体と連携を図り支援を効果的に推進することを職員へ周知した。30年3月に、社会の変化に伴って手引を改訂し、第2版を発行した。

また、令和元年11月に、犯罪被害者週間行事として、（公社）被害者支援都民センター自助グループのメンバーで、交通事故被害者遺族の阿部慎吾、由紀子氏による講演「交通事故で息子を失って」（参加者28人）を区役所本庁舎で行った。

3 職員研修の充実

職員がさまざまな人権問題を正しく認識し、職務を行ううえで適切な対応が行えるよう、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」および「練馬区職員研修実施計画」に基づき、職員研修を実施している。

4 厚生文化会館の人権尊重に関する事業

住民相互の交流や高齢者・児童の福祉を増進するとともに、人権尊重活動を推進するため、昭和48年4月に厚生文化会館を開設した。地域住民の身近な施設として親しまれ、相互交流を深めるために、けやきまつり等の事業を行っている。

施設には、集会室、敬老室、児童室および学童クラブのほか、人権図書コーナーがあり、人権に関する資料・図書の収集、貸出しを行っている。

区および地域住民等で構成する、厚生文化会館運営協議会を設けている。

●男女共同参画社会の実現に向けて

男女が互いに人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向け、男女の固定的役割分担意識にとらわれない男女平等の意識づくりを進めるため、学習機会の提供や啓発事業を実施している。

1 ねりまフォーラムの開催

男女共同参画を広く区民に理解してもらい、自分自身の問題として考えてもらうために開催している。

平成10年度から、公募区民による実行委員会の企画・運営により実施しており、令和元年度は、生涯学習センターで、「どの人もどの人も自分らしく～感謝と喜びを渡す生き方働き方～」と題し、(一社)笑い文字普及協会代表理事 廣江まさみ氏を講師として講演会(参加者120人)を行った。

2 男女共同参画週間

毎年6月23日から29日までの男女共同参画週間に、「男女共同参画社会基本法」の目的や基本理念について広く区民に理解を深めてもらうため、パネル等の展示を行っている。

3 企業・事業所向け男女共同参画セミナーの開催

ワーク・ライフ・バランスの普及啓発のため、企業・事業所の雇用主および人事労務担当者等を対象にセミナーを開催している。令和元年度は「仕事と生活の調和を実現する+わかる! 健康な職場のつくり方」(参加者54人)をテーマとし、健康づくり応援講座と合同開催した。

4 啓発冊子の発行

「MOVE(う・ご・く)」、「女性手帳」等の冊子を発行した。

【MOVE(う・ご・く)】

令和元年10月発行のvol.47では「男女共同参画の視点で平成を振り返る」を特集テーマとした。



●男女共同参画に係る総合的な施策の推進

1 「第5次 練馬区男女共同参画計画」

国は「男女共同参画社会基本法」(平成11年6月制定)により、男女共同参画社会を実現するための5つの基本理念および国、地方公共団体と国民それぞれが果たすべき役割を定めている。

区では、練馬区男女共同参画推進懇談会から提出された「『第5次 練馬区男女共同参画計画』策定に向けての提言(31年3月)」を踏まえ、また、区民意見を反映し、「第5次 練馬区男女共同参画計画(計画期間令和2～6年度)」を令和2年3月に策定した。この計画は、「男女共同参画社会基本法」の定める「市町村男女共同参画計画」であるとともに、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」および「女性活躍推進法」(27年12月制定)に定める「市町村推進計画」に該当するものである。

2 計画の内容

本計画は「すべての人が輝くまち」を基本理念に掲げ、4つの目標として「人権の尊重と男女平等意識の形成」「配偶者等暴力被害者への支援と性暴力やハラスメントの防止」「家庭・職場での男女共同参画とワーク・ライフ・バランスの推進」「女性の健康と安心を支える暮らしの実現」を設定し、新たな課題にも取り組む。

3 男女共同参画推進懇談会

男女共同参画推進懇談会は、公募区民、団体代表や学識経験者などで構成されており、「練馬区男女共同参画計画」や、区内における女性活躍推進に関して検討を行っている。令和元年度は、「第5次練馬区男女共同参画計画」の策定に向け検討した。

●配偶者からの暴力防止に係る啓発や被害者支援の推進

1 女性に対する暴力をなくす運動

夫・パートナーからの暴力、性犯罪、ストーカー行為等女性に対する暴力は人としての尊厳を脅かす許されない行為であり、女性の人権を著しく侵害するものである。

女性の人権尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることを目的とし、毎年11月12日から25日(女性

に対する暴力撤廃国際日)までの2週間に女性に対する暴力をなくす運動を実施し、暴力の実態を表したパネルの展示を行っている。

2 練馬区配偶者暴力相談支援センターの設置

平成26年5月に練馬区配偶者暴力相談支援センターを設置した。

配偶者暴力相談支援センターが持つ各機能(相談、一時保護、DV 証明書の発行、生活支援等)を総務部人権・男女共同参画課と福祉部の各総合福祉事務所が担いつつ、関係各課と連携して被害者支援に取り組んでいる。

●男女共同参画センターの運営

男女共同参画センターは、昭和62年4月、女性が学び、活動し、交流することにより、女性問題の解決に寄与することを目的に、婦人会館として開館し、平成3年には練馬女性センターに改称した。

22年4月からは、男女共同参画社会の実現を目指す拠点施設として「男女共同参画センター」に名称を変更した。

なお、20年4月に、区民公募により施設の愛称を「えーる」と定めた。

施設には、会議室、視聴覚室、和室、研修室、録音室、相談室、図書・資料室、団体等の交流コーナー、授乳コーナーなどがあり、施設の貸出しも行っている。また、センターで実施する講座に子どもを持つ区民が参加しやすいよう、保育室を設置している。

30年4月には女性のための就活応援コーナーを開設し、就職活動に役立つ資料を揃えている。

〔事業実施状況〕 (単位：人) 令和元年度

事業名(講座数)	参加者(延べ)	保育人数(延べ)
男女共同参画問題講座(39 講座)	1,219	164
区民企画講座(8 講座)	203	26
映画上映会(3 講座)	236	7

〔施設利用状況〕 (単位：人) 令和元年度

施設	利用者
会議室	6,598
視聴覚室	14,127
和室(大)	4,031
和室(小)	2,780
第1 研修室	7,626
第2 研修室	5,370
第3 研修室	5,940
小 計	46,472
録音室	2,992
保育室	3,218
合 計	52,682

1 男女共同参画センターえーるフェスティバル

男女共同参画について知識を深める機会にするとともに、日頃、センターで活動するサークルの成果の発表と、区民が自由に参加・交流できる場の提供を目的として、毎年6月に実施している。

令和元年度は「輝こう!あなたとともにえーるから」をテーマに、6月1日から2日に開催し、延べ1,353人(保育人数1人)が参加した。

〔男女共同参画センターえーるフェスティバル〕 令和元年度

事業内容	
特別講演会	泣いて、笑って、輝く明日へ ～映画を通して私が伝えたいこと～
講演会・懇談会	・若い女性の性被害をなくすために ・あなたもできるみづかな防災 ・食べて楽しくつながる女子マルシェ
その他	・手作り体験コーナー・寸劇 ・いきいき健康体操 ・男女共同参画に関するパネル展示 ・利用団体の発表

2 図書・資料室

男女共同参画の推進に係る図書の貸出しや、行政資料の閲覧ができる。また、学習に関する読書相談にも応じている。

〔資料収集状況〕 令和元年度末現在

収集資料	数 量
図 書	12,569 冊
行政資料	2,682 種
各種団体資料	759 種
雑 誌	13 誌
新 聞	7 紙

〔図書・資料室の利用状況〕

令和元年度

開館時間	利用登録者	貸出図書	読書相談
午前9時から午後9時30分まで（読書相談は午後5時まで）	1,859 人	6,898 冊	54 件

3 相談室

カウンセラーによる専門相談など、さまざまな相談に応じている。

〔相談室開設状況〕

令和元年度

相 談	相談日 (※ 2)	件数(件)
総合相談	毎 日	3,562
心の相談(カウンセリング)(※ 1)	月～土	259
配偶者等の暴力(DV)に対する 専門相談(カウンセリング)(※ 1)	月・水・金	377

※ 1：予約制

※ 2：年末年始および施設点検日を除く。

第6章

区民とともに区政を進める

- 61 地域コミュニティの活性化と
協働の推進 212
- 62 区政改革の推進 216



平成つつじ公園のコブシ



61 地域コミュニティの活性化と協働の推進



(1) 区民の自主的な活動を尊重した支援と連携

●町会・自治会の活動支援

区内には 253 の町会・自治会があり、区政の最大のパートナーとして、行政情報の周知や公設掲示板等の管理など幅広く区の事業に協力している。防犯・防災対策、環境保全対策、住民同士の交流など、さまざまな活動を通じて、まちの安全・安心に貢献している。

また、区全体の町会・自治会の連絡調整を図るため、町会連合会がある。町会連合会では、区内の 17 地域に支部組織を設置し、区との意見交換や町会・自治会同士の情報交換を行っている。

区は、町会・自治会の活動の支援として、加入促進のためのパンフレット、取組事例を紹介した「これからの町会・自治会運営のヒント集」や担い手の負担軽減を目的とした「町会・自治会運営ハンドブック」の作成・配布、ホームページの開設・運用、活動費の補助、活動保険への加入、町会掲示板や会館の建替えや修繕等に対する補助を行っている。

●地域活動団体の支援

区民の自主的な地域活動を支援するため、情報紙「ねりま地域活動ニュース」の発行（毎月 1 回）、ホームページの運用、団体の活動を紹介するパネル展等を行っている。

また、地域活動団体が集まり、活動の魅力の紹介や団体同士の交流を促進するため、「練馬つながるフェスタ」（来場者約 2,400 人・参加団体 59 団体）を開催している。

●区民協働交流センター

公益的な活動の支援と協働を推進するため、地域活動に関する相談に応じるとともに、活動の場、情報発信・収集の場を提供している。

〔利用状況〕

・相談数	141 件
・情報コーナー利用数	1,189 件
・作業コーナー利用数	3,514 件
・交流コーナー利用者数	18,406 人

●相談情報ひろば

身近な地域の日常生活上の相談窓口、地域情報などの提供、住民同士の交流の場として、10 か所で開設

している。町会・自治会や NPO 等の地域活動団体が、それぞれ特性を活かして運営しており、区が補助を行っている。

●地域情報コーナー

町会・自治会や地域活動団体のイベント情報の発信の場として、地区区民館、地域集会所等 17 か所に地域情報コーナーを設置している（利用件数 122 件）。

●地域おこしプロジェクト

区民の自由な発想により、未来に向けた練馬の発展につながる取組を区との協働により推進する事業で、区独立 70 周年記念事業として 29 年度より実施している。選定した事業には、3 年間で最大 300 万円の補助金を交付するほか、区の若手職員をプロジェクト推進担当として配置し、各団体の事業実施をサポートしている。令和元年度は既存 3 事業において、さまざまな取組を進めた。

「都市農業の魅力創造～味(ビ)ストロ練馬～(団体名：Nerima Chefs Club)」では、練馬産野菜を使った料理を披露する主催イベントの開催に加え、「世界都市農業サミット」など区主催イベントへの出店、ホームページの開設などに取り組み、地域おこしプロジェクトとしての 3 年間の活動を終了した。

「食農文化のまち練馬～ ALL 練馬でワインづくり～(団体名：ねりまワインプロジェクト)」では、都市農業の魅力をさまざまな機会を捉えて発信しながら、23 区初となる地域ブランドワイン「ねりまワイン 2019」を完成させた。また、活動の基盤となる畑を確保し、その畑を継続的に管理する人材を育成する「プロフェッショナル養成講座」を開始している。

「〈しもねり・かわら版〉みんなで創るよ！宿場の絆!!(団体名：ノースファミリー実行委員会)」では、年 3 回のかかわら版発行に加え、SNS による情報発信の充実により、北町地域の歴史・文化を活かしたコミュニティづくりに継続的に取り組んでいる。

また、令和 2 年度に開始する新たなプロジェクトを公募し、2 事業を採択した。

●つながるカレッジねりま

地域のために活動したい区民を後押しするため、「パワーアップカレッジねりま」や「練馬 E n カレッジ」など既存の事業を再編し、新たに「つながるカレッジねりま」を令和 2 年度から開講する。

福祉・防災・農・みどり・環境の5つの学習分野のほか、卒業後の活動につなげるための共通講座を実施する。また、受講生の地域活動をサポートする「つながる窓口」を設ける。

●地区祭補助事業

青少年育成地区委員会、町会・自治会等地域のさまざまな団体を母体として組織された17地区の地区祭実行委員会に対して補助を行っている。

令和元年度に開催された地区祭は16地区27会場で、68,446人が参加した。

(2) 地域活動を支える機会・場の充実を行う

●活動と交流の場の提供

1 地区区民館

地域住民の相互交流や自主活動を促進し、子どもから高齢者までが利用できる施設として、現在22館を開設している。

運営は、区民参加と協働の観点から、地域住民で構

成する運営委員会に順次委託を進め、24年度までに全ての館で委託を完了した。

今後は、「練馬区公共施設等総合管理計画」に基づき、これまで以上に世代にとらわれず広く地域の区民が交流できるよう機能の転換を図るとともに、エレベーターの設置などバリアフリー化を進めていく。

地区区民館の各種事業については、館だよりやホームページ等で情報発信している。

2 地域集会所

地域住民の相互交流および自主的活動の場を提供する身近な集会施設である。21年度からは出張所併設の区民館を地域集会所に移行し、29年3月までに27か所を開設した。29年4月に練馬高野台駅前地域集会所、同年8月に豊玉地域集会所を開設し、29か所となった。

運営は、設置当初から、地域住民で構成する管理運営委員会に委託している。また、区民館から移行した地域集会所については、事業者に運営を委託している。

今後は、「練馬区公共施設等総合管理計画」に基づき、地区区民館等類似施設とあわせて再編し、新たな地域施設の機能の一つとして将来的におおむね中学校区に

〔地区区民館利用状況〕

(単位：延べ人) 令和元年度

施設名	個人利用						団体利用	計
	児童利用	高齢者利用	一般利用	学童クラブ	ぴよぴよ	個人利用計		
豊玉北(※1)	20	214	5	—	—	239	2,025	2,264
桜台	22,010	2,962	791	10,681	—	36,444	36,664	73,108
貫井	24,512	4,973	53	12,486	—	42,024	89,222	131,246
氷川台	23,051	3,811	651	10,047	—	37,560	43,876	81,436
早宮	12,140	4,428	397	—	—	16,965	33,511	50,476
春日町南	24,226	7,544	1,640	—	12,619	46,029	56,452	102,481
高松	10,199	1,203	257	8,904	—	20,563	15,929	36,492
北町	10,708	2,794	1,532	—	—	15,034	75,916	90,950
北町第二	15,197	2,055	412	—	—	17,664	47,856	65,520
田柄	14,010	4,724	1,593	5,265	7,620	33,212	38,905	72,117
光が丘(※2)	8,683	3,809	1,026	—	—	13,518	66,158	79,676
旭町南(※2)	14,378	19,112	26,106	—	—	59,596	90,428	150,024
旭町北	9,476	3,731	145	—	—	13,352	34,513	47,865
富士見台(※1)	0	0	0	—	—	0	640	640
下石神井	12,034	2,023	969	11,353	—	26,379	36,400	62,779
立野	6,249	2,950	496	—	8,461	18,156	42,670	60,826
関町北	22,728	2,708	927	9,086	—	35,449	53,102	88,551
東大泉	18,915	3,990	1,037	10,159	—	34,101	73,715	107,816
西大泉	14,683	3,778	1,170	8,663	—	28,294	51,571	79,865
南大泉	13,242	5,024	793	—	—	19,059	61,386	80,445
北大泉	12,178	5,595	481	7,200	—	25,454	36,299	61,753
大泉学園(※1)	0	0	0	—	—	0	0	0
計(22)	288,639	87,428	40,481	93,844	28,700	539,092	987,238	1,526,330

※1：豊玉北、富士見台、大泉学園地区区民館は、31年4月1日から令和2年3月31日まで大規模改修工事のため休館（豊玉北地区区民館は4月に事業を実施、豊玉北、富士見台地区区民館は4月に一部部屋の貸出しあり。）

※2：旭町南地区区民館の一般利用・団体利用の数値と光が丘地区区民館の団体利用の数値は、特別施設利用者数を含む。

1 か所程度の配置とすることを目指す。この考え方に基づき、単独の地域集会所については、周辺の学校や区立施設の改築にあわせて複合化を検討し、稼働率の低い施設については、周辺施設との統合も含めて検討する。これらの再編にあわせて、地域の区民との協働による今後の運営のあり方も検討していく。

〔地域集会所利用状況〕令和元年度

施設名	利用件数（件）	利用者数(延べ人)
石神井台	2,445	23,471
上石神井北	2,982	16,559
南田中	1,672	13,373
谷原	1,332	14,124
旭丘	2,563	22,277
中村	3,020	26,735
向山	2,855	11,690
土支田	2,777	16,567
大泉町	2,123	11,661
高野台	3,909	23,806
大泉学園町	2,528	15,449
三原台	2,422	14,979
北町	1,927	10,791
東大泉	2,644	15,623
小竹	2,220	15,792
石神井台みどり	2,883	17,649
関町	2,554	17,733
桜台（※）	0	0
早宮	2,946	21,632
春日町	2,480	20,897
土支田中央	1,828	19,621
旭町	857	5,188
田柄	1,828	18,169
上石神井南	3,561	29,860
東大泉中央	3,686	23,296
南大泉	1,957	16,626
大泉北	1,863	14,218
練馬高野台駅前	1,295	14,124
豊玉	1,813	16,268
合計	66,970	488,178

※：桜台地域集会所は、平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日まで大規模改修工事のため休館

3 区民ホール（光が丘、関）

区民文化の向上および区民相互の交流を図り、地域社会の健全な発展と福祉の増進に寄与することを目的とした施設である。管理運営は指定管理者に委託している。

なお、光が丘区民センター内の心身障害者福祉集会所は、心身障害者団体優先の施設であるが、空きがあ

る場合は一般区民も利用できる。また、はつらつセンター光が丘および光が丘なかよし児童館については、本来利用のない夜間・日曜・祝休日にも一般区民が利用できる。

〔光が丘区民ホール等の利用状況〕令和元年度

施設名	利用状況	
	利用件数（件）	利用者数（人）
光が丘区民ホール		
多目的ホール（※ 1）	672	25,549
集会室（1）	658	7,025
集会室（2）	609	7,296
集会室（1・2）（※ 2）	219	4,701
音楽室	735	12,117
美術工芸室	295	2,669
和室	237	1,676
会議室（1）	480	5,253
会議室（2）	851	9,363
小計	4,756	75,649
心身障害者福祉集会所（※ 3）	2,522	85,173
はつらつセンター光が丘（※ 4）	182	2,561
光が丘なかよし児童館（※ 5）	3	90
計	7,463	163,473

※ 1：令和元年 12 月～ 2 年 3 月まで工事のため使用不可
※ 2：集会室（1）（2）を合わせて使用
※ 3：心身障害者団体以外利用件数
※ 4：平日午後 5 時 30 分以降と日曜・祝休日（敬老の日を除く。）の利用件数
※ 5：日曜・祝休日午後 5 時 30 分以降の利用件数

〔関区民ホール等の利用状況〕令和元年度

施設名	利用状況	
	利用件数（件）	利用者数（人）
関区民ホール		
多目的ホール	595	28,490
リハーサル室	820	7,202
小計	1,415	35,692
はつらつセンター関（※ 1）	473	5,724
計	1,888	41,416

※ 1：平日午後 5 時 30 分以降と日曜・祝休日（敬老の日を除く。）の利用件数

4 地域活動倉庫

良好な地域社会の維持および形成に資する地域活動を支援するため、町会・自治会、商店会等が利用できる地域活動倉庫 37 区画（大 1 区画、中 26 区画、小 10 区画）を関越自動車道高架下に設置している。

5 地域交流ひろば

地域住民および地域団体の交流の推進を図るため、イベントなど多目的に利用できるひろば（400㎡× 2

面)を関越自動車道高架下に設置している。個人利用、団体利用(要予約)をすることができる。

〔地域交流ひろば利用状況〕

年度	個人利用(人)	団体利用	
		件数(件)	人数(人)
元	19,885	12	1,135

●区役所会議室の活用

区役所の会議室を区民相互交流の場として提供している。区内在住・在勤・在学者の団体が行う会議・研修会・講演会等に利用され、令和元年度は延べ1,125件の利用があった。

●指定保養施設助成事業

区民の健康増進と旅行を通じた交流、親睦を目的として、民間のホテルや旅館等25か所を保養施設に指定し、利用した区民に対し、宿泊料金の一部を補助している。

補助金は年度内2回で、1回の利用につき2泊までを限度とし、利用者1人1泊につき大人3千円、3歳児～小学生2千円を支給している。

また、身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度、精神障害者保健福祉手帳1・2級の人とその介助者には、一定額の補助金割増制度がある。

〔指定保養施設利用実績の推移〕

年度	利用人数(延べ人)	補助額(円)
27	28,031	89,133,049
28	26,465	84,473,547
29	24,526	78,475,626
30	23,019	73,901,185
元	17,265	56,382,579

●指定葬儀場使用料助成事業

区が指定した葬儀場で区民が通夜または葬儀を行った場合に、3万円を上限として会場使用料の一部を助成している。

〔指定葬儀場使用料助成金の推移〕

年度	助成件数(件)	助成金額(円)
27	1,438	42,807,480
28	1,628	48,244,740
29	1,654	48,812,400
30	1,607	47,627,560
元	1,498	44,805,000



62 区政改革の推進



(1) 区政の改革に向けて

区政改革は、『ビジョン』に掲げた政策を実現するための具体的な仕組みや態勢を、区民の視点から改めて見直すものである。

区政改革の目的は、区民サービスを充実し、向上することにある。基礎的自治体としての役割を果たすためには、公共サービスのあり方を根本から見直し、時代の状況と地域の実態に即した、質の高いものにしなければならない。同時に、厳しい財政状況にあっても、これを継続していく持続可能な仕組みをつくる必要がある。

そのため、将来を見通した観点から施策の質や方向性を検証し、これまでの発想を転換して見直すこと、さらに区政全般において、情報化の推進や区民との協働を進めることが不可欠である。

●区政改革推進会議

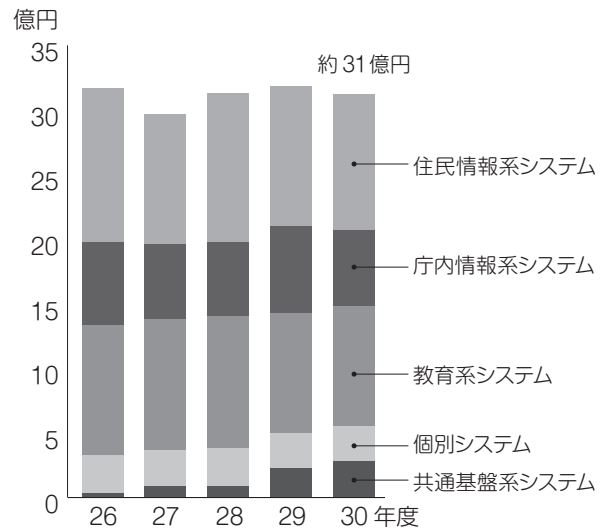
区政改革の具体的内容について検討を行うため、27年6月に公募区民や学識経験者などで構成する区政改革推進会議を設置した。令和元年度は「公共施設等総合管理計画〔実施計画〕（令和2年度～令和5年度）〈素案〉」、「情報化基本計画（令和2年度～令和6年度）〈素案〉」、「ひきこもり対策」、「『ビジョン』の重要業績評価指標（KPI）および「アクションプラン」の達成状況の点検・評価等について検討した。

(2) デジタル化による区民サービスの向上と効率的な区政運営の推進

●情報システムの現状

31年4月現在、区は230の情報システムを運用している。近年の運用経費の推移はつぎのグラフのとおりである。

〔システムの運用経費の推移〕



注：各システムの導入経費は除外

●デジタル化の推進

紙を前提とした行政手続きや事務のあり方を抜本的に見直し、デジタル化（※1）を推進するため、令和2年3月に「練馬区情報化基本計画（令和2年度～6年度）」を策定した。

計画に基づき、ICTの積極的な活用、データ利活用のための環境整備に取り組み、区民サービスの向上と業務効率化の実現を目指していく。

1 いつでも、どこでも、簡単・便利な窓口サービスの実現

公金納付の利便性を高めるため、住民税（普通徴収分）・軽自動車税種別割の支払いに、モバイルレジックレジット（※2）、電子マネー（LINE Pay 請求書支払い）、ペイジー（※3）による納付を導入した。

令和2年1月から、窓口の混雑情報や自分の受付状況をインターネットでリアルタイムに確認できる「窓口情報提供システム」を、練馬区民事務所のほか15か所の窓口を導入し、計17か所に拡大した。

令和2年3月から、国が運営するマイナポータルの「ぴったりサービス（※4）」を活用し、要介護認定や被保険者証・負担割合証の再発行手続きについて、電子申請の受付を開始した。

2 ICTを活用した安心して心豊かに暮らせるまちの実現

無料公衆無線LAN「Nerima Free Wi-Fi」の設置場所を増やし、駅周辺や文化・生涯学習施設など区内28か所で運用を開始した。

令和元年6月から、いじめの根絶に向けた取組の一環として、いじめを受けたり目撃したりした情報を、中学生がスマートフォンなどを通じて匿名で通報・相談できる「ねりま ホット アプリ」の運用を開始した。

令和2年3月から、資源・ごみの分別や地域別の回収・収集日など、さまざまな情報を手軽に調べることができる「練馬区資源・ごみ分別アプリ」を導入した。

3 業務改革の徹底

業務効率化や事務処理ミスを防止するため、個人情報を取り扱う事務が多い部署で、BPR（※5）の考え方を活用した事務改善に取り組んだ。

また、庁内のネットワーク環境について、経費の節減、運用業務の効率化、耐災害性の強化を目的に、再構築を行った。

4 デジタル社会に向けた基盤整備

令和元年10月から、住民税業務へのAI導入に向けた実証を開始した。給与支払報告書や確定申告書などの確認・修正作業にAIを活用し、作業時間の削減等について効果検証を進めている。

令和元年12月に、区の専用クラウド（※6）である「練馬区共通基盤」に障害が発生し、20システムが停止した。これを受け、システムの安定性強化を図るため、新たなクラウド環境を構築する方針を決定した。

※1 デジタル化：

紙を前提とした手続きや事務を電子化し、そこで取り扱われるデータを活用することで、更なるサービスの向上、業務効率化を実現していくこと

※2 モバイルレジクレジット：

スマートフォンを利用した電子決済の手段で、納付書や請求書のバーコードをモバイルレジのアプリで読み取り、クレジットカード番号を入力して決済する仕組み

※3 ペイジー：

インターネットバンキングやATMで、納付書に記載された納付番号などを入力して、税金や各種料金を金融機関の口座から決済する仕組み

※4 ぴったりサービス：

行政サービスの検索や、子育て・介護等に関する手続きのオンライン申請ができるインターネット上のサイト

※5 BPR：

業務手順の可視化、分析、課題抽出を行い、業務プロセスを抜本的に見直し、結合・最適化する業務改革の手法

※6 クラウド：

専用回線やインターネットを経由して、外部のデータセンターに設置された情報システムを利用する形態の総称

(3) 開かれた区政に向けた情報発信の充実と 区民要望への迅速な対応

●主な広報出版物

1 ねりま区報

毎月3回（1・11・21日）、各回約21万部を発行している。日刊6紙の新聞に折り込むほか、区立施設、区内および隣接の駅、区内の金融機関などで配布して

いる。新聞未購読で、配布場所での入手が困難な希望者には個別配布も行っている。電子ブック版では、8か国語（英語・中国語・韓国語・タイ語・ポルトガル語・スペイン語・インドネシア語・ベトナム語）に自動翻訳した情報を配信している。

また、「点字広報」とカセットテープ版、デジター版CDによる「声の広報」を区報とほぼ同じ内容で発行し、希望する視覚障害者に郵送している。

2 ねりま区議会だより

区議会定例会の内容を中心に、年4回、各回約21万部を発行している。日刊6紙の新聞に折り込むほか、区立施設、区内および隣接の駅、区内の金融機関などで配布している。希望者には郵送している。

また、「点字版ねりま区議会だより」、カセットテープ版、デジター版CDによる「声のねりま区議会だより」を発行し、希望する視覚障害者に郵送している。

3 練馬区勢概要

区政のあらましをまとめ、年1回発行している。令和元年度は、30年度の区政の動きを中心に編集し、9月に発行した。

4 わたしの便利帳

区の手続や担当窓口・施設の利用方法など、必要な情報を探し出すことができるよう編集して、4年毎に全面改訂を行っている。

令和元年度は全面改訂を行い、区内の全世帯に配布した。

また、希望する視覚障害者に音声版（カセットテープ版、デジター版CD）および点字版を配布している。

5 練馬区くらしガイド

外国人住民に区の手続や担当窓口などの情報を提供するため、28年3月から3か国語（英語・中国語・韓国語）と日本語の文章を1冊に集約し、発行している。令和2年3月に更新版5,000部を発行した。

●その他の広報活動

1 報道機関への情報提供（プレスリリース）

区の施策や催しなど各種情報を、報道機関（新聞、テレビ、ラジオなど）に提供している。令和元年度は、主要日刊紙と地元報道機関へ176件の情報を提供した。

2 練馬区公式ホームページ

区政の最新情報や区での手続に関する情報、区の各種事務事業、イベント・観光情報、区の自然や歴史などの情報を紹介している。

また、英語・中国語・韓国語の自動翻訳にも対応している。

令和元年度のアクセス件数は32,900,608件、訪問者数は延べ25,426,328人であった。

3 ねりま情報メール

防災、防犯および区のイベントに関する情報などを、登録した人のパソコンや携帯電話、スマートフォンなどにメールで配信するサービスを行っている。登録者数は、令和元年度末現在で 35,345 人である。

4 ソーシャルメディアの活用

以下のソーシャルメディアを活用し、区政情報や区の魅力を発信している。

- ・練馬区公式ツイッター（23 年 3 月開始。区政情報全般の発信は、25 年 8 月開始）
- ・動画共有サイト「ユーチューブ」（25 年 4 月開始）
- ・練馬区公式フェイスブック（25 年 10 月開始）

5 練馬区情報番組「ねりまほっとライン」

19 年 5 月からケーブルテレビ J:COM 東京で、区の事業やできごとなどを毎日 3 回放送している。

区公式ホームページおよび動画共有サイト「ユーチューブ」で動画配信しているほか、区立図書館、区民情報ひろばでの DVD の貸出しや、区長室広聴広報課での複写サービスを行っている。

6 庁内等モニター広告事業

26 年 4 月から区役所本庁舎および全ての区民事務所にディスプレイを設置し、区政情報および練馬区情報番組ねりまほっとライン、ねり丸アニメ等を放映している。

●区民情報ひろばの運営

区民情報ひろばは、情報公開制度に基づく情報公開の総合的な推進を担っている。区政資料等の閲覧・貸出し・配布、有償刊行物の販売、公文書公開請求および自己情報開示等請求の受付を行っている。

〔区民情報ひろば利用状況〕		令和元年度
項 目	件数等	
区民情報ひろば利用者数	13,468 人	
インターネット利用者数	412 人	
区政資料等開架点数（貸出数）	2,591 点（42 件）	
有償刊行物取扱点数（販売数）	116 点（332 件）	

〔区民情報ひろばで販売している主な有償刊行物〕

（単位：円） 令和 2 年 3 月現在

刊行物の名称	価 格
ねりま区報縮刷版（平成 30 年版）	1,300
平和への架け橋 上巻	1,000
平和への架け橋 下巻	1,000
練馬区統計書（平成 30 年版）	900
練馬区勢概要（令和元年版）	1,700
練馬区独立 70 周年記念誌 くるりとねりま	1,700
ねりま 60	2,500
練馬区小史	1,100
練馬区史 歴史編	8,300
練馬区史 現勢編	9,800
練馬区史 現勢資料編	6,400
練馬の伝統野菜 練馬大根	900
練馬発わかかわかかむかむ元気ごはん	300
夢の工場 ねりま・映画・ものがたり	1,300

●区政資料管理体制の整備

刊行物、写真資料等を含む公文書のうち、歴史的資料として重要なものを体系的に収集・管理し、利活用を図るため、21 年 11 月に「練馬区区政資料管理整備計画」を策定した。

現在は、歴史的資料の管理および利活用体制の充実を図るために運用面の整備を進めている。

●情報公開と個人情報保護

区民参加を促進し、公正で開かれた区政を実現するため、情報公開制度を設けている。「知る権利」の具体化の一つとして区民等に公文書公開請求権を保障するとともに、情報の公表や提供を積極的に行っている。

個人情報の保護については、総合的、体系的な保護を図るため、「練馬区個人情報保護条例」を整備し、適正な執行に努めている。また、個人情報に係る区民等の基本的人権の擁護を目的に、自己情報の開示等請求権を保障している。

1 公文書の公開請求と処理状況

令和元年度における公文書の公開請求と処理状況は、つぎの表のとおりである。

〔公文書の公開請求件数と処理状況【全 1,673 件】〕

（単位：件） 令和元年度

区分	全部公開	部分公開	非公開	不存在	存否応答拒否	取下げ
件数	837	588	14	25	0	209

請求件数（「不存在」と「取下げ」を除く）に占める「全部公開」と「部分公開」の割合は、99%であった。

また、令和元年度は、2 件の審査請求があった。

〔公開請求に対する非公開の理由別件数〕

(単位：件) 令和元年度	
非公開とした理由（部分公開を含む）	件 数
個人に関する情報で、特定の個人が識別され得るもの	321
法人等に関する情報で、法人等の正当な利益を害するもの	262
公共の安全と秩序の維持に支障が生じる恐れがあるもの	23
審議・検討・協議に関する情報で、意思決定の中立性が不当に損なわれるなどの恐れがあるもの	11
事務事業の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあるもの	140
法令等の規定によって公開できないもの	15
他の制度との調整が必要なもの	9

注：同一公文書に複数の理由が含まれている場合あり

2 自己情報の開示等請求と処理状況

令和元年度における自己情報の開示等請求と処理状況は以下の表のとおりである。

〔開示請求等の処理状況【全 262 件】〕(単位：件) 令和元年度

区分	全部開示	部分開示	非開示	不存在	存否 応答 拒否	取下げ
件数	203	48	0	9	0	2

区 分	応じる		応じられない	取下げ
	全 部	一 部		
訂正・削除請求	0	0	0	0
目的外利用中止請求	0	0	0	0
外部提供中止請求	0	0	0	0

3 練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会

情報公開制度および個人情報保護制度の適正な運用を図るため、区長の附属機関として練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会を設置している。審議会は、区長の諮問に応じて審議を行い、答申を出している。また、制度運営の重要な事項について区長に意見を述べている。

審議会は、区民、学識経験者、区議会議員から組織されている（任期 2 年）。令和元年度は 3 回開催した。

4 練馬区情報公開および個人情報保護審査会

区の行った公文書の非公開決定や自己情報の非開示決定等の処分に対する請求者からの審査請求を審査するため、区長の附属機関として練馬区情報公開および個人情報保護審査会を設置している。

審査会は、優れた識見を有する者のうちから区長が

委嘱した委員 5 人で組織されている（任期 2 年）。令和元年度は 6 回開催した。

●主な広聴活動

1 意見要望等の受付

文書等で寄せられた意見・要望等を区長室広聴広報課で一括して受け付け、各担当主管部との連携により速やかな解決に努めている。令和元年度の受付件数は以下のとおりであった。

〔受付件数〕(単位：件) 令和元年度

区 分		件 数
個別広聴（※ 1）	区長への手紙	198
	一般郵便	17
	電話・来訪等	198
	電子メール	524
合 計		937
団体陳情（※ 2）		43

※ 1：個人が行う要望・苦情等

※ 2：団体等が文書で行う陳情・要望等

2 区政モニター

区政への意見・要望等を聴くことにより、区民の意向を把握し、区政に反映させるため、区民に区政モニターを委嘱している。

3 ねりまちレポーター

区民の気付きをまちの維持管理に活かしていくため、28 年 10 月から、「ねりまちレポーター」制度を開始した。これは、道路の穴、公園遊具の破損、粗大ごみの不法投棄等、まちの不具合に気付いた区民が、スマートフォンの専用アプリを使って区に投稿し、投稿を受けた区が対応結果をレポーターにメールで報告する仕組みである。投稿内容や区の対応は、専用ホームページで公開しており、区と区民、および区民同士の情報の共有化を図っている。

また、ごみ拾い、落ち葉清掃など、区民自身による「まちをよくする行動」を投稿する機能もあり、区民との協働によって、よりよいまちづくりを目指していく。

令和元年度末現在のレポーター数は 1,755 人で、投稿数は、まちの不具合に関する投稿が 563 件、「まちをよくする行動」に関する投稿は 19 件であった。

4 区長との対話集会

(1) 区長とともに練馬の未来を語る会

区民と区長が区政の課題を直接話し合い、今後の区政運営に活かしていくため、26 年度から開催している。令和元年度は、意見交換を 2 回、計 22 人が参加した。

5 区民意識意向調査

区民の意識や意向を統計的に把握し、区政運営の基礎資料としている。対象者数は 3,000 人である。

令和元年度の調査テーマは、「区の施策および評価について」「災害時の避難について」であった。

6 土・日・休日区政案内

14 年度から「なんでも相談窓口」（18 年度から名称変更）を開設している。電話や窓口で、区民から区政に関する意見・要望等を受け、必要な場合には関係機関、専門相談等への案内を行っている。

開設時間は、土・日曜日および休日の午前 9 時から午後 5 時まで（予約不要）で、令和元年度の総受付件数は 4,058 件であった。

7 広聴専門員

区民からの区政への苦情等に関する区の対応について、公正中立な立場から調査・検討し、区に意見を述べる広聴専門員（1 人、弁護士）を 19 年度から設置している。

●区民相談

練馬区区民相談所および石神井庁舎区民相談室では各種の区民相談を行っている。

〔区民相談件数〕		（単位：件） 令和元年度
相談名	件 数	
一般区民相談	15,400	
法律相談	3,035	
交通事故相談	159	
身の上相談	346	
税務相談	550	
不動産取引事前相談	190	
人権擁護相談	13	
行政相談	184	
表示登記（調査・測量）相談	40	
暮らしと事業の手続	48	
権利登記・供託相談	119	
心の相談	374	

注：法律相談の件数は、男女共同参画センターえーるでの実施分を含む。

(4) 行政需要に柔軟に対応するための
人材育成・体制整備

●職員の人材育成

1 人事・人材育成改革プランに基づく人材育成の推進

人事や組織を一体的に改革し、職員の仕事への姿勢を変えるため、29 年 12 月に「練馬区人事・人材育成改革プラン」を策定した。

このプランに基づき、職員が能力を最大限発揮するため、信賞必罰の組織運営に取り組むとともに、OJT

を基本とした職員の育成や、組織体制の強化のための取組を実施している。

2 職員の能力開発

23 区が共同で設置した特別区職員研修所での多種多様な研修や、近隣の区等と連携・補完しあうことで職員の能力開発を進めている。また、専門分野については、国・都・民間研修機関等に職員を派遣している。

区で実施する研修は以下の 5 つに大別できる。

- (1) 職層別研修
 - ① 新任研修
区職員として必要な知識の修得
 - ② 現任研修（採用 2 ～ 4 年目）
上位職層へのステップアップに必要な能力の強化
 - ③ 主任研修
係のリーダーとしての意識向上
 - ④ 係長研修
監督者としての職責の自覚と職員育成についての意識向上
 - ⑤ 管理職研修
管理職として必要なリーダーシップ等のスキルの修得
上記のほかに、全職員を対象にコンプライアンス e ラーニング研修を実施している。
- (2) 能力開発型研修
日常業務の処理に要する知識や技能の修得等の実務能力向上を目的とした研修や、職務のみでは習得できない知識等を修得し個別の課題に対応した能力の向上を目的とした研修を実施している。
- (3) 能力開発支援
各職場や職員の能力開発意欲を促し、自発的な取組を支援するため「派遣研修」、「職場研修」および「担当課企画研修」を実施している。
- (4) 外部機関への派遣研修
職員の専門知識や政策形成能力、行政運営能力を養成するため、政策研究大学院大学へ職員を派遣している。
- (5) その他
インターンシップ生を武蔵大学等から受け入れて就業体験を実施している。学生への教育等を通じ、職員の能力開発および職場の活性化につなげている。

〔研修受講者数〕

(単位：人) 令和元年度

研修機関	受講者
練馬区職員研修所	
職層別研修	1,834
能力開発型研修	1,822
能力開発支援	3,563
特別区職員研修所	852
第四ブロック研修会	28
計	8,099

3 職員の意識改革

職員が自ら課題を発見し、区民とともに考え行動することができるよう育成するため、地域の現場などで学ぶ機会の充実に取り組んでいる。

また、区職員を対象に、モチベーションの向上や健康に働き続けられることなどを目的に、意識啓発のツールとして、「やる気応援スイッチ」を毎月発行している。

4 職場環境の向上

健康診断やメンタルヘルス対策などの健康管理、過重労働対策および安全衛生委員会の活動等を行い、職場環境の向上を推進している。

また、「次世代育成支援対策推進法」および「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく「練馬区職員ワーク・ライフ・バランス推進計画」を策定し、職員の仕事と子育て・介護等の両立支援や、女性職員の活躍の推進に努めている。

●職員報の発行

区職員を対象として、区政情報の共有と職員間のコミュニケーションを活性化させるため、年5回Web版を発行している。

●施設の適切な管理・活用

1 区立施設等の総合的な維持管理・更新

これまで、人口の増加や区民ニーズに対応して施設建設に取り組んできたが、これらの施設の老朽化が進み、大規模改修や改築が集中する時期を迎えている。施設の建設当時とは、人口構成や社会状況が大きく変わり、区民の意識や利用の仕方も変化している。

施設の維持・更新、管理には多額の財政支出が伴うため、限られた財源の中、必要に応じて施設のあり方を見直し、区民ニーズに応えるサービスの提供と持続可能性の確保の両立が求められている。

これらの課題に対応するため、区立施設等の総合的なマネジメント方針を示した「練馬区公共施設等総合管理計画」を29年3月に策定した。計画に基づく具体的な取組を進めるため、「実施計画」を30年3月に策定し、令和2年3月に改訂を行いながら、施設配置の

最適化、改修・改築、長寿命化等に取り組んでいる。

また、区立施設の床面積の約半分を占める学校施設は、個別計画として「練馬区学校施設管理基本計画」を29年3月に策定し、学校施設の管理に関する方針を定めた。基本計画に基づく年度別計画等を明らかにするため、「実施計画」を31年3月に策定し、改修・改築、長寿命化等に取り組んでいる。

2 指定管理者制度

指定管理者制度は、地方公共団体の出資法人や公共団体等に限らず民間事業者も、地方自治体の指定を受けて「公の施設」の管理を行うことができる制度である。15年6月の「地方自治法」の一部改正によって導入された。

29年3月に策定した「練馬区公共施設等総合管理計画」において、区立施設の運営は、施設の特性に応じて、「業務委託」、「指定管理者制度」、「民営化」および「直営」から最適な手法を選択することとしている。令和2年4月1日現在、196施設で指定管理者制度を適用している。

(5) 基礎的な住民サービスを効率的に提供する

●区民事務所等のサービスの拡充と事務の効率化

25年6月に「区民事務所等のサービスの拡充と事務の効率化に関する基本計画」を策定し、26年7月から6区民事務所と11出張所の体制とした。

区民事務所では、練馬区民事務所を毎週土曜日の午前9時から午後5時まで開庁し、窓口受付時間の拡大を図った。出張所では、住民票等の証明書発行や税金等の収納事務を取りやめた。

一方、証明書発行を郵便局窓口に委託するなど、地域の事務サービスの水準を維持しながら、事務の効率化を進めた。

29年1月に「出張所跡施設活用計画」を策定し、全ての出張所を29年3月末で廃止した。廃止後の出張所スペースは、区民の自主的な地域活動の拠点とすることとした。

●マイナンバーカードの交付

マイナンバー制度の施行に伴い、申請に基づくマイナンバーカード（個人番号カード）の交付を28年2月から開始した。令和元年度末現在で、累計167,116枚交付した。

●コンビニ交付サービスの実施

マイナンバー制度の施行に伴い、マイナンバーカー

ドを利用して全国のコンビニエンスストアのマルチコピー機で各種証明書を取得できるサービス（コンビニ交付）を 28 年 4 月から開始した。

また、区民事務所に同様の機器（証明書発行機）を 29 年 8 月 1 日から設置した。

〔コンビニ交付で交付する証明書〕 令和元年度末現在

交付する証明書	交付手数料
住民票の写し	1 通 200 円
印鑑登録証明書	1 通 200 円
住民税の証明書	1 通 200 円
戸籍全部（個人）事項証明書	1 通 350 円

〔コンビニ交付による証明書の交付状況〕 （単位：枚）

年度	住民票の 写し	印鑑登録 証明書	住民税の 証明書	戸籍全部(個人) 事項証明書
29	27,006	20,979	6,004	3,217
30	35,492	25,969	7,601	4,742
元	41,376	28,454	8,535	5,613

〔証明書発行機による証明書の交付状況〕 （単位：枚）

年度	住民票の 写し	印鑑登録 証明書	住民税の 証明書	戸籍全部(個人) 事項証明書
29	5,497	4,580	1,328	1,024
30	9,840	8,183	2,639	1,834
元	10,946	8,756	2,896	2,167

注：29 年 8 月からの交付状況

●住居表示

区内の住居表示実施は、平成 2 年 1 月に完了した。
その後は、大規模な再開発に伴う街区の変更や、新築・建替え等に伴う住居番号の付定、住居表示板類の配付・管理等を行っている。
令和元年度の住所付定件数は 2,552 件であった。

資料編

区内の指定・登録文化財	224
練馬区の年表	226
関連文書一覧	240



10周年を迎えた石神井公園ふるさと文化館内の常設展示

区内の指定・登録文化財

注：練馬区指定文化財は、練馬区登録文化財の中から特に重要なものとして指定されたもの。
文化財の所在地のうち「練馬区」は、石神井公園ふるさと文化館（石神井町5-12）所在を示す。 令和2年4月1日現在

国指定文化財

- 天然記念物
 - 練馬白山神社の大ケヤキ 白山神社
 - 三宝寺池沼沢植物群落 石神井公園
- 重要有形民俗文化財
 - 江古田の富士塚 浅間神社(小竹町)

国登録文化財

- 登録有形文化財
 - 青柳家住宅主屋 羽沢1丁目
 - 佐々木家住宅主屋 小竹町1丁目
- 登録記念物
 - 牧野記念庭園（牧野富太郎宅跡） 東大泉6-34

都指定文化財

- 史跡
 - 東高野山奥之院 長命寺
 - 尾崎遺跡 春日小学校
 - 石神井城跡 石神井公園
- 旧跡
 - 池永道雲墓 受用院墓地
 - 練馬城跡 としまえん
- 有形文化財
 - 板絵着色役者絵（「双蝶々曲輪日記図絵馬」と同一物） 長命寺
 - 小野蘭山墓及び墓誌 迎接院墓地（墓誌は練馬区）
 - 丸山東遺跡方形周溝墓出土品 練馬区

区指定文化財

- 有形文化財
 - 小島家文書 練馬区
 - 南蔵院鐘楼門 南蔵院
 - 北条氏康印判状 道場寺
 - 町田家文書 個人蔵
 - 服部半蔵奉納の仁王像 御嶽神社(高松)
 - 長命寺仁王門 長命寺
 - 春日町出土の壺形土器 練馬区
 - 妙福寺文書 妙福寺
 - 尾崎遺跡出土品 春日小学校尾崎遺跡資料展示室
 - 下練馬の大山道道標 北町1-25地先

- 豊島氏奉納の石燈籠 氷川神社(石神井台)
- 御府内井村方旧記 個人蔵
- 井口家文書 個人蔵
- 井口家文書 個人蔵
- 井口家文書 個人蔵
- 石幢七面六観音勢至道しるべ 良弁塚
- 長命寺の梵鐘 長命寺
- 三宝寺の梵鐘 三宝寺
- 妙福寺の梵鐘 妙福寺
- 千川家文書 練馬区
- 丸山東遺跡出土の木製品 練馬区
- 閻魔・十王像と檀拏幢 教学院
- 小美濃英男家文書 個人蔵
- 相原家薬医門 田柄5丁目
- 金乗院御朱印状 金乗院
- 伊賀衆奉納の水盤・鳥居 氷川神社(大泉町)

- 旧内田家住宅 池淵史跡公園
- 中宮遺跡5号住居址の盛土状遺構出土品 練馬区
- 愛染院文書 愛染院
- 丸山東遺跡出土の石棒 練馬区
- 小竹遺跡出土の大珠 練馬区
- 金銅製飾具 練馬区
- 田中家資料 個人蔵
- 旧見留家納屋 練馬区

- 有形民俗文化財
 - 中里の富士塚 富士浅間神社
 - 大八車 練馬区
 - 下練馬の富士塚 浅間神社(北町)
 - 氷川神社富士塚 氷川神社(北町)
 - 北町聖観音座像 北町観音堂
 - 長享二年の申待板碑 練馬区
 - 本寿院のみくじ道具 本寿院
 - 関のかんかん地藏 関町東1-18
 - 神輿渡御行列図絵馬 氷川神社(氷川台)
 - 永享八年の夜念仏板碑 三宝寺
- 無形民俗文化財
 - 鶴の舞 氷川神社(氷川台)
- 天然記念物
 - 練馬東小学校のフジ 練馬東小学校

- 井頭のヤナギ 大泉井頭公園
- 内田家の屋敷林 早宮3丁目

区登録文化財

- 有形文化財
 - 双蝶々曲輪日記図絵馬 長命寺
 - 牛若丸・弁慶図絵馬 長命寺
 - 氷川神社の水盤 氷川神社(石神井台)
 - 角柱型水盤 氷川神社(氷川台)
 - 氷川神社の旧拝殿 氷川神社(豊玉南)
 - 榎本家長屋門 南田中4丁目
 - 氷川神社の狛犬 氷川神社(氷川台)
 - 加藤家文書 個人蔵
 - 尾張殿鷹場碑 大泉第一小学校
 - 横山家文書 個人蔵
 - 新井家文書 個人蔵
 - 縄文時代の竹力ゴ 練馬区
 - 尾張殿鷹場碑 練馬区
 - 宮田橋敷石供養塔 高松2-3
 - 紙本着色以天宗清像 廣徳寺
 - 絹本着色明叟宗普像 廣徳寺
 - 紙本墨画淡彩希叟宗罕像 廣徳寺
 - 土支田八幡宮の半鐘 土支田八幡宮
 - 阿弥陀寺の半鐘 阿弥陀寺
 - 莊家文書 練馬区
 - 増島家薬医門 谷原3丁目
 - 比丘尼橋遺跡出土の旧石器 練馬区
 - 相原正太郎家住宅 春日町5丁目
 - 石製絵馬 稲荷神社(南田中)
 - 武蔵関遺跡出土の大型槍先形石器 練馬区
 - 三宝寺山門 三宝寺
 - 高稲荷遺跡出土の旧石器 練馬区
 - 西大泉の稲荷神社本殿 稲荷神社(西大泉)
 - 阿弥陀寺の伏せ鉦 阿弥陀寺
 - 氷川神社の神輿 氷川神社(豊玉南)
 - 本寿院の賽銭箱 本寿院
 - 明叟宗普の墨跡 廣徳寺
 - 八幡神社の本殿 八幡神社(中村南)
 - 北町の仁王像 北町観音堂
 - 長谷川家文書 個人蔵
 - 絹本着色釈迦十六善神像 廣徳寺
 - 橘紋椿几帳柄鏡 禅定院

- やつ が や と い せきしゆつど おおがたとつて つき
 ・ハゲ谷戸遺跡出土の大形把手付縄文土器 練馬区
- ・中野屋商店文書 練馬区
- ・石神井城跡出土小刀 練馬区
- ・子ノ聖観世音碑 円光院門前
- ・広川松五郎関係資料 個人蔵
- ・相原好吉家文書 個人蔵
- ・小林家住宅 個人蔵
- ・石神井西尋常小学校のリードオルガン 練馬区
- ・木下家文書 練馬区
- ・栗原家文書 練馬区
- ・丸山東遺跡方形周溝墓出土品 練馬区
- ・千川上水の記録フィルム 練馬区
- ・織部燈籠 個人蔵
- ・愛染院の梵鐘 愛染院
- ・関口家文書 個人蔵
- ・内国勸業博覧会褒状 練馬区
- ・東早淵遺跡出土の局部磨製石斧 練馬区
- ・千川上水調査アルバム 武蔵学園記念室
- ・中村南遺跡第2地点5号住居址出土土器 中村南スポーツ交流センター
- ・関東大震災犠牲者慰霊碑 円明院
- ・八幡神社の水盤 八幡神社(中村南)
- ・十一面観音懸仏 光伝寺
- ・光伝寺の地藏菩薩立像および閻魔十王像 光伝寺
- ・下練馬の三十三所観音菩薩像 光伝寺
- ・大泉井頭遺跡出土の有孔鏝付土器 練馬区
- ・篠家文書 個人蔵
- ・小野蘭山墓および墓誌 迎接院墓地
(墓誌は練馬区)
- ・武内家資料 練馬区
- ・天祖神社東遺跡出土の石核 練馬区
- ・貫井の東高野山道道標 貫井5-17
- ・北新井遺跡出土の土偶 練馬区
- ・正親町天皇綸旨 廣徳寺
- ・明叟宗普道号頌 廣徳寺
- ・明叟宗普書状 廣徳寺
- ・妙福寺の駕籠 妙福寺
- ・石神井火車站之碑 石神井町3-23
- ・草摺引図絵馬 氷川神社(氷川台)
- ・森田家資料 練馬区
- ・丸山東遺跡出土の片口土器 練馬区
- ・アニメーション撮影台 練馬区
- ・加藤家文書 個人蔵
- ・武蔵学園大講堂 武蔵大学内
- ・武蔵大学3号館 武蔵大学内
- ・阿弥陀堂の半鐘 阿弥陀堂
- ・五十嵐家文書 練馬区
- ・千川堤植櫻楓碑 浅間神社(小竹町)
- ・金乗院山門 金乗院

- ・山口家資料 練馬区
- 無形文化財
- ・絵馬制作 平田郡司氏
- 有形民俗文化財
- ・江古田の富士塚 浅間神社(小竹町)
- ・弥陀三尊来迎画像板碑 三宝寺
- ・狐の大根取り入れ図絵馬 諏訪神社(西大泉)
- ・沢庵漬製造用具 練馬区
- ・文応元年の弥陀板碑 道場寺
- ・氷川神社の力石 氷川神社(豊玉南)
- ・高松の庚申塔 高松2-3
- ・僧形馬頭観音 本寿院
- ・金乗院の一石六地藏 金乗院
- ・丸彫青面金剛庚申塔 下石神井5-7地先
- ・力持ち惣兵衛の馬頭観音 大泉学園町2-27
- ・石幢六面六地藏 禅定院
- ・織部燈籠 禅定院
- ・富士講巡拝装束 練馬区
- ・棒屋資料 練馬区
- ・井戸替え用具 練馬区
- ・醤油醸造業用具 練馬区
- ・斎藤水車用具 練馬区
- ・丸彫聖観音立像廻国供養塔 上練馬公園
- ・江古田の富士講関係資料 浅間神社(小竹町)
- ・谷原延命地藏 谷原1-17
- ・二十一夜待供養塔 天祖神社(下石神井)
- ・大氷川の力石 氷川神社(氷川台)
- ・林稲荷神社の庚申塔 林稲荷神社
- ・高松の板碑型庚申塔 高松1-22
- ・八幡神社の石造大山不動明王像 八幡神社(高松)
- ・御嶽講奉納の水盤 稲荷神社(富士見台)
- ・福德元年の月待板碑 妙福寺
- ・谷原の庚申塔 富士見台4-36
- ・三原台の馬頭観音 三原台2丁目
- ・上石神井立野の庚申塔 上石神井1-11
- ・出羽三山・百八十八ヶ所観音供養塔 上石神井1-11
- ・本覚寺の版木 本覚寺
- ・文明十七年の月待板碑 円明院
- ・文亀元年の月待板碑 円明院
- ・高松の御嶽講関係資料 御嶽神社(高松)
- 無形民俗文化財
- ・探湯の儀 御嶽神社(中村)
- ・関のぼろ市 本立寺門前
- ・八丁堀三吉囃子 北野神社(旭町)ほか
- ・石神井囃子 和田稲荷神社ほか
- ・中村囃子 八幡神社(中村南)ほか
- ・ちがや馬飾り 丹羽幸男氏
- 伊藤弥五郎氏
- ・関町囃子 天祖若宮八幡宮ほか

- ・神輿渡御の御供道中歌 氷川神社(氷川台)
- ・中里囃子 八坂神社ほか
- ・田柄囃子 天祖神社(田柄)ほか
- ・石神井台囃子 石神井台地域ほか
- ・南田中囃子 南田中地域ほか
- ・大山講灯籠立て行事 下石神井地域
- ・貫井囃子 貫井地域ほか
- ・春日町囃子 春日町地域ほか
- ・富士見台囃子 富士見台地域ほか
- ・谷原囃子 谷原地域ほか
- ・白山神社囃子 白山神社ほか
- ・北町囃子 氷川神社(北町)ほか
- ・上石神井囃子 上石神井地域ほか
- 史跡
- ・東高野山奥之院 長命寺
- ・池永道雲墓 受用院墓地
- ・尾崎遺跡 春日小学校
- ・池淵遺跡 池淵史跡公園
- ・栗原遺跡の竪穴住居跡 都立城北中央公園
- ・千川上水跡 関町南2~4丁目ほか
- ・旧大泉村役場跡 大泉中島公園
- ・田柄用水記念碑 天祖神社(田柄)
- ・千川家の墓 阿弥陀堂墓地
- ・河野鎮平筆子碑 寿福寺墓地
- ・田柄用水跡 けやき憩いの森
- ・圓淨法師塚 春日町5-35
- ・観蔵院の筆子碑 観蔵院
- 名勝
- ・牧野記念庭園 東大泉6-34
- 天然記念物
- ・練馬白山神社の大ケヤキ 白山神社
- ・カタクリ群落 清水山の森
- ・八の釜の湧き水 東大泉2-27
- ・光伝寺のコウヤマキ 光伝寺
- ・開進第一小学校のクスノキ 開進第一小学校
- ・土支田八幡宮の社叢 土支田八幡宮
- ・井口家の屋敷林 立野町
- ・金乗院の大イチョウ 金乗院

※：公開していないものもあり。
 詳細は文化・生涯学習課
 伝統文化係まで



〔令和元年度に新たに練馬区
 指定文化財とした「永享八
 年の夜念仏板碑」〕

練馬区の年表

注：①本文中、敬称略
②区の独立から平成30年度まで

【昭和22年】（1947年）		【昭和27年】（1952年）		4月 1日	開進第四・光和小学校開校
8月 1日	板橋区から分離独立し練馬区誕生、区役所を開進第三小学校講堂に仮開設	3月 26日	千川上水暗きょ化工事、区内着手	27日	都立豊玉中公園（庭球場併設）開園（10月1日に区に移管）
1日	練馬税務署（国）開設	4月 1日	石神井公益質屋開業	9月 16日	第3回区議会議員（定数36人）選挙
8月	衛生局清掃課練馬出張所（現練馬清掃事務所）（都）開設	7月 1日	区立児童遊園として初の氷川児童遊園開園	10月 1日	第8回国勢調査実施 練馬区の人口185,814人
9月 20日	第1回区議会議員（定数36人）・区長選挙	8日	（福）練馬区社会福祉協議会設立	11月 9日	3代区長に須田操就任（選任）
20日	初代区長に白井五十三就任	8月 30日	千川上水暗きょ化工事（第1期）終了	◎（栗原遺跡）昭和30～32年にかけて、立教大学グラウンド（氷川台一丁目）建設中に、石器・土器や縄文・弥生時代の住居跡が発掘される。	
【昭和23年】（1948年）		9月 1日	南町・北町小学校開校		
6月	成増飛行場跡地に米軍家族宿舎グラントハイツ完成	1日	区長公選制廃止（地方自治法改正）	【昭和31年】（1956年）	
10月 1日	練馬保健所（都）開設	10月 5日	第1回教育委員選挙	3月 3日	長命寺「東高野山奥之院」が都指定史跡に指定
12月 31日	第六出張所開設	11月 1日	練馬区教育委員会設置	4月 1日	関町・大泉東小学校開校
【昭和24年】（1949年）		3日	長命寺所蔵「板絵着色役者絵（鳥居清長筆）」が都指定有形文化財に指定	6月 30日	教育委員の公選制廃止（議会の同意を得て区長が任命する任命制に移行）
1月 15日	区役所庁舎が現在地（豊玉北6-12-1）に完成	◎ 練馬大根は病害虫などのため、この年を境に栽培されなくなっていく。		7月 1日	練馬区印鑑条例施行
8月 1日	練馬授産場開設	【昭和28年】（1953年）		10月 1日	練馬区議会定例会の回数に関する条例施行
1日	南町出張所開設	5月 11日	「練馬区広報」創刊	【昭和32年】（1957年）	
11月 1日	練馬税務署（国）移転（現栄町23）	8月 15日	練馬母子寮開設	4月 1日	田柄・旭町・谷原小学校、大泉第二中学校開校
【昭和25年】（1950年）		9月	都内で初の区営分譲住宅を春日町に10棟建設	1日	上板橋緑地（現都立城北中央公園）開園
4月 1日	独立後、初の都立公園として、豊中公園・上練馬公園開園（27年4月1日に区に移管）	10月 1日	牧野富太郎が第1回名誉都民となる	10月 1日	区独立10周年記念「練馬区史」発行
8月 1日	練馬都税事務所開設	20日	練馬公民館開館	【昭和33年】（1958年）	
10月 1日	独立後初の国勢調査（第7回）練馬区の人口125,197人	【昭和29年】（1954年）		4月 1日	北町西・仲町小学校、北町中学校開校
1日	都から移管の区立公園として、中新井・北新井・徳殿公園が開園	6月 10日	石神井保健所（都）開設	8月 1日	東京都第五清掃工場（石神井清掃工場・現練馬清掃工場）竣工
11月 10日	第1回区議会議員補欠選挙（5人）	11月 1日	豊玉東・上石神井小学校開校	9月 26～27日	台風22号（狩野川台風）で31,000世帯の被害発生（仲町、北町、田柄町、貫井町、
【昭和26年】（1951年）		◎ 石神井川改修工事完了。蛇行していた旧石神井川を幅8m、高さ1.2mの長線に直し、コンクリート板棚工が施される。また、500,826㎡に及ぶ両岸は、耕地整理・土地整理を行う土地改良事業が実施される。			
7月 5日	第1回練馬区農業委員選挙	【昭和30年】（1955年）			
9月 18日	第2回区議会議員（定数38人）・区長選挙	3月 1日	学田公園（野球場併設）開園		
20日	2代区長に須田操就任				
10月 1日	練馬福祉事務所（都）開設				
1日	練馬診療所開設				

向山町等)	方式による区立小・中学校の給食開始)	り、区立中学校の完全給食実施)
12月 1日 牧野記念庭園開園	5月 1日 関町保育園開園	12月16日 区議会「区政刷新に関する決議」全会一致で可決
25日 練馬区立都市公園条例施行	6月22日 都水道局北部第二支所開設	【昭和42年】(1967年)
【昭和34年】(1959年)	8月 1日 区役所庁舎完成(5階建旧庁舎)	4月 1日 大泉第四小学校開校
3月11日 都立石神井公園開園	1日 練馬青年館(現南大泉青少年館)開館	5月 1日 田柄・上石神井第二保育園開園
4月 1日 中村西・関町北・大泉南小学校、上石神井中学校開校	10月10日 第18回オリンピック東京大会開催	2日 臨時区議会で区長の不信任案可決。区議会解散
9月16日 第4回区議会議員(定数40人)選挙	【昭和40年】(1965年)	30日 第6回区議会議員(定数52人)選挙
12月 3日 4代区長に須田操就任(選任)	4月 1日 区の組織を5部制の新組織機構に改正(地方自治法改正により社会福祉等事務が都から大幅に移管されたため)	5月 練馬図書館で移動図書館開始
◎ この年、谷原町に球形ガスタンクが建設される。	1日 石神井支所を石神井庁舎に名称変更	6月21日 須田操区長退任
【昭和35年】(1960年)	1日 石神井福祉事務所開設(石神井庁舎内)	8月 1日 練馬福祉会館開館
4月 1日 小竹・向山小学校、田柄中学校開校	1日 区政モニター制度を開始(25人に委嘱)	9月 2日 区長公選条例直接請求の区民運動起こる
【昭和36年】(1961年)	5月 1日 春日町・平和台保育園開園	10月 7日 区は区長公選条例請求のための代表者証明書の交付を拒否
4月 1日 石神井警察署開設	10日 軽井沢高原寮(小・中学校の校外授業施設)を長野県浅間山麓に開設	19日 区議会が公募公聴方式による区長候補者の公募を開始
1日 上石神井北・豊玉南・練馬東小学校、石神井南・開進第四中学校開校	7月 2日 区内初の学童クラブとして、北町西・練馬第二・石神井東小学童クラブ開設	25日 民有地を区が借り上げた区内初の民間遊び場「もちの木こども遊園地」「きりの木遊園地」開設
1日 練馬区立保育所設置条例施行	8月 1日 区立小学校15校で校庭開放を開始	11月10日 住民基本台帳法施行
1日 豊玉保育園開園	10月 1日 第10回国勢調査実施	12月11日 区長公選を求める住民団体(区長を選ぶ区民の会)が区の処分を不服として東京地裁に提訴
7月 1日 豊玉第二保育園開園	◎ この年、アメリカシロヒトリが異常発生し、区内の街路樹のプラタナス、サクラや一般の家庭の庭木に被害を与える。	26日 区内初の下水道使用開始
11月 1日 北町保育園開園	【昭和41年】(1966年)	【昭和43年】(1968年)
【昭和37年】(1962年)	5月 1日 総務課に区民相談室設置	2月 6日 区長選任のため臨時区議会開催
4月 1日 立野小学校、大泉学園・豊玉第二中学校開校	1日 上石神井保育園開園	4月 1日 南田中・高松・大泉学園小学校開校
8月 1日 練馬図書館が一部開館	6月 1日 下田学園(病虚弱児養護施設)を静岡県下田市に開園	1日 南田中保育園開園
【昭和38年】(1963年)	1日 桜台・谷原保育園開園	22日 区長選任のため臨時区議会を再度開催
1月 1日 第七出張所、上石神井出張所開設	6日 第1回特別区自治権拡充大会開催(千代田区公会堂)	5月 1日 春日町第二・貫井保育園開園
2月 1日 第1回住居表示開始(南町三丁目は桜台四~六丁目、南町四・五丁目は練馬一~四丁目に変更)	29日 台風4号で区内各地に浸水被害発生(5,000余世帯)	22日 区議会に区長候補者選出特別委員会を設置
4月 1日 貫井中学校開校	9月30日 新選挙人名簿制度実施(公職選挙法の一部改正)	6月 1日 南田中第二保育園開園
5月 1日 下石神井保育園(現石神井町さくら保育園)開園	11月11日 学校給食第二総合調理場完成(昭和42年1月16日より、区立中学校の完全給食実施)	6日 東京地裁緒方判決で区が敗訴(区の代表者証明書交付拒否処分は違法)
7月 1日 住民登録実態調査実施		7日 区は即時控訴
8月31日 集中豪雨で、北町、春日町、向山町などに被害(床上浸水155戸、床下浸水2,137戸)		7月29日 6代区長に片健治就任(選任)。区長の空席期間は403日間
9月17日 第5回区議会議員(定数48人)選挙		10月 1日 23区共同の交通災害共済制
10月 1日 東大泉保育園開園		
12月26日 5代区長に須田操就任(選任)		
【昭和39年】(1964年)		
3月31日 学校給食第一総合調理場完成(9月7日より、センター		

度開始	館・旭町保育園併設)開設	20日	練馬休日・夜間診療所、石神井休日急患診療所開設
11月28日 東京高裁、6月6日東京地裁緒方判決に対する区の控訴を棄却	1日 大泉保健相談所開設	27日	初の区民農園3園(平和台・高野台・北大泉)を開園
12月1日 練馬診療所廃止	4月1日 八坂・下石神井小学校開校		
12月 「わたしの便利帳」を初めて全世帯に配布	1日 北保健相談所開設		
	11日 第7回区議会議員(定数52人)選挙	7月21日	石神井公園ボート池に「ちびっ子つり場」を開設
	27日 区の花にツツジ、区の木にコブシを選定	8月1日	静岡県熱海市に区民保養施設として「網代荘」開設
【昭和44年】(1969年)	10月9日 グラントハイツ跡地利用区民総決起集会開催	1日	上石神井出張所移転(区民館・児童館併設)開設
2月1日 区独立20周年記念「練馬区二十年の歩み」発行	11月13日 第1回消費生活展開催	9月30日	グラントハイツ(約182ha)が全面返還
3月28日 区議会にグラントハイツ対策特別委員会を設置	12月1日 関出張所移転(区民館・敬老館併設)開設	10月1日	老人三事業(友愛訪問、老人ヘルパー派遣、老人福祉電話設置(6月から))開始
4月1日 泉新小学校開校		16日	7代区長に準公選で田畑健介就任。区長の空席期間は444日間
7月20日 練馬・石神井・大泉の三区農業委員会を廃止、新たに練馬区農業委員会を設置	【昭和47年】(1972年)	11月1日	第五出張所移転(土支田区民館・児童館・保育園併設)開設
9月16日 旧練馬診療所跡に区民相談所、石神井庁舎に区民相談室開設	1月1日 栄町児童館(保育園・敬老館併設)開館	12月1日	春日町児童館(敬老館併設)開館
10月1日 氷川台保育園開園	2月5日 武蔵関建築協定(関町五丁目)締結	1日	区の組織を8部制に改正
1日 白百合福祉作業所開設	4月1日 八坂中学校開校	【昭和49年】(1974年)	
11月1日 区の組織にグラントハイツ対策室を設置	1日 中小企業へ公害防止資金の融資制度発足	1月26日	第1回日常生活用品交換市開催
12月1日 老人医療費助成と児童手当制度実施	5月12日 石神井南中学校で光化学スモッグによる被害発生	29日	第1次オイルショックに伴う区民の生活防衛のための臨時区議会開催
1日 上石神井第三保育園開園	6月1日 総合体育館開館	2月23日	生活防衛区民集会開催
【昭和45年】(1970年)	17日 魚の産地直送事業開始	3月1日	練馬区中高層建築物に関する指導要綱施行
1月28日 春日町青少年館一部開館(4月1日全面開館)	7月28日 片健治区長退任	11日	都がグラントハイツ跡地に大公園設置のための都市計画決定
3月1日 関町第二保育園開園	8月1日 石神井プール予定地から縄文土器片や住居跡などが発掘される(現池淵史跡公園)	4月1日	大泉西・大泉北小学校開校
4月1日 大泉第六・田柄第二小学校開校	1日 石神井児童館(敬老館併設)開館	1日	練馬区愛育手当条例施行
1日 東京都公害防止条例施行	11月6日 区長準公選条例公布	6日	富士見台駅北口に初の区営自転車駐車場開設
15日 「練馬区広報」を「ねりま区報」に改称	12月1日 第七出張所移転(田柄区民館併設)開設	5月2日	第1回憲法記念の集い開催
6月1日 平和台児童館開館	1日 大泉西出張所移転(南大泉区民館併設)開設	7月1日	中村児童館(敬老館併設)開館
7月1日 下田臨海寮(現下田少年自然の家)を小・中学校の校外授業の施設として静岡県下田市に開設	【昭和48年】(1973年)	20日	石神井プール開設
8月1日 下石神井第二保育園(現高野台保育園)開園	1月1日 田柄第二・南大泉・北大泉保育園(児童館併設)開園	20日	集中豪雨で区内各地に床上浸水5戸・床下浸水383戸・道路冠水53か所の被害発生
9月1日 豊玉第三保育園開園	23日 日米安全保障協議委員会において、キャンプ朝霞の一部(練馬地域の全て)が3年以内の返還決定	8月1日	練馬区独立を記念して「一日区長」行事開始(一日区長に区在住の女優檀ふみ氏)
24日 石神井庁舎改築完成	4月1日 初めての老人クラブ農園開園	1日	寝たきりの高齢者に巡回入
10月1日 石神井区民館(石神井庁舎内併設)開館	1日 富士見台小学校、練馬東・大泉西中学校開校		
12月1日 石神井図書館(郷土資料室併設)開館	1日 練馬保育園開園		
1日 大泉北出張所移転(区民館・敬老館併設)開設	5月1日 光化学スモッグ発生時の警報用霧笛設置		
【昭和46年】(1971年)	1日 厚生文化会館開館		
3月1日 第六出張所移転(旭町区民	1日 光が丘保育園開園、光が丘児童館開館		

10月 19～20日	浴車運行開始	12月 1日	浸水 344 戸、床下浸水 491 戸の被害発生	8月 2日	道工事完成
	「くらしを守る練馬区民青空市」・区民祭「54 万・人間ひろば」開催	【昭和52年】（1977年）	戸籍の閲覧が禁止	9月 1日	カネボウ跡地を区民に暫定開放
11月 1日	南田中児童館（敬老館併設）開館	1月 1日	大泉交通公園開園	22日	高松地区区民館（高松保育園併設）開館
15日	練馬区行財政調査会が特別区行財政の強化を区長に提言	2月 24日	第 1 回練馬区保育問題懇談会開催	10月 1日	グラントハイツ跡地開発計画原案、都から提示
	【昭和50年】（1975年）	2月	グラントハイツ跡地の都立公園建設工事開始	1日	石神井休日急患診療所で歯科休日急患診療開始
1月 25日	財政格差の解消を求める練馬区民大会を練馬公民館で開催	3月 29日	みどりを保護し回復する条例制定	11日	北町・桜台地区区民館（桜台第二保育園併設）開館
2月 1日	北町児童館（北町第二保育園併設）開館	4月 1日	練馬区緑化委員会設立	12日	練馬区宅地等開発指導要綱施行
2月	区の事務の効率化を図るため、電子計算機導入	1日	石神井台児童館（保育園・敬老館併設）開館		建築物の日影規制の都条例施行
4月 1日	改正地方自治法施行（都から保健所の事務が移管、24 年ぶり区長公選制復活）	1日	早宮・田柄第三・橋戸・石神井台小学校、谷原中学校開校	【昭和54年】（1979年）	
1日	区の組織を 9 部制に改正	5月 1日	埼玉県秩父市に秩父青少年キャンプ場開設	1月 4日	石神井保健所移転開設
1日	関中学校開校	1日	豊玉北地区区民館開館	24日	グラントハイツ跡地開発の東京都案を都市計画決定
27日	第 8 回区議会議員（定数 56 人）・区長選挙	1日	西大泉児童館（保育園・敬老館併設）開館	2月 24日	練馬区勤労者福祉共済会（ファミリーパック）発足
27日	8 代区長に田畑健介就任	11日	グラントハイツ跡地開発計画会議で 1 万 2 千戸の住宅建設決定	3月 23日	みどりの推進協定第 1 号として、向山三丁目の城南住宅組合と協定締結
5月 1日	大泉東出張所移転（東大泉区民館併設）開設	20日	福祉タクシー券制度開始	4月 1日	北原小学校、南が丘中学校開校
1日	初の区立北大泉幼稚園開園	7月 1日	緊急一時保育制度開始	22日	第 9 回区議会議員（定数 56 人）・区長選挙
1日	向山保育園開園	18日	第四出張所移転（都営住宅内に併設）開設	27日	9 代区長に田畑健介就任
6月 1日	第二出張所移転（早宮区民館併設）開設	21日	練馬区高齢者事業団（現（公社）練馬区シルバー人材センター）設立	5月 1日	早宮・下石神井地区区民館開館
1日	関町児童館開館	8月 1日	区独立 30 周年記念碑を開進第三小学校校庭に建立	1日	下石神井第三・春日町第三保育園開園
10月 1日	第 12 回国勢調査実施 練馬区の人口 559,665 人	1日	春日町区民館（第四出張所併設）開館	21日	江古田の浅間神社富士塚が、国の重要有形民俗文化財に指定
11月 1日	初の憩いの森として、清水山憩いの森（カタクリ自生地）開園	21日	北大泉野球場開設	8月 1日	中村橋区民センター（心身障害者福祉センター、消費生活センター、貫井地区区民館、第三出張所移転併設）開設
12月 15日	桜台出張所移転開設（南町から名称を変更）	10月 1日	区独立 30 周年記念「11 万から 55 万区民へ」発刊	1日	軽費老人ホーム「すずしろ園」が都から区に移管
	【昭和51年】（1976年）	7日	練馬区基本構想策定	20日	心身障害者（児）のための病院委託による緊急一時保護開始
1月 1日	桜台区民館（桜台出張所に併設）開館	23日	休日歯科応急診療開始	9月 1日	都と合同で大規模総合防災訓練実施（光が丘運動場他）
2月 1日	東大泉児童館（敬老館・東大泉第二保育園併設）開館	【昭和53年】（1978年）		10月 19日	台風 20 号で区内各地に被害発生
4月 1日	練馬第三・南が丘小学校開校	3月	練馬駅北口カネボウ跡地の区と都による先行取得決定	12月 1日	ひとり暮らしの高齢者にアパートのあっせん開始
6月 1日	区営ボート場を武蔵関公園に開設	4月 1日	三原台温水プール（児童館・敬老館併設）開設		
7月 1日	平和台図書館開館	1日	大泉学園緑小学校、三原台・大泉北中学校開校		
20日	高野台運動場（野球場・庭球場）開設	17日	武蔵関公園が都から区へ移管		
9月 9日	台風 17 号で関町四・五丁目、大泉学園町などに床上	6月 1日	中大グランド跡地を区民に暫定開放		
		21日	暗きょ化に伴い、田柄川緑		

【昭和55年】（1980年）			スメント）条例施行	5月22日	第1回 練馬こどもまつり開催
2月1日	大泉図書館開館	20日	区独立30周年記念「練馬区史現勢編」発行	6月4日	尾崎遺跡資料展示室（春日小学校内）開設
3月1日	生活実習所（現氷川台福祉園）、大泉福祉作業所、平和台授産場が都から区に移管	12月26日	都立光が丘公園が一部開園	24日	営団地下鉄（現東京メトロ）有楽町線の小竹向原駅・氷川台駅・平和台駅・営団赤塚駅（現地下鉄赤塚駅）が開業
4月1日	総合教育センター開設	3月24日	練馬区長期総合計画（昭和56～65年度）策定	30日	地下鉄12号線計画路線（案）を都が提案
1日	大泉学園桜小学校開校	4月1日	関町第三保育園開園	7月1日	旭町南地区区民館開館
1日	長野県武石村（現上田市）に武石少年自然の家開設	1日	関保健相談所開設	9月1日	区営の公益質屋廃止
21日	谷原出張所移転（総合教育センター内に併設）開設	1日	春日小学校開校	10月1日	北町福祉作業所・北保健相談所（改築）開設
5月1日	向山庭園開園	1日	桜台体育館（開進第三中屋内運動場に併設）開館	1日	ひとり暮らし等の高齢者に給食サービス開始
15日	区役所庁舎東館（現東庁舎）完成	1日	白百合福祉作業所、精神薄弱者生活寮しらゆり荘開設	1日	西武有楽町線の小竹向原～新桜台駅間開通
6月2日	中野区と共同で、富士見台ケアセンター業務開始	5月1日	北大泉地区区民館開館	3日	「非核都市練馬区宣言」を行う
8月10日	区独立30周年記念「練馬区史現勢資料編」発行	5日	練馬区スポーツ少年団フェスティバル開催（第1回少年少女スポーツフェスティバル）	17日	「ビデオねりま」放映開始
9月1日	富士見台地区区民館（富士見台こぶし保育園併設）開館	6月1日	光が丘地区開発推進本部設置	10月	練馬清掃工場光が丘分工場（現光が丘清掃工場）竣工
1日	豊玉第四保育園開園	9月1日	関町図書館開館	【昭和59年】（1984年）	
10月1日	氷川台（氷川台第二保育園併設）・北町第二地区区民館開館	1日	（財）練馬区文化振興協会（現（公財）練馬区文化振興協会）設立	1月1日	区旗制定
12月1日	第八出張所開設	12日	台風18号で区内各地に床上浸水484件、床下浸水720件の被害発生	7日	区と区議会共催の新年賀詞交換会を初めて開催
【昭和56年】（1981年）			10月1日	2月2日	二十三特別区議会が主催し、特別区を「市」にするための促進大会開催
1月23日	国土庁主催の「農住タウン・ミーティング」を練馬区で開催	11月5日	父子・母子家庭への家事援助者派遣事業開始	3月23日	光が丘出張所開設
2月17日	練馬区など関係11区が都営地下鉄12号線促進連絡協議会を結成（会長：田畑区長）	12日	地下鉄12号線建設促進総決起大会開催	4月1日	区役所庁舎西館（現西庁舎）完成
3月1日	大泉学園地区区民館（大泉学園保育園併設）開館	30日	練馬地区（練馬駅北西側約13ha）環境改善計画策定	1日	光が丘第三保育園開園
4月1日	防災行政用無線局開局	12月7日	区独立30周年記念「練馬区史歴史編」発行（3部作完成）	1日	光が丘第四小学校、光が丘第一・光が丘第四中学校開校
1日	大泉学園桜中学校開校	20日	光が丘地区医療施設誘致構想まとめる	1日	東大泉地区区民館開館
1日	東京中高年齢労働者職業福祉センター（サンライフ練馬）開設	障害者福祉施策推進を図るための練馬区行動計画策定		16日	田柄・西大泉地区区民館開館
5月1日	放射36号線の建設に建設大臣の事業認可	【昭和58年】（1983年）		16日	婦人関係施策推進会議設置
6月18日	光が丘地区医療施設構想試案が、光が丘地区医療施設構想協議会から区長に答申	1月17日	災害時の生活用水を確保するため「ミニ防災井戸」の指定開始	6月11日	区議会が「都営地下鉄12号線を光が丘から大泉以西へ延伸するための意見書」を運輸大臣に提出
7月1日	防災無線を利用し「タベの鐘（現タベの音楽）」放送開始	4月1日	収入役室の業務を電算化	19日	大泉公園内に災害時の応急給水施設完成
8月28日	特別区政調査会が特別区長会に「特例市」構想の最終答申提出	1日	光が丘第一小学校開校	9月1日	光が丘第四保育園開園
10月1日	東京都環境影響評価（アセ	1日	石神井台第二・旭町第二・光が丘第二保育園開園	5日	戦後初の大泉町二丁目土地区画整理組合を設立認可
		1日	練馬区建築審査会設置	10月4日	光が丘地区に練馬区医師会立病院の誘致を決定
		3日	練馬文化センター開館		
		24日	第10回区議会議員（定数56人）・区長選挙		
		27日	10代区長に田畑健介就任		

【昭和60年】（1985年）

- 2月 1日 練馬区電子計算組織に係る個人情報保護に関する条例施行
1日 住民記録の電算化開始
3月 22日 練馬区婦人行動計画策定
31日 区職員の定年制実施
4月 1日 関町北・春日町南地区区民館開館
1日 光が丘第五・光が丘第六保育園開園
1日 光が丘あかね幼稚園開園
1日 光が丘第三・光が丘第七小学校開校
1日 練馬区ワンルーム形式集合建築物の建築に関する指導要綱施行
5月 1日 千葉県富山町（現南房総市）に岩井少年自然の家開設
7日 練馬公民館（改築）開館
25日 外郭環状線の建設に伴う公聴会開催
6月 1日 練馬図書館（改築）開館
7月 1日 貫井図書館開館
1日 貫井第二保育園開園
11日 運輸政策審議会が都営地下鉄12号線の光が丘から大泉学園までの延伸を運輸大臣に答申
8月 1日 勤労福祉会館開館
10月 1日 第14回国勢調査実施
練馬区の人口587,887人
1日 区立美術館開館
1日 石神井台・上石神井地域集会所開設
2日 関越自動車道全線開通

【昭和61年】（1986年）

- 2月 1日 戸籍謄本・抄本を出張所でも交付開始
19日 特別区制度改革について都区間で最終合意
3月 1日 区立保養所「網代荘」閉鎖
4月 1日 立野・南大泉地区区民館開館
1日 関町生活実習所（現関町福祉園）開設
1日 早宮・光が丘第七保育園開園
1日 光が丘むらさき幼稚園開園
1日 光が丘第五小学校開校、開進第二中学校セミナーハウス開設
1日 練馬区特別区制度改革推進会議設置

12日 平和祈念碑を区役所庁舎前に設置

7月 1日 練馬区自転車の適正利用に関する条例施行

8月 12日 春日町一・二丁目地区の地区計画、春日町二丁目地区の沿道整備計画が都市計画決定

9月 1日 練馬区公文書公開条例施行
25日 東台野球場開設

10月 1日 練馬区文化財保護条例施行

11月 1日 練馬区医師会立光が丘総合病院開院

12月 2日 早宮二丁目地区・大泉町二丁目地区の地区計画が都市計画決定

10日 練馬区文化財保護審議会設置

【昭和62年】（1987年）

1月 8日 環状七号線（羽沢・小竹町地区）沿道整備計画が都市計画決定

2月 2日 エイズ相談窓口を保健所・保健相談所に開設

4月 1日 婦人会館（現男女共同参画センターえーる）開館

1日 花とみどりの相談所開設

1日 光が丘第八・石神井町つづじ保育園開園

1日 光が丘第二小学校、光が丘第二中学校開校

1日 びくに公園庭球場開設

1日 南田中・谷原地域集会所開設

12月 都道放射36号線一部開通
26日 第11回区議会議員（定数56人）・区長選挙

27日 11代区長に岩波三郎就任

6月 15日 練馬大泉郵便局（現大泉郵便局）開局

7月 21日 アスベスト撤去作業を小・中学校合わせて4校で開始

8月 1日 区独立40周年記念「練馬区小史」発行

9月 1日 ひとり暮らしの高齢者に学校給食提供開始

11月 10日 （財）練馬区都市整備公社（現（公財）練馬区環境まちづくり公社）設立

16日 区内初の特別養護老人ホーム「育秀苑」開設

12月 1日 練馬区医師会立光が丘総合病院で夜間の急病・安心コール開設

3日 区独立40周年を記念して、区民の応募による「ねりま百景」決定

10日 西武池袋線の富士見台－石神井公園駅間の高架化完成

【昭和63年】（1988年）

1月 14日 環状七号線（桜台・栄町・豊玉地区）沿道整備計画が都市計画決定

18日 初の育秀苑デイサービスセンター開設

2月 1日 旭丘地域集会所開設

3月 1日 第1回練馬区少女ネットボール大会開催

4月 1日 光が丘わかば幼稚園開園

1日 光が丘第三中学校開校

1日 光が丘生活実習所（現光が丘福祉園）開設

1日 光が丘第九保育園開園

5月 6日 区役所西館（現西庁舎）1階に区民課総合窓口開設

27日 稲荷山図書館開館

6月 16日 石神井公園駅北口地区第一種市街地再開発事業が都市計画決定

7月 19日 地下鉄12号線延伸促進期成同盟発足

8月 1日 練馬区福祉公社設立

17日 第1回中学生海外派遣（区立中学校各1人、34人を米国へ10日間派遣）を実施

9月 11日 第1回照姫まつり開催

10月 1日 初の地下鉄12号線延伸促進大会開催

【昭和64年】（1989年）

1月 7日 昭和天皇崩御

【平成元年】（1989年）

1月 8日 「平成」に改元

13日 池袋のデパートで第1回ねりま漬物物産展開催

2月 1日 中村地域集会所開設

3月 26日 第1回ねりまボランティアまつり開催

29日 千川上水の一部に清流が復活（関町南の一部）

4月 1日 光が丘さくら幼稚園開園

1日 光が丘第十・光が丘第十一保育園開園

1日 光が丘第八小学校開校

1日 心身障害者中村訓練作業室開設

1日 区立として初の田柄特別養

護老人ホーム開設	18日	小竹図書館開館	への架け橋」(下巻) 発刊
3日 住民票などを区内の郵便局から郵送請求できる行政サービス開始	24日	学田公園地下に応急給水槽(都) 設置	20日 練馬区シャトルバス試行運行(平成4年4月1日 本格運行開始)
8日 区役所が第二・第四土曜日閉庁開始	25日	外国語版広報紙(英語、中国語) 発刊	21日 北京市海淀区に練馬区日中友好訪中団を派遣
15日 夏の雲公園庭球場開設	31日	練馬区長期総合計画(平成2~12年度) 策定	9月21日 初の高齢者集合住宅「鶴の里」を羽沢に開設
5月1日 土支庭球場開設	9月1日	出張所で住民税証明書発行開始	10月15日 生産緑地法一部改正を受け、区に生産緑地対策本部設置
1日 向山地域集会所開設	10月1日	練馬区の面積が48.17km ² から48.16km ² に変更(国土地理院調べ)	11月5日 光が丘郵便局開局
7月3日 光が丘区民センター(光が丘区民ホール、高齢者福祉センター、心身障害者福祉集会所、光が丘福祉事務所、光が丘デイサービスセンター、光が丘保健相談所、健康増進センター、衛生試験所、光が丘なかよし児童館、光が丘出張所移転併設) 開設	10日	第1回 練馬区健康フェスティバル開催	12月10日 都営地下鉄12号線(現都営大江戸線)が光が丘駅ー練馬駅まで部分開通
9月1日 初のねりまタウンサイクルを大泉学園駅北口に開設	18日	花とみどりの相談所温室植物園開園	【平成4年】(1992年)
30日 練馬区国際交流協会設立	11月1日	練馬区障害者就労促進協会(レインボーワーク) 設立	2月2日 練馬歯科休日急患診療所開設
10月8日 「練馬区の歌ーわが街・練馬ー」発表	12月3日	空き缶・空きびんの分別回収開始	4日 練馬区の緑化計画が「緑の都市賞」受賞
11月5日 第1回 練馬区伝統工芸展開催	6日	大泉学園駅前地区第一種市街地再開発事業が都市計画決定	13日 全国自転車問題自治体連絡協議会発足、岩波区長が初代会長に選任される
10日 国土地理院の測量方法変更に伴い練馬区面積が47km ² から48.17km ² に変更	11日	電話申込した住民票の写しなどを夜間・休日に交付する「閉庁時窓口サービスコーナー」開設	3月1日 大泉町地域集会所開設
12月1日 光が丘消防署開設	【平成3年】(1991年)		3日 全国自転車問題自治体連絡協議会が国に自転車法等の改正を求めて要望書を提出
【平成2年】(1990年)	1月20日	上石神井体育館開館	4月1日 区の組織を13部制に改正
1月1日 昭和38年2月から始まった練馬区内の「住居表示」事業が第28回の豊玉上・豊玉北地区実施ですべて完了	2月9日	大泉中学校セミナーハウス開設	1日 かたくり福祉作業所開設
4日 電算業務専用棟の中村北分館開館	28日	練馬春日町駅西地区第一種市街地再開発事業が都市計画決定	1日 ふれあい福祉園(現 大泉町福祉園) 開設
3月31日 軽井沢高原寮閉所	3月1日	練馬区戦争体験記録「平和への架け橋」(上巻) 発刊	7月1日 都と23区が毎週土曜日を完全閉庁日とする週休2日制導入
4月1日 光が丘第六小学校開校	30日	練馬区街づくり基本計画策定	15日 区立図書館全館を結ぶオンラインネットワーク完成
1日 看護学生に看護婦への修学資金・就業支度資金貸付制度開始	4月1日	土支田地域集会所開設	16日 練馬区自転車駐車場条例施行
1日 光が丘警察署開設	1日	光が丘病院が「日本大学医学部付属練馬光が丘病院」として再出発	10月1日 (福) 練馬区社会福祉事業団設立
8日 障害者が再生した放置自転車(ネリマレインボーサイクル)を区内で販売開始	21日	第12回区議会議員(定数52人)・区長選挙	13日 北京市海淀区と友好・協力交流に関する合意書に調印
5月1日 旭町北地区区民館開館	27日	12代区長に岩波三郎就任	11月1日 初の区立西大泉市民農園開設
8日 長野県軽井沢町に軽井沢少年自然の家開設	6月1日	区独立40周年記念「練馬区議会史」発行	12日 区内の農地を計画的に保全する生産緑地地区の都市計画決定(区の農地の約半分の242.39haが生産緑地となる)
6月1日 区民相談所で外国語による専門的相談開始	1日	都立大泉中央公園全面開園	12月13日 びん・缶の分別回収の「サンデー・モーニングリサイクル」を区内8路線で試験的に開始
7月10日 練馬西税務署(国) 開設	8月1日	外国都市との連絡・交流などに携わる初の国際交流員として、オーストラリア人を採用	23日 社会教育施設・区民施設の祝日開館開始
	15日	練馬区戦争体験記録「平和	

【平成5年】（1993年）

1月12日 練馬春日町駅西地区市街地再開発組合が設立され、区で初めて市街地再開発事業開始

21日 北京市海淀区、オーストラリアのイプスウィッチ市の児童・生徒の書や絵画作品の展示を区立美術館で開催

2月2日 長尾幸作氏からの寄付を受け、練馬区芸術作品設置基金を創設（条例施行は3月18日）

3月23日 土支田高齢者集合住宅が開設（初のデイサービスセンターを併設）

3月 練馬区障害者福祉行動計画策定

4月1日 大泉学園町・高野台地域集会所開設

1日 練馬区で初めて都市型CATV事業を行う「ケーブルテレビネリマ」（現J:COM東京）開局

10日 フランスのストラスブルフィルハーモニー管弦楽団が、練馬文化センターで公演、同市長が練馬区を表敬訪問

5月9日 体験農場を備えた土支田農業公園開園

6月6日 石神井川に平成みあい橋と緩傾斜護岸完成

29日 南大泉図書館開館、南大泉青少年館（改築）開館

7月1日 厚生文化会館（改築）開館

9月1日 中国から招へいた中医が、日大光が丘病院で漢方医としての指導助言を開始

11月13日 平和台体育館開館

17日 練馬区環境基本計画策定

12月27日 練馬区住宅マスタープラン策定

【平成6年】（1994年）

2月1日 区役所新庁舎（本庁舎20階建）完成

3月17日 練馬区福祉基本計画策定

30日 東京外環自動車道の大泉ICと和光ICの区間約2.9km開通

4月1日 地域別街づくり計画策定

15日 平成つつじ公園開園

20日 光が丘地区区民館開館

4月 ねりまの名木百選 決定

5月14日 光が丘体育館開館

26日 練馬・大田・世田谷・杉並・板橋・北の6区で構成するエイトライナー促進協議会発足

8月1日 三原台・北町地域集会所開設

10月8日 西武池袋線の桜台駅付近ー練馬駅付近までの下り線の高架化完成

15日 オーストラリアのイプスウィッチ市と友好都市提携の合意書に調印

11月10日 長野県武石村（現上田市）と友好提携の合意書に調印

12月1日 武石少年自然の家に新館開館

7日 西武池袋線の新駅、練馬高野台駅開業

7日 西武有楽町線が練馬駅から小竹向原駅まで開通し、営団（現 東京メトロ）有楽町線への乗り入れ開始

21日 都と23区が、都区制度改革に必要な法令改正について自治大臣に正式に要請し、受理される

【平成7年】（1995年）

1月17日 阪神・淡路大震災（マグニチュード7.3）発生

2月1日 初の在宅介護支援センター（光陽苑・やすらぎ舎）開設

13日 練馬区生涯学習推進計画策定

22日 光が丘図書館開館

4月1日 練馬・光が丘・石神井総合福祉事務所開設

1日 石神井町福祉園開設

1日 知的障害者生活寮大泉つつじ荘開設

1日 区内共通商品券発行開始

15日 区役所内に練馬区健康センター開設

16日 初めての練馬つつじ祭り開催

23日 第13回区議会議員（定数52人）・区長選挙

27日 13分区長に岩波三郎就任

5月21日 ねりま区報1000号を発行

6月21日 「防災の手引」を全戸配布

21日 健康づくり推進会議が「練馬区における健康づくり施策の基本的な考え方とその進め方について」を答申

7月1日 狭あい道路拡幅整備事業開始

1日 練馬区行政手続条例施行

18日 西武池袋線練馬駅北口に公共地下駐車場開設

8月15日 平和祈念碑を光が丘公園内に建立

9月1日 ペットボトルの回収開始

10月1日 第16回国勢調査実施

1日 練馬区の人口635,746人

1日 関区民センター（関区民ホール、関高齢者センター、関出張所移転併設）開設

23日 憩いの森制度が「緑の都市賞」を受賞

12月13日 大泉学園駅前地区第一種市街地再開発事業の事業計画が認可される

【平成8年】（1996年）

3月30日 区役所本庁舎アトリウム棟竣工、落成記念区民コンサート開催

4月1日 東大泉地域集会所開設

30日 子育ての広場「光が丘びよびよ」、「大泉びよびよ」を試行的に設置

4月 初の農業体験農園「緑と農の体験塾」開設

6月4日 三宝寺池が環境庁の日本の音風景100選に認定される

7日 練馬春日町駅西地区再開発ビル「エリム春日町」完成

7月10日 練馬区健康センター内に練馬区医師会訪問看護ステーション開設

28日 立野公園開園

8月1日 O-157 等対策本部設置

28日 春日町図書館開館

9月2日 初の避難拠点訓練実施

12月18日 第1回アトリウムミニコンサート開催

24日 練馬区行政改革実施計画（平成9～11年度）策定

【平成9年】（1997年）

1月1日 基礎年金番号制度開始

3月15日 初のリサイクルセンター（現関町リサイクルセンター）開設

4月1日 名誉区民顕彰制度創設

1日 大泉学園町福祉園開設

30日 環状八号線 井荻トンネル開通

5月1日 リサイクルセンターで大型

	家具の展示・販売開始		食事サービス開始	12月 1日	びん・缶街区路線回収を拡大し、区内全域で実施
6月 1日	24時間巡回型ホームヘルプサービス事業開始	10月 1日	児童手当支給事業開始	12日	都営大江戸線全線開業
11日	立体区道「やすらぎ歩道橋」利用開始	11月 1日	中大グラウンド跡地の名称を練馬総合運動場に改称	【平成13年】（2001年）	
7月 1日	練馬区ポイ捨ておよび落書行為の防止に関する条例施行	12月 1日	ねりま区テレホン・ファックスサービス開始	1月 1日	戸籍事務の電算化開始
20日	区独立 50 周年を記念して NHK ラジオ体操の全国公開放送を光が丘体育館前ひろばで実施	12月	初の区内共通商品券の特別販売を実施	3月 3～4日	中村陸橋と西武池袋線の逆立体切替工事実施
8月 1日	区独立 50 周年記念「ねりま 50 年の移り変わり」発行	15日	交通安全区民大会で「交通安全都市練馬区宣言」を行う	16日	練馬区長期総合計画（平成 13～22 年度）策定
9日	大泉学園町体育館開館	【平成11年】（1999年）		4月 1日	練馬区区民・勤労者福祉サービスセンター発足
10月 6日	初の介護老人保健施設「練馬ゆめの木」開設	1月 5日	子どもショートステイ事業開始	5月 17日	オーストラリアのイプスウィッチ市に日本庭園「ネリマガーデン」開園
15日	区民親善訪問団が北京市海淀区訪問	20日	ねりま区報が東京都広報コンクールで最優秀賞を初めて受賞	6月 1日	練馬区夜間救急こどもクリニック事業開始
16日	大泉井頭公園が親水公園として利用再開	3月 1日	練馬駅周辺道路を環境美化推進地区に指定	8月 8日	特別区制度改革に伴い、区として初めて区立小・中学校使用教科書を採択
11月 1日	小竹地域集会所開設	27日	江古田駅地下横断歩道開通	9月 7日	「ねりまの名品 21」決定
2～3日	区独立 50 周年を記念して区民オペラ「アイダ」上演	4月 25日	第 14 回区議会議員（定数 50 人）・区長選挙	10日	平日夜間特別窓口開設
19日	フランスのストラスブール市で、桜の植樹記念式典開催	27日	14 代区長に岩波三郎就任	23日	大泉学園駅西側に補助 135 号線（アンダーパス）開通
12月 13日	西武池袋線の中村橋駅付近－富士見台駅付近の下り線の高架化完成	6月 1日	練馬区保健所を設置し、桜台・石神井保健相談所を開設	10月 8日	「健康都市練馬区宣言」を行う
19日	都営地下鉄 12 号線の練馬駅－新宿駅間開業	1日	東大泉グループ保育室を開設し、駅型グループ保育開始	11月 22日	大泉学園駅北口再開発ビル「ゆめりあ 1」完成
【平成10年】（1998年）		7月 21日	集中豪雨による水害発生（床上浸水 261 件）	12月 20日	新病院の運営主体が、学校法人順天堂に決定
3月 26日	西武池袋線と営団地下鉄（現東京メトロ）有楽町線が相互直通運転開始	11月 1日	練馬中学校内にデイサービスセンター開設	【平成14年】（2002年）	
4月 1日	石神井台みどり地域集会所開設	【平成12年】（2000年）		2月 1日	大泉学園ゆめりあホール開館
30日	光が丘びよびよを光が丘こども家庭支援センター、大泉びよびよを大泉こども家庭支援センターとして開設	1月 4日	育児支援あい事業開始	3月 12日	石神井公園駅北口再開発ビル「石神井公園ピアレス」完成
5月 27日	フランスのストラスブール市から寄贈されたマロニエの植樹式開催	4月 1日	特別区制度改革実施	19日	練馬福祉会館閉館
7月 1日	大泉総合福祉事務所開設	1日	都から区に清掃事業移管、谷原清掃事業所開設	4月 1日	練馬区情報公開条例施行
6日	練馬区産業振興計画策定	1日	練馬区介護保険条例施行	22日	石神井公園ピアレス内に、石神井公園区民交流センター開設
9日	練馬区リサイクル推進協議会設置	1日	練馬区個人情報保護条例施行	5月 20日	谷原出張所が西武池袋線練馬高野台駅高架下に移転
31日	都が練馬区全域を緑化地区に指定	1日	練馬区リサイクル推進条例施行	7月 2日	学校給食リサイクル肥料「練馬の大地」を製品化
8月 3日	練馬区みどりの基本計画策定	1日	区ホームページ開設	8月 5日	住民基本台帳ネットワークシステムの第 1 次稼動開始（国）
9月 16日	学校給食を活用した高齢者	5月 25日	練馬区自転車利用総合計画策定	9月 7日	ねりま遊遊スクール開始
		7月 1日	ストーカー被害防止のため、住民票の写しの交付請求や閲覧の制限実施	10月 1日	石神井公園駅北口駅前広場完成
		1日	練馬区介護保険運営協議会発足	1日	夜間休日の住民票などの即時発行窓口開設
		9月 21日	練馬区リサイクル推進計画策定		
		11月 7日	大泉学園再開発地区の名称が、一般公募により「大泉学園ゆめりあ」に決定		

1 日	春日町リサイクルセンター開設	発行	工事完了
11月15日	大泉学園駅南口再開発ビル「ゆめりあ2」完成	7 月 30日	練馬区まちづくり条例施行
【平成15年】（2003年）		モデル事業開始	1 日 区立施設の指定管理者制度開始
1 月 1 日	総合教育センター（現学校教育支援センター）が旧練馬福祉会館に移転	9 月 11日	1 日 東大泉第三保育園開園
2 月 1 日	関町地域集会所開設	9 月	13日 みどり30基本方針策定
3 月 3 日	北町・田柄地区と光が丘を結ぶシャトルバスの運行開始	10月16日	5 月 11日 軽自動車税のコンビニエンスストアでの納付開始
16日	環状八号線練馬春日町トンネル開通	18日	28日 環状八号線全面開通
4 月 1 日	練馬駅北口駅前広場および歩行者用デッキ完成	23日	6 月 2 日 練馬区観光協会設立
1 日	大泉学園駅南口駅前広場が完成し再開発事業が終了	12月13日	8 月 1 日 練馬区環境基本条例施行
1 日	図書館資料のインターネット予約サービス開始	1 日 「環境都市練馬区宣言」を行う	
27日	第15回区議会議員（定数50人）・区長選挙	8 月 都市計画道路補助230号線（笹目通り～土支田通り区間）が事業認可	
27日	15代区長に志村豊志郎就任	10月2日 自動交付機を導入し、住民票の写し、印鑑登録証明書の交付開始	
5 月 23日	練馬区観光協議会発足	11月1日 練馬区環境審議会設置	
7 月 15日	区立小・中学校で初めて春日小学校校庭の芝生化完成	12月7日 区独立60周年を記念して「練馬区健康いきいき体操」発表	
9 月 3 日	「練馬区にちなんだ商品（愛称：ねりコレ）」を決定	11日 わがまち練馬みらい債（住民参加型市場公募地方債）発行	
5 日	第1回ともに地域を築く区民と区長のつどい開催	26日 みどり30推進計画（平成19～28年度）策定	
10月31日	学校・区民施設のアスベスト除去方針・計画策定	【平成19年】（2007年）	
12月1日	豊玉障害者地域生活支援センターきらら開設	1 月 11日 区独立60周年を記念して「練馬区の素敵な風景100選」発表	
25日	新行政改革プラン（平成16～18年度）策定	27日 都市農地保全推進自治体フォーラム開催	
【平成16年】（2004年）		3 月 23日 地図情報ねりまっぷ運用開始	
1 月 27日	学校給食調理業務の民間委託を4校で開始	25日 区独立60周年を記念して、NHKのど自慢公開生放送を練馬文化センターで実施	
2 月 1 日	貫井福祉園（福祉工房、活動交流室併設）開設	4 月 1 日 関子ども家庭支援センター開設	
4 月 1 日	大泉さくら運動公園開園	1 日 中学生までの医療費無料化実施	
6 日	安全・安心パトロールカー運行開始	1 日 いきいき健康券事業開始	
5 月 9 日	区役所に屋上庭園・屋上緑化見本園開設	1 日 区立中学校で二学期制を導入	
5 月	練馬区アスベスト対策大綱を策定	22日 第16回区議会議員（定数50人）・区長選挙	
6 月 1 日	国民健康保険料のコンビニエンスストアでの納付開始	27日 16代区長に志村豊志郎就任	
1 日	学校安全安心ボランティア事業開始	5 月 6 日 練馬区情報番組「ねりまほっとライン」放送開始	
21日	練馬区洪水ハザードマップ	7 月 11日 ブルーベリー摘み取り観光農園開園	
		8 月 1 日 初の名誉区民として6名	

	(上野徳次郎、梅内正雄、小口政雄、加藤隆太郎、栗原佐吉、林信助)を顕彰	1 日	石神井障害者地域生活支援センターういんぐ開設	24 日	定を締結
		7 月 16 日	3つのコミュニティバスの名称を統一し、「みどりバス」として運行開始	2 月 14 日	野村万作氏が練馬文化センター名誉館長に就任
1 日	区独立60周年記念「ねりま60」発行				日本銀行石神井運動場を公園用地として取得
31 日	練馬駅地下1階に練馬区観光案内所開設	21 日	都市計画道路補助230号線(土支田通り～外環道区間)が事業認可	3 月 7 日	区の公式アニメキャラクター「ねり丸」発表
10 月 31 日	行政改革推進プラン(平成19～22年度)策定	8 月 3 日	23区初のアニメキャラクター(銀河鉄道999)入り証明書(住民票の写しなど)発行開始	11 日	東日本大震災(マグニチュード9.0)発生。区は災害対策本部を設置
11 月 1 日	光が丘障害者地域生活支援センターすてっぷ開設	12 月 11 日	練馬区基本構想策定	24 日	区公式ツイッターアカウントを作成、区政情報の発信を開始
12 月 2 日	第1回 練馬大根引っこ抜き競技大会開催			4 月 1 日	初の小中一貫教育校「大泉桜学園」が開校
【平成20年】(2008年)		【平成22年】(2010年)		4 日	大泉学園町希望が丘公園運動場開設
1 月 4 日	出張所を区民事務所(4か所)と出張所(13か所)に再編	1 月 15 日	貫井子ども家庭支援センター開設	12 日	東日本大震災で被災した宮城県亘理町へ、区職員の第一次支援隊が出発
29 日	北京市海淀区との友好交流15周年記念碑除幕式開催	1 月	学校跡施設(光が丘地域)活用基本計画策定	24 日	第17回区議会議員(定数50人)・区長選挙
2 月 8 日	区立学校適正配置第一次実施計画策定	3 月 12 日	練馬区長期計画(平成22～26年度)策定	27 日	17代練馬区長に志村豊志郎就任
3 月 16 日	第1回 ねりたんアニメプロジェクト in 大泉開催	19 日	練馬区区民との協働指針策定	5 月 1 日	区が景観法による景観行政団体となる
4 月 1 日	区立小学校で二学期制を導入	28 日	石神井公園ふるさと文化館開館	1 日	練馬区景観条例施行
9 日	光が丘子ども家庭支援センター開設	4 月 1 日	練馬区歩行喫煙等の防止に関する条例施行	6 月 13 日	東日本大震災による福島第一原子力発電所事故を受け、放射線量等の測定を区立施設で開始
14 日	区の人口が70万人を超える	1 日	光が丘地区で統合新校4校(光が丘四季の香・光が丘春の風・光が丘夏の雲・光が丘秋の陽小学校)が開校	9 月 1 日	粗大ごみや小型家電から金属の資源化事業を開始
6 月 1 日	練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例施行	5 月 1 日	大泉子ども家庭支援センター開設	2 日	新座市と災害時相互応援協定を締結
10 月 29 日	都市農地保全推進自治体協議会設立、初代会長に志村区長が選出される	1 日	大泉障害者地域生活支援センターさくら開設	10 月 1 日	自治体として初めて使用済み食用油のバイオ燃料精製事業を開始
11 月 5 日	名誉区民として5名(牧野富太郎、田畑健介、岩波三郎、野村万作、松本零士)を顕彰	25 日	練馬区地球温暖化対策地域協議会設立	【平成24年】(2012年)	
22～24 日	第1回 ねりたんアニメカーニバル開催	8 月 10 日	都市計画道路補助230号線(外環道～大泉学園通り区間)が事業認可	1 月 30 日	武蔵野市と災害時相互応援協定を締結
【平成21年】(2009年)		20 日	西東京市と災害時相互応援協定を締結	3 月 27 日	館林市と災害時相互応援協定を締結
1 月 22 日	中村南スポーツ交流センター開館	27 日	和光市と災害時相互応援協定を締結	4 月 1 日	(公社)地域医療振興協会練馬光が丘病院が開院(3月31日に日本大学医学部付属練馬光が丘病院が運営終了)
30 日	練馬区地域共存型アニメ産業集積活性化計画策定	10 月 1 日	第19回国勢調査実施	5 月 10 日	練馬区施設建築安全審査会設置
2 月 12 日	牧野記念庭園が国の登録文化財に指定	1 日	練馬区福祉のまちづくり推進条例施行	28 日	練馬区教育振興基本計画策定
4 月 1 日	(一財)練馬みどりの機構設立	11 月 1 日	練馬区資源循環センター開設	6 月 1 日	しらゆり荘移転開設
2 日	豊玉リサイクルセンター開設	24 日	下仁田町と災害時物資等支援協定を締結		
22 日	フランスのアヌシー市とアニメ産業交流協定締結	【平成23年】(2011年)			
5 月 1 日	南田中図書館開館	1 月 1 日	練馬区政推進基本条例施行		
		6 日	前橋市と災害時相互応援協		

8月 1日	原付自転車オリジナルナンバープレート(「ねり丸」「銀河鉄道 999」) 交付開始	20日	第 18 回区長選挙、区議会議員補欠選挙(3人)	29日	第 1 回 練馬つつじフェスタ開催
10月 1日	大泉学園駅北口地区再開発事業が開始	20日	18 代区長に前川耀男就任	6月 29日	みどりの風吹くまちビジョンアクションプラン(平成 27～29 年度) 策定
11月 1日	初の都市型軽費老人ホーム 2 施設が開設	5月 1日	Coconeri(ココネリ)に初の回復期リハビリテーション病院開設	9月 6日	練馬区農の学校初の「ねりま農サポーター」誕生
【平成25年】(2013年)					
1月 15日	前橋市と災害時の行政情報の発信に関する覚書を締結	20日	区の執行体制を強化するため、副区長 2 名制を採用	17日	全国初、地方自治体独自の幼保一元化施設「練馬こども園」13 園を認定
21日	旧光が丘第五小学校にこども発達支援センター開設	7月 1日	区内 11 か所の郵便局で住民票の写し等の証明書発行開始	10月 1日	第 20 回国勢調査実施 練馬区の人口 721,722 人
1月	中村地区浸水対策施設が竣工	22日	区長とともに練馬の未来を語る会初開催	24日	第 1 回 ねりまビッグバンを光が丘地域で開催
4月 1日	練馬区暴力団排除条例施行	22日	早宮・関区民事務所開設	11月 7日	練馬産野菜や農産物等を使用した加工品などの即売会「ねりマルシェ」初開催
1日	(一社)練馬区産業振興公社設立	22日	区役所西庁舎 10 階にハーブテラス開園	12月 21日	練馬区の「これから」を考える～区政の改革に向けた資料～公表
3日	上尾市・上田市と災害時相互援助協定締結(3 自治体間での災害時応援体制を構築)	8月 1日	上石神井敬老館開設	【平成28年】(2016年)	
7月 1日	練馬区子ども・子育て会議設置	10月 1日	計測方法の変更に伴い区の面積が48.16km ² から48.08 km ² に変更	2月 1日	大泉さくら運動公園多目的運動場を人工芝化
9月 1日	災害時・緊急時の連絡網として、「緊急一斉メール」連絡網システム導入	20日	オーストラリアのイプスウィッチ市友好都市提携 20 周年記念調印式開催	2月	練馬区教育・子育て大綱策定
10月 1日	練馬区公式フェイスブック開設	11月 20日	大江戸線延伸の実現をめざし、都へ要望書を提出	3月 4日	ねりま区報が東京都広報コンクールで最優秀賞を受賞
15日	自動交付機での住民税の証明書交付開始	【平成27年】(2015年)		4月 1日	練馬区文化振興協会の新理事長に大谷康子氏が就任
11月 15日	都市計画補助 230 号線が笹目通りから土支田通りまで開通	1月 25日	西武新宿線立体化促進協議会(会長:前川区長)発足	1日	学童クラブ事業とひろば事業を一体的に運営する「ねりっこクラブ」を一部の小学校で開始
12月 2日	ハローワークと連携した、就労応援ねりま開設	25日	西武池袋線の練馬高野台～大泉学園駅間の高架化が完成し、全高架化事業が完了	1日	ねりま子育てサポートナビ運用開始
【平成26年】(2014年)		3月 14日	練馬区農の学校開校	1日	区立小・中学校で新たな三学期制を導入
2月 23日	志村豊志郎区長が逝去	19日	みどりの風吹くまちビジョン策定	4日	マイナンバーカードを利用して住民票などの証明書が取れるコンビニ交付サービス開始
3月 18日	区内警察署、防犯協会と区の三者で、「練馬区街かど安全 71 万区民の目」警戒運動に関する覚書を締結	19日	区の魅力を発信する「Yori DoriMidori(よりどりみどり)練馬」プロジェクト開始	15日	街かどケアカフェこぶし開設
31日	光が丘あかね・光が丘わかば幼稚園開園	29日	第 1 回 練馬こぶしハーフマラソン開催	20日	国の交通政策審議会が進めるべき 6 つのプロジェクトの一つに大江戸線延伸を選定
4月 1日	石神井松の風文化公園開園、同公園内に石神井公園ふるさと文化館分館開館	4月 1日	練馬区区政改革推進会議設置	5月 3日	四季の香ローズガーデン開園
1日	旧光が丘第二小学校に学校教育支援センター、防災学習センター、練馬介護人材育成・研修センター開設	1日	美術の森緑地リニューアルオープン	9月 12日	世界都市農業サミット推進委員会設置
14日	区施設と民間施設からなる複合施設 Coconeri(ココネリ)が練馬駅北口に開設	4日	大泉学園駅北口直結のペDESTリアンデッキに大泉アニメゲート開設	10月 1日	スマートフォンなどを活用し、区民の気づきを区政に活かす「ねりまちレポーター」創設
		5日	こどもの森開園	1日	介護人材の確保・育成を支援する「アドバイザー派遣
		10日	初めての練馬区総合教育会議設置		
		26日	第 18 回区議会議員(定数 50 人)選挙		

事業」開始	1 日	区独立 70 周年を記念して花火フェスタを開催	7 月 10 日	区内警察署と「要保護児童の早期発見と児童虐待の未然防止に向けた情報共有等に関する協定」を締結
10 日 区独立 70 周年プレイベント「みどりの風 練馬薪能」開催	1 日	全国で初めて、区内在住者に加え、在勤・在学者も対象に含めた骨髓提供者支援事業を開始	11 日	マイナンバーを活用した、保育の現況届のオンライン受付を開始
14 日 練馬区みどりの区民会議設立	5 日	区独立 70 周年を記念して「真夏の第九」コンサートを開催	9 月 1 日	区公式ホームページを 8 年ぶりに全面リニューアル
19 日 ユニバーサルスポーツフェスティバル初開催	10 月 1 日	電動アシスト付自転車を使用したシェアサイクル事業の社会実験を開始	10 月 6 日	小学生の放課後居場所説明会を初開催
21 日 区政改革計画～みどりの風吹くまちを実現するために～策定	14 日	区独立 70 周年を記念して「みどりの風 練馬薪能」を開催	16 日	東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を応援する「ハンドスタンプアートプロジェクト」に、全国の自治体に先駆けて支援を開始
【平成29年】（2017年）	12 月 1 日	区役所アトリウム等区内 4 か所で無料公衆無線 LAN「Nerima Free Wi-Fi」の運用開始	29 日	「訪れてみたい日本のアニメの聖地 88（2019 年版）」に練馬区が選出
2 月 19 日 練馬つながるフェスタを初開催	7 日	「グランドデザイン構想(素案)」発表	11 月 1 日	区初の障害児保育園「ヘレン中村橋」が、中村橋区民センターで開園
2 月 練馬区空き家等対策計画策定	【平成30年】（2018年）		19 日	「農の活きるまちねりま」が第 38 回緑の都市賞の国土交通大臣賞を受賞
3 月 1 日 石神井観光案内所開設	1 月 21 日	西武新宿線立体化促進大会を開催	23 日～25 日	世界都市農業サミット・プレイベントを開催
23 日 清水山の森（旧清水山憩いの森）開園	2 月 13 日	区内 3 消防署と震災時における、り災証明書発行に関する協定を締結	12 月 25 日	上石神井駅の交通広場整備事業に着手
25 日 中里郷土の森開園	3 月 19 日	新たな「アクションプラン（平成 30～31 年度）」策定	【平成31年】（2019年）	
26 日 区独立 70 周年を記念して練馬こぼしハーフマラソンを開催	3 月	練馬区無電柱化推進計画策定	1 月 18 日	東京の民生委員制度創設 100 周年記念式典・イベントを開催
4 月 1 日 関越自動車道高架下を活用して、はつらつセンター大泉、大泉リサイクルセンター、大泉運動場、地域交流ひろば、地域活動倉庫を開設	4 月 1 日	心身障害者福祉手当の対象を拡大し、精神障害者を追加	26 日	東京外かく環状道路（関越～東名）シールドマシン発進式が開催
5 月 23 日 広報キャンペーン「よりどりみどり練馬」が日本広報協会会長賞（入選）受賞	1 日	ひとり暮らし高齢者等への訪問支援を区内全域で開始	31 日	練馬区町会・自治会の在り方検討会が、冊子「練馬区のこれからの町会・自治会運営のヒント集」を発行
6 月 1 日 ひとり親家庭総合相談窓口開設	1 日	高齢者在宅生活あんしん事業を開始	2 月	区と東京あおば農業協同組合とが共同で実施した農地所有者に対する意向調査で、約 8 割の農業者が農地面積の維持を希望
1 日 臨時災害放送局の取組が総務省関東総合通信局長表彰を受賞	1 日	区内在住外国人向けフェイスブックページ「多文化ねりま～文化交流ひろばから」開設	3 月 7 日	初めての「練馬ビジネスチャンス交流会」を開催
5 日 地域団体と街かどケアカフェ連携協定を締結	15 日	第 19 回練馬区長選挙・区議会議員補欠選挙（5 人）	26 日	順天堂大学付属病院と災害時に避難拠点への電力を供
9 日 名誉区民として 2 名（野見山暁二、ちばてつや）を選定	20 日	19 代区長に前川耀男就任		
7 月 3 日 窓口で聴覚障害者とのコミュニケーションを円滑に行うためのアプリを導入	6 月 1 日	地震等の災害時における電源確保の取組みとして「災害協力登録車制度」を創設		
26 日 都内で初めてアイメイト（盲導犬）の訓練を区役所庁舎内で実施	1 日	禁煙医療費補助事業を開始		
7 月 ねりまユニバーサルフェスとして、みんなの UD パーク、ユニバーサルスポーツフェスティバル、Nerima ユニバーサルオーケストラコンサート等を開催（開催期間 7 月～12 月）	1 日	寄付金のインターネットによる申込み、クレジットカード決済を開始		
8 月 1 日 区独立 70 周年記念「くるとねりま」発行	6 月	おおむね 10 年後から 30 年後の将来像を示した「グ		

給する協定を締結

3月15日「第2次みどりの風吹くまちビジョン」を策定

※平成31年4月～令和2年3月については「練馬区この1年」(1～8ページ)をお読みください。

関連文書一覧

各所管課が発行する、練馬区勢概要に掲載の項目や関連する事業等をまとめた冊子等を一覧としている。

- ・「税務概要 令和元年度版（2019年度版）」
練馬区区民部税務課・収納課（令和元年9月発行）
- ・「練馬区教育要覧 令和元年版（2019年版）」
練馬区教育委員会（令和元年9月発行）
- ・「練馬の介護保険 平成30年度実績報告」
練馬区高齢施策担当部介護保険課（令和元年11月発行）
- ・「ねりまの保健衛生 令和元年版（2019年版）」
練馬区健康部・保健所・地域医療担当部（令和元年9月発行）
- ・「ねりまのかんきょう 平成30年度（2018年度）報告」
練馬区環境部環境課（令和元年9月発行）
- ・「ねりまの国保 令和元年度（2019年度）平成30年度実績」
練馬区区民部国保年金課・収納課（令和元年9月発行）
- ・「ねりまの後期高齢者医療 令和元年度（2019年度）平成30年度実績」
練馬区区民部国保年金課（令和元年11月発行）

【表紙】

上：夏休み親子パラリンピック競技体験会

中央左：練馬こどもカフェ

下右：世界都市農業サミット（シンポジウム）

【裏表紙】

上：ねりまランタンフェスティバル

下：つながるカレッジねりま



練馬区勢概要

令和2年版（2020年版）

令和2年（2020年）9月発行

編集 練馬区総務部情報公開課
発行

住所 東京都練馬区豊玉北6丁目12番1号

電話 03-3993-1111（代表）

練馬区ホームページアドレス

<https://www.city.nerima.tokyo.jp/>

非核都市練馬区宣言

世界の恒久平和は、人類共通の願いである。しかし、近年、核軍拡競争は、激化し、世界平和に深刻な脅威をもたらしている。

われわれは、世界最初の被爆国民として、平和憲法精神に沿って、核兵器の全面禁止と軍縮の推進について積極的な役割を果たすべきである。

わが練馬区および練馬区民は、日本国憲法に掲げられた恒久平和の理念を生かし、また、日本の国是である非核三原則（造らず、持たず、持ち込ませず）が完全実施されることを願い、わが練馬区の区域内に、いかなる国のいかなる核兵器も、製造、配備、貯蔵することはもとより、飛来、通過することをも拒否する。

練馬区および練馬区民は、さらに他の自治体とも協力し、核兵器の廃絶と軍縮にむけて努力することを宣言する。

昭和五十八年十月三日

練馬区

交通安全都市練馬区宣言

交通安全の確保は区民共通の願いである。しかし区内では尊い人命を奪うような事故を始め多くの交通事故が発生し、区民生活においても危機感をつのらせている。

練馬区および練馬区民は、持てる力を結集し、交通事故防止のために欠くことができない道路環境を整備するとともに、一人ひとりが交通マナーを高め、交通ルールを守ることを決意した。練馬区および練馬区民は、生命尊重、人間優先の理念に基づき、交通事故のない安全で安心して暮らせるまちの実現に向けて努力することをここに宣言する。

平成十年十二月十五日

練馬区

健康都市練馬区宣言

私たちは、家族や地域の人々とのふれあいのなかで、生きがいに満ちた自分らしい生涯を望み、健康であることを願っています。

健康づくりは、私たち自身が日々の生活のなかで、「自分の健康は自分で守り、つくる」ことを自覚し、実践することから始まります。

健康は、私たち一人ひとりの主体的な取組と地域社会の積極的な支援とが一体となって確かなものとなります。

練馬区および練馬区民は、だれもが、自分の生き方に自信と誇りを持ち、生きる喜びとともに分かちあえる、健康と活力あふれるまち、ふるさとねりまの実現をめざします。

練馬区および練馬区民は、健康こそ生活の基盤であり、福祉の原点との認識のもと、みどり豊かな環境のなか、健康づくりのさらなる発展を決意し、ここに健康都市練馬区を宣言します。

平成十三年十月八日

練馬区

環境都市練馬区宣言

私たちは、武蔵野の台地に広がった雑木林や農地と調和したみどりと水の豊かなまち練馬を誇りにしてきました。しかし、そうしたまちの風景は、次第に失われつつあります。

また、資源とエネルギーを大量に消費する暮らしや事業活動のあり方は、地球温暖化の原因となる温室効果ガスなどの環境負荷を発生させ、地域のみならず地球環境に対して大きな影響を与えるようになっていきます。

多くの人々の努力により守られてきた環境資産を大切にしながら、快適で安心して暮らすことのできる環境をつくり、つぎの世代に引き継いでいくことは、今を生きる私たちの責務です。

練馬区に住み、働き、学び、集う私たちは、協力して、「みどりや水と共生する美しいまち」「安全で健康に暮らせる生活環境のまち」「資源やエネルギーを大切に作る循環のまち」「環境にやさしいところを育み行動の環が広がるまち」を築くことを誓い、ここに環境都市練馬区を宣言します。

平成十八年八月一日

練馬区

